

令和4年版外交青書（外交青書2022）巻頭言

現在、国際社会は時代を画する変化の中にあります。世界は米中競争、国家間競争の時代に本格的に突入し、パワーバランスの変化が加速化・複雑化し、これまで国際社会の平和と繁栄を支えてきた自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的な価値や国際秩序が厳しい挑戦にさらされています。とりわけ、ロシアによるウクライナ侵略は、既存の国際秩序に対するあからさまな挑戦であり、世界に大きな衝撃を与えました。今回の侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙です。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難します。

私は、先人たちの努力により世界から得た日本への信頼を基礎に、普遍的価値を守り抜く覚悟、日本の平和と安定を守り抜く覚悟、そして人類に貢献し、国際社会を主導する覚悟、これら三つの「覚悟」を持って、対応力の高い、「低重心の姿勢」で日本外交の新しいフロンティアを切り拓く取組を進めています。

「内政」と「外交」は繋がっています。国民の皆様の支持があつてこそ、私たちは国として力強い外交を推進することができます。そして、そのためには国民の皆様との間で丁寧に「キャッチボール」を行い、しっかりとコミュニケーションを深めていくことが大切です。外交青書は、そのようなコミュニケーションを深めるための重要なツールの一つです。

令和4年版外交青書（外交青書2022）は、主として2021年の国際情勢と日本の外交活動を概観したものです。「すべての人が安全になるまで誰も安全ではない」、この強い意識の下、2021年も続いた新型コロナウイルス感染症との闘いを巻頭に特集しました。また、国際社会が直面する大きな変化、厳しさと複雑さを増す日本の安全保障環境について詳述した後、日米同盟の強化、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、中国・韓国といった近隣諸国との外交、北朝鮮をめぐる諸懸案への対応、地域外交の推進、経済安全保障を含む自由で公正な経済秩序の拡大、新型コロナ・気候変動・軍縮不拡散などの地球規模課題などの重要な外交課題に関し、過去1年間の日本の取組について記載しています。また、多くの読者に外交をより深く理解していただけるよう、東日本大震災から10年を迎えた節目の外交活動などいくつかの具体的な案件を「特集」として深掘りしました。外交をより身近に感じていただけるよう、海外で活躍される日本人の声などを伝える「コラム」も随所に盛り込んでいます。

この外交青書を通じ、国際社会でリーダーシップを発揮し、世界の平和と繁栄に寄与していく日本の姿を、内外に広く発信していきます。そして、この外交青書が、国民の皆様の日本外交への理解を深める一助となることを心から期待しています。

外務大臣

林 芳正



本書は、原則として、令和3年（2021年）1月1日から12月31日までの国際情勢及び日本が行ってきた外交活動の概観を記録するものです。ただし、一部の重要事項については、令和4年（2022年）初めまでの動きも記述しています。

本書は、巻頭特集、第1章から第4章及び巻末資料から成ります。巻頭特集では、前年版に引き続き、2021年も世界的に大きな課題となった新型コロナウイルス感染症への対応について記述しています。第1章から第4章では、2021年の日本外交の1年間の取組について簡潔に記載するとともに、特定の外交テーマについて分かりやすく解説した「特集」や世界で活躍する方々からの寄稿などを含む「コラム」を盛り込んでいます。さらに、巻末資料として要人往来や1年間の出来事をまとめた年表などを掲載しています。

本書を始め、外交青書のバックナンバーも外務省ホームページで閲覧できます。また、2022年秋を目途に本書の英語版（全文）、フランス語とスペイン語の要約版も同ホームページに掲載予定ですので、是非御利用ください。

第3章第1節の「4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用」及び第2節の「日本の国際協力」につきましては、外務省が別途発行している『日本の軍縮・不拡散外交』及び『開発協力白書 日本の国際協力』も併せてそれぞれ御参照ください。外務省ホームページ上でも閲覧可能です。

なお、本文中に登場する人物の肩書及び国名は、全て当時のものです。本書内に掲載したインターネット上のリンクやQRコードは本書発行時点のものであり、今後変更・削除される場合もあります。個人・団体からの寄稿の内容、意見については、外務省の見解を反映したものではありません。また、本書内に掲載した地図は簡易なものであり、必ずしも正確な縮尺などを反映しておりません。

外交青書バックナンバー：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/>



『日本の軍縮・不拡散外交』及び『開発協力白書 日本の国際協力』：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/report.html>





目次

巻頭特集 新型コロナウイルス感染症との闘い 2021

1	2021年の新型コロナの感染状況	2
2	外務省を始めとする日本政府の取組	3
3	新型コロナ流行下における外交	11

第1章 国際情勢認識と日本外交の展望

1	情勢認識	14
2	日本外交の展望	17

第2章 地域別に見た外交

第1節 「自由で開かれたインド太平洋」の推進 24

1	総論	24
2	日本の具体的な取組例	24
3	各国との連携・協力	25
	特集 日米豪印協力の進展	28

第2節 アジア・大洋州 29

1	概観	29
2	中国・モンゴルなど	32
3	朝鮮半島	44
4	東南アジア	57
	コラム 東方政策40周年	62
5	南アジア	64
6	大洋州	67
	特集 第9回太平洋・島サミット (PALM9: The Ninth Pacific Islands Leaders Meeting)	71
7	地域協力・地域間協力	72

第3節 北米 78

1	米国	78
2	カナダ	87

第4節	中南米	89
	1 概観	89
	2 地域機構	90
	3 中南米各国	92
	コラム 深まる絆 日・ウルグアイ外交関係樹立100周年	95
	特集 日・中南米関係の発展と展望	98
第5節	欧州	100
	1 概観	100
	2 欧州地域情勢	102
	コラム 日欧青年交流がつなぐ未来 (MIRAI) —新型コロナ流行下での取組—	104
	3 欧州地域機関との協力及びアジア欧州会合 (ASEM)	109
	コラム 日本とバルト三国との友好100周年	116
	特集 「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」と日本の欧州外交	117
第6節	ロシア、中央アジアとコーカサス	118
	1 ロシア	118
	2 中央アジア諸国及びコーカサス諸国など	121
第7節	中東と北アフリカ	125
	1 概観	125
	2 中東地域情勢	126
	特集 経済制裁下のイランにおける日本企業支援	131
	3 北アフリカ地域情勢 (エジプト、リビア、チュニジア、アルジェリア、モロッコ)	134
	コラム 日・クウェート外交関係樹立60周年	136
	コラム 日・カタール外交関係樹立50周年	137
第8節	アフリカ	138
	1 概観	138
	2 東部アフリカ地域	139
	3 南部アフリカ地域	141
	4 中部アフリカ地域	143
	5 西部アフリカ地域	143
	コラム TICAD8の開催に向けて —TICADプロセスを通じた日本のアフリカ外交のこれまで—	146



第3章 国際社会で存在感を高める日本

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	150
1	安全保障に関する取組	150
2	日米安全保障（安保）体制	150
	特集 平和安全法制施行5周年	151
3	グローバルな安全保障	157
	【地域安全保障 (p.157)、経済安全保障 (p.160)、サイバー (p.163)、海洋 (p.164)、 宇宙 (p.168)、平和維持・平和構築 (p.171)、治安上の脅威に対する取組 (p.174)】	
	コラム 日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト	158
	コラム 国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）法律小委員会議長を務めて	170
	コラム 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業に参加して	175
4	軍縮・不拡散・原子力の平和的利用	178
5	国際連合（国連）における取組	187
	特集 国連安全保障理事会 —理事会が扱う課題とその変化—	190
6	国際社会における法の支配	193
	コラム 国連の国際立法に携わって	195
7	人権	198
	特集 日本の人権外交の取組	201
8	ジェンダー平等・女性のエンパワーメント	204
第2節	日本の国際協力（開発協力と地球規模課題への取組）	207
1	開発協力	207
	【開発協力大綱と日本のODA実績 (p.207)、2021年の開発協力 (p.207)、 国際協力事業関係者の安全対策 (p.209)、主な地域への取組 (p.209)、 適正かつ効果的なODA実施のための取組 (p.214)】	
2	地球規模課題への取組	216
	【持続可能な開発のための2030アジェンダ (p.216)、国際保健 (p.218)、 労働・雇用 (p.219)、環境・気候変動 (p.220)、北極・南極 (p.225)】	
	特集 東京栄養サミット2021	221
	コラム 世界の脱炭素化に資する日本の取組	224
3	科学技術外交	226
	コラム 戦後最大の人道危機への対応	228
	コラム 新型コロナウイルス感染症の今だからこそ、地球環境保全	230
	コラム 科学技術を通じた食料システム転換・栄養改善実現への提言 —STEP Initiative by STI (Systems Transformation to Ensure Planetary health)—	232

第3節	国益と世界全体の利益を増進する経済外交	233
	1 経済外交の概観	233
	2 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進	233
	3 国際会議における議論の主導	241
	4 日本の経済的な強みの発信（日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む）	243
	5 資源外交と対日直接投資の促進	245
	コラム エネルギー憲章事務局副事務局長への廣瀬敦子氏の任命	250
	特集 外交課題としてのIUU漁業	253
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	256
	1 戦略的な対外発信	256
	2 文化・スポーツ・観光	259
	特集 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 —世界の人々の団結を象徴する大会—	267
	コラム 日本の新たな世界遺産 —自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」と文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」—	268
	特集 東日本大震災から10年を迎えて	269



第4章 国民と共にある外交

第1節	世界とのつながりを深める日本社会と日本人 ……………	276
	1 日本の成長と外国人材の受入れ……………	276
	2 国際社会で活躍する日本人……………	277
	コラム 国連の舞台を支えてきた日本人の声 国連機関で働く醍醐味 ―フィールドで働く大切さ―……………	278
	「現場第一主義」を基本に ―UNHCRの緊急援助活動とサポート体制―……………	280
	特集 目時政彦・万国郵便連合（UPU）事務局長の選出……………	281
	コラム 身近な食材で栄養改善と生計向上を ―東ティモールで「ふりかけ」作り―…	284
	コラム ベトナムにおける新型コロナウイルス感染症流行下でのボランティア活動…	285
	3 地方自治体などとの連携……………	286
	コラム 心の中で咲き続けるホストタウン ―東京2020大会を終えて―……………	289
第2節	海外における日本人への支援 ……………	291
	1 海外における危険と日本人の安全……………	291
	2 領事サービスと日本人の生活・活動支援……………	294
	3 海外移住者や日系人との協力……………	299
	4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況……………	299
	コラム 在外邦人の孤独・孤立対策 ―望まない孤独に国境はない―……………	301
第3節	国民の支持を得て進める外交 ……………	302
	1 国民への積極的な情報発信……………	302
	2 外交実施体制の強化……………	305
	特集 外務省外交史料館50年のあゆみ……………	306
	3 外交における有識者などの役割……………	309
	コラム 公邸料理人 ―外交の最前線の担い手として―……………	310
	コラム 外交拠点・大使館を「創る」 ―宮繕技官の仕事―……………	311

慰安婦問題 参考資料	314
旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料	316
国際機関などに対する抛出現績 令和2年度外務省抛出現績・国際機関などにおける2020年の日本の抛出割合	318
グローバルな課題の解決に向けて ―国際機関で働くという選択肢―	320
外務省における採用情報	322
地方創生支援事業一覧	324

巻頭特集

新型コロナウイルス感染症との
闘い2021



NO ONE IS SAFE UNTIL EVERYONE IS SAFE

新型コロナウイルス 感染症との闘い2021



2021年、日本そして世界は引き続き新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響を大きく受けた。この未曾有の危機に際し、外務省は、海外において危機にさらされた日本人の保護に引き続き取り組むとともに、「誰一人取り残さない」という考えの下、開発途上国を含めたワクチン、診断薬、治療薬への公平なアクセスの確保のための支援や、将来のパンデミックへの国際的な備えと対応を強化し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成するための取組を行ってきた。本巻頭特集では、2年目を迎えた、新型コロナとの闘いを振り返る。

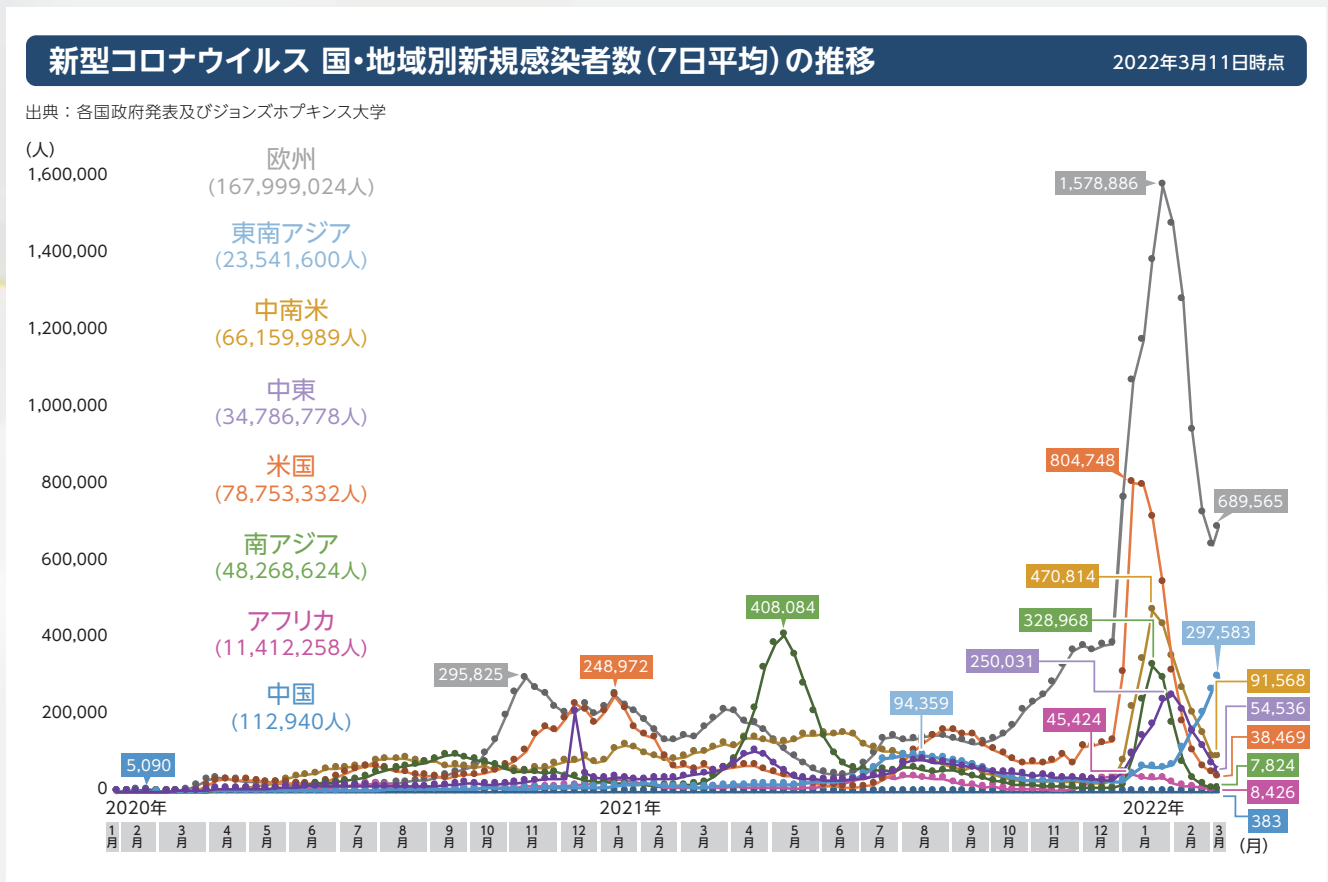
1 2021年の新型コロナの感染状況

2021年の新型コロナの感染状況は、ワクチン接種の進展に伴い、感染の減少傾向が見られた時期・地域もあったが、強い感染力を持つ変異株の発生により、世界的な感染拡大が続いた。4月上旬、インドではデルタ株の感染が拡大し、5月には、1日当たりの新規感染者数は約40万人に達した。その後、ワクチン接種率が比較的高い米国や欧州でも感染の再拡大が見られる中、11月24日に南アフリカからWHOへ最初に感染例が報告されたオミクロン株の出現により、12月以降、欧州や北米、中南米、中東、アジアなど世界各地で新規感染者数が急増した。このような状況を受け、各国・地域は追加的な（3回目）ワクチン接種の促

進や、感染予防対策と経済社会活動との両立に苦慮するなど、引き続き困難な舵取りを迫られている。

日本もまた例外ではなく、2021年を通じ、感染拡大と収束が繰り返されることとなった。それに伴い、感染拡大や医療保健体制への影響が顕著となった多くの自治体に対し、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が適用された（東京都への緊急事態措置の適用は1月8日から3月21日及び4月25日から9月30日まで）。特にデルタ株への置き換わりなどにより7月から8月にかけて感染が急拡大し、8月20日には全国で1日当たり25,975名の新規感染者を記録した。その後、感

新型コロナウイルス 国・地域別新規感染者数(7日平均)の推移



感染者は急速に減少したが、12月以降のオミクロン株の世界的な流行により、2022年1月になると新規感染者数がかつてないペースで全国的に急増し、全国の34都道府県でまん延防止等重点措置が適用されたが、2月以降1日当たりの新規感染者数は緩やかに減少し、3月21日にはまん延防

止等重点措置が全国で解除された。

3月11日時点で世界の累積感染者数は約4億5,097万人(日本国内では約561万人)、累積死亡者は約601万人(同約25,700人)を超えている。

2 外務省を始めとする日本政府の取組

1. 海外在留邦人に対するワクチン接種及び帰国支援

新型コロナのワクチン接種が各国で進められる中、2021年7月、日本政府は、海外在留邦人などのうち、様々な事情により現地でのワクチン接種に懸念などを有する人々を対象に、日本国内において企業などが実施する職域接種の会場で海外在留中の社員などが接種を受けることを可能とした。

また、8月には羽田空港及び成田空港でワクチン接種の機会を提供する事業を開始した。本事業では、世界各地でワクチン接種証明書の利用が進み、渡航時や滞在先での施設利用時などに接種証明書が必要となる場面が増えていることを踏まえ、在留邦人などが安心して居住国・地域において経済社会活動を送ることができるよう、

利用者が2回目のワクチン接種後に会場で接種証明書を受け取ることができる体制を整えた。これまで合計約35,000回のワクチン接種を行うとともに、約18,000件の接種証明書を発行した(2022年2月末時点)。

さらに外務省は、各国の感染状況や治安情勢などの国内情勢を踏まえつつ、在留邦人などの帰国支援を行った。

在インド日本国大使館及び総領事館は、5月にインドでデルタ株による感染者が急拡大したことを受け、在留邦人に対して一時帰国を勧奨すると

ともに、希望する邦人が円滑に出国できるよう、PCR検査の受検が可能な検査機関などについての情報提供や、邦人専用のPCR検査場の開設などの対応を行った。

また、在インドネシア日本国大使館は、7月から8月にかけて、インドネシアにおける新型コロナの感染が急拡大し、帰国を希望する在留邦人が増加する中、日系航空会社の特別便の運航による在留邦人の帰国を支援した。この特別便は、あわせて計9便運航され、約1,000人の在留邦人の帰国が実現した。

COLUMN

インド：在外公館と在留邦人の団結

デルタ株の影響を最初に受けたインドにおいて危機を乗り越える鍵となったのは、新型コロナ流行下で培われてきた日本大使館・各総領事館(在外公館)と邦人社会の団結でした。

インドにおける感染は、2021年5月からデルタ株により爆発的に拡大しました。1日の新規感染者は40万人を超え、全国の病床が埋まり、酸素ボンベを奪い合う患者の映像も報道で流れました。新型コロナ発生直後、国際旅客便のみならず国内便の運航も停止となり、約1万人の在留邦人の帰国ルート確保が急務となる中で、大使館は、臨時便運航のため日系航空会社と連携するとともに、地方から陸路でデリー空港へ続々と移動する邦人のために、インド政府の許可を取付け、州境に館員を派遣して通過を支援しました。日系航空会社も様々な感染対策を講じ臨時便の運航を継続しました。このような日系航空会社の対応には大変感謝しています。

こうした取組を通じて培われた邦人社会との連携を基礎とし、大使館・各総領事館は、日系医療サービス会社との間でも感染状況などに

する情報共有の仕組みを構築し、在留邦人に対しインド国内の医療提供体制など(空床状況など)に関する情報を定期的に提供しました。

また、インド国内のPCR検査機関が機能不全に陥ったため、現地の日本商工会は帰国時の検査を受けられない邦人のためにPCR検査事業を立ち上げ、大使館がこれを支援しました。さらに、邦人の重症化を防ぐため、大使館と各総領事館が邦人の感染状況のリアルタイムでの把握に努め、入院中の邦人には大使館の医務官が病院や日系医療サービス会社と連携して対応しました。

これら全ての取組は邦人社会と在外公館との連携によって実現したものです。



PCR検査場の様子(写真提供:インド日本商工会)

2. 開発途上国に対する支援

新型コロナの世界的な感染拡大は、保健・医療体制が脆弱な開発途上国の人々の命・生活・尊厳を脅かし、人間の安全保障に対する危機となった。また、それに伴う世界的な経済活動の停滞も、経済基盤が脆弱な開発途上国にとって大きな打撃となった。危機に晒される開発途上国

への支援は国際社会全体が一致して取り組むべき課題であり、日本は、開発途上国に対するワクチンの供与、保健・医療システムの強化、経済活動の維持・活性化・強靱化に向けた支援を実施している。

ワクチンへの公平なアクセスの確保に向けた取組

「すべての人が安全になるまで誰も安全ではない」(公平なアクセス及び協力に関するG7外務・開発大臣声明(2021年5月5日、ロンドン))

新型コロナは、ある国や地域で収束したとしても他の国や地域で猛威を振るっていけば、変異株の発生も相まって、収束したはずの国や地域で再拡大するリスクがある。したがって、新型コロナの収束には、世界全体で、ワクチンなどへの公平なアクセスや普及を進めることが重要であり、そのための国際的な協力や連携が必要となる。

日本は、世界全体で安全性、有効性及び品質が保証されたワクチンへの公平なアクセスを確保すべく、COVAXファシリティ^{*1}に対し、その設立以来、制度設計における協力、資金拠出やワクチンの現物供与など様々な貢献を行ってきた。2021年6月、日本は、Gavi^{*2}とともにCOVAX ワクチン・サミット(AMC増資首脳会合)をオンライン形式で共催した。菅総理大臣から、新型コロナとの闘いにおける国際社会の更なる連帯とコミットメントを呼びかけた結果、各国政府及び民間セクターから多くの追加の資金拠出が表明

され、COVAXファシリティが2021年末までに18億回分(開発途上国の人口約30%相当)のワクチンを確保する上で必要な資金調達目標(83億ドル)を大きく超える96億ドルの確保を達成した。このサミットにおいて日本は、COVAXファシリティに対する8億ドルの追加拠出を発表し、既に拠出済みの2億ドルと併せ合計10億ドルの資金貢献にコミットしたほか、各国・地域に対し日本国内で製造したワクチンを、3,000万回分を目処にCOVAXなどを通じて供与することを発表した。さらに9月には、国連総会においてワクチン供与総数を3,000万回から合計6,000万回分に引き上げることを発表しており、2022年2月末現在、アジア、中東、中南米、アフリカなどを含む26か国・地域に対し、日本で製造したアストラゼネカ社製のワクチン計約4,200万回分を供与した。

ワクチンの公平な供給には、こうした調達や分配に関する国際協力だけでなく、各国国内での輸送などを含む包括的な取組が重要である。日本は、新型コロナワクチンを、より確実、迅速に人々に届けるための協力「ラスト・ワン・マイル支援」として、アジア・大洋州、中南米、中東、

*1 COVAXファシリティ(COVID-19 Vaccine Global Access Facility):新型コロナワクチンへの開発途上国を含めた公平なアクセスの確保のため、Gaviワクチンアライアンスを中心に、WHO、UNICEF、CEPIの協力の下で運営されている資金調達及び供給調整メカニズム。ワクチンの購入量と市場の需要の保証を通じ規模の経済を活かして交渉し、迅速かつ手頃な価格でワクチンを供給する仕組み

*2 Gavi(the Global Alliance for Vaccines and Immunisation):開発途上国における予防接種を支援する官民パートナーシップ。「Gaviワクチンアライアンス」とも呼ばれる。<https://www.gavi.org/our-alliance/about>



これまでのワクチン供与実績

直接供与

※単位は「万回分」。数値はいずれも概数。供与日は日本からの空輸日。(2022年2月25日時点)

供与先国・地域	累積供与数	供与日
台湾	420	2021年6月4日から10月27日
ベトナム	735	2021年6月16日から2022年1月26日
インドネシア	688	2021年7月7日から2022年1月19日
マレーシア	100	2021年7月1日
フィリピン	308	2021年7月8日から10月30日
タイ	204	2021年7月9日から10月15日
ブルネイ	10	2021年9月24日

COVAXファシリティを通じた供与(予定分を含む)

※単位は「万回分」。数値はいずれも概数。供与日は日本からの空輸日。(2022年2月25日時点)

供与先国・地域	累積供与数	供与日	
東南アジア	カンボジア	132	2021年7月23日から12月18日
	ラオス	94	2021年8月3日から12月21日
	東ティモール	17	2021年8月11日
南西アジア	バングラデシュ	455	2021年7月23日から12月20日
	ネパール	161	2021年8月5日から8月21日
	スリランカ	146	2021年7月31日から8月7日
	モルディブ	11	2021年8月21日
中央アジア	タジキスタン	50	2022年2月19日
大洋州島嶼国	ソロモン	6	2021年8月24日
	フィジー	6	2021年8月20日
	トンガ	5	2021年8月21日から2022年2月12日
	キリバス	6	2021年8月18日
	サモア	11	2021年8月17日
中南米	ニカラグア	50	2021年12月22日
中東	イラン	361	2021年7月22日から2022年1月13日
	シリア	15	2021年12月24日
アフリカ	エジプト	70	2021年12月25から27日
	マラウイ	28	2022年2月24日
	ナイジェリア	86	2022年2月22日
	カメルーン	7	準備が整い次第順次輸送

アフリカ地域において、保冷用冷蔵庫や運搬車両などのコールドチェーン（低温物流）に必要な機材の整備や機材保守などの人材育成、ワクチンの接種能力の強化などに係る協力も展開している。

主要な国際的な枠組みにおいても、ワクチンへの公平なアクセスの確保に向けた協力が深まっている。

6月のG7サミットで採択された「G7カーブスベイ首脳コミュニケ」では、G7として2022年にかけて少なくとも8億7,000万回分のワクチンの直接的な供与にコミットすること、少なくともその半分を2021年末までに、主にCOVAXを通じて、最も必要とする人々に届けるという目標が盛

り込まれた。また、11月のG20サミットでは、日本を含む各国が、2022年中頃までに全ての国の人口の70%にワクチンを接種するとの目標に向け、進捗を促すための措置をとっていくことが合意された。

さらに、9月の第2回日米豪印首脳会合では、日米豪印がワクチン供与や資金拠出を通じて、インド太平洋地域における、安全性、有効性、品質が保証されたワクチンへの公平なアクセスの確保に向け大きな役割を果たしていることを確認するとともに、ワクチンの生産拡大、インド太平洋地域への供給を含め、新型コロナ対策において引き続き協力していくことで一致した。



COVAXワクチン・サミット(6月)

開発途上国の中長期的な保健・医療システム強化に向けた支援

日本は、開発途上国の中長期的な保健・医療システムを強化すべく、X線撮影装置、人工呼吸器、PCR検査装置などの保健・医療関連機材を無償供与している。

また、国際協力機構（JICA）は、開発途上国における新型コロナの重篤患者の治療体制を強化するため、医療従事者の対応力の強化や集中治療室（ICU）などの医療設備の整備に取り組んでいる。2021年には、インドネシア、セネガル、メキシコなど10か国において遠隔ICUシステムを活用した技術協力プロジェクトを開始し、集中治

療に従事する医師・看護師と、日本の集中治療専門医・看護師を通信システムでつなぎ、集中治療に関する研修や技術的助言、また臨時用のICUなどの設備や資機材の整備を進めている。

さらに、東南アジア地域において、日本の協力によって設立される予定の東南アジア諸国連合（ASEAN）感染症対策センターが、同地域の感染症対策の中核として機能するよう、ASEAN各国の公衆衛生担当者向けの研修などを実施している。

日本によるワクチン供与

—世界各地からの感謝の声の紹介—

世界全体での新型コロナの収束のためには、あらゆる国・地域において、安全性、有効性、品質が保証されたワクチンへの公平なアクセスが重要です。日本は、こうした考えの下、2021年6月以降2022年2月末までに、東南アジア、南西アジア、大洋州、中南米、中東、アフリカを含む26か国・地域に対し、COVAXなどを通じて計約4,200万回分のワクチンを供与しました。日本からのワクチンが届いた各国・地域では、ワクチンの到着や引渡式典の様子が現地のテレビや新聞などのメディアで大きく報じられたほか、SNSなどを通じてたくさんの感謝の声が寄せられました。

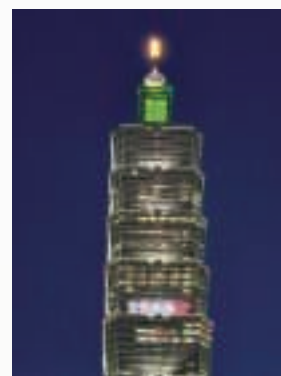
例えば、スリランカでは、日本から供与したワクチンの空港到着の様子や、ラージャパクサ大統領臨席の下で開催された引渡式典が、現地主要メディアにおいてトップ記事として取り上げられました。また、スリランカ国民からSNSなどを通じて、「困難な時期に日本の人々が寄り添ってくれたことに大変感謝」、「両国は素晴らしい関係を築いており、両国の明るい未来のために貢献したい」など数多くの感謝の声が寄せられました。

また計6回、累計約420万回分の供与が行われた台湾では、日本からのワクチンが届くたびに、台湾のランドマークタワーである「台北101」

の壁面に「台日^{きずな}の絆」、
「台日友好」など、日本の支援と友情に謝意を表すメッセージが灯されました。

日本の支援は、ワクチン供与にとどまりません。ワクチンを接種現場まで届けるためのコールド・チェーン体制の整備や接種能力強化などを行う「ラスト・ワン・マイル支援」を、2021年12月末までに59か国・地域で実施しました。

例えば、カンボジアでは、ワクチン供与に加え、国連児童基金 (UNICEF) を通じて、ワクチン保管用冷蔵庫の保健所への供与や、カンボジア政府及び地方自治体の担当者に対するコールド・チェーン機材とワクチン在庫管理に関する研修なども実施しています。このようなワクチン接種能力強化のための包括的な支援に対し、カンボジアのエッセンシャル・ワーカーの皆さんからもたくさんの感謝の声が寄せられています。



台北101に映写されたメッセージ
(7月、写真提供:台北101
(Photo: Taipei 101))



日本からのワクチン到着を歓迎する
グナワルダナ外相、ワンニアーラッチ
保健相と杉山駐スリランカ日本国大使
(7月31日、スリランカ空港)



スリランカ大統領府で行われた引渡式
(8月2日)



カンボジア国営テレビによる引渡式
典の生中継(三上駐カンボジア日本国
大使とフン・セン首相 7月23日、写真
提供:カンボジア国営放送 (TVK))

開発途上国の経済活動の維持・活性化・強^{じん}靱化に向けた支援

日本は、経済的基盤が脆弱な開発途上国の経済活動の維持・活性化・強靱化を支援すべく、二国間借款の供与や、債務支払を猶予する国際的なイニシアティブの実施を通じ、開発途上国の経済活動の再興を後押ししている。

日本は、2020年4月から2022年3月までの2年間で最大7,000億円を支援する新型コロナウイルス危機対応緊急支援円借款を設立し、世界各地の開発途上国に対して、保健システム強化や経済活動の維持・活性化に資する資金を機動的に供給している。同円借款は、低い金利(0.01%)、アンタイト^{*3}の調達条件など、開発途上国に有利な条件で供与するものであり、2021年もパプアニューギニア、ホンジュラス、ヨルダンなどに供与し、新型コロナの感染拡大の影響を受ける開発途上国における経済活動の維持・活性化に貢献した。

また、特に財政状況が最も脆弱な開発途上国においては、海外からの直接投資や観光客の減少、貿易取引の落ち込みなど、マクロ経済を取り巻く環境が悪化し、多くの国で債務返済の負担が増加している。こうした状況を踏まえ、2020年4月、G20財務大臣・中央銀行総裁会議及び主要債権国の集まりであるパリクラブは、債務支払猶予イニシアティブ(DSSI)^{*4}に合意し、2020

年5月1日から同年12月31日までの間に支払期限が到来する低所得国の公的債務の支払を猶予した。DSSIの支払猶予対象期間は、同年10月、2021年1月1日から同年6月末までを含める延長が合意され、さらに、2021年4月、2021年7月1日から同年12月末までを含める最終延長が合意された。日本としても、これらの合意を踏まえ、2021年も透明性を高く保ちつつ着実に対象国への支払猶予措置を実施した。

2020年11月、G20財務大臣・中央銀行総裁会議及びパリクラブは、多くの低所得国における新型コロナ危機の規模、顕著な債務脆弱性及び経済見通しの悪化を踏まえ、国ごとの事情に応じ、DSSIを越える債務措置が必要との認識の下、「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」を承認した。「共通枠組」は、全ての公的な二国間債権者が参加し、共通の条件で債務措置を実施すること、民間債権者が公的債権者と少なくとも同程度の措置を実施することなどを明確にしており、今後は全ての債権者が「共通枠組」に沿った債務措置を確実に実施していく必要がある。2022年3月末時点で、チャド、エチオピア、ザンビアの3か国が「共通枠組」の下での債務措置を申請し、パリクラブ参加国以外の二国間債権者を含めた協議が進められている。

将来のパンデミックへの国際的な備えと対応の強化

新型コロナの世界的な感染拡大のような将来のパンデミックに対する国際的な備えと対応を強化するためには、各国の保健・財務当局間の連携を図りながら、WHO改革を含む国際保健枠組の強化を行い、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に向けた取組を力強く進めていくことが重要である。

6月のG7コーンウォール・サミットでは、「G7カーブスベイ保健宣言」が発出され、効果的な多国間の行動及び強化された国際保健システムを通じ、将来のパンデミックへのより適切な予防、探知及び対応、並びにそこからの回復のための共同防衛強化を目指した行動をとることへのコミットメントが表明された。

^{*3} アンタイト:物資及びサービスの調達先が国際競争入札により決まる援助のこと。一方、「タイト」は、これらの調達先が援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指す。

^{*4} DSSI:Debt Service Suspension Initiative

また、10月のG20ローマ・サミットでは、パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）に関する課題についての対話と国際協力の強化、財務省及び保健省の間の連携体制の発展、パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）のための資金の効果的な管理の奨励などを目的として、「G20財務・保健合同タスクフォース」が設立された。

また、日本はWHOにおける国際保健の枠組み強化の議論にも貢献している。12月のWHO特別総会においては、パンデミックへの備えと対応に関する国際文書を検討するための政府間交渉会議の設立が全会一致で決定され、今後、WHOの下で具体的な作業が開始される予定である。同時に、国際保健規則（IHR）の遵守と履行の強化に関する議論にも貢献していく。

さらに、日本政府は2021年12月に東京栄養サミット2021を主催し、「栄養は個人の健康と福祉の基礎である」という理念のもとに東京栄養宣言を発出した。栄養サミットでは、栄養改善を通じて免疫力を向上させ、将来の感染症に備えるとともにUHCの達成に繋げるべく、国際社会の様々なステークホルダーと活発な議論を行った。

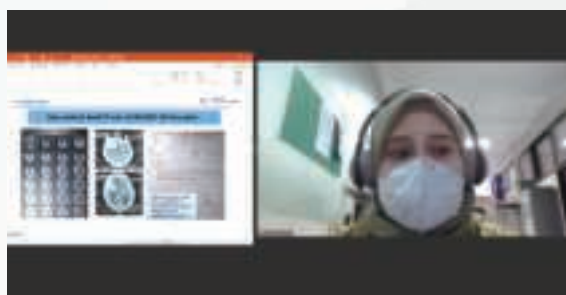
このように日本は、日本の経験や知見を踏まえつつ、パンデミックを含む次なる公衆衛生危機に対する予防・備え・対応（PPR）を強化し、健康安全保障に資するグローバルヘルス・アーキテクチャーの構築に貢献していく。



東ティモールに供与した保冷トラックにより、オーストラリアからのワクチンが運搬される様子
(写真提供:医薬品・医療器材サービスセンター (SAMES))



東ティモールに供与した車両とワクチン運搬庫を活用しワクチンを運搬する様子
(写真提供: JICA)



日本人医師のリモート研修を受けるインドネシアの医師
(写真提供: JICA)



東ティモールに供与したワクチン運搬庫
(写真提供: JICA)

3 新型コロナ流行下における外交

2021年、新型コロナの世界的な拡大は、日本を含む各国の外交活動に引き続き大きな制約を課した。

こうした中であっても、テレビ会議や電話会議を活用した首脳・外相会談などが活発に開催され、2021年、菅総理大臣は40回以上、岸田総理大臣は20回以上、また、茂木外務大臣は60回以上、林外務大臣は20回以上のテレビ会議や電話会談を行った。一方、各国の首脳・外相との信頼関係の強化などのために対面外交が重要であることは言うまでもなく、その時々国内外の感染状況などを見つつ感染予防対策を徹底した上でハイレベルの外国訪問を実施した。菅総理大臣は4月に米国、6月に英国（G7首脳会合）、9月に米国（日米豪印首脳会合）を訪問し、岸田総理大臣は11月に国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）出席のため英国を訪問した。外務大臣レベルの訪問は更に多く、茂木外務大臣は1月の中南米、アフリカ訪問に始まり、9月の国連総会出席のための米国訪問まで計27か国を訪問し、林外務大臣も12月にG7外務・開発大臣会合出席のため英国を訪問した。

多くの国際会議も、オンライン形式やハイブリッド形式（対面とオンラインの併用）で開催された。日本も、2020年から延期された第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称「コンGRES」）を3月に京都で（176ページ 第3章第1節3（7）イ参照）、同じく延期された東京栄養サミット2021を東京で、それぞれハイブリッド形式により開催した（221ページ 特集参照）。

同じく開催が1年延期された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）は、感染対策を徹底した上で7月から9月にかけて開催され、多くの人々に感動をもたらすとともに人類が大きな困難に立ち向かう中、世界の人々の団結を象徴するものとなった（267ページ 特集参照）。また、東京2020大会に際し、訪日した各国・機関要人との間で首脳会談や外相会談を直接対面で実施できたことは、対面での外交活動が制限される中で、貴重な機会となった*5。

*5 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて、14か国・2国際機関から計18人の首脳級要人など、92か国・地域からスポーツ大臣などが訪日し、菅総理大臣は14件の会談などを実施し、茂木外務大臣は6件の会談などを実施した。

第1章

国際情勢認識と 日本外交の展望



国際情勢認識と日本外交の展望

日本が政治、安全保障及び経済上の国益を確保し、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値に基づいた、日本にとって望ましい国際秩序を維持・発展させていくためには、国際情勢の変化・潮流を冷静に把握し、その変化に適応しながら、戦略的に外交を展開していく必要がある。

日本を取り巻く国際情勢認識及び日本外交の展望について概観する。

1 情勢認識

現在、国際社会は時代を画する変化の中にある。自由で開かれた安定的な国際秩序の下、中国を始めとする新興国・開発途上国は、グローバル化の恩恵を受けて力を蓄え、存在感を増している。その結果、世界は、米国が圧倒的な政治力・経済力・軍事力により先進民主主義国と共に主導力を発揮して国際社会の安定と繁栄を支える時代から、米中競争、国家間競争の時代に本格的に突入した。

加えて、2022年2月にロシアがウクライナを侵略した。独自の世界観、歴史観に基づき、外国に政策や体制の変更を要求し、それが実現しないと見るや武力を行使して他国の国土に侵攻し、多くの一般市民を犠牲とする深刻な人道上の危機に至る被害を相手国に与え、国境線の変更や自国の勢力圏の拡大を図る。このことは、人類が過去1世紀にわたり築き上げてきた

武力の行使の禁止、法の支配、人権の尊重といった国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、決して許されない。ウクライナへの侵略は、欧州の安全保障の構図を根本的に覆すのみならず、冷戦後の世界秩序を脅かすものであり、歴史の大転機であると言える。

同時に、気候変動、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）、軍縮・不拡散といった地球規模課題への対応や、新型コロナの打撃を受けた経済秩序の再構築は引き続き国際社会の喫緊の課題となっている。国際協力・協調の重要性がこれまで以上に高まっている一方で、こうした分野においても国家間の主導権争いが見られるようになっている。

(1) 既存の国際秩序をめぐる動き

(ア) 透明性を欠く軍事力の強化や一方的な現状変更の試み

これまで国際社会の平和と安定を支えてきた法の支配を始めとする国際関係における基本原則が、挑戦を受けるようになってきている。とりわけ、日本の周辺には、強大な軍事力を有する国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化が顕著となっており、日本を取り巻く安全保障環境は格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している。

ロシアによるウクライナ侵略は、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、欧州のみならず、アジアを含む国際秩序の根本を揺るが

す暴挙である。プーチン政権の下でロシアは冷戦後失った勢力圏を取り戻すべく、周辺国の領土の一体性を毀損する動きを積み重ねており、ロシアを取り巻く地域に深刻な懸念を呼び起こしている。

中国は、国防費を継続的に増大させ、軍事力を広範かつ急速に強化・近代化しており、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における優勢の確保を目指している。既存の国際秩序と相容れない独自の主張に基づき、東シナ海、南シナ海などの海空域では、力を背景とした一方的な現状変更の試みを継続するとともに、軍事活動を拡大・活発化させており、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念材料となっている。

また、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を依然として行っていない。北朝鮮は、2021年には関連する国連安保理決議に違反する弾道ミサイル技術を用いた発射を4回行った。2022年に入ってから、北朝鮮は極めて高い頻度で、新たな様態での発射を繰り返しており、1月には立て続けに弾道ミサイルを6回、2月27日及び3月5日には、その最大射程ではなかったもののICBM級弾道ミサイルを発射した。さらに、同月24日には、新型とみられるICBM級弾道ミサイルを発射し、同ミサイルは日本本土から約150キロメートルの排他的経済水域（EEZ）内に落下したものと推定される。このような事態を更に悪化させる弾道ミサイル発射を含め、一連の北朝鮮の行動は、日本、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。

(イ) 安全保障の裾野の拡大

デジタル化社会への本格的な移行は、安全保障の裾野を従来の伝統的な軍事中心のものから、経済や新興技術分野にまで拡大した。これらは非国家主体をも巻き込んで広がりを見せており、ますます重要なものとなってきている。

第一に、重要・新興技術の保護・育成が国家

の安全保障にも大きな影響を及ぼしつつある。5G（第5世代移動通信システム）、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、量子技術などの技術革新は、社会や日常生活に本質的な変化をもたらすのみならず、国家の競争力にも直結し、さらには軍民両用技術として軍事力を強化する動きにつながっている。

第二に、グローバル・サプライチェーンの拡大・精緻化に伴い、経済的な依存関係を利用した威圧のリスクが高まっている。恣意的な貿易制限措置は、公正な輸出や輸入にとってのリスクであり、経済安全保障の観点から、国民の生存や国民生活・経済活動にとって重要な物資の安定供給を確保することの重要性が増している。各国は、戦略的自律性や戦略的不可欠性の確保に向け、自由で公正な経済圏の維持・拡大、既存の国際法との整合性なども念頭に置きつつ、経済安全保障上の取組を進めている。また、サプライチェーンの強靱化に向けて、有志国間の協力を拡大する動きも見られる。

第三に、サイバー空間における悪意のある活動・攻撃や偽情報の拡散による世論の攪乱・誘導といった新たな脅威が顕在化している。とりわけ、ソーシャルメディアなどを通じて偽情報が選挙に影響を及ぼすことは、民主主義に対する深刻な脅威と認識されている。選挙への直接介入のみならず、日常的な偽情報への暴露が国民の正常な意思決定を阻害する危機感から、民主主義社会において対策が進められている。

第四に、国際的なテロの脅威も引き続き深刻な状況にある。新型コロナウイルスの長期化による格差・貧困の拡大、人種民族問題の顕在化による社会的分断は、テロや暴力的過激主義の拡大リスクを高めている。また、インターネットやSNSへの依存が高まる中で、これらを悪用した過激思想の拡散やテロ資金の獲得といった問題も生じている。

(ウ) 普遍的価値への挑戦

現在の国際社会の繁栄と安定の基礎を提供してきた自由、民主主義、人権といった普遍的価値も課題に直面している。グローバル化に伴う

格差や貧困といった問題が拡大する中、急激に進展するデジタル化は、生活の利便性の向上に大きく貢献した一方、こうしたグローバル化の負の側面を加速化する結果も生み出すとともに、それと知らないままに人々をバイアスのかかった情報にさらし、イデオロギーに基づく世論の分断を助長している側面もある。

(工) 地球規模課題への対応をめぐる動き

気候変動を始めとする地球規模課題の深刻さは国際社会に共有され、多国間協力による解決に向けた努力が続いている。気候変動は、今後長期にわたり国際社会の政治的・経済的リソースが注がれ、イノベーションや経済成長の中核ともなり得る分野であることから、国際的な規範・規格の形成、あるいは投資環境整備などでの主導権をめぐり、主要国間の競争も加速している。10月31日から開催されたCOP26では、パリ協定のルールブックが完成に至ったが、2週間にわたり厳しい交渉が行われた。

新型コロナ対応をめぐるのは、COVAX ファシリティを通じた低所得国などへのワクチン供給が2022年1月に10億回分に達するなど、ワクチンへの公平なアクセスに向けた国際協力が進んでいる。同時に、新型コロナへの対応の中で、世界的な感染症拡大のような喫緊の地球規模課題への対応が、国際社会における各国の政治的発言力・影響力を左右するようになっている。

(2) 社会・経済的変動と外交

(ア) 国内の社会様相と外交

上述のとおり、世界の繁栄を支え、新興国の台頭の背景にもなってきたグローバル化は、一方で、各国国内で格差や貧困の拡大といった負の現実をもたらした。グローバル化の恩恵を十分に受けていないと感じる国民層の不満は、イデオロギーにも触発された敵味方の二分論を生み出しつつ、各国内の分断を深刻化させている。また、長期化する新型コロナの流行によ

り、反グローバル化に端を発する内向き志向が、一層力を増している。デジタル化の恩恵により人々の生活の利便性が高まり社会の価値の多様化が進む一方、大量の情報の中で人々の確認バイアス¹が高まり、社会における寛容性が小さくなったとも言われている。こうした国内の社会様相は、外交政策の形成過程や政策に関するコンセンサス形成にも、これまで以上に影響を与えている。

新型コロナからの回復、さらには国内の分断の克服に向け、各国では相次いで新たな国内経済政策が発表されている。米国では、超党派のインフラ投資・雇用法が11月に成立し、また社会保障・気候変動関連歳出法案である「より良い回復 (Build Back Better)」法案についても引き続き議会内で調整が続いている(2022年3月現在)。また、EUも1月から、新型コロナ後の経済復興計画である「次世代のEU」(復興基金)の運用を開始した。こうした新たな政策が、各国の社会様相、更には外交政策にいかなる影響をもたらすのか、今後の動向が注目される。

(イ) 経済秩序の再構築

新型コロナにより大きなダメージを受けた世界経済は、2020年の3.1%のマイナス成長から、2021年は5.9%のプラス成長見込み(いずれも国際通貨基金(IMF)発表)に転じるなど回復の兆しが見られた。しかし、引き続き、新たな変異株への懸念などの不確実な要素があり、また国・地域によっても回復状況が大きく異なるなど、予断を許さない状況にある。

新型コロナの影響で顕在化したサプライチェーンの脆弱性は、経済回復の遅延要因となるばかりでなく、必需品の国内確保を優先する各国による一方的な貿易制限措置を助長している。

デジタル分野や気候変動対策分野といった、世界経済成長を牽引する、新たな成長市場の出現は世界経済にとっての希望である一方で、対

¹ 確認バイアス：ある仮説を検証する際に、多くの情報の中からその仮説を支持する情報を優先的に選択し、仮説を否定する情報を低く評価あるいは無視してしまう傾向のこと。(出典：時事用語辞典)

処すべき課題も明らかとなっている。デジタル分野においては、その潜在力を十全に活用するために、「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」の実現に向けた国際ルール作りや、リスク管理としてのサイバーセキュリティ対策が急務となっている。また、脱炭素社会への移行を新たな経済機会とするための政策転換が各国で進む中、必要となるエネルギー・鉱物資源の安定的な確保を始めとする課題も顕在化している。

2 日本外交の展望

国際社会が時代を画する変化と課題に直面する中で、日本は、各国・地域との連携を図りながら、自らの目標の実現に向けた外交を進めていかなければならない。

日本は、戦後一貫して平和国家としての道を歩み、アジア太平洋地域や国際社会の平和と安定に貢献してきた。人間の安全保障の理念に立脚した開発途上国への開発協力を行うとともに、国際的なルール作りの主導や開発途上国の能力構築支援などを通じて持続可能な開発目標(SDGs)の達成も含めた地球規模課題に取り組んできた。また、軍縮・不拡散や国際的な平和構築の取組にも貢献してきた。こうした努力により世界から得た日本への「信頼」は、今日の日本外交を支える礎となっている。

今般のロシアのウクライナへの侵略により、国際社会が、長きにわたる懸命な努力と多くの犠牲の上に築き上げてきた国際秩序の根幹が脅かされている。事態の展開次第では、世界も、そして日本も、戦後最大の危機を迎えることになる。今回のような力による一方的な現状変更を、いかなる地域においても決して許してはならない。日本を含む国際社会の選択と行動が、今後の国際秩序の趨勢を決定づけることになる。

岸田内閣は、その基本方針の中で、この「信頼」を基礎に、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を守り抜く覚悟、日本の領土、領海、領空及び国民の生命と財産を断固として守り抜く覚悟、そして、核軍縮・不拡散や気候変動など地球規模の課題に向き合い、人

類に貢献し、国際社会を主導する覚悟を持って、外交・安全保障を展開することを表明している。これら「三つの覚悟」を持って、厳しさと複雑さを増す国際情勢の中で、対応力の高い、「低重心の姿勢」で、日本外交の新しいフロンティアを切り拓いていく。日本として、普遍的価値を共有するパートナーとの結束を強め、力による一方的な現状変更の試みに対抗する国際社会の取組を主導していく。

(1) 厳しさを増す安全保障環境への対応

日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、地域と国際社会の平和と繁栄にも大きな役割を果たしている。地域の安全保障環境が厳しさと不確実性を増す中で、日米同盟はこれまで以上に重要になっている。

1月のバイデン政権発足以来2022年2月末までに、日米は首脳会談を8回(うち3回は電話会談、1回はテレビ会談)、外相会談を15回(うち9回は電話会談)、「2+2」を2回(うち1回はオンライン)行うなど、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続しており、日米同盟は史上かつてなく強固なものとなっている。日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するとともに、日本の平和と安全の確保、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現、新型コロナや気候変動への対応などの課題に対し、日米両国の強固な信頼関係の下、緊密に連携・協力していく。

その中で、普天間飛行場の辺野古移設を始めとする在日米軍再編について、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減のため、今後とも日米で緊密に連携して取り組んでいく。

また、日本を取り巻く厳しい安全保障環境に対処するには、日本自身の防衛力の抜本的な強化も必要であり、国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の改定が重要である。

(2) 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の推進

インド太平洋は、世界人口の半数を擁する世

界の活力の中核であると同時に、各国の「力」と「力」が複雑にせめぎ合い、力関係の変化が激しい地域でもある。この地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現し、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことが重要である。

こうした観点から、日本は、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を、考え方を共有する国々と連携しつつ戦略的に推進してきている。この構想は今や、米国、オーストラリア、インド、ASEAN、EU及び欧州の各国などとも共有され、国際社会において幅広い支持を集めており、様々な協議や協力が進んでいる。ポスト・コロナの時代に向けて、このビジョンの意義、重要性はますます高まっており、二国間や日米豪印を含む様々な多国間対話の機会を捉え、その実現に向けた取組を一層推進していく。

(3) 近隣諸国などとの関係

日本の平和と繁栄を確保していく上では、近隣諸国との間で、安定的な関係を築いていくことが重要となる。

〈中国〉

日中両国間には隣国であるが故に様々な懸案も存在する。尖閣諸島周辺海域を含む東シナ海における一方的な現状変更の試みは、断じて認められず、冷静かつ毅然と対応していく。

同時に、日中関係は、日中双方にとってのみならず、地域及び国際社会の平和と繁栄にとって重要である。主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、共通の諸課題については協力するという「建設的かつ安定的な日中関係」を双方の努力で構築していくことが重要である。

〈韓国〉

韓国は重要な隣国であり、北朝鮮への対応を始め、地域の安定にとって日韓、日米韓の連携は不可欠である。日韓関係は、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題などにより非常に厳しい状況にあるが、このまま放置することはでき

ない。国と国との約束を守ることは国家間の関係の基本である。日韓関係を健全な関係に戻すべく、日本の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を強く求めていく。また、竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ、国際法上も日本固有の領土であり、この基本的な立場に基づき、毅然と対応していく。

〈ロシア〉

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更を認めないとの国際社会の基本原則に対する挑戦であり、冷戦後の世界秩序を脅かすものである。日本としては、G7を始め国際社会と結束し、ロシアが軍隊を撤退させ、あらゆる国際法違反の行為を中止するよう求め、各国と協調した制裁措置の実施を通じ、ロシアの一連の行動には高い代償が伴うことを示していく。

日露関係にとって最大の懸案は北方領土問題である。戦後75年以上を経過した今も未解決のままとなっている。日本政府として、北方領土問題に関する日本の立場や御高齢になられた元島民の方々の思いに添えていくとの考えに変わりはない。しかし、ロシアによるウクライナ侵略という現下の状況で、平和条約交渉の展望を語る状況にはない。まずは、ロシアが国際社会の非難を真摯に受け止め、軍を即時に撤収し、国際法を遵守することを強く求めている。

〈北朝鮮をめぐる諸懸案への対応〉

北朝鮮との間では、日朝平壤^{ピョンヤン}宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化の実現を目指している。日本としては、引き続き、米国や韓国と緊密に連携し、国際社会とも協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮の完全な非核化を目指していく。

また、北朝鮮による拉致は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題である。日本は、拉致問題の解決を

最重要課題と位置付けており、引き続き米国を始めとする関係国と緊密に連携し、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく。

(4) 地域外交の課題

インド太平洋地域の中心に位置し、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた要であるASEANとの関係強化は地域全体の安定と繁栄にとって重要である。友好協力50周年となる2023年に、日・ASEAN関係を新たな段階に引き上げるべく、本質的な原則を共有する「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」と「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」の実現に資する具体的協力を進めていく。また、ミャンマー情勢については、国際社会と連携しつつ事態打開に向けて取り組んでいく。

南西アジア諸国との間では、2022年は日本・南西アジア交流年にあたる。この節目の年に、要人の往来や官民を挙げた様々な行事を通じて、FOIPの実現のための重要なパートナーである南西アジア各国との交流を一層深化させていく。

中東地域の国家間関係は近年大きく変化しており、地域の平和と安定は、国際社会の平和と繁栄にますます重要になっている。また、日本は原油輸入の約9割をこの地域に依存しており、世界の主要なエネルギーの供給源である中東地域の安定を図り、航行の安全を確保することは極めて重要である。引き続き、米国との強固な同盟関係及び中東諸国との伝統的な友好関係をいかし、中東地域の緊張緩和と情勢の安定化のために、様々な外交努力を通じて貢献していく。アフガニスタン情勢についても、関係国とも緊密に連携しながら、人道支援やタリバーンへの働きかけなどを通じ、アフガニスタン及び周辺国の安定化に向けた取組を続けていく。

アフリカは、近年成長が著しい一方、多くの課題に直面している。日本は、四半世紀を越える歴史を誇るアフリカ開発会議 (TICAD) を通じ、長年にわたり、アフリカの発展に貢献してきている。新型コロナがアフリカの社会・経

済にも甚大な影響を及ぼす中、国際的な連携が今こそ重要である。日本は、2022年に開催予定の第8回アフリカ開発会議 (TICAD8) を通じ、アフリカ自身が主導する発展を力強く後押しし、ポスト・コロナも見据えたアフリカ開発の針路を示していく。

中南米諸国は普遍的価値を共有し、国際場裡でも存在感を有するパートナーであり、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け連携していく。また、豊かな鉱物・食料資源を始めとした経済的重要性も踏まえ、日系社会とも連携しつつ、幅広い関係強化に取り組んでいく。

また、自由で開かれた持続可能な発展を目指す中央アジア・コーカサス諸国とは、2022年に外交関係樹立30周年を迎える中、ルールに基づく国際秩序を維持・強化していくパートナーとしての関係を一層強化していく。

(5) 自由で公正な経済秩序の拡大

新型コロナが、引き続き世界経済に停滞や不確実性をもたらす中、世界経済は、保護主義の更なる広がりに加え、軍事転用され得る革新的な民生技術の出現や、自国の戦略的利益確保の観点から経済的依存関係を利用する動きの活発化など、経済と安全保障を横断する領域での課題に直面している。こうした中、日本は、自由貿易の旗手として、自由で公正な経済秩序の拡大に向けた国際的取組を引き続き主導する一方で、それを補完する形で経済安全保障の諸課題に政府一丸となって取り組んでいる。国際法を踏まえつつ、同盟国・同志国との連携強化や新たな課題に対応する規範の形成などに積極的に貢献していく。

日本は、世界の保護主義的な動きに対し、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組んできた。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11協定) については、英国に続いて中国・台湾・エクアドルが加入を正式に申請する中、ハイスターダートの維持が一層重要となっている。また、2022年1月に発効した地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定の完全な履行の確保に取り組

んでいく。さらに、多角的貿易体制の礎であるWTOの改革を主導し、APECやOECDなどでも取組を強化していく。

エネルギー・鉱物資源の安定的な確保や日本企業の海外展開支援にも、引き続き積極的に取り組む。日本産食品に対する輸入規制措置については、多くの国・地域で緩和・撤廃の動きが見られ、9月には米国が規制を完全撤廃するなど成果があった。一日も早く、世界各国・地域において全面撤廃を実現すべく、政府一丸となって働きかけていく。また、2025年大阪・関西万博の成功に向け引き続き力強く取り組んでいく。

ポスト・コロナで重要性を増すデジタル分野の活用には、「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)」の実現が重要である。日本は、関係国やOECDなどとも連携しつつ、WTO電子商取引交渉など、国際的なルール作りで引き続き中心的な役割を果たしていく。また、サイバー空間の脅威が高まる中、サイバー犯罪への効果的な対策やサイバー空間における法の支配の強化の推進に取り組んでいく。

宇宙空間についても、米国や同志国との連携の下、持続的かつ安定的な利用の確保に向けた国際的なルール作りや国際協力を推進していく。

(6) 地球規模課題への対応

国際保健、環境・気候変動、軍縮・不拡散、人権、平和構築、海洋プラスチックごみ、生物多様性の保全、難民・避難民、テロ対策、ジェンダー平等などの地球規模課題は、一国のみで対処できるものではなく、国際社会が一致して対応する必要がある。日本は、国際社会において自由、民主主義、人権、法の支配を普遍的価値として尊重し、脆弱な立場に置かれた人々を大切に、個々人がその潜在力を最大限いかすことができる社会を実現すべく、人間の安全保障の考えの下、引き続き国際貢献を進めていく。また、持続可能な開発目標(SDGs)の達成や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を加速していく。その一環として、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の

実施を促進する。

〈国際保健〉

保健分野は、個人を「保護」し、その「能力を開花」させるという、人間の安全保障の具現化において極めて重要である。日本は、「誰の健康も取り残さない」との考えの下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を推進してきた。12月には、東京栄養サミット2021を主催し、栄養改善に向けて国際社会が今後取り組むべき方向性を示すことができた。新型コロナウイルスの収束に向け、開発途上国を含めた、ワクチン、診断薬、治療薬への公平なアクセスの確保の支援に引き続き取り組むと同時に、将来のパンデミックへの国際的な備えと対応を強化し、より強靱、より公平でより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に向けて取り組む。

〈気候変動〉

気候変動への対応は、新型コロナウイルス危機からの復興、新しい時代の成長を生み出すエンジンとしても重要性を増している。10月31日から英国で開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会合(COP26)には岸田総理大臣が出席し、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置付け、全ての締約国に野心的な気候変動対策を呼びかけた。COP26交渉の成果を踏まえ、引き続き、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を強力に推進するとともに、パリ協定の着実な実施を通じ、脱炭素社会の実現に向けて国際社会を主導していく。

〈軍縮・不拡散〉

日本は、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向け国際社会の取組をリードしていく責務がある。日本は、立場の異なる国々との間の橋渡しに努め、日本の安全保障も考慮した、現実的・実践的な取組を積み重ねてきている。日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石である核兵器不拡散条約(NPT)体制の維持・強化を重視しており、第10回

NPT運用検討会議が意義ある成果を収めるよう、国際的な議論に積極的に貢献していく。さらに、日本は、国際的な不拡散体制・ルールの維持・強化、国内における不拡散措置の適切な実施、各国との緊密な連携・能力構築支援などを通じて、不拡散政策にも力を入れている。

〈人権〉

世界各地における人権状況への国際的関心が高まっているが、人権の保護・促進は国際社会の平和と安定の礎であり、普遍的な価値である人権の擁護は、達成方法や政治体制の違いに関わらず、全ての国の基本的な責務である。日本は、深刻な人権侵害に対してしっかり声を上げるとともに、努力をしている国に対しては、対話と協力によりその取組を促してきた。こうした日本独自の貢献の積み重ねをいかしつつ、現下の国際情勢も踏まえた日本らしい人権外交を進めていく。

〈国連・国際機関との連携強化と国連安保理改革〉

日本はこれまで、国連平和維持活動（PKO）を通じた貢献や、国連安全保障理事会（安保理）非常任理事国を国連加盟国中最多の11回務めるなどして、国際社会の平和と安全の維持のため主要な役割を果たしてきた。創設から75年以上が経過した現在、国連安保理を始め、

国連を21世紀にふさわしい効率的かつ効果的なものとしていくことは喫緊の課題であり、安保理改革実現に向けた具体的交渉を開始すべく取り組む。特に2022年2月のロシアによるウクライナ侵略の事態は、現在の国際社会が求める機能を安保理が十分に果たし得ないことを如実に示した。また、2022年の安保理非常任理事国選挙での当選を目指す。さらに、日本は国連を始め国際機関が様々な課題に取り組む上で、政策的貢献や分担金・拠出金の拠出に加え、広い意味での人的貢献を行ってきており、日本人職員の増員、幹部職員ポストの獲得にも努めていく。

(7) 総合的な外交力の強化

以上に述べたような外交の重要分野において、対応力の高い、「低重心の姿勢」の外交を展開するには、人的体制、財政基盤、デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進を含めた外交実施体制の強化も重要である。また、新型コロナウイルスの影響が続く中、水際防疫措置や在外邦人の安全確保にも、引き続き万全を期していく。同時に、国際社会から日本の政策・取組・立場に対する理解と支持を得るための戦略的な対外発信を力強く展開するとともに、親日派・知日派育成や日系社会との連携強化に努めていく。

第2章

地域別に見た外交

第1節	「自由で開かれたインド太平洋」の推進	24
第2節	アジア・大洋州	29
第3節	北米	78
第4節	中南米	89
第5節	欧州	100
第6節	ロシア、中央アジアとコーカサス	118
第7節	中東と北アフリカ	125
第8節	アフリカ	138

第1節

「自由で開かれたインド太平洋」の推進

1 総論

インド太平洋は、アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至る広大な地域であり、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核である。しかし同時に、強大な軍事力を有する国が数多く存在し、その中で法の支配に基づく安定的な秩序を損なうような行動も見られ、また、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、違法操業といった様々な脅威にも直面している。この地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現し、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことが重要である。

日本は、2007年に安倍総理大臣がインドの国会においてインド洋と太平洋の「二つの海の交わり」に関する演説を行うなど、かねてからインド洋と太平洋を総体として捉える考え方の重要性を強調してきた。2016年8月には、こうした考え方を構想として結実させ、ケニアで開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）の基調演説の機会に、安倍総理大臣が「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）¹」を対外発表した。同演説において、安倍総理大臣は、国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、成長著しいアジアと潜在力あふれるアフリカの「2つの大陸」、自由で開かれた太平洋とインド洋の「2つの大洋」の交わりにより生まれるダイナミズ

ムであり、日本はアジアとアフリカの繁栄の実現に取り組んでいくと述べた。

日本は、2016年から現在に至るまで、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を、考え方を共有する国々と連携しつつ戦略的に推進してきた。その結果、日本が提唱した「自由で開かれたインド太平洋」は、今や、米国、オーストラリア、インド、ASEAN、EU及び欧州諸国とも共有され、国際社会において幅広い支持を集めており、様々な協議や協力が進んでいる。2019年6月にASEAN首脳会議で採択された「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）²」や2021年4月にEUが公表した「インド太平洋における協力のためのEU戦略に関する理事会結論文書」及び同年9月にEUが発表した「インド太平洋における協力のためのEU戦略に関する共同コミュニケーション」など、インド太平洋に関する政策文書も多く公表されてきている。このビジョンは、ポスト・コロナの世界においてますますその重要性を増しており、日本はその実現に向け、今後もより多くの国々に連携を広げていく。

2 日本の具体的な取組例

日本は、「インド太平洋国家」として、地域の平和と繁栄に貢献していくべく、考え方を共

1 FOIP : Free and Open Indo-Pacific

2 AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

有する国々と連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組をODAも活用しながら戦略的に推進してきた。具体的には、(1) 海洋秩序に関する政策発信や、海洋法の知見の国際社会との共有、(2) 自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、(3) インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現、(4) 能力構築支援を通じたガバナンスの強化、(5) 海洋安全保障及び海上安全の確保を始めとした取組を進めてきている。

(1) については、東南アジア諸国や太平洋島嶼国^{しよ}に対し、海上法執行能力構築支援や研修などを通じた海洋法に関する能力構築支援などに取り組んできている。

(2) については、経済のグローバル化が進展する一方、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の流行が長期化する中、世界で保護主義的な動きが一層顕著となっている。そうした中で、TPP11協定や日EU経済連携協定（日EU・EPA）、日米貿易協定に続き、2021年1月には日英包括的経済連携協定（日英EPA）が発効したほか、2022年1月には地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が日本を含む批准書などの寄託を完了した署名国について発効するなど、日本は、自由で開かれた国際経済秩序の維持・強化に向けて、経済・通商分野でのルール作りを主導している。

(3) については、「メコンの大動脈」と言われるホーチミン、プノンペン、バンコクの巨大都市を結びインド洋に抜ける南部経済回廊や、ベトナムのダナンからラオス、タイ内陸部を結びミャンマーを通じてインド洋につなぐ東西経済回廊などの連結性強化に資するプロジェクトを実施してきている。

(4) については、自立的かつ持続可能な成長を後押しするため、相手国政府の財政政策や公的債務管理に関する能力強化を目的に、マクロ経済政策の国別研修の実施やアドバイザーの派遣などをアジア、アフリカを中心とした国々に対して実施している。

(5) については、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置す

るフィリピンやベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて海上法執行能力構築支援を積極的に実施している。

3 各国との連携・協力

新型コロナの世界的感染拡大により対面での外交活動が引き続き制約される中、2021年においても、日本は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け外交活動を積極的に推進した。

(1) 米国（78ページ 第3節参照）

10月、岸田総理大臣は、バイデン大統領と首脳電話会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を通じて、地域及び国際社会の平和と安定に取り組んでいくことで一致した。また、11月、気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）出席のため英国を訪問した岸田総理大臣は、バイデン大統領と懇談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米で引き続き緊密に連携していくことを確認した。さらに、同月、林外務大臣は、ブリンケン国務長官と外相電話会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現において、緊密に連携していくことを確認した。そして、12月、G7外務・開発大臣合出席のため英国を訪問した林外務大臣は、ブリンケン国務長官と対面での外相会談を行い、林外務大臣から、バイデン大統領の東アジア首脳会議（EAS）やアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議出席、ブリンケン国務長官の東南アジア訪問など、米国のインド太平洋地域へのコミットメントを歓迎すると述べた。その上で、両外相は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、ASEANなどとの協力やオーストラリアやインドを始めとする同志国間の連携を引き続き深化させていくことを確認した。

(2) ASEAN（72ページ 第2節7参照）

日本とASEANの間では、2020年11月に「インド太平洋に関するASEANアウトLOOK

(AOIP) 協力についての第23回日ASEAN首脳会議共同声明」を発出し、AOIPと日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」が本質的な原則を共有していることを確認した。2021年10月、日・ASEAN首脳会議でも、岸田総理大臣からASEANと連携してFOIPの実現に向けた取組を力強く推進する意向を述べたほか、2020年の首脳会議に際して発表した49件のAOIP協力案件の進捗とともに、24件の追加案件を掲載した合計73件のAOIP協力プロGRESS・レポートを発出した。さらに12月には、初めてASEAN各国外相が招待され参加したG7外務・開発大臣会合で、林外務大臣から日本のAOIP協力を紹介するとともに、G7各国の外相に対して、ASEANの中心性を支持しつつ、AOIPに沿った実質的協力を推進していくことを呼びかけた。今後も、「AOIP協力に関する日・ASEAN首脳共同声明」に基づき、海洋協力、連結性、SDGs、経済というAOIPの四つの重点分野に沿って具体的な協力案件を着実に進め、「自由で開かれたインド太平洋」実現に資する協力を深化させていく。

(3) オーストラリア (67ページ 第2節6参照)

岸田総理大臣就任直後の10月、モリソン首相との間で行われた首脳テレビ会談では、両首脳は両国間の「特別な戦略的パートナーシップ」を一層発展させ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために連携していくことで一致した。また、2022年1月には日豪円滑化協定に署名するとともに、日豪首脳テレビ会談では、両首脳は、「特別な戦略的パートナー」である日豪関係の更なる強化、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた両国のコミットメントを一層具体化させていくことで一致した。さらに、2021年12月に林外務大臣がペイン外相と行った日豪外相会談でも、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるとともに、結束して「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために連携していくことを確認した。

(4) インド (64ページ 第2節5参照)

9月、菅総理大臣は、ワシントンDC訪問の際、モディ首相と対面での首脳会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、海洋安全保障の重要性につき一致するとともに、地域における連結性強化や法の支配に基づく国際秩序の形成のために緊密に連携していくことを確認した。10月、岸田総理大臣就任後初のモディ首相との電話会談でも、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日印や日米豪印で緊密に連携していくことを確認した。11月、林外務大臣就任後初の日印外相電話会談では、ジャイシャンカル外相との間で「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更に発展させ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け協力することで一致し、引き続き連携していくことを確認した。

(5) 日米豪印 (28ページ 特集参照)

日米豪印4か国は、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を強化していくとの目標を共有している。「自由で開かれたインド太平洋」を具体的に推進していくため、質の高いインフラ、海洋安全保障を始め様々な分野で実践的な協力を進めていくとともに、同ビジョンの実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を共有している。また、4か国は、「インド太平洋に関するASEANアウトック」を全面的に支持しており、「自由で開かれたインド太平洋」に関する欧州を始めとする各国の前向きな取組を歓迎している。こうした考えの下、米国のバイデン政権発足後の2月には、日米豪印外相電話会談を行い、4か国が、引き続き、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ASEAN、大洋州島嶼国、欧州などの国々と一層の連携・協力を深めていくことで一致した。また、3月には、米国の呼びかけにより、初となる日米豪印首脳テレビ会議を開催し、首脳レベルでも「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、様々なパートナーと協力していくことで一致した。さらに、9月、米国において日米豪印首脳会合が初めて対面で開催され、ワク

チン、重要・新興技術、気候変動、インフラ、宇宙、サイバーなどの分野での協力推進で一致した。そして、今後、首脳会合及び外相会合を毎年開催すること、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、様々なパートナーとの連携を広げ、具体的協力を積み上げていくことで一致した。

(6) 欧州

ア EU (102ページ 第5節2(1)及び117ページ特集参照)

1月、茂木外務大臣は、日本の外務大臣として初めてEU外務理事会にオンライン形式で出席し、「自由で開かれたインド太平洋」についてEU及びEU加盟国外相に対し説明を行った。4月、EUは「インド太平洋における協力のためのEU戦略に関する理事会結論文書」を発表、9月には4月の文書をより具体化した「インド太平洋における協力のためのEU戦略に関する共同コミュニケーション」を発表し、茂木外務大臣は、これをEUがインド太平洋に関与していくとの強い意思の表明として歓迎し、9月には外務大臣談話を発表した。5月、菅総理大臣は、ミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との日・EU定期首脳協議において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日・EU協力について議論し、岸田総理大臣は、11月にミシェル欧州理事会議長と、12月にフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長とそれぞれ電話会談を行い、同地域における日・EU協力を更に進めることで一致した。林外務大臣は、12月にポレル上級代表との電話会談でこうした方向性を改めて確認した。

イ 英国 (105ページ 第5節2(2)参照)

3月、英国は、「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」を公表し、インド太平洋地域への関与強化を表明した。同地域へのコミットメントを示すものとして、9月には空母「クイーン・エリザベス」を中心とする空母打撃群が日本に寄港し、複雑な共同訓練が実施

された。また、日英円滑化協定の交渉が10月に開始されるなど、日英間の安保・防衛協力は近年飛躍的に深化している。11月には、岸田総理大臣はジョンソン首相と会談を行い、かつてなく強固な日英関係を、新たなステージに引き上げ、「自由で開かれたインド太平洋」を強力に推進すべく引き続き連携していくことを確認した。また12月には、日英外相間で両国がインド太平洋地域の平和と繁栄に向け更に協力を深めていくことで一致した。

ウ フランス (105ページ 第5節2(3)参照)

フランスは、EUのインド太平洋戦略の策定を主導するなど、インド太平洋への関与を促進している。日本との間でも、5月の練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」の日本寄港時に日本国内における日仏の陸軍種間の初めての共同訓練が行われるなど、インド太平洋における安保・防衛協力が一層強化されている。7月、菅総理大臣は、2020年東京オリンピック競技大会開会式に出席するため訪日したマクロン大統領と会談及び昼食会を行い、インド太平洋における二国間協力の推進を確認した。11月、岸田総理大臣はマクロン大統領と初めて電話会談を行い、両国間の安全保障・防衛協力が飛躍的に深化していることを歓迎し、緊密に連携していくことで一致した。また、林外務大臣はル・ドリアン欧州・外務相と11月に電話会談、12月に対面での会談を行い、インド太平洋における日仏の連携を一層強化することで一致した。

エ ドイツ (106ページ 第5節2(4)参照)

2020年9月、ドイツは、インド太平洋における航行の自由、法の支配、連結性といった理念の重要性を強調する「インド太平洋ガイドライン」を閣議決定した。2021年12月、林外務大臣はベアボック外相と会談を行い、両大臣は、「2+2」の初開催やフリゲート艦「バイエルン」の日本寄港など、日独間の安全保障協力が大いに深まったことを歓迎した上で、インド太平洋での協力を含む日独間連携の強化で一致した。

オランダ（112ページ 第5節 その他の欧州地域 参照）

6月、茂木外務大臣はカーフ外相兼外国貿易・開発協力相と会談し、オランダ独自の「イ

ンド太平洋ガイドライン」の発表など、オランダのインド太平洋への関与強化を心強く思うと述べ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携を強化していくことで一致した。

特集

日米豪印協力の進展

日本は、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）^{*1}」のビジョンの下、地域の平和と繁栄を実現するため、考え方を共有する国々と様々な協力を行っています。その一つの取組として、基本的価値を共有する地域のパートナーである日米豪印4か国は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、幅広い議論を行い、実践的な協力を進めています。

日米豪印の4か国の間では、これまでに、2017年11月から計8回の局長級協議、4回の外相会合を行ってきています。2021年には、3月に史上初となる首脳テレビ会議が行われ、9月には初めて4か国の首脳が一堂に会した日米豪印首脳会合の開催が実現しました。2022年2月には、第4回日米豪印外相会合も開催され、日米豪印の協力は大きな進展を遂げています。

これまで、日米豪印の4か国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援などの様々な分野で実践的な協力を推進してきました。2021年3月の首脳テレビ会議では、ワクチン、重要・新興技術、気候変動の作業部会を立ち上げることで一致し、同年9月の首脳会合では、これらの分野での成果を確認しつつ、インフラ、宇宙、サイバーの分野で作業部会などを立ち上げるとともに、グリーン・エネルギー、人的交流といった分野でも協力を強化することでも一致しました。

4か国での実践的な協力の一例が、インド太平洋地域におけるワクチン支援です。2021年9月の首脳会合では、国際社会が直面する喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対策に関し、日米豪印がワクチン供与や資金拠出を通じて、インド太平洋地域における、安全性、有効性、品質が保証されたワクチンへの公平なアクセスの確保に向けて大きな役割を果たしていることを確認するとともに、ワクチンの生産拡大、インド太平洋地域への供給を含め、新型コロナの感染対策において引き続き協力していくことで一致しました。

4か国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き様々なパートナーとの連携を広げ、具体的協力を積み上げていくこととしています。これまで、ASEANの主体的な取組である「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）^{*2}」や、ASEANの一体性及び中心性に対する強い支持を確認してきており、また、EUの「インド太平洋における協力のための戦略」も歓迎しています。

岸田総理大臣は、総理就任後、いち早く米国、オーストラリア、インドの首脳と電話会談を行い、日米豪印での連携を更に進めていくことを確認しました。4か国の間では、今後、日米豪印首脳会合・外相会合を毎年実施することで一致しており、引き続き、各国と緊密に連携して、様々な実践的分野での協力を一層進め、「自由で開かれたインド太平洋」を共に力強く推進していく考えです。



第4回日米豪印外相会合開催時の写真撮影（2022年2月、メルボルン）



第2回日米豪印首脳会合前の写真撮影（9月、ワシントンDC 写真提供：内閣広報室）

※1 FOIP：Free and Open Indo-Pacific
 ※2 AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

第2節

アジア・大洋州

1 概観

〈全般〉

アジア・大洋州地域は、経済規模世界第2位の中国や第3位の日本だけでなく、成長著しい新興国を数多く含み、多種多様な文化や人種が入り交じり、相互に影響を与え合うダイナミックな地域である。同地域は、豊富な人材に支えられ、世界経済を牽引し、存在感を増している。世界の約79億人の人口のうち、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定署名国¹には約23億人が居住しており、世界全体の約29%を占めている²。名目国内総生産（GDP）の合計は過去10年間で約1.3倍以上増加しており、世界全体の約30%を占める³。また、輸出入総額は9兆8,698億米ドル（2020年）で、EUの10兆4,448億米ドル⁴に匹敵する。域内の経済関係は緊密で、相互依存が進んでいる。今後、更なる成長が見込まれており、この地域の力強い成長は、日本に豊かさと活力をもたらすことにもつながる。

その一方、アジア・大洋州地域では、北朝鮮の核・ミサイル開発、地域諸国による透明性を欠いた形での軍事力の強化・近代化、法の支配や開放性に逆行する力による現状変更の試み、

海洋をめぐる問題における関係国・地域間の緊張の高まりなど、安全保障環境は厳しさを増している。また、整備途上の経済・金融システム、環境汚染、不安定な食料・資源需給、頻発する自然災害、高齢化など、この地域の安定した成長を阻む要因も抱えている。

その中で、日本は、地域において、首脳・外相レベルも含め積極的な外交を展開してきている。2021年は2020年に引き続き、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で、他国への訪問が大幅に制限される中でも対面外交を重ねたほか、電話やテレビ形式で積極的に会談を実施し、近隣諸国との良好な関係を維持・発展させた。菅総理大臣は、ASEAN諸国やオーストラリアなどと二国間の電話会談などを実施したほか、3月には、首脳レベルで初の開催となった日米豪印首脳テレビ会談に参加した。7月には、第9回太平洋・島サミット（PALM9）をテレビ会議形式で開催し、あわせて太平洋島嶼国との間で二国間首脳テレビ会談を実施した。また、9月に米国で開催された日米豪印首脳会合に参加した際には、モリソン・オーストラリア首相及びモディ・インド首相とそれぞれ会談を行った。10月に内閣総理大臣に就任して以降、岸田総

1 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定署名国：日本・中国・韓国・ASEAN（加盟国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム）10カ国・オーストラリア・ニュージーランドの計15カ国

2 国連人口基金「世界人口白書2021」

3 世界銀行

4 国際通貨基金（IMF）

理大臣は、オーストラリア、中国、韓国、インドを始め、多くのアジア・大洋州諸国との電話会談などを行った。また、岸田総理大臣は、同月末にテレビ会議形式で開催されたASEAN関連首脳会議に出席した。岸田総理大臣は、3フォーラム（日・ASEAN首脳会議、ASEAN+3（日中韓）首脳会議、東アジア首脳会議（EAS）（いずれも10月27日））を通じて、ASEANの一体性や中心性を尊重しつつ、2020年11月に採択された「インド太平洋に関するASEAN・アウトック（AOIP）⁵協力についての日・ASEAN首脳共同声明」を指針として、海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等というAOIPの重点分野に沿ってASEANとの具体的な協力が進展していることを確認した。また、北朝鮮情勢や東シナ海・南シナ海情勢、ミャンマー情勢などの地域・国際情勢について力強いメッセージを発信した。さらに岸田総理大臣は、11月に、来日したチン・ベトナム首相と会談を行い、共同首脳声明を発出した。茂木外務大臣は、5月にイギリスで開催されたG7外相会合出席の機会を捉え、日米韓外相会合に参加するとともに、ペイン・オーストラリア外相、鄭義溶^{チョンウイヨン}韓国外交部長官やジャイシャンカル・インド外相などと会談を行った。また、8月には、テレビ会議形式で開催されたASEAN関連外相会議、フレンズオブメコン⁶閣僚会合、日・メコン外相会議での議論に積極的に貢献した。9月に、国連総会出席のため米国を訪問した際には、日米韓外相会合に参加した。11月の新内閣発足後、林外務大臣は、オーストラリア、中国、インド及びモンゴルなどと積極的に会談を実施し、意見交換を行ってきた。ASEAN諸国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ラオス）ともそれぞれ二国間



日豪首脳会談（9月24日、米国・ワシントンDC 写真提供：内閣広報室）



チン・ベトナム首相来日時の儀仗隊による栄誉礼及び儀仗（11月24日、総理官邸 写真提供：内閣広報室）

電話会談を実施したほか、11月にはソン・ベトナム外相と対面で会談を行った。また、12月にG7外務・開発大臣会合出席のためイギリスを訪問した際には、ペイン・オーストラリア外相と会談を行った。

日本は、アジア・大洋州地域において様々な協力を強化しており、引き続き多様な協力枠組みを有意義に活用していく考えである。

〈日米同盟とインド太平洋地域〉

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本のみならず、インド太平洋地域の平和と安全及び繁栄の礎である。地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の重要性はこれ

5 AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

2019年6月、ASEAN首脳会議において採択。インド太平洋地域におけるASEAN中心性の強化に加え、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み、グッドガバナンス、主権の尊重、不干渉、既存の協力枠組みとの補完性、平等、相互尊重、相互信頼、互惠、国連憲章及び国連海洋法条約その他の関連する国連条約を含む国際法の尊重といった原則を基礎として、海洋協力、連結性、SDGs及び経済などの分野での協力の推進を掲げている。

6 フレンズオブメコン：旧「メコン河下流域フレンズ（FLM）」

対メコン協力を行う開発パートナー間の連携・協力を促進することを目的とした米国主導の枠組み。2014年にミャンマーにおいて開催された閣僚会合には、日本から岸田外務大臣（当時）が出席

まで以上に高まっている。2021年1月に米国でバイデン政権が発足して以降、2022年2月末までに、電話会談を含め8回の首脳会談及び15回の外相会談を行うなど、首脳及び外相間を始めとするあらゆるレベルで緊密に連携し、北朝鮮を含む地域の諸課題に対応している。

また、米国とは新型コロナの感染拡大の中にあっても、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向けた協力を進めている。バイデン政権発足後わずか2か月後の3月に、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がバイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸信夫防衛大臣との間で日米「2+2」が開催された。4閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たに示した。また4月に訪米した菅総理大臣は、バイデン米国大統領と日米首脳会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米両国が、オーストラリアやインド、ASEANといった同志国などと連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことを確認する共同声明を発出した。10月に岸田総理大臣は、就任翌日にバイデン大統領と日米首脳電話会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を通じて、地域及び国際社会の平和と安定に取り組んでいくことで一致した。さらに11月に林外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相電話会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現において、緊密に連携していくことを確認した。2022年1月には、日米「2+2」が初めてテレビ会議形式で開催され、日本側からは、林外務大臣及び岸防衛大臣が、米側からは、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。日米同盟をいかに進化させ、現在、そして将来の挑戦に効果的に対処し続けるかについて率直かつ重要な議論を行い、「自由で開かれたインド太平洋」へのコミットメントを確認した。また、同月、岸田総理大臣は、バイデン大統領と日米首脳テレビ会談を行った。両首脳は、「自由で開

かれたインド太平洋」の実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が緊密に連携していくとともに、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国との協力を深化させることで一致した。

〈慰安婦問題についての日本の取組〉

(日韓間の慰安婦問題については、52ページ3(2)(ウ)参照)

慰安婦問題を含め、先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米国、英国、フランスなど45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約などに従って誠実に対応してきており、これらの条約などの当事国との間では、個人の請求権の問題も含めて、法的に解決済みである。

その上で、日本政府は、元慰安婦の方々の名誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。1995年には、日本国民と日本政府の協力の下、元慰安婦の方々に対する償いや救済事業などを行うことを目的として、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」(略称:「アジア女性基金」)が設立された。アジア女性基金には、日本政府が約48億円を拠出し、また、日本人一般市民から約6億円の募金が寄せられた。日本政府は、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への「償い金」や医療・福祉支援事業の支給などを行う財団法人「アジア女性基金」の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。アジア女性基金の事業では、元慰安婦の方々285人(フィリピン211人、韓国61人、台湾13人)に対し、国民の募金を原資とする「償い金」(一人当たり200万円)が支払われた。また、アジア女性基金は、これらの国・地域において、日本政府からの拠出金を原資とする医療・福祉支援事業として一人当たり300万円(韓国・台湾)、120万円(フィリピン)を支給した(合計金額は、一人当たり500万円(韓国・台湾)、320万円(フィリピン))。さらに、アジア女性基金は、日本政府からの拠出金を原資として、インドネシアにおい

て、高齢者用の福祉施設を整備する事業を支援し、また、オランダにおいて、元慰安婦の方々
の生活状況の改善を支援する事業を支援した。

個々の慰安婦の方々に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣（橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣）は、自筆の署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれ元慰安婦の方々に直接送った。

2015年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、日本としては、20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意である。

このような日本政府の真摯な取組にもかかわらず、「強制連行」や「性奴隷」といった表現のほか、慰安婦の数を「20万人」又は「数十万人」と表現するなど、史実に基づくとは言いがたい主張も見られる。

これらの点に関する日本政府の立場は次のとおりである。

●「強制連行」

これまでに日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。

●「性奴隷」

「性奴隷」という表現は、事実に反するので使用すべきでない。この点は、2015年12月の日韓合意の際に韓国側とも確認しており、同合意においても一切使われていない。

●慰安婦の数に関する「20万人」といった表現

「20万人」という数字は、具体的な裏付けがない数字である。慰安婦の総数については、1993年8月4日の政府調査結果の報告書で述

べられているとおり、発見された資料には慰安婦の総数を示すものではなく、また、これを推認させるに足りる資料もないので、慰安婦の総数を確定することは困難である。

日本政府は、これまで日本政府がとってきた真摯な取組や日本政府の立場について、国際的な場において明確に説明する取組を続けている。具体的には、日本政府は、国連の場において、2016年2月の女子差別撤廃条約第7回及び第8回政府報告審査、2021年9月提出の同条約実施状況第9回政府報告を始めとする累次の機会を捉え、日本の立場を説明してきている。

また、韓国のほか、米国、カナダ、オーストラリア、中国、ドイツ、フィリピン、香港、台湾などでも慰安婦像⁷の設置などの動きがある。このような動きは日本政府の立場と相いれない、極めて残念なものである。2017年2月、日本政府は、米国・ロサンゼルス郊外のグレンデール市に設置されている慰安婦像に係る米国連邦最高裁判所における訴訟において、日本政府の意見書を同裁判所に提出した。日本政府としては、引き続き、様々な関係者にアプローチし、日本の立場について説明する取組を続けていく。

慰安婦問題についての日本の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



2 中国・モンゴルなど

(1) 中国

ア 中国情勢

(ア) 内政

3月に開催された第13期全国人民代表大会（「全人代」）第4回会議は、「第14次5カ年計画と2035年までの長期目標」を採択するとともに、香港の選挙制度を変更する決定を行っ

⁷ 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

た。7月1日には、中国共産党創立百周年祝賀大会が開催され、^{しゅうきんべい}習近平総書記が党創立百周年の目標とされていた「小康社会（ややゆとりのある社会）」の全面的実現を宣言した。

11月8日から12日にかけて開催された中国共産党第19期中央委員会第六回全体会議（「六中全会」）は、「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」を採択するとともに、第20回党大会を2022年の下半期に北京で開催することを決定した。中国共産党が歴史に関する決議を採択したのは、1945年、1981年に続き3回目である。

^{しんきょう}新疆ウイグル自治区を始めとする中国の人権状況について、国際社会の関心は引き続き高く、2020年に続いて2021年も6月の国連人権理事会と10月の国連総会第3委員会において、新疆ウイグル自治区の人権状況に深刻な懸念を示す共同ステートメントが読み上げられ、日本はいずれのステートメントにもアジアから唯一の参加国として参加した（201ページ 特集「日本の人権外交の取組」2. (2) 参照）。また、日本として、2021年10月の首脳電話会談で、岸田総理大臣より、香港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況についても直接提起し、林外務大臣からも、11月の外相電話会談で^{おうき}王毅国務委員兼外交部長に対し深刻な懸念を表明した。

2022年2月から3月にかけて、北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、米国が、開催に先立つ2021年12月、中国における人権侵害に鑑みて、外交的又は公式の代表団を送らないと発表し、オーストラリア、英国、カナダなども同様の立場を表明する中、日本は、山下泰裕日本オリンピック委員会

会長及び橋本聖子東京2020組織委員会会長がオリンピックに、また森和之日本パラリンピック委員会会長がパラリンピックに出席し、政府代表団は派遣しなかった。

香港においては、全人代における選挙制度変更の決定を受け、全人代常務委員会が3月30日に行政長官及び立法会の選挙制度を変更する香港基本法改正案を採択し、同改正法に基づき9月に予定されていた第7期立法会選挙は延期を経て12月19日に実施された。選挙制度変更にかかわるこれらの動向に対しては、3月のG7外相声明⁸、5月のG7外務・開発大臣会合コミュニケ⁹、6月のG7首脳コミュニケ¹⁰及び12月のG7外相声明¹¹において、それぞれ重大な懸念が表明されたほか、6月の国連人権理事会において読み上げられた共同ステートメントでは香港情勢についての深い懸念を表し、日本も同ステートメントに参加した。また、日本として、全人代及び全人代常務委員会の決定、並びに立法会選挙の実施に際し、外務報道官談話を発出し、香港において関連の選挙が幅広い政治的意見を代表する候補者を含む公正な形で実施されることを求めるとともに、重大な懸念を表明した。

(イ) 経済

2021年通年の実質GDP成長率は前年比8.1%増となり、同年の目標値である前年比6%以上を達成した。

2021年上半期の実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大の影響を受けた2020年からの反動もあり、前年同期比12.7%増と大きく経済の回復が進んだ。一方、2021年下半期

8 香港の選挙制度の変更に関するG7外相声明：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000504.html

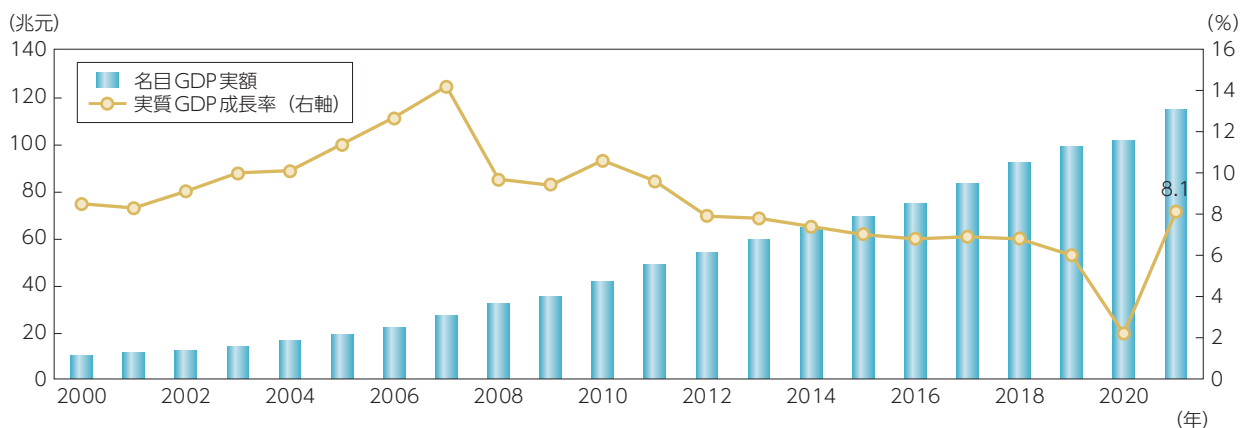
9 G7外務・開発大臣会合コミュニケ：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100187048.pdf>

10 G7カーブスベイ首脳コミュニケ：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200083.pdf>

11 香港立法会選挙に関するG7外相声明：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000683.html



中国のGDPの推移



出典：中国国家统计局

に入ると、石炭などの原材料価格の上昇や半導体不足、一部地域での洪水、「ゼロコロナ」政策に加え、中国各地での電力制限や不動産市場の混乱など、成長の下押し圧力に直面し、上半期と比較して経済成長は減速した。

3月に開催された第13期全人代では、2016年から2020年までの第13次五カ年計画の主要目標・任務は成功裡に達成したとするとともに、「2021年から2025年までの第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標」が採択され、その後発表された。第14次五カ年計画では、科学技術での「自立」、「自強」、製造強国戦略の実施、国内・国際の双循環政策の促進、経済安全保障強化などが強調された。経済成長率目標は、毎年度の実際状況に応じて打ち出すとし、提示されなかった。また、2035年までの長期目標として、一人当たりGDPを「中等先進国」水準までに引き上げること、共同富裕の実質的進展などが提示された。

対外経済政策については、引き続き対外開放を継続していく方針を示した。9月にTPP11協定への加入を正式に申請したほか、11月には第4回中国国際輸入博覧会を開催した。また、日本や中国を含む10か国について地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が2022年1月1日に発効した。

12月に開催された中央経済工作会议では、2021年は党・国家の歴史において画期的な1年であり第一の100年の目標（共産党結党100周年の2021年までに小康社会を全面的に

完成させること）を実現し、第二の100年の目標（建国100周年の2049年までに社会主義現代化強国の全面的な完成）に向かって新たにスタートし、第14次五カ年計画の良好なスタートを実現したと示した。一方で、中国の経済発展は需要の収縮、供給ショック、期待の弱さの三重の圧力に直面しているとした。2022年の経済政策の重点任务として、①マクロ政策は安定的で有効に、②ミクロ政策は市场主体（企業）の活力を持続的に刺激、③構造政策は国民経済の循環の円滑化に注力、④科学技術政策は着実に推進、⑤改革開放政策は発展の原動力を活性化、⑥地域政策は発展のバランス・協調性を強化、⑦社会政策は民生のボトムラインを守り抜くことを掲げた。これに加え、中国の発展は多くの新しい理論と実践問題に直面しており、正確な認識と把握が必要であるとし、共同富裕を実現するための戦略目標や資本の管理監督の強化、環境政策などにも言及した。

安定的に党・政権を運営するためには、一定の経済成長を確保しつつ国内外の各種課題に対応する必要があり、今後の経済財政政策の動向が注目される。

(ウ) 新型コロナへの対応

中国から世界に感染が拡大した新型コロナについて、中国では2020年1月20日の習近平国家主席による重要指示を皮切りに、党中央のトップダウンの下、感染拡大のもととなった湖北省武漢市及び省内全市のロックダウンが約2

か月半にわたり行われるなど、厳格な感染防止措置が講じられた。感染拡大初期は「内防拡散、外防輸出（国内の拡散防止、国外への流出防止）」措置が全面的に実施されたが、感染の抑制が進むに従い「外防輸入、内防反弹（国外からの流入防止、国内でのリバウンド防止）」措置への方針転換が行われ、国内の市中感染が落ち着いた後も一貫して厳格な水際措置が講じられてきている。

感染防止措置の一環として、中国は、国内でのワクチン開発・生産を強力に推進し、全国民を対象に順次ワクチン接種を開始した。2021年12月29日の衛生当局による記者会見において、国内の接種率は89%に達したと発表した。

2021年後半以降、デルタ変異株の拡大を背景に局地的な市中感染が他地域へ拡大する例が散見したが、当局は医療機関からの診断報告や感染者の行動履歴などを基に感染源や濃厚接触者を迅速に特定するとともに、感染地区の移動制限、住民の集団PCR検査、集団隔離などの厳格な措置を講じ、比較的短期間で感染拡大を抑え込んできた。このような方針に関して、衛生当局は12月の記者会見において、市中感染の迅速な抑制に重点を置き、社会経済の発展と感染症対策のバランスを最大限考慮した現段階における中国の最良の選択であると説明している。

（エ） 外交

新型コロナの発生以降、2020年1月の習近平国家主席のマンマー訪問を最後に、中国要人の外国訪問は、楊潔篪^{ようけつち}中国共産党中央政治局委員と王毅^{わうぎ}国務委員兼外交部長によるものに限られた。また、2021年に中国を訪問した各国要人の外交活動は、2022年2月の北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の開幕前に至るまで、いずれも北京以外の地方都市で行われた。習近平国家主席は電話会談やオンライン会談などを通じた「元首外交」を展開し、米国、ロシア、欧州との関係の安定、周辺諸国と

の善隣友好、途上国との互惠協力を模索した。こうした中、中国と様々なレベルで緊張関係にある米国や欧州各国とも対話を重ねてきている。

2019年末以降、新型コロナが中国から世界に拡大する中、中国は、国産ワクチンの開発と生産を強力に推進するとともに、2021年6月には「一帯一路」ワクチン協力パートナーシップを提唱し、国際場裡における中国製ワクチンの展開を推進した。また、COVAXファシリティを通じたワクチン支援も進めており、8月5日に中国の主催で開催された新型コロナワクチン協力国際フォーラムにおいては、習近平国家主席が、2021年1年間で全世界に向けて20億回分のワクチン提供を目指すとともに、COVAXファシリティに1億ドルを拠出することを決定したことを表明した。

米中間では、前年に引き続き様々な分野で厳しい対峙が見られると同時に、対話も維持された。就任後初の外交演説でバイデン大統領は、中国を「最も深刻な競争相手」と述べ、3月に発表された「国家安全保障戦略指針（暫定版）」では、中国を安定的で開かれた国際システムに対して持続的に挑戦し得る唯一の競争相手と位置付けた。中国は、2月の米中首脳電話会談後の発表で、「米中は和すれば共に栄え、争えば共に傷つく関係であり、協力は双方の唯一かつ正しい選択肢」であると述べた上で、「米国は中国の核心的利益を尊重し、慎重に行動すべき」と述べた。

米国は中国に対して、引き続き安全保障や人権上の懸念などを理由に、輸出入制限や投資規制を強化した。10月には、2020年1月にトランプ政権下で両国が署名した、いわゆる「第一段階合意」¹²の履行確保や、中国の不公正な貿易慣行の是正など、バイデン政権における対中通商政策を発表した。また、人権関連では、1月、ポンペオ国務長官は、中国当局がウイグル族などに対して、「ジェノサイド（集団虐殺）」を行ってきたと判断したと表明し、さらに新疆ウイグル自治区の人権状況を理由に、同自治区

¹² 中国が米国産品の輸入拡大や知的財産権保護などを約束。また、米中双方が追加関税措置の一部見送りや引き下げ（ただし、大部分は据え置き）で合意。

からの綿やトマト、太陽光パネル関連製品などの輸入留保措置を講じた。12月には、同自治区内で生産された製品などについて、原則として米国への輸入禁止の対象とみなす「ウイグル強制労働防止法」を成立させた。加えて米国は、香港の自治や新疆ウイグル自治区における人権の侵害を理由に、中国政府高官に対する資産凍結や米国への渡航禁止を発表し、これに対し中国は、6月に制定した「反外国制裁法」に基づき、同等の対抗措置を講じた。

一方、米中間では首脳間を始めとする対話のチャンネルが維持された。バイデン大統領と習近平国家主席との間では、2月と9月に電話会談が、11月にはオンライン形式の会談が行われた。3時間半に及んだオンライン会談では、米中関係の複雑な性質と、両国が責任を持って競争を管理する重要性、両国の利益が合致する分野と、両国の利益、価値及び立場が相違する分野について議論が行われた。会談後、米国側は、バイデン大統領から、競争が紛争に発展しないことを確保し、連絡経路をオープンにするためのガードレールの必要性を述べたと発表した。首脳間のやりとりのほかに、3月にアラスカで、米国側からサリバン大統領補佐官とプリンケン国務長官が、中国側から楊潔篔中央政治局委員と王毅国務委員兼外交部長が出席する形で会談が実施され、7月にはシャーマン国務副長官が訪中した。10月にはサリバン大統領補佐官と楊潔篔中央政治局委員がスイスのチューリヒで会談を行ったのに続き、プリンケン国務長官と王毅国務委員兼外交部長がローマで会談を行った。

また、バイデン政権は、気候変動などの分野では、4月にジョン・ケリー気候変動問題担当大統領特使が訪中して、解^{かい}振^{しん}華^か中国気候変動問題特使らと協議し、米中両国は気候危機に対応するとの共同声明を発表した。ケリー特使は9月にも再訪中し、気候変動対応について中国側と協議を行った。また、英国グラスゴーで開かれた国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第26回締約国会議（COP26）期間中の11月10日、米中両国は、2020年代の重要な10年におい

て、各々の加速化された行動を通じて、またUNFCCCプロセスを含む多国間プロセスにおける協力を通じて気候危機に取り組むことにコミットする米中共同宣言を発表し、主要な温室効果ガスのひとつであるメタンガス削減に向けた取組などでの協力強化などを盛り込んだ。

米中両国間で安定的な関係が構築されることは、日本のみならず、国際社会全体の関心事であり、引き続き今後の動向が注目される。

（オ）軍事・安保

習近平国家主席は、第19回党大会（2017年）で、今世紀半ばまでに中国軍を世界一流の軍隊にすると述べた。また、2020年10月に発表された第19期党中央委員会第5回全体会議（「五中全会」）コミュニケでは、「2027年の建軍100周年の奮闘目標の実現を確保する」との新たな目標が示された。

中国の国防費は過去30年間で約42倍に増加しているが、予算の内訳、増額の意図については十分明らかにされていない。こうした中、中国は「軍民融合発展戦略」の下、核・ミサイル戦力や海・空軍戦力を中心として、軍事力を広範かつ急速に強化・近代化し、宇宙・サイバー・電磁波やAI、無人機といった新たな領域における優勢の確保も重視しており、「機械化・情報化・智能化による軍の近代化」を推進している。中国による不透明な軍事力の拡大は、東シナ海・南シナ海における一方的な現状変更の試み及び軍事活動の拡大・活発化と相まって、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となっている。2021年は、推定中国籍の潜水艦の接続水域内航行、日本を周回する中露艦艇による共同巡航、屋久島南での中国海軍観測艦による日本の領海内航行などの動きが確認された。

また、中国は、国連平和維持活動（PKO）のほか、各種人道支援、災害救援活動などにおいて、継続的に積極的な姿勢をとっている。

近年、中国は、政治面、経済面に加え、軍事面でも国際社会で大きな影響力を有するに至っている。疑念を払拭するためにも、中国が国防

政策や軍事力の透明性を高めていくことが強く望まれる。日本としては、日中安保対話などの対話や交流、日中防衛当局間の海空連絡メカニズムなどの意思疎通の枠組みを通じて、日中間の相互信頼関係を増進させながら、関係国と連携しつつ、透明性の向上について働きかけるとともに、日本を含む国際社会の懸念を払しょくしていくよう、強く促していく考えである。

1 日中関係

(ア) 二国間関係一般

日中両国間には隣国であるが故に様々な懸案も存在する。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、日本周辺における軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念である。また、中国は、世界第2位の経済大国となり、様々な面で、その行動の国際社会への影響は増している。中国が、国際社会のルールに則り、大国としての責任を果たし、国際社会の期待に応えていくことが重要である。同時に、隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。中国に対して、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、共通の諸課題については協力するという「建設的かつ安定的な日中関係」を双方の努力で構築していくことが重要である。

2021年は、前年に引き続き、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねた。

4月5日、茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間で5度目の電話会談が行われた。両外相は、両国が共に責任ある大国として地域・国際社会に貢献していくことの重要性を確認し、2022年の日中国交正常化50周年に向けて幅広い分野で交流・対話が進むことへの期待を表明した。また、茂木外務大臣から、改めて中国海警船による尖閣領海への侵入、中国海警法、南シナ海情勢、香港情勢及び新疆ウイグ

ル自治区の人権状況について深刻な懸念を伝達し、具体的な行動を強く求め、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて求めた。

10月4日に岸田総理大臣が就任し、同月8日には日中首脳電話会談が行われた。岸田総理大臣からは、両国間の様々な懸案を率直に提起した上で、こうした問題を含め、今後対話を重ねていきたいと伝え、両首脳は共通の諸課題について協力していくことで一致した。また、岸田総理大臣は、日中国交正常化50周年である2022年を契機に、上記のような考え方にに基づき、建設的かつ安定的な関係を共に構築していかなければならないと述べた。習近平主席からは、そうした考え方に対する賛意と共に日中関係を発展させていくことへの意欲が示された。両首脳は両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致した。さらに、岸田総理大臣から、拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

11月に林外務大臣が外務大臣に就任して間もなく、同月18日に王毅国務委員兼外交部長と電話会談を行った。林外務大臣から、2022年は日中国交正常化50周年であると言及しつつ、「建設的かつ安定的な日中関係」の構築を含め、10月8日に行われた日中首脳電話会談で両首脳が一致した共通認識の実現のため、王毅国務委員兼外交部長と共に努力していきたいと述べ、王毅国務委員兼外交部長から賛意の表明があった。また、林外務大臣から、尖閣諸島をめぐる情勢や東シナ海、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区などの状況に対する深刻な懸念を表明するとともに、台湾海峡の平和と安定の重要性につき述べた。さらに、林外務大臣から、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を強く求めた。その上で、こうした問題を含め、今後対話や協議を重ねていきたいと伝えた。両外相は、日中経済に関し、対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、2022年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。また、両外相は、気候変動問題や北朝鮮を含む国

際情勢についても意見交換を行った。北朝鮮への対応については、林外務大臣から拉致問題の即時解決に向けた理解と支持を求め、両外相は引き続き緊密に連携していくことを確認した。

このほか、外交当局間では、新型コロナ下でも、6月の日中開発協力政策局長級協議、8月の船越アジア大洋州局長と劉勁松^{リゅうけいしゅう} 外交部アジア司长とのテレビ会議、11月の日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）など、日中間の意見交換が継続された。2月及び12月には、日中高級事務レベル海洋協議が開催され、東シナ海などに関する様々な問題について率直な意見交換を行った。

また、12月27日の岸信夫防衛大臣と魏鳳和^{ぎほうわ} 国務委員兼国防部長とのテレビ会談など、外交当局間以外の日中間協議も継続して行われた。

2022年2月21日、北京市内において、在中国日本大使館員が、その意に反して中国側当局により一時拘束されるという事案が発生し

た。本件は、外交関係に関するウィーン条約の明白な違反であり、到底看過できず、断じて受け入れられないことから、中国側に対し厳重な抗議を行うとともに、謝罪と再発防止を強く求めている。

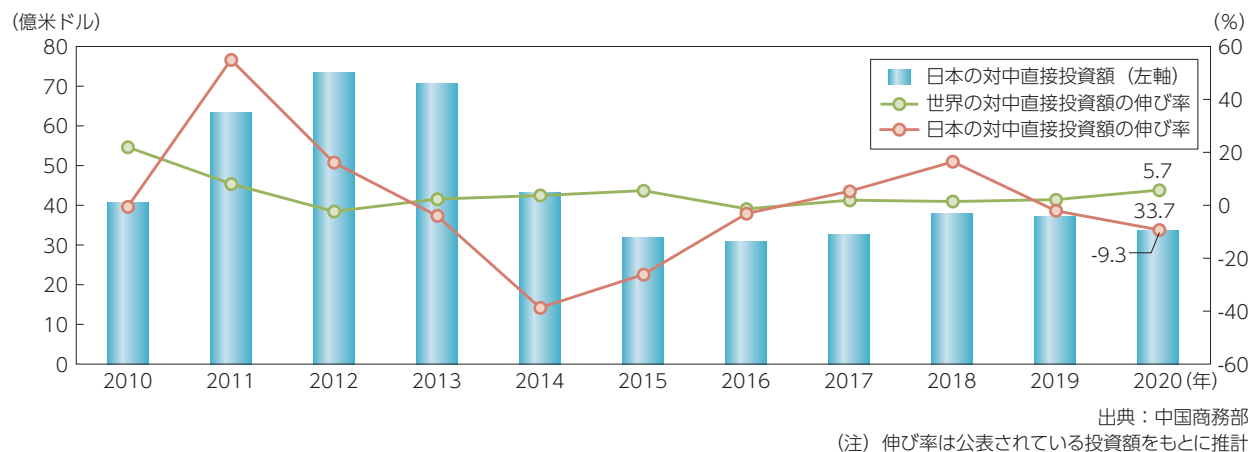
(イ) 日中経済関係

日中間の貿易・投資などの経済関係は、非常に緊密である。世界的な新型コロナの感染拡大は2020年来の日中経済に大きな影響を与え、引き続き日中間のビジネス関係者の往来も大きく制約されている。しかし、こうした中でも、2021年の日中間の経済活動は前年よりも大きな回復を見せ、同年の貿易総額（香港を除く。）は、約3,500億米ドルであり（前年比14.8%増）、中国は、日本にとって15年連続で最大の貿易相手国となった。また、日本の対中直接投資は、中国側統計によると、2020年は約33億7,400万米ドル（前年比9.3%減（投資

日中貿易額の推移



日本の対中直接投資



額公表値を基に推計)、2021年の数値は未公表(2022年3月末時点)と、中国にとって国として第3位(第1位はシンガポール、第2位は韓国、第4位はオランダ、第5位は米国)の規模となっている。

新型コロナの感染拡大の影響でハイレベル含む往来が制限される中でも、日中間の経済対話は引き続き行われた。10月に行われた日中首脳電話会談では、両首脳は両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致した。11月に行われた日中外相電話会談では、両外相は、日中経済に関し、対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認した。また、同月には第15回日中経済パートナーシップ協議(次官級会合)が前年に続きオンライン形式で開催され、両国経済の現状、ビジネス環境、農産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・ヘルスケアなどを含む両国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTOを含む国際場裡における課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保などについて改めて提起したほか、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。また、日中双方は、日中経済に関し今回の協議を踏まえつつ、引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、2022年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。

そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に第7回日中企業家及び元政府高官対話(日中CEO等サミット)がオンライン形式で開催された。

(ウ) 両国民間の相互理解の増進

〈日中間の人的交流の現状〉

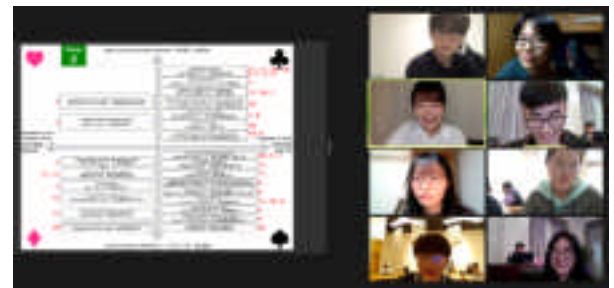
中国との間では2020年11月30日から「ビジネストラック(ビジネスでの短期出張者を念頭に置いた措置)」、「レジデンストラック(長期滞在者などの往来を可能とする措置)」の運用が段階的に開始されたが、2021年1月14日、日本政府は全ての対象国・地域との運用を

停止し、以来両トラックによる外国人の新規入国は認められていない。また、日本政府は新たな変異株に対する水際措置強化を同年11月30日から適用しており、その後2022年3月1日に一部緩和されたものの、いまだ人的往来の全面的な再開には至っていない。

中国からの訪日者数は、新型コロナの影響により前年に引き続き大幅に落ち込み、2021年は約4万2,000人(2022年3月末時点、日本政府観光局(JNTO)暫定値)と、訪日者数として過去最高を記録した2019年(約959万人、同確定値)比で99.6%減と、依然として低水準である。

〈日中青少年などの交流〉

2021年は、前年に続き、新型コロナの影響により国境を越える往来が制限される中、対面での交流事業は実施できなかったものの、対日理解促進交流プログラム「JENESYS」などにより、両国の学生・研究者の相互理解及び対日理解促進を目的とするオンライン交流を開催するなど、新たな交流の在り方を模索しつつ日中間の青少年交流を継続した。



「JENESYS2020」第2回日中大学生オンライン交流
「私の理想の働き方」をテーマに日中の大学生40人が参加(10月28日)

(エ) 個別の懸案事項

〈東シナ海情勢〉

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入が継続しており、また、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、現に日本はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。日本

が1895年に国際法上正当な手段で尖閣諸島を日本の領土に編入してから、東シナ海に石油埋蔵の可能性が指摘され尖閣諸島に対する注目が集まった1970年代に至るまで、中国は、日本による尖閣諸島の領有に対し、何ら異議を唱えてこなかった。中国側は、それまで異議を唱えてこなかったことについて、何ら説明を行っていない。その後、2008年に、中国公船が尖閣諸島周辺の日本領海内に初めて侵入した¹³。

尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入の回数は2021年の1年間で34回に上った（2020年の領海侵入回数は24回、2019年は32回）。2020年5月以降、中国海警船が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において日本漁船に接近しようとする動きが発生、継続している。2020年10月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる57時間以上となった。また、2021年の接続水域内での年間航行日数が332日を記録したほか、同年2月から7月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の157日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、そもそも国際法違反であり、このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施してきており、引き続き、日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。

また、2020年6月、人民武装警察の権限や任務を規定する「中国人民武装警察法」が改正され、同法において、「海上権益擁護法執行」が武装警察の任務として明記された。2021年2月には中国海警局の海上権益擁護のための法執行の任務などを規定する「中国海警法」が施行されるなど、中国の海上権益擁護のための法整備が進んでいる。特に、中国海警法については、曖昧な適用海域や武器使用権限など、国際

法との整合性の観点から問題がある規定が含まれており、この海警法によって、日本を含む関係国の正当な権益を損なうことがあってはならないと考えており、こうした日本の深刻な懸念については中国側に対し伝えてきている。中国の法整備に係る動向については、引き続き高い関心をもって注視していく。

さらに、中国軍の艦艇・航空機による日本周辺海空域での活動も活発化している。2021年は、奄美大島東側接続水域における推定中国籍の潜水艦の航行、日本を周回する形での中露艦艇による共同巡航や、東シナ海から日本海などにおける中露共同飛行、屋久島南方での中国海軍観測艦による日本の領海内航行などの動きが確認された。また、航空機の活動についても引き続き活発であり、2012年秋以降、航空自衛隊による中国軍機に対する緊急発進の回数は高い水準で推移している。このような最近の中国軍の活動全般に対して、日本としては外交ルートを通じ提起してきている。

加えて、東シナ海における日中間の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の境界が未画定である中で、中国側の一方的な資源開発は続いている。政府は、日中の地理的中間線の中国側で、2013年6月から2016年5月にかけて新たに12基、それ以前から確認してきたものを含めると合計16基の構造物を確認している。このような一方的な開発行為は極めて遺憾であり、日本としては、中国側による関連の動向を把握するたびに、中国側に対して、一方的な開発行為を中止するとともに、東シナ海資源開発に関する日中間の協力についての「2008年合意」¹⁴の実施に関する交渉再開に早期に応じるよう強く求めてきている。なお、2019年6月に行われた安倍総理大臣と習近平国家主席との首脳会談においては、両首脳は資源開発に関する「2008年合意」を推進・実施し、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするとの目標を実現することで一致している。

13 尖閣諸島に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>

14 2008年合意についての外務省のホームページの掲載箇所はこちら：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/press.html





日中中間線付近において設置が確認された中国の海洋構造物（写真提供：防衛省）
詳細は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html参照



また、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も継続しており、その都度、外交ルートを通じて中国側に申入れを行っている。

日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、関係部局間の対話・交流の取組を進めている。2018年5月の李克強^{りくごくきやう} 国務院総理訪日時に妥結し、同年6月に運用開始した日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」は、両国の相互理解の増進及び不測の衝突を回避・防止する上で大きな意義を有するものであり、最終調整段階にある「日中防衛当局間のホットライン」の早期開設に向けて調整を引き続き進めていく考えである。さらに、2018年10月の安倍総理大臣訪中時に署名された日中海上捜索・救助（SAR）協定により海上捜索救助分野における日中協力に関する法的枠組みが構築され、これまで以上に円滑かつ効率的な捜索救助活動が可能となることが期待される。

日中首脳会談を含む累次の機会に日本側から述べているように、東シナ海の安定なくして日中関係の真の改善はない。日中高級事務レベル海洋協議や他の関係部局間の協議を通じ、両国の関係者が直接、率直に意見交換を行うことは、信頼醸成及び協力強化の観点から極めて有意義である。日本政府としては、個別の懸案に係る日本の立場をしっかりと主張すると同時に、一つ一つ対話を積み重ね、引き続き意思疎通を強化していく。

やまとたい 〈大和堆〉

日本海大和堆周辺水域において、中国漁船による違法操業が数多く確認されたことから、中国に対して、日本側の懸念や漁業者への指導などの対策強化を含む実効的措置をとるよう繰り返し強く申し入れを行った。また、4月の日中外相電話会談の場でも、茂木外務大臣から王毅国務委員兼外交部長に強く要請した。

〈日本産食品輸入規制問題〉

中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、2020年11月に日中外相間で立ち上げることで一致した「日中農水産物貿易協力メカニズム」での協議を継続しているほか、2021年4月の茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との日中外相会談や、同年11月の林外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との日中外相電話会談など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して早期撤廃を強く働きかけている。

〈邦人拘束事案〉

邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期解放に向けた働きかけを行ってきており、これまで5名が起訴前に解放され、3名が刑期を満了し帰国している。12月には上海市で邦人1名が新たに中国当局に拘束された。政府としては、あらゆるレベル・機会を通じ

て、早期解放、法執行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取り扱いを中国政府に対して強く求めてきているほか、邦人保護の観点から、領事面会やご家族との連絡など、できる限りの支援を行っている。

〈遺棄化学兵器問題〉

日本政府は、化学兵器禁止条約に基づき、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理事業に着実に取り組んできている。2021年は、新型コロナの影響を受ける中、吉林省敦化市ハルバ嶺地区での廃棄処理や、中国各地における遺棄化学兵器の砲弾輸送などの事業を実施した（12月現在の遺棄化学兵器廃棄数は累計約5万8,000発）。

(2) 台湾

ア 内政・経済

5月、台湾において新型コロナの市中感染が一時拡大し、ワクチン不足問題も背景に蔡英文政権への世論の批判が強まった。しかしながら、6月以降の日本や米国などからのワクチン支援のほか、台湾自らがワクチンを十分に確保する体制が整い、厳しい水際措置や集会・外食制限などの措置が功を奏した結果、11月以降、新型コロナの感染者数はほぼゼロの低いレベルに抑えられた。

9月、野党・国民党の主席選挙が実施され、現職の江啓臣氏が敗北し、朱立倫氏が党主席に就任した。12月に行われた「成長促進剤のラクトパミンを使用した豚肉輸入禁止」など4案に関する公民投票は、全ての提案の否決を呼びかける与党・民進党と可決を呼びかける野党・国民党が全面対決したが、いずれも反対票が賛成票を上回り、4案全てが否決される結果となった。

2021年の台湾経済は、特に上半期の電子製品、情報通信などに対する海外からの高い需要を背景に比較的好調が続き、年間実質GDP成長率予測は、プラス5.88%となった。9月には、TPP11協定への加入を正式に申請した。

イ 兩岸関係・対外関係

10月9日の辛亥革命110周年記念大会において習近平国家主席は、兩岸の平和的統一を目指す方針を表明しつつ、外部からの干渉を容認せず、主権と領土を守る中国の意思と能力を過小評価してはならないと強調した。これに対して翌10日に、蔡英文総統は、自主防衛努力を含め、兩岸関係の「現状維持」に最大限努力していく姿勢を強調した。

近年、中国が軍事力の強化を急速に進める中、中台の軍事バランスは全体として中国側に有利な方向に変化している。中国は、台湾周辺での軍事活動を活発化させており、例えば、台湾国防部発表によれば、10月1日から4日の4日間にかけて延べ149機の中国軍機が台湾が定める防空識別圏に進入した。特に、10月4日の延べ56機は、2020年9月に台湾当局が中国軍機の動向を継続的に公表開始して以降、最多となった。

こうした中、2021年3月の日米「2+2」において台湾に言及したのを始め、同年には、日米首脳会談（4月）、G7外務・開発大臣会合（5月）、日EU定期首脳協議（5月）、日豪「2+2」（6月）、G7サミット（6月）、2022年に入ってから、日豪首脳テレビ会談（1月）、日米「2+2」（1月）、日仏「2+2」（1月）、日米首脳テレビ会談（1月）、日米韓外相共同声明（2月）において、台湾海峡の平和と安定の重要性と兩岸問題の平和的な解決を促すことについて一致してきている。また、10月には欧州議会がEU・台湾政治関係と協力に関する報告書を採択し、呉釗燮台湾外交部長や台湾経済ミッションがスロバキア、チェコなど欧州を歴訪、11月に欧州議会代表団が公式代表団として台湾を初訪問するなど、欧州・台湾関係が強化される動きも見られた。

一方、11月、中国政府は、台湾の行政院長、立法院長、外交部長を「頑固な台湾独立分子」として、中国への入国禁止などの制裁措置をとることを発表した。また、同月、リトアニアに「台湾代表処」が開設されると、中国はリトアニアとの外交関係を臨時代理大使級に格下げし

た。12月、ニカラグアは、台湾との断交を発表し、訪中していた代表団が中国との外交関係回復に係る共同コミュニケに署名した。この結果、台湾が外交関係を有する国は14か国となった（2016年の蔡政権発足後、8か国が台湾と断交）。

台湾は、2009年から2016年には世界保健機関（WHO）総会にオブザーバー参加していたが、2017年以降は参加できていない。日本は、従来、国際保健課題への対応に当たっては、地理的空白を生じさせるべきではないと一貫して主張してきた。特に今回の新型コロナのような、全世界に甚大な影響を与える感染症については、台湾のように、コロナ対策で実効的な措置をとり、成果を上げた地域を含め、世界各国・地域の情報や知見が、自由・透明・迅速な形で、広く共有されることが重要であると考えており、こうした観点から台湾のWHO総会へのオブザーバー参加を一貫して支持してきている。

日台関係

台湾は、日本にとって、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。日本と台湾との関係は、1972年の日中共同声明に従い、非政府間の実務関係として維持されている。日台双方の市民感情は総じて良好であり、公益財団法人日本台湾交流協会の調査（2019年2月実施）によれば、「日本に親しみを感じる（どちらかという親しみを感じる）」と台湾住民の70%が回答し、台北駐日経済文化代表処の調査（2021年11月実施）によれば、「台湾に親しみを感じる（どちらかという親しみを感じる）」と日本人の75%が回答したとの結果も出ている。

6月、日本は海外へのワクチン支援の第一弾として、台湾に対して124万回分のワクチン無償供与を実施（9月までに累計420万回分を供与）し、台湾側からは蔡英文総統、頼清徳副総統、蘇貞昌行政院長らから、日本への謝意

が繰り返し表明された（8ページ 巻頭特集囲みコラム参照）。同年9月には、台湾から日本に対しパルスオキシメーター及び酸素濃縮装置などの医療機材が寄贈された。

東日本大震災後に台湾が日本産食品に課している輸入規制については、2022年2月21日、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県で生産・加工された農水産物・食品に対する輸入停止措置の緩和実施が発表された。日本側としては、台湾の残された輸入規制が、科学的根拠に基づいて早期に撤廃されるよう、引き続き台湾側に粘り強く働きかけていく。

(3) モンゴル

ア 内政

1月、新型コロナ対応に当たる現場当局に不手際があったこと責任を取るとして、フレルスフ内閣が総辞職した。これを受けて、オヨーンエルデネ内閣官房長官が新首相に就任し、新内閣が発足した。同首相は、前政権の路線を基本的に継続・踏襲すると発表し、政権運営を開始した。

6月、2020年の憲法改正後初の大統領選挙（直接選挙）が行われ、与党人民党の推薦を受けたフレルスフ前首相が70%近い得票率で圧勝し、大統領に就任した（任期6年、再選なし）。人民党出身の大統領誕生は12年ぶりとなった。

新型コロナの感染状況については、3月以降、1日当たり新規感染者数が急速に拡大し、9月には過去最高の3,963人を記録したものの、その後は徐々に減少している。オヨーンエルデネ内閣は前政権に引き続き、大規模な緊急経済対策を実施した。また、2月から国民へのワクチン接種を開始し、12月現在、全人口のうち92%が2回目の接種を完了しており、ブースター接種も開始した。なお、5月にモンゴル政府がファイザー製ワクチンを調達した際、日本政府は国連児童基金（UNICEF）を通じ、235万回分の同社製ワクチンの調達・供給を支援した。

一方、新型コロナ下でも経済活動が徐々に回復し、石炭や銅などの輸出が増加したことなどに伴い、2021年の政府経済統計では、前年比

で輸出22.1%増、輸入29.2%増を記録した。また、12月の統計では、税収8.5%減、工業生産44.6%増を記録した。

1 日・モンゴル関係

日本とモンゴルとの間では新型コロナによる往来の制限が続く中でも、普遍的価値を共有する地域の重要なパートナーとして「戦略的パートナーシップ」強化に向けた対話や協力が着実に実施された1年となった。

7月には、日本政府からの円借款によって建設され、三菱商事株式会社、成田国際空港株式会社、日本空港ビルデング株式会社、株式会社JALUXから構成される日本企業連合がモンゴル国営企業とともに設立した空港運営会社により運営されるチンギス・ハーン国際空港が開港した。開港式には、フレルスフ大統領、ハルタル道路・運輸開発相、バトツェツェグ外相などが出席し、菅総理大臣からの祝賀メッセージも披露された。同空港は、日本とモンゴルとの協力の新たな象徴となるものである。



日・モンゴル首脳会談（7月22日、東京）



チンギス・ハーン国際空港の開港式典（7月4日、モンゴル・ウランバートル）

また、同月には、オヨーンエルデネ首相が就任後初の外遊として訪日し、菅総理大臣との間で首脳会談が行われた。両首脳は、2022年の両国外交関係樹立50周年を「青少年交流推進年」とすること、また、50周年に向け様々な分野で協力を深めていくことで一致した。加えて、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力や、地域・国際場裡での協力・連携を一層進めていくことで一致した。また、同首相は訪日中、2020年東京オリンピック競技大会の開会式に出席した。

12月、林外務大臣とバトツェツェグ外相との間でテレビ会談が行われ、2022年の日本・モンゴル外交関係樹立50周年を、新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とするとともに、これまでの50年を振り返り、次の50年に向けての礎、絆をつくる年とすることで一致した。

3 朝鮮半島

(1) 北朝鮮（拉致問題含む。）

日本は、2002年9月の日朝平壤宣言^{ピョンヤン}に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を図ることを基本方針として、引き続き様々な取組を進めている。北朝鮮は、2021年には、日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下したものを含め、3回の弾道ミサイルの発射を行ったほか、9月には弾道ミサイル技術を用いて「極超音速ミサイル『火星8』」の発射を行うとともに、「新型長距離巡航ミサイル」を発射した旨発表した。2022年に入ってから北朝鮮は極めて高い頻度で、新たな態様での発射を繰り返しており、2月27日及び3月5日には、その最大射程ではなかったものの、大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイルを発射した。さらに、同月24日には、新型とみられるICBM級弾道ミサイルを発射し、同ミサイルは日本本土から約150キロメートルのEEZ内に落下したものと推定される。このような事態を更に悪化させる弾道ミサイル発射を含め、一連の北朝鮮の行動は、日本、地域及び国際社

会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。日本としては、引き続き、米国や韓国と緊密に連携するとともに、国際社会とも協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮の非核化を目指していく。拉致問題については、北朝鮮に対して2014年5月の日朝政府間協議における合意(ストックホルム合意)¹⁵の履行を求めつつ、引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく。

ア 北朝鮮の核・ミサイル問題

(ア) 北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる最近の動向

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を依然として行っていない。

2021年1月5日から12日まで、朝鮮労働党第8回大会が開催された。同大会において金正恩キムジョンウン国務委員長は、侵略戦争の危険が続く限り、防衛力は不断に強化されなければならないと述べるとともに、核兵器の小型化・軽量化・多弾頭化、原子力潜水艦、極超音速兵器、軍事偵察衛星の開発・保有などについて言及したと報じられた。また、2021年10月11日に平壤で開催した国防発展展覧会「自衛2021」では、最近5年間で開発・生産されたとされる各種武器・戦闘技術機材などが展示された。同展覧会では、2020年10月の朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式や2021年1月の朝鮮労働党第8回大会記念閲兵式で登場した新型のICBM、SLBMの可能性のあるものなども展示される様子が報じられた。

北朝鮮は、2021年3月25日に「新型戦術誘導弾」と称する弾道ミサイルを発射したのに続き、9月11日及び12日には「新型長距離巡航ミサイル」と称するミサイルを発射したことを発表した。同月15日には「鉄道機動ミサイ

ル連隊」による訓練として、短距離弾道ミサイルを、また、28日には「極超音速ミサイル『火星8』」と称する弾道ミサイル技術を使用したものを、さらに、10月19日には、「新型潜水艦発射弾道弾」と称する弾道ミサイルを発射した。この中には、変則軌道で飛翔するといった特徴を有するものが含まれているほか、9月15日の短距離弾道ミサイルは、日本のEEZ内に落下した。

2022年に入ってから、北朝鮮は極めて高い頻度で、また、新たな態様での発射を繰り返している。1月5日及び11日には「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイルを発射し、11日には金正恩国務委員長の立ち会いが報じられた。また、同月14日には「平安北道鉄道機動ミサイル連隊の検閲射撃訓練」として弾道ミサイルを、同月17日及び27日に「戦術誘導弾」と称する弾道ミサイルを相次いで発射するとともに、同月25日には「長距離巡航ミサイル」を発射したことを発表した。同月30日には、中距離弾道ミサイル(IRBM)級弾道ミサイル「火星12」とみられるミサイルを、2月27日及び3月5日には、「偵察衛星」開発のための重要試験と称して大陸間弾道ミサイル(ICBM)級弾道ミサイルを発射した。これらについては、ICBM級弾道ミサイルの最大射程ではなかったが(いずれも飛距離300キロメートル程度)、最大射程での発射を行う前に、何らかの機能の検証を行うことを目的として行われた可能性があると考えられる。

さらに、弾道ミサイルが正常に飛翔しなかったと推定される3月16日の発射からおよそ1週間後の24日には、新型とみられるICBM級弾道ミサイルを発射し、その飛翔距離は約1,100キロメートル、最高高度は6,000キロメートルを超えて北海道の渡島半島おしまの西方約150キロメートルの日本のEEZ内に落下したものと推定される。この発射に際して、北朝鮮側は同ミサイルを「火星17」と称し、発射実験の全過程を直接指導した金正恩国務委員長

¹⁵ 2014年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した。

は、今回発射されたミサイルの武器体系は「強力かつ威力ある核戦争抑止力としての使命と義務を遂行することになる」として、北朝鮮は「強大な軍事技術力を備えて米帝国主義との長期的対決を徹底的に準備していきましょう」と述べたと報じられた。

なお、これに先立つ1月19日には、金正恩國務委員長の司会の下で開催された朝鮮労働党第8期第6回政治局会議において、「今後の対米対応方向」が討議され、同会議は、「米国の敵視政策と軍事的脅威がもはや黙過することのできない危険ラインに至った」と評価した上で、「暫定的に中止していた全ての活動を再稼働する問題を迅速に検討してみることにする指示を当該部門に任務配分した」と報じられていた。

また、北朝鮮の核活動について、2021年8月のIAEA事務局長報告は、北朝鮮の核施設が稼働している新たな兆候があると指摘した。

(イ) 日本の取組及び国際社会との連携

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射は、日本のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であり、全く受け入れられない。北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束して、安保理決議を完全に履行することが重要である。日本は、これらの点を、各国首脳・外相との会談などにおいて確認してきている。

日米韓3か国の連携は北朝鮮への対応を超えて地域の平和と安定にとっても不可欠であるとの認識の下、3か国の間では、首脳会合、外相会合、次官協議、そして六者会合首席代表者会合の開催を通じ、重層的に協力を進めてきている。2021年5月5日には、G7外相会合の機会に英国（ロンドン）において日米韓外相会合が開催され、三者間で北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対して国連安保理決議の下での義務に従うことを求めることで一致するとともに、対北朝鮮政策において日米韓で緊密に連携していくことで一致し

た。また、9月22日には国連総会の機会に米国（ニューヨーク）において日米韓外相会合が開催され、北朝鮮の完全な非核化に向けて日米韓の連携を一層進めていくことで一致するとともに、地域情勢及びグローバルな課題についても意見交換を行い、日米韓3か国による連携・協力を一層深めていくことで一致した。2022年2月12日には、米国（ホノルル）において日米韓外相会合が開催され、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射に対する深刻な懸念を共有した上で、今後の対応について綿密にすり合わせを行った。さらに、同会合では、中国やウクライナ情勢を含む地域情勢、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組について意見交換を行うとともに、国際保健、気候変動といったグローバルな課題についても意見交換を行い、引き続き3か国で連携して対応していくことで一致した。会合後には、日米韓外相共同声明が発出された。

また、日本は、海上保安庁による哨戒活動及び自衛隊による警戒監視活動の一環として、安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っている。安保理決議で禁止されている北朝鮮船舶との「瀬取り」（洋上での物資の積替え）を実施しているなど、違反が強く疑われる行動が確認された場合には、国連安保理北朝鮮制裁委員会などへの通報、関係国への関心表明、対外公表などの措置を採ってきている。加えて、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、米国に加え、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド及びフランスが在日米軍施設・区域を使用し、航空機による警戒監視活動を行った。また、米国海軍の多数の艦艇、フランス海軍フリゲート「プレリアル」、[シュルクーフ]及び強襲揚陸艦「トネール」、オーストラリア海軍フリゲート「バララット」及び「ワランガ」、カナダ海軍フリゲート「ウィニペグ」、英国海軍フリゲート「リッチモンド」、ドイツ海軍フリゲート「バイエルン」が、東シナ海を含む日本周辺海域において、警戒監視活動を行った。さらに、安保理決議の完全な履行及び実効性の確保のため、関係国の間での情報共有及び調整が行われ

ていることは、多国間の連携を一層深めるとい
う観点から、意義あるものと考えている。

1 拉致問題・日朝関係

(ア) 拉致問題に関する基本姿勢

現在、日本政府が認定している日本人拉致事
案は、12件17人であり、そのうち12人がい
まだ帰国していない。北朝鮮は、12人のうち、
8人は死亡し、4人は入境を確認できないと主
張しているが、そのような主張について納得の
いく説明がなされていない以上、日本として
は、安否不明の拉致被害者は全て生存してい
るとの前提で、問題解決に向けて取り組んでい
る。北朝鮮による拉致は、日本の主権や国民の
生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、
基本的な人権の侵害という国際社会全体の普
遍的問題である。また、拉致被害者の御家族も
御高齢となる中ではあるが、「北朝鮮による拉
致被害者家族連絡会」代表が交代し、「決して
諦めない」との思いを胸にこの問題の解決に向
けた取組を続けている。日本は、拉致問題の解
決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ない
との基本認識の下、その解決を最重要課題と位
置付け、拉致被害者としての認定の有無にかか
わらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時
帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引
渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。2022年1月には、岸田総理大臣が施政方針演
説で、「最重要課題である拉致問題について、
各国と連携しながら、全ての拉致被害者の一日
も早い帰国を実現すべく、あらゆるチャンス
を逃すことなく、全力で取り組む。私自身、条件
を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意。」
と表明した。

(イ) 日本の取組

北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月
の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を受
け、同月に日本が独自の対北朝鮮措置の実施を
発表したことに対し、北朝鮮は全ての日本人拉
致被害者に関する包括的調査を全面中止し、特
別調査委員会を解体すると一方的に宣言した。

日本は北朝鮮に対し厳重に抗議し、ストックホルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が
同合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者
を帰国させるべきことについて、強く要求した。

(ウ) 日朝関係

2018年2月9日、平昌^{ピョンチャン}冬季オリンピック
競技大会開会式の際の文在寅^{ムンジェイン}韓国大統領主催レ
セプション会場において、安倍総理大臣から
金永南^{キムヨンナム}北朝鮮最高人民会議常任委員長に対し
て、拉致問題、核・ミサイル問題を取り上げ、
日本側の考えを伝えた。特に、全ての拉致被害
者の帰国を含め、拉致問題の解決を強く申し入
れた。また、同年9月、河野外務大臣は国連本
部において、李容浩^{リヨンホ}北朝鮮外相と会談を行っ
た。2021年9月、菅総理大臣は第76回国連
総会における一般討論演説において、「日朝が
実りある関係を樹立することは、日朝双方の利
益に合致するとともに、地域の平和と安定にも
つながる。」と表明した。

(エ) 国際社会との連携

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に
北朝鮮側に対して強く働きかけることはもちろ
ん、拉致問題解決の重要性について諸外国から
の理解と支持を得ることが不可欠である。日本
は、各国首脳・外相との会談、G7サミット、
日米豪印首脳会合、日中韓サミット、日米韓外
相会合、ASEAN関連首脳会議、国連関係会合
を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を
捉え、拉致問題を提起している。米国について
は、トランプ大統領が、安倍総理大臣からの要
請を受け、2018年6月の米朝首脳会談におい
て金正恩国務委員長に対して拉致問題を取り上
げた。2019年2月の第2回米朝首脳会談では、
トランプ大統領から金正恩国務委員長に対して
初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問
題を提起し、拉致問題についての安倍総理大臣
の考え方を明確に伝えたほか、その後の少人数
夕食会でも拉致問題を提起し、首脳間での真剣
な議論が行われた。トランプ大統領は、2017
年11月の訪日の際に続き、2019年5月の訪

日の際にも拉致被害者の御家族と面会し、御家族の方々の思いのこもった訴えに熱心に耳を傾け、御家族の方々を励まし、勇気付けた。また、2022年1月の日米首脳テレビ会談において、岸田総理大臣からバイデン大統領に対して、拉致問題の即時解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、改めて支持を得た。中国についても、2019年6月の日中首脳会談において、^{しゅうきんぺい}習近平国家主席から、同月の中朝首脳会談で日朝関係に関する日本の立場、安倍総理大臣の考えを金正恩国務委員長に伝えたとの発言があり、その上で、習近平国家主席から、拉致問題を含め、日朝関係改善への強い支持を得た。また、2021年10月の日中首脳電話会談においても、岸田総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。韓国も、2018年4月の南北首脳会談を始めとする累次の機会において、北朝鮮に対して拉致問題を提起しており、2019年12月の日韓首脳会談においても、文在寅大統領から、拉致問題の重要性についての日本側の立場に理解を示した上で、韓国として北朝鮮に対し拉致問題を繰り返し取り上げているとの発言があった。また、2021年10月の日韓首脳電話会談においても、岸田総理大臣から拉致問題について、引き続きの支持と協力を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて一致した。3月には国連人権理事会において、また12月には国連総会本会議において、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の解決、特に拉致被害者の即時帰国を要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。日本は、今後とも、米国を始めとする関係国と緊密に連携、協力しつつ、拉致問題の即時解決に向けて全力を尽くしていく。

北朝鮮の対外関係など

(ア) 米朝関係

2018年から2019年にかけて、米朝間では2回の首脳会談及び板門店での米朝首脳の面会が行われ、2019年10月にはストックホルム（スウェーデン）において米朝実務者協議が行われた。しかし、2020年及び2021年は、米朝間の対話に具体的な進展は見られなかった。

バイデン大統領は、2021年4月に対北朝鮮政策レビューを完了した。同レビューを通じ、米国は、朝鮮半島の完全な非核化が引き続き目標であることや、日本を含む同盟国の安全確保のための取組を強化すると明らかにしている。5月21日に行われた米韓首脳会談後の共同記者会見では、バイデン大統領は、金正恩国務委員長が何らかのコミットメントをすれば、自分は同委員長に会うだろうと述べた。また、米国は、様々な機会において米国は北朝鮮に対して敵対的な意図を抱いておらず、北朝鮮側と前提条件なしに会う用意があると発信してきている。

一方、金正恩国務委員長は、9月の最高人民会議第14期第5回会議において行った演説の中で、「我が方に対する米国の軍事的威嚇と敵視政策には少しも変わったことがなく、米国は「外交的関与」と「前提条件のない対話」を主張しているが、国際社会を欺瞞^{いかにく}して自らの敵対行為を覆い隠すためのベールにすぎない。」と述べたと報じられた。

米国は、2022年1月、北朝鮮による弾道ミサイル発射を含めた一連の挑発行為への対応として、大量破壊兵器の開発・拡散に関与したなどとして、1団体及び7個人を独自の制裁措置（資産凍結措置）の対象に追加指定した。

また、同月、金正恩国務委員長の司会の下で開催された朝鮮労働党第8期第6回政治局会議において、「今後の対米対応方向」が討議され、同会議は、「米国の敵視政策と軍事的脅威がもはや黙過することのできない危険ラインに至った」と評価した上で、「暫定的に中止していた全ての活動を再稼働する問題を迅速に検討してみることにする指示を当該部門に任務配分した」と報じられた。

(イ) 南北関係

2018年には3回の南北首脳会談が行われるなど、南北関係は大幅に進展したが、2019年、2020年に引き続き、2021年は南北関係に前向きな動きはみられなかった。1月の朝鮮労働党第8回党大会において行った活動総括報告の中で、金正恩国務委員長は「南北関係は（2018年4月の南北首脳会談で署名された）板門店宣言以前の時期に後戻りした。」としつつも、韓国の「態度次第で、近いうちに平和と繁栄の新たな出発点へと戻ることもあり得る。」と述べたと報じられた。文在寅大統領は、党大会の6日後に行われた新年記者会見で、「南北関係の発展に役立つのであれば、いつでも、どこでも（南北首脳会談は）可能である。」と述べるとともに、人道協力を始めとする南北協力に前向きな姿勢を示した。7月27日、韓国政府及び北朝鮮はそれぞれ、4月以降の南北首脳間の親書を通じたやり取りの結果、南北間の通信連絡線を再開することで合意し、通話を再開した旨を発表し、同日、南北間の通信連絡線は再開されたが、8月10日から北朝鮮側の応答が途絶した。文在寅大統領は、9月の国連総会一般討論演説において、2021年が南北の国連同時加盟から30年となる年であることに触れつつ、「朝鮮半島の「終戦宣言」のために国際社会が力を合わせることを改めて促し、南北米の三者又は南北米中の四者が集まり、朝鮮半島での戦争が終結したことを共に宣言することを提案する。」と述べた。これに対し、金正恩国務委員長は、9月30日の最高人民会議における施政演説において、「終戦宣言に先立ち、互いへの尊重が保障され、他方に対する偏見的な見方と不公正で二重的な態度、敵視の観点と政策からまず撤回されるべきだというのが、我が方の不変の要求」と述べたと報じられた。また、同演説において金正恩国務委員長は、8月から途絶していた南北通信連絡線を再開させる意思を表明し、10月4日から南北通信連絡線が復旧した。さらに、金正恩国務委員長は、同月11日に行われた国防発展展覧会「自衛2021」での記念演説において、「南朝鮮が我が方に食って掛かか

らなければ、主権行使に手出ししなければ、朝鮮半島の緊張が誘発されることは決してない。」「我々の主敵は戦争そのものであって南朝鮮や米国、特定のいずれかの国家や勢力ではない。」と述べたと報じられた。

(ウ) 中朝関係・露朝関係

2020年以降、新型コロナの感染拡大などの影響もあり、中朝・露朝間において従前のような要人往来は見られなかったが、中朝間においては、2021年7月の中国共産党創建100周年及び中朝友好協力相互援助条約署名60周年の際に、金正恩国務委員長と習近平国家主席との間で祝電の交換などが行われた。

北朝鮮の対外貿易（南北交易を除く。）の約9割を占める中朝間の貿易は、新型コロナの世界的な感染拡大を受けた往来の制限のため、規模が大幅に縮小しているが、2022年1月17日、中国外交部報道官は、中朝間の友好的な協議を経て、中国・丹東と北朝鮮・新義州を結ぶ鉄道通関地の貨物列車の運行が既に再開されたと述べた。

(エ) その他

2021年、北朝鮮からのものとみられる漂流・漂着木造船などが計18件確認されており（2020年は77件）、日本政府として、関連の動向について重大な関心を持って情報収集・分析に努めている。また、2020年9月には、日本海の大和堆西方の日本の排他的経済水域（EEZ）において北朝鮮公船が確認されており、外務省は、このような事案が発生した際には、北朝鮮に対して日本の立場を申し入れてきている。引き続き、関係省庁の緊密な連携の下、適切に対応していく。

Ⅱ 内政・経済

(ア) 内政

2021年1月5日から12日までの8日間、朝鮮労働党の最高指導機関である第8回党大会が開催された。第8回党大会は、2016年5月に行われた第7回党大会以来、約5年ぶりの開

催となった。党大会では、金正恩国務委員長が、「人民大衆第一主義政治」を強調しつつ、過去5年間の成果・反省及び今後の課題に係る活動総括報告を行い、核・ミサイル開発の継続、米朝関係を始めとする対外関係、南北関係などについて言及したと報じられた。また、金正恩朝鮮労働党委員長を「朝鮮労働党総書記」に推戴するなどの人事が公表されるとともに、党大会を5年に1回招集するなどを明記した党規約の改正も発表された。その後、金正恩国務委員長は、第8回党大会の決定の実施も念頭に、党中央委総会、市・郡責任書記講習会及び党細胞書記大会を開催するなど、積極的な活動を継続した。

9月には、最高人民会議第14期第5回会議が開催され、金正恩国務委員長は、2019年以来となる施政演説を行い、経済発展、「国家」防衛力の強化、米朝関係、南北関係などについて言及したと報じられた。また、^{キムヨジョン}金与正氏を国務委員に補選する国務委員会人事なども行われたと報じられた。

12月には、朝鮮労働党中央委員会第8期第4回全員会議（総会）が5日間開催され、金正恩国務委員長は、2021年を「厳格な難関の中」の「偉大な勝利の年」と評価しつつ、2022年の課題として経済、非常防疫事業、「国家」防衛力の強化などに言及したと報じられた。

(イ) 経済

北朝鮮の対外貿易においては、中国が最大の貿易額を占めるが、2020年以降、新型コロナの世界的な感染拡大を受けた往来の制限などの影響で、中朝貿易の規模は大幅に減少した。2021年1月の第8回党大会において、金正恩国務委員長は、制裁、自然災害、世界的な保健危機により第7回党大会で示した「国家経済発展5か年戦略」で掲げた目標を達成できなかった旨述べ、自力更生及び自給自足を核心とした新たな「国家経済発展5か年計画」（2021年から2025年）を提示したと報じられた。その後も北朝鮮の状況について、金正恩国務委員長は、「一層厳しい苦難の行軍を行うことを決心」（4

月の党細胞書記大会）、「史上かつてない難関が折り重なった」（10月の朝鮮労働党創建76周年記念講演会）などと言及したと報じられた。

2021年12月27日から31日まで、第8期第4回党中央委員会総会が開催され、金正恩国務委員長は2022年の課題の一つとして、社会主義建設の基本戦線である経済部門は、生産を活性化するなどして経済を成長軌道に乗せ、人民に安定して向上した生活を提供することに全力で集中すべきである旨述べたと報じられた。また、こうした中、2022年1月17日、中国外交部報道官は、中朝間の友好的な協議を経て、中国・丹東と北朝鮮・新義州を結ぶ鉄道通関地の貨物列車の運行が既に再開されたと述べた。

(ウ) 新型コロナへの対応

北朝鮮は、2020年以降の新型コロナの世界的な感染拡大を受け、全土で防疫措置を強化した。2021年1月の朝鮮労働党第8回大会では、金正恩国務委員長が、「世界的な保健危機にも対処できる防疫措置を堅固に築くべき」と述べたと報じられるなど、引き続き、感染拡大防止策の徹底や強化の必要性が強調された。また、7月27日の第7回老兵大会では、金正恩国務委員長が「世界的な保健危機と長期的な封鎖による困難及び隘路^{あい}は、戦争の状況にひけをとらない試練」と述べたと報じられた。さらに、9月2日の朝鮮労働党第8期第3回政治局拡大会議では、金正恩国務委員長が、「世界的な大流行伝染病事態が抑制されず、引き続き拡散している危険な形勢は、国家的な防疫対策をさらに強化して実施することを要求する。」と述べ、「全ての党組織と幹部が国家防疫体系とこの部門の事業を再点検し、防疫戦線を今一度緊張させて覚醒させるための一大政治攻勢、集中攻勢を展開すること」を強調したと報じられた。12月27日から31日まで、第8期第4回党中央委員会総会が開催され、金正恩国務委員長は2022年の課題の一つとして、「非常防疫事業は国家事業の第1位に置き、些細な気の緩みや隙、盲点もなく強力に展開していくべき最重大事としていま一度指摘した」と報じられた。な

お、北朝鮮は、2022年2月時点でいまだに感染者は発生していないとしている。

オ その他の問題

北朝鮮からの脱北者は、滞在国当局の取締りや北朝鮮への強制送還などを逃れるため潜伏生活を送っている。日本政府としては、こうした脱北者の保護や支援について、北朝鮮人権侵害対処法の趣旨を踏まえ、人道上の配慮、関係者の安全、脱北者の滞在国との関係などを総合的に勘案しつつ対応している。なお、日本国内に受け入れた脱北者については、関係省庁間の緊密な連携の下、定着支援のための施策を推進している。

(2) 韓国

ア 日韓関係

(ア) 二国間関係一般

韓国は重要な隣国であり、日韓両国は、1965年の国交正常化の際に締結された日韓基本条約、日韓請求権・経済協力協定その他関連協定の基礎の上に、緊密な友好協力関係を築いてきた。しかしながら、2021年においても、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題、竹島問題などにおいて、日本側にとって受け入れられない状況が続いた。

このような中、10月、岸田総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、岸田総理大臣から文在寅大統領^{ムンジェイン}に対し、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題などにより日韓関係は引き続き非常に厳しい状況にあると述べた上で、これらの問題に関する日本の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を強く求めた。また、岸田総理大臣から、地域の厳しい安全保障環境の下では、北朝鮮への対応を始め、日韓・日米韓の連携を一層深めていくことが不可欠であると述べるとともに、拉致問題について、引き続きの支持と協力を求めた。

また、新型コロナの影響により要人往来が大幅に制限される状況下、合計3回の日韓外相会

談（電話会談を含む。）や2回の日韓次官間の協議、累次の機会における日韓局長協議を始め、外交当局間の意思疎通が継続された。

(イ) 旧朝鮮半島出身労働者問題

1965年の日韓国交正常化の中核である日韓請求権・経済協力協定は、日本から韓国に対して、無償3億米ドル、有償2億米ドルの経済協力を約束する（第1条）とともに、「両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が（中略）完全かつ最終的に解決されたこと」、また、そのような請求権について「いかなる主張もすることができない」（第2条）ことを定めている。

しかしながら、2018年10月30日及び11月29日、韓国大法院（最高裁）は、第二次世界大戦中に日本企業で労働していたとされる韓国人に対する損害賠償の支払を当該日本企業に命じる判決を確定させた。

これらの大法院判決及び関連する司法手続は、日韓請求権・経済協力協定第2条に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れられない。

日本政府としては、この問題を日韓請求権・経済協力協定上の紛争解決手続に従って解決すべく、2019年1月に同協定第3条1に基づく協議を韓国政府に対し要請したが、韓国政府はこれに応じなかった。また、同年5月には、同協定第3条2に基づく仲裁への付託を韓国政府に対し通告し、これに応じるよう要請したが、韓国政府は同協定に規定された仲裁手続に係る義務を履行せず、その結果、仲裁委員会は設置できなかった¹⁶。

この間も原告側の申請に基づき、韓国の裁判所は、2021年9月27日及び12月30日の日本企業資産に対する売却命令（特別現金化命

16 資料編：旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料 参照

令)の決定を含め、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続きを着々と進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産の現金化に至ることになれば日韓関係にとって深刻な状況を招くので、避けなければならないことを繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正することを含め、日本側にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めてきている。

日本政府としては、引き続き、日韓の外交当局間の意思疎通を継続していくとともに、旧朝鮮半島出身労働者問題を含む両国間の問題に関する日本の一貫した立場に基づき、今後とも韓国側に適切な対応を強く求めていく方針である。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html



(ウ) 慰安婦問題

慰安婦問題は、1990年代以降、日韓間で大きな外交問題となってきたが、日本はこれに真摯に取り組んできた。日韓間の財産及び請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に」解決済みであるが、その上で、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るとの観点から、1995年、日本国民と日本政府が協力してアジア女性基金を設立し、韓国を含むアジア各国などの元慰安婦の方々に対し、医療・福祉支援事業及び「償い金」の支給を行うとともに、歴代総理大臣からの「おわびの手紙」を届けるなど、最大限の努力をしてきた。

さらに、日韓両国は、多大なる外交努力の末に、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した。また、同外相会談の直後に、日韓両首脳間においても、この合意を両

首脳が責任を持って実施すること、また、今後、様々な問題に対し、この合意の精神に基づき対応することを確認し、韓国政府としての確約を取り付けた。この合意については、潘基文^{パンギムン}国連事務総長(当時)を始め、米国政府を含む国際社会も歓迎している。この合意に基づき、2016年8月、日本政府は韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に対し、10億円の支出を行った。この基金から、2021年12月末日までの間に、合意時点で御存命の方々47人のうち35人に対し、また、お亡くなりになっていた方々199人のうち64人の御遺族に対し、資金が支給されており、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。

しかしながら、2016年12月、韓国の市民団体により、在釜山^{プサン}日本国総領事館に面する歩道に慰安婦像¹⁷が設置された。その後、2017年5月に新たに文在寅政権が発足し、外交部長官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」による検討結果を受け、2018年1月9日には、康京和^{カンギョンファ}外交部長官が、①日本に対し再協議は要求しない、②被害者の意思をしっかりと反映しなかった2015年の合意では真の問題解決とならないなどとする韓国政府の立場を発表した。2018年7月、韓国女性家族部は、日本政府の拠出金10億円を「全額充当」するため予備費を編成し、「両性平等基金」に拠出すると発表した。また、2018年11月には、女性家族部は、「和解・癒やし財団」の解散を推進すると発表し、その後解散の手続きを進めている。韓国政府は、文在寅大統領を含め、「合意を破棄しない」、「日本側に再交渉を要求しない」ことを対外的に繰り返し明らかにしてきているものの、財団の解散に向けた動きは、日韓合意に照らして問題であり、日本として到底受け入れられるものではない。また、日韓合意では、国連など国際社会において、慰安婦問題について互いに非難・批判することを控えていることを確認しているにもかかわらず、韓国は、近年、

17 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

国連人権理事会の場において、この問題に言及しており、日本は反論してきている。

さらに、2021年1月8日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月23日、同判決が確定した¹⁸。なお、同年4月21日、類似の慰安婦訴訟において、ソウル中央地方裁判所は、国際法上の主権免除の原則を踏まえ、原告の訴えを却下したが、同年5月6日、原告が控訴した。日本としては、国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきている。上述のとおり、慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、同判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく方針である。

日韓合意は国と国との約束であり、これを守ることは国家間の関係の基本である。日韓合意の着実な実施は、日本はもとより、国際社会に対する責務でもある。日本は、上述のとおり、日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきている。韓国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めているものであり、国際社会が韓国

側による合意の実施を注視している状況である。日本政府としては、引き続き、韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく方針に変わりはない（国際社会における慰安婦問題の取扱いについては31ページ参照）。

慰安婦問題についての我が国の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



(工) 竹島問題

日韓間には竹島の領有権をめぐる問題があるが、竹島は歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本固有の領土である。韓国は、警備隊を常駐させるなど、国際法上何ら根拠がないまま、竹島を不法占拠し続けてきている。日本は、竹島問題に関し、様々な媒体で日本の立場を対外的に周知するとともに¹⁹、韓国国会議員などの竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査などについては、韓国に対し、その都度強く抗議を行ってきている²⁰。特に2021年は韓国海洋水産部によるホームページ上での竹島のリアルタイム映像の公開、韓国国会議員や韓国警察庁長の竹島上陸、竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査が行われ、これらにつき、日本政府として、日本の立場に鑑み受け入れられないとして強く抗議を行った。

竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年、1962年及び2012年に韓国政府に対し国際司法裁判所への付託などを提案してきているが、韓国政府はこの提案を全て拒否している。日本は、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に解決するため、今後も適切

18 資料編：慰安婦問題 参考資料 参照

19 2008年2月、外務省は「竹島 竹島問題を理解するための10のポイント」と題するパンフレットを作成。現在、日本語、英語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、ロシア語、中国語及びイタリア語の11言語版が外務省ホームページで閲覧可能。また、2013年10月以降、外務省ホームページにおいて、竹島に関する動画やフライヤーを公開し、現在は上記11言語での閲覧が可能になっている。加えて、竹島問題を啓発するスマートフォンアプリをダウンロード配布するといった取組を行っている。外務省ホームページ掲載箇所はこちら：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>

20 8月、韓国海洋水産部がホームページ上で竹島のリアルタイム映像を公開。また、同日、ミンクワン洪碩峻「国民の力」議員、11月、キムチャンリョン金昌龍韓国警察庁長が上陸。さらに、6月及び12月、韓国軍が竹島に関する軍事訓練を実施。日本は、直ちに、竹島の領有権に関する日本の立場に照らし受け入れられず、極めて遺憾であることを韓国政府に伝え、厳重に抗議した。



な外交努力を行っていく方針である。

(オ) 韓国向け輸出管理運用の見直し

韓国政府は、2019年9月11日、日本が韓国への半導体材料3品目（フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素）の輸出に係る措置の運用を見直し、個別に輸出許可を求める制度としたこと²¹は世界貿易機関（WTO）協定に違反するとして、WTO紛争解決手続の下で二国間協議を要請した。同年11月22日、韓国政府は日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）の終了通告の効力停止を発表し、その際、二国間の輸出管理政策対話が正常に行われる間、WTO紛争解決手続を中断すると表明し、2019年12月及び2020年3月には、輸出管理政策対話が実施された。日韓の輸出管理当局間では対話と意思疎通を通じて懸案を解決することで一致していた中で、韓国政府は、2020年6月18日、WTO紛争解決手続を再開させ、同年7月29日、WTO紛争解決機関において紛争処理小委員会（パネル）設置が決定された。

(カ) 交流・往来

日韓間の往来者数は、2018年に約1,049万人を記録したが、2020年3月以降、新型コロナに係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大幅に減少し、2021年は約3万人にとどまった。そうした中、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年10月8日から、「ビジネストラック」及び「レジデンストラック」を韓国との間で開始したが、国内外における変異株の感染拡大を受け、2021年1月14日以降、これらトラックの運用を停止した。その後、同年11月8日以降、一定の要件の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和及び外国人の新規入国制限の緩和が行われ、韓国からも企業関係者、留学生などの日本への新規入国が再開されたものの、11月30日以降、オミクロン株に対する水際措置

の強化に伴い、同措置は停止された。

日韓両政府は、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点について一致している。日本では若年層を中心に「K-POP」や関連のコンテンツが広く受け入れられており、特に新型コロナの影響で外出自粛が求められる中、韓国のドラマや映画は世代を問わず幅広い人気を集めている。また、日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、新型コロナ流行下において2021年は東京及びソウルのいずれにおいても、2年連続でオンライン形式で開催された。日本政府は、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2021）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、2021年の交流事業は全てオンライン形式での交流事業を実施した。

(キ) その他の問題

日韓両国は、2016年11月、安全保障分野における日韓間の協力と連携を強化し、地域の平和と安定に寄与するため、GSOMIAを締結し、同協定は、それ以降2017年及び2018年に自動的に延長されてきた。しかし、韓国政府は、2019年8月22日、日本による輸出管理の運用見直し（54ページ（オ）参照）と関連付け、GSOMIAの終了の決定を発表し、翌23日、終了通告がなされた。その後、日韓間でのやり取りを経て、同年11月22日、韓国政府は8月23日の終了通告の効力を停止することを発表した。日本政府としては、現下の地域の安全保障環境を踏まえれば、同協定が引き続き安定的に運用されていくことが重要であるとの考えに変わりはない。

日本海は、国際的に確立した唯一の呼称であり、国連や米国を始めとする主要国政府も日本海の呼称を正式に使用している。韓国などが日本海の呼称に異議を唱え始めたのは1992年からである。また、それ以降、韓国などは国連地

²¹ 2019年7月1日、経済産業省は、①韓国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し（韓国を「グループA」から除外。そのための改正政令は同年8月28日施行。）及び②フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の3品目の個別輸出許可への切り替えを発表

名専門家グループ（UNGEEN）会議²²や国際水路機関（IHO）を始めとする国際機関の場などにおいても日本海の呼称に異議を唱えてきたが、この主張に根拠はなく、日本はその都度断固反論を行ってきた²³。

また、盗難被害に遭い、現在も韓国にある文化財²⁴については、早期に日本に返還されるよう韓国政府に対して強く求めてきており、引き続き、韓国側に適切な対応を求めていく。

そのほか、在サハリン「韓国人」への対応²⁵、在韓被爆者問題への対応²⁶、在韓ハンセン病療養所入所者への対応²⁷など多岐にわたる分野で、人道的観点から、日本は可能な限りの支援、施策を進めてきている。

1 日韓経済関係

2021年の日韓間の貿易総額は、約9兆3,000億円であり、韓国にとって日本は第3位、日本にとって韓国は第4位の貿易相手国・地域である。なお、韓国の対日貿易赤字は、前年比16.9%増の約2兆2,500億円（財務省貿易統計）となった。また、日本からの対韓直接投資額は約12.1億米ドル（前年比52.8%増）（韓国産業通商資源部統計）で、日本は韓国への第6位の投資国・地域である。

また、2020年11月、日本及び韓国を含む15か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。2021年12月3日、

韓国は同協定の批准書を寄託者であるASEAN事務局長に寄託し、韓国については同協定が2022年2月1日に発効した。

WTO紛争解決手続の下では、韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置に係る案件について、2020年11月、パネルは、韓国の措置をWTO協定違反と認定し、措置の是正を勧告したが、2021年1月、韓国はWTO上級委員会に申し立てた。また、韓国による自国造船業に対する支援措置に関し、2018年11月、WTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請し、同年12月に協議を実施した（その後、韓国における新たな支援措置も対象として改めて協議を要請し、2020年3月に協議を実施した。）。

韓国政府による日本産食品に対する輸入規制については、様々な機会を捉えて韓国側に対して早期の規制撤廃を働きかけている。

2 韓国情勢

(ア) 内政

文在寅大統領は、就任から5年目を迎えた2021年5月10日の特別演説において、新型コロナウイルスからの回復、包容、飛躍などを強調したことを始め、2020年に続き、内政上、新型コロナウイルス対応に注力した。2021年4月には、金富謙^{キムフギョム}元行政安全部長官を国務総理に指名するなど一部内閣改造を行った。

4月7日、空席となっていた二大都市ソウ

²² 各国の地名や地理空間情報などの専門家らが、地名に関する用語の定義や地名の表記方法などについて技術的観点から議論を行う国連の会議。2017年、これまで5年ごとに開催されていた国連地名標準化会議と2年ごとに開催されていた国連地名専門家グループが統合され、国連地名専門家グループ（UNGEEN）会議となった。

²³ 日本海呼称問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html



²⁴ 2012年に長崎県対馬市で盗難され韓国に搬出された後、韓国政府が回収し保管している「観世音菩薩坐像」について、所有権を主張する韓国の寺院が韓国政府に対して引渡しを求める訴訟を大田地方裁判所に提起し、2017年1月、同裁判所は原告（韓国寺院）勝訴の第一審判決を出した。これに対し、被告である韓国政府は控訴し、現在、大田高等裁判所に係属中。当該文化財ははまだ韓国政府が保管しており日本に返還されていない（2022年1月末時点）。

²⁵ 第二次世界大戦終戦前、様々な経緯で南樺太に渡り、終戦後、ソ連による事実上の支配の下、韓国への引揚げの機会が与えられないまま、長期間にわたり、サハリンに残留することを余儀なくされた朝鮮半島出身者に対し、日本政府は、一時帰国支援、サハリン再訪問支援などを行ってきた。

²⁶ 第二次世界大戦時に広島又は長崎に在住して原爆に被爆した後、日本国外に居住している方々に対する支援の問題。これまで日本は、被爆者援護法に基づく手当や被爆者健康手帳などに関連する支援を行ってきた。

²⁷ 2006年2月、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が改正され、第二次世界大戦終戦前に日本が設置した日本国外のハンセン病療養所の元入所者も国内療養所の元入所者と同様に補償金の支給対象となった。また、2019年11月、「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、元入所者の家族も補償対象となった。

ル・釜山の市長補欠選挙が行われ、いずれも最大野党「国民の力」の候補が勝利した。同補欠選挙の前には、ソウルを始めとする大都市部を中心に住宅価格の高騰が社会問題となっている中、韓国住宅公社職員による不動産投機疑惑が持ち上がり、与党に対する世論が悪化したことが野党候補の勝利の一因となったとされる。

次期大統領選挙を控え、韓国において2021年下半年以降、各政党において予備選挙が行われた。与党「共に民主党」では、10月10日、李在明^{イジエミョンキョンギド}京畿道知事（当時）が同党の大統領候補として選出された。最大野党「国民の力」では、11月5日、尹錫悦^{ユンソンニョル}前検察総長が同党の大統領候補として選出された。尹前検察総長は、文政権の検察改革の方針に反発し、3月4日、検察総長を辞任、7月30日、最大野党「国民の力」に入党した。2022年3月9日、大統領選挙の投開票が実施され、尹前検察総長が当選した。文政権からの政権移行の準備を行い、同年5月10日、尹前検察総長が第20代韓国大統領に就任する予定である。

2021年10月26日には盧泰愚^{ノテウ}元大統領、11月23日には全斗煥^{チョンドゥフアン}元大統領が逝去した。

(イ) 外交

2021年上旬から新型コロナウイルスのワクチン接種が世界各地で本格化したことを受け、韓国政府は、いわゆる「ワクチン外交」を積極的に展開した。英国、イスラエル、ルーマニアとの間でワクチンのスワップ協定を締結し、これらを二国間関係強化の契機にしようと努めた。

また、ポスト・コロナを見据えたこのような外交的取組と並行して、北朝鮮との関係は引き続き文在寅政権にとっての最重要課題であった。文大統領は9月の国連総会一般討論演説において、朝鮮半島の「終戦宣言」を提案するなど北朝鮮との対話を積極的に呼び掛けるなどしたが、南北関係に進展は見られなかった（南北関係については49ページウ（イ）参照）。

対米関係については、5月に文大統領が訪米し、バイデン大統領との間で初めての米韓首脳会談が行われた。同首脳会談では朝鮮半島の完

全な非核化に対する共通のコミットメントの再確認や米韓「ミサイル指針」の終了などで合意したことに加え、新型コロナ対策として米韓グローバル・ワクチン・パートナーシップの構築などについても合意した。また、新型コロナの影響により規模を縮小する形で、3月及び8月には米韓連合指揮所訓練を実施した。また、2019年及び2020年に引き続き2021年も、米韓間では2020年以降の米軍駐留経費に関する第11次防衛費分担特別協定（SMA）についての協議が計2回行われ、同年3月、有効期間6年間（2020年から2025年まで）の多年度協定に合意した。

対中関係については、4月に鄭義溶^{チョンウイヨン}外交部長官が就任後初の外遊として訪中し、王毅^{おうぎ}国务委員兼外交部長との間で中韓外相会談を行った。また、9月には王毅国务委員兼外交部長が訪韓し、再び外相会談が行われた。いずれの会談でも北朝鮮の非核化実現のために中韓両国が尽力していくことが再確認されたほか、外交・安保対話（2+2）の実現推進などについても合意された。しかし、中韓両国が調整してきた習^{しゅう}近平^{うきんぺい}国家主席の訪韓は、2021年も実現しなかった。

(ウ) 経済

2021年、韓国のGDP成長率は、輸出と民間消費の好調などにより4.0%となり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などにより、マイナス0.9%に低下した前年からプラスに転じた。総輸出額は、前年比25.8%増の約6,445億米ドルであり、総輸入額は、前年比31.5%増の約6,150億米ドルとなったため、貿易黒字は約295億米ドル（韓国産業通商資源部統計）となった。

2017年5月に発足した文在寅政権は、国内的な経済政策として、「人中心経済」を掲げ、「所得主導成長」及び「雇用中心経済」を強調し、最低賃金を2018年から2年連続で引き上げたが、急激な引上げが雇用減を招いているとの批判が高まる中、2021年8月には2022年の最低賃金を9,160ウォン（前年比5.1%増）とすると発表した。

なお、韓国では近年急速に少子高齢化が進ん

であり、2021年の合計特殊出生率は過去最低の0.81人を記録し、少子化問題が深刻化している。

また、文在寅政権はこれまで不動産投資を抑制する政策を実施してきたが、多住宅所有者の投機目的の住宅購入に伴う需要過剰により、政権発足以降の4年間でソウルのマンション価格が約7割上昇し、不動産価格の高騰が続いており、この問題への対応が政権の重要課題の一つとなっている。

韓国政府は、5月、世界中で半導体供給不足が続く中、国内の安定的なサプライチェーン構築を目指す戦略として、各種税制支援・税金控除、人材育成を内容とする「K-半導体戦略」を発表した。さらに、7月には、韓国のバッテリー産業が著しい成長を遂げている中、グローバル市場を主導していくための戦略として、「K-バッテリー発展戦略」を発表した。

4 東南アジア

(1) インドネシア

インドネシアは、世界第4位の人口（約2億7,000万人）を有する東南アジア地域の大国として、東南アジア諸国連合（ASEAN）において主導的な役割を担うほか、G20メンバー国として、国際社会の諸課題においてもイニシアティブを発揮している。

2019年10月に発足したジョコ大統領の第2期政権は、国会の議席の約82%を与党が占める安定政権として、①インフラ開発、②人材開発、③投資促進、④官僚改革、⑤適切な国家予算の執行を優先課題として取り組んでいるが、新型コロナウイルスの影響により、近年一貫して5%前後を維持してきた経済成長率は、2020年にマイナス成長を記録した。日本は、「戦略的パートナー」としてジョコ第2期政権の優先課題であるインフラ整備と人材育成の分野における協力を積極的に進めているほか、新型コロナ対策及び保健・医療体制の強化のために医療機材や約688万回分（2022年2月時点）のワクチンの供与などの協力を行っている。



第2回日・インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（3月30日、東京）



日・インドネシア防衛装備品・技術移転協定の署名（3月30日、東京）

日本とインドネシアは、新型コロナの世界的な感染拡大により国際的な人の往来が制限される中、2021年は岸田総理大臣がジョコ大統領と首脳電話会談（11月）を行ったほか、茂木外務大臣はルトノ外相との間で4度（2月、3月、4月及び6月）、林外務大臣は同外相との間で1度（12月）電話会談を行った。これらの会談の中で、二国間関係の強化のほか、地域及び国際社会の諸課題に対する両国の連携について緊密に意見交換を行った。さらに、茂木外務大臣は3月、6月及び9月にルトノ外相と対面で外相会談を行い、二国間関係のほか、海洋問題やミャンマー情勢などの地域情勢について意見交換を行った。

また、安全保障面での協力も深化しており、3月には茂木外務大臣及び岸信夫防衛大臣がルトノ外相及びプラボウォ国防相と第2回日・インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を東京で実施し、その機会に、茂木外務大臣はプラボウォ国防相との間で2015年から交渉を行っ

てきた防衛装備品・技術移転協定の署名を行い、同協定を基礎として両国の安全保障協力を一層推進していくことで一致した。また、同会合ではスルー・セレベス海とその周辺地域における協力や海洋協力の強化についても一致した。

(2) カンボジア

カンボジアは、南部経済回廊の要衝に位置し、地域の連結性と格差是正の鍵を握る国である。過去20年間平均7%の成長を続けていたが、新型コロナの影響により2020年のGDPはマイナス3.1%となった。日本は、カンボジアに対して約132万回分（2022年2月時点）のワクチン供与などの協力を行っている。

1992年に初めて本格的PKOを派遣するなど、日本は和平とその後の復興・開発に協力してきた。両国関係は2013年に「戦略的パートナーシップ」に格上げされ、2021年11月には、林外務大臣とブラック・ソコン外相との間で、12月には、岸田総理大臣とフン・セン首相との間でそれぞれ電話会談を行い、二国間関係と地域情勢について意見交換を行い、カンボジアが2022年にASEAN議長国を務めるにあたり、会議の成功に向けて協力していくことで一致した。

内政面では、2017年に最大野党・救国党が解党され、翌年の国民議会総選挙で与党・人民党が全議席を独占した。その後、カンボジア政府は、国内での対話促進や司法手続迅速化など民主的環境の改善措置を表明した。日本は、カンボジアの民主的発展を後押しするための取組として、法整備支援や政府と市民社会の間の対



日・カンボジア首脳テレビ会談（12月1日、東京 写真提供：内閣広報室）

話促進事業を実施している。

日本が長年支援しているクメール・ルージュ裁判では、8月に第2-02事案（元国家元首が被告）上訴審の最終公判が実施され、2022年中に予定されている判決をもって裁判が完結する見込みが高まっている。

(3) シンガポール

シンガポールは、ASEANで最も経済が発展している国家であり、全方位外交の下、米国や中国を含む主要国と良好な関係を維持している。

国内では、リー・シェンロン首相率いる人民行動党（PAP）が、2020年の総選挙で90%以上の議席数を占め、安定した内政を基盤としてデジタル化の推進など、新型コロナ対策と経済の両立を図っている。

日本とシンガポールは、新型コロナの影響により政府要人の往来の機会が減少したものの、2021年は、5月に菅総理大臣が、11月に岸田総理大臣がそれぞれリー・シェンロン首相と、また12月には、林外務大臣がバラクリシュナン外相と電話会談を行い、地域の諸課題に対する二国間の連携などについて意見交換を行った。対面でも、4月に第15回日・シンガポール次官級政策協議を東京で実施し、二国間関係や地域情勢などについて意見交換を行った。8



シム外務担当兼国家開発担当上級相と会談する國場外務大臣政務官（8月11日、シンガポール）

月には國場幸之助外務大臣政務官がシンガポールを訪問し、シム外務担当兼国家開発担当上級相との間で、新型コロナ対策に加え、グリーン社会の実現に向けた協力、デジタル協力、第三国におけるインフラ協力、多角的自由貿易体制の維持・強化などの経済分野や安全保障分野などの協力につき意見交換を実施した。また、両国は1997年に署名した「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSPP21)」を通じて、開発途上国に対して共同で技術協力を行っており、これまでに約400の研修を実施し、ASEAN諸国などから約7,000人が参加している。

日本文化情報の発信拠点としてシンガポールに2009年に開所された「ジャパン・クリエイティブ・センター (JCC)」では、感染症対策をとりつつ各種の発信やイベントを開催した。

(4) タイ

タイは、1967年の「バンコク宣言」により誕生したASEANの原加盟国の一つであり、また、メコン地域の中心に位置し、地政学的に重要な国である。

日本とタイの外交関係の樹立は1887年の「日暹修好通商に関する宣言(日タイ修好宣言)」まで遡る。現在の両国関係は、二国間のみならず、地域及び国際社会でも協力する「戦略的パートナーシップ関係」にある。加えて、日本からの長年にわたる政府開発援助や民間企業による投資の結果、タイは自動車産業を始めとする日本企業にとっての一大生産拠点となり、今日では地球規模でのサプライチェーンの一角として日本経済に欠くことのできない存在であり、6,000社近い日本企業が進出し、8万人以上の在留邦人が暮らしている。

新型コロナの感染拡大に伴う人的往来の制限のため、2021年、対面での要人往来は実施されていないが、4月に菅総理大臣がプラユット首相と、11月に岸田総理大臣が同首相と、3月及び8月に茂木外務大臣がドーン副首相兼外相と、また、11月に林外務大臣が同副首相兼外相と電話会談を実施した。さらに、8月には



第5回日・タイ・ハイレベル合同委員会の様子 (8月11日)

茂木外務大臣とドーン副首相兼外相が共同議長を務める形で、両国の関係省庁が参加し、両国の経済分野での協力推進に向けた意見交換を行う場である第5回日・タイ・ハイレベル合同委員会をオンラインで開催し、ハイレベルでの交流を継続した。

一方、タイ国内状況に目を向ければ、経済・社会的格差や新型コロナの感染拡大に伴う経済状況の悪化などを背景に、若年層を中心とした政府や王室に対する抗議デモが活発化し、不安定な状況が継続している。日本はこれまでタイにワクチンを約204万回分(2022年2月時点) 供与するなど、新型コロナ流行下のタイの経済・社会の安定に向け協力してきている。

(5) 東ティモール

東ティモールは、インド太平洋の要衝、オーストラリアとインドネシア間の重要なシーレーンに位置する、21世紀最初の独立国家(2002年)である。同国は、国際社会の支援を得つつ平和と安定を実現し、民主主義に基づく国造りを実践してきた。経済は天然資源(石油や天然ガス)への依存度が高く、国家の最優先課題として産業多角化に取り組んでいる。外交面では、東ティモールの最重要外交課題であるASEAN加盟に向けて、ASEAN各国との調整などに引き続き取り組んでいる。

日本は、独立以前から東ティモールに対する支援を継続しており、良好な関係を維持している。2021年には、洪水及び新型コロナの影響を受けた地域に対する食料の供給、若手行政官の育成支援などを行い、また、プレジデンテ・ニコラウ・ロバト国際空港の整備計画に関する

交換公文に署名した。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、約17万回分（2022年2月時点）のワクチンの供与を行ったほか、医療機材の供与などの支援を行っている。

(6) フィリピン

フィリピンは、2012年から一貫して6%以上の高い成長率を維持してきたが、2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い導入された国内経済活動の制限措置による影響もあり、前年（2019年）比マイナス9.6%成長を記録した。その反動で、2021年は前年比プラス5.6%に回復した。ドゥテルテ大統領は新型コロナ対策においても国民の高い支持を得ており、汚職撲滅、治安・テロ対策などの優先課題への対応に、引き続き強い指導力を発揮した。また、ミンダナオ和平については、新型コロナウイルスの影響を受けたモロ・イスラム解放戦線（ MILF ）の退役・武装解除の遅れに鑑み、2021年11月、バンサモロ基本法が改定され、2025年の自治政府樹立を目指したプロセスが継続している。日本とフィリピンは、2021年に国交正常化65周年及び「戦略的パートナーシップ」10周年を迎え、新型コロナウイルスの影響により政府要人の往来は実施されなかったものの、「黄金時代」にある日・フィリピン関係の更なる強化のため、5月に菅総理大臣が、12月に岸田総理大臣がそれぞれドゥテルテ大統領と電話会談を、また4月に茂木外務大臣が、12月に林外務大臣がそれぞれロクシン外相と電話会談を実施し、二国間関係や地域情勢について議論を行い、スールー・セレベス海とその周辺地域における協力強化でも一致した。安全保障面では、10月に第4回日・フィリピン海洋協議を開催し、海洋安全保障に向けた協力や意見交換を推進しているほか、外務・防衛閣僚会合（「2+2」）の立上げに向けて検討を進めている。また、経済面では、7月に日・フィリピン経済協カインフラ合同委員会の第11回会合が開催され、2017年から5年間での官民支援累計額1兆円の目標を前倒しで達成したことを確認したほか、スービック湾地域開発マスタープラン策

定支援の完了を発表するなど、フィリピン政府が掲げるインフラ政策「ビルド・ビルド・ビルド」を引き続き強力に後押ししている。加えて、新型コロナ対策の一環で、ワクチン接種体制構築のための支援や約308万回分（2022年2月時点）のワクチンの供与などの協力を行っている。

(7) ブルネイ

ブルネイは、豊富な天然資源を背景に、高い経済水準と充実した社会福祉を実現し、政治的、経済的に安定した国である。立憲君主制であり立法評議会があるものの、国王が首相、財務・経済相、国防相及び外相を兼任しており、国王の権限は非常に強い。東南アジアの中心に位置し、南シナ海のクレイマント国の一つであり、ASEANの一体性、統合強化を柱とするバランス外交を行っている。

ブルネイの経済成長率は、原油価格の上昇及び中国との合併企業による石油精製事業に支えられ、2021年もプラスを維持すると予測されている一方、エネルギー資源への過度の依存から脱却すべく経済の多角化を目指している。

日本との関係では、1984年に外交関係を開設し、様々な分野で良好な関係を発展させてきた。また両国の皇室・王室関係も緊密で、2019年の即位礼正殿の儀にはボルキア国王が参列した。ブルネイは日本へのエネルギー資源の安定供給の面からも重要であり、ブルネイの液化天然ガス（LNG）輸出総量の約7割が日本向けであり、同国産LNGは日本のLNG総輸入量の約5%を占めている。2021年にASEAN議長国を務めたブルネイとは、新型コロナウイルスの影響下においても緊密に連携し、ミャンマーに関するASEAN特使を兼任するエルワン第二外相との間で、外相電話会談を7度、対面での外相会談を1度実施し、二国間協力及び地域の重要課題、特にミャンマー情勢について意見交換を行った。また、ブルネイへの新型コロナ対策支援として、約10万回分（2022年2月時点）のワクチンに加え、日本の拠出金によるアジア欧州財団（ASEF）の備蓄事業を通じ、医療用

N95マスク5万枚を提供した。

(8) ベトナム

ベトナムは、南シナ海のシーレーンに面し、中国と長い国境線を有する地政学的に重要な国である。また、東南アジア第3位の人口を有し、中間所得層が急増していることから、有望な市場でもある。現在、インフレ抑制などのマクロ経済安定化、インフラ整備や投資環境改善を通じた外資誘致を通じ、安定的な経済成長の実現に取り組んでいる。2020年はASEAN議長国及び2020年から2021年は国連安保理非常任理事国を務め、国際社会での役割も拡大している。

日本とベトナムは、「アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」の下で、様々な分野で協力を進展させている。新型コロナ流行下においても、両国のハイレベル間のやり取りは活発に行われており、2021年3月から9月の間に、計6回にわたり両国首脳間、国会議長間、外相間の電話会談が行われた。また、11月には岸田政権初の外国首脳賓客（実務訪問賓客）としてチン首相が訪日した。日越首脳会談において、両首脳は①ワクチンの追加供与（2022年2月末時点で約735万回分供与済）、官民協働のワクチン開発協力などのコロナ対策における協力、②日越デジタルトランスフォーメーション・イニシアティブ、サプライチェーン多元化、技能実習生を取り巻く環境整備などのポスト・コロナの経済再生に向けた協力、③気候変動などの国際社会の共通課題における協力、④サイバーセキュリティ及



日・ベトナム首脳会談（11月24日、東京）

び衛生分野、海上保安能力向上などの安全保障分野における協力、⑤2023年の日越外交関係樹立50周年に向けた協力を強化することを確認した。元来親日的なこともあり、ベトナム国民の訪日者数は2011年の約4万人から2019年には49万人を超え、日本に暮らすベトナムの人々は2011年の約4万人から2021年12月末には約43万人に増えており、国別在留外国人人数で中国に次いで2番目に多い数字となっている。

(9) マレーシア

マレーシアは、マレー半島の「半島マレーシア」とボルネオ島の「東マレーシア」から成る、インド洋と太平洋の結節点に位置し、南シナ海とマラッカ海峡に面した地政学的に重要な国である。また、13州及び3連邦直轄地から成る連邦国家で、ブミプトラ（土着の民族を含むマレー系）（69%）、華人系（23%）、インド系（7%）などから構成される多民族国家である。

2021年8月に就任したイスマイル・サブリン首相は、内政の安定化を図りつつ、新型コロナ対策と経済の回復に注力している。

日本は、「戦略的パートナーシップ」に基づき安全保障分野及び経済分野を始めとした協力を進めているほか、2021年には、マレーシアに対し、ワクチン約100万回分や、ワクチン用コールド・チェーン機器、医療機器の供与を行った。新型コロナの影響で、二国間の政府要人の往来は例年に比べて減少したものの、12月には岸田総理大臣とイスマイル・サブリン首相が、また、同月、林外務大臣とサイフディン外相がそれぞれ電話会談を行い、二国間関係の強化のほか、地域及び国際社会の諸課題に対する両国の連携について意見交換を行った。

人材育成分野では、マハティール首相（当時）が1982年から開始した日・マレーシア間の友好関係の基盤である東方政策により、これまでに2万6,000人以上のマレーシア人が日本で留学及び研修した。2022年に同政策は40周年を迎えることから、二国間の更なる交流が期待される（62ページ コラム参照）。ま

コラム

東方政策40周年

2022年はマレーシアが東方政策を開始して40周年に当たります。

東方政策は、当時のマハティール首相が提唱し、1982年に始まった政策です。同首相は、日本人の労働倫理、学習・勤労意欲、道徳、経営能力などが日本の発展の原動力であったと考え、これらを日本から学ぶことで、マレーシアの経済や社会を発展させようと訴えたのです。

東方政策の下、数多くの留学生が日本の大学や高等専門学校に派遣されました。また、日本の民間企業や地方自治体、国際協力機構（JICA）が研修生を受け入れ、産業技術や経営スキルの習得を支援しました。

東方政策は基本的にマレーシア政府の予算で実施されていますが、90年代後半のアジア通貨危機によりマレーシアの財政が厳しくなった時期には、日本の円借款によって継続されました。

マレーシアの政権が変わっても東方政策は引き継がれ、同政策の下で日本に派遣された留学生や研修生は現在までに2万6,000人を超えます。東方政策により育まれた人材は、マレーシアの産業や社会の発展を支えてきただけでなく、日本とマレーシアの架け橋としても重要な役割を果たしてきました。東方政策によって日本に親しみと友情を感じている人材が長年輩出され続けていることは、今日、マレーシアが極めて親日的である理由の一つではないでしょうか。

なお、東方政策以外の留学・研修も含めれば、マレーシア政府各省庁の次官級ポストのうち、実に半分以上が日本への留学・研修経験者で占められています（2021年12月時点）。また、ビジネス界で活躍する日本への留学・研修経験者も多く、日本語を話し日本の労働倫理をよく知る人材の存在が、日本企業のマレーシア進出を促し、各企業の研修などを通じて更に知日派人材が育てられるという好循環を生んでいます。

人材育成を通じた経済や社会の発展という東方政策の精神は、今もその意義を失っていません。しかし、社会の移り変わりに伴い変化する課題やニーズに合わせ、東方政策も進化を続けています。日本は東方政策に基づく留学生・研修生の受入れだけでなく、マレーシア国内における人材育成に対する支援も行っています。その取組は80年代の職業訓練指導員・上級技能訓練センター（CIAST）^{※1}への支援から、

2010年代のマレーシア日本国際工科院（MJIT）^{※2}設立支援、そして日本の大学として初めてとなる筑波大学の海外分校早期開校に向けた支援など、職業訓練のみならず高等教育分野にも幅を広げています。

日本政府としては、2022年に予定される様々な記念行事などを通じ、過去40年間にわたり日・マレーシア間の協力を支えてきた様々な関係者や団体との連携を再強化し、今後の両国の末永い友情と協力関係の発展に結びつけていきたいと考えています。



東方政策40周年のロゴマーク



東方政策留学生として日本への留学を控えるマラヤ大学・日本留学特別コース所属学生の卒業式（2020年2月）

※1 The Centre for Instructor and Advanced Skill Training

※2 Malaysia-Japan International Institute of Technology

た、2011年9月に開校したマレーシア日本国際工科院（MJIT）をASEANにおける日本型工学教育の拠点とするための協力が進められているほか、筑波大学のマレーシアにおける分校設置に向けた協議が行われており、実現すれば日本の大学が設置する初の海外分校となる。経済面においても、マレーシアへの進出日系企業数は約1,500社に上るなど、引き続き緊密な関係にある。

(10) ミャンマー

ミャンマーでは、2020年11月に総選挙が実施され国民民主連盟（NLD）が圧倒的勝利を収めた。しかしミャンマー国軍は有権者名簿の重複などの選挙不正を主張し、政府がこれを受け入れなかったとして、2021年2月1日未明、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含むNLD政権幹部を拘束した。同日、大統領代行が緊急事態を宣言し全権をミン・アウン・フライン国軍司令官に委譲した。国軍のクーデターに国民は反発し、全国で不服従運動が拡大し、連日数万人規模のデモが実施され、公的機関職員のボイコットも行われた。これを受け国軍や警察はデモ隊に対し発砲などによる鎮圧を行った。

日本は、ミャンマーでの事態に重大な懸念を有しており、クーデター発生当日に外務大臣談話を発出したほか、事態発生以降、民間人に対する暴力の即時停止、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含む被拘束者の解放、民主的な政体の早期回復を国軍に対して強く求めている。また、8月の日・メコン外相会議においても、茂木外務大臣からミャンマー側に、拘束された関係者の解放や民主的な政治体制への早期回復を強く求めている。日本は、ミャンマー情勢の打開に向けてASEANの取組を後押しし、4月のASEANリーダーズ・ミーティングで合意した「5つのコンセンサス」を具体的成果につなげることが重要との考えの下、ASEAN特使の派遣や民主化勢力を含む全ての当事者との対話などの実現に向け、ASEANと緊密に連携している。

また、国際場裡においては、G7として、クーデター発生直後の2度のG7外相声明においてクーデターや暴力への非難を表明するとともに、G7外務・開発大臣会合のコミュニケ、G7カービス・ベイ首脳コミュニケにおいても、ミャンマーについてG7の立場を明確にした。また、国連の場では、ミャンマー情勢などに関する人権理事会決議（2月、3月、7月）でコンセンサス（全理事国の一致で採択すること）に参加し、2月の決議では共同提案国に参加したほか、6月のミャンマーに関する国連総会決議では共同提案国に参加した上で賛成票を投じ、11月の国連総会第3委員会決議でも共同提案国入りするなど、国際社会と連携した対応をとってきている。さらに、3月の各国参謀長などによる共同声明でミャンマー国軍による暴力行為を非難した。

2月1日以降、国際機関を經由し、ミャンマー国民に直接裨益する人道支援も積極的に実施しており、3月にICRC・WFP経由で900万ドルのラカイン州からの国内避難民支援及びUNICEF経由で209万ドルのゴールド・チェーン支援を、5月にWFP経由で400万ドルの食料支援を、7月にUNHCR・WFP・UNICEF経由で580万ドルの緊急無償資金協力を決定し、クーデターにより困窮しているミャンマー国民に、合計2,089万ドルの支援を実施したほか、酸素濃縮器の供与など新型コロナ対策関連の支援も行っている。日本としては、事態を注視しながら、必要な対応を行っていく。

(11) ラオス

ラオスは、メコン地域の全ての国と国境を有し、メコン連結性の鍵を握る内陸国である。2021年、内政面では、1月に第11回人民革命党大会が開催され、トンルン首相が党書記長に選出された。2月には第9回国民議会議員選挙が実施され、3月末に行われた国民議会初回会合においてトンルン首相兼党書記長が国家主席兼党書記長に、パンカム国家副主席が首相に選任され、今後5年間の党・政府の新体制が固まった。経済面では、8月に、これまでの国家

社会経済開発5か年計画に加え、新たに経済・財政問題に関する国家アジェンダが国民議会で承認され、経済成長率の4%への回復を始め、具体的な数値目標が設定された。また、11月には、国連総会でラオスの後発開発途上国(LDC)の地位からの卒業が承認され、5年間の移行期間を経てLDCからの完全な脱却が見込まれる。

日・ラオス間では、4月に日・ラオス首脳電話会談を行い、事後に今後5年間の協力指針となる「日・ラオス戦略的パートナーシップの前進に向けた行動計画」を発表した。同計画にもある新型コロナに係る協力として、日本はこれまでに新型コロナワクチン約94万回分(2022年2月時点)を供与した。また、ラストワンマイル支援の一環としてワクチン保管用冷凍庫の供与、緊急無償資金協力として酸素濃縮器を始め医療機器の供与など、現地ニーズに沿った様々な支援を実施した。文化交流では、9月にオンライン・ラオス・フェスティバルが開催されるなど、新型コロナ流行下においても両国間の戦略的パートナーシップに進展が見られた。また、2022年1月には、林外務大臣がサルムサイ外相と電話会談を行い、両外相は、「日・ラオス戦略的パートナーシップの前進に向けた行動計画」の実施を通じて、両国関係の拡大・深化を図っていくことを確認した。

5 南アジア

(1) インド

インドは、アジアとアフリカをつなぐインド洋のシーレーン上の中央に位置するなど、地政学的に極めて重要な国である。また、世界第2位の人口、巨大な中間所得層を抱え、アジア第3位の経済規模を有している。近年インドは「メイク・イン・インド」などの様々な経済イニシアティブを進め、着実な経済成長を実現してきている。新型コロナの感染拡大を受け、経済は大幅に縮小したが、新たに「自立したインド」を掲げ、製造業振興を通じた経済回復を目指しており、実質GDPは新型コロナ感



日印首脳会談(9月23日、米国 写真提供:内閣広報室)

染拡大前の水準に回復しつつある。また、外交面では「アクト・イースト」政策を掲げ、インド太平洋地域における具体的協力を推進する積極的外交を展開し、グローバル・パワーとしてますます国際場裡での影響力を増している。

日本とインドは、民主主義や法の支配などの基本的価値や戦略的利益を共有するアジアの二大民主主義国であり、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、経済、安全保障、人的交流など、幅広い協力を深化させてきた。日印関係は世界で最も可能性を秘めた二国間関係であり、既存の国際秩序の不確実性が高まる中、その重要性は増している。また、インドは「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上で重要なパートナーであり、日米豪印といった多国間での連携も着実に進展している。太平洋を臨む日本と、インド洋の中心に位置するインドが二国間及び多国間の連携を深めていくことは、インド太平洋の平和と繁栄に大いに貢献する。インド太平洋地域の経済秩序の構築においても、インドは不可欠なプレーヤーであり、その意味でRCEP協定への将来的な復帰が期待される。

2021年は新型コロナに対応する中でも、電話でのやり取りを含む日印首脳会談を始めとするハイレベルの意見交換を継続的に行った。5月に英国において開催されたG7外務・開発大臣会合ではオンラインで日印外相会談を行い、9月には日米豪印首脳会合出席のために米国訪問中の菅総理大臣とモディ首相による対面での日印首脳会談を実施した。岸田総理大臣就任直後の10月に実施された首脳電話会談及び林外

務大臣就任直後の11月に実施された外相電話会談においては、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて日印や日米豪印で緊密に連携していくことを確認するとともに、2022年の日印国交樹立70周年も見据え、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」をさらなる高みに引き上げることで一致した。このほか、7月にはインドにおいてモディ首相臨席のもと、日本の無償資金協力によって建設された「ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター」立ち上げ式が開催され、菅総理大臣が、日印友好のシンボルとなることを期待するとのビデオメッセージを寄せた。さらに、日印間では多くの実務レベルでの協議が実現されており、1月には包括的経済連携協定に基づき設置された合同委員会、2月には軍縮・不拡散協議、9月には海洋に関する対話及びインド高速鉄道に関する合同委員会、11月には宇宙対話がテレビ会議形式で開催された。

また、4月以降のインドでの新型コロナの深刻な感染拡大を受け、日本からインドに対し人工呼吸器や酸素濃縮器を供与するなど、インドの保健・医療体制の強化にも協力している。

(2) パキスタン

パキスタンは、アジアと中東を結ぶ要衝にあり、その政治的安定と経済発展は地域の安定と成長に不可欠であるとともに、国際テロ対策の最重要国の一つである。また、2億人を超える人口を抱え、そのうち30歳以下の若年人口が全人口の約65%を占めており、経済的な潜在性は高い。外交面では、インドとの関係については、2019年8月のインド政府によるジャンム・カシミール州の特別な地位を認める憲法370条の廃止措置以降、緊張状態が継続している。中国との関係については、「全天候型戦略的協力パートナーシップ」の下、中国が進める「一帯一路」の重要な構成要素とされる中国・パキスタン経済回廊（CPEC）建設に向けて幅広い分野で関係が強化されている。米国との関係については、8月に米軍がアフガニスタンから撤退し、これまでアフガニスタン関連の

対応が協力の中心となっていた米・パキスタン関係が今後どのように変化していくか注目される。アフガニスタンとの関係については、その安定が自国の安定に直結することから重視しており、8月のアフガニスタン情勢の変動以降も、12月にイスラム協力機構（OIC）特別外相会合のホストを務めるなど、タリバーンとの関係を含め積極的な外交を展開している。経済面では、新型コロナの影響により落ち込んだ成長率は回復基調にある。カーン政権は2018年の発足直後から深刻な外貨準備高不足の問題を抱えており、IMFプログラムの実施などに取り組んでいる。

日本との関係については、9月には国連総会の機会に茂木外務大臣がクレシー外相との間で外相会談を行ったほか、3月にハイレベル経済協議、6月に安全保障対話をテレビ会議形式で実施するなど、実務レベルでの協議を行い、二国間関係を維持・強化した。アフガニスタンの情勢悪化に際しては、アフガニスタンからの邦人や大使館・JICA現地職員などの安全な出国のために、パキスタンから協力を得た。

また、日本は、パキスタンに対し、保健、水衛生、防災などの分野で、無償資金協力を行っているほか、新型コロナ対応支援として、ワールドチェーン整備支援や債務救済措置を実施した。

(3) バングラデシュ

イスラム教徒が国民の約9割を占めるバングラデシュは、ベンガル湾に位置する民主主義国家であり、インドとASEANの交差点としてその地政学的重要性は高い。外交面では、2017年8月以降、ミャンマー・ラカイン州の治安悪化を受けて、同州から新たに70万人以上の避難民がバングラデシュに流入し、帰還はいまだ実現していない。避難の長期化により、ホストコミュニティの負担増大や現地の治安悪化が懸念されている。経済面では、新型コロナの流行により影響を受ける中でもプラス成長を維持し、2020年度の経済成長率は3.51%となった。人口は約1億6,500万人に上り、安価で質の

高い労働力が豊富な生産拠点や高いインフラ整備需要などから潜在的な市場として引き続き注目を集め、日系企業数は2005年の61社から2020年には329社に増加している。しかし、電力の安定した供給やインフラ整備が外国企業からの投資促進に向けた課題となっている。

日本との関係については、2月にテレビ会議形式で第3回外務次官級協議を行った後、6月に茂木外務大臣とモメン外相との間で外相電話会談を実施し、新型コロナウイルスの収束に向けた協力、2022年の外交関係樹立50周年に向けた二国間関係の更なる強化を確認したほか、ミャンマー・ラカイン州からの避難民の問題への対応について緊密な議論を行った。

また、バングラデシュによる新型コロナウイルス対応支援のための400億円の緊急支援借款を供与したほか、2021年末までにCOVAXファシリティ経由で約455万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与し、バングラデシュ側から謝意が表明された。このように、伝統的に親日の友好国であるバングラデシュとの二国間関係の強化に向けた取組を引き続き行っている。

(4) スリランカ

スリランカは、インド洋のシーレーン上の要衝に位置し、その地政学的及び経済的重要性が注目されている伝統的な親日国である。内政面では、2019年11月の大統領選でゴダバヤ・ラージャパクサ大統領が選出された後、新型コロナウイルスの影響で2020年8月に延期された総選挙でマヒンダ・ラージャパクサ首相率いる与党スリランカ人民戦線が国会議席の過半数（113議席）を大きく上回る145議席を得て勝利した。経済面では、スリランカは国内における紛争終結後、年率7%の経済成長を遂げ、近年は年率3%以上と堅実な経済成長を維持していた。2020年は、新型コロナウイルスの影響を受けて経済は落ち込んだが、2021年第1四半期は4.3%、第2四半期は12.3%のプラス成長となり回復傾向にある。2020年のマイナス成長からの回復、同国の地政学的重要性及びインド市場へのアクセスを踏まえ、今後の経済成長が期待され

ている。日本との関係については、2月に第2回外務省高級事務レベル政策対話を実施したほか、7月に岸信夫防衛大臣とラージャパクサ大統領（国防相を兼務）との会談をテレビ会議形式で開催するなど、二国間関係を維持・強化している。

また、新型コロナ対応の支援として、日本はスリランカの要請を受け2021年末までにCOVAXファシリティ経由で約146万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールドチェーン整備支援なども実施し、スリランカ側から謝意が表明された。

(5) ネパール

ネパールは、中国・インド両大国に挟まれた内陸国として南アジアにおける地政学的な重要性を有している。内政面では7月にデウバ・ネパール・ कांग्रेस党党首が首相に任命され、新政権が発足した。新政権は経済面では、新型コロナウイルスにより影響を受けた産業の復興や投資環境を整えるためのインフラ整備を優先している。日本はネパールにとって長年の主要援助国であり、皇室・旧王室関係や登山などの各種交流を通じた伝統的な友好関係を築いている。

日本は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたネパールに対して、2021年末までにCOVAXファシリティ経由で約161万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールドチェーン整備支援なども実施した。

また、基礎疾患の重症化を防ぐことに貢献する保健・医療器材（MRI、CTなど）を供与する無償資金協力に関する書簡の交換を4月に行ったほか、債務救済猶予イニシアティブによる債務救済、感染拡大防止のための国際機関を通じた支援などを実施してきている。こうした日本の支援に対して、ネパール側からは感謝の意が表明されている。12月には、ネパール復興国際会議2021がカトマンズで開催され、本田太郎外務大臣政務官が2015年4月のネパールでの震災に関する日本の復興支援についてビデオメッセージを寄せた。

(6) ブータン

ブータンは国民総幸福量（GNH）を国家運営の指針とし、第12次5か年計画（2018年7月から2023年6月）の優先課題である貧困削減、医療・教育の質向上、男女平等、環境や文化・伝統の保護、マクロ経済安定などに取り組んでいる。新型コロナ発生以降、ブータンは厳しい水際措置を導入し感染拡大の防止に努めてきている。

ブータンは伝統的な親日国であり、日本とは皇室・王室間の交流も深い。新型コロナの影響が懸念される中、日本は、ブータンに対して、ワクチンのコールドチェーン整備支援などを実施した。

(7) モルディブ

インド洋の戦略的要衝に位置するモルディブは、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上での日本の重要なパートナーである。モルディブは、GDPの約3割を占める漁業と観光業を中心に経済成長を実現しており、一人当たりのGDPは南アジア地域で最も高い水準に達している。新型コロナの感染拡大により観光業が打撃を受け、2020年は経済が大きく落ち込んだが、2021年にはプラス成長に転じた。内政面では、2018年11月にソーリフ政権が発足した。2019年4月に実施された議会選挙では、与党のモルディブ民主党（MDP）が議席の3分の2を獲得し、ソーリフ大統領は政権基盤を固めた。ソーリフ大統領は、就任以来、インドを始めとする地域の国々との連携を強化し、相互利益を望む全ての国との関係を強化する方針の下で対外政策を進めている。

日本との関係では、6月に茂木外務大臣とシャーヒド外相との間で外相電話会談を実施し、8月にシャーヒド外相が第76回国連総会議長として訪日した際には、菅総理大臣を表敬し、茂木外務大臣と会談を行った。また、モルディブ国内の新型コロナ感染拡大を受け、日本は2021年末までにCOVAXファシリティ経由で約11万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールドチェーン整備支

援なども実施し、モルディブ側から感謝の意が表明された。このように、引き続き二国間関係の強化に向けた取組を行っている。

6 大洋州

(1) オーストラリア

ア 概要・総論

オーストラリア政府は2017年11月に発表した外交白書において、今後10年のオーストラリア外交の指針として、開かれ、包摂的で、繁栄したインド太平洋地域の推進、保護主義への対抗、国際ルールの推進・保護などを掲げるとともに、日本を始めとするパートナーとの協力強化を打ち出した。2018年8月に、ターンブル首相からモリソン首相に交代した後も、この外交方針は引き継がれている。

地域が様々な課題に直面する中、基本的価値と戦略的利益を共有する日本とオーストラリアの「特別な戦略的パートナーシップ」の重要性はこれまで以上に高まっている。インド太平洋地域における、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた両国の戦略的ビジョンは広い範囲で一致しており、首脳の間相互訪問や外相間の緊密な関係を基盤とし、国際社会の安定と繁栄に向けて、あらゆる分野での重層的な協力・連携を一層深化させている。さらに、日米豪、日米豪印といった多国間での連携及びパートナーシップも着実に強化されている。

両国は、TPP11協定やRCEP協定を始めとする自由貿易体制の推進に関してリーダーシップを発揮している。日本にとってオーストラリアは第5の貿易相手国、オーストラリアにとって日本は第3の貿易相手国であり、両国は、発効後7年目を迎えた日豪経済連携協定（EPA）、2018年末に発効したTPP11協定、2022年1月に発行したRCEP協定に基づき、相互補完的な経済関係を更に発展させている。

菅総理大臣とモリソン首相との間で行われた6月の日豪首脳会談では、日豪間の安全保障分野の協力を着実に推進させ、日豪関係を更なる

高みへと引き上げていく意思を確認した。また、アジアなどのエネルギー移行の支援を含む「技術を通じた脱炭素化に関する日豪パートナーシップ」の発表を歓迎し、日豪経済関係を官民一体となって推進させていく重要性を確認した。岸田総理大臣就任直後、10月にモリソン首相との間で行われた日豪首脳テレビ会談では、両国間の「特別な戦略的パートナーシップ」を一層発展させ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために連携していくことで一致し、また、今後の日豪関係について、(1)安全保障・防衛分野と経済分野の協力を更に深めていくこと、(2)インド太平洋地域の平和と繁栄に貢献すべく、日米豪印を含め同盟国・同志国との連携を更に深めていくこと、(3)気候変動などのグローバルな課題について協力していくことを確認した。

2022年1月の日豪首脳テレビ会談では、岸田総理大臣とモリソン首相は日豪円滑化協定の署名を歓迎し、岸田総理大臣から、オーストラリアとの安全保障協力は、日本が各国との安全保障協力を強化する際のモデルであり続けるとの認識を示した。両首脳は、安全保障・防衛協力、地域情勢、同盟国・同志国との連携、軍縮・不拡散、経済について意見交換し、日豪関係の更なる強化、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた両国のコミットメントを一層具体化させていくことで一致した。

外相間では、5月に茂木外務大臣がペイン外相との間で日豪外相会談を行い、安全保障・防衛分野の協力の進展のほか、経済分野では水素

などのクリーン・エネルギーをめぐる協力が進むなど、日豪協力の裾野が着実に広がっているとの認識を共有し、引き続き両国関係を発展させていくことを確認した。また、林外務大臣とペイン外相との間でも、11月に日豪外相テレビ会談を行うとともに、12月のG7外務・開発大臣会合の際に日豪外相会談を行い、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、緊密に意思疎通していくことで一致した。

1 安全保障分野での協力

インド太平洋地域の平和と繁栄の確保に向け、日本とオーストラリアは引き続き安全保障分野の協力を着実に強化・拡大させている。

オーストラリアとの間では6月に第9回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）が開催され、地域の安全保障上の課題を踏まえた戦略認識を共有するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、インド太平洋地域及びそれを超えた地域における平和、安定及び繁栄に貢献すべく、日豪間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げることの重要性を確認した。また、2022年1月の日豪首脳テレビ会談において、日豪円滑化協定に署名した。本協定は、日豪の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位などを定める協定であり、両国部隊間の協力活動の実施を円滑にし、両国間の安全保障・防衛協力を更に促進するとともに、日豪両国によるインド太平洋地域の平和と安定への一層の貢献を可能にするものである。また、同会談の際に発出された日豪首脳共同声明では、経済安全保障の分野における日豪両国間の協力を強化することとしている。加えて、共に米国の同盟国である両国は、日米豪の連携の更なる強化に引き続き取り組んでいる。

2 経済関係

2018年12月に発効したTPP11協定を日本とオーストラリアが主導したことに示されるよ



日豪首脳テレビ会談（2022年1月6日、東京 写真提供：内閣広報室）

うに、両国はRCEP協定を含む地域の自由貿易体制の推進について緊密に連携し、リーダーシップを発揮している。日本とオーストラリアの間では、日本が主に自動車などの工業品をオーストラリアに輸出し、また、オーストラリアが主に石炭や天然ガスなどのエネルギー資源や牛肉などの農産物を日本に輸出するという相互補完的な経済関係が、長年にわたり着実に発展してきている。近年では、水素関連の取組などの新しい協力も進んでいる。新型コロナの感染拡大以降は、日豪間のモノや資金、人の移動が停滞していることから、感染拡大防止策と両立する形で両国の経済関係を発展させる方途につき、両国間で議論を行っている。

エ 文化・人的交流

オーストラリアには約40万人に上る日本語学習者（世界第4位）や100件を超える姉妹都市など、長年培われた親日的な土壌が存在する。新型コロナの感染拡大による往来の制限が実施されるまで、青少年を含む人的交流事業であるJENESYS（対日理解促進交流プログラム）及び新コロンボ計画による日豪間の相互理解の促進、若手政治家交流など、両国関係の基盤強化のための各種取組が行われてきた。また、日豪ワーキングホリデー制度についても、引き続きその適切かつ着実な運用に取り組んでいく。

オ 国際社会における協力

両国は、国際社会の平和と安定に積極的に貢献するため、幅広い分野での協力を強化している。特に、海洋安全保障、北朝鮮の核・ミサイル開発といったインド太平洋地域が直面する諸課題に関する協力を深めてきている。オーストラリアは、日本周辺海域における警戒監視活動にフリゲート「バララット」を5月中旬に、フリゲート「ワラマンガ」を10月下旬にそれぞれ派遣し、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮船籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、2018年以降5度目及び6度目の艦艇による警戒監視活動を行った。また、オーストラリアは、3月上旬から下旬の

間、及び8月中旬から9月中旬の間、在日米軍嘉手納飛行場を使用して、2018年以降8度目及び9度目となる航空機による警戒監視活動を行った。

(2) ニュージーランド

ア 概要・総論

日本とニュージーランドは、民主主義、市場経済などの基本的価値を共有し、長年良好な関係を維持している。近年、「戦略的協力パートナーシップ」の下、経済、安全保障・防衛協力、人物交流を含む二国間協力の強化に加え、地域や国際社会の課題についても協力関係を強化している。2020年10月の総選挙では、アーダーン首相率いる与党・労働党が緑の党との協力合意（閣外協力）を成立させ、新政権が発足した。

イ ハイレベル協議

世界的に新型コロナの感染が拡大する中、新型コロナへの対応や太平洋島嶼国地域における両国の協力、地域情勢などについて緊密な意見交換を行ってきている。9月の第41回日・ニュージーランド政務協議では、新型コロナ対応における連携や安全保障協力の強化を始めとする二国間関係のほか、インド太平洋地域を中心とする両国の国際的な協力について幅広く議論し、今後とも「自由で開かれたインド太平洋」のために、一層緊密に協力していくことを確認した。

ウ 経済関係

両国は、相互補完的な経済関係を有しており、2018年12月に発効したTPP11協定の着実な実施や、RCEP協定やWTO改革など自由貿易体制の推進について緊密に連携している。また、2021年には、両国の民間企業が再生可能エネルギーを使用した水素製造事業を本格的に開始している。さらに、食料・農業分野においては、2014年から実施されている日本の酪農の収益性を向上させることを目的とした「ニュージーランド・北海道酪農協力プロジェクト」に加え、北海道内の羊産業の活性化を目

的とした「ニュージーランド・北海道羊協力プロジェクト」が2018年に開始されている。

エ 文化・人的交流

日・ニュージーランド間の青少年などの人的交流は、人的交流事業である JENESYS を通じ、2019年までの累計で1,100人が参加しており、外国青年招致事業「JETプログラム」については、2021年までに3,300名以上が参加（年平均換算で約100名）するなど活発な交流が続けられている。また、44の姉妹都市関係により長年培われた人的交流の土壌があり、青少年間の相互理解促進を目的とした姉妹都市間のネットワーク化が進んでいる。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、ニュージーランドから過去最大規模の210人強のオリンピック選手団が日本に派遣され、日本の自治体との交流が行われた。

オ 国際社会における協力

両国は、国連の場を含む国際場裡で国際社会の平和と安定のために緊密に協力している。特に、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮船籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、ニュージーランドは、4月下旬から5月下旬の間及び11月に、在日米軍嘉手納飛行場を使用して、2018年以降4度目及び5度目となる航空機による警戒監視活動を実施した。また、EAS、ASEAN地域フォーラム、アジア太平洋経済協力（APEC）、太平洋・島サミットなどの地域協力枠組みにおける協力や、太平洋島嶼国地域において経済開発面での協力を行うなど、地域の安定と発展のために積極的な役割を果たしている。

(3) 太平洋島嶼国

ア 概要・総論

太平洋島嶼国は、日本と太平洋によって結ばれ、歴史的なつながりも深く、国際場裡での協力や水産資源・天然資源の供給においても重要なパートナーである。また、太平洋の中心に位置することから、「自由で開かれたインド太平

洋」の要としてもその重要性が高まっている。日本の対太平洋島嶼国外交における重要政策の一つとして、日本は、1997年から3年に一度、太平洋・島サミット（PALM）を開催してきている。2021年6月には、木原稔総理大臣補佐官及び和泉洋人総理大臣補佐官の下、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」の第7回会合が開催され、対太平洋島嶼国政策強化の具体策について議論が行われるとともに、第9回太平洋・島サミット（PALM9）の開催に向けて関係省庁が連携しオールジャパンで取組を進めていくため、更なる議論を行っていくことが確認された。その後、7月に開催したPALM9の際、菅総理大臣は島嶼13か国の首脳などとの間で二国間首脳テレビ会談を行った。日本は、新型コロナウイルスの影響が続く中、様々な機会を活用し、ワクチン供与やコールドチェーンの整備なども含め、太平洋島嶼国との関係を一層強化してきている。

また、2022年1月のトンガにおける火山噴火及び津波被害に関し、国際緊急援助隊（自衛隊部隊）により迅速に緊急援助物資を供与するとともに、緊急無償資金協力を実施している。

イ 太平洋・島サミット（PALM）

2021年7月に、菅総理大臣とナタノ・ツバル首相の共同議長の下、テレビ会議方式でPALM9が開催され、日本、島嶼14か国、オーストラリア、ニュージーランドに加え、ニューカレドニア及び仏領ポリネシアの2地域を含む19か国・地域の首脳などが参加した。PALM9では、今後3年間の重点分野として、(1) 新型コロナウイルスへの対応と回復、(2) 法の支配に基づく持続可能な海洋、(3) 気候変動・防災、(4) 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、(5) 人的交流・人材育成の五つの重点分野を中心に議論を行い、議論の成果として「第9回太平洋・島サミット（PALM9）首脳宣言」並びに附属文書である「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」及び「ファクトシートーPALM8以降の日本の支援」を採択した（71ページ 特集参照）。

特集

第9回太平洋・島サミット
(PALM9: The Ninth Pacific Islands Leaders Meeting)

7月2日、テレビ会議方式で、第9回太平洋・島サミット (PALM9) が開催されました。太平洋・島サミット (PALM) は、太平洋島嶼国^{しよ}地域が直面する様々な問題について首脳レベルで率直に意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献するとともに、日本と太平洋島嶼国地域のパートナーシップを強化することを目的として、1997年から3年に一度開催されている首脳会議であり、これまでに8回開催されています。PALM9は、菅総理大臣とナタノ・ツバル首相が共同議長を務め、日本、島嶼14か国 (ツバル、クック、フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ)、オーストラリア、ニュージーランドに加え、ニューカレドニア及び仏領ポリネシアの2地域を含む19か国・地域の首脳などが参加しました。

PALM9では、菅総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向け、日本と太平洋島嶼国との協力をオールジャパンで更に強化していく政策である「太平洋のキズナ政策」を発表するとともに、今後3年間にしっかりとした開発協力と5,500人以上の人材交流・人材育成を実施することを表明しました。またPALM9では、今後3年間の重点分野として、(1) 新型コロナウイルス感染症 (以下、「新型コロナ」という。) への対応と回復、(2) 法の支配に基づく持続可能な海洋、(3) 気候変動・防災、(4) 持続可能で強靱^{じん}な経済発展の基盤強化、(5) 人的交流・人材育成の五つの分野を中心に議論が行われ、特に新型コロナ対策については、菅総理大臣から、太平洋島嶼国に対するサプライチェーン整備などの支援や、COVAXなどを通じてのワクチン供与を行うことを表明しました。太平洋島嶼国からは、PALMがこれまで果たしてきた役割に対する高い評価とともに、PALM8における日本のコミットメントの実現及び五つの重点分野に関する今後3年間の日本の新たなコミットメントに対して謝意が表明されました。

さらに、菅総理大臣から、PALMプロセスは進化を続けており、PALM9では具体的で行動志向の議論を行うことができたとの評価を述べたのに対し、太平洋島嶼国は、PALMプロセスを一層強化することを歓迎するとともに、日本と太平洋島嶼国で今後も緊密に連携していくと述べました。

議論の成果として、「第9回太平洋・島サミット (PALM9) 首脳宣言」並びに附属文書である「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」及び「ファクトシートーPALM8以降の日本の支援」を採択しました。「共同行動計画」には、「太平洋のキズナ政策」の下で、五つの重点分野について日本が太平洋島嶼国と共に取り組んでいく今後3年間の具体的取組がとりまとめられました。



第9回太平洋・島サミット
(7月2日 写真提供:内閣広報室)

ウ 要人との会談など

菅総理大臣は、PALM9に際して島嶼13か国の首脳などを行った二国間首脳テレビ会談において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて引き続き連携していきたいと述べるとともに、新型コロナ対策やインフラ整備、防災対応能力の向上などに関する各国への支援を引き続き行う考えを表明した。これに対し、各国から、これまでの日本の支援も含め謝意が表明され、様々な分野で協力を進めていくことが確認された。

また、9月には、中西哲外務大臣政務官がマツタロウ駐日パラオ共和国大使と懇談を行い、これまでの日・パラオ関係の発展への尽力に対してお互いに謝意を表明した。

エ 文化・人的交流

PALM9では、人的交流・人材育成を重点5分野の一つとして位置付け、今後3年間で様々なレベルや分野で5,500人以上の積極的な人的交流・人材育成を実施していくと発表した。その一環として、日本は、JENESYSを通じた大学生などとの人的交流を実施するとともに、2016年度から太平洋島嶼国の若手行政官などを対象とした太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム(Pacific-LEADS)を開始しており、現在はSDGsグローバルリーダーとして、島嶼国の若手行政官や民間人材などを日本国内の大学・大学院で受け入れている。

7 地域協力・地域間協力

世界の成長センターであるインド太平洋地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現することにより、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことが重要である。こうした観点から、日本は、日米同盟を基軸としながら、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国とも連携し、日・ASEAN、日・メコン協力、ASEAN+3(日中韓)、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、APECなどの多様な地域

協力枠組みを通じ、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向けた取組を戦略的に推進してきている。特に、2019年にASEANが採択した「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」は、FOIPと法の支配や自由、開放性など本質的な原則を共有しており、日本としては、ASEANの中心性と一体性を尊重しつつ、AOIPに対する国際社会の支持を一層広げるとともに、AOIPの掲げる原則に資する具体的な日・ASEAN協力を実施し、「インド太平洋国家」としてインド太平洋地域全体の安定と繁栄に寄与する考えである。

(1) 東南アジア諸国連合(ASEAN)情勢全般

広大なインド太平洋の中心に位置するASEANは、FOIP実現の要である。2015年11月のASEAN関連首脳会議では、「政治・安全保障」、「経済」及び「社会・文化」の三つの共同体によって構成されるASEAN共同体が同年内に設立されることが宣言され(ASEAN共同体設立に関するクアラルンプール宣言)、加えてASEAN共同体の2016年から2025年までの10年間の方向性を示す「ASEAN2025: Forging Ahead Together(共に前進する)」が採択された。2019年6月には、AOIPが採択された。

ASEANが地域協力の中心として重要な役割を担っている東アジア地域では、ASEAN+3(日中韓)、EAS、ARFなどASEANを中心に多層的な地域協力枠組みが機能しており、政治・安全保障・経済を含む広範な協力関係が構築されている。

経済面では、ASEANは、ASEAN自由貿易地域(AFTA)を締結するとともに、日本、中国、韓国、インドなどとEPAやFTAを締結するなど、ASEANを中心とした自由貿易圏の広がりを見せている。2020年11月に日本やASEAN10か国を含む15か国によって署名されたRCEP協定は、2022年1月1日に発効した。日本は、参加国と緊密に連携しながら、本協定の完全な履行の確保に取り組むと同時に、署名を見送ったインドの本協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たす考えである。

(2) 南シナ海問題

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、国際社会の正当な関心事項であるとともに、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、南シナ海を利用するステークホルダー（利害関係者）である日本にとっても、重要な関心事項である。

中国は、係争地形の一層の軍事化（164ページ 第3章第1節3（4）参照）を進めるなど、法の支配や開放性に逆行した一方的な現状変更の試みや地域の緊張を高める行動を継続・強化している。中国はまた、比中仲裁判断²⁸を受け入れないとの立場を変えておらず、国連海洋法条約（UNCLOS）と整合的でない海洋権益に関する主張を続けている。

中国によるこうした一方的な現状変更及びその既成事実化の試みに対し、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。日本としても、力や威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対するとともに、海における法の支配の三原則（196ページ 第3章第1節6（2）参照）を貫徹すべきとの立場から、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者がUNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を一貫して強調している。また、中国による南シナ海における基線に関する主張がUNCLOSの関連規定に基づいていないこと、比中仲裁判断で領海や領空を有しない低潮高地と判断された海洋地形の周辺海空域も含め、航行と上空飛行の自由が守られることが重要であること、中国が主張する「歴史的権利」は国際法上の根拠が明らかではなく、比中仲裁判断では中国が主張する「九段線」に基づく「歴史的権利」がUNCLOSに反すると判示され、明確に否定されたことなども指摘してきている。比中仲裁判断から5年の節目に当たる2021年7月には外務大臣談話を発出し、国際法に従った

紛争の平和的解決の原則や法の支配の重要性を始めとする日本の立場を改めて表明した。

2018年には、中国とASEANの間で南シナ海行動規範（COC）²⁹の交渉が開始された。日本としては、COCが実効的かつ実質的でUNCLOSに合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利と利益を尊重するものとなるべきであり、そのような取組が現場の非軍事化、そして平和で開かれた南シナ海の実現につながることを重要であると主張してきている。

(3) 日・ASEAN関係

「自由で開かれたインド太平洋」実現の要であるASEANがより安定し繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。このような認識の下、日本は、2013年に東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議で採択された「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」及び「地域・地球規模課題に関する共同声明」を着実に実行しつつ、ASEAN共同体設立以降も「ASEAN共同体ビジョン2025」に基づきASEANの更なる統合努力を全面的に支援してきている。また、2020年11月の第23回日・ASEAN首脳会議で採択した「AOIP協力についての日・ASEAN首脳共同声明」を指針として、海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等というAOIPの重点分野に沿ってASEANとの協力を具体化してきている。同声明は、AOIPに関してASEANが域外国との間で採択した初の共同声明であったが、それに続く形でASEANと他の対話国との間で同様の共同声明が採択されている。

2021年には、ASEAN議長国であるブルネイの下、8月の日・ASEAN外相会議及び10月の第24回日・ASEAN首脳会議などを通じて、

²⁸ 2013年1月、フィリピン政府は、南シナ海をめぐる同国と中国との間の紛争に関し、国連海洋法条約（UNCLOS：United Nations Convention on the Law of the Sea）に基づく仲裁手続を開始した。比中仲裁判断は、2016年7月12日に、同手続において組織された仲裁裁判所が示した最終的な判断のこと。日本は、同日に外務大臣談話を発出し、「国連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断は最終的であり紛争当事国を法的に拘束するので、当事国は今回の仲裁判断に従う必要があり、これによって、今後、南シナ海における紛争の平和的解決につながっていくことを強く期待する」との立場を表明してきている。

²⁹ COC：Code of Conduct in the South China Sea



第24回日・ASEAN首脳会議（テレビ会議形式）
（10月27日、総理官邸 写真提供：内閣広報室）

FOIPとAOIP双方の実現に向けた取組を力強く推進していることを示した。さらに、日・ASEAN友好協力50周年となる2023年には日本で特別首脳会議を開催し、日・ASEAN関係を新たなステージに引き上げる意向を表明し、ASEAN側から歓迎を受けた。

日・ASEAN首脳会議においては、新型コロナ対策支援として、岸田総理大臣から、①1,600万回分以上のワクチン供与やコールド・チェーン整備などのための「ラスト・ワン・マイル支援」を含む累計約320億円の無償資金協力や累計約1,950億円の無利子に近い財政支援円借款といった日本の支援を紹介し、②2020年の日・ASEAN首脳会議で正式に設立を宣言したASEAN感染症対策センター³⁰を、引き続き全面的に支援していく意向を表明した。

日・ASEAN協力については、日本のASEANの中心性・一体性への一貫した強い支持と、「AOIP協力に関する日・ASEAN首脳共同声明」を指針とした、AOIPの重点分野に沿った具体的な協力の進展について述べた上で、2020年の首脳会議に際して発表した49件の協力案件の進捗とともに、24件の追加案件を掲載した合計73件のプロGRESS・レポートを紹介した。

気候変動対策としては、「日ASEAN気候変動アクション・アジェンダ2.0」を発表し、カーボンニュートラルの実現に向けてASEAN各国との協力を推進していくことを表明した。また、「アジア・エネルギー・トランジショ

ン・イニシアチブ（AETI）」を含め、エネルギー移行のロードマップ策定、技術協力、人材育成などを通じ、ASEAN各国を包括的に支援すると述べた。

ポスト・コロナ協力については、SDGsの達成にも資する気候変動、クリーンエネルギー、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を始めとした保健、防災に加え、デジタルトランスフォーメーション、質の高いインフラ投資、サプライチェーン強靱化^{じん}といった幅広い分野で、更に協力を強化していく意向を表明した。

ASEAN側からは、新型コロナ対策支援などについて日本のリーダーシップへの高い評価と謝意が表明されるとともに、日本のAOIP協力について、高い評価と引き続きの緊密な協力への強い期待が表明された。

地域・国際情勢に関しては、北朝鮮について、岸田総理大臣から、拉致問題の即時解決に向け、各国の引き続きの理解と協力を求め、ASEAN側から支持が示された。また、南シナ海問題やミャンマー情勢に関して日本の立場を明確に述べた。

（4）日・メコン首脳会議（参加国：カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム及び日本）

メコン地域（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ及びベトナム）は、インド太平洋の中核であり、力強い経済成長と将来性が見込まれる、日本の戦略的パートナーである。メコン地域の平和と繁栄は、ASEAN域内の格差是正や地域統合にも資するものであり、日本を含むアジア全体にとって極めて重要である。日本は、日・メコン協力を着実に実施するため、2009年から日・メコン首脳会議を毎年開催してきた。2021年は、新型コロナなどの事情により開催が延期されたが、対メコン協力を重視する日本の立場に何ら変更はなく、引き続き地域へのコミットメントを堅持する考えである。今後も日本は、メコン地域諸国にとって信頼の

30 ASEAN感染症対策センター：the ASEAN Centre for Public Health Emergencies and Emerging Diseases (ACPHEED)

おけるパートナーとして、同地域の繁栄及び発展に貢献していく。

(5) ASEAN+3 (参加国：ASEAN 10か国+日本、中国、韓国)

ASEAN+3は、1997年のアジア通貨危機を契機として、ASEANに日中韓の3か国が加わる形で発足し、金融や食料安全保障などの分野を中心に発展してきた。現在では、金融、農業・食料、教育、文化、観光、保健、エネルギー、環境など24の協力分野が存在し、2017年8月に採択された「ASEAN+3協力作業計画(2018-2022)」の下、各分野で更なる協力が進展している。

8月に開催されたASEAN+3外相会議及び10月に開催された第24回ASEAN+3首脳会議では、それぞれ茂木外務大臣及び岸田総理大臣から、ASEANに対する日本の新型コロナ対策支援及びASEAN+3協力について紹介した上で、FOIPと本質的な原則を共有するAOIPの原則及び重点分野に沿った協力を進めることの重要性を強調した。

新型コロナ対策支援については、岸田総理大臣から、①ASEAN感染症対策センターへの全面的支援、②更なる医療支援の推進や安全性、有効性、品質が確保されたワクチン供与への全面的支援、③経済再生支援として、ASEAN各国への無利子に近い財政支援円借款の供与、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」を通じた質の高いインフラなどへの投資拡大、「日ASEAN経済強靱化アクションプラン」の更なる拡充について述べた。

ASEAN+3協力については、岸田総理大臣から、①ASEAN+3緊急米備蓄による支援の新型コロナ対応への一層の活用を支援し、②RCEP協定の完全な履行の確保及び信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)の具体化を推進し、③国際原油市場の安定化に向けて連携していく意向を表明するとともに、④チェンマイ・イニシアティブの改訂契約書が発効したことを歓迎した。これに対し、ASEAN側から、日中韓からの新型コロナ対応への協力について謝意



第22回ASEAN+3(日中韓)外相会議(テレビ会議形式)
(8月3日、東京)

が表明された。また、各国から、地域の医療品備蓄の構築や、ワクチンの開発研究・生産・調達における協力促進などへの期待が表明されるとともに、ポスト・コロナの持続可能な回復に向け、RCEP協定の早期発効を含め、地域の連携を一層推進する重要性を強調する発言があった。

地域・国際情勢に関しては、北朝鮮について、岸田総理大臣から、拉致問題の即時解決に向け、各国の引き続きの理解と協力を求めた。また、ミャンマー情勢について、日本の立場を明確に述べた。

(6) 東アジア首脳会議(EAS)

(参加国：ASEAN 10か国+日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、米国及びロシア)

EASは、地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直に対話を行うとともに、首脳主導で政治・安全保障・経済上の具体的協力を進展させることを目的として、2005年に発足した地域のプレミア(主要な)・フォーラムである。また、EASには多くの民主主義国が参加しており、域内における民主主義や法の支配などの基本的価値の共有や貿易・投資などに関する国際的な規範の強化に貢献することが期待されている。

8月に開催されたEAS参加国外相会議(テレビ会議形式)では、茂木外務大臣から、拉致問題を含む北朝鮮情勢、東シナ海及び南シナ海情



第16回東アジア首脳会議（EAS）（テレビ会議形式）
（10月27日、総理官邸 写真提供：内閣広報室）

勢、香港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況について日本の立場を明確に述べた。

10月に開催された第16回EASで、地域協力について、岸田総理大臣は、日本のAOIPへの高い評価と全面的な支持を改めて表明し、各国にもAOIPへの支持を呼びかけた。また、日本とASEANがAOIPの諸原則に資する具体的協力を着実に進めていることを説明した。

地域・国際情勢について、岸田総理大臣から、東シナ海では日本の主権を侵害する活動が継続しており、南シナ海では緊張を高める活動や法の支配に逆行する動きが見られることについて深刻な懸念を表明し、強く反対すると述べた。「南シナ海に関する行動規範（COC）」は、国連海洋法条約に合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利や利益を尊重するものとなるべきであると発言した。さらに、台湾海峡の平和と安定の重要性について述べた。そして、経済的威圧にも強く反対すると述べた。複数の国から南シナ海問題に対する懸念が表明され、南シナ海における航行・上空飛行の自由の重要性、国連海洋法条約を始めとする国際法に沿った紛争の平和的解決の重要性などについても発言があった。

また、香港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況について、岸田総理大臣から深刻な懸念を表明し、複数の国からも懸念が表明された。

北朝鮮については、岸田総理大臣は、10月にも弾道ミサイルを発射するなど、地域や国際社会の平和と安全を脅かしていると述べた上

で、北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄（CVID）の実現に向け、「瀬取り」対策を含め、国連安保理決議の完全な履行が不可欠であると述べた。また、拉致問題の即時解決に向け、各国の引き続きの理解と協力を求めた。これに対し、各国から、朝鮮半島の非核化及び国連安保理決議の完全な履行の重要性などに関する発言があった。

ミャンマー情勢については、岸田総理大臣から、日本政府として、(1) 暴力の停止、(2) 被拘束者の解放、及び(3) 民主的政体の回復を強く求める立場を再度強調した。また、岸田総理大臣は、ASEAN特使であるエルワン・ブルネイ第二外相が一刻も早くミャンマーを訪問できるように、ミャンマー側の建設的な対応を求めた上で、事態の打開に向けて、日本は関与を基軸にこの問題に取り組み、引き続きASEANの取組への後押しを惜しまず、人道支援も積極的に行っていくと表明した。各国からも、エルワン特使のミャンマー訪問を始め、「5つのコンセンサス」の迅速な実施に向けて協力していくこと及びミャンマー国民への人道支援の重要性について言及があった。

(7) 日中韓協力

日中韓協力は、地理的な近接性と歴史的な深いつながりを有している日中韓3か国間の交流や相互理解を促進するという観点から引き続き重要である。また、世界経済で大きな役割を果たし、東アジア地域の繁栄を牽引する原動力である日中韓3か国が、協力して国際社会の様々な課題に取り組むことには大きな潜在性がある。

様々な分野で実務的な協力を進めるべく、11月に日中韓特許庁長官会合、12月に日中韓消費者政策協議会が開催されるなど、実務家レベルの協議が実施された。また、新型コロナ感染症の影響を克服し、ポスト・コロナ時代の三国間の連携の方向性について議論すべく、8月に、日本はテレビ会議形式で日中韓物流大臣会合や日中韓文化大臣会合を主催し、3か国の閣

僚間で実務的な意見交換を実施し、共同声明を採択した。

(8) アジア太平洋経済協力 (APEC)

(242ページ 第3章第3節3(2)参照)

APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) は、アジア大洋州地域にある21の国・地域(エコノミー)で構成されており、各エコノミーの自主的な意思によって、地域経済統合と域内協力の推進を図っている。「世界の成長センター」と位置付けられるアジア太平洋地域の経済面における協力と信頼関係を強化していくことは、日本の一層の発展を目指す上で極めて重要である。

11月にテレビ会議形式で開催されたニュージーランドAPEC首脳会議では、首脳宣言に加え、「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」を実施するための「アオテアロア行動計画」が首脳宣言の附属書として採択された。首脳会議に出席した岸田総理大臣は、新しい資本主義の実現を目指すことで、日本経済を新たな成長軌道に乗せ、アジア太平洋の成長に貢献していく決意を表明した。

(9) 南アジア地域協力連合 (SAARC)

SAARC³¹は、南アジア諸国民の福祉の増進、

経済社会開発及び文化面での協力、協調などを目的として、1985年に正式発足した。2020年現在、加盟国はインド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタンの8か国、オブザーバーは日本を含む9か国・機関で、首脳会議や閣僚理事会(外相会合)などを通じて、経済、社会、文化などの分野を中心に、比較的穏やかな地域協力の枠組みとして協力を行ってきた。日本は、SAARCとの間の青少年交流の一環として、これまで3,615人を招へいしている。

(10) 環インド洋連合 (IORA)

IORA³²は、環インド洋地域における経済面での協力推進を主な目的とした地域機構であり、日本は1999年から対話パートナー国として参加している。3月にIORA設立24周年を記念して開催されたIORA DAY 2021では、茂木外務大臣がビデオメッセージを寄せ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて引き続きIORAと協力していくことを表明した。また、11月の第21回IORA閣僚会合には本田太郎外務大臣政務官がビデオ参加し、IORA加盟国に対する日本の新型コロナ対策支援や防災を含む気候変動対策などについて説明した。

31 SAARC : South Asian Association for Regional Cooperation

32 IORA : Indian Ocean Rim Association

第3節

北米

1 米国

(1) 米国情勢

ア 政治

2021年の米国政治の焦点は、大統領選挙の結果判明の遅れや連邦議会襲撃事案などを経て1月に発足した民主党のバイデン政権が、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対策や経済回復のための施策を着実に進め、国政を安定的に運営することができるかという点にあった。また、米国民の分断や党派対立が進行しているとの見方が多い中、バイデン大統領が国民の融和に向けた取組の進展を得られるか否かも注目された。

1月20日、大統領就任式での宣誓を経て、バイデン元副大統領及びハリス前上院議員がそれぞれ第46代大統領、第49代副大統領に就任した。同就任式は、新型コロナ及び同月の連邦議会襲撃事案の影響を受け、参列者が大幅に制限されたほか、多くの州兵が派遣され、会場周辺への一般の立入りが禁止される中で開催された。また、トランプ前大統領が参列しなかったことも異例であった。就任演説でバイデン大統領は、新型コロナとの闘いや、「ビルド・バック・ベター」への抱負を述べるとともに、数々の困難に対処するには国民の結束が必要と強く訴え、全国民のための大統領になると改めて誓約した。

バイデン大統領は、政権運営の核となる閣僚

人事において、多様性を重視する姿勢を強調した。女性初の財務長官や黒人初の国防長官、先住民として初、あるいはLGBTQ公言者として初の閣僚などが誕生した。また、バイデン大統領は、選挙公約に従い、就任から数日の間に、大統領令を始めとする行政措置を次々と発動してトランプ前政権の政策の多くを転換した。中でも、新型コロナ対策の厳格化や、米メキシコ国境の壁建設の停止といった移民関連の施策が高い注目を集めた。さらに、2月には外交政策に関する演説を行い、米国が国際社会に戻ってきたとのスローガンの下、同盟関係の修復や強化を通じて再び世界に関与すると強調した。パリ協定への復帰や、世界保健機関（WHO）からの脱退の撤回などは、こうした方針を象徴するものとなった。

バイデン政権は、当初から新型コロナ対策と経済回復に最優先に取り組んだ。新型コロナ対策では、3月に議会が1.9兆ドル規模の米国救済計画法を可決し、検査体制やワクチン供給が強化されるとともに、国民への直接給付も実現した。ワクチン接種数は順調な伸びを示し、5月には、日常への回帰に向けて7月4日の独立記念日までに成人の70%が最低1回の接種を済ませるとの目標を掲げ、バイデン大統領は、国民に更なる接種を呼びかけた。その結果、米国の1日の感染者数は、就任時の約20万人から6月後半には1万2,000人を下回るレベルまで改善した。

また、経済対策では、新型コロナからの「救済」に加え、「雇用」及び「家族」に焦点を当てた多額の財政出動計画を発表し、政権発足100日を前に実施した議会での施政方針演説で、中間層支援のため、これら経済政策への支持を訴えた。

外交面では、バイデン大統領の2月の外交演説、4月の施政方針演説、ブリンケン国務長官の3月の演説などの機会に主な方針が示された。米国のみで様々な課題に対処することはできない、戦略的競争相手と位置付ける中国には強い立場で対処するといった基本方針の下、バイデン政権は、最大の資産とする同盟関係の強化や国際協調、民主主義や人権といった価値を重視する外交政策を進めた。バイデン大統領は、4月に気候サミットをオンラインで主催し、6月には初の外遊でG7コーンウォール・サミットに出席するなど、米国の国際社会における指導力の回復を強調した。このように積極的な外交を進める一方、米国の経済力・技術力の再興や自国の民主主義再建も重要課題に掲げ、外交と国内政策の課題を表裏一体のものと捉える方針も示した。

こうしたバイデン政権の諸施策に対し、当初米国世論はおおむね好意的に反応し、大統領支持率は55%程度で安定的に推移した。しかし、政権発足から半年が経過すると、徐々に支持率が低下した。その背景には、新型コロナの変異株（デルタ株）の蔓延による感染者・死者数の増加があった。バイデン大統領は、7月4日の独立記念日演説で、社会生活の正常化に向けた進展をアピールしたものの、成人の70%が少なくとも1回接種との目標には及ばなかった。ワクチン接種やマスク着用義務化の動きへの反発の声も強く、その後も接種率が伸び悩んだことが7月以降の感染再拡大を招いたとも指摘された。9月、バイデン大統領は連邦政府機関や大企業などに対しワクチン接種を義務付ける方針を表明したものの、一部の共和党州知事は、連邦政府の権限を逸脱し個人の自由を侵害するとして相次いで訴訟を提起するなど、対立が生じた。このような中、2021年の米国内の新型

コロナによる死者数は前年を上回り、11月には累計75万人を超えた。

また、政権の対アフガニスタン政策が更なる支持率低下の要因になったとも指摘された。バイデン大統領は、米国史上最長の戦争を終わらせるとの公約を守るべく、8月末までのアフガニスタンからの米軍撤退を表明し、断行した。その過程で、反政府勢力タリバーンはアフガニスタン全土で勢力を拡大し、8月15日に首都カブールを制圧した結果、カブール空港は国外脱出を図る人々で混乱を極めた。米軍撤退の方針への国民の支持率は比較的高かったものの、この混乱を受け、政権の情勢分析の甘さなどへの批判が高まり、共和党は議会などで厳しく追及したほか、民主党内からも厳しい指摘がなされた。8月末、バイデン大統領は、米国民やアフガニスタン人協力者などの退避作戦の成功と公約の実現を強調したものの、8月以降は不支持が支持を上回る状況が継続した。

経済政策では、バイデン大統領は、超党派のインフラ投資法案及び社会保障・気候変動分野への投資などに関する「ビルド・バック・ベター」法案を議会で可決させるため、自ら議会調整に多くの精力を注ぎ、前者は11月にインフラ投資・雇用法として成立したものの、その過程で民主党内をまとめることの困難さが浮き彫りとなった。また、債務上限問題での両党間の対立も厳しさを増し、党派対立を乗り越えることの難しさにも改めて直面した。

2021年の米国議会は、民主党が上院と下院で多数を制し、2009年以来12年ぶりに政権と議会両院を握ったが、共和党との議席差はごく僅かであり、このことが政権の主要政策の実現や議会運営に大きな影響を与えた。バイデン政権及び民主党にとって、新型コロナ対策や経済回復の施策を更に進め、同時に経済格差、人種、移民問題などをめぐる分断を改善するためには、2022年の中間選挙で上下両院の多数を維持することが重要となるが、歴史的に見れば、政権1期目の大統領の政党は中間選挙で厳しい結果となる例が多い。さらに、バイデン政権の支持率が不支持率を下回る状況が続いてい

ることに加え、11月のバージニア州知事選で優勢と見られた民主党候補が敗北したことなどから、民主党内で危機感が高まったとの見方もあった。

また、その先の2024年大統領選挙に関し、11月、ホワイトハウス報道官は、バイデン大統領が出馬する意向であると述べた。現時点で史上最高齢の米国大統領であり、次期選挙を81歳で迎えることとなるため、この意向は大きく報じられた。また、ハリス副大統領にも注目が集まった。米史上初の女性かつ黒人の副大統領となったハリス氏は、政権発足当初に多くの外国首脳と電話会談を行うとともに、6月に中米、8月に東南アジア、11月に欧州を訪問するなど、バイデン外交の推進で役割を担った。加えて、バイデン大統領から、移民制度や投票制度の改革など国内の難題で舵取り^{かじ}役を任せられ、対応に当たった。

一方、共和党については、トランプ前大統領が中間選挙及び次期大統領選挙での共和党の成功の鍵を握っているとの指摘が多くなされた。トランプ前大統領は、2021年1月、連邦議会襲撃事案を扇動したとして、任期中に米国史上初となる2度目の弾劾訴追を受けた。退任後の上院での弾劾裁判で無罪となったものの、トランプ前大統領に対する批判は一時的に高まった。しかし、前大統領及びその政策スタンスは多くの共和党支持者に引き続き支持されており、その人気を背景に、自身に批判的な議員を政治集会の場で非難し、次期選挙で自らが推す対抗馬を支援するなど、政治的な活動を強化した。

同時に、トランプ前大統領は2020年大統領選の不正を継続して主張し、次期大統領選への再出馬を示唆する発言を繰り返した。不正の主張に呼応する形で、ジョージア州やフロリダ州など州議会が共和党が主導権を握る州では、選挙不正を防止する観点から、郵便投票の制限や身分証明書の厳格化などを求める州の選挙法改定が進んだ。これらは民主党支持の多い人種のマイノリティに不利な内容も多く、票の抑制が目的だとの批判もなされ、党派間対立を加速させた。また、10年に一度の国勢調査の結果を

受け、各州で下院選挙区の区割り変更が進められたが、このプロセスでも共和党がより多くの州で主導権を握ったと報じられた。一方、共和党内では、トランプ前大統領を忠実に支持する層と、過激な発言を繰り返す同氏とは一定の距離を置く層との間で摩擦があるとの指摘もなされた。

今後、中間選挙を見据えた両党の攻防がどのように推移し、バイデン大統領の政権運営にどのような影響を与えるかが注目される。

1 経済

(ア) 経済の現状

2021年の米国経済は、新型コロナの流行により大打撃を受けた2020年からの回復、そして新型コロナの流行に起因する世界的なサプライチェーンの混乱により変動の大きい1年となった。2020年4月に戦後最悪の水準(14.8%)まで悪化した失業率は、2021年12月に3.94%まで改善し、新型コロナ流行初期(2020年2月、3.5%)に近い水準にまで回復した。また、GDPも2021年4月から6月までの四半期には、新型コロナ流行前(2019年10月から12月までの四半期)の水準を超えた。特にGDPの7割を占める個人消費の回復が大きく寄与しており、バイデン政権は、2021年3月に成立した1.9兆ドル規模のコロナ経済対策(米国救済計画)における最大1,400ドルの直接給付、ワクチン接種促進策による経済活動の正常化が奏功したとしている。こうした個人需要の回復がみられる中、新型コロナの流行下で生じた世界的なサプライチェーンの混乱及び人手不足による供給不足とのミスマッチが深刻化し、米国消費者物価指数(CPI)は5月以降前年同月比5%を超える水準で推移し、12月には7.1%という約40年ぶりの高水準を記録した。米国連邦準備制度理事会(FRB)のパウエル議長は、当初、自動車など一部の品目のみにみられる一時的なものとしていたインフレについて、現在ではエネルギーや家賃など広範にわたる根強いインフレ傾向にあることを認め、高インフレが長期化することを避けるべく金融政策に取り組

む考えを示した。バイデン政権も、2021年11月15日に成立したインフラ投資・雇用法が定める港湾・水路のサプライチェーン強化について、港湾に滞留するコンテナの内陸部への移動など具体的な行動計画を打ち出し、インフレが国民生活・心理に与える悪影響を抑えようとしている。

(イ) 経済政策

2021年1月に誕生したバイデン政権は、新型コロナウイルスの流行により落ち込んだ国内の経済を回復し、「ビルド・バック・ベター」を達成すべく就任前に1.9兆ドル規模のコロナ経済対策の枠組み「米国救済計画」を発表した。3月11日には米国救済計画法が成立し、最大1,400ドルの直接給付や失業給付の拡充、中小企業支援、コロナ対策で疲弊する州政府支援などが行われた。さらに同月にはインフラ投資と法人増税などを行う約2兆ドル規模の「米国雇用計画」、4月には教育・社会福祉分野への投資と個人富裕層への増税などを行う約2兆ドル規模の「米国家族計画」を発表した。議会での与党内・与野党間協議の結果、米国雇用計画のうち超党派で合意に至った道路・港湾などのインフラへの投資に限った5,500億ドル規模の「インフラ投資・雇用法」は11月に成立したが、超党派で合意に至らなかった気候変動対策や「米国家族計画」の内容を盛り込んだ「ビルド・バック・ベター法案」は、バイデン政権と議会民主党の間での調整が続いている（2022年3月現在）。金融政策は、2021年5月以降の高インフレ傾向が継続する中、FRBは国内の経済状況に更なる著しい進展がみられたとして11月から国債などの購入ペースを順次減額する量的緩和の縮小（テーパリング）を開始し、12月には縮小ペースの加速を決定した。また、2022年1、2月で任期満了となるFRB議長・副議長の後任人事について、バイデン大統領は11月、パウエル議長の再任及びブレイナード理事の副議長への指名を発表した。

(2) 日米政治関係

2021年1月にバイデン政権が発足してから、2022年2月末までに日米は首脳会談を8回（うち3回は電話会談、1回はテレビ会談）、外相会談を15回（うち9回は電話会談）行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においてもハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続しており、日米同盟は史上かつてなく強固なものとなっている。特に2021年4月の菅総理大臣とバイデン大統領の会談や、2022年1月の岸田総理大臣とバイデン大統領のテレビ会談などを通じ、日米同盟の更なる強化や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、中国や北朝鮮などの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応において、緊密に連携している。そのほか、2021年7月の2020年東京オリンピック競技大会開会式に出席するためジル・バイデン大統領夫人が、同年8月の2020年東京パラリンピック競技大会開会式に出席するためダグラス・エムホフ副大統領夫人が日本を訪問し、それぞれ菅総理大臣と幅広く意見交換を行った。

2021年1月20日にバイデン大統領が就任すると、同月27日に茂木外務大臣とブリンケン国務長官が、28日に菅総理大臣とバイデン大統領が、それぞれバイデン政権発足後初めての電話会談を行った。日米首脳電話会談では、日米同盟を一層強化すべく、日米で緊密に連携していくことで一致した。バイデン大統領からは、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが表明された。また、両首脳は、米国のインド太平洋地域におけるプレゼンスの強化が重要であること及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携するとともに、地域の諸課題にも共に取り組んでいくことで一致した。日米外相電話会談では、日米同盟の更なる強化に取り組むことを確認するとともに、中国や北朝鮮、韓国などの地域情勢や「自由で開かれたインド太平洋」の重要性についても意見交換を行った。また、引き続き、地域や国際

社会が直面する諸課題について、日米や日米豪印などの同志国間で緊密に連携していくことで一致した。

2月11日、茂木外務大臣は、ブリンケン国務長官と、日米外相電話会談を行った。両外相は、ミャンマー情勢について、引き続き日米で緊密に連携していくことを確認した。また、両外相は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、同志国間で緊密に連携し、また、日米豪印の連携を着実に強化していくことで一致した。

3月16日、茂木外務大臣は、国務長官就任後初の外遊先として日本を訪問したブリンケン国務長官と、初めて対面で日米外相会談を行った。両外相は、引き続き日米が主導して、オーストラリアやインド、ASEANなどと連携しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」という構想の実現に向けた協力を強化していくことを改めて確認し、また、中国、北朝鮮、韓国、ミャンマーやイランなどの地域情勢について意見交換を行った。さらに、両外相は、新型コロナ対策や気候変動問題といった国際社会共通の課題についても意見交換を行った。

4月15日から18日にかけて、菅総理大臣は、世界の首脳に先駆けてワシントンDCを訪問し、バイデン大統領にとって初となる対面の首脳会談を行った。両首脳は、個人的信頼関係を強化するとともに、自由、民主主義、人権、法の支配などの普遍的価値を共有し、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である日米同盟をより一層強化していくことで一致した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米両国が、オーストラリアやインド、ASEANといった同志国などと連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことを確認した。会談後、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」が発出された。共同声明では、3月に開催された日米「2+2」の共同発表も踏まえ台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。また、両首脳は、日米両国が世界の「より良い回復」をリードし

ていく観点から、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に合意し、日米共通の優先分野であるデジタルや科学技術の分野における競争力とイノベーションの推進、新型コロナ対策、グリーン成長・気候変動などの分野での協力を推進していくことで一致した。さらに、パリ協定の実施、クリーンエネルギー技術、開発途上国の脱炭素移行の各分野での協力を一層強化していくため、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで一致した。

5月3日、G7外相会合出席のため英国を訪問した茂木外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相会談を行った。両外相は、日米首脳会談などで得られた成果を一つ一つフォローアップし、日米同盟を一層強固なものにしていくことを確認した。また、両外相は、中国や北朝鮮などの地域情勢について意見交換を行い、引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて取り組むことなどについて一致した。

6月12日、G7首脳会合出席のため英国を訪問した菅総理大臣は、バイデン大統領と断続的に協議を行った。菅総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」とASEANの役割の重要性を強調したところ、バイデン大統領からも、同感であり、日米が協働して取り組んでいきたいと述べた。

6月29日、G20外相会合出席のためイタリアを訪問した茂木外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相会談を行った。両外相は、日米関係や東アジア情勢などについて意見交換を行い、G20などの枠組みにおける日米の協力について確認した。

7月23日、茂木外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相電話会談を行った。両外相は、地域情勢やグローバルイシューについて、幅広く意見交換を行った。その上で、両外相は、日米同盟の強化及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米が引き続き主導し、関係国と連携していくことを確認した。

8月6日、茂木外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相電話会談を行った。両外相は、

日米同盟の強化及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米で連携していくことを再確認した。また、両外相は、同週の一連のASEAN関連外相会議も踏まえ、地域情勢についても意見交換を行った。

8月10日、菅総理大臣は、バイデン大統領と日米首脳電話会談を行った。バイデン大統領から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に対する祝意が表明され、これに対し、菅総理大臣から、同大会の開催に対する米国政府からの一貫した力強い支持と協力を改めて感謝の意を伝えた。その上で、両首脳は、引き続き日米同盟の強化及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、緊密に連携していくことを再確認した。

9月22日、国連総会出席のためニューヨークを訪問した茂木外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相会談を行った。両外相は、日米同盟を今後とも強化していくことで一致するとともに、引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米、日米豪印、欧州との協力といった様々な枠組みを通じて、同盟国・同志国の協力を深めていくことを確認した。また、両外相は、アフガニスタンや中国、北朝鮮について意見交換を行い、今後とも緊密に連携して対応していくことで一致した。さらに、両外相は、TPPを含むインド太平洋地域の国際秩序について戦略的な観点から議論を行い、その中で、茂木外務大臣から、米国のTPP復帰を促した。

9月24日、日米豪印首脳会合出席のためワシントンDCを訪問した菅総理大臣は、バイデン大統領と懇談を行った。菅総理大臣から、今後も日米同盟の重要性に変わりはないと述べた。

10月4日に就任した岸田総理大臣は、就任翌日である5日に、バイデン大統領と日米首脳電話会談を行った。冒頭、岸田総理大臣から、日米同盟が日本外交・安全保障の基軸であることに変わりはないと述べた。これに対して、バイデン大統領から、岸田総理大臣の就任及び政権発足に祝意が述べられた。両首脳は、日米同盟を一層強化し、「自由で開かれたインド太平



日米首脳間の懇談
(11月2日、グラスゴー 写真提供：内閣広報室)

洋」の実現を通じて、地域及び国際社会の平和と安定に取り組んでいくことで一致した。また、両首脳は、新型コロナ、気候変動、「核兵器のない世界」に向けた取組といった地球規模課題への対応でも、緊密に連携していくことで一致した。

10月7日、茂木外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相電話会談を行った。両外相は、日米同盟の更なる強化と「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認するとともに、中国や北朝鮮などの地域情勢や気候変動問題における連携などについて、幅広く意見交換を行った。

11月2日、COP26出席のため英国を訪問した岸田総理大臣は、バイデン大統領と懇談を行い、日米同盟の更なる強化や「自由で開かれたインド太平洋」の実現、気候変動問題への対処に向け、日米で引き続き緊密に連携していくことを確認した。

11月10日に就任した林外務大臣は、就任3日後の13日に、ブリンケン国務長官と日米外相電話会談を行った。両外相は、日米同盟の一層の強化、「自由で開かれたインド太平洋」の実現、新型コロナや気候変動など地球規模課題への対応において、緊密に連携していくことを確認した。また、両外相は、中国や北朝鮮などの地域情勢について意見交換を行った。そして、両外相は、一層厳しさを増す地域の安全保障環境に鑑み、喫緊の課題として日米同盟の抑止力・対処力の強化を推し進めていくことで一



日米外相会談（12月11日、リバプール）

致した。

12月11日、G7外務・開発大臣会合出席のため英国を訪問した林外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相会談を行った。両外相は、一層厳しさを増す地域の安全保障環境に鑑み、日米同盟の抑止力・対処力の強化が不可欠であり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。また、林外務大臣から、バイデン大統領のEASやAPEC出席やブリンケン国務長官の東南アジア訪問など、米国のインド太平洋地域へのコミットメントを歓迎すると述べた。その上で、両外相は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、ASEANなどとの協力やオーストラリアやインドを始めとする同志国間の連携を引き続き深化させていくと確認した。

2022年1月6日、林外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相電話会談を行った。両外相は、日米同盟の強化及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米で連携していくことを再確認した。また、両外相は、在日米軍の新型コロナ感染状況や、北朝鮮やロシア・ウクライナなどの地域情勢について、意見交換を行った。

1月21日、岸田総理大臣は、バイデン大統領と日米首脳テレビ会談を行った。両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が緊密に連携していくとともに、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国との協力を深化させることで一致した。この関連で、岸田総理大臣から、バイデン大統領の訪日を得て日米豪印



日米首脳テレビ会談（2022年1月21日 写真提供：内閣広報室）

首脳会合を2022年前半に日本で主催する考えであると述べ、バイデン大統領から、支持が表明された。また、両首脳は、中国、北朝鮮、ロシア・ウクライナなどの地域情勢について意見交換を行った。さらに、両首脳は、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することで一致した。岸田総理大臣から、新たに国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画を策定し、日本の防衛力を抜本的に強化する決意を表明し、バイデン大統領は、これに支持を表明するとともに、極めて重要な防衛分野における投資を今後も持続させることの重要性を強調した。そして、岸田総理大臣は、「新しい資本主義」の考え方を説明し、両首脳は、次回首脳会合で、持続可能で包摂的な経済社会の実現のための新しい政策イニシアティブについて議論を深めていくことで一致した。両首脳は、閣僚級の日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）の立ち上げに合意するとともに、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」などに基づき、日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致した。そのほか、岸田総理大臣から、現実主義に基づく核軍縮の考えを説明し、バイデン大統領から支持が表明され、両首脳は、「核兵器のない世界」に向けて共に取り組んでいくことを確認した。両首脳は、NPTに関する日米共同声明が同日に発出されたことの意義を強調した。

2月2日、林外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相電話会談を行った。両外相は、北



日米外相会談（2022年2月11日、メルボルン）

朝鮮の核・ミサイル活動について意見交換を行い、一層厳しさを増す地域の安全保障環境に鑑み、日米同盟の抑止力・対処力の強化が不可欠であり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。また、両外相は、ロシア・ウクライナ情勢についても意見交換を行った。

2月11日、日米豪印外相会合出席のためオーストラリアを訪問した林外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相会談を行った。両外相は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き日米で緊密に連携していくとともに、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国との協力を深化させていくことで一致した。また、両外相は、中国、北朝鮮、ロシア・ウクライナなどの地域情勢について意見交換を行い、その上で、一層厳しさを増す地域の安全保障環境に鑑み、日米同盟の抑止力・対処力の強化が不可欠であり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。さらに、両外相は、岸田総理大臣とバイデン大統領がそれぞれ推進する「新しい資本主義」と「より良い回復」について意見交換を行い、今後、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）も活用しながら、双方の経済政策について議論を深めていくことで一致した。また、林外務大臣から、米国のTPP復帰を促した。そして、両外相は、1月21日の日米首脳テレビ会談での岸田総理大臣とバイデン大統領のやり取りも踏まえ、2022年前半に日本で開催される日米豪印首脳会合の際のバイデン大統領の訪日について、しかるべく調整していくことで一致した。

2月26日、林外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相電話会談を行った。両外相は、ロシア・ウクライナ情勢について意見交換を行い、引き続き日米、そしてG7を始めとする国際社会と緊密に連携していくことで一致した。その上で、両外相は、日米同盟の抑止力・対処力の強化が不可欠である点を改めて確認し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。

(3) 日米経済関係

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える3要素の一つである。

2019年から、米国内の直接投資残高で日本は世界最大の対米投資国となっている（2020年は6,790億米ドル、米国商務省統計）。また、対米直接投資は日本企業による米国での雇用創出という形でも米国経済に貢献しており、2019年には約100万人の雇用を創出した（英国に次ぎ2位）。特に製造業では約53万人の雇用を創出しており、同業種では世界第1位である。また、R&D分野（企業の研究開発活動）の投資額は2018年に続き2019年も100億ドルを超え世界第1位となるなど、活発な投資や雇用創出を通じた重層的な関係強化が、これまでになく良好な日米関係の基礎となっている。

2021年4月には、日米首脳会談で「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」が立ち上げられた。これは、日米のみならず国際社会全体の新型コロナからの「より良い回復（Build Back Better）」を日米でリードし、明るい未来像を国際社会に提示すべく立ち上げられたもので、①競争力・イノベーション、②コロナ対策・グローバルヘルス、③グリーン成長・気候変動の3本柱の下で、具体的かつ包括的な協力を推進していくこととしている。また、2021年12月にフェルナンデス国務次官が訪日し、鈴木外務審議官との間で本パートナーシップをフォローアップするとともに、日米の協力を継続していくことを確認した。

今後は、2022年1月の日米首脳テレビ会談



林外務大臣とレモンド米国商務長官との会談（11月15日、東京）



林外務大臣とタイ米国通商代表との会談及びワーキング・ディナー（11月17日、東京）

で立ち上げられた閣僚級の日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）を活用し、本パートナーシップに基づく協力の推進やインド太平洋地域を含む国際社会におけるルールに基づく経済秩序の確保などについて戦略的観点からハイレベルで議論を行い、経済分野での日米協力を更に深化・拡大していく。

2021年11月、レモンド商務長官とタイ通商代表が訪日し、松野博一内閣官房長官への表敬、林外務大臣及び萩生田光一経産大臣との会談をそれぞれ行い、これらの対面外交の機会を活用して、様々な分野における日米協力や米国のインド太平洋地域への関与について、意見交換した。また同月、外務省、経済産業省、USTRの三者で日米が共同で取り組むべき様々な国際通商面の課題を議論する局長級の「日米通商協力枠組み」を立ち上げた。

インフラ分野では、協力案件の一つとして、米国運輸省及びインディアナ州との連携の下、「第4回日米インフラフォーラム」がオンライン形式で2021年3月に開催された。同フォーラムでは、日米両政府からスマートシティ・スマートモビリティや効率的なインフラメンテナンスなどの新技術・デジタル技術、次世代エネルギーの活用などのインフラ政策に関する講演があったほか、米国で活躍する日本企業などが

ら、それぞれの米国での経験と、自社が持つ技術などについて紹介があった。

エネルギー分野では、4月の日米首脳会談で発出された「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」及び「日米気候パートナーシップ」を踏まえ、従来の日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）¹を改組し、クリーンエネルギー分野での協力により焦点を当てる形で「日米クリーンエネルギーパートナーシップ（JUCEP）²」を立ち上げた。これによりインド太平洋地域及び世界中の国々が、脱炭素化に向けた努力を加速できるよう支援するとともに、クリーンで安価かつ安全なエネルギー技術を実装することで、エネルギー安全保障と持続可能な成長を促進することとなった。2021年6月に第1回会合を開催、中心となる協力分野として①再生可能エネルギー、②電力網の最適化、③原子力エネルギー、④脱炭素化技術を特定し、12月の第2回会合では、第1回会合のフォローアップを行うとともに今後の進め方について議論した。

デジタル分野では、2021年5月、従来の日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）³の協力関係を拡大し、安全な連結性や活力あるデジタル経済を促進させる枠組みとして日米「グローバル・デジタル連結性パー

1 JUSEP : Japan-U.S. Strategic Energy Partnership

2 JUCEP : Japan-U.S. Clean Energy Partnership

3 JUSDEP : Japan-U.S. Strategic Digital Economy Partnership

トナーシップ（GDCP⁴）を立ち上げた。5月及び10月には専門家レベル作業部会を開催し、インド太平洋地域、アフリカ、ラテンアメリカなどの第三国における協力、多国間の枠組みにおける協力、5GやBeyond 5Gなどに関する両国の取組などの推進について議論した。また、11月に開催された第12回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）では、第三国におけるOpen RANの推進やサイバーセキュリティのキャパシティ・ビルディングなどに関する連携、日米二国間における5Gベンダーの多様化や、Beyond 5Gなどに関する協力、マルチのフォーラムにおけるAI、DFFTなどに関する更なる協力、グリーン成長・復興に貢献するICTの活用など、日米両国間でインターネットエコノミーに関する幅広い事項について議論した。

米国の各州など地方レベルとの協力も進んでいる。ワシントン州、メリーランド州、インディアナ州及びシカゴ市などの地方政府との間で、経済及び貿易関係に関する協力覚書に基づく協力が行われている。また、各州との間で運転免許試験の一部相互免除に関する覚書を作成することで現地邦人の運転免許取得の負担軽減を図っており、メリーランド州、ワシントン州、ハワイ州、バージニア州に加え、2021年3月にはオハイオ州と、5月にはインディアナ州との間で覚書を作成した。

2017年の「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」の立ち上げ以降、日米の紐帯をより確かなものとするために、草の根レベル（グラスルーツ）での取組を打ち出していくことが重要との認識の下、各地域の特徴や訴求対象の日本への関心度に応じたテイラー・メイドのアプローチに基づく取組を行ってきた。2021年には、バイデン政権発足も踏まえ、同政権の重点政策（労働者・中間層重視、新型コロナ対策、気候変動・エネルギー、イノベーション・科学技術）に沿った新たなアプローチ「行動計画2.0」を取りまとめたほか、

動画配信による日本企業の現地での活動や日本産食品のプロモーション、経済関係者を日系企業のネットワーキング・マッチングイベントの開催、日本企業が複数進出している地域を廻る「地方キャラバン」の実施、シンクタンクと協力した各種ウェビナーの実施など様々な取組が各省庁、機関の協力体制の下で実施されている。今後も、日米経済関係の更なる飛躍のため、様々な取組をオールジャパンで実施し、草の根レベルでの対日理解促進などを図っていく。

2 カナダ

(1) カナダ情勢

2021年9月、連邦下院の解散を受けた総選挙が行われ、トルドー首相率いる与党自由党や最大野党の保守党を始めいずれの政党も、解散前とほとんど議席数に変化がなく、トルドー首相が政権を維持する結果となった。10月に新内閣が発足し（首相を除く閣僚数は38人で、男女19人ずつの同数）、外相にはメラニー・ジョリー元経済開発・公用語相が新たに就任した。トルドー首相は、パンデミックの完全な収束、強い経済の回復、住宅価格の高騰問題、気候変動問題及び先住民族との和解を優先課題に掲げている。

トルドー政権は、新型コロナ対策を最重要課題とし、ワクチン接種を強力に進め、2021年も給付金や賃金補助、企業への資金繰り支援などを継続した。2021年4月から6月までの四半期のGDP成長率は感染の再拡大によりマイナス0.8%（年率マイナス3.2%）と再び減速したが、7月から9月までの四半期は各種規制の段階的な解除などに伴いプラス1.3%（年率プラス5.4%）と回復している（2021年の実質GDP成長率は4.6%）。失業率は6%台で概ね横ばいで推移している（12月：6.0%から2022年1月：6.5%）が、サプライチェーンの混乱や油価の上昇などにより、インフレ率の上昇などが懸念されている。

4 GDCP : Global Digital Connectivity Partnership

トルドー首相は、気候変動政策にも力を入れており、4月、気候サミットにおいて、2030年までに2005年比で40から45%の温室効果ガスの排出削減目標を発表した。9月、連邦下院総選挙においては、トルドー首相は、2035年までに乗用自動車新車販売のZEV（ゼロ・エミッション）化、電力系統の脱炭素化、石油・ガス部門の総排出量規制、国境炭素調整の検討、CCUS⁵や水素の活用などを公約として掲げた。

外交面では、トルドー政権は、米・カナダ関係、国連、北大西洋条約機構（NATO）、G7、G20、米州機構など、カナダが従来重視していた分野に加え、インド太平洋地域への関与を強めている。特に、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動に積極的で、10月には空軍航空機の派遣を、10月から11月には海軍艦艇による警戒監視活動を実施した。中国との関係は、2018年末に発生した孟晩秋^{もうばんしゅう}ファーウェイ社副会長兼CFO（最高財務責任者）の拘束とその直後に発生した中国政府によるカナダ人2人の拘束事案が懸案であったが、米国との司法取引により9月に孟副会長が解放され、その後2人のカナダ人も解放された。カナダでは、本件を通じて悪化した対中関係に加え、中国の新型コロナ対応への不信感、香港及び新疆ウイグル人権問題などをめぐり、引き続き対中世論は厳しく、今後の対中関係が注目される。

対外経済関係では、4月に加英貿易継続協定が発効した。7月に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が発効から1年を迎えたほか、6月にインドネシアとのCEPA交渉開始、11月にASEANとのFTA交渉開始を表明した。

(2) 日・カナダ関係

2021年、日・カナダ間では首脳会談が2回（うち1回電話会談）、外相会談が4回（うち、

1回電話会談、1回テレビ会談）実施され、2022年2月9日、首脳電話会談が実施された。

2021年5月の日・カナダ外相会談では、日加両国が共に掲げるビジョンである「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」⁶を発表した。6月のG7コーンウォール・サミットの際の日・カナダ首脳会談では、両国が優先協力6分野において、具体的で力強い協力・連携を更に進めていくことで一致した。

最近では、2021年12月11日、G7外相会合出席のため英国を訪問した林外務大臣が、ジョリー外相と会談を行った。両大臣は、優先協力6分野において、今後、協力の具体化に向け更に連携していくことで一致した。また、両大臣は、中国や北朝鮮などの地域情勢について意見交換を行った。さらに、両大臣は、核軍縮・不拡散について意見交換を行い、2022年のNPT運用検討会議において意義ある成果が得られるよう、連携していくことで一致した。そして、両大臣は、TPP11を含むインド太平洋地域の国際秩序について、戦略的な観点から議論を行い、TPP11のハイスタンダードを維持する重要性について一致した。

2020年、両国の貿易は、新型コロナの影響で減少したものの、2021年を通じ、回復傾向が見られた。日・カナダ間で初の経済連携協定となるTPP11協定の発効から3年を迎え、貿易投資関係の更なる深化が見られた。12月には第31回日・カナダ次官級経済協議（JEC）をオンライン形式にて開催し、TPP11やWTOを含む最近の国際経済情勢や「自由で開かれたインド太平洋」の実現を含む日加協力に関する意見交換に加えて、5つの優先協力分野（(1) エネルギー、(2) インフラ、(3) 科学技術協力とイノベーション、(4) 観光・青年交流、及び(5) ビジネス環境の改善・投資促進）などにつき議論を行った。

5 CCUS : Carbon dioxide Capture and Storage 二酸化炭素回収・貯留技術

6 優先協力6分野：(1) 法の支配、(2) 平和維持活動、平和構築及び人道支援・災害救援、(3) 健康安全保障（ヘルス・セキュリティ）及び新型コロナウイルス感染症への対応、(4) エネルギー安全保障、(5) 自由貿易の促進及び貿易協定の実施、(6) 環境及び気候変動

第4節

中南米

1 概観

(1) 中南米情勢

中南米地域には、自由、民主主義、法の支配、人権などの普遍的価値を日本と共有する国家が多い。同地域は、約6億5,000万人の人口を抱え、鉱物、エネルギーなどの天然資源や食料の一大産出地であるとともに、巨大市場を擁するなど大きな経済的潜在力も有している。

2020年において中南米地域は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的な感染拡大の影響を受けたが、2021年後半には多くの国で感染者数が大幅に減少し、ワクチンの接種も進んだ。2020年に大きく落ち込んだ経済は、2021年にはGDP成長率がプラスに転じるなど、回復傾向が見られている。政治面においても、おおむね安定した秩序が維持され、多くの国で平和裡に民主的な選挙が実施された。

一方で2021年は、新型コロナの感染拡大により、貧富の格差などの社会問題が一層浮き彫りとなり、既存政治への不信の現れとして、左派や新勢力の台頭も見られるようになった。また、ベネズエラでは政権側と野党側の対立が継続しており、同国の政治経済社会情勢の悪化により避難民として周辺国に流出したベネズエラ人は11月時点で590万人を超え、その受入れは引き続き地域的課題となっている。8月からは与野党間対話がメキシコで実施されており、

その行方が注目される。

また、中南米地域には、世界の日系人の約6割を占める200万人以上から成る日系社会が存在している。日系社会は100年以上に及び現地社会への貢献を通じ、中南米地域における伝統的な親日感情を醸成してきた。一方で、移住開始から100年以上を経て、日系社会の世代交代が進み、若い世代を含め日本とのつながりを今後どう深めていくかが課題となっている。

(2) 日本の対中南米外交

日本の対中南米外交は、安倍総理大臣が2014年に提唱した「3つのJuntos!!（共に）」（「共に発展」、「共に主導」、「共に啓発」）の指導理念の下で展開されてきた。2018年12月には、同理念の成果を地域全体として総括し、次なる協力の指針として日・中南米「連結性強化」構想を安倍総理大臣が公表した。日本は本構想も踏まえつつ、中南米諸国との協力関係の深化を目指してきた。

2021年は2020年に引き続き新型コロナの影響により物理的な人の往来が制限されたものの、対面での外交活動を徐々に再開し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」や法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のための連携、新型コロナ対策を始めとする地球規模課題への対応、経済関係の強化などにつき意見交換を行った。1月には茂木外務大臣が



日・中米統合機構（SICA）外相会合（7月16日、グアテマラ）

メキシコ、ウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ、ブラジルを訪問し、大統領表敬、外相会談などを実施した。さらに、7月にはグアテマラ、パナマ、ジャマイカを訪問し、訪問先国などと会談を行うとともに、中米統合機構（SICA）やカリブ共同体（CARICOM）との間で外相会合を行った。また、同月、宇都隆史外務副大臣がドミニカ共和国とエクアドルを訪問し、各国政府要人との会談に加え、ドミニカ共和国では日本人移住65周年記念式典に出席し、日系人団体代表などと懇談した。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の機会には、アンティグア・バーブーダの外相が訪日、11月にはコロンビアの副大統領及びパラグアイの外相が訪日し、外相会談などが行われた。日本はこうした会談などを通じ、二国間関係の強化や国際場裡における諸課題解決に向けた連携強化に取り組んだ。

経済分野においては、日本企業の中南米地域拠点が2011年の約2倍に達するなど、サプライチェーンの結び付きが強化されており、日本は、メキシコ、ペルー、チリが参加する「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）」などを通じ、中南米諸国と共に自由貿易の推進に取り組んでいる。2021年も、ペルーで同協定が発効するなど、経済関係の深化がみられた。



日本人移住65周年記念式典で挨拶する宇都外務副大臣（7月26日、ドミニカ共和国）

開発協力の分野においては、経済成長を遂げた一部の中南米地域では、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会のODA受取国リストからの「卒業国」、または「卒業」を控えた国々により南南協力が進められており、日本はこれらの国々との間の三角協力を推進している。また、中南米地域は、新型コロナウイルスの被害が深刻であることに加え、医療体制が脆弱である国も少なくないことを踏まえ、日本は同地域と新型コロナ対策においても協力している。二国間協力の枠組みでは、例えば、新型コロナウイルスの流行以降、中南米25か国に対し、感染症対策及び保健・医療体制の強化に資する保健・医療関連機材供与のための無償資金協力（計約91億円（2021年12月時点））を実施しているほか、2021年はワクチン供与による支援も行い、ニカラグアに約50万回分の新型コロナワクチンをCOVAX経由で供与した。さらに、新型コロナウイルスの影響を受けている中南米の日系社会に対しても支援を実施している。

2 地域機構

中南米地域にはアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）¹やラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）²のほか、以下のような地域枠組みが存在し、様々な課題について政策調整を

1 FEALAC : Forum for East Asia-Latin America Cooperation

2 CELAC : Comunidad de Estados Latinoamericanos y Caribeños (Community of Latin American and Caribbean States)

行っている。2月にはFEALAC諸国の若手行政官26人と招へいの代わりにオンラインにて会合し、「持続可能な社会と環境のための科学技術の活用」をテーマに、聖火トーチなど東京2020大会に関連する日本の技術についても紹介しつつ、意見交換を行った。

(1) 太平洋同盟

チリ、コロンビア、メキシコ及びペルーから成る太平洋同盟は、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドとの間で包括的自由貿易協定の締結を目指しており、早期の妥結に向け交渉中である。シンガポールは、2021年7月に太平洋同盟との包括的自由貿易協定の交渉を終え、2022年1月にコロンビアにて開催された太平洋同盟首脳会議にて署名を行った。上記4か国に加え、韓国及びエクアドルも交渉参加への関心を表明している。

日本は、太平洋同盟のオブザーバー国であり、基本的価値を共有するグループとして、連携を重視している。

(2) 南米南部共同市場

(メルコスール：MERCOSUR³)

メルコスールは、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイから成る関税同盟であり、1995年1月から域内関税は一部の品目を除き原則として撤廃されている。2019年には、EU、EFTAとのFTAについては交渉妥結し、韓国、シンガポール、カナダなどとも交渉中である。なお、ベネズエラ⁴は加盟停止中、ボリビアは準加盟国⁵である。

(3) カリブ共同体 (カリコム：CARICOM⁶)

カリコムは、カリブ地域の14か国による経済統合や外交政策の調整などを目的に設立され、国際場裡で協調行動を取ることで存在感を示している。カリコム諸国は比較的所得水準が

高い国が多い一方で、毎年のようにハリケーンによる甚大な被害を受けるなど、自然災害の脅威にさらされているほか、人口・経済規模の小ささから生じる小島嶼国特有の脆弱性を抱えている。ハイチでは政情不安が続き、7月に大統領が暗殺されるとともに、8月には2,000人以上の死者を伴う大地震が発生し、国内の混乱が続いている。

日本は、対カリコム協力の3本柱（小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力、交流と友好の絆の拡大と深化、国際社会の諸課題の解決に向けた協力）に基づいた外交を展開しており、所得水準の高い国に対しても各国の開発ニーズや負担能力に応じて必要な協力を行っている。4月のセントビンセントでの火山噴火被害、8月のハイチ西部における大地震に対しては、緊急援助物資の供与に加えて緊急無償による協力を行った。

日本との関係では、3月に第19回日・カリコム事務レベル協議をオンライン開催した。7月には茂木外務大臣がジャマイカを訪問し、首相表敬、外相会談に加え、第7回日・カリコム外相会合を開催するなど、新型コロナ流行下においても日・カリコム関係を強化した。また、東京2020大会では、アンティグア・バーブーダ外相が訪日し、外相会談を実施したほか、カリコム諸国とホストタウンとのオンライン交流



茂木外務大臣のホルネス・ジャマイカ首相表敬（7月20日、ジャマイカ）

3 MERCOSUR : Mercado Común del Sur (Southern Common Market)

4 2021年12月時点加盟資格停止中

5 2012年12月加盟議定書に署名し、ブラジルの議会承認待ち

6 CARICOM : Caribbean Community

事業を実施するなど交流深化のための取組を行った。

3 中南米各国 (カリブ諸国については上記2(3)を参照)

(1) メキシコ

2018年12月に就任したロペス・オブラドール大統領は、任期6年間の半分を折り返し、2021年に入っても、引き続き国民からの高い支持率を維持している。6月、連邦下院議員や15の州知事を含む大規模な中間選挙が行われ、下院では国家再生運動（MORENA）率いる与党連合が若干の議席を減らしたが、過半数を維持する結果となった。

現政権は、新型コロナ感染拡大以降も都市封鎖等の強制措置は採らずに、医療崩壊回避を優先した措置を実施している。特に、2020年末からワクチン確保を重視し、2021年に入っからは国内におけるワクチン接種を進めている。

米国との関係では、9月及び10月に、墨米ハイレベル経済対話及び治安対話（閣僚レベル）がそれぞれ開催された。また、11月には5年ぶりに米国、カナダとの北米3か国首脳会談がワシントンで開催された。

2021年7月にメキシコシティにおいて、USMCA（米国・メキシコ・カナダ）協定の発効1周年を記念した3か国の担当閣僚レベルの会合が開催された。日本との関係では、近年経済関係がますます強化され、メキシコには1,300

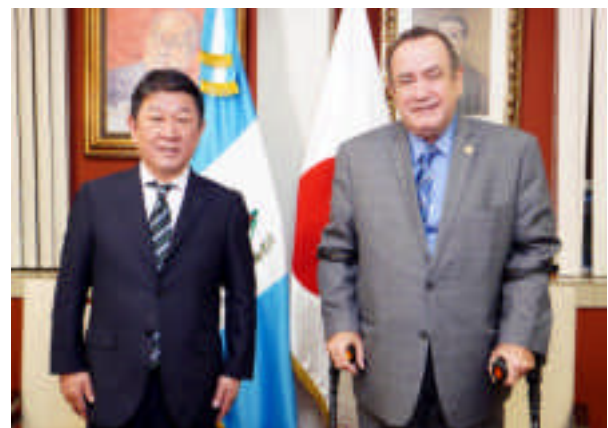
社もの日本企業が進出し、日本にとって中南米地域最大の経済拠点となっている。同年1月には茂木外務大臣がメキシコを訪問し、エブラル外相やクルティエル経済相と会談した。会談では、新政権が成立する米国と緊密な関係を有するメキシコとの戦略的連携の一層の強化を確認したほか、2021年及び2022年に国連安全保障理事会メンバーを務めるメキシコと国際社会・地域の諸課題で協力していくことを確認した。また、ビジネス環境の整備と安定化、新型コロナウイルスが流行する中での進出日系企業への支援を要請し、TPP11協定の着実な実施と拡大、世界貿易機関（WTO）改革の実現に向け引き続き連携することを確認した。

(2) 中米（エルサルバドル、グアテマラ、 コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、 パナマ、ベリーズ、ホンジュラス）

茂木外務大臣は、7月に、グアテマラ及びパナマを訪問し、グアテマラにおいては、大統領表敬、外相会談を行ったほか、日・中米統合機構（SICA）外相会合、日・エルサルバドル外相会談、日・コスタリカ外相電話会談を行い、中米8か国の外相などとの意見交換を行った。パナマにおいても、大統領表敬、外相会談を行った。この訪問を通じ、伝統的に友好関係にある中米各国との間で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のための連携や新型コロナ対策など国際社会が直面する課題への対応について意見交換を行った。



日墨外相会談（1月4日、メキシコ）



茂木外務大臣のジャマテイ・グアテマラ大統領表敬
(7月15日、グアテマラ)



茂木外務大臣のコルティソ・パナマ大統領表敬（7月17日、パナマ）

ニカラグアでは11月に大統領選挙が行われ、オルテガ大統領が連続4選を果たしたが、野党候補者などを多数逮捕・拘禁した中で選挙が実施されたことについて国際社会からの批判が高まった。ホンジュラスでも11月に大統領選挙が行われ、左派系のカストロ候補が当選し、同国初の女性大統領となった。

(3) キューバ

新型コロナの世界的拡大を受け、主要産業の観光業を始め国内経済は引き続き打撃を受け、国民生活は厳しさを増した。一方で、キューバは、高い医療水準を背景に独自のワクチン開発を行い、国内でのワクチン接種を進めたほか、諸外国への医療関係者派遣などを行った。7月には日・キューバ外相電話会談を実施し、新型コロナ対策、二国間関係及び国際情勢などについて議論した。

(4) ブラジル

ボルソナーロ大統領は、新型コロナ対策をめぐって批判を受けつつも、就任以来掲げる経済重視の姿勢を変えず、税制改革法案の審議や民営化などの改革を進めてきた。

日本との関係では、新型コロナ流行下において要人往来が制限される中、1月には茂木外務大臣がブラジルを訪問し、日米との協調を重視する新しい外交を進めるボルソナーロ政権との間で、民主主義などの基本的価値の共有や伝統的な日系人の絆きずなを改めて確認した。2月には、ファリーア通信相が訪日し、新谷正義総務副大

臣と会談を行い、5Gを含むICT/デジタル分野における両国の取組や連携の方向性について意見交換をするとともに、今後、両国間の協力関係を一層強化していくことで一致した。また、10月、訪日したドネル外務省アジア・大洋州・ロシア担当副次官と鈴木浩外務審議官との間で第9回日・ブラジル政策協議が行われ、両代表は、「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく政治・経済面における二国間関係の強化に向けた方策、気候変動や新型コロナなどを含む国際社会における重要な課題への対応及び地域情勢などにつき議論した。さらに12月、林外務大臣とフランサ外相との間で電話会談が行われ、二国間関係を一層強化するため、様々な分野で緊密に協力していくことを確認し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現に向けて連携していくことで一致した。

(5) アルゼンチン

フェルナンデス政権の任期（4年）の中間地点である11月に行われた議会中間選挙において、与党連合の得票率は野党連合を下回り、1983年の民政移管以降初めて与党連合（ペロン党）が上院で過半数を失うこととなった。フェルナンデス政権は、国際通貨基金（IMF）などとの債務問題、新型コロナの影響も受けた経済不況への対応を喫緊の課題としており、中間選挙後の政治・経済状況を踏まえた現政権の取組に注目が集まっている。

日本との関係では、1月に茂木外務大臣がアルゼンチンを訪問し、フェルナンデス政権発足後、初の外相会談を実施した。基本的価値を共有する「戦略的パートナー」としての連携の一層の強化を確認した。また、12月、林外務大臣とカフィエロ外相との間でテレビ会談が行われ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現に向けて連携していくことで一致するとともに、二国間関係を一層強化するため、様々な分野で緊密に協力していくことを確認した。

(6) ペルー

4月11日に実施された大統領選挙では、強力な政党・候補者が不在の中、事前の世論調査で上位に入らなかったカスティージョ候補（急進左派）及びケイコ・フジモリ候補（中道右派）が決選投票に進出した。6月6日に決選投票が実施されたが、両候補陣営が一部の集計済みの票の無効化を訴えたため、全国選挙裁判所（JNE）による審議が行われることになり、1か月半後の7月19日、ようやくカスティージョ候補の当選が発表された。7月28日に発足したカスティージョ政権は、社会主義経済政策、制憲議会の招集（憲法改正）、また喫緊の課題として、新型コロナ対策、政治的安定の回復などを掲げている。しかし、発足から1か月経たないうちに、過去の発言をめぐり外相が交代し、また10月には首相更迭により内閣総辞職となるなど、11月に国会においてバスケス内閣が信任を与えられたものの、カスティージョ大統領は引き続き難しい政権運営を迫られている。

一方で、外交面では、9月にTPP11協定がペルーについて発効し、自由で公正な貿易ルールに基づいた多国間貿易体制が更に強化されることが期待される。日本との関係では、1月に日・ペルー租税条約が発効し、両国間の投資・経済交流が一層促進されることが期待される。

(7) チリ

2019年10月の地下鉄運賃値上げを契機とした格差の是正などを求める国民の抗議活動を受け、2020年10月に実施された国民投票により可決された新憲法制定に向け、2021年5月に制憲議会議員選挙が実施され、同年7月に制憲議会が発足した。制憲議会は9か月（3か月の延長可）をかけて新憲法の草案を作成し、60日間の審査期間を経て、新憲法承認に係る国民投票が行われる予定である。また、任期満了に伴う大統領選挙が実施され、30年続いた中道政権下の政策への不満を受けて中道政党が第1回投票で敗退し、民政移管後、初めての右派と左派の一騎打ちとなった12月の大統領選挙の決選投票では、格差是正のため根本的な変

化を求めるボリッチ候補（左派）が35歳の若さでチリ史上最多の票を得て、秩序や安定をより重視するカスト候補（右派）に勝利した。2022年3月に新政権が発足する。

日本との関係では、11月にはジョベット・エネルギー大臣兼鉱業相が水素協力に関する意見交換などのため訪日した。

(8) ウルグアイ

2020年3月に発足したラカジェ・ポウ政権は、高いワクチン接種率を達成するなど、引き続き新型コロナ対策において成果を上げ、高い支持率を維持している。

2021年は日・ウルグアイ外交関係樹立100周年であり、1月に茂木外務大臣が日本の外務大臣として35年ぶりにウルグアイを訪問したほか、両国で記念切手が発行されるなど、様々な記念事業が実施された。また、7月に租税条約、10月に税関相互支援協定が発効し、今後の更なる経済関係強化が期待されている。（95ページコラム参照）



2021年9月24日発行
特殊切手「日本ウルグアイ外交関係樹立100周年」

深まる^{きずな} 日・ウルグアイ外交関係樹立100周年

2021年は、日・ウルグアイ外交関係樹立100周年を記念して様々な取組が行われました。本コラムでは、日本の真裏に位置するウルグアイについて改めて紹介し、様々な分野において交流を深めてきた日本とウルグアイの絆について解説します。

■ 小さくてもキラリと光る国 ウルグアイ

ウルグアイを一言で表すならば、「小さくてもキラリと光る国」と言えるでしょう。国土面積は日本の約半分、人口は横浜市よりも少なく、規模は小さいですが、中南米の中で政治的・社会的・経済的に最も安定した国の一つです。このことは、民主主義指数、法治指数ともに中南米第1位、国民一人当たりGDP南米第1位といった数字に表れています。

主な産業は農牧林業で、特に牧畜が盛んです。ウルグアイでは人よりも牛や羊の数の方が遥かに多く、人口約347万人に対し牛は3倍以上の1,188万頭、羊は2倍近い634万頭が飼育されています。また、ウルグアイは従来からの水力発電に加え、風力、太陽光、バイオマスなどによる電力供給も積極的に推進した結果、今では電力供給源の約96%を再生可能エネルギーが占める、再エネ分野の先進国としても知られています。

■ 友好の歴史

日本とウルグアイは、1908年のウルグアイへの日本人の移住を契機に、様々な分野で交流・協力を重ねてきました。例えば、日本は国際協力機構（JICA）の技術協力を通じ、林業を中心とした幅広い分野において、研修生の受入れや日本人専門家の派遣を行ってきたほか、ウルグアイ初の太陽光発電施設「ひかり」の設置など、無償資金協力も通じてウルグアイの持続可能な発展に資する取組を後押ししてきました。長年の交流を通じて、武道や和太鼓などの普及活動を行っている在ウルグアイ日本人会の活躍もあり、ウルグアイでは日本という国や日本の文化が広く親しまれています。両国の絆の証左として、日本が未曾有の災禍に襲われた東日本大震災の際は、ウルグアイ政府から、日本語で「日本の皆様が元気になりますように」と温かいメッセージを添えて、多数のコンビーフ缶が被災地に届けられました。

■ 外交関係樹立100周年 一次の100年へー

近年、日・ウルグアイ関係は着実に発展しています。2018年には安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてウルグアイを訪問し、両国の関係が一層強化されました。その成果として、両国間で牛肉の相互輸出が解禁され、現在では日本人もウルグアイ人も、和牛とウルグアイ産牛肉の両方を味わえるようになっています。



「日・ウルグアイ外交関係樹立100周年記念」ロゴマークを発表する茂木外務大臣とプステイジョ外相（1月6日、ウルグアイ・モンテビデオ）



東日本大震災の際にウルグアイから届いたコンビーフ

外交関係樹立100周年を迎えた2021年は、1月に茂木外務大臣が日本の外務大臣として35年ぶりにウルグアイを訪問し、両国が自由、人権、法の支配などの基本的価値を共有する重要なパートナーであることを確認しました。また、2017年に発効した投資協定に続き、7月に租税条約、10月に税関相互支援協定が発効し、両国の経済関係が一層促進されることが期待されます。さらに、100周年を記念して、両国では様々な記念事業が実施されました。日本では、日本郵便がウルグアイの象徴的な風景や文化を題材とした特殊切手を発行し、ウルグアイでは、記念プロジェクトとして、在ウルグアイ日本国大使館の主導により様々な場所で桜の植樹が行われたほか、日本国大使館と先住民芸術博物館（MAPI）による「着物展」の開催、記念切手の発行が実現しました。100周年において実現したこれらの取組を通じ、今後一層両国間の関係が深まることが期待されます。



ラ・パス市での桜の植樹

(9) パラグアイ

アブド・ベニテス政権は、「自由で開放的な経済政策」を引き続き推進している。2019年に外交関係樹立100周年を迎えた日本とパラグアイは、1万人の日系人による伝統的な絆きずなもあり、新型コロナ流行下においても友好関係を維持している。2021年1月には茂木外務大臣が日本の外務大臣による初のパラグアイ二国間訪問を実現した。自由、民主主義、法の支配などの基本的価値をとりわけ重視し、伝統的な日系人の絆を有するパラグアイとの間で、自由で



日・パラグアイ外相会談（11月22日、東京）

開かれた国際秩序の維持・強化に向けた連携で一致した。さらに11月には、パラグアイの外相として5年ぶりにアセベド外相が訪日し、林外務大臣就任後初の中南米地域との外相会談が行われた。両外相は、自由、民主主義、人権、法の支配などの基本的価値を共有する重要なパートナーであることを確認し、アセベド大臣から日本の重視する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現への支持を得た。

(10) コロンビア

2018年8月に就任したドゥケ大統領は、2016年の和平合意⁷の履行、汚職対策、税制・年金制度改革などを進めた。外交面では、2021年に太平洋同盟及びプロスールの議長国を務めた。

日本との関係では、11月にラミレス副大統領兼外相が訪日、岸田内閣総理大臣への表敬訪問及び松野内閣官房長官との会談を行い、中南米における「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携を広げていくことで一致した。

⁷ サントス大統領（当時）は半世紀以上に及ぶ国内紛争を終結させるため、2012年にコロンビア最大のゲリラ組織であるコロンビア革命軍（FARC）との間で和平交渉を開始。2016年、和平合意を発表



ラミレス・コロンビア共和国副大統領兼外相による岸田総理大臣表敬
(11月9日、東京 写真提供：内閣広報室)

(11) ベネズエラ

2018年5月に実施された大統領選挙の正当性に疑義がある中、2019年1月にマドゥーロ大統領の就任式が実施された。同月、グアイド国会議長が憲法の規定に基づき暫定大統領就任を宣言したことにより、双方の間の対立が激化した。2020年12月、主要野党不在のままベネズエラ国会議員選挙が実施され、マドゥーロ政権側政党が勝利を宣言したが、これに対し、主要野党を含むベネズエラ国内及び国際社会は、選挙が正当性を欠くとして反発した。また、日本もベネズエラにおける自由で公正な選挙の早期実施による民主主義の回復を求めている。

2021年8月から、そうした状況を打破すべく、ノルウェーの仲介の下、メキシコで与野党対話が始まったものの、10月にカーボベルデで逮捕されていたベネズエラの外交官の米国への身柄引き渡しを契機として一時中断している。また、11月には、全国地方選挙が行われ、EUが選挙監視団を派遣するなどその行方が注目されたが、選挙には政治的理由による逮捕、選挙参加資格の恣意的剥奪などの構造的な欠陥があったと評価されるなど、引き続きベネズエラ情勢は混乱している。

また、国内の経済・社会情勢及び人道状況の悪化によりベネズエラ国民が避難民として周辺

国に流入し、その受け入れが地域的課題となっており、日本は避難民を含むベネズエラ国民及び周辺国に対する支援を実施している。

(12) ボリビア

2019年11月、モラレス大統領の辞任・亡命⁸を受け、親米右派のアニェス暫定政権が発足したが、2020年10月に改めて実施した大統領選挙ではモラレス政権時代に財務・公債相を務めたアルセ候補が勝利し、翌11月にアルセ政権が発足、約1年で左派政権に回帰した。2021年3月、アニェス元暫定大統領及び暫定政権時の閣僚数名が、テロ・騒乱・共謀の容疑で逮捕された。

(13) エクアドル

2月の大統領選挙は16候補による混戦となり、コレア元大統領派のアラウス候補、右派の銀行家であるラッソ候補、先住民系のペレス候補が上位を占めた。4月の決選投票ではラッソ候補が52.4%を獲得し勝利を収め、5月、大統領に就任した。ラッソ政権は米国、EU等西側諸国及びIMFなど国際金融機関との関係強化を明言し、自由貿易促進と海外投資誘致を通じた経済活性化を目指している。一方、与党機会創造党は12議席（一院制全137議席）に過ぎず、円滑な議会運営が課題となっている。

日本との関係では、7月、宇都外務副大臣がエクアドルを訪問し、伝統的友好関係にある両国関係を、新政権の下においても緊密に連携し一層強化することを確認した。

(14) 日系社会との連携

日系社会は、中南米諸国の親日感情の基礎を築いてきたが、移住開始から100年以上を経て世代交代が進んでおり、若い世代を含め日本とのつながりを今後どう深めていくかが課題となっている。そうした中、日本は、若手日系人の訪日招へいに加え、各国の若手日系人による

⁸ 2019年10月の大統領選挙時、一度は勝利宣言した現職候補のモラレス大統領（2006年から在任）が、開票手続不正疑惑による抗議活動や軍・警察の離反などを受け、11月に辞任・亡命した。

イベント開催を支援し、若手日系人同士のネットワーク作りを後押しするなど、日系社会との連携強化に向けた施策を実施している。2021年2月には、コロナ流行下の影響を受けた日系

人団体が運営する医療・福祉施設などへの支援のための費用をJICAにより助成するため、補正予算にて24億円を計上し、日系社会支援を行った。

特集

日・中南米関係の発展と展望

2021年は日本と中南米の関係が深まった年でした。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、ボクシングで最多4階級を制したキューバ選手や、パラリンピックで獲得した金メダル数が世界7位となったブラジル選手団の活躍は記憶にある方も多いでしょう。競技会場へのバスを乗り間違えてしまったジャマイカ選手が日本人スタッフのおかげで競技に間に合い、金メダルを獲得するという心温まる裏話もありました。また、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）流行下の制約はあったもののホスト・タウンとの交流も行われました。

外交分野でも、2021年は日・中南米関係にとって重要な一年でした。対面外交が制約を受ける中、茂木外務大臣は、1月にメキシコ、ウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ及びブラジルを歴訪し、さらに7月にグアテマラ、パナマ及びジャマイカを訪問しました。日本の外務大臣による中南米8か国の訪問は史上最多です。訪問先のグアテマラでは、中米8か国と、ジャマイカではカリブ14か国と対面とオンラインを組み合わせた地域対話も行いました。さらに、11月にはコロンビアの副大統領兼外相とパラグアイ外相の訪日が実現し、その他オンラインでの会談も含め、かつてない緊密な対話を実現した一年となりました。

このような緊密な対話の背景には、日本と中南米が共に取り組むべき国際社会共通の課題があります。各国との対話の中では、日本側から「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の取組を説明し、このような取組を広げていくこと、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のため連携していくことを呼びかけました。また、世界が直面する新型コロナウイルス、自然災害、気候変動といった地球規模の課題に共に立ち向かうこと、国連を始め国際場裡で協力していくことを訴えました。さらに、中南米に進出する日系企業にとってのビジネス環境改善なども要請しました。とりわけ外相間の対面での突っ込んだ議論が功を奏し、こうした重要課題のいずれについても、各国からの理解と協力を得ることができました。



グアテマラの世界遺産都市アンティグア。同世界遺産を含め、中南米の多くの文化財の保護には日本のODA支援も行われている。（@INGUAT）



茂木外務大臣とクルティエル経済相との会談（1月5日、メキシコ）



茂木外務大臣によるボルソナーロ大統領表敬（1月4日、ブラジル）

地理的には距離があるものの、日本と中南米の間には、このような踏み込んだやりとりができる素地があります。中南米では、100年以上前から、移住者とその子孫達が「架け橋」となって親日感情を築いてきました。現在に至るまで、彼ら日系人の存在はとても重要です。また、中南米の多くの国が自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的価値を共有しており、カリブの島国を含め自由に開かれた海洋秩序を重視する国も多数あります。地震、火山、ハリケーンといった自然災害の多さも日本と共通しており、日本の知見を生かした防災などの協力には多くの感謝の声を聞きます。

さらに、中南米は鉱物、エネルギー、食料資源の世界屈指の産地として、以前から日本との相互補完的な貿易関係を築いてきましたが、近年経済連携協定などが続々と締結される中、グローバルサプライチェーンを支える製造拠点としての重要性も増しており、日系企業の進出も増えています。最近では、情報通信などの技術革新によって協力の可能性が拡大しており、また、クリーンエネルギーやグリーンエコノミーでの協力が深まることも期待されます。

一方で、中南米諸国は深刻な課題も抱えています。治安や自然災害といった問題に加え、国によっては汚職などの旧弊が維持され、格差や貧困などの構造的な課題が発展の足かせとなり、地域情勢の不安定化要因となっています。世界の他地域と比べても深刻な新型コロナの被害は、こうした状況を一層悪化させています。

これまで日本は中南米に対して、「3つのJuntos!! (共に)」、すなわち、経済関係を深めて共に発展しよう、国際場裡で共に主導的役割を果たそう、交流を深めて共に啓発しようという指導理念の下で、結び付き（連結性）を強めてきました。世界や中南米諸国が困難に直面している時代にこそ、長年の友好関係を、距離を超えた緊密な対話で更に強化し、新しい課題にはお互いの知恵を結び付けながら、価値を共有するパートナーとして、共に歩んでいきます。

第5節

欧州

1 概観

〈基本的価値や原則を共有する欧州との連携の重要性〉

欧州連合（EU）¹及び欧州各国は、日本にとり、自由、民主主義、法の支配及び人権などの基本的価値や原則を共有する重要なパートナーである。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が拡大する中で、国際社会が直面する諸課題に対応し、国際社会において基本的価値を実現していく上で、EU及び欧州各国との連携が必要となっている。

欧州各国は、EUを含む枠組みを通じて外交・安全保障、経済、財政などの幅広い分野で共通政策をとり、国際社会の規範形成過程において重要な役割を果たしている。また、言語、歴史、文化・芸術活動、有力メディアやシンクタンクなどを活用した発信力により、国際世論に対して影響力を有している。欧州との連携は、国際社会における日本の存在感や発信力を高める上で重要である。

〈欧州における新型コロナ対応〉

2021年に入ってから、2020年12月に英国で新型コロナ変異株（アルファ株）が確認されたことを受けイングランド全域でロックダウンが実施されるなど、欧州諸国は厳しい国内

規制を迫られた。4月にはフランスでも全土でロックダウンが実施されるなど、欧州全体でこのような規制強化の傾向は春頃まで続いた。しかし、夏のバカンスシーズンを前にして各国ではワクチン接種が進展し、飲食店・娯楽施設の営業再開や学校の授業再開など、新型コロナ対策と社会・経済活動との両立に向けて規制緩和が進められた。6月以降、デルタ株の感染拡大や規制緩和を受けて各国において感染者数が再び増加傾向に転じたものの、重症者数・死者数は比較的抑制された。こうした中、英国では6月から7月にかけて数万人の観客を動員した大規模スポーツ大会が開催されるなど、各国にさきかけて「ウィズ・コロナ」へと舵^{かじ}を切り、ほとんどの規制を撤廃する動きが見られた。

7月にEUにおいて「EUデジタル新型コロナ証明書」の運用が開始されたことを始めとして、夏以降は積極的なワクチン接種証明書の活用による社会・経済活動の再開が進められた。多くのEU加盟国では店舗や施設、交通機関の利用などにおいて同証明書の提示が義務付けられている。

8月、欧州委員会がEU成人人口70%へのワクチン接種完了という目標を達成したと宣言し、未接種者への引き続きの接種推奨、接種ギャップ解消のための低中所得国支援、国際協調の必要性などを訴えた。

¹ EU : European Union

その後、11月中旬頃まで全体的に規制緩和の傾向が続いていたが、同月下旬にオミクロン株が発生したことを受けて各国は再度防疫措置や国内規制を強化する方向に転じた。12月も同変異株の感染が欧州全体に広がりを見せる中で、マスクの着用義務化や娯楽施設の入場制限など、規制強化の流れが継続した。

〈域外との関係〉

中国との関係については、4月及び7月に仏独中オンライン首脳会談が実施され、また各国別でも習近平国家主席とのオンライン首脳会談をドイツが4回、フランスが2回、イタリアが1回、それぞれ行うなど、中国との関係をマネージしようとの動きも見られたほか、「EU中国環境・気候ハイレベル対話」が開催されるなど、例えば、気候変動などの地球規模課題では協力していく動きも見られた。一方、欧州の対中警戒感が高まっており、特に香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況に加え、南シナ海や台湾をめぐる情勢への関心が高い。3月にはEU外務理事会が新疆ウイグル自治区における大規模な恣意的拘束を理由に対中制裁を決定したほか、9月の「インド太平洋における協力のための戦略に関するEU共同コミュニケーション」の発表及び欧州議会における新たなEU中国戦略に関する決議の採択などにみられるように、中国に対する懸念が大きくなっている。また、欧州においては経済的威圧や偽情報に関する関心が高まっており、欧州委員会は12月、EU又はEU加盟国への第三国による経済的威圧に対する反威圧措置規則案を発表した。米国との関係については、バイデン米国大統領が6月に欧州を歴訪し、新型コロナ、気候変動、貿易・投資など幅広い分野で協力していく方向性が示された。また同時期に開催されたNATO首脳会合において、日本を含むアジア太平洋のパートナー国との政治的対話及び実務的協力を拡大することが、同会合で発出されたコミュニケにより公表された。

ロシアとの関係は、欧州にとり最優先課題の一つであり続けてきたが、2022年2月のロシアによるウクライナへの侵略開始を欧州は厳し

く非難し経済制裁を科すなど、対立が先鋭化している。

〈重層的できめ細やかな対欧州外交〉

欧州では、新型コロナ感染症の拡大により、自由、民主主義、人権などの基本的価値の重要性が認識されている一方、EU内でも復興基金や法の支配の議論、さらには域外国との関係などについて各加盟国の考えに違いが存在している。こうした中、日本は、強く結束した欧州を支持するとともに、重層的かつきめ細やかな対欧州外交を実施している。2021年は、新型コロナの影響により要人往来は大きな制約を受けたが、テレビや電話を活用した外交を積極的に展開した。

また、英国議長下で開催されたG7コーンウォール・サミット（6月）やG7外務・開発大臣会合（5月及び12月）、イタリア議長下のG20外相会合（6月）などへの対面出席の機会を捉え、英国、フランス、ドイツなどとの首脳会談や外相会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や気候変動、新型コロナ対応などのグローバルな課題に関する協力などを確認した。また、2021年は特に欧州諸国との安全保障・防衛協力が深化し、2月には日英外務・防衛大臣閣僚会合（2+2）、4月には初となる日独「2+2」をオンラインで実施するとともに、英仏蘭独艦船のインド太平洋への派遣と日本寄港、共同訓練などが実現した。

EUとの関係では、2019年2月に発効した日・EU経済連携協定（EPA）、同時に暫定適用が開始された日・EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）、2019年9月に署名した日・EU連結性パートナーシップ、2021年5月に立ち上げられた「日EUグリーン・アライアンス」を基盤として、緊密な協力を行っている。同月、菅総理大臣は、ミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員長と日・EU定期首脳協議（オンライン）を行い、インド太平洋における協力強化、新型コロナ対策などでの日・EU間の連携を含むグローバルな課題に向けた取組や日・EU関係の更なる発展に向けた

協力を確認した。NATOとの関係では、2020年に更新した「日NATO国別パートナーシップ協力計画（IPCP）」を基に、サイバーなどの分野で具体的な協力を進めてきている。また、女性・平和・安全保障（WPS）分野などにおける協力推進のため、2021年12月からNATO本部に4代目となる女性自衛官を派遣している。

また、ヴィシェグラード4（V4）²、バルト三国、西バルカン諸国といった地域とは、二国間関係やEUなどを通じた協力に加えて、5月に茂木外務大臣はポーランドを訪問して「V4+日本」外相会合に出席、また7月には日本の外務大臣として初のバルト三国歴訪を実現して、各国との協力関係を促進し、重層的な外交を実施した。

さらに、欧州から青年を招へいする人的・知的交流事業「MIRAI」（104ページ コラム参照）や、講師派遣、欧州のシンクタンクとの連携といった対外発信事業を実施し、日本やアジアに関する正しい姿の発信や相互理解などを促進している。特に、オンラインでの交流を活用して、欧州各国・機関や有識者との間で、政治、安全保障、経済、ビジネス、科学技術、教育、文化、芸術など幅広い分野で、情報共有や意見交換を行い、欧州との関係強化に取り組んでいる。

2 欧州地域情勢

(1) 欧州連合（EU）

EUは、総人口約4億4,700万人を擁し、27加盟国から成る政治・経済統合体であり、日本と基本的価値・原則を共有し、日本が地球規模の諸課題に取り組む上で重要なパートナーである。

〈EUの動き〉

EUにとって2021年は前年に引き続き、新型コロナウイルス対応が大きな課題となった。新型コロナウイルスについては、EUの執行機関である欧州委員会がEU加盟国分のワクチンを一括調達していたが、製薬会社からの供給が遅れたため、欧州委員会は、1月30日からワクチン輸

出透明性・承認メカニズムの適用を開始した。先進国を中心とした自国へのワクチン供給確保の動きが強まる中開始された同メカニズムについてEUは、輸出禁止措置ではなく、EU域外へのワクチン輸出の透明性確保を目的とし、第三国への輸出について加盟国の承認を要求する一時的な制度であり、WTOやG20の下でのEUの国際的なコミットメントと整合的なものであるとの説明を行った。春頃からEU域内でのワクチン供給は安定してきたが、同メカニズムは、3回の延長を経て、12月31日まで実施された。ワクチン供給が安定したことでEU域内でのワクチン接種率は急増し、8月31日、欧州委員会は、域内の成人人口のうちワクチン接種完了者の割合が7割となり、年初に設定した目標を達成したと発表した。一方、EU加盟国ごとのワクチン接種率をみると、東欧諸国を中心に低く、東西間の格差が顕著となった。

ワクチン接種率向上に伴い、5月には加盟国の一部が経済活動の再開に動き始めた。5月20日、EUは、EU域外との国境管理に関する勧告を改訂し、ワクチン接種者の入域を許可する方向性や域外からの渡航を認める第三国に関する基準の緩和などを発表した。

また、欧州の経済復興に向けた動きとして、EUの復興基金「次世代のEU」が、コロナ流行下からの経済回復を支え、よりグリーンで、デジタル、そして強靱な未来をつくるための政策として打ち出され、2021年1月から執行が開始された。「次世代のEU」の中核を成す復興・強靱化ファシリティ（RRF）については、各加盟国が策定した復興・強靱化計画に対するEUの承認手続きが22か国で終了し、要求された資金の前払い金の送金が始まっている（2022年3月1日時点）。

EUは、新型コロナウイルス対応に取り組む一方で、4月に「インド太平洋における協力のためのEU戦略」を発表し、9月には4月の文書をより具体化した「インド太平洋における協力のためのEU戦略共同コミュニケーション」を発表

2 詳細についてはP.112「その他の欧州地域」を参照

した。9月の文書では、インド太平洋における中国の軍事力増強、東シナ海・南シナ海や台湾海峡における緊張増加への言及があり、インド太平洋におけるEUの優先分野として、経済、気候変動、海洋ガバナンス、デジタル、連結性、防衛・安全保障、人間の安全保障の七つを挙げ、インド太平洋のパートナーとの協力を進めていくことが表明されており、いずれの分野においても日本は協力を進めていくパートナーとして言及された。また、EUは、7月に、EUの連結性に関する新たな文書「グローバルに連結された欧州」を発表し、12月には、EUの連結性戦略を具体化し、質の高いインフラ整備支援のための「グローバル・ゲートウェイ」を発表した。

〈日・EU関係〉

日本とEUは、2019年2月に発効した日EU・EPA及び暫定的に適用が開始された日・EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）の下で、協力を強化している。2021年5月に、菅総理大臣は、ミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員長と日・EU定期首脳協議（テレビ会議形式）を行った。定期首脳協議では、「自由で開かれたインド太平洋」、気候変動や新型コロナ対策といったグローバルな課題、日・EU関係、地域情勢について意見交換を行い、幅広い分野での日・EUの連携・協力で一致し、共同声明を発表するとともに、気候変動・環境問題については、「日EUグリーン・アライアンス」の立ち上げを決定した。また、茂木外務大臣は、1月のEU外務理事会に日本の外務大臣として初めて出席（オンライン形式）し、「自由で開かれたインド太平洋」に関する日本の考えと取組を説明した。茂木外務大臣はまた、5月のG7外務・開発大臣会合の機会に、英国ロンドンにおいて、ボレルEU外務・安全保障政策上級代表と日・EU外相会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」、グローバルな課題における日・EU協力、地域情勢などについて意見交換を行った。2022年2月、同年前半のEU議長国であるフランスとEUが共催する「インド太平洋閣僚会合」に、林外務大臣が出席（オン

ライン形式）し、インド太平洋地域の厳しい安全保障環境に言及し、同志国、パートナーとの連携強化が重要であるとのスピーチを行った。

新型コロナの関連では、日本はEU域内からワクチンを輸入してきたが、ワクチン輸出透明性・承認メカニズムの下で、ワクチンは円滑に輸入された。また、EUは、2020年7月1日以降、各加盟国がEU及びシェンゲン域（欧州諸国間での人の移動の自由を保障するシェンゲン協定に基づき域内国境を廃止している領域）外からの入域制限措置緩和の対象とすべき第三国のリストを発表しており、原則2週間ごとに同リストの見直しを行っている。日本は当初このリストに含まれていたが、2021年1月28日に除外され、6月3日に再び記載された一方、9月9日に再び除外されて以降、リストに含まれていない（2022年3月1日時点）。

米国、中国に次ぐ経済規模のEUは、日本の輸入相手の第2位、輸出相手の第3位、対日直接投資残高の第1位など、経済面でも日本の重要なパートナーである。日・EUの経済関係は、2019年に発効した日EU・EPAを基盤として、一層深化している。本EPAの発効後は、協定で定める合同委員会や専門委員会などを通じて協定の適切な運用を行ってきている。2021年2月、合同委員会第2回会合を開催し、日EU・EPAの運用状況につき閣僚間で協議したほか、データの自由な流通に関する規定を日EU・EPAに含める必要性につき再評価すべく、予備的協議を行うことで一致した。各種専門委員会についても、新型コロナの流行はあったが、テレビ会議などを活用して順次開催しており、今後も本協定の着実な実施と、日・EU間の連携を強化することにより、日・EU経済関係の更なる発展を目指していく。

さらに、6月30日、「民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定」（日・EU航空安全協定）が発効した。この協定は、EUとの間で、航空機などの民間航空製品の輸出入に際して行われる検査などの重複を取り除くことにより、航空産業の負担を軽減し、民間航空製品の自由な流通を促進するものである。

日欧青年交流がつなぐ未来 (MIRAI)^{※1} — 新型コロナ流行下での取組 —

日本と欧州との青年交流事業「MIRAI」では、新型コロナウイルス感染症の影響により参加者が来日できない中、日本の大学との交流やこれまでの参加者を対象としたネットワーキングイベントなどをオンラインで開催し、日欧の若者の交流促進・対日理解の向上に努めています。

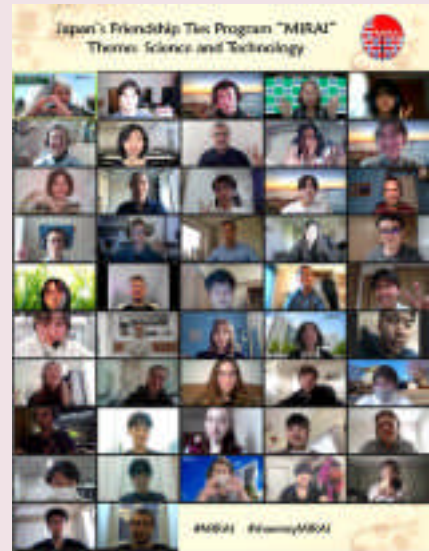
■ 日本の大学とのオンライン交流

欧州から参加した学生の声

- ・日本の大学生のみなさんとともに過ごした時間はとても有意義で、日本社会や文化に対する彼らの考えがよく分かりました。日本に対する理解と愛情が、より深くなりました。
- ・日本だけでなく、欧州の国々についても知識を深めることができました。様々な観点から課題について学んだことを論文にしたいと思います。
- ・19世紀、最も人口の多い都市となっていた江戸が「もったいない」の概念を取り入れ、全ての資源が大切に使われていたことについて、日本人学生と学ぶことは興味深いものでした。

芝浦工業大学 工学部先進国際課程 橘 雅彦特任教授
(大学交流に協力)

欧州の学生はイノベティブな日本の長寿企業やリサイクル都市だった江戸など、日本の伝統に関心を示し、日欧の学生それぞれに得るものがあったようで、事後のアンケートでも9割以上の参加者からプログラムに「満足」との回答がありました。オンラインが国際交流として十分機能すると示せたことは、最大の収穫でした。



芝浦工業大学とのオンライン交流 (4月、5月)

■ MIRAI 同窓会 ネットワーキングイベント

シロジディノブ・ショグルクさん (2015年度ウズベキスタンから参加)

MIRAIで初めて日本の文化や社会に触れ、日本の技術発展や社会エチケットの高さに感銘を受けました。その後は日本留学を経て、東京の日系グローバル企業で働いています。MIRAIでのイベントでは、欧州各国からの約100名の参加者を前にプレゼンし、質問に答えるなど、私の経験を共有する貴重な機会になりました。

ボーニツジョ・フェルナンデス・クラウディアさん (2018年度スペインから参加)

スペインの大学で日本の文化について研究していた私は、MIRAIでの経験を通じて、日本に住み、研究を深めたいと思うようになりました。夢を叶え、現在は京都大学の博士課程で研究するとともに日欧大学合同のオンラインセミナーを主催するなど、日欧をつなぐ活動にも取り組んでいます。

メレカ・アントニオさん (2019年度イタリアから参加)

私は、就職活動時にMIRAIでの経験をアピールしたことや、MIRAIで培った人とのつながりがきっかけで、国連機関でのインターンやシンクタンクにおけるEU・アジア太平洋関係研究の機会を得ることができました。MIRAI参加後にはSNSでMIRAIの広報活動を行っており、同窓会イベントによりネットワークは大幅に広がりました。今ではインターンなどで出会う同世代の多くにMIRAIへの応募を勧めています。

オンラインによる交流継続は、参加者一人ひとりの日欧関係への思いを知り、お互いの絆きずなを深める機会となりました。外務省は、今後も、日欧の明るい未来 (MIRAI) につながる取組を続けていきます。

※1 MIRAI : Mutual-understanding, Intellectual Relations and Academic Exchange Initiative

(2) 英国

新型コロナの再拡大を受け、1月から3月にかけて、英国においては3回目となるロックダウン措置が導入された。一方で、世界に先駆けて2020年末にワクチンを承認し、接種を進め、ジョンソン政権の支持率も一時上昇した。2021年3月以降、政府は段階的に規制緩和を行い、7月には、感染者数増の中で規制の大部分を撤廃して「ウィズ・コロナ」へと舵を切った。その上で、ジョンソン政権は、英国の全ての地域の「底上げ」や医療・介護制度改革などの取組を推進している。9月の内閣改造により、トラス前国際貿易相が外相に就任した。

英国のEU離脱に関しては、2020年12月24日に妥結したEU英間の貿易協力協定（5月に正式発効）により、英国・EU間の関税が設定される事態は回避された。一方で、北アイルランド議定書の実施や漁業権などをめぐりEUとの関係に課題が残っている。

安全保障面では、英国はインド太平洋地域への関与を強化しており、2021年3月に「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」を公表し、その中で日本を「安全保障面を含め、最も緊密な戦略的パートナーの一つ」と位置付けている。日本との関係では、9月に英空母「クイーン・エリザベス」を中心とする空母打撃群が日本に寄港し、各種共同演習が実施された。10月に日英円滑化協定の交渉が開始されるなど、両国間の安保・防衛協力は近年飛躍的に深化している。

日英間では、首脳・外相を始め様々なレベルで対話・交流が活発に行われ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて日英が協力を促進していくことで一致するとともに、英国が2021年のG7及び国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）の議長国であることも踏まえ、G7の結束や地域情勢、気候変動対策などで緊密に連携した。菅総理大臣は2月及び5月にジョンソン首相と電話会談、6月のG7コーンウォールサミットの際には対面で会談を実施した。岸田総理大臣も10月にジョンソン首相と電話会談、11月のCOP26の際に



日英首脳会談（11月2日、英国・グラスゴー）

対面で会談を実施した。

茂木外務大臣は、2月に第4回日英外務・防衛閣僚会合「2+2」をオンラインで開催したほか、ラブ外務・英連邦・開発相と5月に第9回日英外相戦略対話、6月に日英外相会談、9月に電話会談を実施した。また、5月にトラス国際貿易相と電話会談を実施し、9月に同氏が外務・英連邦・開発相に就任した直後にも電話会談を実施した。さらに、同月の国連総会の際には対面で会談を実施した。林外務大臣は、12月のG7外相会合の際にトラス外相と対面会談を行った。

文化面では、ラグビーワールドカップ2019と2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の二つの大型スポーツ行事を橋渡しする「日英文化年間」について、新型コロナの流行により多くの事業が延期されたことを受けて、英国における「日本文化年間」は2021年まで延長され、1年を通してオンラインを中心に様々な関連行事が実施された。

(3) フランス

新型コロナへの対応により上昇したマクロン大統領の支持率は、2021年も40%前後と比較的高い水準を維持した。フランスでは、年初から感染が再拡大し、全土での外出禁止令など厳しい措置が採られたが、ワクチン接種により感染が落ち着いた2021年6月以降、規制の緩和が進んだ。2020年9月に発表された1,000億ユーロ規模の経済復興計画とともに、マクロン政権は、新型コロナに対応しながら傷ついた経済の再生に取り組んでいる。マクロン大統領は、2022年4月の大統領選挙を控え、年金改

革を実質的に先送りしつつ、11月に行ったテレビ演説で、新型コロナ対策、原発新設を含むエネルギー政策、自国の技術力・生産力確保のための投資強化計画の立ち上げなどを発表した。

外政面では、EUのインド太平洋戦略の策定を主導するなど、インド太平洋への関与を促進した。日本との間でも、5月の練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」は日仏米豪印の共同訓練を行うとともに、日本寄港時に日本国内における日仏の陸軍種間の初めての共同訓練が行われるなど、インド太平洋における安保・防衛協力が一層強化された。

また、日仏間で首脳・外相を始め様々なレベルで対話が行われた。5月、茂木外務大臣はル・ドリアン欧州・外務相と会談し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の具体化に取り組んでいくことを確認した。6月、菅総理大臣はG7首脳会合の際にマクロン大統領と会談し、2021年の東京及び2024年のパリ双方の夏期オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け連携していくことを確認した。7月、菅総理大臣は、2020年東京オリンピック競技大会開会式に出席するため主要国首脳として唯一訪日したマクロン大統領と首脳会談及び昼食会を実施し、インド太平洋における二国間協力の推進を確認するとともに、気候変動、生物多様性及びアフリカの開発などのグローバルな課題に関する協力について意見交換を行った。9月、茂木外務大臣は訪問中のニューヨークでル・ドリアン欧州・外務相と会談し、インド太平洋地域における協力の継続を確認した。11月、岸田総理大臣はマクロン大統領と電話会談を行い、

両国間の安全保障・防衛協力が飛躍的に深化していることを歓迎し、緊密に連携していくことで一致した。また、同月、林外務大臣はル・ドリアン欧州・外務相と電話会談、12月のG7外相会合の際に対面会談を行い、インド太平洋における日仏の連携を一層強化することで一致した。

(4) ドイツ

9月26日に行われた連邦議会選挙は、同選挙への不出馬を表明していたメルケル首相の後任を決める選挙として、大きな注目を集めた。2020年までは、メルケル首相のリーダーシップの下、政府の新型コロナ対応が評価され、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）が支持率を高めていたが、2021年に入ってから、CDUの首相候補であるラシェット党首がドイツ西部の洪水対応で、また、緑の党の首相候補であるベアボック共同党首が経歴の不実記載などのスキャンダルで失点する中、社会民主党（SPD）のショルツ候補が支持率を伸ばした。結果として、SPDが第一党（25.7%、前回比プラス5.2%）、CDU/CSUが第二党となるも結党以来最低の得票率（24.1%、前回比マイナス8.8%）、緑の党が第三党（14.8%、前回比プラス5.9%）となった。選挙後に各党の間で連立交渉が続けられていたが、11月24日にSPD、緑の党、自由民主党（FDP）の三党が連立協定に合意し、12月8日に、前政権で副大臣兼財務相を務めたショルツ氏を首相とする新政権（いわゆる「信号連立」）が発足した。2005年から16年にわたり政権を率いてきたメルケル首相の退任後の政権運営の行方が注目される。



日仏首脳会談（7月24日、東京）



日独外相会談（12月11日、英国・リヴァプール）

日本との関係では、日独交流160周年を迎えた2021年、対面や電話会談の形で、首脳会談と外相会談を実施するなど、ハイレベルな交流を継続した。また、3月には日独情報保護協定が署名され、4月には初となる日独外務・防衛閣僚会合（「2+2」）がオンライン形式で実施されたほか、11月には、2020年9月に策定された「インド太平洋ガイドライン」に基づきインド太平洋地域に派遣されたドイツ海軍フリゲート「バイエルン」の日本寄港や共同訓練が実現するなど、安全保障分野を中心に、日独関係が強化されてきている。

(5) イタリア

1月、欧州安定メカニズムや欧州復興基金をめぐる対立によって連立与党の一角が離脱し、上下両院でコンテ政権に対する信任投票が行われた。両院において可決されたものの、上院では絶対多数の賛成を得られなかったことから、コンテ首相は辞意を表明した。マッタレウラ大統領は、緊急事態に対処するため非政党内閣に信任を与えるよう全政党に呼びかけ、2月、ドラギ前欧州中央銀行総裁を首相とする左右超党派の大連立政権が発足した。政権の優先事項であるワクチン接種の推進と欧州復興基金の活用に関して具体的な成果を出していることから、ドラギ首相は高い支持率を得ている。

新型コロナウイルスについては、2020年11月後半以降、減少傾向にあった新規感染者数が2月後半に増加に転じたが、3月後半にピークを迎えた後はワクチン接種の進行とともに再び減少に転じた。4月後半以降、劇場やジムなどの施設利用における制限が順次緩和され、6月後半にはイタリア全土で制限措置が撤廃された。ワクチン接種が急速に進んだことにより、国民の大多数が2回目接種を終え、政府は3回目接種に向けた取組を実施している。10月には、全ての労働者にワクチン接種証明書などの所持、雇用主に所持の確認を義務付ける措置が施行されたが、措置に対するデモが発生し、一部の暴徒化した者と警察との衝突も起きている。

日本との関係では、3月、菅総理大臣はドラ



日伊外相会談（6月29日、イタリア・パレルモ）

ギ首相と電話会談を行い、G20議長国を務めるイタリアとの連携を確認した。茂木外務大臣は、5月のG7外務・開発大臣会合、6月のG20外相及び開発大臣関連会合の際に、ディ・マイオ外務・国際協力相と会談を実施し、新型コロナウイルスの流行からの回復、気候変動などの地球規模課題への対応における協力、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携の強化を確認した。林外務大臣も、12月のG7外相会合の際にディ・マイオ外相と会談した。

(6) スペイン

2020年1月に発足した第二期サンチェス政権は、少数連立与党が閣外の各党との協力の下で政権運営を行っている。政府は、高いワクチン接種率を実現しているほか、EUから分配される復興基金を活用し、新型コロナウイルスの収束後も見据えた経済対策に注力しており、感染拡大以降も一定の支持率を維持している。

日本との関係では、2018年に両国の首脳間で合意した戦略的パートナーシップの下、政治・経済・文化を始めとする各分野での二国間関係を強化しつつ、国際場裡で緊密に連携している。3月に、両国の相互理解の促進、協力関係強化を目的とする日・スペイン・シンポジウム¹の中間会合がオンライン形式で開催され、12月もハイブリッド形式で会合が開催された。また、5月に日・スペイン新租税条約が発効し、6月には第3回日・スペイン科学技術協力合同委員会が開催されるなど、経済や科学技術を始めとする分野で、官民双方で協力が進められた。

(7) ポーランド

2015年に発足した、与党「法と正義（PiS）」を中核とする連立政権は、好調な経済と手厚い福祉政策を背景に比較的安定した政権運営を継続。新型コロナの影響で、モラヴィエツキ政権への支持率は一時低下したが、他の欧州諸国に比べて経済的影響は限定的であり、経済回復と共に政権支持率も回復傾向にある。

日本との関係では、5月に茂木外務大臣がポーランドを訪問し、ラウ外相と外相会談を行うとともに、戦略的パートナーシップに関する行動計画（2021から2025年）への署名を通じ、政治・経済・文化などの様々な分野における協力強化の方針を確認した。また、ポーランド議長国下での第7回「V4+日本」外相会合が開催され、「自由で開かれたインド太平洋」や西バルカン支援において、V4との協力を進めていくことで一致した。さらに、7月には2020年東京オリンピック競技大会開会式の機会にドゥダ大統領が訪日し、菅総理大臣との首脳会談では、「自由で開かれたインド太平洋」やポーランドが主導する「三海域イニシアティブ」についても意見交換が行われ、両首脳は両国の戦略的パートナーシップを一層深化させていくことで一致した。

(8) ウクライナ

2014年以降不安定な情勢が継続していたウクライナ東部情勢は、2020年7月の停戦合意以降は比較的平穏だったものの、2021年2月頃から再度悪化傾向が見られるようになった。4月前半にはウクライナ東部国境周辺を中心としたロシア軍増強への懸念が高まったが、4月後半、ロシアは部隊に対して本来の駐屯地への帰還を命じ、情勢は小康状態になったかに見えた。しかし、10月後半以降、ウクライナ国境周辺におけるロシア軍増強が再度確認され、12月のG7外務・開発大臣会合において、ロシアに緊張を緩和し外交チャンネルでの対話を追求するよう求める声明が発出された。12月には2回の米露首脳テレビ（電話）会談が実施されるなど、外交努力が続けられたが、2021年中に改善の兆しは見られなかった。

2022年を迎えると情勢は一層緊迫化した。



G7首脳テレビ会議に臨む岸田総理大臣
(2022年2月24日、東京 写真提供：内閣広報室)



G7外相会合（2022年2月19日、ドイツ）

ウクライナ国境周辺地域を中心にロシア軍がさらに増強される中、2月19日に行われたG7外相会合を始め、緊張緩和に向けた外交交渉が各国間で続けられてきたが、2月24日、プーチン大統領はウクライナ政府による「ジェノサイドに晒されてきた人々の保護」を目的とする主張し、ウクライナにおける「非軍事化」「非ナチ化」を追求するとして、「特別軍事作戦」の開始を発表し、ロシアによる侵略が開始された。同日、日本は最も強い言葉でこれを非難する外務大臣談話を発出し、G7首脳テレビ会議ではロシアによるウクライナ侵略を最も強い言葉で非難するG7首脳声明が発出された。さらに25日には、林外務大臣はクレーバ外相と電話会談を行い、少なくとも1億ドル規模の借款によるウクライナ支援を緊急に供与する用意があることを伝達するとともに、対露制裁措置を速やかに実施すると述べた。2月28日、岸田総理大臣は、ゼレンスキー大統領と電話会談を行い、更なる対露制裁措置を講じていくと伝達するとともに、すでに表明した借款に加え、ウクライナ及び周辺国で国難に直面するウクライナの人々に対して、1億ドルの緊急人道支援を

行うことを伝達し、これらの日本の取組に対し、ゼレンスキー大統領から高い評価と深い感謝の意が表明された。

2月28日、ベラルーシ南東部のウクライナ国境付近のゴメリ州でウクライナとロシア間の第1回協議が行われたが、ロシア側はウクライナの非軍事化を前提とした中立国としての地位の確定やクリミアのロシアへの帰属の承認などを要求しており、交渉の行方は予断を許さない。

今回のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、欧州のみならずアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす暴挙、かつ、明白な国際法違反であり、断じて許容できるものではない。日本自身の安全保障にも関わる事案であり、日本は国際秩序を守り抜くため、ウクライナと連帯し、G7を始めとする国際社会と結束して行動していく。

3 欧州地域機関との協力及びアジア欧州会合 (ASEM)

(1) 北大西洋条約機構 (NATO) との協力

NATO³は加盟30か国の集団防衛を目的とする同盟であり、加盟国の集団防衛のほか、治安維持活動、テロ対策など、加盟国の領土及び国民の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の危機管理や、域外国・機関との協力による協調的安全保障に取り組んでいる。アフガニスタンにおいては2015年以降「確固たる支援任務 (RSM)」を行っていたが、8月の米軍撤収とともにNATOの同任務も終了した。

NATOにおいては近年アジア太平洋地域への関心を増してきており、2020年12月にオンラインで行われたNATO外相会合では、日本の外相としては初めて茂木外務大臣のステートメントがNATO日本政府代表部大使により代読され、今日の東アジアの安全保障環境が一層厳しくなっていることについて指摘するとともに、日本の推進する「自由で開かれたインド

太平洋」にとってNATOは心強いパートナーであると発信した。また、6月に開催されたNATO首脳会合で発出されたコミュニケにおいては、日本を含むアジア太平洋のパートナー国との対話及び協力を拡大すると公表された。

日本とNATOは基本的価値を共有するパートナーであり、2014年5月に署名した国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) (2018年5月及び2020年6月に改訂) に基づき、具体的な協力を進めてきている。日本は、これまでNATOのサイバー演習 (サイバー・コアリション) への参加や、人道支援・災害救援 (HA/DR) に関連する演習にオブザーバー参加してきている。また、女性・平和・安全保障 (WPS) 分野などにおける協力推進のため、2021年12月からNATO本部に4代目となる女性自衛官を派遣している。加えて日本は、NATOの軍事的な専門知識を活用し軍備管理・軍縮、民主化・地域安定化促進を目的とした事業を行う「平和のためのパートナーシップ (PfP) 信託基金」などを通じて、ウクライナにおける不発弾処理支援、セルビアにおける国防省造兵廠^{しゅう}の非軍事化能力の構築支援などに貢献してきている。

(2) 欧州安全保障協力機構 (OSCE) との協力

OSCE⁴は、欧州、中央アジア・コーカサス、北米地域の57か国が加盟し、包括的アプローチにより紛争予防、危機管理、紛争後の復興・再建などを通じて、加盟国間の相違を橋渡しし、信頼醸成を行う地域安全保障機構である。日本は、1992年から「協力のためのアジア・パートナー」としてOSCEの活動に協力しており、タジキスタン所在の国境管理スタッフカレッジ (研修機関) を通じたアフガニスタン及び中央アジア諸国の国境管理強化によるテロ防止、選挙監視及び女性の社会進出支援プロジェクトなどへの支援を行っている。また、OSCEはウクライナ情勢改善のため重要な役割を果たしており、日本はOSCE特別監視団 (SMM)

3 NATO : North Atlantic Treaty Organization
詳細については外務省ウェブサイトに掲載 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/index.html>

4 OSCE : Organization for Security and Cooperation in Europe



に財政支援及び専門家の派遣を行っている（専門家は2015年8月から断続的に派遣）。12月にスウェーデンで開催された外相理事会には水谷章駐オーストリア大使が参加し、OSCE加盟国の国境管理能力向上に向けた支援などを継続していくと、2022年の日・OSCEパートナーシップ30周年を迎えるに当たり、引き続きOSCEに積極的に協力すると述べた。

(3) 欧州評議会（CoE）との協力

CoE⁵は、民主主義、人権、法の支配の分野で国際基準の策定に重要な役割を果たしている欧州の47か国が加盟する国際機関であり、日本はアジアで唯一のオブザーバー国として知見提供及び会合開催支援により貢献している。7月の「AIに関する会合」のサイドイベント、11月の「世界民主主義フォーラム」及び「オクトパス会合2021」にも日本から出席し政策発信を行った。また、2021年は日本のオブザーバー国就任25周年に当たり、CoE本部に桜を寄贈し植樹したほか、特設ホームページを開設し日本政府や欧州評議会関係者の祝辞メッセージを発信した。

(4) アジア欧州会合（ASEM）における協力

ASEM⁶は、アジアと欧州との対話と協力を深める唯一のフォーラムとして、1996年に設立され、51か国・2機関を参加メンバーとして首脳会合、外相会合を始めとする各種閣僚会合及び各種セミナーの開催などを通じて、①政治、②経済及び③文化・社会その他を3本柱として活動している。

11月25日及び26日には第13回首脳会合が議長国カンボジアの下、オンライン形式で開催された。日本からは、岸田総理大臣が出席し、新しい資本主義の実現を目指すこと、新型コロナ対策や気候変動対策を通じて地球規模課題の解決に積極的に貢献し、新型コロナからの「より良い回復」に向けた国際的な取組をリードしていく決意を表明した。さらに、岸田総理大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実

現に向け、各国と連携し、ルールに基づく連結性の強化に積極的な役割を果たしていくことを述べるとともに、国際的な原則に則った質の高いインフラ投資の実施の重要性を指摘した。地域情勢については、北朝鮮による核・ミサイル活動に対する強い懸念を表明し、拉致問題を含む北朝鮮への対応についてASEM参加国と連携していくと述べた。東シナ海や南シナ海では一方的な現状変更の試みや緊張を高める活動がエスカレートしており、法の支配に逆行する動きも見られることについて強く反対するとともに、香港情勢及び新疆の人権状況に対する強い懸念を表明した。

この首脳会合で発出された議長声明では、アジアと欧州間のパートナーシップの重要性を再確認し、北朝鮮の核及びその他の大量破壊兵器並びに弾道ミサイル計画の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄（CVID）や拉致問題の即時解決、国連海洋法条約を始めとする国際法の完全な遵守、海洋安全保障の確保などが言及された。また、新型コロナの感染拡大を踏まえ、議長声明と併せて発出された「新型コロナウイルス感染症後の社会経済復興に関するプノンペン声明」では、新型コロナのワクチンに関する国際協力、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）、更なる気候変動対策など、アジア・欧州諸国の復興のための重点施策を発信した。

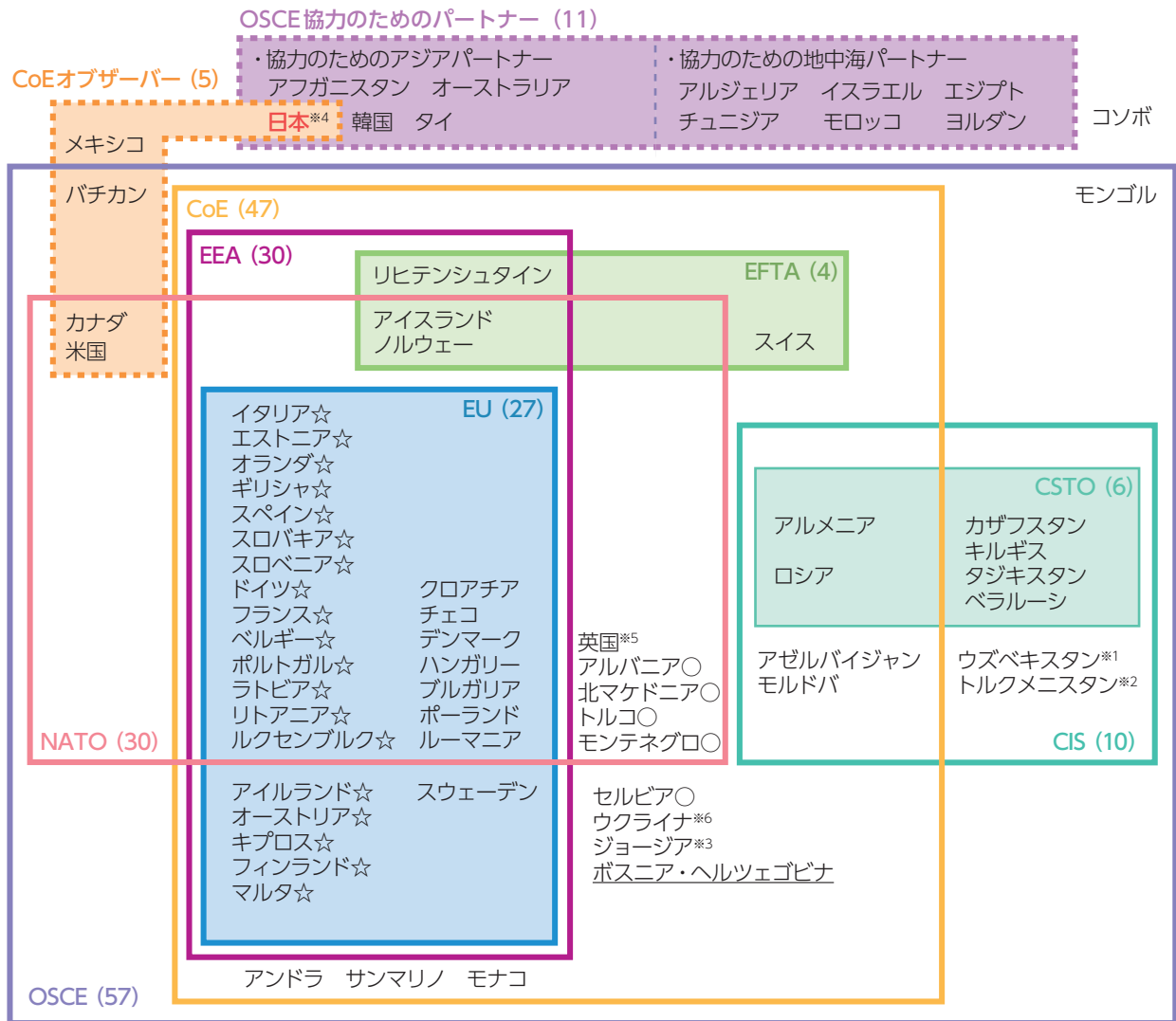
日本は、ASEM唯一の常設機関であるアジア欧州財団（ASEF）⁷に対し、感染症対策のための医療用個人防護具（PPE）及び抗ウイルス剤などの備蓄事業を支援し、ASEM参加国への備蓄物資の緊急輸送や、能力構築のためのワークショップ及び公衆衛生ネットワーク事業の実施に協力してきている。5月から10月にかけてはASEFの備蓄物資がカンボジア、ラオス、バングラデシュ、ブルネイ、ベトナムに提供された。そのほか、ASEFと関係機関の共催による環境フォーラムのオンライン形式での実施、ASEFへの拠出金の支出などを通じて、ASEMの活動に貢献した。

5 CoE : Council of Europe

6 ASEM : Asia-Europe Meeting

7 ASEF : Asia-Europe Foundation

欧州の主要な枠組み



〈凡例〉

- : EU加盟候補国 (5)
- ☆: ユーロ参加国 (19)
- : NATO加盟のための行動計画 (MAP) 参加国 (1)

() 内は参加国数

- ※1 ウズベキスタンは2012年にCSTOへの参加資格を停止
- ※2 トルクメニスタンは2005年からCIS準加盟国
- ※3 ジョージアは2008年8月にCISからの脱退を表明。09年8月に正式に脱退
- ※4 日本はNATOのパートナー国
- ※5 英国は2020年1月31日にEUを離脱
- ※6 ウクライナは2018年4月CIS脱退に関する大統領令に署名

〈略語解説〉

- CoE (Council of Europe): 欧州評議会 (47)
- CIS (Commonwealth of Independent States): 独立国家共同体 (10)
- CSTO (Collective Security Treaty Organization): 集団安全保障条約機構 (6)
- EEA (European Economic Area): 欧州経済領域 (30)
- EFTA (European Free Trade Association): 欧州自由貿易連合 (4)
- EU (European Union): 欧州連合 (27)
- NATO (North Atlantic Treaty Organization): 北大西洋条約機構 (30)
- OSCE (Organization for Security and Co-operation in Europe): 欧州安全保障協力機構 (57)

その他の欧州地域

【北欧諸国】

アイスランド：5月、アイスランドとの共催により、第3回北極科学大臣会合がアジア初となる東京で開催され、北極研究の国際協力による推進をテーマに議論が行われた。

スウェーデン：3月、菅総理大臣はロヴェーン首相と電話会談を実施し、経済、気候変動、デジタルなど幅広い分野で二国間関係を一層強化することで一致した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していくことにつき、ロヴェーン首相から賛同を得るとともに、中国、ミャンマーを含む地域情勢に関して連携することで一致した。

デンマーク：11月、林外務大臣は訪日したコフォズ外相と会談し、両大臣は、2014年に両首脳間で発出した「戦略的パートナーシップ」を更に具体的な協力へと発展させることを目的とした「戦略的共同作業計画」の調整の進捗を歓迎した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や気候変動への対処を含めた国際場裡における協力促進を確認するとともに、地域情勢についても意見交換を行い、基本的価値を共有する同志国として連携を強化して対応していくことで一致した。

ノルウェー：岸田総理大臣は、ノルウェーが主導する「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」のメンバーとなり、11月の第3回会合において、日本の取組を紹介しつつ、持続可能な海洋経済の構築への貢献を表明した。

フィンランド：茂木外務大臣は訪日したスキナリ開発協力・外国貿易相と会談を行い、デジタル及びサイバー分野を始めとした二国間関係の進展を歓迎するとともに、新型コロナ対策を含めた国際場裡での連携を強化することで一致した。また、インド太平洋での協力についても意見交換を行い、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現の重要性を確認した。

【ベネルクス三国】

オランダ：6月、イタリアで開催されたG20外相会合の機会に、茂木外務大臣がカーフ外相と会談を行い、両外相は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携強化を確認した。さらに、オランダは2020年に発表した独自のインド太平洋ガイドラインも踏まえ、フリゲート艦「エファーツェン」を英空母打撃群の一部としてインド太平洋に派遣するとともに日本に寄港させた。

ベルギー：新型コロナの流行下において、ワクチンの開発・生産拠点及び貿易港・国際空港を擁するベルギーは、世界へのワクチン供給で大きな役割を担った。日本との関係では、7月、ベルギー南部で発生した集中的豪雨による洪水被害に対し、菅総理大臣及び茂木外務大臣からお見舞いメッセージを発出した。

ルクセンブルク：7月、アンリ大公殿下が2020年東京オリンピック競技大会開会式出席のために訪日した。

サンマリノ：2020年12月8日に実施されたサンマリノ大評議会（議会に相当）の総選挙を受け、2021年1月8日、ルカ・ベッカーリ外務・国際経済協力・通信長官を首班とするベッカーリ政権が発足した。7月には、ヴェントゥリーニ、ニコリーニ両執政が2020年東京オリンピック競技大会開会式出席のために訪日した。

ポルトガル：7月、井上国際博覧会担当大臣がポルトガルを訪問し、サントス・シルヴァ外相と会談を行った。同外相からは大阪・関西万博への参加が表明され、井上国際博覧会担当大臣は、ポルトガルの参加表明を歓迎するとともに、万博の成功に向けたポルトガルとの協力を確認した。

モナコ：7月、アルベール2世公殿下が2020年東京オリンピック競技大会開会式出席のために訪日した。

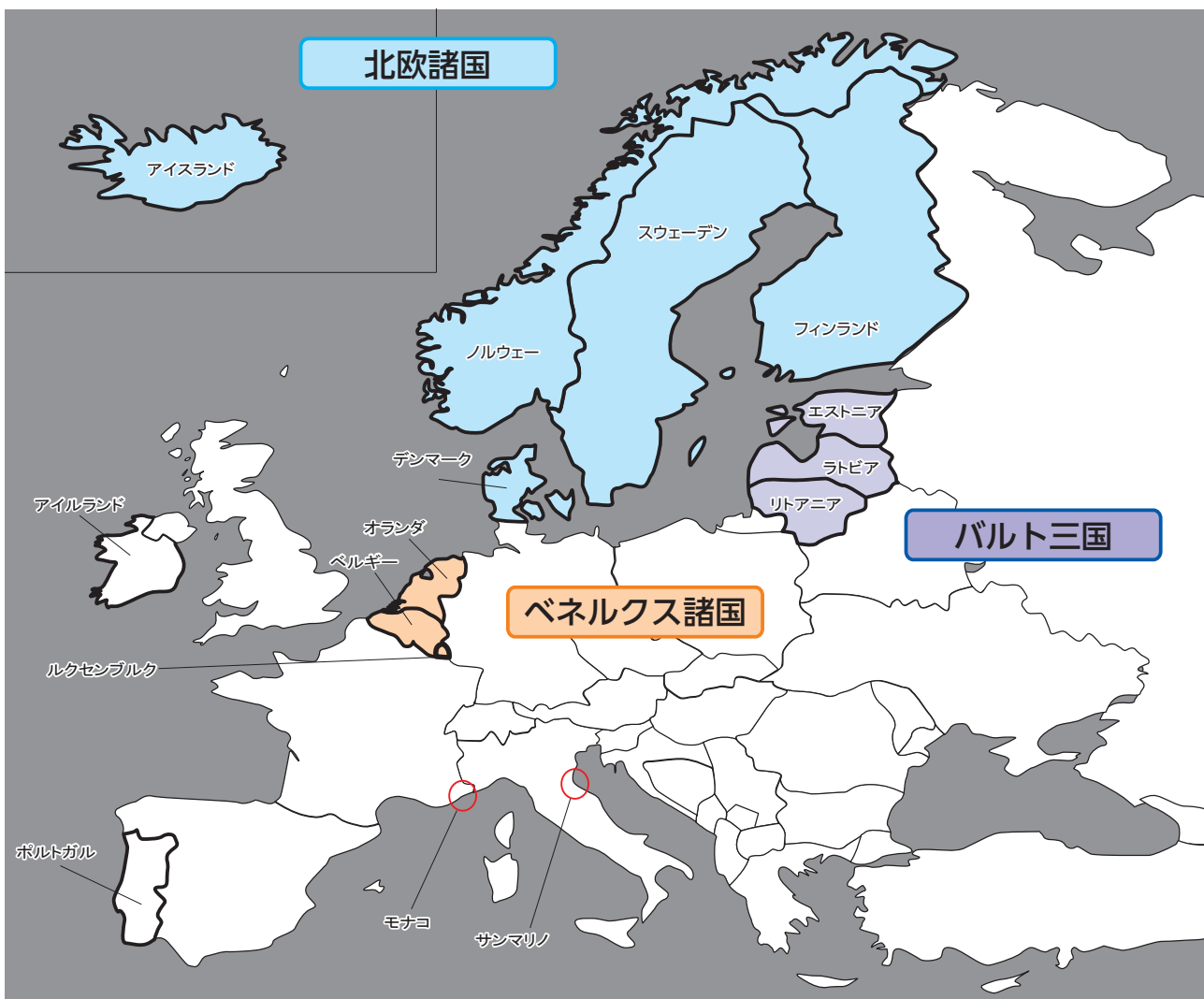
【バルト三国】

エストニア：7月、茂木外務大臣は日本の外務大臣として初めてエストニアを訪問し、リーメッツ外相と会談を行い、カッラス首相を表敬した。両者との間で、今次訪問及び2021年の友好100周年を機に幅広い協力関係を一層促進させることで一致した。エストニア側から、「自由で開かれたインド太平洋」への支持が表明され、同志国がルールに基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくことの重要性について一致した。8月、菅総理大臣は、訪日したカリユライド大統領と首脳会談を実施し、デジタルやサイバー分野での連携や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携することで一致した。

ラトビア：7月、茂木外務大臣は日本の外務大臣として初めてラトビアを訪問し、リンケービッチ外相と会談を行い、カリンシュ首相を表敬した。両者との間で、今次訪問及び2021年の友好100周年を機に幅広い協力関係を一層促進させることで一致した。ラトビア側から「自由で開かれたインド太平洋」の実現への力強い支持が表明され、同志国がルールに基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくことの重要性について一致した。

リトアニア：7月、茂木外務大臣はリトアニアを訪問し、ランズベルギス外相と会談を行い、シモニーテ首相を表敬した。両者との間で、今次訪問及び2022年の友好100周年を機に幅広い協力関係を一層促進させることで一致した。リトアニア側から「自由で開かれたインド太平洋」への支持が表明され、同志国がルールに基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくことの重要性について一致した。

アイルランド：12月、林外務大臣はコーヴニー外務・国防相とテレビ会談を実施し、政治・経済分野などの二国間関係発展のため、連携を一層促進することで一致した。また、両大臣は、地域情勢についても意見交換を行うとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて同志国の連携を強化することで一致した。



【V4】

日本とV4各国（ポーランド、ハンガリー、スロバキア、チェコ）との二国間関係は長い歴史があり、伝統的に良好。5月の茂木外務大臣のワルシャワ訪問時に第7回「V4+日本」外相会合を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」や西バルカン支援において協力していくことを確認した。

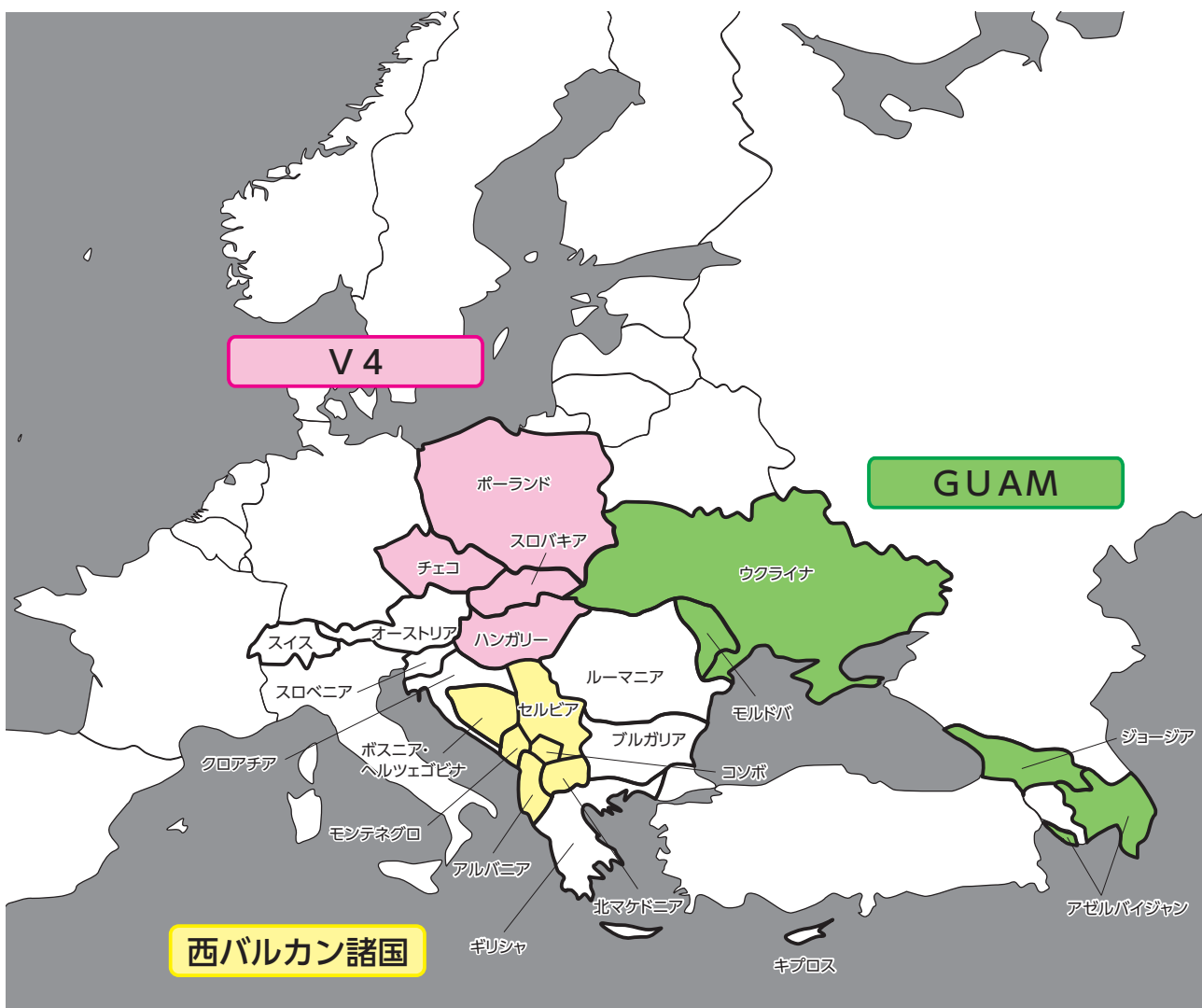
ポーランド及びハンガリーは「法の支配」をめぐるEUとの対立を深めており、EUによる両国への復興基金の承認が遅延。7月のハンガリーにおけるLGBT関連法の成立や10月のポーランド憲法法廷における憲法とEU法の関係に関する判決など、EUが掲げる基本的価値と各国の主権に係る問題が発生した。

ポーランド：3月の菅総理大臣とモラヴィエツキ首相の電話会談、5月の茂木外務大臣のポーランド訪問時の外相会談、7月のドゥダ大統領の訪日など、活発なハイレベル対話を実施し、戦略的パートナーシップ関係の強化を確認した。

ハンガリー：3月のシーヤールトー外務貿易相訪日及び5月の茂木外務大臣のワルシャワ訪問時に、外相会談を実施。ハンガリー（7月からV4議長国）と「V4+日本」協力を推進するとともに、日系企業による新規投資を歓迎し、経済関係を強化していくことで一致した。

スロバキア：5月の茂木外務大臣のワルシャワ訪問時に、コルチョク外務・欧州問題相と会談を実施。日系企業による新規投資を歓迎し、経済関係を強化していくことで一致した。

チェコ：5月の茂木外務大臣のワルシャワ訪問時に、クルハーネク外相と会談を実施。「日・チェコ協力のための行動計画（2021年から2025年）」に署名するとともに、両国の戦略的パートナーシップを確認した。



【西バルカン諸国】

西バルカン地域では、民族間の対立が依然として残っているものの、各国はEU加盟に向けた改革に取り組むなど、全体としては、安定と発展に向けて進展した。2018年1月、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてセルビアを訪問し、EU加盟を目指す西バルカン諸国（アルバニア、コンボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア及びモンテネグロ）との協力を進める「西バルカン協カイニシアティブ」を発表し、青年交流、経済交流などの分野で西バルカン地域全体との協力を促進した。4月に西バルカン諸国政府により設立された西バルカン基金との協力事業として、西バルカン各国からの参加者を得た「西バルカン地域における新型コロナウイルス感染症の市民社会団体の持続性に対する影響」研究報告プロジェクトをオンラインにて実施した。5月には茂木外務大臣がボスニア・ヘルツェゴビナを訪問し、7月にはオスマニ・コンボ大統領及びフリボカピッチ・モンテネグロ首相の訪日を実現した。

【GUAM（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）】

旧ソ連4か国により、民主主義の促進や安定的な経済発展を目的として設立。日本は2007年に「GUAM+日本」協力枠組みを創設し、外相級及び次官級の会合や、訪日招へい事業としてGUAM諸国の実務家・専門家などとのテーマ別ワークショップを実施している。日本は、GUAM諸国の安定と経済発展により、基本的価値が国際社会に根付くことを重視している。

スロベニア：4月に茂木外務大臣が2021年後半のEU議長国となるスロベニアを訪問、ロガル外相との外相会談、パホル大統領、ヤンシャ首相表敬を実施。2022年の外交関係開設30周年を契機に、経済関係の発展、Society5.0やサイバーセキュリティの分野で関係を進展させることで一致した。また、「西バルカンイニシアティブ」の下、西バルカン諸国のEU加盟に向けて協力することで一致した。

ルーマニア：2021年に外交関係樹立100周年を迎え、戦略的パートナーシップ文書の署名に向け両国間で調整が行われた。

ブルガリア：2018年以降、「西バルカン協カイニシアティブ」の下での協力を推進。11月、日本とブルガリアの共催で第2回西バルカン防災セミナーを開催した。

クロアチア：2019年の外相相互訪問、2020年の茂木外務大臣とグルリッチ＝ラドマン外相との電話会談で両国間関係に弾みが付く中、2023年の外交関係樹立30周年に向けて、経済分野を含む二国間関係の一層の進展が期待される。

オーストリア：交流150周年を迎えた2019年には、両国で様々な行事が開催されたほか、クルツ首相などが日本を訪問。2020年9月には、安倍総理大臣と同首相との電話会談が実施された。

スイス：2021年7月、2020年東京オリンピック競技大会開会式に際してパルムラン大統領が訪日し、菅総理大臣との首脳会談を実施。また、同月には租税条約改正議定書が署名されたほか、在大阪スイス領事館が新設された。

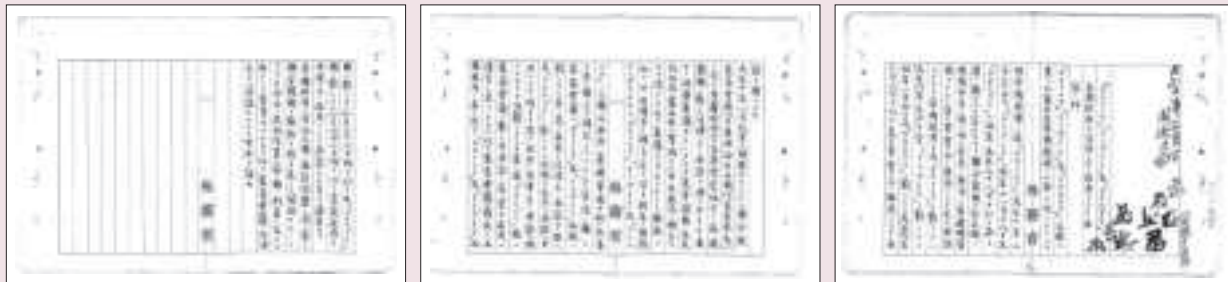
ギリシャ：2019年の日ギリシャ修好120周年を経て、安定して良好な関係が継続。今後経済関係を含めて一層の関係強化が期待される。

キプロス：2018年1月の在キプロス大使館開設に続き、2019年9月には、在京キプロス大使館が開設。2022年の外交関係樹立60周年に向けて一層の関係強化が期待される。

コラム

日本とバルト三国との友好100周年

第一次世界大戦後、ロシア革命を背景に、エストニア、ラトビア、リトアニアはロシア帝国からの独立を宣言し、国際的な承認を経て共和国として誕生しました。日本は、当時のエストニア及びラトビアを1921年に、リトアニアを1922年に国家承認しました。それから100年目にあたる2021年（リトアニアについては2022年）を、それぞれの国との友好100周年として祝い、日本とバルト三国の間との友好関係の発展を図っています。



大正10年3月1日閣議決定 「エストニア」「ラトヴィア」及「ジヨルジア」各国政府ヲ法律上ノ政府トシテ承認ノ件

1929年にはラトビアの首都リガに日本の公使館が開設され、欧州情勢に関する情報収集で重要な役割を果たしました。また、リトアニアのカウナスには領事館が設置され、そこで杉原千畝副領事が発給した「命のビザ」は第二次世界大戦中に多くのユダヤ人の命を救ったことで知られています。その後バルト三国は第二次世界大戦下でソ連に併合されましたが、1990年にソ連からの独立や独立への移行の宣言が発出され、日本は翌1991年にエストニア共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国として独立した現在のバルト三国を改めて国家承認し、外交関係を開設しました。以来バルト三国は欧州の一員として国際社会で積極的に活動し、日本にとっても基本的価値を共有する重要なパートナーとなっています。その間、2007年に天皇皇后両陛下（当時）がバルト三国を御訪問され、2018年に安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてバルト三国を訪問するなど順調に二国間関係を発展させてきました。

2021年においても、バルト三国との要人往来が活発に行われました。まず、1月の「ラトビア共和国国家承認100周年記念式典」に菅総理大臣がビデオメッセージを寄せ、7月には茂木外務大臣が日本の外務大臣として初めてバルト三国を歴訪しました。また、8月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて、カリユライド・エストニア大統領とレヴィッツ・ラトビア大統領夫人が訪日しました。これらの機会に行われた会談では、100周年を迎える日本とバルト三国の友好関係を確認するとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現を始め、同志国として国際社会共通の課題において協力を促進することで一致しました。

日本と各国の交流行事は新型コロナウイルス感染症による制限を受けましたが、感染状況を見極め、対策をとりながら、エストニアでは6月から11月まで着物展を、またラトビアでは10月から12月までデジタル浮世絵展を実施しました。さらに、11月には、これら両国でオンライン形式の日本ブランド発信事業「江戸木版画」セミナーを実施しました。



ラトビア訪問時にリンケーピッチ外相（中央）と植樹する茂木外務大臣

バルト三国は欧州の物流拠点としても発展中です。西欧諸国との統合強化のための広域インフラ事業が進行中であり、日本との経済関係強化にも積極的です。経済的な連結促進を通じて欧州の結束強化に寄与できるよう、日本政府としても後押ししていく考えです。友好100周年を契機に、経済的・文化的交流をこれまで以上に強化し、日本の人々にとってバルト三国がより身近に感じられるようにしていきます。

特集

「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と日本の欧州外交

東アジアの安全保障環境の厳しさが増し、国際社会の不確実性が增大する中で、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）^{※1}」の実現に向け、基本的価値を共有する同志国との連携強化は極めて重要です。2021年は、従来は地理的に遠く離れていて必ずしもインド太平洋への関心が高くなかった欧州のインド太平洋への関心と関与が増大した年でした。

欧州連合（EU）においては、南太平洋に領土を持つフランス、歴史的、経済的にアジアとの結びつきが強いオランダ及びドイツに続き、EU独自のインド太平洋に関する戦略策定の機運が高まっていました。そうした中、茂木外務大臣が1月に日本の外務大臣として初めてEU外務理事会に出席（オンライン形式）し、FOIPに関する日本の考えと取組を説明しました。その後、EUは9月に「インド太平洋における協力のためのEU戦略に関する共同コミュニケーション」を発表し、日本を含むパートナーと共にインド太平洋において協力していく方針を鮮明にしました。さらに2022年2月、同年前半のEU議長国であるフランスとEUが共催する「インド太平洋閣僚会合」に、林外務大臣が出席（オンライン形式）し、パートナーとの連携強化の重要性を強調しました。また、北大西洋条約機構（NATO）も、6月のNATO首脳会合の成果文書において日本を含むアジア太平洋パートナーとの協力拡大に言及するなど、FOIPのビジョン実現に向けた心強いパートナーとなっています。

英国も、3月に策定した「競争時代におけるグローバル・ブリテン」と題する戦略文書の中で、インド太平洋への関与を深めていく方針を示しています。

インド太平洋における日本と欧州との協力は幅広い分野にわたっています。上述のEUの「共同コミュニケーション」にはEUが日本を含むパートナーとの協力を強化していく分野として、既に日・EU間の協力が進行しているグリーン及び連結性に加えデジタルなど計七つの優先分野が提示されています。また、日本は、多くの欧州諸国との間でも新型コロナウイルス感染症対策、気候変動対策、デジタル化、経済安全保障などの分野についても、協力を推進していくことで一致しています。

そして、特に安全保障分野では、欧州各国は、実際に艦艇を派遣するなど、インド太平洋への関与も強化する方針が確固たるものであることを示しています。フランスは累次にわたり艦隊を派遣し、日本と共同訓練を行うとともに「瀬取り」監視に参加しました。とりわけ、5月に練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」が日本に寄港した際には、米国・オーストラリアも交えた共同訓練を実施しました。英国は空母「クイーン・エリザベス」を中心とした英国・オランダ・米国の艦艇で構成される空母打撃群の日本寄港、二国間及び多国間共同訓練の実施により、英国の地域への関与が揺るぎないものであることを示しました。ドイツもまた、フリゲート「バイエルン」の日本寄港、二国間及び多国間共同訓練並びに「瀬取り」監視への初参加により、地域への関与を強化しています。

国際社会のバランスが大きく変化する中で、法の支配を始めとする基本的価値を共有する欧州諸国との連携強化が、「自由で開かれたインド太平洋」の実現、さらには法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化において果たす役割は一層大きくなっています。日本としては、2021年に増大した欧州のインド太平洋への関心と関与を歓迎するとともに、こうした関心と関与が揺るぎないものとなるよう、今後とも緊密に連携していく考えです。



EU外務理事会に出席し「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」について説明する茂木外務大臣（1月）

※1 FOIP : Free and Open Indo Pacific

第6節

ロシア、中央アジアと
コーカサス

1 ロシア

(1) ロシア情勢

ア ロシアによるウクライナ侵略

2022年2月、ロシアはウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」を「独立国家」として承認するとともに、この地域の保護を口実としたウクライナへの侵略を開始した。これを受け、日本を含む国際社会はロシアを厳しく非難し、ロシアに対し制裁措置を科した。プーチン政権の下でロシアは冷戦後失った勢力圏を取り戻すべく、周辺国の領土の一体性を毀損する動きを積み重ねており、ロシアを取り巻く地域に深刻な懸念を与えている。このロシアによるウクライナ侵略は、多くの一般市民を犠牲とする深刻な人道上の危機に至る被害を相手国に与え、人類が過去1世紀にわたり築き上げてきた武力の行使の禁止、法の支配、人権の尊重といった、欧州のみならず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略までの出来事を振り返れば以下のとおり。

イ ロシア内政

9月19日に行われたロシア国家院（下院）選挙では、政権与党である「統一ロシア」が、改選前と比べて議席数を僅かに減少させたものの、憲法改正も可能な3分の2を上回る議席を単独で維持した。反体制派ナヴァリヌィ氏関連

団体は「過激主義団体」に認定され、団体関係者の被選挙権が剥奪された。

ロ ロシア経済

ロシア経済は、第2四半期（4月から6月）には新型コロナ前の水準に戻るなど急速に回復した（上半期（1月から6月）は前年比でプラス4.8%のGDP成長率）。これは、2020年12月のOPECプラスによる協調減産の合意等による油価の回復、投資を含む内需の拡大が幅広い産業でみられたことなどが要因である。一方、インフレが進行した（9月時点は前年末比でプラス7.4%）ことから、ロシア中央銀行は政策金利を段階的に引き上げた。また、2020年末から食料品価格が高騰したことから、一部品目に対する上限価格の設定や輸出関税などの措置をとった。

ハ ロシア外交

バイデン大統領就任直後の2021年2月初旬、唯一残された米露間の核軍縮枠組みである新戦略兵器削減条約（新START）の5年間の延長で米国と合意し、6月にはバイデン大統領との初の対面での首脳会談をジュネーブで行った。一定の分野での協力を模索する動きは見られたが、関係改善に向けた動きとはなっていない。秋以降のウクライナ国境周辺地域でのロシア軍増強の動きが米露間における新たな争点となり、12月の米露首脳会談（テレビ会議形式）の主な議題となった。

NATOとの関係も、ウクライナ・NATO関係の緊密化等をめぐり先鋭化しており、10月にはブリュッセルにあるロシアのNATO代表部及びモスクワにあるNATO事務所の業務停止が決定された。

中国とは、コロナ流行下の中で2020年に引き続き年次の首脳相互訪問は行われなかったものの、緊密な関係を維持した。2021年は中露善隣友好協力条約署名20周年となり、同条約の5年間の自動延長に合意した。また10月には初めての中露海軍艦艇による日本を周回する形での共同航行、11月には、2019年7月及び2020年12月に続き3度目となる中露爆撃機による共同飛行が行われるなど、日本の安全保障上、懸念すべき動きがみられた。2022年2月の北京冬季オリンピックの際に行われた中露首脳会談では、中国が欧州における安全の保障に関するロシアの提案に支持を表明したが、欧州の安全保障をめぐる中露接近の動きとして注目される。

独立国家共同体（CIS）諸国との伝統的な協力に加え、上海協力機構（SCO）やBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカ）など多国間の枠組みにも引き続き積極的に関与している。

(2) 日露関係

ア 冷戦後秩序の見直しの中での日露関係

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更を認めないとの国際社会の基本原則に対する挑戦であり、冷戦後の世界秩序を脅かすものである。日本として、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求めた。また、この事態を受け、日本として、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、プーチン大統領を含むロシア関係者・団体に対する資産凍結等、ロシア中央銀行との取引制限や、SWIFT¹

から排除されるロシアの7銀行に対する資産凍結などを含む金融分野での制裁、ロシア向けの半導体などの汎用品や奢侈品の輸出禁止措置等の三つの分野における対露制裁措置を講じるなど事態の改善に向けて取り組んでいる。

日露関係にとって最大の懸案は北方領土問題である。戦後75年以上を経過した今も未解決のままとなっており、日本政府として、この問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、これまで粘り強く交渉を進めてきた。北方領土問題に関する日本の立場や御高齢になられた元島民の方々の思いに添えていくとの考えに変わりはない。しかし、ロシアによるウクライナ侵略という現下の状況で、平和条約交渉の展望を語る状況にはない。まずは、ロシアが国際社会の非難を真摯に受け止め、軍を即時に撤収し、国際法を遵守することを強く求めている。

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略までの出来事を振り返れば以下のとおり。

1 北方領土と平和条約交渉

日露間の最大の懸案となっているのが北方領土問題である。北方領土は日本が主権を有する島々であり、日本固有の領土であるが、現在ロシアに不法占拠されている。政府としては、首脳間及び外相間で緊密な対話を重ねつつ、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、ロシアとの交渉に精力的に取り組んできた²。

2021年7月には、ミシュスチン首相が択捉島を「訪問」、9月の東方経済フォーラムでは、プーチン大統領が「クリル」諸島における「特惠制度」の導入について発表した。また、10月、グリゴレンコ副首相及びフスヌリン副首相が択捉島などを「訪問」した。北方四島に関する日本の立場と相容れないこれらのロシア側の動きに対し、政府として様々なレベルで抗議や

1 SWIFT（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication：国際銀行間通信協会）の概要
 ・世界中の銀行間の金融取引の仲介と実行の役割を担う団体（協同組合）。本社はベルギー。
 ・200超の国の1.1万以上の銀行などが接続し、一日平均4,200万件以上の国際金融取引に係るメッセージを送信。
 ・同協会はベルギー法の下で設立され、EUの規制枠組みが適用。

2 北方領土問題に関する日本政府の立場については、外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo.html>





日露外相会談（9月23日、米国・ニューヨーク）

申入れを行った。

そのような状況で、2021年は新型コロナウイルスの影響が続く中で、首脳電話会談を1回、対面での外相会談を1回、外相電話会談を2回実施した。9月のニューヨークにおける国連総会の際の茂木外務大臣とラヴロフ外相の会談は、1年7か月ぶりの対面の会談となった。

岸田政権発足直後の10月には日露首脳電話会談が行われた。また、11月には林外務大臣就任後初となる日露外相電話会談が行われた。

2016年末のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意³した北方四島における共同経済活動については、2017年9月の日露首脳会談で特定された5件のプロジェクト候補⁴を具体化すべく、ロシア側と議論を重ねられた。

政府は、四島交流、自由訪問及び北方墓参などの北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも積極的に取り組んできた。北方領土の元島民の方々のための人道的措置として、2019年には、船舶による墓参の際に臨時的追加的出入域地点が設置されたほか、3年連続となる航空機による墓参を実現し、また、近年訪問できなかった場所にも訪れることができた。なお、新型コロナをめぐり状況により、2021年の事業の実施は2020年に続き見送られた。

このほか、政府は、北方四島周辺水域における日本漁船の安全な操業の確保や、ロシア側が禁止する流し網漁に代わる漁法でのさけ・ます類の漁獲の継続のため、ロシア側に対する働き

かけや調整を行っている。一方で、北方四島でのロシアの軍備強化に向けた動きに対しては、領土問題に関する日本の立場と相容れないとしてロシア側に対して抗議している。

ウ 日露経済関係

2021年の日露間の貿易額は、2020年の新型コロナウイルスの影響による落ち込みから回復し、1月から12月の貿易額は対前年比で35.7%の増加となった。（2021年1月から12月統計での貿易額全体は、約2兆4,055億円（出典：財務省貿易統計））。日本の対露直接投資残高は2,395億円（2019年）から2,476億円（2020年）へと増加した（出典：日本銀行国際収支統計）。

2016年に安倍総理大臣が提案した経済分野における8項目から成る「ロシアの生活環境大国、産業・経済の革新のための協力プラン」については、日本企業によるLNG積替え基地事業への参画に関する基本合意締結などの動きが見られた。

11月には、次官級の協議である貿易経済に関する日露政府間委員会・貿易投資分科会第13回会合及び地域間交流分科会第10回会合が、2022年2月には、林外務大臣とレシェトニコフ経済発展相との間での貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合がそれぞれオンライン形式で行われた

また、ロシア国内6都市で活動している日本センターは、両国企業間のビジネスマッチングやビジネスマン向け経営関連講座及び訪日研修を実施している。2021年は新型コロナウイルスの影響で訪日研修は実施できなかったものの、日本人講師による経営関連講座はオンライン形式で実施され、約6,800人が参加した。

エ 様々な分野における日露間の取組

(ア) 安全保障・防衛交流・海上保安

麻薬を始めとする「非伝統的脅威」への対処に係る取組として、9月には、日本、ロシア、

3 2016年12月の日露首脳会談の結果、両首脳は、平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を表明するとともに、北方四島における共同経済活動に関する協議の開始に合意し、また、元島民の方々による墓参などのための手続を改善することで一致した。

4 ①海産物の共同増養殖、②温室栽培、③島の特性に応じた観光ツアーの開発、④風力発電、⑤ゴミ処理

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との間で2012年から行われている麻薬対策官への研修（「ドモジェドヴォ・プロジェクト」）を、中央アジア諸国の麻薬対策官を対象に実施した。

防衛交流については、日露間の信頼醸成を図る観点から、これまで日露外務・防衛閣僚協議（「2+2」）や防衛当局者間の各種対話、日露海上事故防止協定に基づく年次会合、日露捜索・救難共同訓練（SAREX）、アデン湾における海賊対処共同訓練などを行ってきた。

（イ）文化・人的交流

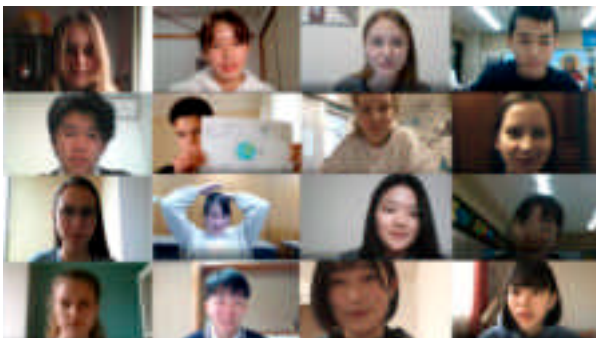
新型コロナの感染拡大を受け、多くの行事を



日露草の根交流事業「総領事杯弓道大会「白夜スタイル」」（6月、ロシア・サンクトペテルブルク）



日露草の根交流事業「トマリ市日本文化祭」（10月、ロシア・サハリン州）



日露青年交流事業の一つ、第二回日本語履修高校生オンライン交流（3月、日露青年交流センター）

対面で実施することが困難となったが、日露青年交流事業を含め、幅広い分野で交流がオンライン形式などを通じて行われた。

「日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）」については、オンライン形式などを活用しつつ事業を行い、日本側により認定された日露地域交流年の行事数は400件を超え、約12万人が参加したオンライン形式での日本文化紹介事業「J-FEST」を含め、参加者数は延べ130万人となった。

2 中央アジア諸国及びコーカサス諸国など

（1）総論

中央アジア・コーカサス諸国は、東アジア、南アジア、中東、欧州、ロシアを結ぶ地政学的な要衝に位置し、石油、天然ガス、ウランなどの豊富な天然資源を有する。中央アジア・コーカサス諸国を含む地域全体の安定は、テロとの闘い、麻薬対策といった国際社会が直面する重要課題に取り組んでいく上でも高い重要性を有する。日本はハイレベルの対話などを通じてこれら諸国との二国間関係を強化するとともに、「中央アジア+日本」対話の枠組みなどを活用した地域協力促進のための取組を続けている。

2021年は、中央アジア・コーカサス諸国でも新型コロナの感染拡大が続き、人の往来にも影響が出たものの、オンライン形式なども活用して、ハイレベルでの二国間交流が積極的に行われた。こうした中で2022年は日本と中央アジア・コーカサス諸国の外交関係樹立30周年であり、更なる関係強化の機運が高まっている。

（2）中央アジア諸国

2021年に独立30周年を迎えた中央アジア諸国は、自由で開かれた国際秩序を維持・強化するパートナーであり、日本は、中央アジアの平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進している。2022年1から2月には、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンとの外交関係樹立30周年を迎え、岸田

総理大臣と林外務大臣が各国首脳・外相と祝辞を交換した。

「中央アジア+日本」対話⁵の枠組みでは、3月に第6回専門家会合（クリーンエネルギー）を実施し、中央アジア5か国の実務専門家と日本側関係者との間で意見交換を行った。6月には、第14回高級実務者会合（SOM）をオンライン形式で開催し、中央アジア5か国と域内協力の強化に向けて協議した。SOMでは、2020年8月の「中央アジア+日本」対話・外相テレビ会合以降に日本と中央アジア5か国との間で行われた保健、経済、環境（クリーンエネルギー）分野における協力の成果を確認し、次回外相会合に向けた準備作業を進めることで一致した。

8月のタリバーンによるアフガニスタン制圧を受け、アフガニスタンと国境を接する中央アジア諸国、特にウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタンの外交的役割が高まっている。10月にはカミーロフ・ウズベキスタン外相、メレドフ・トルクメニスタン副首相兼外相がそれぞれカブールを訪問した。これら両国は、国境の安定やエネルギー、鉄道などでの南アジア方面との連結性強化を念頭にタリバーンとの対話を行っている。一方、タジキスタンは、タリバーンとの対話には慎重な姿勢を取っている。

日本は、中央アジア諸国に対する国境管理能力強化支援を継続しつつ、8月以降のアフガニスタン情勢の悪化を受けた難民の流入に備える緊急人道支援を行った。また、8月に中西哲外務大臣政務官がカザフスタン及びウズベキスタンを訪問し、カザフスタンではヌリシェフ外務第一次官、ウズベキスタンではウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易相、カミーロフ外相及びサファーエフ上院第一副議長とそれぞれ会談してアフガニスタン情勢についても意見交換を行った。

ウズベキスタンでは、10月の大統領選挙の結果、過去5年にわたり改革路線を進めてきたミルジヨーエフ大統領が再選された。日本との関係では、1月の麻生太郎副総理兼財務大臣とウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易相とのテレビ会談や5月の菅総理大臣とミルジヨーエフ大統領との首脳電話会談などハイレベルでの政治対話を活発に実施した。首脳電話会談では、菅総理大臣から、ウズベキスタンはルールに基づく自由で開かれた国際秩序を構築する上での重要なパートナーであり、両国の戦略的パートナーシップの深化・拡大を歓迎すると述べたのに対し、ミルジヨーエフ大統領から、2019年の自身の訪日での合意を全て着実に履行したいとの発言があった。

カザフスタンでは、2022年1月に燃料価格の値上げへの抗議に端を発する集会が全国に広がり過激化し、非常事態宣言が発出された。カザフスタンはロシア主導の集団安全保障条約機構（CSTO）に支援を要請し、ロシア軍中心の平和維持部隊が派遣され、その後、事態は沈静化した。この騒乱を機に、ナザルバエフ初代大統領が安全保障会議議長から退任し、トカエフ大統領による大規模な国内改革の取組が強化された。日本との間では、5月に菅総理大臣とトカエフ大統領との間で首脳電話会談を行った。両首脳は、政治・経済など幅広い分野での協力に触れつつ、両国の戦略的パートナーシップ関係を一層強化していくことで一致した。また、同月には大島衆議院議長とニグマトゥリン下院議長との間でオンラインでの会談が行われた。

キルギスでは、1月の大統領選挙に勝利したジャパロフ大統領による新政権が成立し、5月の憲法改正により大統領権限が強化された。また、2020年の政変を受けて無効となった議会選挙のやり直し選挙が11月に実施され、政権寄りの政党が多数の議席を得た。日本との関係では、11月の国連気候変動枠組条約第26回締

⁵ 日本は、中央アジアの安定と発展には地域共通課題の解決に向けた地域協力が不可欠との観点から、日本が「触媒」として地域協力を促していくために、現在主要諸国が行っている「中央アジア5か国+1か国」の対話の先駆けとして「中央アジア+日本」対話の枠組みを2004年に立ち上げた。これまで7度の外相会合のほか、有識者やビジネス関係者の参加も得て様々な議論を実施してきた。設立から15年以上が経ち、近年は実践的な協力を重点を置いている。

約国会議（COP26）の際、岸田総理大臣とジャパロフ大統領の短時間の会談が行われ、ジャパロフ大統領から人材育成を始めとする日本からのこれまでの支援に対する謝意が述べられた。

タジキスタンとの関係では、3月にオンライン形式での政務協議を行った。双方は、人材育成や国境管理強化の分野での協力など幅広いテーマについて議論するとともに、両国の良好な関係をさらに推進していくことで一致した。

トルクメニスタンとの関係では、5月に菅総理大臣とベルディムハメドフ大統領との間で首脳電話会談を行い、両首脳は日本企業が参画する多くの大型案件が実現し、二国間経済関係が発展していることを歓迎した。7月、2020年東京オリンピック競技大会開会式にベルディムハメドフ副首相が出席し、菅総理大臣との間で会談が行われた。

近年、中央アジア諸国及び周辺国の間では、地域協力の推進に向けた動きが活発化している。2021年には、ユーラシア経済同盟（EAEU）首脳会合（5月、10月）、独立国家共同体（CIS）首脳評議会（5月、10月）、上海協力機構（SCO）首脳会合と集団安全保障条約機構（CSTO）首脳会合（9月）、テュルク諸国機構（11月）など、中央アジア諸国の首脳が出席する会合がオンラインやハイブリッド形式で行われた。

さらに、中央アジア5か国に1か国が加わるフォーマットの外相レベルの会合も活発に行われている。2021年には、米国、EU、中国、ロシア、韓国、イタリア、インドが中央アジア5か国との間でそれぞれ外相級会合を行った。

(3) コーカサス諸国

コーカサス地域は、アジア、欧州、中東をつなぐゲートウェイ（玄関口）としての潜在性と国際社会の平和・安定に直結する地政学的重要性を有している。一方で、ジョージアでは南オセチア及びアブハジアをめぐる問題、アゼルバイジャンとアルメニアの間ではナゴルノ・カラバフをめぐる問題などが依然として存在す

る。日本は、2018年にコーカサス地域に対する外交の基本方針として、①国造りを担う人づくり支援（人材育成）及び②魅力あるコーカサス造りの支援（インフラ支援及びビジネス環境整備）の2本柱から成る「コーカサス・イニシアティブ」を発表し、これに沿った外交を展開している。

ナゴルノ・カラバフ問題に関して、2020年11月のロシア、アゼルバイジャン、アルメニア3か国首脳による停戦合意はおおむね遵守されてきたが、アゼルバイジャンとアルメニアの国境地域では、その後も散発的に銃撃戦が発生している。その一方、OSCEミンスク・グループ共同議長やロシアなどの仲介により、アゼルバイジャン・アルメニア外相会談や首脳会談が実現するなど対話の動きが見られた。日本は、OSCEミンスク・グループを始め、対話を通じ、国際法の諸原則に基づき、両国間の紛争に関連する残された問題が平和的に解決されることを期待するとの立場をとっている。

アゼルバイジャンとの関係では、8月に茂木外務大臣とバイラムフ外相との間で外相電話会談を実施した。両大臣は、新型コロナ対策への国際的な協力について意見交換を行うとともに、2022年の両国の外交関係樹立30周年を機に二国間関係を一層発展させていくことで一致した。

アルメニアとの関係では、7月に東京2020大会開会式に出席するため訪日したサルキシャン大統領と菅総理大臣との間で首脳会談を行い、両国の歴史的なつながりを大切にしつつ、ITを含む経済分野での連携を深めていくことで一致した。アルメニアでは2020年秋のアゼルバイジャンとの軍事衝突を受けて内政が不安定化し、6月に前倒し国民議会選挙が行われた。その結果、現職のパシニャン首相が再選された。

ジョージアは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を構築する上での重要なパートナーである。経済分野では、7月、日・ジョージア投資協定及び日・ジョージア租税条約が発効した。また、10月からは、トゥルナヴァ経済・持続的発展相をオンラインで招へいするプ

プログラムを実施し、日本の企業関係者などとの会談を行った。このほか、11月のオンライン形式での政務協議においては、脱炭素化や国際情勢など幅広いテーマについて意見交換を実施した。

(4) ベラルーシ

2020年8月の大統領選挙後に発生した大規模な抗議活動は、当局による厳しい取締りにより徐々に下火となったが、独立系メディアやNGOに対する大規模な捜索や関係者の拘束が行われるなど、人権状況の悪化が継続した。

2021年5月23日、ベラルーシ上空を飛行していた民間航空機がミンスク空港に強制着陸させられ、搭乗していた独立系ジャーナリストらが拘束された。欧米諸国は本件を強く非難し、さらにベラルーシ航空機の自国への乗入れや上空通過を認めないなどの措置を取り、日本も航空分野における措置を取った。

夏頃以降、ベラルーシから隣接するポーランド、リトアニア及びラトビアへの越境者の数が例年と比べて急増し、特に11月以降、シェンゲン域内への越境を試みる者がベラルーシとポーランドの国境地帯に集結した。ポーランド側は当該地域の検問を閉鎖した上で軍を動員して警戒にあたるなど情勢が緊迫化した。これを受け、日本はG7各国と共に、ベラルーシ政権による通常ではない移住の企てを非難するG7外相声明を発出した。また日本は、国際移住機関（IOM）⁶を通じた人道・医療支援実施のための緊急無償資金協力として50万米ドルを拠出した。

人権状況の悪化に加え、民間航空機強制着陸・記者拘束事案やベラルーシを通じた越境者数急増問題の発生により、ベラルーシと欧米諸国との対立は更に深まった。日本は、2度にわたりベラルーシ情勢に関する外務報道官談話を発出し、ベラルーシ当局に対して、市民の恣意的な拘束や力による弾圧を直ちに停止し、法の



中西哲外務大臣政務官によるウムルザコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相への表敬（8月28日、ウズベキスタン）



日・アルメニア首脳会談（7月24日、東京 写真提供：内閣広報室）

支配と民主主義の原則を遵守して国民対話に取り組み、事態に真摯に向き合うよう強く求めてきている。

2022年になると、ウクライナ国境周辺地域においてロシア軍の増強などによりますます緊張が高まる中で、ベラルーシは、2月10日、ロシアとの合同軍事演習を開始し、同月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略では、自国領域の使用を通じてロシアを支援しており、日本として、同国を強く非難した。今回の侵略に対するベラルーシの明白な関与に鑑み、3月3日及び8日、日本は、ルカシェンコ大統領を始めとする個人、団体への制裁措置や輸出管理措置などのベラルーシに対する制裁を決定した。

6 IOM : International Organization for Migration

第7節

中東と北アフリカ

1 概観

中東・北アフリカ地域（以下「中東地域」という。）は、欧州、サブサハラ・アフリカ、中央アジア及び南アジアの結節点という地政学上の要衝に位置する。世界の石油埋蔵量の約5割、天然ガス埋蔵量の約4割を占め、世界のエネルギーの供給地としても重要であることに加え、高い人口増加率も背景に、湾岸諸国を中心に経済の多角化や脱炭素化を進めており、市場としても高い潜在性を有している。

同時に中東地域は、歴史的に様々な紛争や対立が存在し、今も多くの不安定要因・課題を抱えている。近年は、イランをめぐり地域の緊張が高まっていることに加え、2011年に始まった「アラブの春」以降の政治的混乱も各地で継続している。シリアにおける内戦も終息せず多くの難民・国内避難民が生まれ、周辺国を含む地域全体の安定に大きな影響を及ぼしている。イエメンにおいても、イエメン政府及びアラブ連合軍（イエメン政府の要請を受け、サウジアラビアなどが主導）とホーシー派との間での衝突により、厳しい治安、人道状況が継続している。また、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」のような暴力的過激主義の拡散リスクも今なお各地に残存している。一方、2020年、アラブ首長国連邦、バーレーン、スーダン及びモロッコがイスラエルと国交正常化に合意したほか、2021年1月には、2017年6月以降継

続してきたカタール断交問題が解消するなど情勢の変化が見られる。

2021年1月に成立した米国のバイデン政権は、前政権下で離脱したイラン核合意への復帰に向けてイランと協議を行う姿勢を表明し、中東和平に関してはパレスチナとの関係改善に取り組むなど、その諸政策が中東地域に及ぼす影響が注目される中、2021年8月末、約20年にわたる米軍のアフガニスタン駐留を終了させた。

日本は、原油の約9割を中東地域から輸入しており、日本の平和と繁栄のためにも、中東地域の平和と安定を促進し、中東地域諸国との良好な関係を維持、強化していくことが、極めて重要である。こうした観点から、日本は、近年、経済、政治・安全保障、文化・人的交流を含めた幅広い分野で、中東地域諸国との関係強化に努めている。8月には、茂木外務大臣が、日本の外務大臣として15年ぶりの訪問となるイラクを含め、中東8か国・地域を歴訪し、日本がこの地域の平和と安定に貢献し、各国の信頼を得てきたことを背景に、中東地域へのコミットメントを改めて強調し、地域の安定に向けた緊密な連携を確認した。また、アフガニスタンについては2021年8月の情勢悪化以降、日本は国際社会と連携しながら、人道支援やタリバーンへの働きかけを実施している。

中東地域においても引き続き感染が拡大する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ

ナ] という。) に対しては、その対策のため総額約29億円規模のODAを実施している。こうした日本の支援や、特に脆弱な地域における人間の安全保障の理念に基づく対応の重要性について、国際会議の場で政務レベルからも発信を行っている。

2 中東地域情勢

(1) アフガニスタン

2020年9月に開始したアフガニスタン政府とタリバーンとの和平交渉は実質的な進展を見ないまま停滞し、米国はバイデン政権発足後、政府側とタリバーン側の双方に和平を働きかけるなどの取組を強化した。米国トランプ政権は2020年2月に署名された米国・タリバーン合意を踏まえ、合意時点で1万3,000名規模だったアフガニスタン駐留米軍を2021年1月に2,500名まで削減していたが、4月14日にはバイデン米国大統領が、アフガニスタンからの最終的な撤退を5月1日に開始、9月11日までに米軍及びNATO諸国軍を完全撤収すると表明し(7月に、撤収期限を8月末に前倒しすることを発表)、同日、NATOも数か月以内に部隊撤収を完了させる方針を表明した。これに対し、タリバーンは、米国・タリバーン合意上の撤収期限が5月1日から延期されたとして強く反発し、4月下旬にトルコ・イスタンブールで予定されていた和平会合への参加を固辞した結果、同会合の開催は見送られた。

米軍・NATO諸国軍の撤収作業の進展に伴い、タリバーンは、従来の地盤であるアフガニスタン南部だけでなく、首都カブールの隣接県や北部諸県において、郡部を中心に攻勢を強化し、7月までに周辺国との主要な国境検問所も制圧した。アフガニスタン政府とタリバーンによる高官協議などの動きもあったが、タリバーンは、7月下旬から都市部への本格攻勢を開始し、カンダハールやラシュカルガーなどでは激しい市街戦も発生した。8月6日はニームローズ県の県都を制圧したのを皮切りに、1週間余りで30以上の県都を次々と陥落させ、その後、

周囲の予想をはるかに超える早さで、8月15日には首都カブールに進入し、国際社会に衝撃を与えた。この際、大規模な戦闘は発生しなかったものの、ガーニ・アフガニスタン大統領は国外に出国した。このカブール陥落を受け、多くの国が大使館の一時閉鎖を決定し、日本大使館も臨時移転先のイスタンブールから邦人保護などの業務を継続した。

タリバーンはカブール制圧後、敵対者に復讐せず恩赦を与えることや、イスラム法の枠内で女性の権利を尊重することなどを表明した。しかしながら、急激な情勢変化によって国内は大きく混乱し、アフガニスタンへの派兵経験がある欧米諸国を中心に、各国は自国民や現地職員などの退避オペレーションを加速させた。日本も自衛隊機を派遣し、退避を希望した邦人1人及びアフガニスタン人14人を輸送した。8月30日に米軍の撤収が完了し、バイデン大統領は「20年間に及ぶ米国史上最長の戦争を終わらせた」と演説した。

9月上旬、タリバーンは抵抗勢力の最後の拠点となっていたパンジシール県を制圧し、「暫定政権」の樹立を発表したが、女性の不在や包摂性の欠如などの問題が指摘されている。また、カブール空港付近(8月)や地方都市のシーア派モスク(10月)などを標的とした「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)系組織によるテロが各地で発生しており、不安定要因となっている。

こうした中、日本は、アフガニスタン情勢をめぐり、G7外務・開発大臣会合(8月19日、茂木外務大臣)、G7首脳会合(8月24日、菅総理大臣)、米国主催の閣僚会合(8月30日、茂木外務大臣)、米国及びドイツ共催の拡大閣僚会合(9月8日、茂木外務大臣)、国連主催の人道会合(9月13日、鷲尾英一郎外務副大臣)、G20外相会合(9月22日、茂木外務大臣)、G20首脳会合(10月12日、岸田総理大臣)などの国際会議に積極的に参加し、国際社会が連携して、タリバーンに一致したメッセージを呼びかけていく重要性を確認した。

日本は、タリバーンの政治事務所が置かれて



アフガニスタンに関するG20首脳テレビ会議に出席する岸田総理大臣
(10月、東京)

いるカタール・ドーハに9月1日付で駐アフガニスタン日本国大使館臨時事務所を移転させた。9月の上村司政府代表のドーハ派遣や、11月及び2022年1月の岡田隆駐アフガニスタン大使のカブール訪問などの機会を捉え、タリバーンに対し、希望者の安全な出国、女性・少数民族の権利尊重、包摂的な政治体制の構築などを強く働きかけた。こうしたタリバーンとの交渉や米国・カタールを始めとする関係国との連携を含む外交努力の結果、アフガニスタンの情勢悪化後、日本政府の支援を受けて、本邦に到着するに至った大使館など日本関係機関の現地職員を含むアフガニスタン人は500人以上（2022年1月末時点）に達している。

現下のアフガニスタンの人道危機は国際社会の高い関心を集め、現金や外貨が国内で十分流通していないという「流動性欠如」による経済への打撃も懸念されている。日本は、国際機関経由でシェルター、食料、保健、水・衛生、農業、教育などの人道ニーズを支援するため、アフガニスタン及び周辺国に対し、10月に6,500万ドル（約71億円）の緊急無償資金協力を決定し、人道支援を実施中であることに加え、12月には令和3年度補正予算において1億900万ドル（約118億円）の追加的支援を決定した。日本は、引き続きアフガニスタンの人々に寄り添う支援を行うとともに、アフガニスタンを取り巻く地域の安定の確保に貢献していく考えである。

(2) 中東和平

ア 中東和平をめぐる動き

2014年4月にイスラエル・パレスチナ間の交渉が頓挫して以降、中東和平プロセスの停滞は継続している。バイデン米政権発足後、前政権下で関係が悪化した当事者間の協力再開の動きが一時見られたが、2021年4月中旬以降、イスラエル治安部隊とパレスチナ市民の衝突が東エルサレムなどを中心に発生し、次第に激化。5月10日以降、ガザ地区からイスラエルに向けロケット弾が断続的に発射され、これに反撃するイスラエル国防軍（IDF）との間で攻撃の応酬に発展、同月21日の、米国、エジプトなどの仲介による停戦までに、パレスチナ側で260人が死亡、イスラエル側で12人が死亡する事態となった。停戦後、6月にはイスラエル新政権が発足し、パレスチナ自治政府との間でハイレベルでの接触が徐々に再開されるなど、前向きな動きも見られる一方、ガザや東エルサレムなどを中心に対立の火種がくすぶり、不安定な緊張状態が継続している。

イ 日本の取組

日本は、国際社会と連携しながら、イスラエル及びパレスチナが平和的に共存する「二国家解決」の実現に向けて、関係者との政治対話、当事者間の信頼醸成、パレスチナ人への経済的支援の3本柱を通じて積極的に貢献している。

5月の停戦直後には、イスラエル、パレスチナ、エジプト及びヨルダンとの外相電話会談を実施し、停戦維持と緊張緩和を働きかけたほか、6月以降、2,300万ドルのガザ地区への人道・復興支援を実施した。さらに8月の茂木外務大臣のイスラエル・パレスチナ訪問では、双方の関係者に対して改めて、緊張緩和と信頼回復に向けた具体的な措置を講じるよう働きかけた。

日本独自の取組としては、日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンの地域協力により、パレスチナの経済的自立を中長期的に促す「平和と繁栄の回廊」構想を推進している。2021年末時点において、旗艦事業のジェリコ農産加

工団地（JAIP）ではパレスチナ民間企業18社が操業し、約200人の雇用を創出している。また、パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）を通じて東アジア諸国のリソースや経済発展の知見を動員し、パレスチナの国造りを支援している。

(3) イスラエル

高度な先端技術開発やイノベーションに優れているイスラエルは、日本の経済にとって重要な存在であると同時に、中東地域の安定にとっても重要な国となっている。2021年には、新型コロナウイルスのワクチン接種先進国として、世界から注目を集めた。なお、8月には世界各国に先駆けて一般市民向けの3回目接種を開始した。

イスラエルでは、3月の総選挙の結果、ヤミナ党（宗教的右派政党）のベネット党首を首班とし、前政権からの変革を旗印に、宗教・右派から世俗・左派まで幅広い政党で構成され、また史上初めてアラブ系政党のラウム党が参加する連立政権が成立し、12年間にわたるネタニヤフ政権が幕を閉じた。新政権は、ベネット党首が首相、イエッシュ・アティード党（中道）のラピード党首が首相代理兼外相を2023年8月まで務め、その後2025年11月の任期満了までは、ラピード党首が首相、ベネット党首が首相代理兼内相を務める首相輪番制を採用した。

日本との関係では、茂木外務大臣が、7月には、「東北-イスラエル・スタートアップ・グローバルチャレンジ・プログラム」のキックオ

フイベントにラピード首相代理兼外相とビデオ・メッセージを寄せた。8月にはイスラエルを訪問し、ヘルツォグ大統領、ベネット首相、ラピード首相代理兼外相と意見交換を行った。

(4) パレスチナ

パレスチナは、1993年のオスロ合意などに基づき、1995年からパレスチナ自治政府（PA）が西岸及びガザで自治を開始し、2005年1月の大統領選挙でアッバース首相が大統領に就任した。しかし、その後、アッバース大統領率いるファタハと、ハマスとの間の関係が悪化し、ハマスが武力でガザを掌握した。2017年10月に原則合意された、エジプトの仲介によるガザにおけるパレスチナ自治政府への権限移譲の履行は進まず、ガザを含むパレスチナ全土で2021年5月以降に予定されていたパレスチナ立法評議会などの選挙も、東エルサレムでの投票にイスラエルが同意しないとして延期され、依然として西岸をファタハが、ガザをハマスが支配する分裂状態が継続している。

日本との関係では、茂木外務大臣が、8月にパレスチナを訪問し、アッバース大統領、シュタイエ首相及びマーリキー外務移民庁長官と意見交換を行った。また、本田太郎外務大臣政務官が、11月に「パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合」にビデオ・メッセージの形で参加し、引き続き「平和と繁栄の回廊」構想などの取組を推進していくと表明した。

(5) イラン

イランは、約8,500万人の人口と豊富な天然資源を誇るシーア派の地域大国であり、日本とは90年以上にわたり伝統的な友好関係を発展させてきている。近年では、新型コロナウイルス・ワクチンの供与を含む医療・保健、環境、観光、領事等の幅広い分野での二国間協力が行われている。

6月にイラン大統領選挙が4年ぶりに実施された結果、保守派のライースィ司法権長が62%の得票率で勝利し、8月にはライースィ政権が誕生した。ライースィ大統領は、新型コ



日・イスラエル外相会談（2021年8月、テルアビブ）

コロナ対策や、米国の経済制裁によって低迷した国内経済の再建を最優先課題として位置付けており、また、中東地域の近隣諸国やアジア諸国との関係強化を重視した外交政策を展開している。8月のライースィ大統領の就任直後には、茂木外務大臣がイランを訪問し、主要先進国及びアジアの外国要人として初めてライースィ大統領を始めとする新政権の要人と会談し、日本とイランの二国間関係の更なる強化と拡大に努めていくことで一致した。

イランの核問題をめぐっては、イランは、米国のトランプ前政権によるイラン核合意（包括的共同作業計画（JCPOA））からの離脱とその後の米国による対イラン制裁の再開により、核合意で得られるはずの経済的利益が得られていないとして、2019年7月以降、核合意上のコミットメントを段階的に停止する対抗措置を取ってきた。1月には、20%のウラン濃縮を開始すると発表し、4月には60%の濃縮ウランの製造を開始している。また、イランは、国際原子力機関（IAEA）による抜き打ち査察を可能にしていた追加議定書の履行停止なども行っている。

バイデン米政権は、イランによる核合意の厳格な遵守を条件として、米国も核合意に復帰する用意があると発表しており、4月以降、米国及びイラン双方による核合意への復帰に向けた協議が、欧州連合（EU）などの仲介によりウィーンで断続的に行われてきた。6月以降は、イランの政権交代を受けて協議は中断されていたが、11月に再開された。しかし、交渉は難航しており、2022年2月現在、米及びイランによる核合意上のコミットメント遵守への復帰は実現していない。

このような情勢の中で、4月には、ナタンズのウラン濃縮施設の火災事案、6月には、テヘラン市近郊の遠心分離機製造施設への攻撃事案が発生しており、イランをめぐると中東地域情勢

は高い緊張状態が継続している。さらに、イランを含む中東地域においては、1月以降、船舶の自由な航行を阻害する事案が相次いで発生している。1月には、ホルムズ海峡において、韓国籍タンカーがイラン革命ガード海軍によって拿捕された。2月から4月にかけては、イランやイスラエルに関係する船舶への攻撃事案が発生しており、7月には、オマーン湾で、英国企業が運航する石油タンカーが攻撃を受け、乗組員2人が死亡した。

一方、4月以降、外交関係を断絶しているイランとサウジアラビアが協議を実施しており、両国とも中東地域の緊張緩和と関係改善に意欲を示した。8月と9月には、イラク主催でイラン及びサウジアラビアを含む地域諸国が一堂に会した会合が開催されており、中東地域の当事国間の対話が活発に行われている。

日本は、米国と同盟関係にあると同時にイランと長年良好な関係を維持してきた立場から、中東地域における緊張緩和と情勢の安定化に向けた独自の外交努力を行ってきた。3月の茂木外務大臣とザリーフ・イラン外相との電話会談、8月の茂木外務大臣のイラン訪問、12月及び2月の林外務大臣とアミール・アブドラヒアン・イラン外相との電話会談及び2月の岸田総理大臣とライースィ・イラン大統領との電話会談などのあらゆる機会を捉え、イランと緊密な意思疎通を図っている。（131ページ 特集参照）

(6) トルコ

トルコは、地政学上重要な地域大国であり、北大西洋条約機構（NATO）加盟国として地域の安全保障において重要な役割を果たすとともに、欧米、ロシア、中東、アジア、アフリカへの多角的な外交を積極的に展開している。また、1890年のエルトゥールル号事件¹に代表されるように、伝統的な親日国である。

1 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page22_001052.html



2018年の議院内閣制から実権型大統領制への移行後、エルドアン大統領は、新型コロナ対策において強いリーダーシップを発揮し、検査の充実と治療における独自モデルにより死者数を低いレベルに抑え、支持率を一時回復させた。しかし、以前から芳しくない経済指数は、新型コロナの影響で更に悪化した。特に、インフレが加速する中、政策金利を繰り返し引き下げたことでリラは市場最安値を更新し続けた。インフレの加速は、同大統領を支持してきた保守的な労働者や中低所得層の生活を圧迫している。

外交面においては、エジプト、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）といった、これまで関係の悪化が懸念されていた域内諸国との対話再開と関係の再構築が進められた。特にUAEとは、ムハンマド・アブダビ皇太子が約10年ぶりにトルコを訪問し、エネルギー、環境などに関する10の協定に署名するなど、関係が強化された。米国との間では、ロシア製のミサイル防衛システム（S-400）の導入による制裁が引き続き両国関係の懸案となっているほか、バイデン政権の発足早々にアルメニア人「虐殺」を追悼する声明を発表し、米・トルコ関係の先行きを不安視する見方もあったが、両国間では2度対面での首脳会談が実施され、意思疎通が図られた。

日本との関係では、茂木外務大臣が8月にトルコを訪問しチャヴシュオール外相と会談を行ったほかエルドアン大統領を表敬した。首脳レベルでは、岸田総理大臣が12月にエルドア

ン大統領と首脳電話会談を行い、エルドアン大統領からは総理大臣就任への祝意が述べられ、岸田総理大臣からは、戦略的パートナーであるトルコとの関係を一層発展させるため同大統領と協力していきたいと述べた。

(7) イラク

イラクは、2003年のイラク戦争後、2005年に新憲法を制定し、民主的な選挙を経て成立した政府が国家運営を担っている。イラクの安定は、中東地域の安定にとって重要であり、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」掃討後の復興、治安回復、電力供給などの行政サービス改善が主な課題となっている。

日本は2003年以降、一貫して対イラク支援を継続している。8月には、茂木外務大臣が日本の外務大臣として15年ぶりにイラクを訪問し、サーレハ大統領、カーズィミー首相及びフセイン外相と会談し、327億円を限度とする「バスラ製油所改良計画」関連の円借款に係る事前通報を行った。また、10月に行われた第5回国民議会選挙の支援のため、イラク独立高等選挙委員会に対し、生体認証登録用のサーバーなどの機材や投票所における新型コロナ対策用の物品をUNDP経由で供与した。

外交面では、テロ対策や経済・エネルギー関係の強化において、周辺国との協力が欠かせないイラクは、バランス外交を志向するカーズィミー政権の下、8月にイラク近隣国の首脳を招いた国際会合を主催した。

内政面では、10月の第5回国民議会選挙の結果、シーア派のサドル潮流が第一党となった。選挙はおおむね平穏に執り行われた一方で、シーア派の一部に選挙結果に反対する抗議デモも発生し、11月5日には、デモ隊と治安部隊が衝突しデモ隊員が死亡した。また、11月7日には、爆発物を搭載したドローンがカーズィミー首相邸を攻撃する暗殺未遂事件も発生した。

治安情勢については、イラク政府として治安対策の強化に取り組んでいるものの、1月にはバグダッド中心部でISILによる2件の自爆テロ



日・トルコ外相会談（2021年8月、イスタンブール）

特集

経済制裁下のイランにおける日本企業支援

在イラン日本国大使館

第2章

地域別に見た外交

1929年に在イラン日本公使館を開設して以来、日・イラン外交関係には90年以上にわたる交流の歴史があります。日本は、様々な分野でイランとの二国間関係を強化していくとともに、中東地域における緊張緩和と情勢安定化に向けて外交努力を継続しています。

経済・貿易関係に目を向けると、かつて日本は多くのイラン産原油を輸入し、両国の経済関係を拡大してきました。イラン核合意成立後、日本はイランと投資協定を締結し、日本企業のイラン進出を支援してきましたが、2018年以降は米国の核合意離脱に伴う経済制裁復活の影響などから、日・イラン間の経済・貿易関係は大幅に縮小しています。イランに投資し、事務所を構えていた多くの日本企業も、事務所の規模縮小や事務所数の減少を余儀なくされています。また、イランで事業を展開する日本企業が抱える問題も特殊です。例えば、円から現地通貨への両替ができない、海外からの送金ができないなど、イランでビジネスを進めるには、現状において様々な課題が存在します。

しかし、イランで活動する日本企業は、将来のビジネスの再開や拡大も見越しつつ、イランでのプレゼンスを維持し、取引先であるイラン企業などとの関係を保持しています。多くのイラン人の中には、日本車や日本の電化製品に対する極めて高い信頼が根付いており、より多くの日本企業が早くイランに戻ってきて欲しいとの強い期待を持っていることが感じられます。在イラン日本国大使館の業務の一つは、イランに駐在する日本企業関係者との定期的な面談などを通じて、企業が抱える問題を把握し、その解決に努めることです。経済制裁の影響など、各企業が抱える問題は特殊なものが多いのですが、問題解決に向けてイラン外務省やイラン中央銀行などイラン当局への働きかけなどを行っています。また、8月には、茂木外務大臣がイランを訪問し、その機会を捉えて、日・イラン税関相互支援協定が署名され、将来的に二国間における人やモノの流れの促進が期待されています。



税関相互支援協定署名の様子（8月、テヘラン）

また、大気汚染が深刻化する中、イランは発電容量における再生可能エネルギーのシェア増加を目指しており、太陽光発電や水力発電の分野におけるビジネス展開も期待されます。また、豊富な原油や天然ガスなど従来型エネルギー資源だけでなく、水素やアンモニアなどの新エネルギー分野におけるビジネスの可能性も見込まれます。さらに、イランでは馴染みの薄いリサイクルの推進に向けた取組なども日本企業関係者とともに行っており、こういった取組に対してもイラン側からは高い関心が示されています。

多くの制約がありますが、在イラン日本国大使館は在留邦人・企業とテヘランでの生活を共にしながら、日本勢一丸となって将来のビジネスチャンスを探求しています。これからも、経済分野を含む日・イラン関係がより発展していけるよう、日本企業を支援していきたいと思えます。

が発生し、一般市民32人が死亡、110人が負傷した。また、米国大使館や米軍の駐留する基地などを狙った攻撃も引き続き発生している。

イラク軍や治安機関によるISIL掃討作戦を支援してきた米国主導の有志連合軍は、2020年3月末以降、イラク軍に任務を委譲して複数の基地から撤退を進め、米国は、2021年1月15日までに駐留部隊を2,500人規模に削減した。7月には、カーズィミー首相とバイデン米国大統領との間で米・イラク戦略対話が実施され、2021年末までの駐留米軍の戦闘任務の終了及び助言・支援・強化任務への移行が合意された。また、イラク北部では、2020年6月以降、トルコ軍がクルディスタン労働者党（PKK）に対し、地上戦を含む軍事作戦を継続している。

(8) ヨルダン

ヨルダンは、混乱が続く中東地域において、比較的安定を維持している。アブドゥラー2世国王のリーダーシップの下で行われている過激主義対策、多数のシリア・パレスチナ難民の受入れ、中東和平への積極的な関与など、ヨルダンが地域の平和と安定のために果たしている役割は、国際的にも高く評価されている。4月には、ヨルダン・ハシェミット王国の建国100周年を迎え、菅総理大臣から祝意を表するビデオ・メッセージを送出した。

日本との関係では、ガザでの衝突事案を受けて5月に外相電話会談を実施し、イスラエル・パレスチナ間の信頼醸成のためにあらゆる方面



日・ヨルダン外相テレビ会談（2021年12月）

から働きかけを行うことが重要であるとの認識を共有した。また、8月には茂木外務大臣がヨルダンを訪問し、サファディ外相との第2回外相間戦略対話において、新型コロナ支援、経済協力、人的交流、難民支援などの分野における二国間関係強化の方途について議論するとともに、アフガニスタン情勢を含む地域情勢について幅広く意見交換を行った。さらに、同訪問では国王の実弟であるファイサル王子に表敬するなど対面での交流が再開された。12月には、林外務大臣の就任に伴う外相テレビ会談を行い、戦略的パートナーシップの下、協力関係を更に発展させることを確認した。

日本は、地域安定の要であるヨルダンとの関係を重視しており、11月には第3回外務・防衛当局間協議を開催するなど、安全保障面でも協力を積み重ねてきている。また、開発政策借款1億ドルを12月に拠出し、経済・財政的支援を行っている。

(9) 湾岸諸国及びイエメン

湾岸諸国は、日本にとってエネルギー安全保障などの観点から重要なパートナーである。近年、石油依存からの脱却や産業多角化、人材育成などを重要課題として経済、社会の改革に取り組んでおり、日本としても、こうした改革は中東地域の長期的な安定と繁栄に資するとの観点の下、その実現に向けて協力、支援を行ってきている。具体的には、サウジアラビアの脱石油依存と産業多角化のための「サウジ・ビジョン2030」を踏まえ、日本とサウジアラビアが二国間協力の羅針盤として策定した「日・サウジ・ビジョン2030」や、日本とアラブ首長国連邦の間の「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ」に基づく協力などを進めている。

新型コロナの影響により、要人往来が減少した中であつたが、8月、茂木外務大臣はカタールを訪問し、ムハンマド・カタール外相との間で第1回日・カタール外相級戦略対話を行い、「包括的パートナーシップ」の下、エネルギー分野に留まらない幅広い分野の協力を一層強化

していくことで一致した。また、茂木外務大臣は、9月の国連総会でのニューヨーク訪問時にも、ムハンマド・カタール外相と対面で会談し、アフガニスタン情勢をめぐる課題などへの対応を含め、改めて両国の連携を確認した。さらに、茂木外務大臣は、クウェート（8月、10月）及びアラブ首長国連邦（9月）との間で外相電話会談をそれぞれ行い、各国との関係強化や中東情勢の緊張緩和と情勢の安定化に向けた協力を確認した。なお、2021年は、日・カタール外交関係樹立50周年、日・クウェート外交関係樹立60周年の節目の年にあたり、現地では様々な祝賀行事を実施した。

イエメンの安定は、中東地域全体の平和と安定のみならず、日本のエネルギー安全保障に直結するシーレーンの安全確保の観点からも重要である。イエメンでは、グランドバグ国連事務総長特使を始めとした国際社会による仲介努力にもかかわらず、イエメン政府及びアラブ連合軍と、ホーシー派との間での衝突が6年以上継続している。長期化する衝突の影響により、イエメンでは「世界最悪」とされる厳しい人道状況が継続しており、日本は2015年以降、主要ドナー国として国際機関などと連携し、イエメンに対し、合計約3億米ドル以上の人道支援を実施してきている。3月に、オンライン形式で開催された「イエメン人道危機に関するハイレベル・プレッジング会合」では、鷲尾外務副大臣が、日本政府は、今後も関係国と連携しながら、人道支援及び政治両面での取組を継続し、イエメンの平和と安定に向け引き続き貢献していくことを表明した。

(10) シリア

ア 情勢の推移

2011年3月に始まったシリア危機は、発生から10年が経過するもなお情勢の安定化及び危機の政治的解決に向けた見通しが立っておらず、人口の90%以上が1日約2ドルの貧困ライン以下での生活を送ることを余儀なくされるなど、今世紀最悪の人道危機と言われる状況が継続している。

シリア全土での停戦が実現せず、2019年10月に国連の仲介により設立された「憲法委員会」の下での議論も平行線をたどるなど、政治プロセスの進展が見られない中、5月、シリア政府は大統領選挙を現行憲法に基づき実施した。アサド大統領が約95%の得票率で再選を果たしており、政治プロセスの今後の見通しは不透明である。

対外関係では、アサド政権が国土の多くに対する支配を回復し、その優勢が明らかとなる中、10年ぶりとなるヨルダンとの首脳電話会談の実施（10月）やUAE外相によるダマスカス訪問（11月）など、一部アラブ諸国とシリアとのハイレベルでの交流再開が見られる。一方、欧米諸国は、アサド政権による化学兵器使用や人権蹂躪^{じゅうりん}行為などを理由に、シリア政府との関係再開には慎重な姿勢を維持している。

軍事・治安面では、アサド政権は最後の反体制派拠点となっている北西部イドリブの制圧に向け攻勢を強化している。南部については、武装解除に反対する元反体制派勢力と政府軍間の大規模衝突を経て、シリア政府が残存する反政府武装勢力の平定を進めた。首都ダマスカスの治安は総じて維持されているものの、10月20日に政府軍用バスを標的とする爆発事案が発生した（首都市内での大規模爆発事案としては1年ぶり）。

イ 日本の取組

日本は、一貫して、シリア危機の軍事的解決はあり得ず、政治的解決が不可欠であると同時に、人道状況の改善に向けて継続的な支援を行うことが重要との立場をとっている。そのため日本は、シリア情勢が悪化した2012年以降、計32億米ドル以上の人道支援をシリア及び周辺国に対して実施してきた。

(11) レバノン

2020年8月に発生したベイルート港大規模爆発事案後、約1年以上に及び政治空白を経て、9月にミカーティ元首相を首班とする新内閣が発足した。新内閣は、行財政改革の実行、

未曾有の経済財政危機に伴う深刻な電力危機や新型コロナウイルスへの対応に加え、上記爆発事案の真相究明などの課題を抱えているが、大きな進展はみられず、10月には同事案の捜査を担当する判事の解任を求めるデモ隊による衝突事案が発生した。また同月には、レバノン情報相が就任前に行ったイエメン内戦をめぐる発言が湾岸諸国の反発を呼び、外交問題に発展し同情報相の辞任に至った。

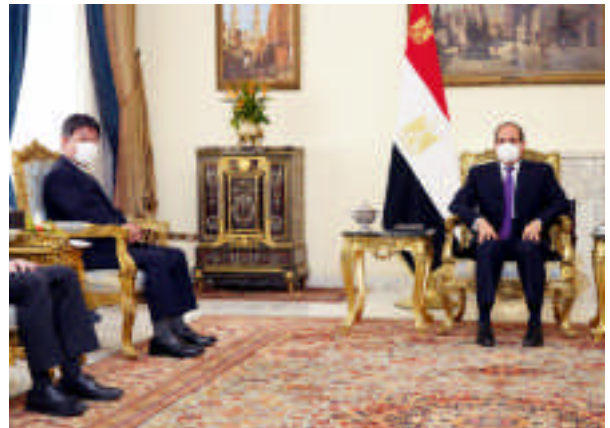
日本は、人道状況が悪化するレバノンを支援すべく、2012年以降、合計2億5,000万米ドル以上の支援を行っている。8月にはフランス・国連の共催で「レバノン国民に対する支援のための国際会議」がオンライン形式で開催され、鷲尾外務副大臣が、これまでの国際機関などを通じた対レバノン追加支援につき説明するとともに、レバノンが諸改革や国際通貨基金との協議の進展に向けて行動することが現下の諸課題を乗り越えるための唯一の道であることを強調した。

3 北アフリカ地域情勢 (エジプト、リビア、チュニジア、 アルジェリア、モロッコ)

(1) エジプト

アフリカ大陸の北東に位置し、地中海を隔てて欧州に接するエジプトは、中東・北アフリカ地域の安定に重要な役割を有する地域大国である。経済面では、新型コロナウイルスの影響（観光収入減少など）が継続するものの、近隣諸国との比較では経済的打撃が抑制され、GDPはプラス成長を引き続き維持している。

日本との関係は引き続き良好で、2016年のエルシーシ大統領訪日以降、日本式教育の導入、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）支援強化や、大エジプト博物館（GEM）建設計画などの協力案件が進んでいる。3月にはスエズ運河での日本関係船舶の座礁事案が発生したが、7月には留め置かれていた船舶が無事出航した。また、3月には、エジプト政府主催の「第2回持続可能な平和と開発に関するアスワ



茂木外務大臣によるエルシーシ・エジプト大統領表敬
(8月、エジプト・カイロ)

ン・フォーラム」に鷲尾外務副大臣がビデオ・メッセージを発信し、4月には茂木外務大臣が共同議長を務める形で、エジプトに本部を置くアラブ連盟に加盟する国・地域との「第2回日アラブ政治対話」をオンライン形式で開催した。6月に日・エジプト外相電話会談を実施したことに続き、8月には、茂木外務大臣が現地を訪問し、エルシーシ大統領、シュクリ外相との会談で同国との関係強化を、アブルゲイト・アラブ連盟事務総長との会談で同連盟との関係強化をそれぞれ確認した。

2019年4月から派遣されているシナイ半島駐留多国籍部隊・監視団（MFO）の自衛官2人についても、4月に第3次要員が派遣され、引き続き地域の平和と安定に向けた貢献を行っている。

(2) リビア

リビアでは、2011年のカダフィ政権崩壊後、議会が東部に政府が西部に置かれるなど、不安定な状況が続いている。2019年4月には、東部勢力の実力者であるハフタル「リビア国軍」（LNA）総司令官がトリポリへの進軍を指示し武力衝突へと発展したが、2020年5月以降、トルコの支援を受けた国民統一政府（GNA）側が反撃に転じ、現在は中部沿岸都市のシルテと内陸都市のジュフラを結ぶラインで双方の勢力が対峙している。一方、同年10月には両勢力間で恒久的停戦合意が署名され、以降、大きな武力衝突は発生していない。

政治面では、2020年11月に国連主導でリビア人の代表75人が参加した国民対話フォーラムがチュニスで開催され、2021年12月24日の独立記念日に大統領選挙を含む一連の選挙を行うことについて基本的合意が成立したが、選挙関連法の制定に至っておらず、12月22日に選挙の延期が発表された。

(3) マグレブ諸国

マグレブ地域は、欧州・中東・アフリカの結節点に位置する地理的優位性や豊富かつ廉価な若年労働力などによる高い潜在性から、アフリカにおいて経済面で高い重要性を有している。また、域内の各国はそれぞれの手法で「アラブの春」を乗り越え政治的な安定を維持してきた。一方で、新型コロナウイルスの影響もあり、アルジェリア、モロッコ及びチュニジアでは地域格差や高失業率などの克服が課題となっている。加えて、リビアやサヘル地域からの武器や不法移民の侵入による治安面への影響が懸念されている。

チュニジアでは、新型コロナウイルスによる経済の停滞や医療体制上の問題から国民の不満が高まり、2020年9月に発足したムシーシー内閣は、国内の政治改革に着手するとしてサイド大統領によって2021年7月25日に退陣を余儀なくされた。また、同大統領は、政治における汚職の撲滅を掲げ、同日に国民代表議会の活動を停止した。その後、同大統領から首班指名を受けたナジュラ・ブデン氏は、10月11日にチュニジア史上初の女性首相として新内閣を発足させた。サイド大統領の指導の下で、ブデン新政権が、国民から広汎な支持を得る形で、現在直面している経済社会分野での喫緊の課題に迅速かつ適切に対処できるかが注目される。

アルジェリアでは、2019年2月以降、ブーテフリカ大統領の長期政権への反発から抗議デモが長期化し、同政権は4月に退陣した。同年12月に大統領選挙が行われ、テブン元首相が当選した。同大統領は「新しいアルジェリア」の実現に向けた政治改革の一環として、憲法改正、国民議会（下院）選挙などを掲げた。改憲の是非を問う国民投票は革命記念日の2020年11月1日に実施され、投票率は23.7%と極めて低調であったものの、改憲案は採択された。2021年6月には国民議会選挙が前倒しで実施され、国民解放戦線が引き続き最大勢力となった。同選挙の結果を受け、7月にベンアブドゥルラフマーン首相が任命され新内閣が発足した。また、8月、アルジェリア政府はモロッコが敵対行為を続けているとして国交断絶を表明した。

モロッコでは、2021年9月8日に衆議院議員選挙が実施され、これまで第二党であった独立国民連合（RNI）が第一党に躍進し、真正と現代党（PAM）とイスティクラル党（PI）と連立与党を形成することで全議席の3分の2を占めるに至った。一方、2011年から10年間政権を率いてきた公正と発展党（PJD）は、新型コロナウイルス対策の遅れや失業率の高止まりなどを主な原因として、オトマニ首相を含む現職閣僚も議席を失い、野党に転落した。10月5日に実施された参議院議員選挙においても、RNI、PAM及びPIの連立与党が過半数を獲得したが、PJDは議席数を大幅に減らした。両選挙の結果を受け、モハメッド6世国王から首班指名を受けたアハヌーシュRNI党首は、10月7日に新内閣を発足させた。両院で過半数を占める連立与党の支持を受け、同首相がいかに経済社会政策を安定的に実施していくかが注目される。

コラム

日・クウェート外交関係樹立60周年

2021年、日本とクウェートは外交関係樹立60周年を迎えました。

日本とクウェートの関係は公式な外交関係を樹立する1961年12月8日以前（クウェートは1961年に独立）に遡り、1958年には日本のアラビア石油が、クウェートとサウジアラビアの中立地帯沖合にあるカフジ油田で石油採掘を行うなど、両国の間で活発な経済活動が行われていました。

2021年、両国では新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、様々な行事が行われました。茂木外務大臣とアフマド・ナーセル外相との間では、2度の電話会談が実施され、外交関係樹立60周年を祝福しました。

外交関係樹立記念日の12月8日には、駐日クウェート大使館により、これまでの両国の歩みを振り返る写真展が開催され、本田太郎外務大臣政務官が出席しました。同写真展の冒頭、アフマド・ナーセル外相からのビデオメッセージが放映され、両国政府及び国民に対する祝意が表明されました。

また、同日、クウェートでは60周年を記念して、ランドマークであるクウェート・タワーがライトアップされ、タワーの下で共に祝福する在留邦人とクウェート国民の様子は、クウェート国営放送や新聞各紙で紹介されました。

加えて、2021年は東日本大震災発生から10年の節目の年でもあり、原油供与などのクウェートからの多大な復興支援を踏まえて、両国の連帯を示すため、3月にもクウェート・タワーがライトアップされました。また、在クウェート日本国大使館が制作・公開したクウェートからの復興支援への感謝を伝える動画に対し、クウェートの人々から被災地の復興に思いを寄せるコメントが多数投稿されました。国内では福島県二本松市が、クウェートによる被災地支援に謝意を表明するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるクウェート選手団のホストタウンとなりました。

さらに11月には、クウェート日本人会主催の海岸清掃活動「亀作戦」が、クウェート市内において実施されました。この清掃活動には、クウェート環境庁などが協賛として加わり、在留邦人のほか、800人以上のクウェート市民が日・クウェート外交関係樹立60周年ロゴマーク入りのTシャツを着用して参加しました。



本田外務大臣政務官のクウェート写真展出席の様子（12月、東京）



クウェート・タワーのライトアップ（3月）



日・クウェート外交関係樹立60周年ロゴマーク



「亀作戦」の様子（11月、クウェート市）

このほか、在クウェート日本国大使館は、1年を通じオンライン動画により、1990年のイラクのクウェート侵攻に際しての日本の取組など、両国の協力関係や日本の言語・文化を紹介しました。

2021年は日・クウェート双方による様々な取り組みを通じ、両国間の絆^{きずな}を改めて思い起こし、今後の二国間関係の一層の発展に向けて決意を新たにす1年となりました。



動画「日本とクウェートのきずな—歴史の証言者たち—」より、ビシヤラ元湾岸協力理事協会（GCC）局長へのインタビュー（8月、オンライン）

コラム

日・カタール外交関係樹立50周年

2021年、日本とカタールは外交関係樹立50周年を迎えました。

カタールというと馴染みが薄いかもかもしれませんが、首都ドーハの名前は聞いたことがあるという人も多いのではないのでしょうか。サッカー日本代表が、初のワールドカップ出場をかけた1993年のイラク戦で、後半ロスタイムに同点ゴールを許し、予選敗退を喫することになった「ドーハの悲劇」の舞台となったのがカタールです。

また、日本とカタールは、主に発電用の燃料として使用されている液化天然ガス（LNG）の分野で強固な関係を築いてきました。日本はカタールからLNGを年間800万トン以上（総輸入量の約11%）輸入しています。カタールは世界有数のLNG産出国として、一人当たりGDPは約6.2万ドルを誇り、短い期間で世界でもトップ10に入る豊かな国になりましたが、このようなカタールの発展に日本はLNGの購入を通して貢献してきました。

50周年という節目の年を迎えた2021年の8月、茂木外務大臣はカタールを訪問し、ムハンマド副首相兼外相との間で、第1回日・カタール外相間戦略対話を実施しました。対話の冒頭で茂木外務大臣からは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会でのカタール人選手の健闘を讃えつつ、この機会に両国間の「包括的パートナーシップ」を更に深化させたいと述べました。両外相は9月の国連総会の際にもニューヨークで会談し、アフガニスタンをめぐる課題への対応を含め、二国間関係強化のため引き続き緊密に連携していくことで一致しました。その後、カタールによってアフガニスタンから出国する日本関係者への支援が行われ、2021年末までに約500人のアフガニスタン人がカタール経由で無事日本に到着しました。

そのほか、11月にはカタール文化省との共催で日本語の詩コンクールが行われるなど、新型コロナウイルス感染症対策もしっかりとりつつ各種イベントが行われました。2022年にも、日本語スピーチコンテストに加え、空手や柔道のイベントなど、日本とカタールの関係を更に盛り上げる機会が多く予定されています。



日・カタール外相間戦略対話（8月、カタール）



日本語の詩コンクールの募集案内（11月、カタール）

第8節

アフリカ

1 概観

アフリカは、54か国に13億人を超える人口を擁し、高い潜在性と豊富な天然資源により国際社会の関心を集めている。同時に、アフリカにおいては、紛争や政治的混乱、テロが平和と安定を脅かし、依然として深刻な貧困を含む開発課題を抱えている。アフリカにおけるこれらの課題の克服は、国際社会全体の平和と繁栄にとっても重要である。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）という。）は、2020年に続き2021年においても、アフリカの経済・社会に引き続き甚大な影響を及ぼしている。アフリカでは、新型コロナの第3波を迎え、累計感染者数は900万人以上に上っている（2021年12月時点）。一方で、世界でワクチン開発が進む中、アフリカ全体におけるワクチン接種率は11%（2021年12月時点）に止まり、ワクチン接種率の向上が重要な課題となっている。このような状況の中、日本は、4月にアフリカの25か国に対し、ワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、コールド・チェーンの整備や接種能力強化などの支援を行うことを発表した。加えて岸田総理大臣は、12月に行われた東京栄養サミット2021において、アフリカに対し、ワクチン供与を行うとの表明を行った。

また、2021年は、アフリカの複数の地域に

おける政情の不安定化が顕著となった年でもあった。国軍の一部兵士によって暫定政府要人が拘束されたマリ及び大統領が拘束されたギニア、政府とティグライ人民解放戦線（TPLF）との間で武力衝突が発生したエチオピア、国軍が首相などを拘束し、内閣を解散したスーダンは、その例といえる。

日本は、平和と安定の分野における課題に対する取組の一環として、2021年3月、政情不安や新型コロナによる経済・社会への甚大な影響を受け、人道危機に直面するアフリカ7か国に対し、31億7,900万円の緊急無償資金協力を実施した。これは、新型コロナによって経済活動が低迷し、食料危機を含む人道危機に直面している国々に対して食糧支援などを行うことを通じて、地域の不安定化を防ぐことを目的とする取組である。また、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）の際に提唱した、「アフリカの平和と安定に関する新たなアプローチ（NAPSA）」の下、紛争・テロ地域の安定化に向けた支援、制度構築・ガバナンス強化や若者過激化防止に向けた支援に取り組んでいる。

新型コロナの影響によって要人の往来が制限される中、2021年には日・アフリカ間で様々なレベルでの人的交流が行われた。

1月には、茂木外務大臣がケニア、セネガルを訪問し、長年にわたって培ってきた日本とアフリカの友好関係を再確認することができた。

また、夏に開催された2020年東京オリン

ピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）に際しては、ニャンデン南スーダン副大統領を始めとし、サブサハラ・アフリカ27か国から閣僚級の要人が訪日した。オリンピック・ホストタウンを通じた交流は、アフリカと日本の地方自治体の交流を促す契機となった。

日本は、アフリカの「オーナーシップ（自助努力）」と国際社会との「パートナーシップ」を基本理念として、四半世紀を超える歴史を誇るアフリカ開発会議（TICAD）を通じ、長年にわたり、アフリカの発展に貢献してきた。2022年には第8回アフリカ開発会議（TICAD8）が開催される予定である。新型コロナがアフリカの様々な開発課題を浮き彫りとする中、日本はTICAD8を通じ、アフリカ自身が主導する発展を力強く後押しし、ポスト・コロナも見据えたアフリカ開発の針路を示していく。（146ページ コラム参照）

2 東部アフリカ地域

(1) ウガンダ

ウガンダはムセベニ大統領による長期政権の下、安定した内政を背景とした経済成長を維持し、東部アフリカの主要国として地域の安定に貢献している。同国北部に滞在する南スーダン難民も含め、難民の受入れも積極的に行っている。1月には大統領選挙が実施され、現職のムセベニ大統領が6選を果たした。

(2) エチオピア

エチオピアは、アフリカ連合（AU）の本部が所在し、アフリカ政治において重要な位置を占めている。経済面では、アフリカ第2位の人口（1.1億人）を有し、2004年から2019年まで10%前後の高い成長率を記録した（2020年は6%）。首都アディスアベバはアフリカ有数のハブであり、アフリカで唯一日本への航空便（エチオピア航空）が運航している。

2020年11月に中央政府と地方政府のティグライ人民解放戦線（TPLF）との間で武力衝突が発生し、2021年11月には全土に非常事態宣言が発令された。この紛争による国内避難民は940万人に上り、人権・人道問題が深刻な状況にある。日本は、2月に国際機関を通じ660万ドル、12月に1,240万ドルの緊急無償資金協力を決定するなどの人道支援を実施しているほか、国際社会と連携し、事態の早期収拾に向けて取り組んでいる。

突が発生し、2021年11月には全土に非常事態宣言が発令された。この紛争による国内避難民は940万人に上り、人権・人道問題が深刻な状況にある。日本は、2月に国際機関を通じ660万ドル、12月に1,240万ドルの緊急無償資金協力を決定するなどの人道支援を実施しているほか、国際社会と連携し、事態の早期収拾に向けて取り組んでいる。

(3) エリトリア

エリトリアは、インド洋とスエズ運河・欧州を結ぶ国際航路に位置する国である。鉱物・水産・観光資源に恵まれ、今後、経済成長が見込まれている。2020年11月以降、エチオピア北部情勢が悪化する中で、地域の安定にエリトリアの果たす役割は重要。日本は2022年1月、首都アスマラに在エリトリア兼勤駐在官事務所を開設した。

(4) ケニア

ケニアは、東アフリカの大国として地域の平和と安定に貢献するとともに、日本企業のアフリカ進出のゲートウェーとしての役割を担う。1月にケニアを訪問した茂木外務大臣がケニヤッタ大統領を表敬し、オマモ外務長官などと会談を行った。

12月には第2回日・アフリカ官民経済フォーラムの分科会が首都ナイロビと日本をオンラインで結び開催され、日本とアフリカの企業や政府の関係者が参加し、アフリカビジネスの促進について議論した。本フォーラムにおいては、同月に日本とケニアの間で署名された「アフリカ健康構想」の協力覚書が発表され、ヘルスケア分野における民間企業などの活動促進への期待が示された。

(5) コモロ連合

コモロ連合は、インド洋に位置する島嶼国^{しよ}で、水産資源に恵まれたイスラム教国である。アザリ大統領の下、「2030年コモロ新興国プラン」を掲げ、観光、交通、保健、エネルギーなどを優先分野として開発を推進している。

(6) ジブチ

ジブチは、インド洋を挟んでヨーロッパとアジア諸国を結ぶ世界貿易の大動脈に面し、地域の物流ハブを目指している。また、国際安全保障上の拠点であり、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上でも重要な国である。2011年から海賊対処行動のための自衛隊の拠点を設置するなど、二国間関係は非常に良好である。

4月には大統領選挙が実施され、現職のゲレ大統領が5選を果たした。5月には初となる海賊対処行動に関する日EUジブチ共同訓練が実施された。

(7) スーダン

スーダンは、原油やナイル川の水資源や肥沃な耕地に恵まれているが、1956年の独立から計40年に及び内戦が続いた。また、2019年に30年間続いたバシル政権が、物価上昇に対するデモが発端で崩壊した。同年、国軍と文民の合意に基づき、民政移管を目指す暫定政府が発足した。国際社会はこの動きを支援し、2021年5月にはマクロン・フランス大統領が支援会合を主催した。これに先立ち、鷲尾英一郎外務副大臣がマリアム外相とオンライン会談を行った。しかし10月、国軍が政権を奪取し、内閣を解散した。これに対し、民政移管を求める民衆によるデモが続いている。日本は国際社会と連携し、民政移管プロセスへの回帰を求めている。

(8) セーシェル

インド洋の島国セーシェルは、2020年の民主的政権交代以後も安定した政治状況を維持している。新型コロナ流行後アフリカでいち早くワクチン接種を進め、国民の高い接種率（二回目接種完了者は約80%）を誇る。訪問客数の減少は、観光を経済の柱とする同国に影響を与えているが、2021年は回復を見せた。

(9) ソマリア

ソマリアは、2012年に21年ぶりに正式な連邦政府を樹立したが、人道危機のほかアル・

シャバーブによるテロなどの問題を抱え依然として国内情勢は不安定。2021年2月に実施予定であった大統領選挙は同年中に実施されなかった。

(10) タンザニア

東南部アフリカの平和と安定を支えるタンザニアは、長年にわたり高い経済成長率を維持している。近年では、民間企業の進出意欲も高く、特に経済、開発協力の面において日本との二国間関係は緊密化してきている。3月のマグフリ前大統領の逝去を受け、4月に初の女性大統領としてサミア大統領が就任した。

10月には小説家のアブドゥルラザク・グルナ氏がタンザニア出身者として初となるノーベル文学賞を受賞した。

(11) ブルンジ

ブルンジは、2015年5月に国軍によるクーデター未遂事件以降、国内の人権・治安状況の悪化が続いていたが、2020年6月に就任したンダイシミエ大統領は、国際社会との融和路線を進め、国内・地域の安定化の流れを生み出した。こうした中、米国は2021年11月に対ブルンジ制裁を解除する大統領令を発出した。

(12) マダガスカル

マダガスカルは、アフリカ東南部沖に位置する島国である。経済面では、日本企業によるアフリカ最大規模の鉱山投資であるニッケル・コバルト地金の一貫生産事業が経済に貢献している。

同国南部は干ばつによる食料危機が深刻となっており、2月、300万ドルの緊急無償資金協力による食料支援などの人道支援を実施した。

(13) 南スーダン

南スーダンは2021年に独立10周年を迎え、2018年9月に紛争当事者間で署名された合意に基づき、民政移管プロセスの準備を進めている。州知事の任命や上下院の再編など一定の進捗が見られるが、統一軍の再編などの課題も多



ニャンデン南スーダン副大統領による菅総理大臣表敬
(7月22日、写真提供：内閣広報室)

い。日本は、平和と安定の実現に向けた南スーダン政府の努力を後押しするため、政府間開発機構（IGAD）などを通じた和平プロセス履行支援を行っている。7月の東京2020大会開会式に際してニャンデン副大統領が訪日し、菅総理大臣に表敬を行った。また、南スーダンは11月に駐日大使館を開設した。

(14) モーリシャス

インド洋の要衝に位置するモーリシャスは「自由で開かれたインド太平洋」の推進に重要な国である。2020年、貨物船ワカシオ油流出事故を受けて、茂木外務大臣からジャグナット首相にモーリシャスの復旧と復興のための中長期的な支援を行ったが、その一環として2021年2月及び8月に海難防止を目的とした機材の供与を決定した。

(15) ルワンダ

ルワンダでは2017年に3選を果たしたカガメ大統領のリーダーシップの下、経済開発及び国民融和に向けた努力が続けられている。近年、特に情報通信技術（ICT）分野において急速な発展が見られ、日本企業の進出も増加している。

6月にはG20外相及び開発大臣関連会合の機会に茂木外務大臣とビルタ外務・国際協力相との間で外相会談を実施した。また、両大臣は8月にも電話会談を実施し、ビジネス関係を含む様々な分野における二国間関係が一層深化することへの期待を述べた。



日・ルワンダ外相会談（6月29日、イタリア、ローマ）

3 南部アフリカ地域

(1) アンゴラ

アンゴラは石油に依存した経済構造であり、新型コロナ流行下における石油価格の下落も相まって、2016年から5年間にわたりマイナス成長（2020年はマイナス5.2%（IMF））を記録し、経済の多角化・安定化が急務となっている。アンゴラは開発パートナーとの関係強化に積極的に取り組んでおり、5月に在名古屋アンゴラ共和国名誉領事館を開設した。

(2) エスワティニ

エスワティニは、国王であるムスワティ3世が行政及び立法において圧倒的な権力を有し、アフリカ唯一の絶対君主制を維持している。2018年4月に、国名を「スワジランド王国」から「エスワティニ王国」に変更した。アフリカで唯一台湾との外交関係を有する国である。日本とは、2021年5月に外交関係樹立50周年を迎え、オンラインでの記念行事において日本からも祝意のメッセージを伝達した。

(3) ザンビア

豊富な鉱物資源を有するザンビアは、近年では鉱物依存のモノカルチャー（単一産品）経済から脱却するため、経済の多角化に取り組んでいる。8月に大統領選挙が行われ、ヒチレマ大統領が就任。10年ぶりに民主的に政権交代が実現した。

(4) ジンバブエ

ジンバブエは、南部アフリカ地域の中心部に位置し、11世紀から15世紀にかけて、大規模な石造建築物群「グレート・ジンバブエ遺跡」を残した、歴代の王国が栄えた内陸国であり、流通促進やインフラ整備の推進は地域経済の発展にとっても重要である。5月には、日本が支援した同国とザンビア国境を結ぶ主要道路の一部区間を改修する「南北回廊道路改修計画」が完成し、ムナンガグワ大統領などから日本の協力に感謝が示された。

(5) ナミビア

ナミビアは、豊富な海洋・鉱物資源を有しており、南部アフリカ地域の大西洋側の物流ハブとして、資源開発やエネルギー分野における貿易・投資の拡大が見込まれる。また、安定した民主主義国家であり、2021年の「世界報道自由度ランキング (Press Freedom Index)」では2020年に続きアフリカでトップとなった。

(6) ボツワナ

ボツワナは、1966年の独立以降安定した政情の下、世界第2位の産出量を誇るダイヤモンドを基幹産業とし、中高所得国として発展を遂げている。近年ではダイヤモンド依存型経済からの脱却を目指し、産業の多角化と貧困削減に力を入れている。

(7) マラウイ

マラウイは1964年の独立以来、比較的安定してきたが、2019年5月の大統領選挙の結果に対するデモが頻発、2020年6月に再選挙が実施されチャクウェラ・マラウイ議会党 (MCP) 党首が現職を破り大統領に就任、安定を取り戻しつつある。

1971年に国際協力機構 (JICA) 海外協力隊の派遣が開始され、2021年に派遣50周年を迎えた。派遣開始以来、農村開発や医療、学校教育などを通じ国造りに貢献している。12月末までの累計派遣者数は1,897人と世界最多となっている。

(8) 南アフリカ

アフリカ唯一のG20メンバーである南アフリカは、アフリカの経済大国として、また、ビジネス展開の拠点として、日本を含む外国企業から引き続き注目されている。

汚職疑惑を巡る法廷侮辱罪でズマ前大統領が収監されたことをきっかけに、7月には、330人以上の死者、3,400人以上の逮捕者を出す商店などへの略奪を中心とした騒乱も発生している。また、新型コロナの感染拡大を受け、ラマポーザ大統領は感染対策と経済回復の両立を図る国内対策を継続的に講じている。8月にはSADC政治・安全保障機構議長国に就任し、地域の感染対策に引き続き重要な役割を果たしている。

また、11月には統一地方選挙が実施され、国政与党であるアフリカ民族会議 (ANC) は、1994年の民主化後初めて得票率が50%を下回った。

(9) モザンビーク

モザンビークでは2019年後半以降、北部カーボデルガード州においてISを称する武装集団などによる襲撃が頻発しており、3月には同州内のLNG事業サイト付近で大規模な襲撃事件が発生した。夏以降、SADC及びブルワンドの治安部隊がテロ掃討作戦に参加したことを契機に、治安情勢は改善しつつある。日本は、避難民に対する食料支援などの人道支援や、地域住民の経済的自立のための開発支援を行っている。

(10) レント

国土の大部分が山岳高地であり、内陸国であるレントは、鉱山や水資源開発などによって経済成長を続けている。また、その自然資源を活用して建設されたカツェダムのダム湖ではトラウト (にじます) の養殖が行われ、日本への主要な輸出品となっている。

3月、在群馬レント王国名誉総領事館が開設された。7月、外交関係樹立50周年を迎え、オンラインでの記念行事において日本からも祝意のメッセージを伝達した。

4 中部アフリカ地域

(1) カメルーン

カメルーンでは、2020年4月に作成された「カメルーンの北西州及び南西州の再建及び開発に係る大統領計画」に基づいて、ビヤ大統領の指揮の下、北西州及び南西州の英語圏地域の安定に向けた取組を進めている。日本は、国際連合開発計画（UNDP）と連携し、保健センターなどの改修のために2.91億円の支援を実施し、同地域の復興に貢献している。

東京2020大会開催時には、カメルーン代表が大分県日田市で事前キャンプを行うなど、日・カメルーンはスポーツ交流を含め友好関係を維持・強化している。

(2) コンゴ民主共和国

チセケディ大統領は、5月にイツリ州及び北キブ州に戒厳令を発出し、民主同盟軍（ADF、ウガンダ系反政府組織）を始めとする武装勢力の活動により治安上の大きな課題が生じている東部地域の安定化に引き続き取り組んでいる。また、同大統領は、AU議長として、国際場裡におけるアフリカに関する議論や、アフリカ域内の平和と安定に関する課題の解決に積極的に関与している。さらに、コンゴ民主共和国政府は、国際通貨基金（IMF）と協力しつつ、新型コロナにより打撃を被った国内経済の建て直しに尽力している。

また、同月、北キブ州ゴマ市近郊においてニーラゴンゴ火山が噴火し、溶岩流の流出により、死傷者を含む多数の被災民と物的被害が出たことから、日本は緊急援助物資の供与を行った。8月には、東京2020大会のため、ンコンデ・スポーツ・余暇相が訪日した。

(3) チャド

チャドでは4月、30年を超える長期政権を維持していたイドリス・デビー・イトゥノ大統領が、反政府武装勢力（FACT）との交戦での負傷が原因で逝去した。同月、デビー・イトゥノ前大統領の子息である、マハマト・イドリ

ス・デビー・イトゥノ中将を議長とする軍事移行評議会（CMT）が設置され、18か月の移行期間の後、選挙を実施予定とされている。

日・チャドの二国間関係は友好であり、スポーツを通じた交流として、8月にンドンガ・クリスチャン青年・スポーツ・企業促進相が東京2020大会のために訪日した。

(4) 中央アフリカ

中央アフリカでは、3月に再任したトゥアデラ大統領の下、武装勢力の攻撃的活動による治安上の問題を抱えながらも、7月までに国民議会議員選挙実施を終えた。また、同大統領は、10月に「一方的停戦宣言」を発表し、中央アフリカの平和と安定に向けた努力を継続している。

日本は、多数の難民・国内避難民などの人道危機に直面する中央アフリカに対し、食糧援助などの人道支援を実施しており、同国の平和と安定の強化に貢献している。

5 西部アフリカ地域

(1) ガーナ

2017年に発足し、再選して2021年から二期目を務めるアクフォ＝アド政権（新愛国党（NPP））は、「援助を超えるガーナ」構想を掲げ、投資の促進や産業の多角化を進めてきた。新型コロナが拡大して以降は、新型コロナ対策や国内経済の立て直しに力を入れている。

日本は、ODAを通じて、長年にわたり、野口記念医学研究所を支援してきた。両国の友好の象徴とも言える同研究所は、同国のPCR検査の最大約8割を担い、新型コロナ対策の拠点として中心的な役割を果たした。また野口英世博士ゆかりの地である福島県猪苗代町は、東京2020大会において、ガーナのホストタウンとなった。

(2) カーボベルデ

カーボベルデは民主主義が定着しており、アフリカ諸国の中でも高い政治的安定を誇っている。フォセンカ前大統領の任期満了に伴い、

10月には大統領選挙が平和裡に行われ、ネーヴェス大統領が就任した。

日本は、ODAを通じ、カーボベルデの発展に長年貢献している。2021年は、食糧援助や医療及び水産関連機材の供与などを通じて、同国の格差是正や経済の持続的発展を支援している。

(3) ギニア

ギニアでは、9月、国軍の一部兵士が武装蜂起し、コンデ大統領を拘束する事案が発生した。その後、軍人であるドンブヤ大佐が暫定大統領に就任し、移行憲章の下、暫定政権閣僚の任命など移行体制整備が進められつつある。

ギニアは豊富な水資源と肥沃な土地を有し、農業や水産業の開発潜在力は高く、ボーキサイト、鉄などを産出する西アフリカ随一の鉱物資源大国である。日本はギニアと長年にわたり友好的な協力関係を築いている。

(4) コートジボワール

2020年末に再選を果たしたウワタラ大統領の10年以上にわたる安定した政権運営の下、コートジボワールは着実な経済発展を遂げており、アビジャン港を中心として、西アフリカ地域の物流拠点としての存在感が高まっている。6月にはバグボ前大統領が国際刑事裁判所での無罪判決を経て帰国し、更なる国内融和と対話が期待されている。

日本はインフラ整備や健康な社会の推進などを通じて、コートジボワールの持続的な社会の安定と、経済社会開発の促進を支援している。良好な二国間関係に加えて、2021年3月には日・コートジボワール投資協定が発効し、民間レベルでも経済関係の一層の緊密化期待される。

(5) セネガル

サル大統領は、国内の政治的安定を背景に、新型コロナの流行下にあっても活発な外交を展開し、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）を通じて域内の平和と安定の課題に積極的に関与したほか、11月には中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）、12月にはアフリカの



日・セネガル外相会談（1月11日、セネガル、ダカール）



茂木大臣によるサル・セネガル大統領表敬（1月11日、セネガル、ダカール）

平和と安全に関するダカール国際フォーラムをホストし、国際社会における存在感を示した。

1月には、茂木外務大臣がセネガルを訪問し、サル大統領への表敬やタル外相との2日にわたる2度の外相会談などを行った。茂木外務大臣は、この訪問を通じて、2020年に外交関係樹立60周年を迎えたセネガルとの友好関係を礎として、国際的な諸課題への取組における連携を含め、セネガルとの重層的な協力関係を更に強化していくことを確認した。12月のダカール国際フォーラムには、鈴木貴子外務副大臣がビデオ・メッセージの形で参加し、アフリカの平和と安定を後押しする日本の取組に触れつつ、アフリカが新型コロナの流行からより良い回復を果たすための国際連携の強化を訴えた。

(6) ナイジェリア

2019年に2期目を迎えたブハリ大統領は、ナイジェリアを「次なる段階」へと導くため、これまで取り組んできた経済、治安、汚職対策を引き続き優先課題として位置付けている。治

安面では、北東部でテロ活動を展開してきた「ボコ・ハラム」及び「イスラム国 (IS) 西アフリカ州」(ISWAP) の指導者がそれぞれ5月と10月に死亡したと報じられたことをきっかけに、家族を含む武装勢力の投降が相次ぎ、11月にはその数が17,000人に達したと言われている。

ナイジェリアには47社の日系企業が進出しており、日本とナイジェリアは、経済関係を含めて様々な分野で交流を深めている。また、12月には、日本とナイジェリアの間で供与額3億円の道路整備関連機材のための無償資金協力(「経済社会開発計画」)に関する書簡の交換が行われた。

(7) ニジェール

平和裡に実施された大統領選挙を経て、4月にバズム大統領が就任した。民主主義の定着を後ろ盾として、開発課題やテロ・暴力的過激主義対策に取り組み、また、12月には国連安保理議長国を務め、気候変動と国際の平和と安全に関する公開討論を主催するなど、サヘル地域を始めとした国際社会の平和と安全にも積極的に貢献している。

日本は、教育改善や農業・農村開発などを通じて、ニジェールの持続的な開発促進を支援してきている。10月には食糧援助のための供与額4億円の無償資金協力を決定するなど、食料安全保障の改善に向けた協力に取り組んでいる。

(8) ブルキナファソ

2020年末に再選されたカボレ大統領の下で次期5か年戦略「第二次国家経済社会開発計画(PNDES II)」を策定するなど、継続的に開発課題に取り組んでいたが、各地でテロが頻発し政府のテロ対策に対する不満が高まり、2022年1月には国軍の一部兵士が同大統領などを拘束し権力を掌握した。ECOWASやAUから参加資格停止処分を受ける中、憲法に基づく秩序が早期に回復されることが求められている。

(9) ベナン

ベナンでは、4月に、大統領選挙が実施され、

大統領就任以降インフラ整備や汚職対策を含めた様々な改革を推し進めてきたタロン大統領が再選を果たした。

日本は、インフラ整備、産業振興及び国民生活の環境改善を柱とする経済協力を行っており、日本の支援で建設されたアラダ病院は、新型コロナウイルス対策拠点としても重要な役割を果たしている。

(10) マリ

2020年8月のマリ国軍一部兵士による武装蜂起とケイタ大統領の辞任以降、ングオ暫定大統領の下で暫定政府は、2022年2月までに大統領選挙及び国民議会議員選挙を実施すべく準備を進めていたが、2021年5月にマリ国軍の一部兵士が暫定政府要人を拘束し、政情が再度不安定化している。新たにゴイタ暫定大統領の下、憲法秩序回復と民政移管に向けて取り組んでいるものの、治安の回復が最優先であることを理由に、暫定政府は選挙の大幅な延期を希望し、民政移管は停滞している。

マリの平和と安定は、サヘル地域の繁栄にとっても不可欠であり、日本は国際社会とも連携しつつ、早期の憲法秩序回復と民政移管に向けたマリの取組を支援していく考え。12月には、透明性及び信頼性の高い選挙の早期実施に向けて、UNDPを通じた、選挙実施に必要な機材の供与を決定した。

(11) モーリタニア

モーリタニアは、2019年8月に就任したガズワニ大統領の任期が折り返し地点を迎える中、引き続き安定した政権運営を行っている。同国は、経済面では、豊富な水産資源及び鉱物・エネルギー資源の輸出を基盤としており、特にタコ輸出の約3割は日本向けとなっている。

日本とモーリタニアは良好な関係にあり、2021年には、モーリタニア議会において、モーリタニア・日本友好議員連盟が設立された。日本は同国に対し、水産分野での能力強化支援に加え、食糧援助を通じ同国の食料安全保障に向けた取組を支援している。

コラム

TICAD8の開催に向けて

—TICADプロセスを通じた日本のアフリカ外交のこれまで—

日本が、1993年にアフリカ開発会議（TICAD）^{*1}を立ち上げてから、2023年に30周年を迎えます。2022年に予定される第8回アフリカ開発会議（TICAD8）の開催を控え、TICADのこれまでの変遷を振り返ります。

TICADは、冷戦終結後、国際社会のアフリカ支援に対する関心が低下する中、アフリカへの関心を呼び戻し、アフリカ支援の重要性を論じるため、1993年に日本が立ち上げた国際会議です。この会議は、アフリカ開発に関する会議として、国際社会においても先駆的な存在でした。第1回の会議では、アジアの経済発展の成功体験をアフリカ開発の教訓として活用する重要性を強調しました。

TICAD II（第2回）は、「アフリカの貧困削減と世界経済への統合」をテーマに1998年に開催されました。また、アフリカ自身の「オーナーシップ」と国際社会による「パートナーシップ」というTICADの基本理念を打ち出す会議となりました。この理念は、日本自身が戦後、国際社会の支援を得つつ、自主性をもって発展してきた経験を、アフリカ開発においてもいかしていくことを示したものであり、現在では国際社会に共有され、アフリカ諸国にも浸透しています。

TICAD III（第3回）は、2001年の「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」の成立、2002年のアフリカ連合（AU）の発足など、開発の推進に向けたアフリカ側のオーナーシップが高まる中、2003年に開催されました。日本は、「アフリカ問題の解決なくして21世紀の世界の安定と繁栄はなし」との認識の下、国際社会の知恵と経験をアフリカ支援に結集させるべく議論を行いました。

TICAD IV（第4回）は、「元気なアフリカを目指して—希望と機会の大陸」というテーマの下、2008年に開催され、経済成長の加速化、人間の安全保障の確立及び環境・気候変動問題への対処が重点事項として議論されました。日本は、対アフリカODA及び民間投資の倍増を表明し、会合では、現在のTICADの特徴の一つでもある、フォローアップの重要性が確認されました

TICAD V（第5回）は、「躍動するアフリカと手を携えて」というテーマの下、2013年に開催され、アフリカの経済成長の更なる後押しについて議論されました。また、アフリカにおける産業人材育成の重要性に鑑み、ABEイニシアティブ^{*2}が立ち上げられました。

TICAD VI（第6回）は、初のアフリカ開催として、2016年にケニアで開催されました。日本は、官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備や強靱な保健システム^{じん}促進、平和と安定の基盤作りなどのアフリカへの未来への投資を行うことを発表しました。

TICAD7は、「アフリカに躍進を！ひと、技術、イノベーション」というテーマの下、2019年に開催され、経済・社会・平和と安定の三つの柱に基づき議論されました。中でもビジネス促進が議論の中心に位置付けられ、これまで以上に



TICAD IVの様子（2008年5月28日、横浜）

TICAD7集合写真
(2019年8月28日、東京 写真提供：内閣広報室)

アフリカにおける民間投資の重要性が確認される機会となりました。アフリカに進出する日本企業の数
は、過去10年間で520社から910社にほぼ倍増しています。

TICAD立ち上げ以来、日本は国際社会のアフリカ開発への関心を高めることに取り組んできました。
現在では、アフリカは「21世紀最後のフロンティア」として、その潜在力に国際社会の注目がかつてな
いほど集まっています。日本としても、TICADを通じ、アフリカとの協力関係を更に深化させていくこ
とが重要です。

新型コロナウイルス感染症がアフリカの様々な開発課題を浮き彫りにする中、日本は、TICAD8を通
じ、アフリカ自身が主導する発展を力強く後押しし、ポスト・コロナを見据え、アフリカ開発の針路を
示していく考えです。

※1 TICAD : Tokyo International Conference on African Development

※2 ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ : African Business Education Initiative for Youth） : アフ
リカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得と日本企業などでのインターンシップの機会を提供するプログラム。日本とアフリカ
の懸け橋として重要な役割を担っている。

第3章

国際社会で 存在感を高める日本

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	150
第2節	日本の国際協力（開発協力と地球規模課題への取組）	207
第3節	国益と世界全体の利益を増進する経済外交	233
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	256

第1節

日本と国際社会の 平和と安定に向けた取組

1 安全保障に関する取組

(1) 日本を取り巻く安全保障環境

日本を取り巻く安全保障環境は、これまで以上に急速に厳しさを増している。国際社会のパワーバランスの変化は加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大しており、こうした中、自らに有利な国際秩序の形成や影響力の拡大を目指した国家間の競争が顕在化している。さらに、国際社会においては、安全保障上の課題が広範化・多様化し、一国のみでの対応が困難になっている。宇宙領域やサイバー領域に関しては、国際的なルールの確立が安全保障の観点からも課題となっている。海洋においては、既存の国際秩序とは相いれない主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例が見られ、国連海洋法条約(UNCLOS)を始めとする国際法上の権利が不当に侵害される状況が生じている。近年、安全保障の裾野が経済・技術分野に一層拡大していることを踏まえ、これらの分野における安全保障政策に係る取組の強化が必要となっている。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、複雑化する国際テロへの対応は、引き続き国際社会にとっての重大な課題である。こうした中、日本の周辺には、強大な軍事力が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている。

このような安全保障環境などに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が

不可欠となっている。日本の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、日本がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。今後とも、日本は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、日本の安全及び地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に貢献していく(平和安全法制については151ページ特集参照)。

(2) 領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海を断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然としてかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見をいかしつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

2 日米安全保障(安保)体制

(1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力・対処力を向上さ

特集

平和安全法制施行5周年

いかなる事態においても国民の命や平和な暮らしを守り抜くことは、政府が担う最も重い責任の一つです。2016年3月に平和安全法制が施行されてから、2021年3月に5周年を迎えました。平和安全法制の施行後、米国を始めとする関係国との間で様々な協力が行われており、日米同盟はかつてないほど強固になり、日本は地域や国際社会の平和と安定に一層寄与するようになりました。

例えば、平和安全法制に新設された自衛隊法第95条の2により、自衛隊と連携して日本の防衛に資する活動に現に従事する米軍等の部隊の武器等を武力攻撃に至らない侵害から防護することが可能となりました。米軍に対しては2017年から2020年末までの間、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動や共同訓練の機会に、計57回の警護を実施しました。2021年11月には、共同訓練の機会に、オーストラリア軍に対して初めてとなる同様の警護も行われました。

また、平和安全法制施行を踏まえ、2017年には、日米間のより広範で円滑な安全保障協力の実施のため、新たな日・米物品役務相互提供協定（略称：日米ACSA）^{※1}が発効しました。新たな日米ACSAの発効により、平和安全法制を受け自衛隊から米軍に対して追加的に提供可能となった物品役務（例：自衛隊及び米軍の双方が参加する多数国間訓練のための物品役務）の提供に対しても、それまでの日米ACSA（1996年発効、2004年に第二次改正発効）の決済手続と同様の枠組みを適用させることが可能となり協力の実効性が一層高まりました。

さらに、国連PKOなどの国際的な平和協力活動への協力についても活動が拡充されました。2012年1月から2017年5月まで行われた国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）^{※2}に従事する南スーダン派遣施設隊の活動に対し、2016年11月に新しい任務が付与されました。この任務には、自衛隊が外国でPKO活動に従事する際、付近で活動するNGOなどが暴徒などに襲撃されたときに、襲撃されたNGOなどの緊急の要請を受けて、自衛隊が駆け付けてその保護に当たるいわゆる「駆け付け警護」や、他国の部隊との間での宿営地の共同防護を行うことが含まれました。

多国籍部隊・監視団（MFO）^{※3}への司令部要員の派遣も、法律施行に伴い可能となった非国連統括型の活動です。MFOは、1982年からエジプト・シナイ半島でエジプト・イスラエル間の停戦監視活動、対話・信頼醸成の促進支援などを実施する国際機関で、日本は2019年4月からシナイ半島国際平和協力隊員の派遣を開始し、現在2人の司令部要員を派遣しています。MFOへの司令部要員の派遣は、日本の「平和と繁栄の土台」である中東地域の平和と安定に資するのみならず、今後の国際平和協力の推進にとって有益な知見の蓄積にもつながる活動です。

このように、平和安全法制の施行以来、米国のみならず様々な国との協力が深化しています。今後も、国民の命や平和な暮らしを守り抜くべく、外務省としても、各国との相互協力の更なる進展に資する外交関係の維持・発展に努めていく考えです。



日豪共同訓練（日豪トライデント）
（11月 写真提供：防衛省）



MFOへ派遣された司令部要員
（写真提供：PKO事務局）

※1 ACSA：Acquisition and Cross Servicing Agreement

※2 UNMISS：United Nations Mission in the Republic of South Sudan

※3 MFO：Multinational Force and Observers

せていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。さらに、普^ふ天^{てん}間飛行場の移設や在沖縄米海兵隊約9,000人のグアムなどへの国外移転を始めとする在日米軍再編についても、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

(2) 日米安保各論

ア 「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」 の下での多層的な取組

2015年に策定された日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を重ねてきている。バイデン政権は発足直後から日米同盟を重視する姿勢を鮮明にした。発足後わずか2か月後の2021年3月、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がバイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸信夫防衛大臣との間で日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）が開催された。4閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たにした。また、4閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致した。さらに、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調した。そして、4閣僚は、尖閣諸島に対する日米安保条約第5条の適用を再確

認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとする一方的な行動に引き続き反対することを確認した。

そして、2022年1月には、日米「2+2」が初めてテレビ会議形式で開催され、日本側からは、林外務大臣及び岸防衛大臣が、米側からは、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。日米同盟をいかに進化させ、現在、そして将来の挑戦に効果的に対処し続けるかについて率直かつ重要な議論を行うことができ、大きく以下の3点の成果があった。第一に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」へのコミットメントを確認するとともに、ルールに基づく秩序を損なう中国の取組や北朝鮮の核・ミサイル活動を含め、変化する地域の戦略環境に関する突っ込んだ議論を行い、認識をすり合わせた。第二に、日米同盟の抑止力・対処力を抜本的に強化するための具体的な議論を進めることを確認した。さらに、宇宙・サイバー分野や新興技術を含め、日米同盟の優



日米「2+2」（テレビ会議形式）（2022年1月）



デル・トロ米海軍長官による表敬を受ける三宅伸吾外務大臣政務官（10月、東京）

位性を将来にわたって維持するために投資を行っていくことにつき一致した。第三に、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することや適時の情報共有といった連携の重要性について一致した。また、2021年も米国国防当局高官との人的往来が継続的に行われた。6月にアクイリノ米国インド太平洋軍司令官及びパパロ米国太平洋艦隊司令官、7月にリチャード米国戦略軍司令官、10月にはデル・トロ米国海軍長官が相次いで訪日した。また11月にはアクイリノ米国インド太平洋軍司令官が再度訪日し、林外務大臣就任後初となる外国要人としての外務大臣表敬を行った。加えて、4月には日米拡大抑止協議をテレビ会議形式で実施した。本協議は2010年以降定期的に行われ、日米安全保障・防衛協力の一つとして、地域の安全保障情勢、日米同盟の防衛態勢、核及びミサイル防衛政策並びに軍備管理について意見交換した上で、日米同盟の抑止力を強化する方策について率直な議論を行い、相互理解を深める場として機能している。このような多層的な取組を通じ、米国との間で安全保障・防衛協力を引き続き推進し、同盟の抑止力・対処力を一層強化していく。

イ ミサイル防衛

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMDシステムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。

ウ サイバー

2021年3月の日米「2+2」では安全保障分野におけるサイバーの重要性を確認し、同4月の日米首脳会談では、サイバー領域での防衛協力も進化させていくことを宣言した。こうした議論も踏まえ、2022年1月の日米「2+2」

では、サイバー脅威への共同対処が同盟として必須であることを確認した。日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米サイバー対話などの枠組みを通じ日米の関係者が幅広い分野における日米協力について議論し、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進し、サイバーに関する協力を引き続き行っている。

エ 宇宙

2021年3月の日米「2+2」では、安全保障分野における宇宙の重要性を確認し、同4月の日米首脳会談では、宇宙領域での防衛協力も深化させていくことを宣言した。こうした議論も踏まえ、2022年1月の日米「2+2」では、宇宙への、宇宙からの及び宇宙における深刻な脅威への共同対処が同盟にとって必須であることを確認した。日米両国は、宇宙状況把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。

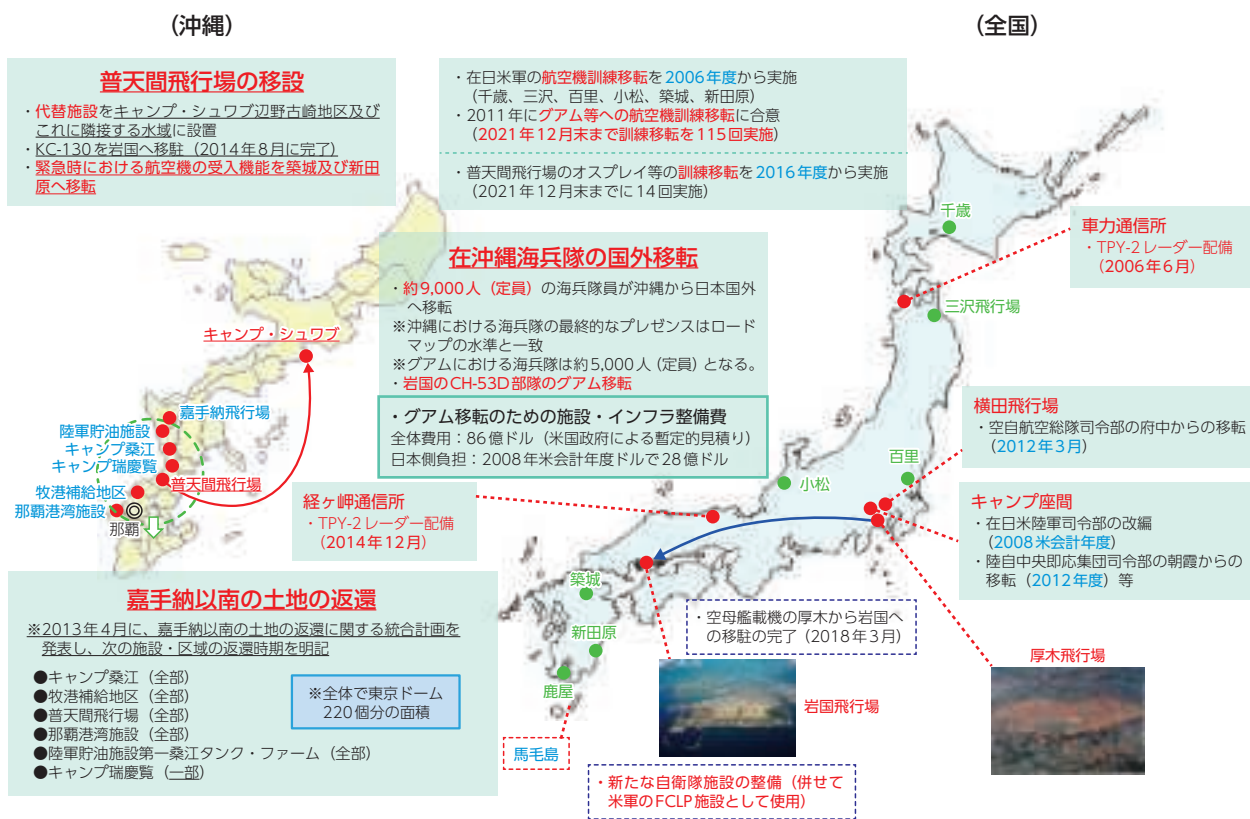
オ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、2021年4月の日米首脳共同声明や2022年1月の日米「2+2」共同発表でその重要性が確認されたように日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。

カ 海洋安全保障・多国間協力

日米両国は、東アジア首脳会議（EAS）やASEAN地域フォーラム（ARF）などの場で、海洋をめぐる問題を、国連海洋法条約を始めとする国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えている。2015年4月に公表したガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するた

米軍再編の全体像



※2012年4月の日米「2+2」共同発表において、在沖縄海兵隊のグアム移転と嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の移設に係る進展から切り離し

めの措置に関し、相互に緊密に協力するとしている。2021年は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、マラバール（日米豪印共同訓練）などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとも連携を強化した。さらに日米両国は、インド太平洋地域に空母打撃群を派遣した英国や、フランス、ドイツ、オランダといった欧州各国とも共同訓練を実施し、自由で開かれたインド太平洋を実現していく重要性が各国に広く共有されていることを確認した。引き続き、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの連携強化を重視していく。

(3) 在日米軍再編

政府は、普天間飛行場の辺野古移設を含む在日米軍再編を着実に進め、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減に引き続き全力で取り組んでいく。

2021年4月の日米首脳共同声明において、日米両国は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である辺野古における普天間飛行場代替施設の建設、馬毛島における空母艦載機着陸訓練施設、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編に関する現行の取決めを実施することに対するコミットメントを引き続き確認した。また、2022年1月の日米「2+2」共同発表においても、このような在日米軍再編について、二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。

引き続き、在沖縄米海兵隊部隊約9,000人のグアムなど国外への移転計画や、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地の返還などについて、着実に計画を実施すべく、日米間で緊密に連携していく。

特に、沖縄における土地返還の取組については、2017年12月の北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）の引渡し以降も、統合計画に基づいて各種返還案件が進められ、2020年

3月のキャンプ瑞慶覧^{ずけらん}の施設技術部地区の一部返還により、統合計画の中で「速やかに返還」とされている全ての区域の返還が実現した。また、2020年12月には普天間飛行場の佐真下^{さました}ゲート付近の土地の返還が行われたほか、2021年5月には牧港補給地区（国道58号線沿いの土地）のランドリー工場地区の返還が実現した。

(4)「同盟強靱化^{じん}予算（在日米軍駐留経費負担）」

(HNS)

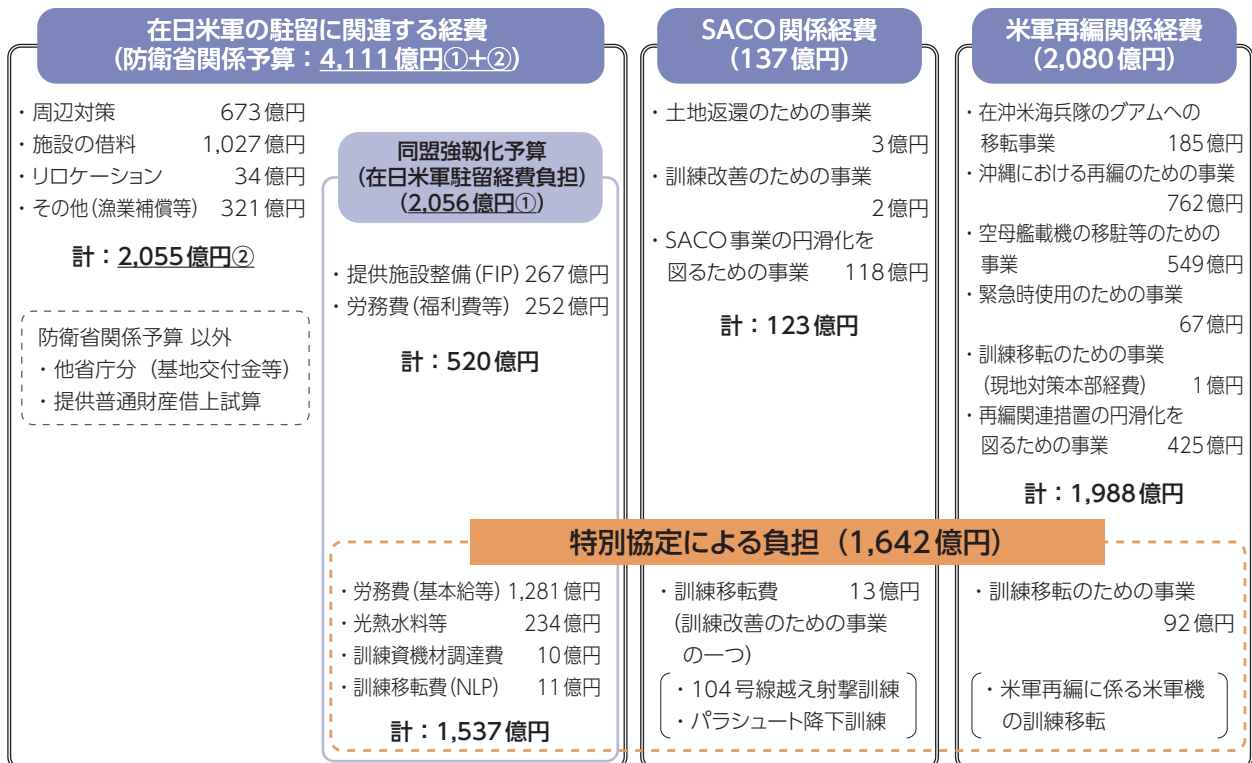
日本は、1987年以降、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の効果的な活動を確保するため、日米地位協定第24条の規定に基づき米側に負担義務がある経費の一部につき、日米地位協定の特則を定める特別協定を締結した上で負担してきた。

日米両政府は、2022年4月1日以降の在日米軍駐留経費負担の在り方について協議を行っ

てきた。日本としては、厳しい財政状況を踏まえつつ、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の安定的なプレゼンスを支えるとともに、日米同盟の抑止力・対処力をより一層効果的に強化していくことが必要であるとの認識の下、協議を重ね、2021年12月に日米間で合意に至り、2022年1月7日、東京において、林外務大臣とグリーン駐日米国臨時代理大使との間で特別協定の署名を行った。なお、日本側の経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを受け、日本側としては「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。

新たな特別協定の対象期間（2022年4月1日から2027年3月31日）における「同盟強靱化予算」などの概要は以下のとおり。「同盟強靱化予算」は年平均で約2,110億円となっている。

在日米軍関係経費（令和4年度予算案）



注：1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）に含まれるものと沖縄に関する特別行動委員会（SACO）関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。

2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元負担軽減に資する措置に係る経費である。一方、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から日本が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。

3 在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分（基地交付金等：400億円、3年度予算）、提供普通財産借上試算（1,643億円、3年度試算）がある。

4 四捨五入のため、合計値があわないことがある。



在日米軍駐留経費負担「同盟強靱化予算」に係る特別協定の署名
(2022年1月、東京)

①新たな特別協定

ア 労務費：在日米軍施設・区域で働く労働者のうち、23,178人の基本給などを負担（2021年度（令和3年度）の日本側負担労働者数である23,178人を維持）。

イ 光熱水料など：2022年度（令和4年度）及び2023年度（令和5年度）は234億円、2024年度（令和6年度）は151億円、2025年度（令和7年度）及び2026年度（令和8年度）は133億円を負担。

ウ 訓練資機材調達費：在日米軍の即応性のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費として、新たに負担（5年間で最大200億円）。

エ 訓練移転費：2021年度（令和3年度）と同水準（約114億円）を各年度負担。アラスカを訓練移転先の対象とする。

②提供施設整備費

在日米軍の即応性・抗たん性強化に資する事業を重点的に推進し、5年間で最大1,641億円を負担。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と

支持を得ることが重要である。日本政府は2015年の環境補足協定や、2017年の軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。例えば、2021年6月に陸軍貯油施設で有機フッ素化合物の一種であるPFOSなどを含む水の流出が発生した際には、2020年4月の普天間飛行場における漏出事象時と同様に、環境補足協定に基づく立入りを行い、水のサンプリングを実施した。また新型コロナ対策においては、2021年6月に在日米軍による在日米軍従業員へのワクチン接種に係る共同プレスリリースを発表した。同年12月以降、全国の在日米軍施設・区域内及びその周辺自治体において新型コロナの感染事案が発生したことを受け、2022年1月6日の日米外相電話会談や翌7日の日米「2+2」などの機会に、米側に対して感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けた対応を強く申し入れた。その結果、同月9日に新型コロナの拡大に対処するための措置に関する日米合同委員会声明を發出し、また、同月21日の日米首脳テレビ会談では、新型コロナの拡大防止のために引き続き緊密に協力することで一致した。引き続き、感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けて、日米間の連携をより一層強化していく。

沖縄の高校生・大学生が同盟国・米国のありのままの姿や国際社会における日本の役割を目の当たりにする機会を設け、日米の相互理解の増進を図ることを目的とする「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the United States) プログラムについては、新型コロナの影響を踏まえ、2021年3月に東京派遣プログラム¹として実施した。また、2020年度から、米国防省教育部 (DoDEA) と共催し、日米の中高校生が文化・教育交流を行う「日米交流の促進・相互理解の増進のための

1 沖縄から参加者を東京に招へいし、日米関係に携わる実務者や国際社会で活躍する有識者などへの面会（オンライン含む）及び各種視察を実施

プロジェクト」を実施している（158ページコラム参照）。

(6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月の国連安保理決議第83号の勧告に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部が韓国・ソウルに移されたことに伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、司令官始め4人が常駐しているほか、9か国の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常駐している。朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる。現在、朝鮮国連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイトビーチ地区の7か所の使用が認められている。

2019年7月には、合同会議が日本政府と国連軍との間で開催され、朝鮮半島情勢について議論するとともに、日本における国連軍に係る事件・事故発生時における通報手続に合意した。引き続き国連軍と緊密に連携していく。

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

アジア太平洋地域では、グローバルなパワーバランスの変化などに伴って安全保障環境が厳しさを増している。地域の安全保障環境が厳しさを増す中で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することはこれまで以上に重要である。また、日本自身の防衛力の抜本的な強化も必要である。同時に、各国との二国間及び多国間の安全保障協力の強化に積極的に取り組むことで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を続けている。

ASEANは、地政学的要衝に位置しており、日本にとって重要なシーレーンに面している。

ASEANの更なる安定と繁栄は、東アジア地域のみならず国際社会の安定と繁栄にとっても極めて重要である。こうした観点から、日本は、例えば、巡視船の供与などを通じて、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシアなどの海上保安能力向上に向けた支援を継続して実施している。3月、インドネシアと第2回日・インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施し、防衛装備品・技術移転協定に署名したほか、両国の安全保障協力を一層推進していくことで一致した。また、9月にはベトナムとも防衛装備品・技術移転協定に署名し、艦艇分野を含めた具体的な装備移転の実現に向けて両国間の協議を加速化している。11月にはフィリピンとの間で「2+2」の立上げに向けて検討を進めることで一致している。

インドとは、岸田総理大臣就任直後の10月に実施した日印首脳電話会談及び林外務大臣就任直後の11月に実施した日印外相電話会談において、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更なる高みに引き上げていくことで一致したほか、日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）の早期開催に向けて調整を進めることも確認した。また、日印軍縮・不拡散協議（2月）、第6回日印「海洋に関する対話」（9月）、第2回日印宇宙対話（11月）がそれぞれオンラインで開催され、それぞれの分野における情勢認識や協力可能性などについて意見交換が行われた。

オーストラリアとは、2022年1月に実施した日豪首脳テレビ会談の際に、自衛隊とオーストラリア国防軍との間の共同訓練や災害援助活動などの協力活動を円滑にする、日豪円滑化協定に署名した。同会談では、自衛隊とオーストラリア国防軍の協力を更に深化させるとともに、宇宙・サイバーなどの新領域や経済安全保障といった分野へも協力の裾野を拡大していくこと、さらに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のため、両国間の「特別な戦略的パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるべく連携していくことで一致した。また、同会談では、二国間協力のみならず日米豪印や

コラム

日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト

外務省は、2020年から米国防省教育部（DoDEA）との共催で、在日米軍施設・区域が所在する地域において、地元の中高生と米軍人の子女との交流プログラムを実施しています。このプログラムは、日米の中高生が文化・教育交流を通じて相互理解を深めるとともに、国際社会で活躍する人材を育成することを目的とするものです。

2020年の青森県三沢市に続き、2021年は山口県岩国市（2回）、長崎県佐世保市、青森県三沢市で事業を実施しました。このコラムでは、岩国市及び佐世保市のプログラムに参加した日本人生徒の感想を紹介します。

■ 山口県立岩国高校 堀川まりあさん

私の将来の夢は英語を話せる看護師なので、今回のプログラムに参加することをとても楽しみにしていました。しかし、いざ参加してみると私の未熟な英語力ではなかなか思いが伝わらず、とても苦戦しましたが、米軍基地内の高校生たちは優しく丁寧に接してくれました。グループワークで行った旗作りやキャラクター作りでは、積極的にコミュニケーションを取ることで、お互いの国の文化をより深く知ることができ、とても有意義でした。今回のプログラムに参加して、これからも海外の方ともっとたくさん交流したいと思います。そのためにも、自分の考えや思いを主張しながらも相手を思いやる気持ちを大切にして、より一層英語学習に力を入れていきたいと思います。またこのようなプログラムがあればぜひ参加したいです。

■ 長崎県立佐世保西高校 浦郷紗季さん

参加当初は、会場ではALT^{*1}の先生と楽しく会話ができて、同年代の子ともきっと良い時間が過ごせるだろうと思っていました。しかし、いざコミュニケーションを取ろうと思って上手く意思疎通が図れず、初日のプログラムが折り返し地点に来る頃には、最初の自信はほとんど消えかけていました。それでも、フレンドリーに米国側の高校生が話しかけてくれて、拙い英語ながらも会話を膨らませ、2人で笑い合うことができたときには大きな喜びを感じました。日米交流の象徴となるようなマスコットキャラクターを考えるセッションでは、日本と米国、互いの国の文化について意見交換することで、普段は知ることのない両国の相違点に好奇心を抱きました。今回のこのようなプログラムでは自分の視野や関心の幅を広げることができ、とても貴重な経験となりました。



学生と交流する小田原副大臣（11月7日、岩国市）



プレゼンテーションを行う日米の学生たち（11月6日、岩国市）

*1 ALTとはAssistant Language Teacherの略で英語を母国語とする外国人教師のこと。



日豪円滑化協定署名式
(2022年1月6日、東京 写真提供：内閣広報室)

日米豪の協力推進の重要性を再確認した。6月に開催された第9回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）では、地域の安全保障上の課題を踏まえた戦略認識を共有するとともに、インド太平洋地域及びそれを越えた地域における平和、安定及び繁栄に貢献すべく、日豪間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げることの重要性を確認した。

「グローバルな戦略的パートナー」である英国とは、2月の第4回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）及び首脳・外相間の各種会談（電話会談含む）において、「特別なパートナー」であるフランスとも、首脳・外相間の各種会談（電話会談含む）において、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて海洋安全保障などの分野で協力を強化していくことをそれぞれ確認した。英仏両国との安保・防衛協力は近年飛躍的に深化しており、9月に英空母「クイーン・エリザベス」を中心とする空母打撃群が日本に寄港し、共同訓練を行ったほか、10月には日英円滑化協定の第1回交渉会合を実施した。5月にはフランス練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」も日本に寄港し、共同訓練を実施したほか、10月には東京で23回目となる日仏外務・防衛当局間（PM）協議が実施された。ドイツとは、4月にオンライン形式で初の日独外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を行ったほか、6月には日独外務・防衛当局間（PM）協議を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて両国で緊密に連携していくことを確認した。また、11月にはドイツ海軍フリゲート艦「バイ

エルン」が日本に寄港し共同訓練を実施した。6月の日・オランダ外相会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携強化を確認し、9月には、オランダ海軍フリゲート艦が英空母打撃軍の一部として日本に寄港した。さらに、イタリア（3月、首脳電話会談及び6月、外相会談）とも「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携で一致した。EUとは、5月の日・EU定期首脳協議で、インド太平洋における日・EU協力の強化で一致したほか、複数回にわたりEU海上部隊との共同訓練を行った。また、EUは、4月及び9月にインド太平洋戦略を発表し、9月の文書で、七つの優先分野の一つとして、安全保障・防衛を明記し、パートナーとしての日本との協力も盛り込まれている。

カナダとは、5月の外相会談において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」（以下「優先協力6分野」という。）を発表し、6月の首脳会談では、優先協力6分野において、今後、両国が具体的で力強い協力・連携を更に進めていくことで一致した。優先協力6分野には、「瀬取り」など北朝鮮関連の国連安保理決議違反への対応などでの協力や、日加物品役務相互提供協定（ACSA）を最大限に活用すること、エネルギー安全保障に関する協力などが盛り込まれている。日加次官級「2+2」は、これまで4回開催されている。カナダ軍との共同訓練については、2017年以降毎年実施している日加共同訓練「KAEDEx」を11月に実施したほか、複数の多国間共同訓練を実施した。「瀬取り」については、カナダ軍の艦艇が9月中旬から、航空機が10月中旬から、監視活動を行った。

中国との間には、透明性を欠いた軍事力の急速な強化や日本周辺海空域における中国軍の活動の活発化、独自の主張に基づく我が国固有の領土である尖閣諸島周辺海域での領海侵入など、様々な懸案が存在しているが、引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会を活用して、主張すべきはしっかりと主張し、懸案

を一つ一つ解決し、また中国側の具体的な行動を強く求めるなど冷静かつ毅然と対応していく。中国の軍事的動向は日本にとって極めて重大な関心事項であることから、日中安保対話などの安全保障分野の対話や交流のチャンネルの重層的な構築に努めており、政策面での意思疎通を図るとともに、日本の懸念を伝達し、国防政策や軍事力に係る透明性の向上や日本を含む地域と安全保障環境に資する具体的な行動の改善を働きかけている。相互理解及び相互信頼の増進や不測の衝突の回避という面では、2018年6月に運用開始された日中防衛当局間の海空連絡メカニズムは大きな意義を有している。

韓国とは、北朝鮮の非核化に向け、日韓、日米韓で連携していくことが重要であるとの認識の下、日韓外相会談（1月（電話会談）、5月、9月）、日米韓外相会合（5月、9月）、日韓首脳電話会談（10月）などを行い、日韓・日米韓で緊密に連携していくことを確認している。

中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、日本の原油輸入の約9割を依存する同地域において、日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。2019年12月には、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のため、日本独自の取組として、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、②関係業界との綿密な情報共有を始めとする航行安全対策の徹底及び③情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について閣議決定し、2020年1月から中東の海域における情報収集活動を継続して実施している。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）など、地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。この中でもARFは、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じたインド太平洋地域の安全保障環境の向上を目的とし、北

朝鮮やEUといった多様な主体が参加する重要な安全保障対話の枠組みである。また、各種取組を通じた信頼醸成に重点を置いている観点からも重要なフォーラムであり、8月には、28回目となるARF閣僚会合が開催され、新型コロナへの対応のほか、北朝鮮、東シナ海・南シナ海問題などの地域・国際情勢を中心に率直な意見交換を行った。また、日本は、これまで海上安全保障、不拡散・軍縮、テロ・国境を越える犯罪対策、災害救援及びICTセキュリティの全ての会期間会合（ISM）において共同議長国を務めるなど、積極的に貢献している。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見交換の場として、政府間協議（トラック1）のみならず政府関係者と民間有識者双方が出席する枠組み（トラック1.5）も活用するなど、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

(2) 経済安全保障

経済安全保障を取り巻く動向

近年、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化しており、安全保障の裾野が急速に拡大している。例えば、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）など、人々の生活を便利にする新興技術は、軍事転用によって安全保障上のリスクになり得る。また、自国の戦略的利益を確保するために経済的な依存関係を利用して他国・地域を威圧するという動きも活発化している。このような経済活動に関する安全保障上のリスクに対処するため、経済構造の自律性を確保し、また、日本の技術を始めとする優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性を獲得するという観点を踏まえた経済施策を総合的・効果的に行うことが重要であり、こうした考え方を中心とする経済安全保障の取組の重要性が高まっている。

このような情勢を踏まえ、外務省は、安全保障や対外経済関係に係る外交政策を推進し、条約などの国際約束の締結、解釈及び実施を所管する省庁として、同盟国・同志国との連携強化

や、新たな課題に対応する規範の形成などに積極的に取り組んでいる。

イ 各国の最近の取組状況

経済安全保障を推進する取組は、他の主要国でも近年急速に進められている。

米国は6月、サプライチェーンに関する大統領令に基づく報告書を公表し、重要医薬品の国内生産への支援、先進蓄電池の国内サプライチェーンの確保、国内外の持続可能な重要鉱物の生産・加工への投資、産業界、同盟国、同志国と連携した半導体不足への対処などを直ちに実施する方針を示した。

EUは5月、新たな産業戦略の中で、戦略的な産業における原材料や技術について特定地域への依存を軽減する方針を示した。

オーストラリアは4月、「サイバー・重要技術国際関与戦略」を策定し、重要技術の発展がもたらす地政学的な意味合いを踏まえつつ、自国が保護すべき技術の特定などを推進する方針を示した。

中国も「中国製造2025」や新たな経済発展モデル「双循環」など、経済安全保障に関する国家戦略を急速に推進しており、国内法整備も着実に進めている。例えば、9月には、中国国内外におけるデータ処理活動に関し、自国の安全、公共利益、国民、組織の合法権益を損なった場合は、責任追及を可能とする規定などを含むデータセキュリティ法を施行した。

ロ 経済安全保障の推進に向けた日本の方向性

日本国内においても議論が加速化している。6月に決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、経済安全保障に係る戦略的な方向性が示された。例えば基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で同志国との協力の拡大・深化を図ること、日本の自律性を確保し優位性を獲得すること、こうした観点から重要技術を特定し、保全・育成する取組を強化すること、基幹的な産業を強^{じん}靱化するための施策の具体化と実施を進めることが決定された。

10月に発足した岸田内閣は経済安全保障を

重要課題の一つとし、所信表明演説において日本の経済安全保障を推進する法案の策定を表明した。11月に実施された第1回経済安全保障推進会議では、法制上の手当を講ずるべき分野として、(1) サプライチェーンの強靱化、(2) 基幹インフラの安全性・信頼性の確保、(3) 先端的な重要技術についての官民協力、(4) 特許の非公開化が提示されたほか、経済安全保障の推進に向けた大きな方向性として、「自律性の向上」、「優位性ひいては不可欠性の獲得」、「基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化」の三つが示された。

ハ 日本と諸外国との経済安全保障に関する連携

外務省は、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化に向けた同盟国・同志国との連携強化や、新たな規範の形成に向けた取組において積極的な役割を果たしている。

例えば、4月の日米首脳会談の共同声明において、5G（第5世代移動通信システム）の安全性及び開放性へのコミットメントを両首脳間で確認し、信頼に足る事業者に依拠することの重要性について一致した。また、両国の安全及び繁栄に不可欠な重要技術の育成保護や、半導体を含む機微なサプライチェーンにおける連携を確認した。さらに、知的財産権の侵害、強制技術移転、過剰生産能力問題、貿易歪曲的な産業補助金の利用などの非市場経済的で不公正な貿易慣行に対処するため、G7やWTOの枠組みを活用して引き続き協力していくことを確認した。「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」においても、信頼できる事業者や市場の多様化を通じオープンな無線アクセスネットワーク（Open-RAN）などを推進すること、5Gや次世代移動体通信網などの安全なネットワークなどへの投資を通じデジタル分野の競争力を強化することを確認した。このほかにも、半導体などの機微なサプライチェーン及び重要技術の育成・保護に関し協力すること、ゲノム解析などのバイオ・テクノロジーを進展させること、量子科学技術分野における研究機関間の連携及びパートナーシップを強化するこ

となどを確認した。さらに、2022年1月の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）では、人工知能や量子計算などの重要な新興分野でイノベーションを加速させ、日米同盟が技術的優位性を確保するための共同の投資を追求することなど、新興技術に関する協力を前進及び加速化していくことを確認した。

また、6月の日豪外務・防衛閣僚会議では、経済安全保障分野での一層の協力強化を約束した。例えば、違法な技術移転への対応やサプライチェーンの強靱性の構築において連携を更に深化することで一致した。また、サイバー及び重要技術の連携強化を通じて、地域の能力構築、産業の強靱化を進めていくことなどを確認した。2022年1月の日豪首脳テレビ会談においても、違法な技術移転への対処やサプライチェーンの強靱化、重要インフラの保護強化などの経済安全保障の分野における日豪両国間の協力を強化することを誓約した。

こうした二国間の連携強化に加え、日米豪印やG7などを通じた取組も活用し、同盟国・同志国との連携を強化している。

5月のG7外務・開発大臣会合では、世界経済の強靱性を促進するため、恣意的で威圧的な経済政策及び慣行に対して加盟国で共に取り組むことを確認した。また、中国に対し、世界経済における同国の役割に相応する義務及び責任を担い、かつ果たすよう要請することを確認した。

6月のG7首脳会合では、重要鉱物資源及び半導体などのサプライチェーン脆弱性リスクに対処するため、加盟国でメカニズムを検討し、ベストプラクティスを共有することを確認した。また強制的な技術移転、知的財産窃取、国有企業による市場歪曲的な行動、有害な産業補助金といった不公正な慣行から保護するため、世界貿易のルールを現代化する面で協力することで一致した。閣僚レベルでも、3月、5月及び10月に開催されたG7貿易大臣会合で、不公正な貿易政策や慣行の是正に結束して取り組むことで一致した。

また3月に初めて首脳級で開催された日米豪印首脳テレビ会議では、自由で開かれ包摂的で

強靱なインド太平洋には、重要・新興技術が共通の利益と価値観に基づいて管理され運用されることが必要であるとの精神が掲げられた。こうした精神の下、「重要・新興技術に関する作業部会の立ち上げ」、「技術の設計、開発及び利用に関する原則に係る声明の策定」、「技術標準の策定に係る協調の円滑化」、「バイオ技術の動向及び機会をモニターするための協力の円滑化」、「重要技術のサプライチェーンに関する対話の実施」などで一致した。

9月に行われた日米豪印首脳会合では、責任があり、開放的で、高い水準の技術革新を4か国が主導していくために、「次世代情報通信や人工知能に関わる技術標準」、「半導体を含む重要技術及び物資のサプライチェーンの強靱化」、「オープンRANを含む5Gネットワークのベンダー多様化」、「バイオ技術等の技術開発動向のモニタリング」において日米豪印が協力していくことを確認した。さらに、同会合では「技術の設計、開発、ガバナンス及び利用に関する日米豪印原則」を発出、「表現の自由やプライバシーを含む普遍的価値が重要であり、技術は権威主義的監視や抑圧に使われてはならないこと」、「強靱で、多様性があり、安全なサプライチェーンに向けて同志国等と協力を進めること」、「技術革新や包摂的な繁栄を実現するには公正で開かれた市場が重要であること」などを確認した。

新たな規範の形成に向けた取組としては、前述のような政治文書の発出に加え、各国による国内規制や施策への反映を視野に入れた個別の外交努力が挙げられる。例えば11月のプラハ5Gセキュリティ会議では、日本を含む数十か国による参加の下、5Gや人工知能、量子通信などの新興技術に関し、「補助金や法制度等を通じた外国による不当な影響によるリスクを軽減し、信頼できるサプライチェーンを構築すること」、「サプライヤーを多様化し競争力を促進すること」などの重要な原則について議論がなされ、新興技術の開発や利用などにおける原則に関する議長声明、及び5Gなどの機器のサプライヤーの多様化を促進するための原則に関する

る議長声明が発出された。

オ 外務省としての経済安全保障への取組

外務省としても、引き続き、日米同盟を外交・安全保障の基軸としつつ、基本的価値やルールに基づく国際秩序の下で、同志国との協力の拡大・深化を図っていく。また、必要な法整備など経済安全保障の確保に向けた政府一丸となった取組に積極的な役割を果たしていく。

(3) サイバー

サイバー空間の利活用が進み人々の生活の利便性が向上する一方、サイバー攻撃が日本の経済社会全体に与え得る安全保障上のリスクは拡大している。例えば5月に米国で発生した石油パイプライン事業者へのサイバー攻撃では、経済社会活動に大きな影響が発生した。サイバー空間は平素から、地政学的緊張を反映した国家間の競争の場となっており、国家の関与が疑われるものを含め、組織的かつ周到に準備された高度なサイバー攻撃の脅威が増大するなど、最早純然たる平時とは言えない様相を呈している。

このような状況を踏まえ、日本は悪意あるサイバー行為に対して関係各国と協働し、抑止のための取組を行っている。その一つとして、攻撃者を特定し、公に非難することで抑止するいわゆるパブリックアトリビューションを行っている。2017年にはワナクライ²事案の背後における北朝鮮の関与について、2018年には中国を拠点とするAPT10といわれるグループが長期にわたる攻撃を行ったことについて公に非難してきた。加えて、7月には中国政府を背景に持つAPT40や中国人民解放軍61419部隊を背景に持つTickというサイバー攻撃グループが関与した可能性が高いサイバー攻撃について、外務報道官談話を発出し、同盟国・同志国と連携し、これらの行動を断固非難した。

また、国際場裡における議論などを通じ、国際社会の平和と安定及び日本の安全保障に資す

るルール形成及びその運用を図ることは、サイバー攻撃を抑止する観点からも重要である。日本は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）や国連オープン・エンド作業部会（OEWG）に積極的に参画し、国際法がどのように適用されるか及び国家が守るべき規範に関する議論に貢献してきた。第6会期GGEでは、サイバー空間に既存の国際法が適用され、既存の国際法を補完する11項目の規範を再確認することを含む報告書が採択された。OEWGにおいては、新型コロナのパンデミック下における医療サービス及び医療施設に対するサイバー攻撃に重大な懸念を表明し、電力や水道などと同様に重要インフラとして保護すべきとの提案を米国やオーストラリアなど6か国共同で行い、こうした内容を含む報告書が3月に全会一致で採択された。本報告書合意後、6月からは、2021年から2025年を会期とする新たなOEWGが設立されており、日本は引き続き、自由で開かれた安全なサイバー空間の実現に向け議論に貢献していく。

抑止のための取組に加え、サイバー活動を発端とした不測の事態を防ぐためには、お互いの考え方について理解を深め、相互に信頼性を高めることが必要である。日本はシンガポール、マレーシアと共に共同議長国として、サイバーセキュリティに関するASEAN地域フォーラム（ARF）会期間会合を4月に開催し、地域的・国際的なサイバーセキュリティ環境に対する見方や各国・地域の取組について意見交換を行った上で、国連などの国際社会における成果を踏まえ、今後取り組むべき信頼醸成措置などに関する議論をリードした。

また、サイバー空間のボーダレスな性質を鑑みれば、他国及び地域の能力を向上させることは日本を含む世界全体のサイバー空間及び安全保障環境の安定化のため重要である。こうした観点から日本は主にASEAN諸国への能力構築

² 北朝鮮の関与があったとされる悪意のあるプログラム。2017年5月に150か国以上で30万台以上のコンピューターが感染し、身代金が要求された。

支援を継続してきた。例えば、2017年以降、日・ASEAN統合基金（JAIF）により、日・ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）の設立及びサイバーセキュリティ演習などを実施しており、10月に開催された第14回日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議では、日・ASEANの各種の協力活動の進展を確認した。また、日本は開発途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した、世界銀行による「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」に出資しており、今後人材育成などを推進していく。さらに、12月には「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」を改定しており、今後開発途上国における能力構築支援を積極的にオールジャパンで実施していく。

上記取組を通じ、今後も自由、公正かつ安全なサイバー空間の実現に貢献していく。

(4) 海洋

日本は、四方を海に囲まれて広大な排他的経済水域と長い海岸線に恵まれ、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、「自由で開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家である。力ではなく、航行及び上空飛行の自由を始めとする法の支配に基づく海洋秩序に支えられた「自由で開かれ安定した海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、これを維持・発展させていくために、日本は、海上交通の安全確保や海洋安全保障協力の取組を推進してきている。こうした取組は、日本の経済的存立の基盤となる海洋権益を確保していくためにも重要である。

特に、日本は、重要なシーレーンが位置するインド太平洋地域の海洋秩序を強化することにより、地域に安定と繁栄をもたらすべく、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組を進めている。

ア 海洋の秩序

(ア) 基本的な考え方

海洋をめぐることは、海洋権益の確保や安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に、アジアの海では、国家間の摩擦によって緊張が高まる事例が増えており、国際社会も重大な関心を持って注視している。安倍総理大臣は、2014年の第13回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）（シンガポール）において、「海における法の支配の三原則」（196ページ6（2）参照）を徹底していく必要があるとの認識を表明した。

日本は、G7や東アジア首脳会議（EAS）及びASEAN地域フォーラム（ARF）を含むASEAN関連の枠組み³などにおいて、法の支配に基づく「自由で開かれ安定した海洋」の重要性、海洋安全保障に関する日本の考え方、国際的な協力の重要性などについて積極的に発信している。10月に行われたEASにおいて、岸田総理大臣は、開放性、透明性、包摂性、法の支配といった価値を掲げる「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」を高く評価していると述べ、FOIPと本質的原則を共有するAOIPへの全面的な支持を改めて強調するとともに、各国にも支持を呼びかけた。また、同月に行われた日・ASEAN首脳会議で岸田総理大臣は、日本とASEANが2020年に採択したAOIP協力に関する日・ASEAN首脳共同声明に基づき、海洋協力を含むAOIPの四つの重点分野⁴においてAOIPの諸原則に資する具体的協力を着実に進めていることを紹介した。

ASEAN関連の枠組みのうち、海洋分野に特化したものとして、ASEAN海洋フォーラム拡大合会（EAMF）及びARF海上安全保障会期間合会がある。11月にブルネイの主催により開催された第9回EAMFでは、日本側から、法の支配に基づく海洋秩序の重要性や海洋における持続可能な経済活動に向けた日本の取組などについて述べたほか、日本の有識者から、地

³ ASEAN10か国に加え、様々な国・地域・機関が参加する地域協力枠組み。東アジア首脳会議（EAS）やASEAN地域フォーラム（ARF）のほかに、ASEAN+3（日中韓）、アジア欧州会合（ASEM）などが挙げられる。

⁴ 海洋協力、連結性、持続可能な開発目標、経済の4分野

域の喫緊の課題である海洋プラスチックごみ問題についての国際的な動向と日本の貢献についてプレゼンテーションを行った。

日本は、二国間においても海洋分野の協議・対話を進めている。9月には第6回日・インド海洋に関する対話を、10月には第4回日・フィリピン海洋協議を開催し、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を確認し、今後も海洋協力を強化することで一致した。また、8月に行われた日・トルコ外相会談では、法の支配に基づく海洋秩序を含め、様々な海洋に関する課題について議論を深めるべく、「日・トルコ海洋協議」を立ち上げることで一致した。

(イ) 国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約を根幹とした海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、国際社会全体における海洋に係る活動の円滑な実施の礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会合を含む関連国際機関での議論や海洋法秩序の安定に向けた知的発信に積極的に貢献している（196ページ6（2）参照）。

(ウ) 日本の海洋主権に対する挑戦（東シナ海をめぐる情勢）（39ページ第2章2節2（1）イ（工）参照）

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域において、中国海警船舶による領海侵入事案が2021年も続いている。中でも、中国海警船舶による日本漁船へ近づこうとする事案が繰り返し発生し、長時間にわたる領海侵入も確認されている。接続水域内における航行日数も過去最長を更新した。このように情勢は厳しさを増している。また、中国軍艦艇・航空機による活動も拡大・活発化している。さらに、排他的経済水域（EEZ）

及び大陸棚の境界画定がまだ行われていない海域では、中国による一方的な資源開発が継続している。加えて、近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において中国による日本の同意を得ない調査活動も確認されている。

このように東シナ海における中国の一方的な現状変更の試みが継続していることを踏まえ、日本としては周辺海空域における動向を高い関心を持って注視するとともに、主張すべきは主張しつつ、引き続き、冷静かつ毅然と対応していく。また同時に、東シナ海の平和と安定のため、米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

(エ) 地域の海洋秩序に対する挑戦（南シナ海をめぐる問題）（73ページ第2章2節7（2）参照）

南シナ海では、中国は、係争地形の一層の軍事化など、法の支配や開放性とは逆行する一方的な現状変更の試みやその既成事実化、地域の緊張を高める行動を継続・強化しており、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。日本は、力や威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対するとともに、南シナ海における法の支配の貫徹を支持し、航行及び上空飛行の自由並びにシーレーンの安全確保を重視してきている。また、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、UNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を一貫して強調してきている。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、国際社会の正当な関心事項であるとともに、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、南シナ海を利用するステークホルダーである日本にとっても、重要な関心事項である。法の支配に基づく「自由で開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、国際社会の連携が重要である。この観点から、日本は、米国の「航行の自由」⁵ 作戦を支持する立場をとっている。

⁵ 米国政府は、「航行の自由」作戦は航行及び上空飛行の自由その他の適法な海洋利用の権利を侵害し得る過剰な主張に対抗する活動であると説明している。「航行の自由」作戦の一例として、2021年9月8日、米海軍のミサイル駆逐艦「ベンフォールド」が南沙（スプラトリー）諸島の周辺を航行した。

沖縄県石垣市魚釣島



写真提供：内閣官房領土・主権対策企画調整室

中国による南シナ海における大規模かつ急速な拠点構築

	埋立て以前	2015年(埋立て後)	2020年
ファイアリー クロス礁	2014年8月14日 	2015年9月3日 	2020年3月27日
スピ礁	2014年1月8日 	2015年9月3日 	2020年3月27日
ミスチーフ礁	2015年1月26日 	2015年9月8日 	2020年4月23日

出典：CSIS Asia Maritime Transparency Initiative/Digital Globe

1 海上交通の安全確保

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、航行及び上空飛行の自由や海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

(ア) アジアにおける海賊対策

国際商業会議所 (ICC) 国際海事局 (IMB) によれば、東南アジア海域における海賊などの事案の発生件数は、2020年は62件、2021年は56件となっている。

日本は、アジアの海賊などの事案対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) の策定を主導し、同協定は2006年に発効した。各締約国は、シンガポールに設置された情報共有センター (ReCAAP-ISC) を通じて、マラッカ・シンガポール海峡などにおける海賊などの事案に関する情報共有及び協力を進めており、日本は事務局長や事務局長補の派遣及び財政的貢献により ReCAAP-ISC の活動を支援してきている。加えて、日本は、アジアにおける海上法執行能力向上支援、監視能力向上支援といった取組を進めており、国際的にも高く評価されている。

(イ) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

IMBによれば、ソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案の発生件数は、ピーク時の2011年(237件)以降、減少傾向にあり、2019年及び2020年は0件、2021年には1件と低い水準で推移している。各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組が行われているが、海賊を生み出す根本的原因はいまだ解決しておらず、また、この海域の海賊は依然として海賊行為を行う意図と能力を維持しており、予断を許さない状況である。

日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦(海上保安官が同乗)やP-3C⁶哨戒機を派遣し、海賊対処行動を実施し

ている。また、日本は、この海域の海賊を生み出す根本的原因の解決に向けて、ソマリアや周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。

日本は、国際海事機関(IMO)の設置した基金にこれまで1,553万米ドルを拠出し、イエメン、ケニアやタンザニアへの情報共有センターの設置や、ジブチ地域訓練センター(DRTC)⁶の建設を支援したほか、海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金に450万米ドルを拠出し、ソマリアやその周辺国を支援している。また、ジブチ沿岸警備隊に対しては、2015年に巡視艇2隻を供与するとともに、2021年には巡視艇2隻の建造と浮棧橋の整備に関する支援を決定したほか、派遣海賊対処行動水上部隊との共同訓練や国際協力機構(JICA)の技術協力を通じて海上保安能力向上のための支援を継続的に実施している。さらに、ソマリアの安定に向けて、日本は、2007年以降、基礎サービス改善支援、警察支援などによる治安向上への支援、職業訓練及び雇用創出などによる国内経済活性化の支援のため、総額5億米ドルを拠出している。

(ウ) ギニア湾における海賊対策

IMBによれば、ギニア湾における海賊・武装強盗事案の発生件数は、2019年は64件、2020年は84件と近年高い水準で推移していたが、2021年は35件と減少した。従来は多くの事案が沿岸国の領海内で発生していたものの、近年は、遠洋での事案が増加している。このため、沿岸国の海上法執行能力の強化や、各国の連携による対応能力向上が課題となっている。日本は、国連開発計画(UNDP)やJICAによる研修を通じた沿岸国の能力構築支援を行っているほか、ギニア湾における海上犯罪対策の協力調整メカニズムである「G7++ギニア湾フレンズ・グループ」⁷の会合への参加を通じ、国際社会における議論に関与してきている。

⁶ DRTC: Djibouti Regional Training Centre

⁷ G7++ギニア湾フレンズ・グループ: G7に加え、非G7諸国及び国際機関などが参加

海洋安全保障に関する協力

(ア) 能力構築支援

日本は、外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁などが連携し、海洋安全保障に関する各国の能力構築のために切れ目のない支援を行っている。

外務省は、二国間のODAを活用した巡視船などの機材の供与、人材育成を通じ、開発途上国の法執行機関などの能力構築支援を行っている。また、近年一層増加傾向にある多様な海上犯罪に対処するため、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）のグローバル海上犯罪プログラム（GMCP：Global Maritime Crime Programme）が実施する海上法執行能力強化プロジェクトを支援してきており、対象国の海上犯罪対策に携わる実務家を対象に訓練やワークショップを実施している。

防衛省・自衛隊では、これまでにミャンマー⁸、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、スリランカ及びブルネイに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援を実施し、これにより、日本と戦略的利益を共有するパートナーとの協力関係を強化している。

海上保安庁では、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する能力構築支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官や能力構築支援専従部門である海上保安庁モバイルコーポレーションチームを各国の海上保安機関に派遣しているほか、各国の海上保安機関の職員を日本に招へいし、研修を実施している。また、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う「海上保安政策プログラム」を開講し、アジア諸国の海上保安機関職員を受け入れ、高度な実務的・応用的知識、国際法・国際関係についての知識・事例研究、分析・提案能力、国際コミュニケーション能力を有する人材を育成している。

こうした能力構築支援を実施するに当たっては、米国、オーストラリア、インド、英国、フランスを始めとする同志国とも緊密に連携を

行っている。

(イ) 海洋状況把握

海洋に関連する多様な情報を集約・共有し、海洋の状況を効果的かつ効率的に把握することは、「自由で開かれ安定した海洋」の実現のために不可欠である。日本は、こうした海洋状況把握（MDA）の取組において、国際的な連携を重視してきている。

近年、インド太平洋地域では、航行の安全に関わる事象や船舶情報などの海洋に関連する情報を集約・分析・共有するための情報共有センターの設置が進んでいる。日本は、シンガポールに所在するReCAAP-ISCに事務局長及び事務局長補を派遣しているほか、シンガポール海軍が設置した情報融合センター（IFC）やインド海軍が設置したインド洋地域情報融合センター（IFC-IOR）に連絡官を派遣している。なお、日印間では、2018年10月の日印首脳会談の際に署名された海軍種間実施取決めに基き、当局間で情報交換が行われている。

また、日本は、ARF海上安全保障会期間会合の公式行事として、「MDAの国際連携に関するARFワークショップ」を開催している。

(5) 宇宙

近年、宇宙利用の多様化や宇宙活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊実験や人工衛星同士の衝突などによりスペースデブリが増加するなど、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に対するリスクが増大している。

日本は、こうした状況に対応するため、宇宙状況把握や宇宙システムの機能保証の強化などに取り組むとともに、国際的なルール作りや国際宇宙協力、とりわけ同盟国たる米国との協力を含めた施策を実施している。

ア 宇宙空間における法の支配の実現

宇宙空間をめぐる環境の変化を踏まえ、国際

⁸ 現在は支援停止中（2021年12月時点）

社会では、宇宙活動に関する国際的なルール作りが様々な形で活発に議論されており、日本も宇宙空間における法の支配の実現に向け積極的に関与している。

国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）は、国連総会の下に設置された常設委員会であり、民生宇宙活動に関する国際的なルール作りの場として重要性が高まっている。2021年のCOPUOS法律小委員会では、青木節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が日本人として初めて議長を務め、持続可能な宇宙開発利用の進展に貢献した（170ページ コラム参照）。

近年、国内外において商業的な宇宙資源の開発及び利用に対する期待が高まっており、米国などに続き日本においても、6月、宇宙資源に関する国内法（「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」）が成立し、12月に施行した。COPUOSにおいても宇宙資源に係る国際的なルールの在り方に関する議論が活発化しており、日本としても各国政府と共同して国際的に整合のとれた宇宙資源に係る制度の構築に努めている。

宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）については、前年に続き2021年も国連総会第一委員会において「宇宙空間における責任ある行動」に関する決議案を英国や日本などが共同で提案し、163か国の支持を得て採択された。その後、同決議案は国連総会本会議において150か国の支持を得て採択された。同決議により、責任ある行動について更に議論を深めるため、2022年から2023年にかけてオープン・エンド作業部会が設置されることになった。日本としても、宇宙空間における軍備競争の防止のため、同作業部会における議論に積極的に関与し、責任ある行動についての国際的議論を促進していく。

11月、ロシアが自国の衛星をミサイルで破壊する衛星破壊実験を実施した。多数のスペースデブリを発生させる衛星破壊行為は、持続的かつ安定的な宇宙空間の利用を損なう無責任な行動であり、日本政府は、実験に対する懸念を表明するとともに、ロシア政府に対して今後こ

のような実験を行わないよう申し入れた。

このほか日本は、宇宙空間における法の支配に貢献すべく、開発途上国に対する国内宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行っている。5月、日本は国連宇宙部（UNOOSA）の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を発表し、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対する国内宇宙関連法令の整備及び運用の支援を通じて、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築に貢献している。

1 各国との宇宙対話・協議

日本は、主要な宇宙活動国やアジア太平洋地域諸国を中心に、宇宙分野における対話・協議などを推進している。

米国との間では、3月の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）において、安全保障分野における宇宙の重要性を確認し、4月の日米首脳会談では宇宙領域での防衛協力及び民生分野における協力を深化させていくことを宣言した。

また、インドとの間では、11月に第2回日印宇宙対話を開催し、日印双方の宇宙政策に関する情報交換のほか、安全保障、関係機関間協力、宇宙産業、測位衛星、宇宙状況把握及び宇宙空間に関する国際ルールや規範などに関し意見交換を行った。

さらに、新たな取組として、9月の第2回日米豪印首脳会談において、宇宙分野に関するワーキンググループを設置し、宇宙分野での協力を進めていくことで一致した。具体的には、気候変動などの問題に対応するための衛星データの共有や、他のインド太平洋地域の国々に対する能力構築支援、国際的ルール作りについて、4か国で協議を行っていく。

多国間会合としては、11月及び12月に文部科学省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）がベトナム科学技術院との共催により、「第27回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）」を開催し、宇宙産業の拡大や、今後の持続可能な宇宙活動の推進、社会課題への貢献について議論した。

国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）法律小委員会議長を務めて

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 青木節子

私は、現在、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）^{※1} 法律小委員会（法小委）の議長（任期2年）を務めております。COPUOSは、1959年に常設委員会となった国連総会の補助機関で、宇宙空間の平和的な探査・利用を国際協力の下で進めることを目的として、宇宙科学技術研究への援助、情報交換、法律問題の検討を行い、活動結果を国連総会に報告します。COPUOS本委員会の下に科学技術小委員会（科技小委）、法小委という2つの小委員会が置かれ、国連宇宙部の所在するウィーンで、毎年、各小委員会が2週間、本委員会が10日間、開催されています。日本からはこれまで堀川康氏（2012年から2014年）が本委員会議長、宇宙飛行士の向井千秋氏がCOPUOS科技小委議長（2018年）を務めました。



COPUOS 法律小委員会の議長席に座る筆者

宇宙条約（1967年）を始めとする国連宇宙諸条約は、法小委で条約案の検討が行われたのち、COPUOSから国連総会に送付され、総会での採択を経て各国の署名、批准、条約発効と進み、宇宙探査・利用についての国際法の中核となっています。

2020年の法小委は新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延^{まんえん}のため開催が中止され、予定されていた議題は、翌年に持ち越されることとなりました。2021年に入っても状況が劇的に改善されるには到^{いた}らなかったため、例年3月下旬から4月上旬にかけて開催される法小委は、5月31日から6月11日の2週間、オンラインと対面のハイブリッド方式で開催されました。会議は国連の公用語である英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、アラビア語の6言語で行われるため、通訳付きの特別なオンラインシステムが用意されました。同会期も、宇宙交通管理、宇宙デブリ（宇宙ゴミ）問題、小型衛星活動、国内宇宙法、法的拘束力を持たない宇宙活動規範の国内履行などが議論されましたが、中でも注目を集めたのは、2017年に議論が開始された宇宙資源の探査・開発・利用に関する法規^{いた}規を一層具体的に議論する作業部会が新たに設置されたことです。宇宙条約では、宇宙の領有自体は禁止されていますが、資源の開発・採取や商業利用などについての規定はありません。国際法規則が不明瞭な中、各国の意見交換にとどまらず、作業部会で法的枠組構築への可能性を示すことができたのは、COPUOSのこれまでの規範形成の実績に基づく強固な国際協力の賜物^{たまもの}といえると思います。

ハイブリッド方式での開催は、時折生じる回線の不安定さもあり、議論は通常より困難な側面もありました。しかし、それがかえって各国の協力精神を生み出し、例年より円滑に、最終日の午前中には議事録の採択を行うことができました。困難な状況下で人類共通の利益である宇宙の平和利用を促進しようとする代表団の意思がそれを成し遂げました。その場に日本人議長として立ち会うことができました幸運に深く感謝致します。

※1 COPUOS : Committee on the Peaceful Uses of Outer Space

ウ 宇宙科学・探査

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。

日本は、2019年、米国提案による国際宇宙探査（アルテミス計画）への参画を決定した。その後、2020年に文部科学大臣と米国航空宇宙局（NASA）長官が「月探査協力に関する文部科学省と米国航空宇宙局の共同宣言」に署名し、日米両国間の具体的な協力内容について発表した。また同年、日米を含む8か国が、アルテミス計画を念頭に、宇宙活動を促進する安全で透明性の高い環境を作り出すための諸原則に対する政治的コミットメントを示す「アルテミス合意」に署名したほか、アルテミス計画の一環である月周回有人拠点「ゲートウェイ」の構築に向けた協力のための了解覚書（MOU）を日米両国が締結した。その後、アルテミス合意は署名国を増やし、2021年10月にはポーランドを加え13か国となった。

国際宇宙ステーション（ISS）は、15か国が参加する壮大なプロジェクトであり、宇宙における国際協力の象徴とも言える。日本は、宇宙分野における能力構築支援などを目的として、ISS日本実験棟「きぼう」を活用した実験機会及び超小型衛星の放出機会を数多くの新興国・開発途上国に対して提供している。6月には、「きぼう」からの超小型衛星放出の機会を開発途上国に提供するJAXAとUNOOSAの協力枠組み「KiboCUBE」プログラムを通じて、モーリシャス初の衛星が放出された。また、2020年に続き、次世代を担うアジア太平洋地域の学生に対する教育プログラムとして、7月から10月に「第2回きぼうロボットプログラミング競技会（2nd Kibo-RPC）」を開催した。

エ 宇宙技術を活用した国際協力

宇宙空間は、地球全体の大気、陸域、海域を均一に観測することを可能とする特異な空間である。近年、気候変動、森林保全、水資源管理、防災、食料安全保障などの地球規模課題の解決において、宇宙技術に対する期待が高まる

中、日本は、国際的に優位性を持つ宇宙技術を活用した国際協力を推進し、SDGsの達成などに向けて貢献している。

例えば、世界初の温室効果ガス観測専用の観測衛星「いぶき」は、10年以上、地球全体の温室効果ガスの濃度を把握しており、2019年に改定された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」のガイドラインにおいては、各国の排出量の精度向上に衛星データを活用することが初めて記載され、「いぶき」の活用例も記載された。また、温室効果ガスの重要な吸収源である森林の保全のために開発された「JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）」は、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」のデータを使い、世界77か国の森林変化の情報を無償で提供しており、違法伐採の取締りなどに活用されている。

また、日本は、世界の降水状況を観測する衛星を複数活用した「衛星全球降水マップ（GSMaP）」を無償で提供しており、世界141の国や地域において、降水状況の把握や防災管理、農業などの多岐にわたる分野で利用されている。さらに、日本は、アジア太平洋地域の災害管理のため、災害発生時に衛星観測情報を無償提供する「センチネルアジア」の立上げを主導し、同プロジェクトは、これまでに35か国、350回以上の緊急観測要請に対応している。

さらに、新型コロナの世界規模での感染拡大を受けて、JAXA、NASA、欧州宇宙機関（ESA）の3機関の協力の下、流行前後の地球環境や経済活動などの状況把握（大都市の二酸化炭素濃度の変化、空港の駐機場や駐車場の変化など）を実施し、解析結果を特設サイトで公開している。

(6) 平和維持・平和構築

ア 現場における取組

(ア) 国連平和維持活動（国連PKO）など

2021年12月末時点で、12の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、停戦監視、政治プロセスの促進、文民の保護など幅広い任務を行っている。ミッション

に従事する軍事・警察・文民要員の総数は8万人を超える。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で、国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。12月には、韓国において、国連PKOが直面する課題に対処するため、技術や医療をテーマとして国連PKO閣僚級会合がオンラインで開催された。

また、国連は、PKOミッションに加え、文民主体の特別政治ミッション（SPM）を設立し、紛争の予防や調停、紛争後の平和構築といった多様な役割を付与している。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（PKO法）に基づき、1992年以来、計28の国連PKOミッションなどに延べ約1万2,500人の要員を派遣してきた。最近では、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、2011年から司令部要員を、2012年からは施設部隊を派遣してきた。施設部隊は、南スーダンの首都ジュバ及びその周辺において、道路などのインフラ整備、避難民への給水活動や敷地造成などの支援を実施し、2017年5月をもって活動を終了した。UNMISS司令部においては2021年12月末時点で4人の自衛官が活動し、南スーダンの平和と安定に向けた協力を行っている。また、日本は、2019年4月から、エジプトのシナイ半島に駐留する多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員として2人の自衛官を派遣しており、中東の平和と安定に資する活動を行っている。日本は、今後とも、「積極的平和主義」の旗の下、これまでのPKO活動などの実績の上に立ち、日本の強みをいかした能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣などを通じて、国際平和協力分野において積極的に貢献していく。

（イ）平和構築に向けたODAなどによる協力

長期化する紛争及び多様化する人道危機への対応においては、人道支援と開発協力に加え、

平時から包摂的な社会を実現するための平和構築及び紛争再発防止支援が重要である。中長期的な観点に立って強靱な国造りや社会安定化のための支援を行い、自立的発展を後押しすることで、危機の根本原因に対処する必要性が一層高まっている。日本は、こうした「人道と開発と平和の連携」の考え方から平和構築支援を進めており、開発協力大綱においても平和構築を重点課題の一つとして位置付けている。最近の主な案件は次のとおり。

a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支援を実施しており、食糧援助や難民支援などを実施しているほか、国造りを担う人材の育成を支援している。シリアからは、シリア危機によって就学機会を奪われた若者に教育の機会を提供するため、2021年には16人を留学生として受け入れた。また、パレスチナでは、難民人口が増大する一方、難民キャンプのインフラ劣化や失業・貧困などの生活環境の悪化が深刻化している。そのような中、日本はパレスチナの難民キャンプにおいて、「キャンプ改善計画（CIP）」の実施や教育施設への支援を通じて、難民の生活環境の改善を図り、人間の安全保障に基づく民生の安定と向上に貢献した。

b アフリカ

日本は、2019年の第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）⁹」を表明した。日本は、紛争解決におけるアフリカのオーナーシップの尊重と、アフリカの平和と安定を阻害する根本原因への対処というNAPSAの考えの下、制度構築やガバナンス強化、地域社会の強靱化、若者の過激化防止に向けた支援などを通して、アフリカ主導の取組を後押しし、アフリカの平和と安定に貢献している。

例えば、日本は、フランス語圏アフリカ諸国に対し、2014年から刑事司法研修を行い、捜

9 NAPSA : New Approach for Peace and Stability in Africa

査機関及び司法機関の能力強化を通じたサヘル地域の安定化を支援してきた。また、ギニアビサウでは、民主主義の定着に向け、国連開発計画（UNDP）と連携して国民議会の能力強化及び同国南部地域における司法へのアクセス強化支援を行った。そのほか、頻発するテロや越境犯罪などに対する治安維持能力の向上のための治安対策機材供与や、地雷除去支援も進めている。

南スーダンでは、UNMISSへの司令部要員派遣に加え、2018年に署名された「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意（R-ARCSS）」¹⁰を受け、東アフリカの地域機関である政府間開発機構（IGAD）¹¹による和平合意の履行や停戦監視の実施を支援している。さらに、日本は、2008年から2021年までにUNDP経由で、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターのうち計14か国のセンターに総額約6,300万米ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

1 国連における取組（平和構築）

地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識の下、2005年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的として「国連平和構築委員会（PBC）」が設立された。PBCは議題国¹²における優先課題の特定や平和構築戦略の策定に関する議論を行っており、日本は設立時から組織委員会のメンバーを務め、制度・能力の構築に取り組む重要性や紛争の根本原因に対処する必要性、PBCと国連主要機関及び世銀・IMFなどの機関との関係強化について発信しつつ、PBCの活動に貢献してきた。

2016年4月のPBCを含む国連平和構築アーキテクチャー・レビュー（制度の再確認）を踏

まえ、2018年2月、国連事務総長は平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書（A/72/707-S/2018/43）を発出し、平和構築のための資金調達強化、PBCの活動及び政策の一貫性の向上、国連のリーダーシップ・説明責任及び能力の強化などを目的とした提案を行った。2020年には3度目となる平和構築アーキテクチャー・レビューが行われ、同年12月に総会決議（A/RES/75/201）及び安保理決議第2558号が採択され、過去の関連決議の履行に関する進展を歓迎しつつ、引き続きそれらの決議の履行を進めること、PBCの役割の重要性、持続的な資金調達のための会合開催などを確認した。

日本は、2006年に設立された国連平和構築基金（PBF）に創設以来積極的に貢献しており、2016年9月、当面1,000万米ドル規模の拠出を目指すことを表明するなど、現在までに総額5,770万米ドル（2021年には220万米ドル）の拠出を実施し、第7位の主要ドナー国となっている（2021年12月時点）。菅総理大臣は2021年の国連総会一般討論演説において、平和構築の取組を重視することを表明した。

2 人材育成

（ア）平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課題となっている。日本は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家を育成すべく、人材育成事業を実施してきており、2021年度末までに育成した人材は800人を超える。事業修了生は、アジアやアフリカ地域などの平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国や国連などから高い評価を得ている。また、これまで

¹⁰ 「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意」

R-ARCSS : Revitalized Agreement on the Resolution of the Conflict in South Sudan

IGADが、2015年に発出された「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意」の履行が停滞気味であったため、南スーダン関係者を集めて停戦の遵守などの履行スケジュールなどに合意したもの

¹¹ IGAD : Inter Governmental Authority on Development

¹² ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア、ブルンジの4か国

に若手人材向けの研修コース（以下、初級コース）を修了した約180人のうち50人以上が国際機関の正規職員を務めるなどしており、この事業は平和構築・開発分野の国際機関における日本人のキャリア形成とプレゼンス強化にも大きく貢献している。2021年度には、初級コース及び平和構築・開発分野での経験を持つ中堅層の実務家を対象とする研修コースを実施した（175ページ コラム参照）。

（イ）各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきている。2015年から、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員に必要な訓練や装備品の提供を行うことでPKO要員の能力向上という喫緊の課題に対処するための革新的な協力の枠組みである国連三角パートナーシップ・プログラム（Triangular Partnership Programme：TPP）への協力を行っている。具体的には、自衛官など延べ172人を教官としてケニアやウガンダなどに派遣し、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカの8か国277人の要員に対し、重機操作の訓練を実施してきた。本プログラムの対象地域は、2018年からアジア及び同周辺地域にも拡大され、ベトナムに自衛官など68人を派遣し、アジア及び同周辺地域の9か国56人の要員に対して重機操作の訓練を行った。さらに、2019年10月から、国連PKOにおいて深刻な問題となっている医療分野においても救命訓練を開始するとともに、2021年からは国連PKOミッションにおいて遠隔医療を導入するための支援を開始した。同年12月には、アジア諸国の工兵要員を対象として、工兵分野の工程管理課程の訓練を、初めてリモート形式で実施した。なお、本プログラムとは別に、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

（7）治安上の脅威に対する取組

ア テロ及び暴力的過激主義対策

2019年末以降、新型コロナの感染拡大の影響が、国内の政治、経済、社会のみならず、国際政治経済秩序、さらには人々の行動、意識、価値観にまで波及し、テロを取り巻く環境にも大きく影響を与えた。テロリストは、ガバナンスの脆弱化、貧困、人種・民族問題の顕在化による社会的分断など、新型コロナの流行を受けた社会の新たな状況にも適応しつつ、アジアを含む各地域でテロ活動を継続している。さらには、世界的に人々の情報通信技術への依存が高まったことで、インターネット・SNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散、さらには、テロ資金獲得といったサイバー空間におけるテロにつながり得る違法行為が増加し、これらに対する包括的な対応が緊急の課題となっている。

日本は、2016年のG7伊勢志摩サミットで取りまとめた、「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」にのっとり、これまで、テロ対策能力構築の取組として、国際刑事警察機構（インターポール）のデータベース活用促進やテロ資金対策を実施しているほか、テロの根本原因である暴力的過激主義を防止するため、対話などを通じた穏健な社会の促進や教育を通じた取組の実施、また、刑務所における更生支援のための取組を含む法執行機関の能力構築支援を実施してきた。

長期化する新型コロナの流行下において一層重要性を増したテロ及び暴力的過激主義対策を着実に推進するために、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国連テロ対策オフィス（UNOCT）、国際暴力的過激主義対策センター（ヘダヤセンター）、コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金（GCERF）などの国際機関や基金に約21億円を拠出し（2020年度補正予算）、各機関の強みをいかした形でのプロジェクト実施を支援している。

また、過去16年間にわたり継続して行っている取組として、イスラム学校の教師を招へいし、宗教間対話、日本の文化や教育の現場の視察な

平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業に参加して

国際移住機関(IOM)ナイジェリア事務所 プログラム・サポート・オフィサー(平和構築) 山崎智美

外務省委託「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の「プライマリー・コース」研修員の山崎です。同コースの海外派遣スキームを通じて、世界的な人の移動（移住）の問題を専門に扱う国連機関である国際移住機関（IOM）^{*1}のナイジェリア事務所において国連ボランティアとして勤務しています。

IOMはナイジェリア国内で活動する最大規模の国連機関で、国内避難民支援や人身売買対策支援、国境管理支援など多岐にわたる支援を展開しており、私自身は主に平和構築支援を目的とする事業の形成やモニタリング評価を補佐する役割を担っています。

例えば、ナイジェリア北東部では、11年以上続く武装組織の活動に起因する治安悪化により、約218万人の国内避難民が発生しています（2021年7月時点）。このような強制移住の原因に対処するため、IOMが北東部で実施している「撤退・離脱・復帰・和解（DDRR）^{*2}」プログラムでは、ナイジェリア政府との協力の下、武装組織の構成員の離脱を促し、彼らを市民社会に戻すための活動が行なわれています。その一環として、私は、元構成員に対して心理的・社会的ケアや職業訓練を施し、市民社会への復帰を支援する国営のリハビリテーション・センターにおいて、職員の研修や施設の整備などを行う新規事業の形成を行いました。さらに、現在実施中の事業のモニタリング評価の補佐として、武装組織の元構成員を受け入れる地域住民との相互理解の促進を目的に複数回実施しているタウンホール・ミーティングのアンケート・フォームを開発し、ミーティングの効果を測り、プログラムの改善に向けたアイデアを得るための仕組みをつくりました。

また、ナイジェリアで展開される国際社会からの支援が北東部に集中する一方、まだそのような支援がほとんど入ってきていない北西部では、身代金の要求を目的とした誘拐や、金銭目的の殺害などの組織犯罪が相次ぎ、治安の悪化やそれに伴う強制移住が深刻化しています。このような状況を踏まえ、北西部でも支援プログラムを展開するためのニーズ調査に参加した私は、同僚と共に現地の課題を分析の上、IOMとしてどのようなプログラムの実施が可能であるかについての報告・提案書をまとめ、組織内部で共有しました。

平和構築支援は、事業形成時から多様な利害関係者の参画が不可欠であり、それゆえに時間のかかるプロセスではありますが、様々な人の意見を聞きながら新たなプログラムや事業を形成し、モニタリング評価を通じて事業の成果を確認することで、ナイジェリアの平和と安定に貢献するIOMでの業務には、大変やりがいを感じています。



武装組織の元構成員のためのリハビリテーション・センター前で（写真提供：IOM）

※1 : International Organization for Migration

※2 : Disengagement, Disassociation, Reintegration and Reconciliation

どを行う交流事業があるが、2020年度以降、新型コロナにより実施を見送ってきた。異なる価値を受け入れる寛容な社会・穏健主義拡大への貢献のために、再開に向け取り組んでいく。

このほか、二国間・三国間テロ対策協議などを通じて、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化などを確認してきている。

日本政府はこれまで、関係国や関係機関と協力してテロ対策を推進するとともに、テロ対策の要諦は情報収集であるとの認識に基づき、2015年12月、国際テロ情報収集ユニット(CTU-J)を設置し、政府一体となった情報収集を官邸の司令塔の下に行ってきた。シリアで拘束されていた邦人が2018年10月に無事解放されたことは、CTU-Jを中心に関係国にも協力を依頼し、また、情報網を駆使して対応に努めた結果であった。2019年4月のスリランカにおける連続爆破テロに際しては、発生後、直ちにCTU-Jの審議官らを現地に派遣し、情報収集に当たった。海外における邦人の安全確保という重要な責務を全うするため、引き続きCTU-Jを通じた情報収集を更に強化し、テロ対策及び海外における邦人の安全確保に万全を期していく。

1 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議(通称「コングレス」)及び犯罪防止刑事司法委員会(いずれも事務局はUNODC)は犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成を担っている。日本は1970年の第4回コングレス以来2回目となる日本開催を誘致、新型コロナの影響で約1年延期されたが、2021年3月、第14回コングレス(京都コングレス)が京都で開催された。オンライン参加と来場参加を組み合わせで行われた同会議は、過去最多となる152の国と地域、約5,600人が参加登録し、厳格な水際措置の下、13か国から閣僚級を含む政府代表団が来日した。京都コングレスでは、上川法務大臣が議長に選任され、開会式及び閉会式においてステートメントを行ったほか、開会式には、菅総理大臣などの政府要人が出席し、



京都コングレス開会式(3月7日、京都 写真提供:UNDGC)

国連からも、グテーレス国連事務総長がオンラインでライブ参加して挨拶を述べた。日本は、議長国として、採択される政治宣言案に関する協議を主導し、UNODCを始めとする国際機関、関係各国などと連携して政治宣言をまとめあげ、同会議では、全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」の下、国際社会が犯罪防止・刑事司法の分野で中長期的に取り組むべき内容をまとめた政治宣言(京都宣言)が採択された。今後は、国連及び加盟国が京都宣言の内容を着実に実施していくことが重要であり、日本は、京都宣言の実施にリーダーシップを発揮するべく、アジア太平洋刑事司法フォーラムの創設、法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの定期開催、再犯防止国連準則の策定に取り組むとともに、国連犯罪防止刑事司法委員会を始めとする国際会議の場を活用して、日本の取組を積極的に発信している。

また、UNODCへの資金拠出や日・ASEAN統合基金(JAIF)からの資金拠出を通じて、東南アジア諸国の検察その他刑事司法機能の強化、刑務所運営の強化及びサイバー犯罪対策に係る能力強化を支援している。

日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯罪防止条約(UNTOC)の締約国として、同条約に基づく捜査共助や条約の履行状況を審査する取組による国際協力を推進している。

ウ 腐敗対策

日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約（UNCAC）の締約国として、同条約の効果的履行や腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強化に向けた議論に積極的に参加しているほか、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を通じて汚職防止国際研修を実施し、開発途上国の刑事司法関係職員の能力構築に貢献している。6月には、同条約の取組強化を目的とした「国連腐敗特別総会」が開催され、日本からは宇都隆史外務副大臣が挨拶した。同会議で採択された政治宣言では、更なる腐敗の防止・撲滅に向けた国際社会の絆を強化する観点から重要な意義があるとした上で、引き続きUNCACや経済協力開発機構（OECD）外国公務員贈賄防止条約などの既存の国際条約の着実な履行の推進や、腐敗対策の国際協力への貢献が表明された。

OECD贈賄作業部会は外国公務員贈賄防止条約の各締約国による履行状況の検証を通じて、外国公務員贈賄の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。

エ マネーロンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーロンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）が、各国が実施すべき国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行っている。また、近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止対策にも取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求めるFATF声明を発出している。

日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。なお、6月のFATF全体会合において第4次対日相互審査報告書が採択され、8月末に公表された。この報告書で指摘された改善事項について、日本は着実に対応策を実行・準備している。

加えて、日本は、テロ資金供与防止条約の締約国としてテロ資金対策を行っているほか、国

連安保理決議第1373号に基づき、また国連安保理タリバーン制裁委員会及び同ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会の指定を受け、テロリストなどの資産凍結の措置を実施している。6月及び11月には、ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会が指定した1個人を資産凍結措置の対象として追加し、12月には2個人1団体を追加した。12月末時点では、合計405個人及び121団体に対し資産凍結措置を実施している。

オ 人身取引対策・密入国対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、国内体制を強化するとともに、開発途上国に対する支援にも積極的に取り組んでいる。例えば、2021年も、JICAを通じ、日本を含むアジア各国の関係者の人身取引対策（特に、予防、被害者保護・自立支援）に関する取組の相互理解及びより効果的な地域連携の促進を目的とする研修事業などを引き続き実施した。国際機関との連携としては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて2021年も継続して、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び帰国後に再被害に遭うことを防ぐための社会復帰支援事業を行うとともに、UNODCや国連女性機関（UN Women）などが実施する東南アジアや南アジア諸国向けのプロジェクトに拠出し、法執行当局に対する研修を始めとする啓発活動を実施した。

また、移民の密入国を防止すべく、主にASEAN諸国及びアフリカ諸国に対する支援事業を実施した。

日本は、人身取引議定書及び密入国議定書の締約国として、人身取引や移民の密入国対策のため、諸外国との連携を一層深化させている。

カ 不正薬物対策

日本は、UNODCと協力して、合成薬物の調査や分析、国境における薬物取り締まり能力強化、薬物に代わる作物の生産などの支援などを行い、世界各地に拡散する不正薬物の対策に取り組んでいる。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 核軍縮

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け国際社会の取組をリードしていく責務がある。

近年の国際的な安全保障環境は厳しく、1月に発効した核兵器禁止条約を取り巻く状況に見られるように、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国との間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国との間においても立場の違いが見られる。このような状況の下、核軍縮を進めていくためには、様々な立場の国々の間を橋渡ししながら、現実的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、核兵器のない世界の実現のため、後述する「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」及びそのフォローアップの取組としての「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」、核兵器廃絶決議の国連総会への提出、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) などの同志国・有志国との協力・連携の取組や個別の協議などを通じ、立場の異なる国々の橋渡しに努めてきている。また、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の発効促進や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた働きかけ、効果的な核軍縮検証の実現に向けた議論・演習といった核兵器国も参加する現実的な取組なども積み重ねることを通じ、核兵器不拡散条約体制 (NPT) の維持・強化を進めていく考えである。

なお、核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」への出口とも言える重要な条約である。しかし、現実を変えるためには、核兵器国の協力が必要だが、同条約には核兵器国は1か国も参加していない。そのため、同条約の署名・批准といった対応よりも、日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器国を関与させるよう努力していかねばならず、そのためにも、まずは、

「核兵器のない世界」の実現に向けて、唯一の同盟国である米国との信頼関係を基礎としつつ、現実的な取組を進めていく考えである。

ア 核兵器不拡散条約 (NPT)¹³

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化を重視している。NPTの目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に一度開催される運用検討会議では、1970年のNPT発効以来、その時々国際情勢を反映した議論が行われてきた。しかし、2015年に開催された第9回運用検討会議は、中東非大量破壊兵器地帯創設などの問題をめぐり議論が収れんせず、合意文書を採択することなく終了した。

2020年は、NPTの発効から50年、広島と長崎に原爆が投下されてから75年の節目の年であり、NPTが発効した3月5日に合わせ、NPTがこれまで国際的な核軍縮・不拡散体制を支え、国際社会の平和及び安全の確立と維持に貢献してきたことを評価しつつ、NPT体制の維持・強化の必要性について言及する外務大臣談話を発出した。同年4月には第10回運用検討会議の開催が予定されていたが、新型コロナウイルスの感染拡大のために4度にわたり延期されている。

イ 核軍縮の実質的な進展のための賢人会議及び核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合

核軍縮の進め方をめぐり様々なアプローチを有する国々間の信頼関係を再構築し、核軍縮の実質的な進展に資する提言を得ることを目的に、日本は2017年「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を立ち上げた (日本も含め、立場の異なる国々の有識者17名で構成)。同会議は、2019年7月までに計5回の会合を行い、具体的な成果物をNPT運用検討会議第2回準備委員会及び第3回準備委員会に提出し、2019年10月にはこれまでの5回にわたる賢人会議の議論を総括する「議長レポート」を発

¹³ NPT : Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons



第3回「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」で冒頭挨拶を行う岸田総理大臣（12月、東京 写真提供：内閣広報室）

出した。

その後、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」における議論の成果をフォローアップし更に発展させる目的で、核兵器国と非核兵器国の双方を含む各国の政府関係者及び民間有識者の参加を得て、「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」を立ち上げた。2021年12月にオンライン形式で開催された第3回会合においては、岸田総理大臣が総理大臣としては初めて同会合に参加し、冒頭挨拶を行った。同会合において、第10回NPT運用検討会議のあり得べき成果、特に、NPTの3本柱（軍縮・不拡散・平和的利用）のバランスの取れた成果の在り方、及び、NPT第6条に基づく核軍縮分野における前進の在り方などについて議論が行われた。

ウ 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)¹⁴

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDI（12か国で構成）は、メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。2019年11月には、G20愛知・名古屋外務大臣会合の際、第10回NPDI外相会合を日・オーストラリア

共同で開催し、NPT体制の維持・強化の重要性に関する外相共同声明を発出した。

また、NPDIとして、第9回NPT運用検討会議に計19本、第10回NPT運用検討会議プロセスに計16本の作業文書を提出するなど、現実的・実践的な提案を通じてNPT運用検討プロセスに積極的に貢献してきている。例えば、第10回NPT運用検討会議に向けて、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用について、最終合意文書に盛り込むべき要素を提案する作業文書（「ランディングゾーン・ペーパー」）を提出した。

エ 国連を通じた取組（核兵器廃絶決議）

日本は、1994年以降、その時々核軍縮に関する課題を織り込みながら、日本が掲げる現実的かつ具体的な核軍縮のアプローチを国際社会に提示すべく核兵器廃絶に向けた決議案を国連総会に提出してきている。2021年の決議案においては、核兵器国と非核兵器国の共通基盤の構築に資するものとして、核軍縮について国際社会として直ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた。同決議案は、10月の国連総会第一委員会で152か国、12月の国連総会本会議では158か国の幅広い支持を得て採択された。賛成国には、核兵器国である米国、英国及びフランス並びに多くの非核兵器国を含む様々な立場の国々が含まれている。国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案の他にも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、20年以上にわたって国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けてきている。

オ 包括的核実験禁止条約 (CTBT)¹⁵

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効促進を重視し、発効要件国を含む未署名国や未批

¹⁴ NPDI : Non-Proliferation and Disarmament Initiative

¹⁵ CTBT : Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty

准国に対しCTBTへの署名・批准を働きかける外交努力を継続している。2021年は、9月の国連ハイレベルウィーク期間中に、第12回CTBT発効促進会議がハイブリット形式で開催され、グテーレス国連事務総長やフロイド包括的核実験禁止条約機関準備委員会（CTBTO）事務局長に加え、各国政府代表によるビデオメッセージが放映された。茂木外務大臣は、同会議に向けて発出したビデオステートメントにおいて、署名開放から25周年を経て、CTBTの普遍化が進展し、検証体制が目覚ましい発展を遂げたことを歓迎するとともに、条約の発効に向けた日本の決意を表明し、また、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を実現することが不可欠であると述べた。また、上記の核兵器廃絶決議においても、条約の発効要件国に対して署名・批准を奨励することが盛り込まれている。

カ 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約¹⁶ (FMCT: カットオフ条約)¹⁷

FMCTの構想は、核兵器用の核分裂性物質（高濃縮ウラン、プルトニウムなど）の生産そのものを禁止することにより、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであることから、軍縮・不拡散双方の観点から大きな意義を有する。しかしながら、ジュネーブ軍縮会議（CD）では長年にわたり交渉開始の合意に至っていない。こうした状況を受け、2016年に、第71回国連総会でFMCTハイレベル専門家準備グループの設置が決定され、日本は同グループでの議論に積極的に参画している。同グループでは、第1回会合（2017年8月）及び第2回会合（2018年6月）における議論を経て、将来の条約の概要について考え得るオプションや交渉

において考慮すべき事項を提示する内容を含む報告書が採択され、同報告書は2018年の第73回国連総会に提出された。また、上記の核兵器廃絶決議においても、全ての国に対しFMCTの即時交渉に向けたあらゆる努力を直ちに行うことを奨励することが盛り込まれている。日本としては、引き続きFMCTの議論に積極的に貢献していく。

キ 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェローシップ・プログラム¹⁸を通じた各国若手外交官の広島及び長崎への招へい（2021年は新型コロナウイルスの感染拡大のためオンライン形式で被爆の実相を伝える取組を実施）、海外での原爆展の開催支援¹⁹、被爆体験証言を実施する被爆者に対する「非核特使」の名称付与などを通じ、被爆の実相を国内外に伝達すべく積極的に取り組んでいる。また、上記の核兵器廃絶決議においても、全ての国に対し核軍縮・不拡散教育に対する取組を奨励することが盛り込まれている。

また、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継いでいくことが重要となっている。こうした観点から、2013年から2021年までに国内外の400人以上の若者に「ユース非核特使」の名称を付与してきている。

ク 将来の軍備管理に向けた取組

核軍縮分野においては、これまで、NPTなどの多国間の枠組みを通じた取組に加えて、米露二国間での軍備管理条約が締結されてきた。2021年2月3日には、米露両国間で新戦略兵器削減条約（新START）が延長された。同条約は米露両国の核軍縮における重要な進展を示

¹⁶ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

¹⁷ FMCT: Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

¹⁸ 1983年以来、軍縮専門家を育成するために国連が実施。同プログラムの参加者を広島・長崎に招待しており、資料館の視察や被爆者による被爆体験講話などを通じ、被爆の実相への理解促進に取り組んでいる。

¹⁹ 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク（米国）、ジュネーブ（スイス）及びウィーン（オーストリア）で常設原爆展が開設されている。

すものであり、日本として同条約の延長を歓迎した。また、米露間では、同条約延長後に戦略的安定性に関する対話が立ち上げられ、軍備管理を含めて対話が継続して行われている。

一方、核兵器をめぐる昨今の情勢を踏まえれば、米露を超えたより広範な国家、より広範な兵器システムを含む新たな軍備管理枠組みを構築していくことが重要である。その観点から、日本は中国とも様々なレベルでこの問題についてやり取りを行ってきている。例えば、8月に開催されたARF（ASEAN地域フォーラム）閣僚会合においては、茂木外務大臣から、中国が核兵器国として、また国際社会の重要なプレーヤーとしての責任を果たし、NPTの誠実交渉義務に基づき、米中二国間で軍備管理に関する対話を行うことを関係各国と共に後押ししたいと表明した。

また、上記の核兵器廃絶決議においても、核兵器国間の透明性のための具体的な行動の重要性を強調し、軍拡競争予防の効果的な措置に関する軍備管理対話を開始する核兵器国の特別な責任につき再確認することが盛り込まれている。

(2) 不拡散及び核セキュリティ

ア 不拡散に関する日本の取組

日本は、自国の安全を確保し、かつ国際社会の平和と安全を維持するため、不拡散政策にも力を入れている。不拡散政策の目標は、日本及び国際社会にとって脅威となり得る兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及びそれらを運ぶミサイル並びに通常兵器）やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐことにある。今日の国際社会においては、新興国の経済成長に伴い、それらの国における兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力が増大するとともに、流通形態の複雑化を始めこれら物資などの調達手法が巧妙化してい

る。また、新技術の登場を背景として、民間の技術が軍事転用される可能性が高まっており、脅威となり得る兵器やその関連物資・技術の拡散リスクが増大している。このような状況において、日本は、国際的な不拡散体制・ルールの維持・強化、国内における不拡散措置の適切な実施、各国との緊密な連携・能力構築支援を柱として不拡散政策に取り組んでいる。

拡散を防ぐための主な手段には、①保障措置、②輸出管理、③拡散に対する安全保障構想（PSI）²⁰の三つがある。

保障措置とは、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されないことを担保することを目的に、国際原子力機関（IAEA）²¹と国家との間で締結される保障措置協定に従って行われる検証活動である。日本はIAEAの指定理事国²²としてIAEAに対する支援を始め、様々な取組を行っている。例えば、IAEAの保障措置は国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるとの考えの下、各国の保障措置に対する理解や実施能力を高め、また、より多くの国が追加議定書（AP）²³を締結するよう、各国への働きかけを進めている。日本としては、IAEA総会や理事会などにおいて、深い知見と経験を有するグロッシーIAEA事務局長を最大限支援しつつ、他の加盟国と協力してIAEAの役割強化に引き続き取り組んでいる。

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、兵器やその関連物資・技術を入手し、拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行う上で有益な取組である。現在、国際社会には四つの輸出管理の枠組み（国際輸出管理レジーム）があり、日本は、全てのレジームに発足当時から参加し、国際的な連携を図りつつ、厳格な輸出管理を実施している。具体的には、核兵器に関して原子力供給国グループ（NSG）、生物・化学兵器に関してオーストラリア・グ

²⁰ PSI：Proliferation Security Initiative

²¹ IAEA：International Atomic Energy Agency

²² IAEA理事会で指定される13か国。日本を含む高度な原子力技術を有する国が指定されている。

²³ NPT締約国である非核兵器国は、NPT第3条1項に基づきIAEAとの間で当該国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象とした「包括的保障措置協定（CSA）」などを締結することを義務付けられているが、これに追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書（AP）の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限がIAEAに与えられる。2021年12月時点で、138か国が締結している。

ループ (AG)、ミサイル²⁴に関してミサイル技術管理レジーム (MTCR)、通常兵器に関してワッセナー・アレンジメント (WA) があり、各レジームにおいて、兵器の開発に資する汎用品・技術をそれぞれリスト化している。参加国は、それらリストの掲載品目・技術について国内法に基づき輸出管理を行うことで、大量破壊兵器などの不拡散を担保している。国際輸出管理レジームではこのほか、拡散懸念国などの動向に関する情報交換や非参加国に対する輸出管理強化の働きかけなども行われている。日本はこのような国際的なルール作り、ルールの運用に積極的に関与しているほか、核不拡散分野における国際貢献の観点から、NSGの事務局の役割を在ウィーン国際機関日本政府代表部が担っている。

また、日本は、こうした国際輸出管理レジームを補完するものとして、拡散に対する安全保障構想 (PSI)²⁵の活動にも積極的に参加しており、2018年7月には、海上阻止訓練「Pacific Shield 18」²⁶を主催するなど、各国及び関係機関の間の連携強化などに努めている。2021年10月にはシンガポール主催訓練 (ハイブリッド形式) に参加した。

さらに、日本は、アジア諸国を中心に不拡散体制への理解促進と地域的取組の強化を図るため、毎年、アジア不拡散協議 (ASTOP)²⁷やアジア輸出管理セミナー²⁸を開催している。

そのほかにも、非国家主体への大量破壊兵器及びその運搬手段 (ミサイル) の拡散防止を目

的として2004年に採択された国連安保理決議第1540号²⁹に関し、アジア諸国による同決議の履行支援のため日本の拠出金が活用されるなど、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献している。

1 地域の不拡散問題

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を依然として行っていない。

北朝鮮は、2021年3月に弾道ミサイル2発を発射したのに続いて、9月から10月にかけて、弾道ミサイルの発射を含め、北朝鮮のミサイル技術が着実に向上していることを窺わせるミサイルの発射を繰り返した。8月のIAEAの事務局長報告は、北朝鮮の核活動は引き続き深刻な懸念を生じさせるものであり、特に、寧辺^{ウナギ}における5MW (メガワット) 原子炉及び放射化学研究所 (再処理施設) の稼働の新たな兆候は深刻な問題であると指摘し、また、北朝鮮の核計画の継続は国連安保理決議の明確な違反であり非常に遺憾であると指摘した。さらに、9月のIAEA総会では、同報告に基づいた決議をコンセンサスで採択し、北朝鮮の非核化に向けたIAEA加盟国の結束した立場を示した。こうした国際社会の取組にもかかわらず、2022年に入ってから北朝鮮は極めて高い頻度で、また、新たな態様での発射を繰り返している。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる

24 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」(HCOC) があり、2021年12月時点で、143か国が参加している。

25 大量破壊兵器などの拡散阻止のため、各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同して取り得る措置を実施・検討するための取組で、2003年に発足。2021年12月現在、107か国がPSIの活動に参加・協力している。2014年から、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国の6か国が、アジア太平洋ローテーション訓練として1年毎に訓練を主催することで合意した。日本は、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省・自衛隊などが連携し、これまで2004年、2007年及び2018年にPSI海上阻止訓練、2012年にPSI航空阻止訓練、2010年にオペレーション専門家会合 (OEG) をそれぞれ主催したほか、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

26 横須賀市、房総半島沖空域及び伊豆半島沖空域において開催された同訓練には、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国がアセットや人員を参加させたほか、インド太平洋諸国などから19か国がオブザーバーを派遣した。

27 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス及びEUの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議で、2003年に発足。直近では、2020年12月に第16回協議をオンラインで開催し、北朝鮮の核・ミサイル問題や輸出管理の強化について議論した。

28 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している。

29 2004年4月採択。全ての国に対し①大量破壊兵器開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、②テロリストなどによる大量破壊兵器開発などを禁ずる法律の制定及び③大量破壊兵器拡散を防止する国内管理 (防護措置、国境管理、輸出管理など) の実施を義務付けるとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」(国連安保理決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務) を設置。

る射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束して、国連安保理決議を完全に履行することが重要である。日本としては、引き続き、米国、韓国を始めとする関係諸国やIAEAなどの国際機関と緊密に連携していくとともに、国連安保理決議の完全な履行の観点から、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく。NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおいても、北朝鮮の核・ミサイルに関する議論に日本として積極的に貢献していく。

イランは2018年にトランプ前米政権が包括的共同作業計画(JCPOA)³⁰から離脱して以降、JCPOA上のコミットメントを低減する措置を継続しており、2020年1月、JCPOA上のウラン濃縮活動におけるいかなる制約も取り払うことを発表した。2021年に入ってから1月に20%の濃縮ウランの製造、2月に追加議定書(AP)を含むJCPOA上の透明性措置の履行停止、4月には60%の濃縮ウランの製造を実施した。また、8月には20%までの濃縮金属ウランの製造が確認された。

日本としては、国際的な不拡散体制の強化に資するJCPOAを一貫して支持してきており、米国及びイラン双方によるJCPOAの復帰に向けた関係国の取組を注視している。また、イランがJCPOA上のコミットメントを継続的に低減させていることを強く懸念し、イランに対し、累次にわたり、JCPOAを損なう措置を控え、JCPOA上のコミットメントに完全に戻るよう求めている。

こうしたJCPOAの履行や一連の保障措置問題(イラン国内でIAEAに未申告の核物質が検出された問題)を協議するため、グロッシェIAEA事務局長は、2月、9月及び11月にイラ

ンを訪問した。2月と9月の訪問時にはイランとIAEAとの間で共同声明が発出され、協力の精神が両者の間で確認されたものの、11月の訪問では両者の間で最終的な合意がまとまらず、共同声明は発出されなかった。これに対し、欧米諸国からは懸念が示された。その後、12月にイランとIAEAの間で一定の協力が確認された。

2022年3月には、グロッシェ事務局長はイランを再訪し、イランとの間で共同声明を発出し、同年6月のIAEA理事会までに保障措置問題に関する結論を報告することを目標とすることで合意した。日本としては、これまでイランに対するIAEAの取組を支持してきており、引き続きイランに対して、IAEAと完全に協力するよう強く求めていく。日本は、NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおけるイランの核・ミサイルに関する議論にも貢献している。

シリアは、2011年のIAEA理事会で未申告の原子炉建設などがIAEA保障措置協定下の違反を構成すると認定されており、日本としてはこの未解決の問題を解決するために、シリアがIAEAに対して完全に協力することを求めている。同国が追加議定書を署名・批准し、実施することが重要である。

ウ 核セキュリティ

核物質やその他の放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」については、国際的な協力が進展している。2007年に核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約、2015年に核物質の防護に関する条約の改正がそれぞれ発効し、また、2010年から2016年の間に核セキュリティ・サミットが4回開催された。2020年にIAEAが開催した

30 イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの。

〈イラン側の主な措置〉

- 濃縮ウラン活動に係る制約
 - ・稼働遠心分離機を5,060機に限定
 - ・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定など
- アラク重水炉、再処理に係る制約
 - ・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
 - ・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない

「核セキュリティに関する国際会議」では、日本から政府代表として、若宮健嗣外務副大臣が閣僚会合に出席し演説を行うなど日本も取組に積極的に参加し、貢献してきている。

2019年10月には、IAEA及び米国の専門家の参加を得て、国内関係機関による大規模公共行事における核セキュリティ対策に関する机上訓練が実施された。

2022年3月2日及び3日、ウィーンにおいて、ロシアによるウクライナ侵略を受けた原子力安全、核セキュリティ及び保障措置上の影響に関するIAEA特別理事会が開催された。同理事会においては、各国から、チョルノービリ原子力発電所を始めとするウクライナ内の原子力関連施設におけるロシアの攻撃などの行為について、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の観点から非難や懸念などが表明された。同理事会で賛成多数で採択された決議は、ウクライナにおけるロシアの行為が原子力施設及び民間人の安全に対して深刻で直接的な脅威をもたらしていることに遺憾の意を表明し、ウクライナが原子力施設の安全な操業を確保できるようロシアに対してこのような全ての行為を即座に停止するよう求めている。日本としても、今回の原子力関連施設に対する支配を含むロシアによる侵略を強く非難しており、引き続きIAEAなどとも連携しながら関連状況を注視しつつ、適切に対応していく。

(3) 原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの3本柱の一つであり、同条約にて、不拡散を進める締約国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」とされている。国際的なエネルギー需要の拡大などを背景に、原子力発電³¹を活用する又は活用を計画する国は多い。

一方、これら原子力発電に利用される核物質、機材及び技術が軍事転用される可能性もあり、また一国の事故が周辺諸国にも影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、①保障措置、②原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）及び③核セキュリティの「3S」³²の確保が重要である。また、東京電力福島第一原発事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。この観点から、2013年、IAEAは日本と協力し、福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター（IAEA・RANET・CBC）」を指定しており、12月までに26回、国内外の関係者を対象として、緊急事態の準備及び対応の分野での能力強化のための研修を実施した。2021年11月には、IAEAが東京電力福島第一原発事故10周年に当たって原子力安全専門家会議を開催し、各国、国際機関がとった行動の教訓・経験を振り返り、今後の原子力安全の更なる強化に向けた道筋を確認した。

東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策、除染・環境回復は、困難な作業の中に、世界の技術や英知を結集し、原子力分野の専門機関であるIAEAとの協力も得ながら、着実に進展している。4月、日本政府はALPS処理水³³の処分に関する基本方針を公表し、7月には、日本政府とIAEAとの間で、ALPS処理水の取扱いに係るIAEAとの協力の枠組みに関する付託事項（TOR）が署名された。このTORの下、IAEAがALPS処理水の安全性や規制面についてのレビューを行う事業の実施に向け、協力が進められている。このIAEAによる協力は、IAEA内に設置され、IAEAが加盟国から選定した専門家も参加するタスクフォースを通じて実施される。11月には、IAEA、韓国、ドイツ及びフランスの分析機関の専門家が来日し、海洋モニタリングを実施した。

31 IAEAによると、2022年1月現在、原子炉は世界中で439基が稼働中であり、50基が建設中（IAEAホームページ）

32 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。

33 ALPS処理水とは、多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System）を含む複数の浄化設備で浄化処理をした水

原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) は、3月、最新の情報に基づき、東京電力福島第一原発事故による放射線のレベル及び影響に関する報告書の改訂版を公表した。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進める観点から、日本政府は、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項について、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、原則毎月1回の在京外交団等及びIAEA向けの現状の通報や、原発事故以来100回以上に上る在京外交団などに対する説明会の開催 (2021年は4月、8月、9月、11月、12月に実施)、在外公館を通じた情報提供などを行っている。

日本政府は、今後も国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を丁寧に行っていく方針であり、風評被害を助長しかねない主張に対しては、引き続きしっかりと説明を行っていく。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用などの分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途上国がNPT締約国の大半を占める中で重要性が増してきている。IAEAも、開発途上国への技術協力や持続可能な開発目標 (SDGs) の達成への貢献に取り組んでいる。

そのような中、日本は、原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA) に基づく協力を始めとする技術協力活動や平和的利用イニシアティブ (PUI) などを通じてIAEAの活動を積極的に支援している。2020年度には、新型コロナウイルスなどの感染症対策に1,100万ユーロ、2021年度には海洋プラスチックごみ問題に対処する事業などへ拠出した。

1 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、相手国との間で原子力

の平和的利用分野における協力を実現するため、相手国との間で移転される原子力関連資機材などの平和的利用及び核不拡散の法的な確保に必要な法的枠組みを定めるために締結するものである。また、二国間協定の下で、原子力安全の強化などに関する協力を促進することも可能である。原子力協定の枠組みを設けるかどうかは、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討してきている。2021年末現在、日本は、発効順で、カナダ、オーストラリア、中国、米国、フランス、英国、欧州原子力共同体 (EURATOM)、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦及びインドとの間で二国間原子力協定を締結している。また、日本は、英国の欧州原子力共同体 (ユーラトム) からの脱退に伴い同国において適用される保障措置が変更されることなどを踏まえ、2019年6月以来、英国政府との間で日英原子力協定改正議定書の交渉を実施した。同議定書は、2020年12月に署名され、2021年9月に発効した。

(4) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約 (BWC)³⁴ は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット (事務局機能) の設置や、5年に一度開催される運用検討会議の間における年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWC体制の強化に向けて取組が進んできた。

2022年に予定される第9回運用検討会議までの会期間会合では、国際協力、科学技術の進展レビュー、国内実施、防護支援及び条約の制度的強化の五つのテーマについて協議された。

34 BWC : Biological Weapons Convention 1975年3月発効。締約国数は183か国 (2021年12月現在)

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）³⁵は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）³⁶が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。

化学産業が発達し、化学工場の数が多い日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。そのほか、加盟国を増やすための施策、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化など、OPCWに対して具体的な協力を積極的に行っている。また、日本は、CWCに基づき、中国国内で遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指している。

(5) 通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、地雷、戦車、大砲から、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。実際の紛争で使用され、文民の死傷にもつながる通常兵器の問題は、安全保障に加え人道の観点からも深刻であり、グテーレス国連事務総長が2018年に発表した軍縮アジェンダにおいて、通常兵器分野の軍縮は「人命を救う軍縮」として3本柱の一つに位置付けられている。日本は、通常兵器に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支援において、積極的な活動を行っている。

ア 小型武器

小型武器は、実際に使用され多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも称され、入手や操作が容易であるため拡散が続き、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの一因となっている。日本は、1995年以来毎年、小型武器非合法取引決議案を他国と共同で国連総会に提出し、同決議は毎年採択されてきた。また、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を支援してきている。2019年には、グテーレス国連事務総長の軍縮アジェンダに基づき設立された小型武器対策メカニズムに対し、200万米ドルを拠出した。

イ 武器貿易条約（ATT）³⁷

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基準を確立し、不正な取引などを防止することを目的としたATTは、2014年12月に発効した。日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1か国として、国連における議論及び交渉を主導し、条約の成立に大いに貢献した。また発効後も、締約国会議などでの議論に積極的に参加し、2018年8月、アジア大洋州から選出された初めての議長国として第4回締約国会議を東京で開催するなど、引き続き貢献している。さらに日本は、ATTの普遍化も重視しており、特にアジア諸国に対し、ATT加入に向け働きかけてきている。

ウ 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）³⁸

CCWは、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項などを定めた枠組条約及び個別の通常兵器などについて規制する五つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効した。日本は、

³⁵ CWC：Chemical Weapons Convention 1997年4月発効。締約国数は193か国（2021年12月現在）

³⁶ OPCW：Organization for the Prohibition of Chemical Weapons

³⁷ 武器貿易条約（ATT：Arms Trade Treaty）の2021年12月現在の締約国は110か国・地域日本は、署名が開放された日に署名を行い、2014年5月、締約国となった。

³⁸ 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW：Convention on Certain Conventional Weapons）の2021年12月現在の締約国は125か国・地域

枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。2017年からは、急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合が開催されている。2019年には政府専門家会合が3月と8月に開催され、LAWSに関する指針を11項目とすることで一致した。また、同指針を含む議論を、将来の規範・運用の枠組みの明確化・検討・発展に関する勧告のための基礎として活用していくこととなった。11項目の指針は、同年11月のCCW締約国会議において、正式承認された。2021年も8月、9月及び12月の政府専門家会合、12月のCCW第6回運用検討会議において活発な議論が行われた。日本も、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し、議論に貢献した。

エ 対人地雷

日本は、1998年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）³⁹締結以来、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした同条約の包括的な取組を推進してきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結に向けた働きかけに加え、人道と開発と平和の連携の観点から、国際社会において、地雷除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施してきている。

2021年11月にジュネーブで開催されたオタワ条約第19回締約国会議において、日本は、これまでの日本の地雷対策支援の取組及び実績を紹介するとともに、対人地雷のない世界を目指し、今後とも積極的な役割を果たすとの姿勢を表明した。

オ クラスター弾⁴⁰

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観

点から国際的に深刻に受け止められている。日本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施⁴¹するとともに、クラスター弾に関する条約（CCM）⁴²の締約国を拡大する取組を継続しており、2021年に開催されたクラスター弾に関する条約第2回検討会議においても、これらの課題に関する議論に参加し、日本の積極的な取組をアピールした。

5 国際連合（国連）における取組

(1) 日本と国連との関係

国連は、現在、世界のほぼ全ての国（2021年12月現在193か国）が加盟する国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、感染症を含む多様な分野の諸課題に取り組んでいる。

日本は、1956年に加盟して以来、普遍性と専門性の両面を活用し、国連の3本柱である平和と安全、開発、人権を始めとする様々な分野において、多国間協力を通じた政策目的の実現を図ってきた。国連安全保障理事会（国連安保理）の非常任理事国を加盟国中最も多く務めるなどして、国際社会の平和と安全の維持のため主要な役割を果たしてきたのは、その重要な例である。こうした活動を支えるため、政府として国連への財政拠出を行いつつ、組織面（マネージメント）への関与を行ってきたほか、国連を舞台として活躍する日本人職員を支援し、重要なポストの獲得に努めている（277ページ 第4章第1節2（1）参照）。国連を21世紀にふさわしい効率的かつ効果的なものとしていくことは喫緊の課題であるため、日本は引き続き国連安保理を始めとする国連改革に積極的に取り組んでいる。

³⁹ 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2021年12月現在の締約国数は、日本を含め164か国・地域

⁴⁰ 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

⁴¹ クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

⁴² クラスター弾の使用・所持・製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2021年12月現在の締約国数は、日本を含め110か国・地域

(2) 2021年の主要行事

9月、第76回国連総会ハイレベルウィークは、新型コロナの影響を受け、事前録画した演説の上映及び対面での参加の両方を可能としたハイブリッドの形式で開催され、菅総理大臣は事前録画、茂木外務大臣は対面の形式で出席した。

菅総理大臣は一般討論演説において、新型コロナ危機を乗り越え、世界をより良い未来に導くための日本のビジョンと貢献について発信した。感染症危機の克服に向けた日本の取組を紹介し、世界をより良い未来に導くために特に重視する分野として、国際保健システム、脱炭素化、自由で開かれた国際秩序づくり、平和と安全の四つを挙げ、それぞれの分野において日本として積極的に取り組んでいくことを表明した。最後に、東日本大震災から10年となることに言及しつつ、国際協調の重要性を再認識していること、また、多国間主義を一層推進していく決意を述べた。

また、菅総理大臣は四つの会合にビデオメッセージで参加した。米国主催のエネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム「Major Economies Forum (MEF)」では、気候変動対策において2050年カーボンニュートラルを目指す決意や、日本がリーダーシップを発揮していくことを述べた。「SDG モーメント」では、日本が2030年までのSDGs（持続可能な開発目標）達成と、その先の希望に満ちた未来に向け、全力で取り組んでいくことを強調した。さらに、米国主催「新型コロナ・サミット」では、日本によるCOVAXファシリティへの財政的貢献や新たなプレッジを含むワクチンの現物供与の支援を紹介するとともに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた国際的な取組をリードしていく決意を示した。「国連食料システムサミット」では、日本として、世界のより良い「食料システム」の構築に向けて取り組むとともに、12月に幅広い関係者の参加を得て「東京栄養サミット2021」を主催し、新型コロナにより悪化している世界の栄養状況の改善のために、国際的な取組をリー

ドしていく決意を示した。

茂木外務大臣は、国連安保理改革に関するG4外相会合の主催、アフガニスタン情勢に関するG20臨時外相会合への参加に加え、米国、韓国、英国、フランス、ロシア、インドネシア、カタール、パキスタンとの外相会談、日米韓での外相会合を行った。各国外相との個人的関係も基礎にしつつ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のビジョン及び国際社会における日本の立ち位置を強化する外交を展開し、北朝鮮やアフガニスタンといった地域情勢などにつき国際社会と緊密な連携を確認した。さらに、多国間主義同盟閣僚級会合、第12回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議にビデオメッセージを発信し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に関する国連総会ハイレベル・サイドイベントを共催するなど、日本の政策や立場を国際社会に発信した。

さらに、茂木外務大臣はグテーレス国連事務総長と会談し、9月にグテーレス事務総長が発出した「我々のコモンアジェンダ」報告書（国際社会が直面する様々課題にどう対応するかについての提言書）における新たな課題への対応について意見交換を行い、人間の安全保障の強化につなげることの重要性について一致した。また、北朝鮮に関し、事務総長から拉致問題の早期解決に向けた理解と協力への支持が改めて示された。

8月には、第76回国連総会議長就任を目前に控えたシャーヒド・モルディブ外相が訪日し、菅総理大臣を表敬するとともに、茂木外務大臣と新型コロナ、気候変動、北朝鮮問題、安保理改革などについて意見交換を行った。

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略と安保理におけるロシアの拒否権行使を受け、3月、国連総会緊急特別会合が開催され、「ウクライナに対する侵略」決議が日本を含む141か国の賛成により可決された。日本はこの決議の共同提案国にもなり、採択後ロシアに対し、国際社会の圧倒的な声に耳を傾け、決議を実施するよう求めると発言した。

(3) 国連安全保障理事会（国連安保理）、 国連安保理改革

ア 国連安全保障理事会

国連安保理は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有する機関であり、5か国の常任理事国と、国連加盟国により選出される10か国の非常任理事国（任期2年）から構成される。その扱う議題は、紛争の平和的解決への取組、大量破壊兵器の拡散やテロなどの新たな脅威への対処から、平和構築、女性・平和・安全保障など幅広い分野に及んでいる（190ページ特集参照）。これに伴い、国連平和維持活動（PKO）や国連特別政治ミッション（SPM）などの活動の幅も多様さを増している。

日本は、国連加盟国中最多となる11回、安保理非常任理事国に選出され、国連安保理での議論に積極的に貢献している。2016年1月から2017年12月末までの前回任期中は、北朝鮮による3度の核実験（2016年1月、9月及び2017年9月）及び累次の弾道ミサイル発射を受けて採択された六つの国連安保理決議の作成に貢献するなど、北朝鮮の核・ミサイル問題などの解決に向けて尽力した。また、アフリカ・中東を始めとする地域情勢への対応に積極的に取り組むとともに、国連安保理の作業方法改善に向けた議論を主導した。さらに日本は任期中、国連安保理が国際の平和及び安全の観点から効果的に対処できるよう人間の安全保障や平和の持続の考え方にも基づきつつ議論に貢献した。また、2019年12月に開催された「不拡散／北朝鮮」を議題とする国連安保理公開会合では、北朝鮮による弾道ミサイル発射は、国連安保理決議違反であり、日本のみならず国際社会全体にとって深刻な挑戦であること、国連安保理決議の完全な履行が重要であることを呼びかけるなど、国際の平和と安全の維持に関わる議論に力を尽くしてきた。日本は、これからも国際社会の平和と安全の維持に貢献し続けるため、日本の常任理事国入りを含む安保理改革が実現するまでの間、可能な限り頻繁に理事国となるべく、2022年に行われる安保理非常任理事国選挙に立候補している。

イ 国連安保理改革

国連発足後75年以上が経ち、国際社会の構図の大きな変化に伴い、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、ほとんど変化していない。2022年2月のロシアによるウクライナ侵略の事態に対し、安保理ではこれを非難する決議案が投票に付されたが、ロシアの拒否権行使により採択されず、安保理としての協調した対応がとれなかった。このことは、安保理が現在の国際社会が求める機能を十分に果たしていないことを如実に示した。国際社会では、国連安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性及び代表性を向上させるべきとの認識が共有されている。特に、「国連創設75周年記念宣言」では、全世界の首脳が「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」ことを誓約した。

日本は、国連を通じて世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行っている。

ウ 国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保理改革に関する政府間交渉が行われている。2021年は、1月から5月まで月に1度政府間交渉会合が実施された。6月下旬、第75回会期の作業を第76回会期に引き継ぐ決定が、「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」との内容を含む形で、国連総会でコンセンサスにて採択された。11月、シャーヒド第76回国連総会議長は、政府間交渉の共同議長に、カタールの国連常駐代表を再任し、デンマークの国連常駐代表を新たに任命した。新たな体制の下、今後の議論の進展が注目される。

日本は、国連安保理改革の推進のために協力するグループであるG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）の一員としての取組も重視している。茂木外務大臣は、9月の国連総会ハイレベルウィークに合わせ、G4外相会合を主催した。G4の外相は同会合で、国連安保理改革

特集

国連安全保障理事会 — 理事会が扱う課題とその変化 —

国連の場では、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、国際的な保健課題にとどまらず、安全保障にも影響を及ぼし得るという認識が広がっています。また、気候変動についても、安全保障上の脅威を悪化させるものという見方があります。このように、地域紛争、軍縮、テロリズムといった従来からの国連の安全保障課題と比較して、新しい安全保障課題だと捉えられるものが近年増えています。これに伴い、国連の安全保障理事会（安保理）が扱う課題にも変化が生じています。言い換えれば、安保理が国連憲章上担っている「国際の平和及び安全の維持」についての責任の範囲に変化が見られるのです。

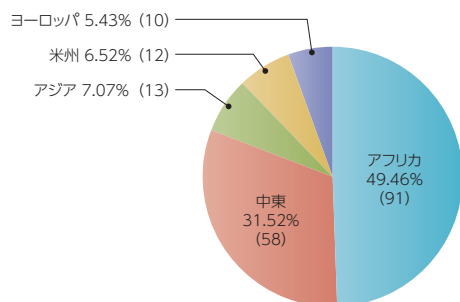
安保理の従来からの議題としては、まず、地域別のものがあります。特に、アフリカ及び中東に関するものが約8割と多く、アフガニスタン、シリア、リビアやソマリア、マリ、コンゴ民主共和国などの情勢が扱われています。また、テーマ別の議題もあり、国連平和維持活動（PKO）、テロの脅威、平和構築などが扱われます。さらに、このような既存の議題にとどまらない新しい内容を扱う場合には、安保理の各理事国は、その時々的情勢も踏まえて何を議題とすべきかについて協議します。

最近の議題数の傾向を見てみると、1990年代から2007年まで毎年8から23の新たな議題が追加されてきた一方、2008年以降は1年あたり三つ以下の追加にとどまっています。

その背景には、2010年代から、新たな課題を表現する新たな議題を増やしていくよりも、既存の議題の下に新たなサブ項目を追加することで、安保理が新しい課題に対応するという傾向があると考えられます。

例えば、テーマ別議題の一つである「国際の平和及び安全の維持」の下のサブ項目として、「海上の国際組織犯罪」、「気候と安全保障」、「新型コロナウイルス感染症の影響」などを加えることで、安保理としても国際情勢の潮流を受けた新しい課題に対応しようとする傾向があります。

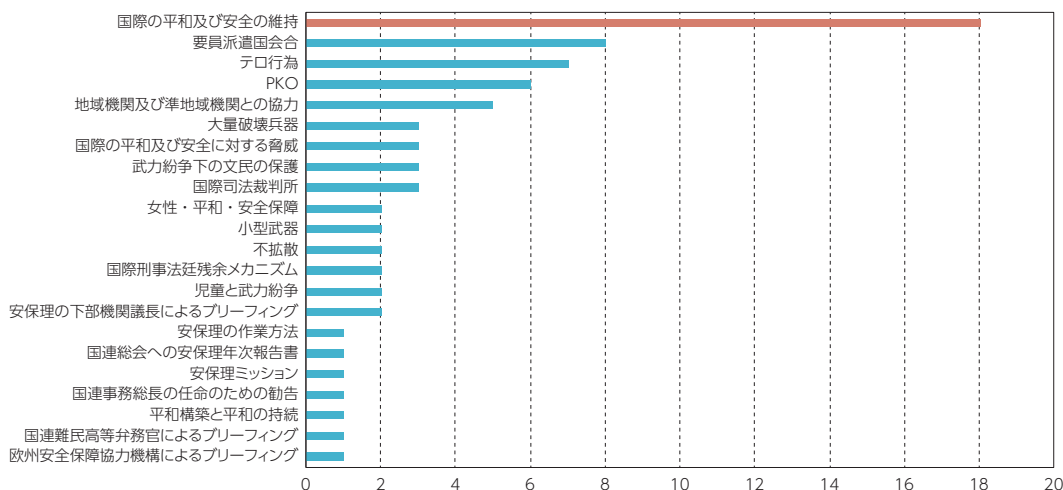
図1 各地域が安保理の会合の議題に占める割合(2021年、地域情勢に関する会合)



参照：国連公式HP「HIGHLIGHTS OF SECURITY COUNCIL PRACTICE 2021」

(注) ここでいう「会合」とは、公式会合及びビデオ形式で実施された公開会合を指す。() 内の数は会合数。

図2 安保理の会合の数(2021年、分野別議題のみ)



参照：国連公式HP「HIGHLIGHTS OF SECURITY COUNCIL PRACTICE 2021」
 (注) ここでいう「会合」とは、公式会合及びビデオ形式で実施された公開会合を指す。

同時に、こうした流れは、新たな議題の追加をめぐる安保理内の調整の結果と見ることもできます。例えば、気候変動は、安保理では「国際の平和及び安全の維持」という議題の下に「気候と安全保障」というサブ項目を設ける形で扱われています。しかし実際のところ、各国の意見は割れているのが現状で、気候変動は紛争などのリスクを増加させる要因であるという認識の下、気候変動自体を（サブ項目ではなく）安保理の正式な議題として立てるべきという意見がある一方で、安保理は気候変動を扱う場ではないという考え方も見られます。このような各国の立場の相違も背景に、気候と安全保障を主題として扱う安保理決議は未だありません。

なお、安保理の公式会合で取り上げる議題について理事国の一致が得られない場合には、安保理議場での手続投票となることがあります。手続投票は、常任・非常任の別を問わず9理事国の賛成票を以て可決されます。また、安保理の正式な議題となっていない案件であっても、公式な場ではなく、非公式な場（アリア・フォーミュラ会合^{ききん}など）で扱われる例も増えてきています。

日本は、安保理が気候変動、飢饉、感染症などの幅広い複合的な現代的課題にも効果的に対処することが重要という観点から、前回安保理理事国を務めた2017年から2018年の間に、「国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処」に関する公開討論（公式会合）を主催しました。

日本は現在、2022年の安保理非常任理事国選挙に立候補しています。同選挙に当選した暁には、国際社会の動向を注視しつつ、安保理の一員として、平和と安全の維持により一層貢献していきます。

主要国の国連通常予算分担率（単位：％）

順位	国名	2019－2021年	2022－2024年
1	米国	22.000	22.000
2	中国	12.005	15.254
3	日本	8.564	8.033
4	ドイツ	6.090	6.111
5	英国	4.567	4.375
6	フランス	4.427	4.318
7	イタリア	3.307	3.189
8	カナダ	2.734	2.628
9	韓国	2.267	2.574
10	スペイン	2.146	2.134

主要国の国連PKO予算分担率（単位：％）

順位	国名	2021年	2022年	2023-2024年
1	米国	27.8908	26.9493	26.9493
2	中国	15.2195	18.6857	18.6857
3	日本	8.5640	8.0330	8.0330
4	ドイツ	6.0900	6.1110	6.1110
5	英国	5.7899	5.3592	5.3592
6	フランス	5.6124	5.2894	5.2894
7	イタリア	3.3070	3.1890	3.1890
8	カナダ	2.7340	2.6280	2.6280
9	韓国	2.2670	2.5740	2.5740
10	ロシア	3.0490	2.2858	2.2858



国連安保理改革に関するG4（日本、インド、ドイツ、ブラジル）外相会合（9月22日、米国・ニューヨーク）

の議論の現状認識を共有し、具体的進展を図るための共通の取組について意見交換を行い、G4の結束と決意を再確認した。また、G4の外相は、政府間交渉の進展を得るため、国連総会議長を支持することで一致するとともに、アフリカ共通ポジションへの支持を表明し、アフリカを始めとする関係国とも連携しつつ、文言ベース交渉の早期開始など改革プロセスの前進のために協力することで一致した。日本は引き続き、改革推進派諸国と緊密に連携し、国連安保理改革の実現に向けたプロセスに前向きに関与していく。

(4) 国連の組織面（マネージメント）

ア マネージメント

グテーレス国連事務総長は、2期目の再任が決定した6月、平和への取組及び開発と共に国連のマネージメント分野での改革について継続的な取組が必要であるとの認識を示し、これまで取り組んできた改革を強化することを表明した。また、9月には「我々のコモンアジェンダ」報告書を発出し、国連を新たな時代に適応させるための具体策を提案した。日本は、加盟国や国連事務局との対話を通じて、改革の目的を支持しつつ、こうした取組が具体的な成果を上げ、国連が一層効果的・効率的に任務を果たす

よう求めてきている。

イ 予算

国連の予算は、一般的な活動経費である通常予算（1月から翌年12月までの2か年予算。2020年から2022年までは試験的に1月から同年12月までの1か年予算を導入）と、PKO活動に関するPKO予算（7月から翌年6月までの1か年予算）で構成されている。

このうち、通常予算については、2021年12月、国連総会において、2022年予算として約31.2億米ドルの予算が承認された。また、PKO予算については、2021年6月に2021年から2022年度の予算が承認され、予算総額は約63.8億米ドル（前年度最終予算比約3.0%減）となった⁴³。

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、日本は、米国、中国に次ぐ第3位の分担金負担国として、2021年通常予算分担金として約2億4,772万ドル、2021/22年PKO分担金として約5億2,926万ドルを負担しており、主要拠出国の立場から、国連が予算をより一層効果的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきている。なお、分担金の算出根拠となる分担率は加盟国の財政負担能力に応じて3年毎に改定されており、2021年末に改定された日本の分担率は、米国、中国に次ぐ8.033%（2022年－2024年）となった。

また、このような国連の行財政を支える主な機関として、国連行財政問題諮問委員会（ACABQ）及び分担金委員会がある。これらの委員会は個人資格の委員から構成される総会付属の常設委員会であり、ACABQは国連の行財政問題全般について審査し、総会に勧告を行う一方、分担金委員会は、総会における通常予

43 国連通常予算の推移及びPKO予算とミッション数の推移についての外務省ホームページの掲載箇所はこちら：
 国連通常予算の推移（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100091314.pdf>）
 PKO予算とミッション数の推移（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100091315.pdf>）



算分担率の決定に先立ち、全加盟国の分担率案を作成し総会に勧告する重要な役割を担っている。日本はこれらの委員会に継続的に委員を輩出している。

6 国際社会における法の支配

「法の支配」とは、一般に、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤となっている。さらに、法の支配は国家間の紛争の平和的解決を図るとともに、各国内における「良い統治（グッド・ガバナンス）」を促進する上で重要な要素でもある。このような考え方の下、日本は、安全保障、経済・社会、刑事など、様々な分野において二国間・多国間でのルール作りとその適切な実施を推進している。さらに、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、日本は国際司法裁判所（ICJ）⁴⁴、国際海洋法裁判所（ITLOS）⁴⁵、国際刑事裁判所（ICC）⁴⁶を始めとする国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力している。また、日本は法制度整備支援のほか、国際会議への参画、各国との意見交換や国際法関連の行事の開催を通じ、アジア諸国を始めとする国際社会における法の支配の強化に努めてきている。

（1）日本の外交における法の支配の強化

日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとしており、力による一方的な現状変更の試みに反対し、領土の保全、海洋権益や経済的利益の確保、国民の保護などに取り組んでいる。例えば、日本は、国連総会を始めとする国際会議や関係国との会談など、様々な機会に法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強

化を確認し、その促進に取り組んでいる。また、国際社会における法の支配の促進の観点から、日本は、国際法に基づく国家間の紛争の平和的解決、新たな国際法秩序の形成・発展、各国内における法整備及び人材育成に貢献している。

ア 紛争の平和的解決

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進すべく、国連の主要な司法機関であるICJの強制管轄権を受諾⁴⁷しているほか、多くの国際裁判所に対する人材面・財政面の協力を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な協力を行っている。例えば、日本はICC、常設仲裁裁判所（PCA）⁴⁸への最大の財政貢献国であり、人材面では、ICJの岩澤雄司裁判官（2018年から現職、歴代4人目の日本人ICJ裁判官）、ITLOSの柳井俊二裁判官（2005年から現職、2011年10月から2014年9月まで同裁判所所長）、ICCの赤根智子裁判官（2018年3月から現職）などを輩出している。これらの貢献を通じて、日本は国際裁判の実効性と普遍性の向上に努めている。また、2020年からは、将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を立ち上げ、国際裁判機関などでインターンシップを行う日本人を積極的に支援している。

外務省としては、国際裁判に臨む体制を一層強化するとの観点から、国際裁判対策室（2015年に設置）及び経済紛争処理課（2020年に設置）を中心に、国際裁判手続に関する知見の増進や、国内外の法律家との関係強化を図ってきている。裁判に勝つためには、各裁判の特徴や特有の訴訟手続を熟知することが不可欠である。ICJ、ITLOS、PCAなどにおける裁判に適

⁴⁴ ICJ : International Court of Justice

⁴⁵ ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea

⁴⁶ ICC : International Criminal Court

⁴⁷ ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在、日本を含めて73か国が宣言しているにとどまる。

⁴⁸ PCA : Permanent Court of Arbitration

用のある手続法には、必ずしも明文化されておらず、判例によって蓄積されてきた規範も存在する。加えて、国際裁判で争われる事実関係が複雑化するに伴い、手続法も発展している。国際裁判対策室では、主要な国際裁判で活躍する法律家や法律事務所の動向を把握するとともに、そのような法律家と連携しつつ国際裁判に強い組織作りに取り組んでいる。また、経済分野においては、近年、世界貿易機関（WTO）⁴⁹ 協定、経済連携協定（EPA）⁵⁰ 及び投資協定に基づく紛争解決の重要性が高まっており、紛争解決の処理を戦略的かつ効果的に行うための体制強化が一層求められている。この課題に対応するため、経済分野において国際法に基づく紛争解決の処理に精通した人材を集約する観点から、2020年8月に設置された経済紛争処理課は、WTO協定などに基づく紛争解決の処理に当たり、係争対象の措置を所管する関係各省庁や外部専門家（国内外の法律事務所・学者など）とも緊密に連携しながら、書面作成、証拠の取扱い、口頭弁論などの訟務対応に加えて、判例・学説の分析や紛争予防業務を行っている。

イ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際ルールの形成は、法の支配強化のための重要な取組の一つである。日本は、各国との共通目的の実現に向けた法的基盤を作るための二国間や多数国間条約の締結を積極的に進めるとともに、国連などにおける分野横断的な取組に自らの理念や主張を反映する形で国際法の発展を実現するため、ルール形成の構想段階からイニシアティブを発揮している。具体的には、国連国際法委員会（ILC）⁵¹ や国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、また、ハーグ国際私法会議（HCCH）⁵²、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）⁵³、私法統一国際協会（UNIDROIT）⁵⁴ などでの国際私法分野

の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCでは、村瀬信也委員（任期は2009年から2022年まで。上智大学名誉教授）が「大気の保護」の議題の特別報告者を務め、大気環境の保護に関するガイドライン草案などの審議を通じて国際法の発展に貢献している（195ページ コラム参照）。また、11月に行われたILC委員選挙において、浅田正彦同志社大学教授・京都大学名誉教授が選出された（任期は2023年から2027年まで。歴代6人目の日本人ILC委員）。また、HCCH、UNCITRAL及びUNIDROITでは、各種会合に政府代表を派遣し、積極的に議論をリードしている。さらに、UNIDROITにおいては、神田秀樹理事（学習院大学教授）が「デジタル資産と私法」に関する作業部会の議長を務め、デジタル金融をめぐる最先端の議論に貢献している。UNCITRALにおいても、日本は構成国拡大の議論を主導して実現させ、また、紛争解決の分野における新規プロジェクトを提案するなど、委員会設立以来の構成国としてプレゼンスを発揮している。

ウ 国内法整備その他

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を適切に整備するだけでなく、法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。例えば、日本は、日本を含むアジア諸国の学生に対し、紛争の平和的解決の重要性などの啓発を行うとともに、次世代の国際法人材の育成と交流を強化するとの観点から、外務省と国際法学会の共催（協力：日本財団）で国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催している（2021年に第22回を開催）。これに加え、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律

⁴⁹ WTO : World Trade Organization

⁵⁰ EPA : Economic Partnership Agreement

⁵¹ ILC : International Law Commission

⁵² HCCH : Hague Conference on Private International Law

⁵³ UNCITRAL : United Nations Commission on International Trade Law

⁵⁴ UNIDROIT : International Institute for the Unification of Private Law

国連の国際立法に携わって

上智大学名誉教授、国連国際法委員会委員・特別報告者 村瀬信也

国連国際法委員会（ILC）は、国際法の法典化と漸進的^{ぜん}発達を任務として、1947年に創立されました。国連には珍しい個人資格の委員会（委員数34名）で、各委員はいかなる国家からも指示を受けてはならないとされています。

1967年、大学院で国際法を専攻することになったとき、私が興味を持ったのは、このILCの活動でした。その後、大学で教えるようになりましたが、1975年にILC主宰の国際法セミナーに参加し、1980年から1982年には、国連事務局の法務担当官としてILCの作業に関わりました。事務局からはその後も引き続きILCの文書の送付を受けました。2009年にILC委員に選ばれ、2022年末にやっと任期が終了します。こうして私は、この半世紀以上、ILCを、外からも内からも、ずっと見続けてきました。

ILC委員に就任した直後、私はILCが大気汚染や気候変動に関する国際法を整備するため、「大気の保護」というテーマについて取り組むべきことを提案し、採択されました。もっとも、最初は五大国出身の委員から猛烈な反対を受け、私の人生でこんな屈辱を受けたことはないと思うほど憤慨することもありました。しかし、努力と忍耐の甲斐あって、2021年の会期でガイドラインが採択されました。何十年後になるかもしれませんが、このガイドラインを基礎に、将来、国連海洋法条約に匹敵する包括的な「大気保護条約」が作られることを願っています。

個人資格の委員会なので、ILCでは、委員の間でエゴが激しくぶつかり合います。かつて、英国とフランスの委員の間で、二人が激昂して殴り合い寸前まで行ったという話もあります。内気な（！）私にはとても務まりそうにありませんでしたが、委員を続けている間に私も相当鍛えられてきたように思います。ILCでは「大気の保護」の他にも7、8件の議題がありますが、私は常に最初に発言することにしてあります。最初に発言するにはかなりの準備と勇気が必要ですが、委員会の議論の流れに一定の影響を与えることができるからです。他の委員が理不尽な議論を行った場合には、反論権を行使して、直ちに厳しく、バシッと批判することにしてあります。若い頃、ハーバード・ロー・スクールのゼミで、法律の議論の仕方を学んだことが、大いに役立っています。

国際社会において最も重要なことは、「法の支配」の確立です。それを確立するためには、まずもって、国際社会の法、つまり国際法を、明確な形で定式化しておく必要があります。第二次大戦以前の国際法は、大半が不文法である国際慣習法で占められており、不明確な部分も多く、しばしば国家間の紛争のもとになっていました。ILCの役割は、この慣習法を法典化し、明確な成文法としての多数国間条約に体系化することでした。同時に、国際社会の向かうべき方向を踏まえて国際法の「漸進的発達」を図ることも必要です。こうしてこれまでILCでは多くの多数国間条約が作られてきました。

国際社会にはまだ多くの分野で国際立法が必要とされており、日本の貢献が大いに期待されています。そうした期待に応えるには、それを担いえる人材を、外務省や国際法学会のみならず、日本の総力を上げて育成していくことが望まれます。



筆者



ILCにおける審議、筆者前方左から2番目（前方スクリーン中央）

諮問委員会 (AALCO)⁵⁵ に対して、議論に建設的に参画するとともに、人材面・財政面で協力している。

(2) 海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題である。安倍総理大臣は、2014年5月の第13回アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアローグ) の基調演説で「海における法の支配の三原則」(①国家は法に基づいて主張をなすべきこと、②主張を通すために力や威圧を用いないこと及び③紛争解決には平和的な事態の收拾を徹底すべきこと) を提唱し、以降、日本は、これを一貫して主張してきた。例えば、2020年11月の第15回東アジア首脳会議 (EAS) で、菅総理大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋がインド太平洋地域の平和と繁栄の礎であることを主張している。

海における法の支配の根幹となるのは、国連海洋法条約 (UNCLOS)⁵⁶ である。同条約は、日本を含む167か国 (日本が国家承認していない地域を含む。) 及びEUが締結しており、公海での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋に関する諸原則や、海洋の資源開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。領海や排他的経済水域を含む分野に関する同条約の規定は、慣習国際法として確立していると広く受け入れられており、また、海洋における活動は同条約の規定に従って行われるべきとの認識が国際社会で広く共有されている。今後、一層複雑化し多岐にわたる海洋の問題に対応していく上で、包括的な、かつ、普遍的な法的枠組みである同条約に基づく海洋秩序を維持・強化していくことが重要である。

UNCLOSの下では、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野での法秩序の維持と発展のため、1996年にドイツ・ハンブルクに

ITLOSが設置された。ITLOSは、特に近年、海洋境界画定を含む幅広い分野の事例を扱っており、その重要性は増している。日本はITLOSの役割を重視し、設立以来、日本人裁判官を2人続けて輩出している (現在は、柳井俊二裁判官 (2021年12月末時点))。

UNCLOSに基づき設立された大陸棚限界委員会 (CLCS)⁵⁷ も、大陸棚延長制度の運用において重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの設立以来、委員を輩出し続けているなど (現在の委員は山崎俊嗣東京大学教授 (2021年12月末時点))、CLCSに対する人材面・財政面での協力を継続している。また、同じくUNCLOSに基づき深海底の鉱物資源の管理を主な目的として設置された国際海底機構 (ISA)⁵⁸ では、新型コロナ流行下においても深海底の鉱物資源の開発に関する規則に関連した基準及びガイドラインの策定作業などが進展した。日本は自国の立場がこれら関連文書にも反映されるよう積極的に取り組み、深海底の秩序作りを主導してきている。

さらに、2017年12月には、国連総会決議72/249により、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関し、UNCLOSの下にある新たな国際約束を作成するための政府間会議を開催することが決定され、2019年8月までに3回の会合が開催された。4回目の会合は2020年3月に予定されていたが、新型コロナの影響により延期となった。日本政府としては、BBNJの保全と持続可能な利用という二つの側面の間バランスを重視するという日本の立場が新たな国際約束に反映されるよう、積極的に議論に参加している。

(3) 政治・安全保障分野における取組

日本の外交活動の法的基盤を強化するため、政治・安全保障分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいる。安全保障分野では、

⁵⁵ AALCO : Asian-African Legal Consultative Organization

⁵⁶ UNCLOS : United Nations Convention on the Law of the Sea

⁵⁷ CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf

⁵⁸ ISA : International Seabed Authority

自衛隊と外国の軍隊との間の物品・役務の相互提供に係る決済手続などについて定める物品役務相互提供協定（ACSA）⁵⁹、移転される防衛装備品や技術の取扱いについて定める防衛装備品及び技術移転協定、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報保護協定などの更なる整備を進めた。インドとの間では7月にACSAが発効し、インドネシアとの間では3月に、またベトナムとの間では9月に防衛装備品及び技術移転協定に署名（同日に発効）し、またドイツとの間では3月に情報保護協定に署名（同日に発効）した。原子力分野においては、英国による欧州原子力共同体脱退を踏まえて、2020年12月に署名した英国との間の協定を改正する議定書が9月に発効した。

(4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。2021年には、各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定などの交渉及び署名・締結を行った。また、自由で公正な経済圏を広げ、幅広い経済関係を強化するため、経済連携協定（EPA）などの交渉に積極的に取り組んだ。

2020年10月に署名された日英包括的経済連携協定（日英EPA）は、2021年1月に発効した。また、2020年11月に署名された地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、2022年1月に発効した。

さらに、日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争処理制度の活用を図るとともに、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、環境、漁業、海事、航空、労働、社会保障などの社会分野で

も、日本の立場が反映されるよう国際約束の交渉に積極的に参画し、また、これを締結している。例えば、航空分野では、6月に日・EU航空安全協定に署名し、また、海事分野では、7月に国際航路標識機関条約を締結した。漁業分野では、7月に大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書を締結した。

(5) 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2021年現在、分担金全体の約16%を負担している。加えて、人材面においても、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出し、2018年3月からは9年間の任期で赤根前国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が裁判官を務めている。また、予算財務委員会において播本幸子氏が委員を務めるなど、ICCの活動に様々な面で協力している。ICCが国際刑事司法機関としての活動を本格化させていることに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確保が急務となっており、日本は、締約国会議の作業部会などの場を通じて、これらの課題に積極的に取り組んでいる。

さらに、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などの刑事分野の司法協力を一層確実にできるようにしている。具体的には、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備のため、刑事共助条約（協定）⁶⁰、犯罪人引渡条約⁶¹及び受刑者移送条約⁶²の締結を進めている。11月には、ベトナムとの間で刑事共助条約に署名した。

⁵⁹ ACSA : Acquisition and Cross Servicing Agreement

⁶⁰ 捜査、訴追その他の刑事手続について他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

⁶¹ 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

⁶² 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

7 人権

現在、世界各地における人権状況への国際的関心が高まっているが、人権の保護・促進は国際社会の平和と安定の礎である。日本としては、人権は、普遍的な価値であり、達成方法や文化に差異はあっても、人権擁護は全ての国の基本的責務であると認識しており、また、深刻な人権侵害に対してはしっかり声を上げるとともに、「対話」と「協力」を基本とし、民主化、人権擁護に向けた努力を行っている国との間では、二国間対話や協力を積み重ねて自主的な取組を促すことが重要であると考えている。加えて、日本はこの分野において、アジアでの橋渡しや社会的弱者の保護といった視点を掲げつつ、二国間での対話や国連など多数国間のフォーラムへの積極的な参加、国連人権メカニズムとの建設的な対話も通じて、世界の人権状況の改善に向けて取り組んでいる。（日本の人権外交の基本姿勢や具体的取組の例は201ページ 特集参照。）

(1) 国連などにおける取組

ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、国連での人権の主流化の流れの中で、国連の人権問題への対処能力の強化を目的に、人権委員会を改組する形で2006年に設立された。1年を通じてジュネーブで会合が開催され（年3回の定期会合、合計約10週間）、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。日本は、これまで、2006年6月から2011年6月（1期目・2期目）まで、2013年1月から2015年12月（3期目）まで及び2017年1月から2019年12月（4期目）まで理事国を務めた。直近では、2019年10月の選挙で当選し、2020年1月から2022年12月まで理事国を務めている（5期目）。

2月及び3月に開催された第46会期のハイレベル・セグメント（各国の主要な代表者による会合）では、茂木外務大臣がビデオメッセージの形でステートメントを実施した。その中で、

茂木外務大臣は、日本として引き続き、アジアの国々を始めとする世界の人権保護・促進に貢献していく決意を述べ、拉致問題の早期解決の重要性を訴えるとともに、香港や新疆ウイグル自治区を始めとする中国の情勢に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めた。また、ビジネスと人権、子どもに対する暴力撲滅、ハンセン病差別撤廃、先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現、女性活躍、女性の人権の保護推進といった分野における日本の直近の取組を紹介した。同会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された（採択は14年連続）。この決議は、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現、さらには、被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報の誠実な提供などに言及する内容となっている。

9月から10月の第48会期では、日本はカンボジア人権状況決議案を提案国として提出し、同決議案は、無投票で採択された。同決議は、カンボジアの人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進する内容となっているほか、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を2年間延長することを決定している。

イ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会では、例年10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成に寄与している。

第76会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が、11月の第3委員会と12月の総会本会議において、

無投票で採択された（採択は17年連続）。同決議は、深刻な人権侵害を伴う拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、北朝鮮が何ら具体的かつ前向きな行動をとっていないことへの深刻な懸念、全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現、さらには、被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報の誠実な提供などに言及する内容となっている。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、児童の権利など）を含め、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

㉔ 子どもに対する暴力撲滅

日本は、2018年以降、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC)」に参加し、子どもに対する暴力の撲滅に向けて取り組む「パスファインディング国」として、GPeVACの活動に積極的に関与している。その一環として、8月、子どもに対する暴力撲滅行動計画を策定した。同行動計画は、持続可能な開発目標 (SDGs) のターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の達成に寄与することを目指している。日本は、引き続き国際社会と連携しつつ、国内外で子どもに対する暴力をなくすための取組を推進していく。

㉕ 「ビジネスと人権」に関する行動計画の実施を通じた人権デュー・ディリジェンス⁶³導入推進

日本は、国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」の履行に向けて積極的に取り組んでいる。その取組の一つとして、2020年10月に日本政府が策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画の着実な実施を通じ、企業の人権意識を高めるべく、人権デュー・ディリジェンスの導入といった啓発活動を実施してきている。外務省ホームペー

ジに、ポータルサイトを立ち上げ、行動計画などを紹介する動画発信や「ビジネスと人権」に関する企業の取組事例集の公表などを通じ、企業活動における人権尊重の考え方の普及や啓発活動を行ってきている。また、行動計画の実施状況の確認に当たって、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行う場として関係府省庁連絡会議を3月に設置するとともに、幅広い関係者との対話の場として円卓会議の第1回会合を7月に開催した。行動計画のフォローアップの一環として、経済産業省と連名で「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」を9月から10月にかけて実施した。加えて、12月には上記の関係府省庁連絡会議を改組し、関係府省庁施策推進・連絡会議の第1回会合を開催した。引き続き、関係府省庁で連携し、行動計画の着実な実施に取り組んでいく。

㉖ 民主主義のためのサミット

12月、米国主催の民主主義のためのサミットがオンライン形式にて開催され、岸田総理大臣がセッションに参加した。岸田総理大臣は、民主主義を含めた普遍的価値を重視する立場から、民主主義を守り、世界における人権を促進するための日本の考え及び取組を説明・発信した。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

㉗ 国際人権法

11月、ニューヨークの国連本部で開催された第18回拷問等禁止条約締約国会合において、拷問禁止委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した前田直子氏（京都女子大学法学部教授）がトップ当選を果たした。また、日本は、日本が締結している人権諸条約について、各条約の規定に従い、国内における条約の実施状況に関する定期的な政府報告審査に真摯に対応してきている。

63 人権デュー・ディリジェンス：企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと。

イ 国際人道法

日本は、国内における国際人道法の履行強化に向けて積極的に取り組んできた。5月には、宇都隆史外務副大臣から、「紛争下の医療」に関する国連安保理決議第2286号（2016年）の採択5周年に際して、国際社会に対し、新型コロナウイルスの感染拡大下での医療アクセス及び医療従事者の保護を含め、紛争下の医療に関する一層の協力を促すためのビデオメッセージを発売した。10月にはアジア太平洋における各国の国際人道法国内委員会の地域会合に参加、11月から12月にかけては国際人道法の国内履行に関する第5回世界会議に参加した。また、国際人道法の啓発の一環として、例年同様、赤十字国際委員会（ICRC）主催の国際人道法模擬裁判・ロールプレイ大会に、審査員役として講師を派遣した。

(3) 二国間の対話を通じた取組

国連など多国間の枠組みにおける取組に加え、日本は、人権の保護・促進のため二国間対話の実施を重視している。6月には第25回日・EU人権対話（テレビ会議形式）、9月には第11回日・カンボジア人権対話（テレビ会議形式）を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。さらに、ベトナムが主催する普遍的・定期的レビュー（UPR）に関するワークショップにテレビ会議形式で出席し、UPRに関する日本の知見を共有した。

(4) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、

2010年度から2014年度まで第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）により、タイに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れた。

2015年度以降は、マレーシアに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れるとともに、タイからは相互扶助を前提に既に来日した第三国定住難民の家族を呼び寄せることを可能とし、2010年度から2019年度までに合計50家族194人が来日した。

来日した難民は、6か月間の研修を終えた後、それぞれの定住先地域で自立した生活を営んでいる。当初、首都圏の自治体を中心に定住を実施してきたが、難民問題への全国的な理解を促進することなどの観点から、2018年以降は、首都圏以外の自治体での定住を積極的に進めている。

難民を取り巻く国際情勢などは大きく変化しており、こうした国際社会の動向を踏まえ、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するとの観点から、日本は、2019年6月、新たな枠組みでの第三国定住による難民の受入拡大を決定した。具体的には2020年度から、難民の出身国・地域を限定することなくアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族を、年1回から2回、60人の枠内で受け入れることとした。なお、国内外における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、2020年度の難民の受入れは延期されており、現在、適切な受入れの時期を検討している。

第三国定住による難民受入れは欧米諸国が中心となって取り組んできたが、アジアで開始したのは日本が初めてである。

日本の人権外交の取組

国際社会の人権問題に対処するに当たって、日本が特に重要である点と考える点を改めて示すとともに、その考え方に基づいた具体的な取組の例を紹介します。

■ 1. 日本の人権外交の基本姿勢

人権や基本的自由は普遍的価値であり、各国の人権状況は国際社会の正当な関心事項です。

また、人権擁護の達成の方法や速度に違いはあっても、文化や伝統、政治経済体制、社会経済的発展段階の如何にかかわらず、人権は尊重されるべきものであり、その擁護は全ての国家の最も基本的な責務であると考えます。このような考えの下、日本は、深刻な人権侵害に対してはしっかり声を上げる一方で、民主化、人権擁護に向けた努力を行っている国との間では、「対話」と「協力」を基本とし、国連などの国際フォーラム及び二国間対話などにおいて、日本を含む国際社会が関心を有する人権問題などの改善を促すとともに、技術協力などを通じて、必要かつ可能な協力を実施して、その国における自主的な取組を促してきています。

日本は、こうした日本ならではの貢献をいかしつつ、普遍的価値の面では決して譲ることなく、現下の国際情勢も踏まえた日本らしい人権外交を主体的かつ積極的に進めていきます。

■ 2. 人権状況改善のための具体的取組の例

(1) カンボジア人権状況決議、日・カンボジア人権対話

カンボジアは、長い混乱に苦しんだ時代を経て、現在急速に経済発展を遂げる中、国際社会から人権状況への懸念が示されています。

9月から10月に開催された第48回国連人権理事会において、日本はカンボジア人権状況決議案を起案し、提出しました。同決議は、カンボジアの人権状況に対する国際社会の声を反映し、特に政党・市民社会関係者の逮捕などに言及しつつ、市民的・政治的環境の悪化に深刻な懸念を表明するとともに、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進する内容となっているほか、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を2年間延長することを決定しています。

日本は1999年から同決議を継続的に提出しており、これまで全てコンセンサス（無投票）採択されてきています。

決議案の作成に当たって、日本としては、カンボジアの人権状況の改善には、その懸念点を明確に指摘すると同時に、当事国であるカンボジアによる努力が不可欠であると考え、カンボジア自身が納得した上で、人権状況改善のための取組を行い、特別報告者の現地での活動や人権理事会での報告の場を設けることで、国際社会がこれをモニターし、促進する、バランスのとれた決議となるよう、カンボジアやEUを始めとする関係国などと協議を行い、調整に最大限尽力しました。

その間、9月には、第11回日・カンボジア人権対話をオンラインで開催し、政治活動の自由、表現・集会・結社の自由及び司法の独立などの人権分野における取組や諸課題について議論しました。日本側からはカンボジアにおける自由公正な選挙に向けた環境や市民社会の活動の在り方の問題について率直に取り上げたほか、人権分野における国際場裡での協力などについて意見交換を行いました。

これらの日本の調整努力がカンボジアや欧米諸国を含む国際社会から評価されたこともあり、10月、国連人権理事会においてカンボジア人権状況決議はコンセンサス採択されました。

日本はカンボジア国内の人権状況を注視しており、これまで選挙改革支援や若手政治関係者の招へい

などを実施するとともに、2020年度は国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）^{*1}への拠出金の一部を、同カンボジア事務所による人権状況改善に関する活動のための費用に充てています。同決議の採択とともに、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進し、同国における人権状況の改善につながることを期待しています。

(2) 日本が声を上げている例（中国の人権状況に関する共同ステートメント）

日本は、中国の人権状況についてもしっかりと声を上げてきています。例えば、香港や新疆ウイグル自治区などの人権状況について、10月の日中首脳電話会談で岸田総理大臣から習近平国家主席に直接提起したほか、4月と11月の日中外相電話会談でもそれぞれ茂木外務大臣と林外務大臣から深刻な懸念を表明しました。

こうした二国間での取組に加え、日本は、国連などの場においても、個別又は共同のステートメントで懸念を表明してきています。2月の第46回国連人権理事会ハイレベル・セグメントでは、茂木外務大臣が、ビデオメッセージの形でステートメントを実施し、香港や新疆ウイグル自治区を始めとする中国の情勢に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めました。

6月の第47回国連人権理事会においては、カナダが44か国を代表して新疆ウイグル自治区などの人権状況に関する共同ステートメントを読み上げ、日本はアジアから唯一これに参加しました。同ステートメントでは、国連の特別手続による声明などで表明されたウイグル人などの拘束、強制労働・移送の疑いなどに関する懸念を共有するとともに、中国に対し、高等弁務官を含む独立したオブザーバーの同自治区への早急で効果的で自由なアクセスを認めることなどを求めています。また、香港国家安全維持法の下での香港における基本的自由の悪化や、チベットの人権状況について、引き続き深い懸念を表明しました。

10月の第76回国連総会第3委員会においては、フランスが43か国を代表して新疆ウイグル自治区の人権状況に関する共同ステートメントを読み上げ、日本はアジアから唯一これに参加しました^{*2}。同ステートメントでは、新疆ウイグル自治区の人権状況に深刻な懸念を表明するとともに、中国に対し同自治区への国連人権高等弁務官による意味のあるアクセスの確保を求めています。加えて、中国も参加した10月の第16回東アジア首脳会議及び11月のアジア欧州会合第13回首脳会合においても、日本は香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況に関する深刻な懸念を表明しました。

基本的人権は中国を含めいかなる国においても保障されることが重要であり、引き続き、国際社会が緊密に連携して、中国側に働きかけていくことが重要となっています。

(3) 人権に資するODAの例

日本は、開発途上地域に暮らす人々の人権状況の改善に向けて、法整備支援やメディア・ジャーナリズムの強化などのガバナンス分野への支援、女性や子ども、障害者などの脆弱な立場にある人々への支援に取り組んでいます。

ア 開発途上国では法律の未整備、法の運用や執行における課題、情報へのアクセス阻害といった状況が存在しています。日本は、国際協力機構（JICA）が最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、関係大学などの協力を得る体制の下で、1990年代後半より、アジア、アフリカ各国において、法令の整備・運用や司法アクセスの向上を中心とした



ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」の研修の様子
(写真提供：JICA)

支援を行ってきました。

1998年に法整備支援を開始したラオスでは、「法の支配発展促進プロジェクト」（2018年から2023年）において、民事法及び刑事法の法理論研究・分析や法学教育及び法曹の養成・実務研修の改善などに協力しています。2020年5月には、同プロジェクトが長年支援してきた初の民法典が施行されました。2021年には、民法の趣旨や背景を明らかにした解説書や刑事証拠法に関する執務参考資料を作成する活動を行ったほか、量刑や法曹人材育成に関するオンラインセミナーを実施し、市民の権利保護に資する裁判実務の向上に貢献しました。

イ 経済や情報の急速なグローバル化に伴い人の移動が活発化する中で、人身取引は国境を越えた各国共通の深刻な人権問題となっています。特に、ASEAN統合に伴って、メコン地域における人身取引の増加が懸念されており、タイ、ミャンマーなどに対する協力を実施してきました。ベトナムでも、「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」（2018年から2022年）を実施し、人身取引被害の予防や、被害を受けた女性や少女などの支援を目的とするコールセンターの運営の強化とともに、関係機関の協力体制を更に強化することで、より多くの人々に役立つホットラインの運営を目指しています。2021年には、政令改定に向けたワークショップ、カウンセリングの質の向上のための外部評価、関係省庁の連携強化を後押しする合意文書の調印、メディアを通じた広報活動などを実施しました。なお、2021年のコールセンターへの電話件数は約3,100件に上り（11月末時点）、これまで同プロジェクトによる研修などで育成した人材（電話相談員、ソーシャルワーカー、NGOなど）は131人となりました。



ベトナム「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」のコールセンターの様子（写真提供：JICA）

ウ そのほか、2021年12月現在、アジアを中心に世界74を超える国々に対し、人材育成、メディアの自由の強化、選挙・司法を含む各種制度の構築・整備支援を実施しています。

（日本の支援例）

- ・ 国家警察の能力強化：インドネシア、コンゴ民主共和国ほか
- ・ 法令・司法制度の整備・運用：ベトナム、インドネシア、ラオス、カンボジア、ネパール、バングラデシュほか
- ・ 選挙管理能力の強化（アドバイザー派遣、選挙管理委員や投票所スタッフへの研修など）：カンボジア、パキスタンほか
- ・ 選挙支援のための機材など（投票箱、生体認証登録用サーバーなど）の供与：パキスタン、リビアほか
- ・ メディアの自由の強化・保護に向けた職員や組織能力の向上の後押し：南スーダン、コソボ、ウクライナほか

■ 3. 「ビジネスと人権」^{*3}

サプライチェーンがグローバル化する今、企業活動における人権尊重に注目が集まってきており、企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要に迫られてきています。欧米においても、企業における人権尊重の取組の義務化などの動きが広がっています。日本では、このような「ビジネスと人権」に対する認識が必ずしも広く浸透していないこともあり、2020年10月に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施し、企業の人権意識を高めるべく、企業の取組状況の把握に努

めつつ、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）の導入促進につながる啓発活動などに取り組んでいます。

国際場裡では、国連主催セミナーやインドネシア外務省主催地域会合において、日本の取組を紹介することにより、アジアにおけるピアラーニング（互いに協力して学ぶこと）の強化に力を入れています。さらに、グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対処すべく、アジア諸国を含む幅広い開発途上国を対象に、相手国政府に寄り添う形で、法制度整備や政策形成、慣行改善などを通じた責任ある企業行動の実現に向けた取組を促進していきます。また、こうした活動を通じて、日本企業が各国に適切な形で展開する上でより望ましい国際環境の確立を図っていきます。

人権侵害につながりかねないビジネス活動を行わない動きが国際的に浸透することにより、世界における人権侵害の抑止と、人権を尊重する企業の国際競争力強化につながるものと考えます。

※1 OHCHR : Office of the High Commissioner for Human Rights

※2 ステートメントのポイント

①新疆ウイグル自治区の状況を特に懸念している。信憑性の高い報告によると、百万人以上が恣意的に拘禁されているとされる政治的再教育施設の巨大ネットワークが存在。拷問などを含む広範で組織的な人権侵害、強制不妊手術、性的暴力、子の親からの強制分離も多く報告され、宗教の自由、移動・集会・表現の自由とウイグル文化への厳しい制限や広範な監視も存在する。

②国連特別手続や専門家が表明した、宗教・民族的少数者への集団的抑圧への懸念を共有する。

③中国に対し、高等弁務官などを含む独立したオブザーバーの新疆ウイグル自治区への早急で効果的で自由なアクセスを認めること、及び人種差別撤廃委員会の新疆ウイグル自治区に関する勧告の早急な実施を求める。これまでの調査結果を提示し、可能な限り早期の公表を奨励すると高等弁務官の発表を歓迎する。

④新疆ウイグル自治区の人権状況に対する懸念に鑑み、我々はすべての国に対し、ノンフルマン原則（迫害を受ける国又は地域への外国人の送還は原則として行わない）を尊重するよう求める。また、中国に対して自由権規約を遅滞なく批准することを求める。

⑤中国に法の支配の完全な尊重を確保し、人権の保護に関する国内・国際法上の義務を遵守することを求める。

※3 「ビジネスと人権」に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/index.html>



8 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント

新型コロナの拡大は、既存のジェンダー不平等を一層浮き彫りにした。このため、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進は国内外の最重要課題の一つと位置付けられ、新型コロナ流行下からのより良い復興を実現していく上で女性・女児を様々な施策の中心に位置付けることが不可欠である。また、紛争下での女性の脆弱な立場を踏まえ、紛争の武器としての性的暴力を防止し、女性の人権保護・救済促進に向けた国際的な取組に積極的に貢献することは日本にとっても重要である。こうした中で、第5次男女共同参画基本計画にも明記したとおり、日本は、今後も、女性に関する国際会議の開催や、各国や国際機関などとの連携を通じた開発途上国支援を強力に推進し、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進に貢献していく。

(1) G7

ジェンダー平等は、G7英議長国の下において、開かれた、包摂的な、公正な社会の中核と位置付けられ、女子教育、女性のエンパワーメント、女性及び女児に対する暴力の終焉が三つの主要な優先事項として取り上げられた。6月のG7コーンウォール・サミットで発出された首脳コミュニケには、「教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE)」に対し、G7として、今後5年間で計27.5億ドルをプレッジすることなどが盛り込まれた。

(2) G20

8月、G20イタリア議長国下で、G20では初となる女性活躍担当大臣会合がサンタ・マルゲリータ・リグレで開催され、丸川珠代女性活躍担当大臣がオンラインで開会セッションに参加した。10月のG20ローマ・サミットで発出されたローマ首脳宣言では、無償ケア労働やジェンダーに基づく暴力を始めとする、新型コ

コロナの拡大により不均衡に影響を受けた女性と女児の諸問題の解決に向けての取組や、ブリスベン目標に向けた毎年の進捗状況の共有と行動を再確認した。

(3) 国際協力における開発途上国の女性支援

日本は、JICAや国際機関を通じ、教育支援・人材育成のほか、開発途上国の女性の経済的エンパワーメントやジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた取組を行っている。

ア 教育支援・人材育成

2018年のG7シャルルボワ・サミットの機会では、女児・女性のための2億ドルの質の高い教育及び人材育成支援を表明し、着実に実施した。2019年3月に開催された第5回国際女性会議WAW!において、安倍総理大臣から開発途上国における女性の教育機会拡大のため、2018年から2020年までの3年間で、少なくとも400万人の女児・女性に質の高い教育、人材育成の機会を提供するコミットメントを表明し、着実に実施しているところである。また、2021年7月に開催された世界教育サミットで、少なくとも750万人の開発途上国の女子の教育及び人材育成支援を約束した。

イ JICAを通じた女性支援

女性の経済的エンパワーメントを推進するため、パキスタンにおいて低所得層の女性家内労働者の生活改善支援や、ベトナムにおいて女性のニーズに応じた金融サービスなどの提供促進支援を行った。また、女性の平和と安全の保障を推進するため、メコン地域を対象に人身取引対策に携わる関係組織の能力と連携強化を支援するとともに、南スーダンやパキスタンにおいてジェンダーに基づく暴力の生存者の保護や自立支援を行う協力を開始した。

ウ 紛争下の性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題であり、加害者不処罰の終焉及び被害者の支援が重要である。21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野に積極的に取り組んでおり、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）⁶⁴事務所などの国際機関との連携、国際的な議論の場への参加を重視している。

2021年、日本はSRSG-SVC事務所に対し、約90万米ドルの財政支援を行い、新型コロナ拡大下のレバノン、ヨルダン、イラクを含む中東における紛争関連の性的暴力やジェンダーに基づく暴力の女性被害者支援などに貢献している。また、2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師及びナディア・ムラド氏が中心となって創設した紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）⁶⁵に対し、2020年同様、2021年も200万ユーロを拠出し、日本は理事会メンバーとして同基金の運営に積極的に関与している。さらに、国際刑事裁判所（ICC）の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策にも取り組んでいる。

このほか、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も行っている。

(4) 国連における取組

ア 国連女性機関（UN Women）との連携

日本は、2013年に約200万米ドルだった拠出金を、2021年には約2,100万米ドルにまで増額し、UN Womenとの連携を強化している。とりわけ、開発途上国の女性・女児に対し、新型コロナからの予防のための啓発活動、新型コロナ下における生計支援や起業支援などの経済的なエンパワーメント、また、オンライン上の暴力を始めとするジェンダーに基づく暴力への対応などに取り組んだ。このほか、雇用

⁶⁴ SRSG-SVC : Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict

⁶⁵ GSF : Global Survivors Fund (Global Fund for Survivors of Conflict-Related Sexual Violence)



トルコにおける女性たちの職業訓練（写真提供：UN Women）

創出・職業訓練を通じた女性の経済的エンパワメント支援、女性の権利や女性に対する暴力撲滅に対する意識の向上、心理社会的支援に取り組んでいる。さらに、暴力的過激主義を防ぐため、女性のエンパワメントによる強^{じん}なコミュニティ作りを南アジアや東南アジア諸国で実施している。

イ 女子差別撤廃委員会

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃委員会（23人で構成（個人資格））（CEDAW）⁶⁶に委員を輩出している。9月、第9回目となる

日本の条約実施状況に関する報告書を提出した。

ウ 国連女性の地位委員会（CSW）⁶⁷

3月に開催された第64回国連女性の地位委員会（CSW64）は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大幅な日程短縮及び規模を縮小しての開催となり、関係者によるオープニングステートメントや、政治宣言や各種決議などの採択は行われたものの、加盟国からの発言の機会は見送られた。

エ 女性・平和・安全保障

（Women, Peace and Security : WPS）

日本は引き続き、第2次「女性・平和・安全保障行動計画」（女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号及びその関連決議の履行に向けた行動計画）に沿って、主にUN WomenやSRSG-SVC事務所などの国際機関への拠出により中東、アフリカ、アジア地域のWPS分野に貢献しているほか、実施状況のモニタリング及び評価として報告書を策定している。日本国内では3月に国際女性デーを記念したウェビナーを開催し、WPSをテーマの一つに取り上げ議論した。

⁶⁶ CEDAW : Committee on the Elimination of Discrimination against Women

⁶⁷ CSW : United Nations Commission on the Status of Women

第2節

日本の国際協力
（開発協力と地球規模課題への取組）

1 開発協力

(1) 開発協力大綱と日本のODA実績

日本が1954年に政府開発援助（ODA）¹を開始してから65年以上が経過した。ODAを含む日本の開発協力政策は、長きにわたり国際社会の平和と安定及び繁栄、ひいては日本自身の国益の確保に大きく貢献してきた。

近年、開発途上国が直面する開発課題が多様化・複雑化し、開発におけるODA以外の資金・活動の役割が増大するなど、開発を取り巻く状況が変化していることを受け、2015年2月には、それまでのODA大綱に代わる「開発協力大綱」が閣議決定された。開発協力大綱では、日本が開発協力の長い歴史の中で培ってきた哲学を踏まえ、更にそれを発展させていくべきとの観点から、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針としている。これらの基本方針の下、①

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、②普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、③地球規模課題への取組を通じた持続可能で強^{じん}靱な国際社会の構築を重点課題として、開発協力を推進することとされている。

このような開発協力大綱の下で進められた日本のODA²実績（2020年実績）は、「贈与相当額計上方式」³によると、対前年比4.3%増の約162億6,025万米ドルとなった。これはDACメンバーの中では、米国、ドイツ、英国に次いで第4位である（日本以外の国については2020年暫定値を使用）。この計上方式での対国民総所得（GNI）比は0.31%となり、DACメンバー中第13位となっている（日本以外の国については2020年暫定値を使用）。

(2) 2021年の開発協力

開発協力大綱を根幹としつつ、戦略的かつ効果的な開発協力を推進するため、2021年、日本は、以下アからエを中心に取り組んだ。

1 ODA：Official Development Assistance 日本国際協力については、『開発協力白書 日本国際協力』参照 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

2 日本のODAの主な形態としては、二国間の資金贈与である無償資金協力、開発途上地域の開発のための貸付けである有償資金協力、技術協力、国際機関への拠出・出資などがあるが、このうち一番大きな額を占めるのが有償資金協力である。有償資金協力による貸付けは、通常、金利分とともに返済が行われている。

3 「贈与相当額計上方式」（Grant Equivalent System：GE方式）は、経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）が標準のODA計上方式として2018年の実績から導入したものであり、有償資金協力について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。従来のOECD/DACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済額はマイナス計上）に比べ、日本の有償資金協力がより正確に評価される計上方式といえる（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100053766.pdf>）。



ア 新型コロナウイルス感染症対策

第一に、2021年は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対処が引き続き国際社会にとっての大きな課題であり、国際社会と連携して国境を越えたグローバルな危機への対応にあたった。具体的には、医療体制が脆弱な開発途上国において、中長期的な観点から強靱な医療・保健システムを構築すべく、二国間援助や国際機関を通じた保健・医療関連機材の供与やワクチン関連支援、保健・医療分野における能力強化のための技術協力などを、かつてないスピードで実施してきている。とりわけワクチンに関しては、6月にCOVAXワクチン・サミット（AMC増資首脳会合）を共催し、共同議長として国際社会の更なる連帯とコミットメントを呼びかけた結果、資金調達目標を大きく超える額の確保を達成した。さらに、開発途上国における経済活動の維持・活性化に貢献するため、2年間で最大7,000億円の緊急支援円借款の供与を実施しており、これらの支援はこれまで各国から高く評価されている。

引き続き、現下の新型コロナ危機を克服するためのワクチン・治療薬・診断に関する支援を行うとともに、将来の健康危機に備えて開発途上国の保健・医療システムを強化し、水・衛生分野も含めた幅広い分野で健康安全保障のための支援を行っていく。

イ 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現

第二に、世界の活力の中核であるインド太平洋地域に「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」を実現すべく、引き続き、ODAを戦略的に活用しながら具体的な取組を進めている。

日本は従来、地域の連結性強化のための「質の高いインフラ」整備、法制度整備支援、債務持続可能性の確保のための公的債務・リスク管理研修の実施や債務管理・マクロ経済政策分野の能力強化、海上安全の確保のための海上法執行機関の能力強化（巡視船艇や沿岸監視レーダー機材の供与、人材育成など）を実施しており、引き続きこれらを推進していく。

とりわけ、質の高いインフラの整備は、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた重要な基礎であるとともに、新型コロナの感染拡大からの復興に際しても特に必要となる。この点、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性などの諸要素を確保し、これらを国際スタンダードとして引き続き普及・実施していくことが重要である。

ウ 地球規模課題への取組

第三に、日本は、人間の安全保障の考え方の下、新型コロナ対策を含め、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を始めとした地球規模課題への取組を進めている。引き続き、保健、食料、栄養、女性、教育、防災、水・衛生、気候変動・地球環境問題などの分野における開発協力を積極的に進めていく。その際、国際協力NGOとの連携も活用しつつ、顔の見える開発協力を推進する。また、人道と開発に加えて紛争の根本原因への対処を強化しようとする「人道と開発と平和の連携」の考え方に基づいて、難民支援を含む人道支援、平和構築・国造り支援を推進していく。

エ 日本経済を後押しする外交努力

第四に、開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくための取組を推進している。2020年12月に決定された「インフラシステム海外展開戦略2025」や、2021年7月に決定された「成長戦略フォローアップ」でも日本企業の海外展開を一層推進すべく、ODAを戦略的に活用していくことが求められている。

具体的には、日本の優れた技術を開発途上国の開発に活用するため、官民連携型の公共事業への無償資金協力などを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を推進するとともに、貿易円滑化や債務持続性の確保といった、質の高いインフラ投資に資する技術協力を推進していく。

また、中小企業を含む民間企業及び地方自治体の海外展開のため、JICAの民間連携事業による開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの調査・実証や製品・機材などの認知度の向上に係る支援を通じて継続的な需要創出を図るとともに、地方を含む中堅・中小建設業界などの海外展開支援を推進していく。さらに、人材育成を通じて、ビジネス環境整備を推進し、企業の海外展開や投資促進に貢献していく。

(3) 国際協力事業関係者の安全対策

2020年3月、新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの国際協力事業関係者が一時帰国したが、JICA関係者については同年7月中旬以降、条件の整った国から渡航再開を順次進め、2022年3月時点でのJICA関係者の海外滞在者数は一時帰国前と比べて7割程度（JICA海外協力隊を除く）まで回復した。

今後も、新型コロナウイルスの感染防止に係る国際協力事業関係者の安全対策を十分に講じるとともに、テロへの対策としてこれまで実施してきた「国際協力事業安全対策会議」最終報告（2016年8月）に基づく取組も行いながら、国際協力事業に係る安全対策を一層強化していく。

(4) 主な地域への取組

ア 東・東南アジア

東・東南アジア地域の平和と安定及び繁栄は、同地域と密接な関係にある日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、地域の発展に貢献してきた。

中でも、ASEANは「自由で開かれたインド太平洋」実現の要であり、日本は、ASEANが抱える課題の克服や統合の一層の推進を支援するとともに、域内の連結性強化や産業基盤整備のための質の高いインフラ整備及び産業人材育成支援を重視している。東・東南アジア地域は多くの日本企業が進出し、在留邦人の数も多いことから新型コロナ対策支援を集中的に行った。具体的には、11か国に対し、総額約380



UNICEF連携「ラスト・ワン・マイル支援」引き渡し式（11月、フィリピン）

億円の保健・医療関連機材などの無償供与及び技術協力を通じた保健・医療システム強化への支援を実施しているほか、経済的影響を踏まえ、5か国に対し総額約2,200億円の新型コロナ対策財政支援円借款を供与した。また、新型コロナを受けたASEAN支援の一環として日本が全面的に支援するASEAN感染症対策センターの稼働に向けて、ASEAN各国の公衆衛生担当者に対する研修も行っている。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピンやベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて海上法執行能力構築支援を積極的に実施している。そのほか、域内及び国内格差是正、防災、環境・気候変動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構築のための支援についても着実に実施している。2020年11月の日・ASEAN首脳会議では「AOIP協力についての日・ASEAN首脳会議共同声明」を採択し、「インド太平洋に関するASEANアウトLOOK (AOIP)」が「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」と本質的な原則を共有していることが確認されたことも踏まえ、日本は、AOIPの重点分野である海洋協力、連結性、SDGs、経済などに沿った日・ASEAN協力を引き続き強化していく考えである。2019年に署名された日・ASEAN技術協力協定に基づき、2021年は、感染症対策のほか、物流、海洋ごみ、犯罪者処遇などに関する研修を実施した。

ミャンマーについては、2月のクーデター発生後の人道状況悪化を受けて、国際機関を通じ

た、ミャンマー国民への直接の人道支援（食料、医療用品など）を実施してきている。

メコン地域では、日・メコン協力の指針である「東京戦略2018」に基づく協力が着実に進展した。8月の日・メコン外相会議では、茂木外務大臣から、メコン地域に対して日本がこれまでに実施してきた約560万回のワクチン供与、約7.5億円分のコールド・チェーン支援、酸素濃縮器供与といった新型コロナ対策支援について紹介し、今後もメコン諸国が新型コロナとの闘いに打ち勝つための支援を行っていくと述べた。メコン地域はインド太平洋地域の中核に位置しており、日本は、日・メコン協力の枠組みを通じて、引き続きメコン諸国の発展に貢献していく。

中国については、1979年に開始した対中ODAは既に2018年度に新規案件の採択が終了し、2022年3月には全ての事業が終了する。

イ 南西アジア

南西アジア地域は、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝として戦略的に重要であるとともに、インドを始め今後の経済成長や膨大なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有している。一方、同地域は、インフラの未整備、貧困、自然災害などの課題を抱えており、日本は、日本企業の投資環境整備や人間の安全保障も念頭に、ODAを通じ、課題の克服に向けた様々な支援を行っている。新型コロナの世界的な流行は、社会的かつ経済的に脆弱性を抱え医療体制が未整備である南西アジア地域にも大きな影響を及ぼした。日本は南西アジア諸国の新型コロナ対策として、3か国に対し総額1,600億円の財政支援円借款を供与し、7か国に対し総額86億円以上の保健・医療関連機材などの供与を実施している。また、ワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、6か国に対し約25億円のコールド・チェーン整備支援を実施している。加えて、技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援などを実施している。

南西アジアの中でも巨大な人口を抱えるイン



日本から調達されたダッカ都市交通鉄道（MRT）6号線車両。日本とバングラデシュの国旗がモチーフとなっている（11月16日、バングラデシュ・ダッカ）

ドに対し、日本は、連結性の強化と産業競争力の強化に資する電力や運輸を始めとする経済社会インフラ整備の支援として、高速鉄道や複数の都市における地下鉄建設、インド北東部における道路建設などの支援を実施している。これに加えて、持続的で包摂的な成長への支援として、植林などを通じた森林セクターの支援や、感染症対策を含む医療体制の強化のための保健セクター支援などを実施している。バングラデシュでは、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想の下、バングラデシュ国内及び地域の連結性向上やインフラ整備、投資環境の改善に寄与する支援を行っている。また、同国内では、2017年8月以降、ミャンマー・ラカイン州から大規模な避難民が流入し、避難が長期化していることにより、避難民キャンプでの人道状況が悪化するとともに、周辺のコミュニティの生活環境にも深刻な影響が及んでいる。この状況を受け、日本は、国際機関及びNGOを通じて、水・衛生、保健・医療、食料安全保障、生計支援などの分野で支援を実施している。

ウ 太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがある。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域（EEZ））を持ち、日本にとって海上輸送の要と

なる地域であるとともに、かつお・まぐろ遠洋漁業にとって必要不可欠な漁場を提供している。このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模であること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国特有の共通課題を抱えている。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施している。

7月にテレビ会議方式で開催された第9回太平洋・島サミット（PALM9）では、(1) 新型コロナウイルスへの対応と回復、(2) 法の支配に基づく持続可能な海洋、(3) 気候変動・防災、(4) 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、(5) 人的交流・人材育成の五つの重点分野を中心に議論を行い、5,500名以上の人的交流・人材育成などを含むコミットメントを発表するとともに、日本が太平洋島嶼国と共に取り組んでいく今後3年間の具体的取組を「PALM9首脳宣言」の附属文書である「共同行動計画」にとりまとめた。共同行動計画においては、五つの重点分野における具体的な取組として、ワクチンの供与・管理・接種支援、医療施設の整備及び高度医療機器の供与のほか、港湾・空港などの質の高いインフラ整備を始め、違法・無報告・無規制（IUU）漁業、防災、海洋プラスチックごみ対策にも資する廃棄物管理、気候変動対策といった分野の協力などの支援を実施していくことが盛り込まれた。太平洋島嶼国からは、PALMがこれまで果たしてきた役割に対する高い評価とともに、PALM8における日本のコミットメントの実現及び五つの重点分野に関する日本の新たなコミットメントに対して謝意が表明された。

2022年1月15日に発生した火山噴火及び津波による被害を受けたトンガ王国に対して、人道的観点及び同国との友好関係に鑑み、国際協力機構（JICA）を通じた緊急援助物資の供与に加え、その輸送のために国際緊急援助隊



日本の支援で建設されたポートピラ港ラベタシ国際多目的埠頭（バヌアツ）



緊急援助物資を積みトンガに到着した自衛隊輸送機を出迎えたファカヴァメイリク・トンガ首相らの様子（2022年1月22日、トンガ）

（自衛隊部隊）を派遣した。さらに、約244万米ドルの緊急無償資金協力を実施している。

Ⅰ 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約213万人の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、約5兆米ドル規模の域内総生産を有する有望な新興市場である。一方で、国内における所得格差の是正、自然災害への対応、SDGs達成といった課題を抱える国が少なくないため、日本は、各国の抱える事情を勘案した上で、様々な協力を行っている。

日本は中南米諸国の新型コロナ対策として、2か国に対し総額約300億円規模の財政支援借款を供与し、25か国に対し総額91億円の保健・医療関連機材などの供与を実施している。また、ワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、7か国に対し約15億円規模のコールド・チェーン整備支援を実施している。加えて、17か国に対する、技



ラスト・ワン・マイル支援供与機材の引渡式
(11月8日、パラグアイ・アスンシオン)



農家の女性に手工芸品の制作を指導するJICA専門家
(7月20日、キルギス・ビシュケク 写真提供：JICA/鈴木華)

術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援などを実施している。

また、2020年11月のハリケーン被害に関し、コロンビア、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラに対して、緊急援助物資（テント、スリーピングパッド、毛布など）や復興関連機材（掘削機、ブルドーザーなど）を供与した。このほか、各国のニーズに応じた支援を行っており、例えば、エルサルバドルに対して、若手行政官などが自国の開発や発展に必要な専門知識を習得するため日本の大学院において学位を取得することを支援している。また、近年、中米各国では、米国を目指す移民が増加しており、日本は、移民発生の根本原因である中米地域の貧困、治安、災害などの分野における課題の解決に資する支援を実施している。

また、昨今のベネズエラの経済・社会情勢の悪化により、約600万の避難民が周辺国に流出しており、周辺国を含め地域規模で影響が及んでいる。日本は宇都隆史外務副大臣が2021年6月に「ベネズエラ避難民への連帯を示す国際ドナー会合」にて表明したように、避難民を含むベネズエラ国民への民生支援及び影響を受ける周辺国に対する支援を継続しており、2021年には、国際機関及びNGOを通じて、ペルーやコロンビアにおいてベネズエラ避難民及びホストコミュニティ向け支援を実施した。

オ 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東及び欧州に囲まれており、

この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシア地域全体の発展と安定にとっても重要である。日本は、アフガニスタンやイランなど近接地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、自由で開かれた中央アジア・コーカサス地域がルールに基づく国際秩序を維持・強化し、持続可能な発展を行うための国造りを支援している。

日本は中央アジア・コーカサス諸国の新型コロナ対策として、8か国に対し総額32億円の保健・医療関連機材などの供与を実施している。また、日本は国際機関を通じて、アフガニスタンと国境を接するこの地域の国境管理能力強化の支援も実施している。

カ 中東・北アフリカ

欧州、サブサハラ・アフリカ及びアジアの結節点という地政学上の要衝に位置する中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエネルギー安全保障のみならず世界の平和と安定のためにも重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向けた支援を行ってきている。

2021年には、日本は、中東・北アフリカ地域に対してもODAを活用した新型コロナ対策支援を実施した。具体的には、総額約291億円規模の国際機関経由での支援及び二国間支援による保健・医療関連機材などの供与を実施した。

内戦の続くシリアに関しては、日本は困難に直面する全てのシリアの人々に人道支援を提供するとの支援方針の下、シリア及び周辺国に対



国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に関する閣僚級国際会合に出席する鈴木外務副大臣（11月16日、東京）



「E-JUSTでの安全とリスク管理の授業」（1月、エジプト、写真提供：JICA）

して2012年以降総額29億米ドル以上の支援を行ってきている。3月には欧州連合（EU）と国連が共催した「シリア及び地域の将来の支援に関する第5回ブリュッセル会合」に鷲尾英一郎外務副大臣が参加し、2021年中に約2億ドルの新規拠出を決定し、引き続きシリアにおける人道状況の改善に向けて役割を果たしていくと述べた。さらに、将来のシリア早期復興を担う人材を育成するため、2017年以降、シリア人留学生111人を日本に受け入れている。

パレスチナに関しては、日本は、パレスチナの経済・社会の自立化を目的とし、日本、イスラエル、パレスチナ、ヨルダンの4者協力による「平和と繁栄の回廊」構想の下、「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」の発展に取り組んでいる。8月の茂木外務大臣のパレスチナ訪問時に、JAIPパレスチナ・ビジネス繁栄センター開所式、ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルターの開所式が行われた。また、11月には鈴木貴子副大臣が「国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に関する閣僚級国際会合」に出席し、UNRWAによるパレスチナ難民支援活動とその財政安定化の重要性、及び日本の一貫した支援などについて述べた。

厳しい人道状況が継続するイエメンに対しては、日本は2015年以降、合計約3億米ドル以上の支援を実施してきた。3月の「イエメン人道危機に関するハイレベル・プレッジング会合」では、鷲尾外務副大臣から、2021年中に少なくとも総額約4,900万ドルの支援を行う

ことを決定し、日本は引き続きイエメンの平和と安定に向け貢献していくと表明した。また、国際機関と連携して、引き続き人道支援を実施しており、2021年はメンタル・ヘルスケア、小規模漁業世帯への生計支援や能力再建、教育などの分野で協力を行った。

アフガニスタンでは、8月のタリバーンによるカブール制圧以降、人道状況が悪化しており、国民の半数近くが食料などの人道支援が必要とされていることに加え、多数の新たな難民が周辺国へ流出することが懸念されている。こうした状況を踏まえ、9月に行われた「アフガニスタンに関する拡大閣僚会合」では、茂木外務大臣から、国際機関を通じ、シェルター、保健、水・衛生、食料、農業、教育などの分野で6,500万ドル（約71億円）規模の新規支援を行うことを含め、2021年中に総額約2億ドル（約220億円）の支援を行う用意があることを表明した。

中長期的な中東地域の安定化のためには人材育成が不可欠である。一例として、エジプトでは技術協力「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3」を通じて、エジプト及び中東・アフリカ地域の産業及び科学技術人材の育成を支援している。また、円借款「エジプト・日本学校支援プログラム（エジプト・日本教育パートナーシップ）」を通じた学校運営支援、教員の能力向上支援も実施しており、2021年10月までに日本式教育のモデル校が48校開校した。

キ アフリカ

アフリカは、2014年前後の資源価格急落による経済の低迷から徐々に回復し、豊富な天然資源と急増する人口を背景に、引き続き、その潜在性・将来性が国際社会の注目と期待を集めている。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大は、保健・医療面を始めとした、アフリカが抱える脆弱性を浮き彫りにしている。このような中、日本は、二国間及び国際機関を通じ、総額68億円分の保健・医療関連機材などの供与を実施している。これに加え、技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援を実施した。また、日本は長年にわたり、アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じて、アフリカの保健・医療体制を中長期的に支える取組を積極的に行っており、これらの取組は新型コロナ対策において改めて評価されている。たとえば、ガーナでは、日本が設立を支援し、検査技師の育成などに協力してきた野口記念医学研究所が、同国のPCR検査実施に中心的な役割を担っているほか、ケニアでは、日本が支援してきた中央医学研究所（KEMRI）などの保健・医療関連の研究機関が、アフリカ各地で新型コロナの対策拠点として貢献している。

新型コロナはアフリカの社会・経済にも広く影響を及ぼしている。日本は2019年8月に開催したTICAD7の三つの柱である経済、社会、平和と安定のそれぞれの分野で取組を進め、アフリカの社会・経済面での諸課題への対応に貢献している。

経済分野では、ABEイニシアティブ3.0などを通じて、アフリカにおけるビジネスの推進に資する産業人材の育成を拡充している。ABEイニシアティブでは、TICAD V（2013年）以降、これまでJICAを通じて約1,600人のアフリカの若者に日本の大学院での教育の機会や日本企業などにおけるインターンシップ、日本語研修、起業家育成研修などのビジネス・プログラムを提供している。また、連結性の強化に向け、三つの重点地域（東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長の環）を中心とした質の高いインフラ投資の推進にも取り組んで



中央医学研究所（KEMRI）に対するPCR検査キット供与式（6月、ケニア）



KEMRIでの第三国研修の様子（11月、ケニア、写真提供：JICA）

いる。9月には、西アフリカ「成長の環」を通じた連結性強化に貢献するため、ガーナで「第二次テーマ交差点改良計画」及び「第二次国道八号線改修計画」に関する書簡の交換を行った。

社会分野では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の拡大に向けた取組を一層推進している。また、質の高い教育の提供に向け、理数科教育の拡充や学習環境の改善に協力している。

平和と安定分野では、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」の下で（172ページ 第3章第1節3（6）（イ）b参照）、治安関連の機材整備や人材育成などの支援を通じて、アフリカが主導する平和と安定に向けた取組を後押ししている。

(5) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

ア 適正なODA実施のための取組

ODAの実施では、各段階で外部の意見を聴取し、その意見を踏まえた形で案件を形成する

ことにより、透明性及び質の向上に努めている。ODA実施の事前調査開始前の段階では、開発協力適正会議を公開の形で開催し、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行い事業の妥当性を確認している。さらに、案件の実施後には、JICAは2億円以上の全ての案件について、事業の透明性を高める観点から、事後評価の結果を「ODA見える化サイト」で公表しており（2021年12月末時点で2795件掲載）、10億円以上の案件については第三者による事後評価を行っている。外務省はODAの管理改善と説明責任の確保を目的として、第三者による政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）及び外務省が実施する無償資金協力案件の事後評価を実施し、評価結果から得られた教訓をその後のODAの政策立案や事業実施にいかすように努め、その結果を外務省ホームページ上で公表している。

なお、JICAは、開発協力の適正性を確保する一環として、環境社会配慮ガイドラインを導入しており、人権、環境及び社会への影響に配慮したODAの実施にも努めている。

1 効果的なODA実施のための取組

ODAは、相手国のニーズや案件の規模に応じて、無償資金協力、有償資金協力及び技術協力という三つの枠組みにより実施されているが、限られた予算を効率的に活用し、高い開発効果を実現するため、外務省は相手国の開発計画や開発上の課題を総合的に検討して、国ごとにODAの重点分野や方針を定めた開発協力方針を策定している。また、国別開発協力方針の別紙として事業展開計画を策定しており、個別のODA案件がどの重点分野につながっているかを一覧できるように取りまとめている。これらの取組により、国ごとの開発協力の方針を明確にし、各枠組みの垣根を越えたより戦略的な案件の形成を実現している。

2 ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的に貢献している。OECD/DACでは各国の

ODA実績が正当に評価されるための測定方法の改定や、ODAを触媒とした民間資金の動員の方策、新型コロナ対策や気候変動問題に関する援助の在り方について議論が行われている。また、新興ドナーが行う途上国支援が、国際的な基準や慣行と整合する形で説明責任と透明性を持って行われるよう、OECD/DACとして相互学習の機会を設けるなどの働きかけを行っている。

3 ODAへの理解促進のための取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため効果的な情報の発信を通じて国民の理解促進に努めている。ODAホームページを全面刷新し内容を充実させるとともに、ODAツイッター、メルマガ配信などを通じて幅広い層を対象に、わかりやすい情報発信を目指している。また、人気アニメを起用した「鷹の爪団の 行け！ODAマン」シリーズ拡充のほか、ODA紹介動画、開発協力ドキュメンタリー動画などを新たに制作した。一般参加型企画としては国際協力イベント「Earth Camp」を初めてオンラインで実施した。さらに今年30回目を迎えた「グローバルフェスタ JAPAN」を、オンライン・対面参加両方を可能にしたハイブリッド形式で開催、2日間で1万人を超える来場・視聴者を得た。また、教育機関などで外務省員が講義を行うODA出前講座も2021年はオンラインで積極的に実施し、開発協力への理解促進を図っている。海外



発信力の高い著名人を起用した動画「フロントランナー」を公開中。



に向けた広報としては、日本の開発協力に関する現地での報道展開を目指してODA現場での視察ツアーを実施した。さらに英語や現地語による広報資料の作成も行っている。

2 地球規模課題への取組

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)⁴の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際開発目標である。

2030アジェンダは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs)⁵」を掲げている。

日本は、2030アジェンダ採択後、まず、SDGs実施に向けた基盤整備として、総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長とし、また、他の全ての国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向けた中長期的戦略を定めたSDGs実施指針を策定し、日本が特に注力する八つの優先課題を掲げた。また、SDGs実施に向けた官民パートナーシップを重視するため、民間セクター、市民社会、有識者、国際機関などの広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議を開催し、SDGs推進に向けた地方やビジネス界の取組、次世代・女性のエンパワーメントの方策、国際社会との連携強化などについて意見交換を行っている。

2021年12月に行われた第11回SDGs推進本部会合では、関係府省庁のSDGs達成に向けた主要な取組を「SDGsアクションプラン2022」として決定した。同アクションプランでは、「2030アジェンダ」に掲げられている5つのP(People(人間)、Planet(地球)、Prosperity(繁栄)、Peace(平和)、Partnership(パー

トナーシップ))及びSDGs実施指針に掲げられている八つの優先課題に基づき、国内実施・国際協力の両面においてSDGs達成に向けた取組を更に推進していくことを定めた。

同会合の機会には、SDGsに向けて優れた取組を行っている企業・団体を表彰する第5回「ジャパンSDGsアワード」表彰式も開催され、バングラデシュにおける貧困農家の雇用創出、所得増及び難民への食糧支援を実現し、持続的な経営でインパクトを創出している株式会社ユーグレナ(東京都港区)が、SDGs推進本部長賞(内閣総理大臣賞)を受賞した。

国際的な取組として、7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)では、4年ぶり2回目となるSDGsの進捗に関する自発的国家レビュー(VNR)を発表するとともに、茂木外務大臣がビデオメッセージで参加した。同メッセージでは、今回のVNRの決定に当たり、「行動の10年」の中、特に、新型コロナからの「よりよい回復」に向け、日本として何に取り組むべきかについて、閣僚間でも議論を深めたこと、日本は、特にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に向けた保健・医療分野での取組及びグリーン社会の実現やデジタル改革による気候変動問題への対応を重視していくことについて発言した。また、9月の国連総会ハイレベルウィークに合わせて開催された「SDGモーメント2021」に菅総理大臣がビデオメッセージで参加し様々な組織・団体、市民社会の意見を踏まえて作成したVNRに基づき、国際連携や国内の啓発を進めていくこと、SDGsは世界が直面する未曾有の危機を乗り越え、世界をより良い未来に導くための重要な羅針盤となるものであり、年内に行われる国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)や東京栄養サミット2021などの国際会議を通じて、2030年までの目標達成と、その先の希望に満ちた未来に向け、全力で取り組んでいくことを発言した。

4 MDGs : Millennium Development Goals

5 SDGs : Sustainable Development Goals

ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求するという考え方である。日本は、2015年に決定した開発協力大綱でも日本の開発協力の根本にある指導理念としてこれを位置付けている。国連においても関連する議論を主導し、日本のイニシアティブにより1999年に国連に設置された人間の安全保障基金に2020年末までに累計約484億円を拠出し、国連機関による人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。また、二国間協力においても草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。「人間中心」や「誰一人取り残さない」といった理念を掲げるSDGsも、人間の安全保障の考え方を中核に据えている。2020年9月の第75回国連総会一般討論演説における菅総理大臣の提案を受けて国連開発計画（UNDP）と連携して、人間の安全保障に関する特別報告書の作成に向けた議論が進められ、2022年2月に公表された。また、2021年6月、グテーレス国連事務総長出席の下、オンライン形式で第1回人間の安全保障フレンズ会合が開催され、同年12月にはオンライン形式で第2回会合が開催されるなど、人間の安全保障の再活性化に向けた取組が積極的に行われている。

イ 防災分野の取組

毎年世界で2億人が被災し（犠牲者の9割が開発途上国の市民）、自然災害による経済的損失は、国連防災機関（UNDRR）の試算によれば、年平均約1,400億米ドルに及ぶ。気候変動の影響により災害の頻発化・激甚化が懸念される中、防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。

日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、防災の様々な分野で国際協力を積極的に推進している。2015年3月に第3回国連防災世界会議を仙台で開催し、同年から15年間の国際社会の防災

分野の取組を規定する「仙台防災枠組」の採択を主導した。また、日本独自の貢献として「仙台防災協カイニシアティブ」を発表し、2015年から2018年までの4年間で計40億米ドルの協力の実施や計4万人の人材育成を行うという目標を発表した。これが達成されたことを踏まえ、2019年6月に「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」を発表し、2019年から2022年の間に洪水対策などを通じ少なくとも500万人に対する支援を実施することなどを目標として、引き続き防災協力を推進している。

さらに、日本が提案して2015年12月に第70回国連総会で全会一致で制定された「世界津波の日（11月5日）」に合わせ、日本では2016年以降、世界各国の高校生を招へいし、日本の津波の歴史や、震災復興、南海トラフ地震への備えなどの実習を通じ、今後の課題や自国での展開などの提案を行う「世界津波の日高校生サミット」がこれまで4回実施されている。2021年は、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、津波防災に対する意識向上を目的とするオンラインイベントをUNDRRと共催したほか、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。今後も災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」を引き続き推進する考えである。

ウ 教育

教育分野では、2030アジェンダ採択に合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。2019年3月の「国際女性会議WAW!」の際には、2020年までに少なくとも400万人の開発途上国の女子に対して質の高い教育・訓練の機会を提供すべく引き続き取り組んでいくことを発表した。また、同年6月のSDGs推進本部会合では、少なくとも約900万人の子供・若者にイノベーションのための教育とイノベーションによる教育を提供す

る「教育×イノベーション」イニシアティブを発表した。日本議長下のG20大阪サミット(2019)では、教育に焦点を当てた「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」に合意し、「人的資本に投資し、全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を推進する」とのコミットメントが盛り込まれた。2020年の年初以降、新型コロナウイルスの感染拡大下での休校措置などにより、教育を受ける機会が奪われる子供たちが世界各地で急増したことも踏まえ、2021年7月の世界教育サミットでは、今後5年間で15億ドルを超える教育分野への拠出に加え、750万人の開発途上国の女子の教育及び人材育成のための支援を約束した。

㊦ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国などの農業・農村開発を支援している。2019年5月にはG20新潟農業大臣会合を開催し、人づくり・新技術、フードバリューチェーン、SDGsなどに関する農業・食料の諸課題について、各国間で知見を共有することの重要性を確認し、「2019年G20新潟農業大臣宣言」を採択した。2020年以降、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う移動制限などを受けて、国際機関などを経由した支援を通じて、農産品などの流通の停滞による食料システムの機能低下などに対処している。

国際的な取組として、2021年9月の国連食料システムサミットには菅総理大臣がビデオメッセージで参加し、日本は、(1)イノベーションやデジタル化の推進及び科学技術の活用による生産性の向上と持続可能性の両立、(2)恣意的な科学的根拠に基づかない輸出入規制の抑制を含む自由で公正な貿易の維持・強化、(3)各国・地域の気候風土や食文化を踏まえたアプローチの3点を重視しながら、世界のより良い「食料システム」の構築に向けて取り組んでいくと述べた。

㊦ 水・衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水・衛生分野での最大の支援国であり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施している。国際社会での議論にも積極的に参加しており、日本のこれまでの貢献を基に、同分野のグローバルな課題に取り組んでいるほか、特に2020年の年初以降拡大している新型コロナウイルス感染を抑制する観点から、手洗いの励行といった取組について、国際機関などを活用しながら支援を行ってきている。2020年10月に、熊本において開催予定であった「第4回アジア・太平洋水サミット」は、新型コロナウイルスをめぐる状況を踏まえて開催が2022年4月に延期された。

(2) 国際保健

日本は人間の安全保障を提唱し、それを「開発協力大綱」の基礎とするとともに各種の取組を推進し、保健分野に係る協力を重点課題の中に位置付けてきた。新型コロナとの世界的な闘いにおいても、人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」という考えの下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)⁶の達成も念頭に、①感染症危機の克服、②将来に備える保健システムの強化、③より幅広い分野での健康安全保障のための環境整備を柱として国際的な協力を進めている。

2021年には新型コロナワクチンの普及が本格的に始まり、日本は、開発途上国を含めた世界全体でワクチンへの公平なアクセスを確保すべく、COVAXファシリティや日米豪印など多国間の取組と連携・協力しながらワクチン関連支援を行った。6月にはCOVAXワクチン・サミット(AMC増資首脳会合)⁷をGaviワクチンアライアンス(Gavi)と共催し、2021年末までに開発途上国の人口30%、18億回分のワクチンを確保するために必要となる資金(83億ドル)を大きく超える額の確保に貢献した。同サミットにおいて、日本はCOVAXファシリティの開発途上国向け枠組み(Advance

⁶ UHC: Universal Health Coverage。全ての人々が負担可能な費用で質の確保された保健サービスを受けられ、経済的リスクから保護されること

⁷ AMC増資首脳会合: Gavi COVAX Advance Market Commitment Summit

Market Commitment : AMC) に対する合計10億ドルの財政貢献及びCOVAXなどを通じたワクチン3,000万回分の供与を表明した。また、9月の第76回国連総会における一般討論演説では、菅総理大臣が合計6,000万回分を目処としてワクチンを各国・地域に供与していくことを発表した。日本は6月以降2月末までに、26か国・地域に対し計約4,200万回分のワクチンを供与してきている。また、ワクチンの供給支援に加え、日本は、ワクチンを接種現場まで届けるための「ラスト・ワン・マイル支援」につき、59か国・地域に対し、合計137億円の支援を決定し、実施してきている。

現下の新型コロナへの対応に加え、将来の健康危機への備えと対応を強化するため、日本は、UHCの達成を念頭に保健・財務当局の連携を促進しつつ、WHOを含む国際保健の世界的な枠組みを強化することが重要との考えの下、G7/G20やWHOにおける議論に貢献してきている。WHOでは、5月のWHO総会においてWHO強化作業部会の設置が決定された。7月から11月に開催された同作業部会では、健康危機へのWHOの備えと対応の強化に関する提言の実現に向けた検討を行ったほか、WHOの下でパンデミックに関する条約やその他の国際文書を策定する利点について議論が行われ、日本としても積極的に議論に貢献した。12月のWHO特別総会では、パンデミックの予防、備え、対応を強化するための政府間交渉会議の設立が全会一致で決定された。

さらに、日本は、より幅広い分野での健康安全保障のための環境を整備する観点から、人々の健康の基盤となる「栄養」を、SDGs達成に必要な不可欠かつ人間の安全保障に関わる課題の一つと捉え、12月に「東京栄養サミット2021」をオンライン形式で主催した。同サミットでは、215の幅広いステークホルダーからのエンドースを得る形で、世界の栄養改善に向けた国際社会が取り組むべき方向性を示した「東京栄養宣言」が発出されたほか、181もの多数のステークホルダーから栄養改善に関するコミットメント（政策的・資金的意図表



日本政府とGaviの共催による「COVAXワクチン・サミット（AMC増資首脳会合）」（6月、写真提供：内閣広報室）

明）が提出され、計270億ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明されるなど、過去の栄養サミットを上回る成果が得られ、世界が直面する栄養問題の改善に向けた積極的な貢献に感謝が示された。

新型コロナのパンデミックの経験も踏まえ官民挙げてグローバルヘルスに一層貢献すべく、7月以降4回のグローバルヘルス戦略推進協議会を開催し、2022年6月までの可能な限り早い段階で新たな戦略を策定することを目標に議論を行っている（新型コロナ関連の取組については2ページ巻頭特集参照）。

(3) 労働・雇用

雇用を通じた所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるために重要である。また、世界的にサプライチェーンが拡大する中で、労働環境の整備などを図り、国際的に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組んでいく必要がある。このディーセント・ワークの実現は、2019年に創設100周年を迎えた国際労働機関（ILO）でも、その活動の主目標に位置付けられている。

こうした中で、日本も労働分野での持続可能な開発に向けた協力に取り組んでいる。2021年には、ILOへの任意拠出金や国際的な労務団体のネットワークへの支援を通じ、アジア太平洋地域（東南アジア、南アジアなど）及びアフリカ地域（スーダン、エチオピア）の開発途上国に対し、新型コロナの感染拡大及び自然災害

発生などに伴う緊急雇用創出の支援や、労働法令や社会保険制度の整備、労働安全衛生水準の向上のための開発協力などを行った。

(4) 環境・気候変動

ア 地球環境問題

2030アジェンダにおいて環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性が国際的により一層認識されている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関などにおける交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、生物多様性・化学物質汚染などに関わる環境条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility）への最大のドナーとして地球規模の環境問題に対応するプロジェクトに貢献している。

(ア) 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不完全な廃棄物処理などにより生じ、海洋の生態系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっている。2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画（UNEP）などの国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援など、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援などを行っている。

また、近年、海洋プラスチックごみ対策のための新たな国際枠組み作りに向けた機運が高まっており、2022年2月から3月に開催された第5回国連環境総会（第二部）における政府間交渉委員会の設立も踏まえ、日本は主導的な役割を果たしながらルール形成を後押ししていく。

海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用などについて議論を行う「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」（海洋国家の首脳で構成）は、11月2日に第3回首脳会合を実施した。岸田総理大臣のメッセージが代読され、日本の気候変動対策や海洋プラスチックごみ対策における取組に触れつつ、持続可能な海洋経済の構築に向けて貢献していくことを表明したほか、新たに本パネルへの参加を表明した米国を含む15か国の首脳の連名で声明を發出し、気候変動対策となる海洋における六つのアクションや持続可能な海洋経済の実現に向けた取組への参加を人々に呼びかけた。

(イ) 生物多様性の保全

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）については二部制で開催されることになり、第一部が10月11日から15日、オンライン方式と中国・昆明^{こんめい}での対面方式を併用して開催された。締約国・地域、関連機関、市民団体などから約2,500人がオンラインで、約2,900人が対面で参加し、我が国政府からは、外務省、農林水産省、経済産業省及び環境省からなる代表団が出席した。

10月12日から13日に開催されたハイレベルセグメントには、各国の首脳級及び閣僚級が参加し、日本政府からは山口^{つよし} 環境大臣がオンラインで出席した。ハイレベルセグメントでは、2050年までの長期目標「自然と共生する世界」に向けた各国の取組が発信され、日本からは生物多様性日本基金（Japan Biodiversity Fund：JBF）の第2期（JBF2）として総額1,700万米ドル規模での国際支援を表明した。またCOP15第二部（2022年4月25日から5月8日に中国・昆明で開催予定）におけるポスト2020生物多様性枠組の採択に向けた機運を高めるため、「昆明宣言」が採択された。

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。日本は、2019年ウガンダ及びモザンビークにゾウ密猟対策のための監視施設を供与したのに引き続き、2020

特集

東京栄養サミット2021

栄養は、人が生きていく上で必要不可欠なものです。貧困や気候変動の影響による飢餓を始めとする低栄養は引き続き大きな課題です。現在、低栄養により、世界で1億4,000万人以上の子どもたちが発育阻害に苦しんでおり、5歳未満の子どもの死亡の約半数が栄養不足に起因しています。同時に、先進国や開発途上国の区別なく、過体重や肥満の問題も記録的なレベルにあり、世界の約20億人が、糖尿病など食生活に関連した病気に苦しんでいるとされています。

12月7日及び8日、日本政府は、東京栄養サミット2021を主催しました^{*1}。このサミットには、各国政府、国際機関、民間企業、市民社会、学术界を始めとする幅広い関係者が参加しました。東京栄養サミットでは、低栄養と過栄養の「栄養不良の二重負荷」を取り上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による世界的な栄養状況の悪化に対応すべく、(1) 健康、(2) 食、(3) 強靱性、(4) 説明責任、(5) 財源確保の五つに焦点を当てて議論を行いました。

今回のサミットでは、各国政府、国際機関、民間企業、市民団体を含む210以上のステークホルダーから承認を得て成果文書「東京栄養宣言（コンパクト）」を発出し、栄養改善に向けて国際社会が今後取り組むべき方向性を示すことができました。また、66か国及び26社の企業を含む180以上のステークホルダーから390以上のコミットメント（それぞれの政策的・資金的意図表明）が提出されるとともに、計270億ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明されるなど、過去の栄養サミットを上回る成果が得られました。日本も、岸田総理大臣から、今後3年間で3,000億円（28億ドル）以上の栄養関連支援を行い、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成などに貢献していくことを発表したほか、国内においても、栄養と環境に配慮した食生活、バランスの取れた食、健康経営などを通じた栄養改善を行っていくことを表明しました。

その準備の過程では、政府以外の国際的な市民社会団体や有識者などと緊密な連携を行い、その参画・協力が会議の成果に大いに貢献しました。

栄養状態の改善は、17ある持続可能な開発目標（SDGs）の目標2だけでなく、保健分野や農業、流通、水・衛生、ジェンダーなど幅広い分野と関連しているため、各分野が連携して取組を進めることでSDGs達成に近づくことができます。

日本政府は、人間の安全保障の理念に立ち、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を含めた、「誰一人の健康も取り残さない」取組を進める決意であり、今後も世界の栄養改善を始めとするSDGsの達成に向け貢献していきます。

^{*1} 第1回栄養サミットは2013年にロンドンで、第2回は2016年にリオデジャネイロで開催



グテーレス国連事務総長のスピーチを聴く岸田総理大臣
(12月7日、東京 写真提供：内閣広報室)



東京栄養サミット2021でスピーチを行う岸田総理大臣
(12月7日、東京 写真提供：内閣広報室)



東京栄養サミット2021でスピーチを行う林外務大臣
(12月7日、東京)

年にザンビアに、2021年にはルワンダにも関連施設の供与を決定するなど、この問題に真摯に取り組んでいる。

日本は、持続可能な農業及び食料安全保障のための、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に係る資金動員戦略に関する議論にも貢献している。2021年2月及び9月に開催された食料・農業植物遺伝資源条約の第3回及び第4回資金戦略常設委員会において、日本は、遺伝資源へのアクセスと金銭的・非金銭的利益配分の支援やモニタリングなどを始めとする資金戦略全般を扱う資金戦略・資源動員に関し、地域を代表して助言した。11月には、国際熱帯木材機関（ITTO）第57回理事会がオンラインで開催され、持続可能な森林経営や合法的に伐採された木材の貿易促進に資する取組を効率的に実行するための新しい戦略計画の策定や、他の関連機関との連携促進などについて、議論が行われた。

(ウ) 化学物質・有害廃棄物の国際管理

10月、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」第12回締約国会議第二部及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」第33回締約国会合がオンライン形式で開催された。同会合では、議定書の効率的・効果的な運用について締約国間で議論が行われた。

「有害廃棄物の国境を越える移動などを規制するバーゼル条約」、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」の締約国会議が開催され、2022年の活動計画及び暫定予算を承認し、開発途上国支援に関する外部基金への意見などを議論した。

11月、「水銀に関する水俣条約」第4回締約国会議（オンライン）が開催され、2022年の予算及び活動計画などについて議論が行われた。また、同会議の第二部が2022年3月にインドネシアで開催され、条約の有効性評価枠組みなどが決定された。日本からは実施・遵守委員会

委員が選出されており、会期間にも条約の実施を推進し、締約国の規定の遵守状況を確認するなど、条約の実施に積極的に貢献している。

1 気候変動

(ア) 2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組

2020年10月、日本は、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする、カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。2021年4月に開催された米国主催気候サミットにおいては、2050年カーボンニュートラルと統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明し、10月には新たな地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画などを決定した。また、新たな削減目標を反映した「国が決定する貢献（NDC）」及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組を反映した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

(イ) 国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削減には、世界全体での取組が不可欠であるが、1997年の同条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2015年12月、パリで開催されたCOP21では、先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであるパリ協定が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む190か国以上の国が締結している（2021年11月時点）。

パリ協定の採択後は、2020年以降のパリ協定の本格運用に向け、パリ協定の実施指針に関する交渉が開始され、2018年12月にカトヴィツェ（ポーランド）で開催されたCOP24において市場メカニズムを除いて実施指針が採択さ

れた。2020年11月に開催予定であったCOP26は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け開催が延期され、2021年10月31日から11月13日に開催されたが、COP24及びCOP25で合意に至らなかった市場メカニズムの実施指針が日本の提案がベースとなって合意されるなど、パリ協定を着実に実施し、世界全体で気候変動対策を推進する上で重要な進展がみられた。

(ウ) 開発途上国支援に関する取組

開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、日本を含む先進国は開発途上国に対して、資金支援、能力構築（キャパシティ・ビルディング）、技術移転といった様々な支援を実施している。2021年6月のG7コーンウォール・サミットでは、2025年までの5年間に官民合わせて6.5兆円相当の気候変動に関する支援を行うことを表明した。また同サミットのコミュニケでは、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了することをコミットした。さらにCOP26期間中の11月1日及び2日に首脳級会合として開催された世界リーダーズ・サミットには、岸田総理大臣が出席し、新たに5年間で官民合わせて最大100億ドルの追加支援を行う用意を表明するとともに、適応分野の支援を従前のコミットメント（ACE2.0）の水準から倍増し、5年間で1.6兆円相当の適応支援を実施していくことを表明した。

こうした支援には、開発途上国による気候変動対策を支援する多国間基金である「緑の気候基金（GCF）⁸」も重要な役割を果たしている。日本は、初期拠出（2015年から2018年）の15億米ドルに加え、第1次増資（2020年から2023年）においても最大15億米ドルの拠出を表明している。また、GCFに理事を派遣し、基金の運営や政策作りに積極的に参画している。GCFでは12月までに190件の支援案件が承認されており、これにより20億トンの

CO2排出削減と約6億人の裨益が見込まれている。

(エ) 二国間クレジット制度（JCM）⁹

JCMは、開発途上国などへの優れた脱炭素技術などの普及や対策の実施により実現した温室効果ガスの排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本のNDCの達成に活用する仕組みである。日本は、2021年11月時点で17か国とJCMを構築しており、200件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施している。2021年は、ケニアのJCMプロジェクトからクレジット（排出枠）が発行されるなど、成果を着実に上げている。

(オ) 日本による気候変動と脆弱性リスクに関する取組

2017年1月に外務省が開催した「気候変動と脆弱性の国際安全保障への影響」に関する円卓セミナーなどにおいて、「日本はアジア・大洋州に焦点を絞って気候変動と脆弱性について調査・議論していく」との示唆を得たことを受け、気候変動の脆弱性リスクに関する取組として、2018年度から「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催している。2021年は、2022年2月に「影響・適応・脆弱性」をテーマとするIPCC第6次評価報告書第2作業部会報告書が公表されたことを受け、2022年3月に気候変動による動物への影響をテーマに議論する会議を開催する。

(カ) 非国家主体による気候変動分野の取組

気候変動対策においては、民間企業や自治体、NGOなどの非国家主体の取組も重要である。日本でも、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した自治体である「ゼロカーボンシティ」、気候変動対策に向けて積極的な行動を取ることを目的とした非国家主体のネットワークである「気候変動イニシアティブ（JCI）」、同様の目的を持った企業グ

⁸ GCF：Green Climate Fund

⁹ JCM：Joint Crediting Mechanism

コラム

世界の脱炭素化に資する日本の取組

脱炭素コンサルタント 前田雄大

近年、大雨・洪水被害や、夏の猛暑を始めとする気候変動事象の発生頻度が増え、気候変動に対する日本国内の関心が高まっていますが、いまや国際的な議論の中で気候変動問題は頻出のテーマです。その気候変動について、日本は官民の様々なレベルで今も昔も国際的な議論及び対策をリードしてきた存在と言えるでしょう。地球規模の課題であることから世界全体で議論を進めるべきとの問題意識の下、国連の枠組みで条約が成立したのが1992年ですが、日本はそれに先駆ける形で1990年に地球温暖化防止行動計画を発表しました。この中では「我が国は、その経済力、技術力等を活用して、開発途上国への支援等国際的地位に応じた役割を積極的に果たしていかなければならない。」との記載のとおり、日本が気候変動の文脈で世界に果たすべき責務が明記されています。事実、今日に至るまで様々な形で実施されている政府開発援助（ODA）の中でも、温室効果ガス排出削減につながる「緩和」に関する支援や、既に生じている気候変動問題への「適応」に対する支援を日本は継続的かつ積極的に実施し、世界の気候変動対策に広く貢献してきました。また、1997年には先進国が削減する温室効果ガスの数値目標と目標達成期間を規定した京都議定書の議論を主体的にリードするなど、世界の気候変動の議論を早くから主導し、パリ協定に基づく世界的な脱炭素の取組が進む現在の流れにつなげる役割も果たしてきました。パリ協定が発効し、世界の脱炭素の取組が一気に進展した昨今においても、2030年度に2013年度比で46%温室効果ガスの排出を削減する目標や2050年にカーボンニュートラルを達成する長期目標を発表するなど、責任あるコミットメントを継続して打ち出しています。

もちろん、日本の貢献は政策・外交面にとどまりません。いまや世界的脱炭素の牽引役となった太陽光発電ですが、国際的な気候変動対策の議論が進み始めたのと時を同じくして、太陽電池の性能向上とコスト面も加味した実装に貢献したのは日本企業でした。1999年には太陽電池生産量で日本は世界一を記録。今でこそ生産量では中国がその多くのシェアを占めていますが、フィルム型にでき、屋根上やメガソーラーのみならず、壁などにも貼り付けることができるペロブスカイト太陽電池を開発したのは日本の研究者ですし、東芝を始めとする日本メーカーがその開発で世界をリードするなど、太陽電池における日本の貢献は引き続き期待できる分野です。また、脱炭素の取組は再生可能エネルギーにとどまらず、蓄電池や水素といった取組も重要ですが、こうした分野でもパナソニックやトヨタなどの企業が世界トップレベルの技術を有し、取組を加速させています。こうした日本の取組とそれを通じた世界の気候変動対策への貢献のこれからに期待したいところです。



所信表明演説でのカーボンニュートラル宣言（2020年10月26日、東京 写真提供：内閣広報室）



フィルム型ペロブスカイト太陽電池（写真提供：株式会社東芝）
※この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託業務の結果得られたものです。

ループである「日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）」、事業に必要な電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業のグループである「再エネ100宣言RE Action」などによる精力的な活動や、国際的なイニシアティブである「RE100」に参加する企業数及びTCFD¹⁰に賛同する企業数の増加など、非国家主体の取組は一層進展している。日本はこうした非国家主体のイニシアティブとも連携しながら、気候変動分野の外交を進めていく考えである。

(5) 北極・南極

ア 北極

(ア) 北極をめぐる現状

地球温暖化による北極環境の急速な変化は、北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海氷の減少に伴い利用可能な海域が拡大するとの見通しの下、北極海航路の利活用や資源開発を始めとする経済的な機会も広がりつつある。

ロシアは、2020年に「2035年までの北極における国家政策の基礎」及び「2035年までの北極圏の発展及び国家安全保障の戦略」を公表し、軍事施設の整備、資源開発、北極海航路での貨物輸送量の拡大を進めている。5月の北極評議会¹¹（AC）閣僚会合では、ロシアがアイスランドから議長国を継承した（任期2年）。

また、近年中国は、自らを「北極問題の重要なステークホルダー」と位置付け、北極圏における資源開発、航路の商業利用、ガバナンス形成への参加、科学調査に積極的な姿勢を見せている。

米国も、北極域における情勢の変化を踏まえ関与を強める姿勢を示しており、2020年には1,200万米ドル超の対グリーンランド（デンマーク）経済支援策を発表し、在ヌーク領事館

を約70年ぶりに再開させた。2019年から2021年にかけては、国防省・空軍・海軍・沿岸警備隊が、安全保障面での情勢の変化に応じそれぞれ新たな北極戦略を発表した。

10月には、欧州対外活動庁及び欧州委員会が連名で新しい北極戦略案を公表した。同戦略案は、北極及び隣接地域における更なる炭化水素鉱床の開発や同鉱床で生産される資源の購入を禁じる多国間の法的義務を模索する方針を含むなど、北極における気候変動・環境保護対策と経済活動の両立に関心が高まっている。

(イ) 日本の北極政策と国際的取組

日本は、2015年の「我が国の北極政策」に基づき、研究開発、国際協力、持続的な利用を3本柱に、北極をめぐる課題への対応における主要なプレーヤーとして国際社会に貢献することを目指している。

5月にアイスランドで開催されたAC閣僚会合では、北極担当大使が日本の国際貢献などにつきステートメントを発出したほか、10月の第8回北極サークル¹²では、駐アイスランド大使が第3回北極科学大臣会合（ASM3）の実績につき発信した。日本とアイスランド（当時AC議長国）の共催で5月にアジアで初めて開催されたASM3では、観測研究における国際協力の推進や各種データの共有化、先住民との協働推進、国際的な科学協力分野における若手人材の育成の促進などが合意され、日本は、北極域研究船の国際プラットフォームとしての運用など国際協力の更なる推進を宣言した。また、2020年度から始まった北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）では、米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、グリーンランド（デンマーク）などの研究・観測拠点を活用し、研究や人材育成のための国際連携を行うほか、AC作業部会にArCSIIの専門家を派遣している。

¹⁰ TCFDとは、金融安定理事会（FSB）によって設立された、民間主導による気候変動関連財務情報の開示に関するタスクフォース。最終報告書において、気候関連のリスク・機会に関する、企業の任意の情報開示のフレームワークを提示した。

¹¹ 北極圏に係る共通の課題（特に持続可能な開発、環境保護など）に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国（カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国）間の協力・調和・交流を促進することを目的に、1996年に設立された政府間協議体（軍事・安全保障事項は扱わない。）。日本は2013年にオブザーバー資格を取得。

¹² グリムソン・アイスランド前大統領などにより2013年に設立。政府関係者、研究者、ビジネス関係者など、約2,000人が参加する国際会議で、日本は第1回会合から北極担当大使などが参加している。

また、ASM3において国際プラットフォームとしての運用を提案した北極域研究船については、2021年から建造に着手した。

このほか、2021年は、AC議長国のアイスランド主催で行われた「北極プラスチックごみ関連国際会議」（3月）、「北極のガバナンス」に係るオンライン行事（4月）、「北極に関する国際科学協力を促進するための協定の実施に関する第2回会合」（4月）に日本の各分野の専門家や外務省関係者が参加し、日本の取組や研究成果、協力方針を発表した。

イ 南極

(ア) 南極と日本

日本は1957年に開設した昭和基地を拠点に南極観測事業を推進してきており、日本の高い技術力をいかした観測調査を通じて地球環境保全や科学技術の発展における国際貢献を行っている。また、1959年に採択された南極条約の原署名国として、南極の平和的利用に不可欠な南極条約体制の維持・強化に努めるとともに、南極における環境保護、国際協力の促進に貢献してきている。

(イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護

6月にオンラインで開催された第43回南極条約協議国会議（ATCM43）では、近年急増する観光などを目的とする南極訪問者への対応や南極の気候変動の問題に対する対応などについて議論が行われた。

(ウ) 日本の南極地域観測

日本は、長期にわたり継続的に実施している基本的な南極観測に加え、2016年から2021年までの南極地域観測第9期6か年計画に基づき、地球システムに南極域が果たす役割と影響の解明に取り組み、特に「地球温暖化」などの地球規模環境変動の実態やメカニズムの解明を目指し、南極唯一の大型大気レーダーによる大気精密観測を始めとした各種研究観測を実施してきている。

3 科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全・安心の確保においても重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素である。日本はその優れた科学技術をいかし、「科学技術外交」の推進を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係増進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献している。その一つとして、外務大臣科学技術顧問の活動を通じた取組に力を入れている。

外務省は、2015年9月、外務大臣科学技術顧問制度を設置し、岸輝雄東京大学名誉教授を初の外務大臣科学技術顧問に任命し、2020年4月、松本洋一郎東京大学名誉教授を新たに顧問（外務省参与）に任命した。2019年4月以来、顧問を補佐するため狩野光伸外務大臣次席科学技術顧問が就任している。松本顧問は、日本の外交活動を科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案における科学技術・イノベーション（STI）の活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を担っている。

2021年は、松本顧問を座長とする「科学技術外交推進会議」を1月、7月に開催し、7月の会議では、国連食料システムサミット（9月23日から25日に開催）及び東京栄養サミット2021（12月7日から8日に開催）に向けた提言、及び食料システム転換と栄養改善に関するSTIショーケースをとりまとめ、9月に松本顧問及び狩野次席顧問から鷲尾英一郎外務副大臣に提出された。

松本顧問及び狩野次席顧問は、米国、英国、ニュージーランドなどの各国政府の科学技術顧問らと意見交換を行い、ネットワークの構築・強化に努めている。「外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）」のオンライン会合では、新型コロナへの対応を含む議論を深めた。12月の東京栄養サミット2021に際しては、日本が主導し、有志国の科学技術顧問などと「人と地球の健康に資する食料システム転換のためのSTIの世界的な利活用の促進に係る共同声明（STEPP）」を発出するなど、連携を強化している。

松本顧問は5月、「開発のための科学技術委員会（CSTD）」年次会合で、新型コロナウイルスとSTIの役割に関し、深紫外線LEDによりウイルス不活性化を可能とする技術など非医療分野での研究開発の重要性を積極的に発信した。9月、「OSCEアジアパートナー国共催会議」では、JAXAによる衛星観測データを活用した防災・環境保護に関する取組、地球規模課題解決を目指す日本と開発途上国との共同研究事業（SATREPS）などについて紹介した。

さらに、松本顧問は、外務省内の知見向上のため科学技術外交セミナーを定期的を開催している。

日本は32の二国間科学技術協力協定を締結しており、現在、46か国及びEUとの間で適用され¹³、同協定に基づき定期的に合同委員会を開催し政府間対話を行っている。2021年は、米国、スペイン、英国、ノルウェー、EUとそれぞれ合同委員会を開催し、関係府省などの出席の下、様々な分野における協力の現状や今後の方向性などを協議した。



松本外務大臣科学技術顧問の「OSCEアジアパートナー国共催会議2021」パネルディスカッションへの登壇（9月、東京）

多国間協力では、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する目的で設立され、現在では化学、生物、放射性物質、核などの幅広い分野における研究開発などを支援する国際科学技術センター（ISTC）の理事国として、中央アジア諸国を中心に支援を行っているほか、核融合エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証する「ITER（イーター：国際熱核融合実験炉）計画」に参画している。

¹³ 内訳については外務省ホームページ参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/nikoku/framework.html>
日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア（国名は当時）、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継。



コラム

戦後最大の人道危機への対応

現在、第二次世界大戦後最大規模となる約8,240万人の難民・国内避難民が世界で発生しており、紛争や自然災害などに起因する人道危機は複雑化・長期化しています。また、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行により、人道支援そのものがより一層困難を極めています。このような状況の中、日本は国際機関と共に、増加する人道支援ニーズに対して、効率的で持続可能な支援を行っています。

■ 避難民と地元住民の健康を支え続ける —バングラデシュにおける避難民支援—

国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC)^{*1} 駐バングラデシュ代表部 保健担当職員 菅原直子

2017年8月にピークを記録したミャンマー・ラカイン州から隣国バングラデシュへの大量避難民流入は2021年8月で4年が経過しました。現在、避難民は約90万人（うち51%が子ども）を超え、生活のほとんどを支援に頼らざるを得ない状況が続いています。このことは、貧困率の高いバングラデシュ地元住民の生活を圧迫しています。

IFRCは、赤十字国際委員会と日本赤十字社を含む世界11か国の赤十字・赤新月社と共に、現地バングラデシュ赤新月社を通じ、34の避難民キャンプと地元住民に対して給水衛生、シェルター、保健医療などの様々な支援を行っています。

中でも保健医療支援に関しては、IFRC含む五つの赤十字・赤新月社の支援で、13の避難キャンプに14のバングラデシュ赤新月社の保健医療施設を設置運営しているだけでなく、母子保健、感染症対応、栄養、救急法、心理的応急処置のトレーニングを受けた避難民と地元住民による保健ボランティアを育成し、保健衛生予防促進活動を行ってきました。保健医療施設と保健ボランティアが協働することにより、疾病の予防と早期発見治療に寄与しています。加えて、新型コロナ対応に当たっては、IFRCはバングラデシュ赤新月社を支援し、50床規模の新型コロナ隔離・治療センターを設置しました。保健ボランティアはキャンプ内の担当世帯を1軒1軒訪問し、正しい情報を伝えることで新型コロナの症状のある住民が確実に検査・治療が受けられるように、保健医療施設への橋渡しの役割を担ってくれています。

避難民問題は長期化し解決策が見いだせない状況ですが、世界の関心は薄れつつあり、資金確保がますます困難となってきました。そのような中でも、IFRCは、他の赤十字・赤新月社と共にバングラデシュ赤新月社を支援し、新たにキャンプ内に1施設、地元住民居住地域に2施設の保健医療施設を設置し、保健ボランティアの活動地域の拡大に向けて取り組んでいます。これらの活動を通じ、今後とも避難民キャンプ内外の保健医療ニーズに応えていきます。



保健ボランティア戸別訪問
(7月 写真提供：
バングラデシュ赤新月社)



世界手洗いの日キャンペーンでの活動
(10月 写真提供：バングラデシュ赤新月社)



バングラデシュ赤新月社フィールドホスピタル救急外来
(9月 写真提供：バングラデシュ赤新月社)



新型コロナ隔離・治療センター病棟
(7月 写真提供：バングラデシュ赤新月社)

■ 新型コロナウイルス感染症の流行と気候変動の悪影響から人々を守るための支援活動

国連世界食糧計画（WFP）^{※2} ガンビア共和国事務所長 津村康博

アフリカ大陸の西端にあるガンビア共和国は、2020年3月の新型コロナ上陸以来、ウイルス封じ込めのための社会経済活動制限や国内外の物流活動の停滞が貧困及び食料不安を悪化させています。さらに欧州からの渡航禁止はガンビアの国民総生産の20%を占める観光業及びこれに依存するその他業種に従事する人々の生活に大きな打撃を与えました。また、2021年は前年に比べて主要食料品の価格が更に上昇しています。

加えてガンビアでは年々気候変動による様々な悪影響が増しており、気温の上昇や降水量の低下に伴い、火災や暴風雨、干ばつなどの災害の件数が近年増加するとともにその規模も大きくなってきています。また国土の大半がガンビア川沿いの低地で標高差がほとんどないため、塩水が河口より200キロ以上遡って浸水し、井戸水や耕地、作物を広範囲に損なう塩害も多く見られます。このような状況は農業生産性の低下を招くのみならず、水や土地をめぐる争いなど社会の不安定化や農村からの人口流出の原因にもなっています。2021年には近年に例を見ない強度の暴風雨がガンビア国土の大半を襲い、コロナ禍の社会経済的損失による打撃にあえいでいるところを多くの人々が家屋の損壊や農作物・家畜の損失に見舞われました。

このような中、2021年に実施された食料状況・脆弱性^{ぜい}調査の結果は過去の10年の調査結果（2011年、2016年、2021年）のうち最悪の食料状況を示しています。

このため、2021年前半にWFPは貧困度の高い約34万人に対する食料支援を行いました。また、雨季に発生した暴風雨に際しては、国連災害管理チームのリーダーとして国連諸機関の支援活動の調整や政府災害管理庁との協力・連携を行いつつ、食料・現金配布支援を被災者3万1,000人に対し行いました。さらに、日本政府の令和2年度補正予算^{せき}拠出のおかげで、最も脆弱な栄養不良の妊産婦や幼児たち4万人に対する栄養改善支援を行うことができました。

また、WFPは迅速な人道支援のみならず、塩害を防ぐ^{せき}堰や水路の整備、農民グループの収穫食料のロス防止や販路確保のサポート、地方自治体や災害管理庁の防災計画や早期警報システムの整備を行うなど、気候変動の災害リスクに対処するコミュニティや地方自治体、国家レベルのレジリエンス、持続可能な能力強化も支援しています。



在セネガル日本国大使にWFP物流倉庫を案内する筆者（左）（写真提供：WFP）



緊急食料を受け取った暴風雨の被災者と筆者（右）（写真提供：WFP）



日本ODA拠出による栄養改善支援を受け取った母子の様子（写真提供：WFP）

※1 IFRC：International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

※2 WFP：United Nations World Food Programme

コラム

新型コロナウイルス感染症の今だからこそ、地球環境保全

国連環境計画 (UNEP)^{*1} 化学物質・汚染政策統括官 吉田鶴子

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響を受け私たちの生活は様変わりしましたが、変わらないのが環境破壊の危機です。ロックダウンによる移動規制で生態系が回復したケースも散見されますが、PM2.5などによる大気汚染の減少は限定的でした。反対に、廃棄物管理やプラスチックごみ削減対策など、新型コロナの流行前は進んでいたものが後退し、環境政策に携わる私たちにとっても試練多き年だったのです。

私は、これまで20年にわたり国連環境計画 (UNEP) で、ラテンアメリカ・カリブ海、アジア・太平洋の環境評価や汚染対策に携わってきました。UNEPは、地球規模の環境課題を設定し、政策立案者を支援し、グローバルな環境保全の権威ある唱道者としての役割を果たす国連機関です。いわば「世界の環境当局」として、国連システム内の環境対策を促す役割もあります。

プラスチック汚染排出上位10か国のうち9か国と、推定排出量の多い河川上位50のうち43がアジアにあります。昨今、身近ながらグローバルな問題として大変関心が高まっているプラスチック汚染ですが、最近まで原因の周知が進んでおらず、提唱される対策の有効性に疑問があるものも見受けられました。当初、海洋汚染の派生問題として捉えられていたということもあり、河川からの流出対策において有益な情報や専門家のネットワークが特に貧弱だったのです。UNEPが日本政府からの支援を受けて実施しているCounterMEASURE II^{*2} プロジェクトでは、アジア工科大学やGoogleと協力し、AI（人工知能）を駆使した画像分析を進めることにより、流入するプラスチックの種類と量を監視しています。メコン川流域での11月の調査では、使い捨てマスク、手袋、使用済み簡易検査キットなどの新型コロナ対策製品が大量に見つかりました^{*3}。このプロジェクトのお陰でインド政府の「プラスチック廃棄物管理規則」（2021年8月改正）^{*4}やメコン川委員会が主導する「プラスチック汚染長期モニタリング調査規定」には、邦人協力団体や専門家の協力も得た最新情報を使うことができます。

また、アジアの大気汚染対策においては、日本とUNEPが関わる「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)」の設立20周年記念式典及び科学と政策に関する対話が開催されました。11月に開催された第23回政府間会合でEANET運営規程の改正が行われ、大気汚染対策協力を広げる体制が整いました^{*5}。汚染の中でも人の健康、特に子どもたちへの被害が一番広く直接的なのが大気汚染です。9月7日の「青空のためのきれいな空気の国際デー」には、世界各国できれいな空気の中で生きる権利を守るために一層の取組の呼びか



メコン川流域にはプラスチックを含む多くの廃棄物が流れ着く（タイ北部の様子）



2020年以降、新型コロナ予防対策に使用されたとと思われる廃棄物が激増



日本の援助と現地政府の協力で設置された CCTV 監視カメラ。映像はAI（人工知能）を使って分析

けが行われました^{※6}。

UNEPの中期戦略（2022年から2025年）は、気候変動、自然喪失、環境汚染という三大危機に立ち向かうことを柱としています。地球環境の危機を回避するには、開発途上国を含めた全ての地域や家庭でそれぞれSDGs達成に取り組み、環境負荷を下げる金融や投資システムを構築し、経済と社会の劇的な進化を促す以外に道はないでしょう。また、「誰ひとり取り残さない」ためにも、多国間環境条約への貢献を続け、若い世代の声をくみ上げる対策やデジタル技術活用の強化が求められています。

※1 UNEP : United Nations Environment Programme

※2 プロジェクト公式サイト <https://countermeasure.asia/>（英文のみ）

※3 監視カメラを使った調査の詳細は以下を参照

<https://countermeasure.asia/tackling-the-plastic-pandemic-by-closed-circuit-television-monitoring/>（英文のみ）

※4 法改正に関するインド政府公式サイトでの発表

<https://pib.gov.in/PressReleaseframePage.aspx?PRID=1745433>（英文及び現地関連語）

※5 ネットワーク公式サイト <https://www.eanet.asia/>（英文のみ）

※6 イベント公式サイト <https://cleanairweek.org/>（英文のみ）



※2



※3



※4



※5



※6

コラム

科学技術を通じた食料システム転換・栄養改善実現への提言
 —STEP Initiative by STI^{*1}(Systems Transformation to Ensure Planetary health)—

外務大臣次席科学技術顧問 狩野光伸

私は2019年に外務大臣次席科学技術顧問として就任して以降、松本洋一郎外務大臣科学技術顧問（外務省参与）及び科学技術推進会議の委員と共に外交活動への助言をしてきています。

現在我々は、飢餓・栄養不良、気候変動や環境悪化といった様々な地球規模課題に直面しています。これらの課題解決は一つの国だけでは達成できず、世界が丸となって取り組む必要があります。2021年も新型コロナウイルス感染症の流行下ではありましたが、第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）、国連食料システムサミットや東京栄養サミット2021などが開催され、これらは喫緊の課題であることが分かります。

9月、科学技術外交推進会議は、飢餓・栄養不良の改善と地球環境に配慮した食料システム転換に資する科学技術・イノベーション（STI）の利活用に関する提言「地球の健康（Planetary health、地球環境と人間の健康の連関）：食料システム転換のための科学技術 ～STEP Initiative by STI (Systems Transformation to Ensure Planetary health)～」を外務省に提出しました。また、日本の強みをいかしたSTIショーケース（事例集）も策定しています。

STEP提言の中で提起されたSTIの利活用は、世界規模で推進されるべきものです。同提言を踏まえ、12月、松本顧問と私は東京栄養サミット2021に際して、各国・地域の科学技術顧問と共に、「人と地球の健康に資する食料システム転換のための科学技術・イノベーションの世界的な利活用の促進に係る共同声明（STEPP^{*2}）」を発表しました。本共同声明は、各国・地域の外務省・外交機関や政府の科学技術顧問らが、東京栄養サミット2021をきっかけに、(1) 各国政府が行う、全ての人の食料安全保障と栄養、気候変動の緩和と適応、脆弱なコミュニティのニーズに対応する包摂的で衡平な食料システムといった課題解決のための国際協力において関連するSTIの利活用を促すこと、(2) 各国・地域の社会・経済状況にあわせ、伝統的知識の取り込みや在来知の科学化も図りつつ、十分な対話を通じて二国間・多国間科学技術協力を推進すること、(3) 科学技術を活用できる分野横断的な関連人材の育成・交流を推進することを念頭に、今後とも科学的助言活動を行っていくことを表明するものです。また、あらゆるステークホルダー（利害関係者）が人と地球の健康に資する食料システム転換に向けて共に歩みを進めることへの期待も表明しました。

今後、各国において具体的なプロジェクトにつなげていく必要があります。我々の提言や共同声明が、国際協力を進める有益な一助となることを期待しています。



筆者（写真提供：岡山大学）



人と地球の健康に資する食料システム転換のための科学技術・イノベーションの世界的な利活用の促進に係る共同声明（STEPP）

※1 STI : Science, Technology and Innovation (科学技術・イノベーション)

※2 STEPP : Promoting Global Utilization of Science, Technology and Innovation for Food Systems Transformation to Ensure the Health of People and the Planet

第3節

国益と世界全体の利益を増進する経済外交

1 経済外交の概観

国際社会においては、政治・経済・軍事の各分野における国家間の競争が顕在化する中、パワーバランスの変化がより加速化・複雑化するとともに、既存の国際秩序をめぐる不確実性が高まっている。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行が長期化する中、極めて厳しい状況に陥った世界経済は、全体としては持ち直しの動きがみられているが、ワクチン格差による各国の経済状況のばらつきや、コロナ対策で膨らんだ政府債務、海運を始めとする物流コスト増、エネルギーやコモディティ価格の上昇、半導体不足など様々な要因に起因するインフレリスクなどにより、先行きに依然として不透明感が漂っている。

こうした中、日本は、経済連携による貿易自由化とルール作りの努力を継続した。2021年は日英包括的経済連携協定（日英EPA）¹が発効し、2022年1月には地域的な包括的経済連携（RCEP）²協定が発効した。多角的貿易体制の礎である世界貿易機関（WTO）³については、2021年に延期された第12回閣僚会議は2022年に再び延期されたが、新型コロナ対応や漁業補助金交渉を始めとする重要なテーマについて

議論が活発化しており、引き続き関係国と連携して改革を先導しなければならない。また、電子商取引やサービス国内規制など、有志国の取組については、第12回閣僚会議のタイミングに関わらず、成果を積み上げていく方針である。

以上の認識も踏まえ、日本は、①経済連携協定の推進や多角的貿易体制の維持・強化といった、自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りや国際機関における取組、②官民連携の推進による日本企業の海外展開支援及び③資源外交とインバウンドの促進の三つの側面を軸に、外交の重点分野の一つである経済外交の推進を加速すべく取組を進めてきた。

2 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進

(1) 経済連携の推進

近年、経済のグローバル化が進展する一方、新型コロナの感染拡大により、保護主義的な動きが一層顕著となっている。そうした中で日本は、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する経済連携協定（EPA/FTA）⁴

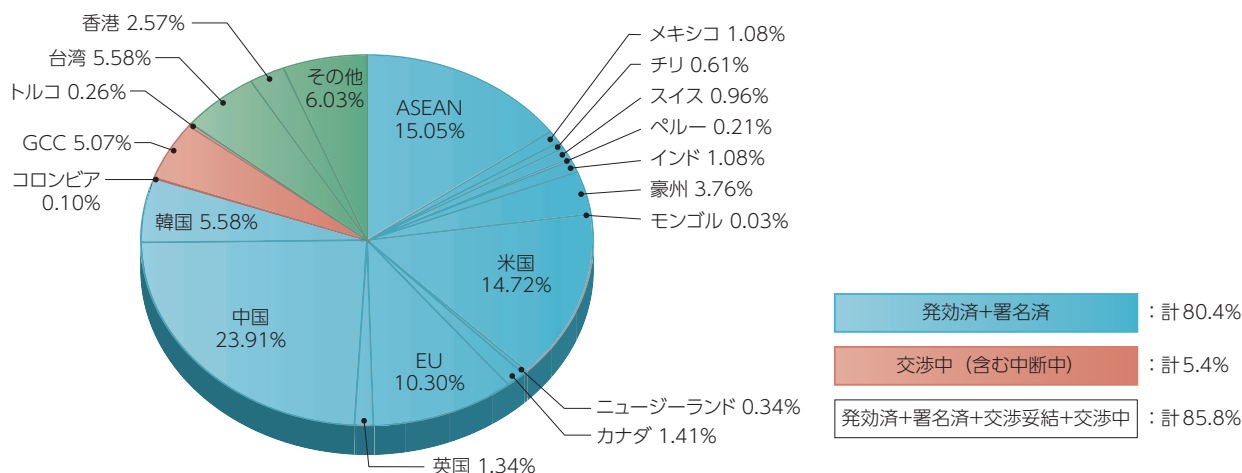
¹ EPA : Economic Partnership Agreement

² RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership

³ WTO : World Trade Organization

⁴ FTA : Free Trade Agreement

日本の貿易総額に占める経済連携協定相手国・地域の貿易額の割合



出典：財務省貿易統計（2021年3月公表）
 (各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

を重視し、これを着実に推進してきた。2021年1月1日には、日英包括的経済連携協定（日英EPA）が発効し、2022年1月1日には、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア及びニュージーランドについて地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が発効した。こうした取組の結果、日本の貿易のEPA/FTA比率（日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合）は約80.4%に至った（出典：2021年財務省貿易統計）。

日本は、引き続き、自らの平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるべく、TPP11協定の高いレベルの維持や、RCEP協定の完全な履行の確保、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。

ア 多国間協定等

(ア) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）

TPP11協定は、関税、サービス、投資、電子商取引、知的財産、国有企業など、幅広い分野で21世紀型の新たな経済統合ルールを構築する取組である。日本にとっても、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推進力となる重要な経済的意義を有している。さらに、TPP11協定を

通じて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と共に自由で公正な経済秩序を構築し、日本の安全保障やインド太平洋地域の安定に大きく貢献し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものにするという大きな戦略的意義を有している。日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国は、2016年2月、環太平洋パートナーシップ（TPP12）協定に署名したが、2017年に米国がTPP12協定からの離脱を表明したことから、11か国でTPPを早期に実現すべく、日本は精力的に議論を主導した。2017年11月のTPP閣僚会合で大筋合意に至り、2018年3月にTPP11協定がチリで署名された。協定の発効に必要な6か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）が国内手続を終え、同協定は2018年12月30日に発効した。2019年1月、ベトナムが7番目の締約国となり、2021年9月、ペルーが8番目の締約国となった。

TPP11協定の発効後、閣僚級を含めTPP委員会が5回開催されており、2021年は日本が議長国を務め、6月に第4回、9月に第5回をオンラインで開催した。第4回TPP委員会では、同年2月1日に加入を正式に申請した英国の加入手続の開始と英国の加入に関する作業部

会 (AWG) の設置が決定された。新型コロナ感染拡大により世界経済が不確実なものとなり、保護主義的な動きが一層顕著になる中、英国の加入手続の開始は、自由貿易を更に推進するとの世界に向けた力強いメッセージであり、自由で公正な21世紀型の貿易・投資ルールを広げていくためにも重要となる。英国の加入手続が、TPP11協定の高いレベルを維持しつつ円滑に進むよう、日本が議長を務めるAWGにおいてしっかりと議論していく。

2021年9月16日に中国が、同月22日に台湾が、同年12月17日にエクアドルが加入を正式に申請した。日本は、加入申請を行ったエコノミーが市場アクセス及びルールの面でTPP11協定の高いレベルを完全に満たす用意ができているかをしっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。

(イ) 日EU経済連携協定 (日EU・EPA)

日EU・EPAは2019年2月に発効した。EUは、日本にとって第三の輸出相手国 (全体の9.2%) かつ第二の輸入相手国 (11.4%) (いずれも2020年時点) となる重要なパートナーである。日・EUの経済規模は合わせてGDP20.3兆ドル、貿易総額11.9兆ドルとなっており、日EU・EPAの発効により、世界GDPの約1/4、世界貿易の約1/3を占める自由な先進経済圏を構成している。

発効後は、本協定に基づく合同委員会及び12分野別の専門委員会などを通じて、本協定を着実に実施するため取り組んでいる。2021年2月の第2回合同委員会では、日EU・EPAの適正かつ効果的な運用を確保するための議論や、新型コロナ対策やグリーン、デジタル分野、WTO改革など、今後の日EU間協力の在り方などについて意見交換を行った。

今後も、EPAの実施を通じ、基本的価値を共有するEUと共に様々な課題に取り組んでいく。

(ウ) 日英包括的経済連携協定 (日英EPA)

2021年1月に発効した日英EPAは、良好な日英関係を更に発展させるための重要な基盤で

ある。

日英EPAは日EU・EPAを基礎とし全24章から構成されている。本協定は、日本から英国へ輸出する際の物品の関税率や英国に対する農水産品についての関税は日EU・EPAの範囲内での合意となっているものの、電子商取引や金融サービスなどの分野で日EU・EPAよりも先進的かつハイレベルなルールを盛り込んでいる。また、日本が結ぶEPAで初めて、貿易による利益を女性が十分に享受できるよう、独立したジェンダーに関する章を設けている。

現在は13ある専門委員会・作業部会を通じて本協定の円滑な実施に関する取組を行っている。今後も日英経済関係の更なる深化に向けて、引き続き緊密に協力していく。

(エ) 日中韓FTA

日中韓FTAは、日本の主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAであり、2013年3月に交渉を開始し、2021年12月までに計16回の交渉会合を行った。

(オ) 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

RCEP協定は、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 諸国と日本、オーストラリア、中国、韓国及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定である。RCEP協定参加国のGDPの合計、参加国の貿易総額、人口はいずれも世界全体の約3割を占める。この協定の発効により、日本と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、日本の経済成長に寄与することが期待される。2012年11月に、プノンペン (カンボジア) で開催されたASEAN関連首脳会合の際、RCEP交渉立ち上げ式が開催されて以来、4回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合が開催されるなど約8年の交渉を経て、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。

インドは、交渉開始当初からの参加国であったが、2019年11月の第3回首脳会議において、以降の交渉への不参加を表明し、RCEP協

定への署名にも参加しなかった。しかしながら、RCEP協定署名の際、署名国は、同協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を日本の発案により発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認などを定めた。インドがRCEP協定に参加することは、経済的にも戦略的にも極めて重要であり、日本は、インドのRCEP協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。

RCEP協定は、ASEAN構成国である署名国のうち少なくとも6か国かつASEAN構成国でない署名国のうち少なくとも3か国が批准書などを（寄託者である）ASEAN事務局長に寄託した日の後60日で、これらの署名国について効力を生ずることとなっており、2021年11月2日までに日本のほかにブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国及びニュージーランドが寄託したことから、2022年1月1日に、これらの国についてRCEP協定が発効することとなった。また、2021年12月3日に寄託した韓国については2022年2月1日に発効することとなった。日本としては、RCEP協定の完全な履行の確保を通じ、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるべく、関係各国と緊密に連携しながら取り組んでいく。

（カ）アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想

2016年、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議で採択された「FTAAPに関するリマ宣言」において、①FTAAPは質が高く包括的で次世代貿易・投資課題を組み込み、TPP11協定やRCEP協定などを道筋として構築されるべきこと、②その能力構築を支援する作業計画に着手することなどが確認された。2020年の首脳への進捗報告においては、更なる取組の必要性が確認された。日本は、2017年以降、FTAやEPAにおける「競争章」や投資政策に関するワークショップや政策対話を開催し、能力構築支援に継続的に取り組んでいる。また、

TPP11協定やRCEP協定の発効は、質が高く包括的なFTAAPを実現する観点からも重要な意義がある。

イ 二国間協定

（ア）日・トルコEPA

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカサス地域、アフリカの結節点に位置する重要な国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域への輸出のための生産拠点としても注目されている。トルコは、これまでに20以上の国・地域とFTAを締結しており、日本としても、EPA締結を通じて日本企業の競争条件を整備する必要がある。

また、両国の経済界からも日・トルコEPAの早期締結に対する高い期待感が示されていることから、2014年1月の日・トルコ首脳会談において交渉開始に一致し、2021年12月末までに17回の交渉会合が開催された。

（イ）日・コロンビアEPA

豊富な資源を有し、高い経済成長を遂げているコロンビアとは、2012年12月からEPA交渉を開始した。コロンビアは各国（米国、カナダ、EU、韓国など）とFTAを締結していることから、日本も競争環境を整える必要性が高まっているほか、EPA締結による二国間関係の強化は、国際場裡における協力強化や太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）との協力促進にもつながることが期待されており、引き続き交渉を行っている。

ウ その他の発効済みの経済連携協定（EPA）

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために、発効後も様々な協議が続けられている。

また、EPAに基づき、インドネシア、フィリピン、及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施しており、インドネシア

(2008年開始)、フィリピン(2009年開始)及びベトナム(2014年開始)の累計受入数はそれぞれ3,346人(2021年度まで)、3,147人(2021年度まで)及び1,543人(2021年度まで)となっている。また、2020年度までの累計国家試験合格者数は、看護師は529人、介護福祉士は1,762人である。

工 投資関連協定

投資関連協定は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続などについて共通のルールを設定することで、投資家の予見可能性を高め、投資活動を促進するための重要な法的基盤である。海外における日本企業の投資環境を整備するだけでなく、日本市場への海外投資の呼び込みにも寄与すると考えられることから、日本は投資協定の締結に積極的に取り組んできている。

3月には日・コートジボワール投資協定が、7月には日・ジョージア投資協定がそれぞれ発効した。2022年1月末時点で、発効済みの投資関連協定が51本(投資協定34本、EPA17本)、署名済み・未発効となっている投資関連協定が3本(投資協定2本、EPA1本)あり、これらを合わせると54本となり、79の国・地域をカバーすることとなる。これらに現在交渉中の投資関連協定を含めると、94の国・地域、日本の対外直接投資額の約93%をカバーすることとなる⁵。

オ 租税条約/社会保障協定

(ア) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去(例:配当などの投資所得に対する源泉地国課税の減免)や脱税・租税回避の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本政府は、日本企業の健全な海外展開を支援するため、これに必要な租税条約ネットワークの質的・量的な拡充に

努めている。

2021年には、ペルーとの租税条約(1月)、スペインとの新租税条約(全面改正)(5月)、ウルグアイとの租税条約(7月)、ジョージアとの新租税条約(全面改正)(7月)及びセルビアとの租税条約(12月)が発効した。また、スイスとの租税条約の改正議定書(7月)が署名された。さらに、3月にはウクライナとの間で、5月にはアゼルバイジャンとの間で、新租税条約(全面改正)の締結交渉を開始した。2021年12月末時点で、日本は82本の租税条約などを締結しており、148か国・地域との間で適用されている。

(イ) 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金保険料の掛け捨ての問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2021年12月末時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は23か国である。

(2) 国際機関における取組

ア 世界貿易機関(WTO)

(ア) オコンジョ新事務局長の就任

WTOは現在、新興国の台頭やデジタル経済の進展などの変化に加え、新型コロナへの取り組みなどの新たな課題に直面している。このような状況の中、2月、初のアフリカ出身かつ女性の事務局長としてオコンジョ＝イウェアラ氏がWTO事務局長に任命された。オコンジョ事務局長は国内外で数々の要職を歴任しており、これらの経験で培った深い知見・経験を基に、WTOの諸課題に取り組むことが期待される。日本としても同事務局長の任命を歓迎しており、就任直後の3月には、茂木外務大臣は同事務局長との間で電話会談を行い、事務局長と協力してWTO改革を進めていくことを確認した。

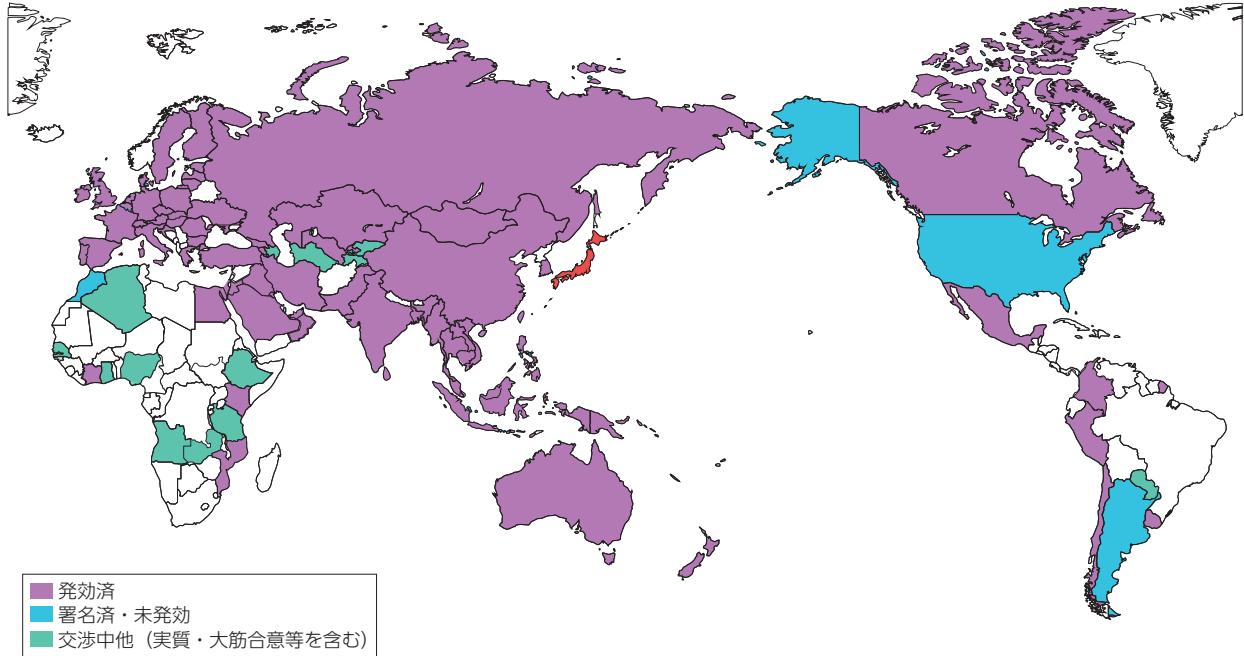
⁵ 財務省「直接投資残高地域別統計(資産)(全地域ベース)」(2020年末時点)

投資関連協定の現状 (2022年1月末時点)

投資関連協定^(注)の交渉状況 (注) 投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

- ・発効済：51本 (投資協定34本、EPA17本)
- ・署名済・未発効：3本 (投資協定2本、EPA1本)
- ・交渉中：19本 (投資協定16本、EPA3本)

79の国・地域をカバー
交渉中のものも発効すると94の国・地域をカバー



■発効済 (終了したものを除く) (): 発効年 ※: 「自由化型」協定

投資協定

1 エジプト (1978)	18 日中韓 (2014)
2 スリランカ (1982)	19 ミャンマー (2014)※
3 中国 (1989)	20 モザンビーク (2014)※
4 トルコ (1993)	21 コロンビア (2015)※
5 香港 (1997)	22 カザフスタン (2015)
6 パキスタン (2002)	23 ウクライナ (2015)
7 バングラデシュ (1999)	24 サウジアラビア (2017)
8 ロシア (2000)	25 ウルグアイ (2017)※
9 韓国 (2003)※	26 イラン (2017)
10 ベトナム (2004)※	27 オマーン (2017)
11 カンボジア (2008)※	28 ケニア (2017)
12 ラオス (2008)※	29 イスラエル (2017)※
13 ウズベキスタン (2009)※	30 アルメニア (2019)※
14 ペルー (2009)※	31 ヨルダン (2020)
15 パプアニューギニア (2014)	32 アラブ首長国連邦 (2020)
16 クウェート (2014)※	33 コートジボワール (2021)※
17 イラク (2014)	34 ジョージア (2021)※

(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め (自由化型) を作成。

投資章を含むEPA

1 シンガポール (2002)※	12 モンゴル (2016)※
2 メキシコ (2005)※	13 TPP11 協定* (2018)※
3 マレーシア (2006)※	14 EU (2019)※
4 チリ (2007)※	15 ASEAN (2020**)※
5 タイ (2007)※	16 英国 (2021)※
6 ブルネイ (2008)※	17 RCEP 協定*** (2022)※
7 インドネシア (2008)※	
8 フィリピン (2008)※	
9 スイス (2009)※	
10 インド (2011)※	
11 豪州 (2015)※	

*TPP11 協定: 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
**改正議定書の発効年
***RCEP 協定: 地域的な包括的経済連携協定

■交渉中

投資協定

1 アンゴラ	9 キルギス
2 アルジェリア	10 ナイジェリア
3 カタール	11 ザンビア
4 ガーナ	12 エチオピア
5 タンザニア	13 タジキスタン
6 バーレーン	14 EU
7 トルクメニスタン	15 パラグアイ
8 セネガル	16 アゼルバイジャン

投資章を含むEPA/FTA

1 カナダ
2 日中韓
3 トルコ

■署名済・未発効

- ・ TPP 協定* (2016年2月署名、承認済) (EPA) ※
- ・ アルゼンチン (2018年12月署名、承認済) ※
- ・ モロッコ (2020年1月署名、承認済)

*TPP 協定: 環太平洋パートナーシップ協定

(イ) WTOのコロナ対応

新型コロナの感染拡大に際し、WTO事務局は、貿易と新型コロナに関連する各種報告書を作成・公表している。また、2021年に公表した「世界貿易報告書2021」の中で、経済的強靱性を高めるためには、更なる国際連携が必要であると指摘した。

また、新型コロナに関連し、ワクチンやその原材料を含む医療物品に対する輸出規制、透明性などに関する議論や、ワクチンなどの知的財産権をめぐる議論などが、WTOで行われている。中でも、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）⁶上の義務免除に関する議論が特に大きな注目を集めている。この議論は、2020年10月にインドと南アフリカが、新型コロナ感染対策に関連しTRIPS協定上の幅広い義務の免除を提案したことから始まった。これに対し、2021年5月、米国は、コロナワクチンに係る知的財産保護免除を支持すると発表し、6月には、EUが、TRIPS協定における強制実施許諾関連規定の使用に係る合意に関する提案を行った。オコンジヨ事務局長も合意に向け精力的に関与しており、議論が続いているものの、合意の目処は立っていない（2022年2月1日時点）。

(ウ) 第12回WTO閣僚会議（MC12）の延期

2021年11月末に予定されていたMC12での成果を目指し、日本を含めたWTOメンバーは精力的に交渉を行ってきた。特に、20年間にわたり交渉が続いている漁業補助金交渉については、オコンジヨ事務局長就任以降特に交渉が加速しており、7月には同交渉に関する貿易交渉委員会閣僚級会合がオンライン形式で開催され、外務省からは鷲尾英一郎副大臣が出席し、交渉の早期妥結にコミットした。11月24日には、林外務大臣はオコンジヨ事務局長との間でオンライン会談を行い、MC12に向け互いに緊密に連携していくことを確認した。しかし、

新型コロナ（オミクロン株）の拡大に伴い、11月末に予定されていたMC12は延期されることとなった。MC12は既に開催が2度延期されており、今回で3回目の延期となる。その後、MC12は2022年6月に開催されることが決定された。

(エ) 有志国間での取組の進展

MC12が延期された一方で、延期決定後の12月には、有志国間での取組にいくつかの進展が見られた。まず、日本を含む67か国・地域により、WTOサービス国内規制に関する交渉の妥結を確認する宣言が発出された。今般合意された規律は、免許要件及び資格要件に関する法令の公表などの各国の国内規制に関する指針を定めている。本交渉の妥結は、海外進出企業の利便性向上につながるものであり、複数国間（プルリ）交渉の成果として意義がある。また、電子商取引に関する交渉に関し、共同議長国である日本、オーストラリア及びシンガポールの関係閣僚は、これまでの交渉の進捗を確認し、合意に向けた道筋を示す、共同議長国閣僚声明を発出した。WTOにおいて、電子商取引交渉は最重要分野の一つであり、交渉の更なる進捗を目指し、成果を積み上げていくことが重要である。日本は、電子商取引交渉の共同議長国として、多くの参加国を包摂していく形で、データ流通の自由化を含む高い水準のルール形成を目指し、引き続き交渉を加速していく。

貿易と環境についても、12月、日本を含む70か国・地域により、「貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明」が発出された。

(オ) 紛争処理⁷

WTO紛争解決制度は、加盟国間のWTO協定上の紛争を手続に従い解決するための制度であり、WTO体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられている。第2審（最終審）に相当する上級委員会は、2019年12月

⁶ 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）を改正する議定書」の発効 | 外務省（mofa.go.jp）

⁷ 関連記事 2021年度外交青書 p.225 特集「経済紛争処理課の新設」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2021/html/chapter4_02_06.html



以降、審議に必要な委員数を確保できずその機能を停止しているが、第1審に相当するWTOの紛争解決小委員会（パネル）に紛争を付託することは可能であり、2021年には9件の紛争が付託された。

日本は、2021年6月、中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止（AD）措置について、WTO協定に基づく二国間協議要請を行った後、8月にパネル設置を要請した（9月パネル設置）。これにより、WTOの紛争解決手続に付託された日本の当事国案件は、6件となった（他5件は、インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置、韓国によるステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置、韓国による自国造船業に対する支援措置、インドによるICT製品に対する関税引上げ措置及び日本の対韓国輸出管理運用の見直し）。

イ 経済協力開発機構（OECD）

（ア）特徴

OECDは、経済・社会の広範な分野について調査・分析を実施するほか、加盟国などに対し、具体的な政策提言を行っている。また、約30の委員会で行われる議論などを通じて、国際的なスタンダードやルールを形成している。日本は、1964年にOECDに加盟して以降、各種委員会での議論や、財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。

（イ）2021年OECD閣僚理事会

2021年の閣僚理事会は2回に分けて実施され、第1部（5月31日及び6月1日）では、新旧事務総長交代式も行われた。議長国の米国、副議長国の韓国及びルクセンブルクの下、「共通の価値：グリーンで包摂的な未来の構築」をテーマにオンライン形式で議論が行われた。日本からは、西村康稔経済財政政策担当大臣及び鷲尾外務副大臣が出席し、鷲尾外務副大臣は、OECDのルール・スタンダード作りの役割に対する期待、G20を始め他の機関との連携及び東南アジアへのアウトリーチ強化の重要性を発信した。

第2部（10月5、6日）は、2年ぶりにOECD本部（パリ）で対面（一部参加者はオンライン）で開催され、第1部に引き続き「共通の価値：グリーンで包摂的な未来の構築」をテーマに、気候変動、国際課税、デジタル化、貿易など、経済分野で国際社会が直面する共通の課題について活発な議論が行われた。日本からは、岡村善文OECD代表部特命全権大使他が出席した。第2部では「OECD設立60周年ビジョン・ステートメント」と「閣僚声明」が採択された。前者は2021年がOECD設立60周年にあたり、世界がグローバルな協力と行動を必要とする課題に直面する中、OECD加盟国が、個人の自由の保護、民主主義、法の支配などの共通の価値を持ち、志を同じくすることを改めて強調し、その上で、世界経済の持続可能な発展に対するコミットを新たにすることなどを含む、OECDの今後10年の理念を示すものである。後者は閣僚理事会の議論の成果として採択され、DFFTの推進（個人データへのガバナメント・アクセスに関する高次原則の策定の促進など）を通じたデジタル経済の前進へのコミット、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」などを通じた質の高いインフラ投資への支援、WTO改革や「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しの重要性など、日本の考えが多く反映されたものになった。

（ウ）各分野での取組

OECDはG20、G7、APECなど、他の国際フォーラムとの連携を深めており、国際課税制度の見直しの議論を主導するほか、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実施や鉄鋼及び造船の過剰生産能力問題への対処、コーポレート・ガバナンスに関する原則の改定などの取組がある。

（エ）東南アジア地域へのアウトリーチ

OECDは、世界経済の成長センターとしての東南アジアの重要性の高まりを受け、東南アジア地域プログラム（SEARP）を通じ同地域との関係強化に取り組んでいる。2021年は5

月のSEARP地域フォーラムを含め、政策対話などが行われた。日本は今後も、OECD東京センターを活用しながら、同地域からの将来的な加盟を後押ししていく。

(オ) 財政的・人的貢献

2021年現在日本は、OECDの本体予算（分担金）の9.1%（米国（20.2%）に次ぎ全加盟国中第2位）を負担している。また日本は代々事務次長（4ポストあり）を輩出しているほか（現在は武内良樹事務次長）、事務局には2020年末時点で約90人の邦人職員が勤務している。

(3) 知的財産の保護

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要である。日本は、APEC、WTO（TRIPS）⁸、世界知的所有権機関（WIPO）⁹などでの多国間の議論に積極的に参画し、日本の知的財産が海外で適切に保護され、活用されるための環境整備を行っている。また、二国間の対話においても、積極的に知的財産保護の強化を諸外国に求めている。EPAなどでも、知的財産に関する規定を設け、知的財産の十分で効果的な保護が達成されるよう努めており、TPP11協定や日EU・EPAに続き、日英EPA及びRCEP協定も、知的財産の保護と利用の推進を図る内容となった。また、海外で模倣品・海賊版被害など知的財産についての問題に直面する日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、ほぼ全ての在外公館で知的財産担当官を指名し、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。さらに、知的財産担当官会議を地域ごとに毎年開催し、各国における被害や在外公館の対応状況の把握、適切な体制構築に関する意見交換やベストプラクティスの共有を行い、知的財産権侵害への対応の強化を行っている。2021年は東南アジア（3月）及び中南米（11月）を対象に行った。

3 国際会議における議論の主導

(1) G7・G20

ア G7

G7では、基本的価値を共有する各国の間で率直な議論を行い、国際社会が直面する様々な課題に結束して対応している。

英国はG7議長国就任後間もない2月19日にG7首脳テレビ会議を開催し、G7首脳は、民主的で開かれた経済と社会の強みと価値を生かしていくことで一致した。

6月11日から13日まで開催されたG7コーンウォール・サミットは、2年ぶりの対面でのサミットとして世界の注目を集めた。「より良い回復」という全体テーマの下、G7の中心的議題である世界経済・貿易や外交・安全保障について、首脳間で率直な議論が行われた。会議の一部にはG7メンバー以外のアウトリーチ国（オーストラリア、インド、韓国、南アフリカ）や国際機関も参加した。

菅総理大臣は、「より良い回復」を達成する上では多角的貿易体制の推進、サプライチェーンの脆弱性への取組などが重要であり、また「開かれた社会」の実現のためには信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進などが重要であることを強調した。国際保健については、ワクチンの普及や保健システム強化に向けた日本の取組などを紹介した。気候変動については、2021年から2025年までの5年間にお



G7コーンウォール・サミット
（6月11日、英国・コーンウォール 写真提供：内閣広報室）

⁸ TRIPS : Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）

⁹ WIPO : World Intellectual Property Organization

いて官民合わせて6.5兆円相当の気候資金支援を実施し、適応分野の支援を強化することなどを表明した。

議論の中で日本を含む複数の国から中国に関する発言があり、中国に関し、世界経済の公正性や透明性を損なう非市場主義政策及び慣行への共同のアプローチについて協議すること、気候変動、生物多様性などの国際課題において協力していくこと、特に新疆ウイグル自治区や香港について、人権や基本的自由を尊重するように中国に呼びかけていくことなどを確認した。加えて、東シナ海及び南シナ海における状況を引き続き深刻に懸念し、現状を変更し、緊張を高めるあらゆる一方的な試みに強く反対すること、また台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、兩岸問題の平和的解決を促すことでも一致した。

議論の結果、G7首脳は、協力して新型コロナウイルスに打ち勝ち、より良い回復を成し遂げ、国際協調と多国間主義に基づき、民主的で開かれた経済と社会を推進することで一致し、G7首脳コミュニケを含む成果文書が発出された。

首脳会合に加えて閣僚会合も数多く行われ、このうちG7外務・開発大臣会合は5月3日から5日まで（英国・ロンドン）と12月11日から12日まで（英国・リバプール）の二度にわたり対面で開催された。北朝鮮、中国、ロシア、中東など、地域情勢について活発な議論が行われたほか、新型コロナ対応、女子教育、気候変動、人道危機などにおけるG7での連携を確認し、またメディアの自由、サイバー・ガバナンス、信教及び信条の自由などについても取り上げられた。12月の会合の一部にはASEAN諸国の外相も招待され、対面又はオンライン形式で参加し、G7とASEANとの協力についても議論された。

1 G20

G20は、主要先進国・新興国が参画する国際経済協調の第一のフォーラムである。

10月30日及び31日に開催されたG20ローマ・サミットでは、議長国イタリアが掲げた



G20ローマ・サミット
(10月30日、イタリア・ローマ 写真提供：内閣広報室)

「人、地球、繁栄」という優先課題の下、国際保健、気候変動、開発などの重要課題について議論を行い、議論の総括としてG20ローマ首脳宣言が発出された。岸田総理大臣は、ワクチンの普及や将来の健康危機に備えることの重要性を指摘したほか、DFFT、質の高いインフラ投資及び開発金融の公正性・透明性に関して日本の考えを説明するとともに、先進各国による気候資金支援の重要性を強調し、首脳間の議論に貢献した。

また、6月28日から30日までイタリアにて開催されたG20外相及び開発大臣関連会合には、茂木外務大臣が出席し、多国間主義、アフリカ、食料安全保障、開発、人道支援などについて議論した。

(2) アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、アジア太平洋地域の21の国・地域が参加する経済協力の枠組みである。アジア太平洋地域は、世界人口の約4割、貿易量の約5割、GDPの約6割を占める「世界の成長センター」であり、APECはこの地域の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、地域経済統合の推進、経済・技術協力などの活動を行っている。国際的なルールにのっとり、貿易・投資の自由化・円滑化と連結性の強化によって繁栄するアジア太平洋地域は、日本が志向する「自由で開かれたインド太平洋」の核である。日本がAPECに積極的に関与し、協力を推進することは、日本の経済成長や日本企業の海外展開を後押しする上で非常に大きな意義がある。

2021年はニュージーランドが議長を務め、

「共に参加し、共に取り組み、共に成長する」という全体テーマ及び①回復を強化する経済・貿易政策、②回復に向けた包摂性・持続可能性の向上、③イノベーションとデジタルに対応した回復の追求という三つの優先課題の下、年間を通じてテレビ会議形式による様々な会合で議論が進められた。中でも、新型コロナ流行下で必要不可欠な物品やサービスの貿易円滑化、気候変動に対処するために貿易の果たしうる役割を模索する中で、環境物品リストの技術的な更新やその将来的な拡大の可能性、環境関連サービスの参照リスト作成と将来的な更新、非効率な化石燃料補助金の削減に関する議論が進められた。

テレビ会議形式で開催された11月12日の首脳会議では、首脳宣言が採択されたことに加え、「APEC プトラジャヤ・ビジョン2040」を実施するための「アオテアロア行動計画」が附属書として採択された。この行動計画は、「貿易・投資」、「イノベーションとデジタル化」、「力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長」及び「APECの制度的枠組みの継続的な改善」の各章で構成され、各エコノミーが個別に、また、APECが全体として取り組むべき具体的課題と方向性が記されている。

首脳会議に出席した岸田総理大臣は、新しい資本主義の実現を目指すことで、日本経済を新たな成長軌道に乗せ、アジア太平洋の成長に貢献していくことを表明した。その上で、コロナ後の成長に必要な要素として、経済回復を強化する自由で公正な貿易・投資環境の実現と強靱

なサプライチェーンの構築、TPP11協定のハイスタンダードを維持し、地域における自由で公正な経済秩序の構築に引き続き貢献すること、デジタル時代における「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」の推進、脱炭素化に向けた支援を通じアジア全体のゼロエミッション化を目指すこと、国際原油市場の安定化を図ることなどを訴えた。

2022年は、タイが議長を務めることとなっている。

4 日本の経済的な強みの発信

(日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む)

(1) 外務本省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開の推進

外国に拠点を構える日系企業の拠点数は、2020年10月時点で8万以上にも上る。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開にこれまで以上に積極的に取り組んできたことの現れである。アジアを中心とする海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本省・在外公館が連携して、日本企業の海外展開推進に取り組んでいる。在外公館では、大使や総領事が率先し、日本企業支援担当官を始めとする館員が「開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、各地の事情に応じた具体的支援を行うために、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけを行っている。また、現地の法制度に関するセミナーや各種情報提供及び法律相談を、2021年度にはアジア地域を中心に、13か国19公館で実施した。

ビジネスに関する問題の相談だけでなく、天皇誕生日祝賀レセプション、各種イベント・展示会などで、日本企業の製品・技術・サービスや農林水産物などの「ジャパブランド」を広報することも、在外公館における日本企業支援の重要な取組の一つである。日本企業の商品展示会や地方自治体の物産展、試食会などを広



APEC 首脳会議 (11月、写真提供: 内閣広報室)

報・宣伝する場として、また、ビジネス展開のためのセミナーや現地企業・関係機関との交流会の会場として、大使館や大使公邸などを積極的に提供することにより、幅広く広報を行ってきた。そのほか、新型コロナの世界的流行に鑑み、オンラインなども活用して事業に取り組んだ。

官民連携・企業支援という観点からは、これから海外展開をしようとする日本企業の支援だけでなく、既に海外に展開している日系企業の支援も重要である。2016年6月に英国で行われたEU残留・離脱を問う国民投票を踏まえ、英国は2020年1月31日にEUを離脱し、同年12月31日をもって移行期間が終了した。政府は、英国やEUの動きや交渉が日系企業に多大な影響を与えうる観点から、これまで2016年7月に立ち上げた内閣官房副長官を議長とする「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」(2020年1月末までに15回開催)や、在外公館でのセミナーなどを通じて、政府全体で必要な取組を行ってきた。引き続き関連動向を注視していくとともに、日英EPAの適切な運用及び日系企業に対する情報提供を含め、必要な対応を行っていく。

(2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラシステムの海外展開を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、2021年12月までに52回の会合が実施された。同会議では2013年に作成された「インフラシステム輸出戦略」を毎年改定し、そのフォローアップを行ってきたが、2020年12月に近年の情勢変化を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略2025」(以下「新戦略」)を策定し、①経済成長の実現、②SDGs達成への貢献、③「自由で開かれたインド太平洋」の実現を目的の3本の柱とし、2025年のインフラシステムの受注額を34兆円とすることが目標として掲げられた。2021年6月には「ポストコロナを見据えた新戦略の

着実な推進に向けた取組方針」を決定し、ユーティリティ、モビリティ・交通、デジタル、建設・都市開発農業・医療・郵便等の5分野の「分野別アクションプラン」の策定や総理のトップセールスを補完する各省幹部トップセールスの件数などの政策目標(Key Performance Indicator: KPI)を設定するなど、新戦略の目標達成に向け、具体的施策を推進している。

また、在外公館においては、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を指名し(2022年2月末時点で75か国97公館、約200名)、成果を上げてきている。

(3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進

(東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制)

日本産農林水産物・食品の輸出拡大は政府の重要課題の一つであり、政府一体となった取組を一層促進すべく、2020年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が策定され、農林水産物・食品の輸出額を2025年に2兆円、2030年に5兆円にするという目標の達成に向け、輸出産地・事業者の育成などを行っていくこととなった。また、輸出額1兆円を突破した2021年末には本戦略を改訂し、品目団体の組織化など、更なる輸出拡大に向けて取組を加速化させる。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体などと連携しつつ、在外公館などのネットワークを利用し、SNSなども活用しつつ、日本産農林水産物・食品の魅力を積極的に発信している。特に、55か国・地域の59か所の在外公館には、日本企業支援担当官(食産業担当)を指名し、農林水産物・食品の輸出促進などに向けた取組を重点的に強化しているほか、その他の国・地域においても各国・地域の要人を招待するレセプションや文化行事などの様々な機会を捉え、精力的な取組を行っている。さらに、今後、主要な輸出先国・地域において、在外公館とJETRO海外事務所などを主要な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を

包括的・専門的・継続的に支援することとなっている。

輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故後に諸外国・地域が導入した、日本産農林水産物・食品に対する輸入規制措置がある。2021年は震災・原発事故から10年の節目となったが、依然として震災・事故後に規制を導入した55か国・地域のうち14の国・地域（2021年12月時点）において、日本の農林水産物・食品などに対する輸入規制措置が維持されていることは大きな問題である。この規制の撤廃及び風評被害対策は政府の最重要課題の一つである。外務省も関係省庁と連携しながら、一日も早くこうした規制が撤廃されるように取り組んでいる。

こうした取組の結果、2021年にはイスラエル（1月）、シンガポール（5月）、米国（9月）が輸入規制を撤廃し、累計で41か国・地域（カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、オーストラリア、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア（フランス領）、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、アラブ首長国連邦、レバノン及び上記3か国）が規制を撤廃した。また、香港（1月）、仏領ポリネシア（3月）、EU（10月）も規制を緩和するなど、規制の対象地域・品目が縮小されてきた（2021年12月末時点）。

引き続き、関係省庁、地方自治体、関係する国際機関などと緊密に連携しながら、規制措置を維持する国・地域に対し、科学的根拠に基づく早期撤廃及び風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、より一層説明及び働きかけを行っていく。

5 資源外交と対日直接投資の促進

(1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保

ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向

(ア) 世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、①需要（消費）構造、②供給（生産）構造、③資源選択における三つの構造的な変化が生じている。①需要については、世界の一次エネルギー需要が、中国、インドを中心とする非OECD諸国へシフトしている。②供給については、「シェール革命」により、石油・天然ガスともに世界最大の生産国となった米国が、2015年12月に原油輸出を解禁し、また、米国産の液化天然ガス（LNG）の更なる輸出を促進するなど、エネルギー輸出に関する政策を推進している。③資源選択については、エネルギーの生産及び利用が温室効果ガス（GHG）の排出の約3分の2を占めるという事実を踏まえ、再生可能エネルギーなどのよりクリーンなエネルギー源への転換に向けた動きが加速している。また、気候変動に関するパリ協定が2015年12月に採択されて以降、企業などによる低炭素化に向けた取組が一層進展している。加えて、2021年に入り、世界各国において、今世紀後半のカーボンニュートラル宣言が相次いでおり、世界の脱炭素化へのモメンタム（勢い）は高まりを見せている。

原油市場の動きについて見ると、新型コロナウイルス感染拡大を受け、移動の減少、経済活動の停滞により石油需要は激減し、2020年2月頃から原油価格は徐々に下落した。加えて同年3月にはOPEC¹⁰プラスによる協調減産が決裂し、原油価格は大幅に下落し、同年4月にはWTI先物価格は史上初となるマイナス価格を記録した。その後、OPECプラスは同年5月以降の協調減産に合意し、供給過剰は緩和されことで原油価格も徐々に上昇し、2021年2月には新型コロナウイルス発生前の水準に近づいた。しかし、その

10 OPEC : Organization of Petroleum Exporting Countries

後新型コロナからの経済回復に伴い、供給不足が顕著となり、原油価格は新型コロナ発生前の水準を超え、10月に3年ぶりの高値を付けた。

加えて、ロシアによるウクライナ侵略を受け、エネルギー価格は更なる高騰を見せ、今般の侵略が今後のエネルギー市場の安定にどのような影響を及ぼすかについては、予断を許さない状況にある。

(イ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電における化石燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止に伴い、震災前の約60%から2012年には約90%に達した。石油、天然ガス、石炭などのほぼ全量を海外からの輸入に頼る日本の一次エネルギー自給率（原子力を含む。）は、2011年震災前の20%から2014年には6.3%に大幅に下落し、2019年度には12.1%まで持ち直したものの、他のOECD諸国と比べると依然として低い水準にある。また、日本の原油輸入の約90%が中東諸国からであり、LNGや石炭については、中東への依存度は原油に比べて低いものの、そのほとんどをアジアやオセアニアからの輸入に頼っている。このような中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重要となっている。

同時に、気候変動への対応も重要となっている。日本は、2020年10月に2050年カーボンニュートラル、2021年4月に、2030年度の46%削減、更に50%を目指して挑戦を続ける新たな削減目標を表明した。

こうした状況を背景に、2021年10月に閣議決定された、「第6次エネルギー基本計画」では、エネルギー源の安全性（Safety）、安定的供給の確保（Energy Security）エネルギーコストの経済的効率性の向上（Economic Efficiency）、気候変動などの環境への適合性（Environment）を考慮した、「S+3E」の原則を引き続き重視しながら、2030年までの具体的な取組を示している。

1 エネルギー・鉱物資源の安定的かつ

安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済と人々の暮らしの基盤をなすものである。外務省として、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

(ア) 在外公館などにおける資源関連の情報

収集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目的とし、2021年9月末時点、合計53か国60公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置している。また、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の点で重要な国を所轄し、業務に従事する一部在外公館の職員を招集して、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を毎年開催している。2021年は、新型コロナの影響を受け、2月19日、オンライン形式で開催した（詳細は248ページウ（イ）を参照）。また、2017年から特定地域を対象とした地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議も開催している。2019年には中東地域を対象としてエジプトで開催し、外務本省と在外公館、政府関連機関との連携強化の重要性、日本のエネルギー・資源外交及び再生可能エネルギー外交を効果的に推進していくための方策について議論を行った。

(イ) 原油価格高騰を受けた取り組み

2021年10月に原油価格が7年ぶりの高値を付けるなど、原油価格の高騰がコロナ下からの経済回復を抑制する懸念を踏まえ、外務省は様々なレベルで産油国に対する原油増産の働きかけを行ったほか、消費国や国際機関との連携を強化した。

具体的には10月18日に茂木外務大臣とアフマド・クウェート外相、11月8日に本田太郎外務政務官とエシムベコフ駐日カザフスタン大使との会談において協力を要請したほか、在外公館や関係省庁を通じて産油国に対して働きかけを行った。

加えて、ASEAN+3首脳会議やG20首脳会議といった多国間の枠組みを活用し、産油国・消費国と連携しつつ、成果文書にてエネルギー市場の安定化の重要性を確認した。また、11月9日には、国際エネルギー機関（IEA）のピロル事務局長と、11月22日には、国際エネルギーフォーラム（IEF）のマクモニグル事務局長と、それぞれ担当局長との間で協議を行い、国際機関との連携も深めた。さらに同月24日には、米国や関係国と歩調を合わせ、現行の石油備蓄法に反しない形で国家備蓄石油の一部を売却することを決定した。

（ウ）国際的なフォーラムやルールの活用

エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際的なフォーラムやルールを積極的に活用している。脱炭素化への世界的なモメンタムが強まる中で、現実的なエネルギー転換を図るために、エネルギー安全保障との両立の視点とエネルギー転換に不可欠な重要鉱物資源の安定的確保が重要であることを国際社会に発信している。

5月、鷲尾外務副大臣は、国際エネルギー機関（IEA）主催による重要鉱物資源に係るウェビナーに出席し、パリ協定の目標達成には、加速化したエネルギー転換に必要な鉱物資源の安定的な確保が必要であるとして、投資の拡大やイノベーションの促進に加え、普遍的な価値に基づいたルールの必要性を呼びかけた。

7月、イタリアを議長としてG20気候・エネルギー大臣会合が対面開催され、外務省からは、鷲尾外務副大臣が出席した。今次会合では、都市と気候変動、持続可能な回復とクリーンエネルギーへの移行、エネルギー貧困などについて議論が行われ、同会合の成果文書として、閣僚声明が発出された。同コミュニケでは、新型コロナ感染拡大が世界のエネルギー市場の不安定化を招いている状況に対し、エネルギーシステムの強靱化^{じん}に向けた国際協力の重要

性を確認し、安全、安価で持続可能なエネルギーへのアクセス実現の重要性を確認した。さらに、2019年のG20大阪サミットにおいて確認されたS+3Eを実現するためにはエネルギー転換が重要であることを再確認した。

9月、国連が持続可能な開発における、2030年目標（SDGs）のエネルギー関連の目標（SDG7）の実現の促進を目的として、国連エネルギー・ハイレベル対話がオンラインで開催され、鷲尾外務副大臣が参加した。日本は、本会合の五つのテーマのうち、「エネルギー・アクセス」のグローバル・チャンピオン¹¹を務めた。鷲尾外務副大臣は、新型コロナの感染拡大により、エネルギーを含む社会サービスの安定供給における様々な課題が明らかとなり、SDGs達成が遠ざかっていることへの危機感を表明し、加えて、SDG7が掲げるエネルギー・アクセスの確保は、新型コロナ流行下からの持続可能な開発と経済成長を実現するため、また、人間の安全保障の実現の観点からも重要であると述べた上で、エネルギーをめぐる事情は国や地域によって様々であることから、それに応じた対応が不可欠であると強調した。

9月、鷲尾外務副大臣は、IEAとオマーン政府の共催による中東・北アフリカのエネルギー転換に関する閣僚対話に出席した。日本と中東・北アフリカ諸国との間での長年にわたるエネルギー分野での良好な協力関係に言及するとともに、世界が脱炭素化に向けた取組を加速する中、脱炭素化とエネルギー安全保障を両立させるためには、「イノベーションの促進」と「各国間の協働関係の強化」が重要であると発言した。

ウ エネルギー・資源外交に関する2021年の主な取組

（ア）エネルギー・資源外交政策の検討と打ち出し

1月、鷲尾外務副大臣は、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）¹²第11回総会（オンライ

¹¹ グローバルチャンピオン：本対話準備プロセスにおいて、テーマに関する議論を主導し、関連会合を開催するなど、積極的に関与することが期待されている。

¹² IRENA：International Renewable Energy Agency



IRENA 第21回理事会（オンライン形式）で議長を務める齋藤副大臣（5月、東京）

ン形式）に出席し、カーボンニュートラルへの道筋と再生可能エネルギー大量導入に向けた課題と日本の取組みに関するスピーチを行った。同スピーチでは、カーボンニュートラルの実現のための道筋は各国様々であり、再生可能エネルギーの導入を最大限進めつつ、技術とイノベーションを総動員する必要があること、加えて、開発途上国の脱炭素化のための支援も重要であることを指摘した。

さらに、再生可能エネルギーの大量導入を進めるにあたり、その裨益だけでなく課題にも目を向ける必要があることも指摘した。特に、調整力の確保や電力システム全体のコスト評価、蓄電池やモーターなどに使われる鉱物資源の確保、そして、2030年頃から寿命を迎える太陽光パネルなどの大量廃棄への対処を今後の課題として挙げ、IRENAの場で各国が協調してこれらの課題に対処していくことへの期待を述べた。

また、5月には齋藤副大臣はIRENAによる第21回理事会（オンライン形式）に出席し、議長を務めた。IRENAの事業の方向性を議論する重要な会合であり、97の国と地域から300人を超える代表者が理事会に出席した。

（イ）エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議

外務省では、2009年度から、主要資源国に設置された大使館・総領事館、関係省庁・機関、有識者、企業などの代表者を交えた会議を

毎年開催し、日本のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた外交的取組について議論を重ね、政策の構築と相互の連携強化を図ってきた。2021年2月19日には「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催し、前日外務省がオンラインで開催した、2020年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「自由で開かれたインド太平洋とエネルギー・鉱物資源の現在」（以下（ウ）参照）での議論とも連携し、新型コロナの拡大や米国新政権の発足などの情勢の変化を受けた日本のエネルギー・鉱物資源の確保の在り方について、議論を交わした。同戦略会議には、40公館を超えるエネルギー・鉱物資源専門官設置国の大使館・総領事館職員及び資源エネルギー庁関係者が参加した。議論を通じ、参加者は、国際社会がエネルギー転換に舵を切る中、重要鉱物資源の安定的な供給確保がますます重要になっており、今後、更に相互の連携を強化し、各国・地域におけるエネルギー・鉱物資源を取り巻く状況を正確に分析し、対策をとっていく重要性などにつき、認識を共有した。

（ウ）アジア・エネルギー安全保障セミナー

2021年2月18日、外務省は、日本経済団体連合会の後援の下、2020年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「自由で開かれたインド太平洋とエネルギー・鉱物資源の現在」をオンラインで開催した。本セミナーには、齋藤外務副大臣が出席したほか、日本経済団体連合会の大林剛郎経団連外交委員長／大林組代表取締役会長が後援団体を代表して出席した。エネルギー・鉱物資源分野に携わる国際機関関係者、有識者、企業関係者、報道関係者が登壇した。セミナーには国内外から約500人がオンラインで参加登録。冒頭、齋藤外務副大臣から、国際社会が化石燃料から再生可能エネルギーを中心とした社会への転換を急ピッチで進める中、再生可能エネルギーに利用される鉱物資源が将来にわたって安定的に供給されることが鍵となり、このためには、「自由で開かれたインド太平洋」の考え方の下、公正な市場の実現、人権

の保護、透明な労働基準の確保といった普遍的な価値の拡大を志向する国々との協力と連携が不可欠であることや、官民が連携して鉱物資源をめぐる問題に取り組む重要性について述べた。「米新政権発足と米国のエネルギー・鉱物資源政策」をテーマとして、ピーター・ハース米商務省経済商務局国務次官補代行及びアンナ・シュピッツバーグ米商務省エネルギー資源局副次官補からのビデオメッセージに続き、有識者及び企業関係者を交えたパネルディスカッションが行われた。続いて、「インド太平洋地域におけるエネルギー転換」をテーマに、ティム・グールド国際エネルギー機関（IEA）エネルギー供給・投資展望課長からグリーンエネルギー転換における重要鉱物の役割について説明し、有識者、企業関係者及び報道関係者を交え、エネルギー転換を支えるエネルギー・鉱物資源とインド太平洋地域における今後の連携可能性などにつき、活発な議論を行った。

（エ）エネルギー憲章条約の近代化に係る交渉の開始

エネルギー憲章に関する条約（Energy Charter Treaty：ECT）は、ソ連崩壊後の旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、世界のエネルギー分野における貿易・投資活動を促進することなどを宣言した「欧州エネルギー憲章」の内容を実施するための法的枠組みとして定められ、1998年4月に発効した多数国間条約である（日本は1995年に署名、2002年に発効）。欧州及び中央アジア諸国を中心とした52か国・機関が本条約を締結している。

エネルギー原料・産品の貿易及び通過の自由化、エネルギー分野における投資の保護などを規定した本条約は、供給国から需要国へのエネルギーの安定供給の確保に寄与し、エネルギー資源の大部分を海外に頼る日本にとって、エネルギー安全保障の向上に資するほか、海外における日本企業の投資環境の一層の改善を図る上で重要な法的基盤を提供している。

1998年に発効してから20年以上が経過し

た本条約については、昨今のエネルギー情勢や投資協定の現状などを踏まえて条約の内容を近代化するため、条約改正に向けた議論が行われている。2020年から本格的な交渉が開始され、投資保護、紛争解決、通過などに関する多岐にわたる内容について議論が行われており、日本としても積極的に交渉に関与している。また、日本はECTの最大の分担金拠出国であり、2016年には東アジア初となるエネルギー憲章会議の議長国を務め、東京にてエネルギー憲章会議第27回会合を開催するなど、ECTの発展に貢献してきている。2021年9月には、ECTの運営組織であるエネルギー憲章事務局の副事務局長に廣瀬敦子氏が日本人として初めて副事務局長に就任し、事務局運営の強化にも貢献している。（250ページ コラム参照）

（2）食料安全保障の確保

2021年の世界の人口は約78.8億人と推定されており（国連人口基金発表）、今後、アフリカやアジアを中心に人口の増加が見込まれている。また、開発途上国の食生活の変化に伴い、飼料用穀物の生産を急増させる必要があるとされている。一方、国内では、日本の食料自給率（カロリーベース（農水省発表））は長期的に低下傾向で推移してきたが、近年は横ばいで推移し、2020年度実績は37%となっている。日本は食料の多くを輸入に依存しており、国民への安定的な食料の供給のためには、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることが必要である。

世界的に中長期的に食糧需給の拡大が見込まれる中、安定的な輸入を確保するためには、世界全体の食料増産を押し進める必要があり、環境負荷を低減しつつ増産を図る持続可能性の確保も求められている。加えて、作況や自然災害などによる食料価格の不安定化に備え、安定的な農産物市場や貿易システムを形成するなどの取組により、日本の食料安全保障の確立を図っていかなければならない。

新型コロナの感染拡大は、世界の食料安全保障に影響を与えた。ロシアを始め、複数の輸出

エネルギー憲章事務局副事務局長への廣瀬敦子氏の任命

■ 菊地信之資源安全保障室長からのメッセージ

外務省に届いた一通の履歴書から、今回の国際機関の幹部ポスト獲得に向けた「闘い」が始まりました。日本政府として国際機関の幹部ポストへの日本人職員の増強に力を入れる中、職員募集に応募する廣瀬敦子氏の履歴書が外務省に届いたのは、折しもエネルギー憲章事務局のナンバー2である副事務局長ポストの募集が公表されたタイミングでした。

何よりも重要なのは強力な候補者を見つけ出すことです。外務省の職員募集に応募のあった廣瀬敦子氏の経歴にたまたま目がとまりました。数々の国際機関でのマネジメント経験、エネルギー関連プロジェクトに関与してきた実績、弁護士資格や国際仲裁経験を有するなど、副事務局長ポストに求められる資質を満たすに余るのではと。手探りで廣瀬氏とコンタクトを取り、擁立に至りました。

本ポストは、エネルギー原料・製品の貿易・通過の自由化、エネルギー分野の投資の保護などを規定する多国間条約であるエネルギー憲章条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議^{つかさど}によって直接任命される、独立性が高く、予算や人事を司る枢要なものです。当然、他国からも有力な候補者の応募がありました。国際機関の幹部ポストの選考過程は、候補者同士の資質の闘いであるとともに、候補者を後援する政府同士の熾烈な競争^しでもあります。出来ることは全てやろうとの決意の下、まず、他の加盟国に日本政府の強力な支援があることを印象付ける書簡を外務大臣名で出し、さらに、在外公館を通じた全加盟国への働きかけを行いました。私自身、主要な政府の高官とのビデオ会議を通じ支援を要請し、鍵となる国については駐日大使に直接会うなど積極的な働きかけを重ねました。

努力の甲斐あってか、廣瀬氏が全会一致で副事務局長に任命されました。現在、条約の改正に向けた交渉が行われており、エネルギー分野での新たな国際ルール作りが進行しています。欧州諸国が加盟国の多くを占める本条約において、事務局のナンバー2が日本やアジアの立場が分かる人物である意義は小さくありません。

■ 廣瀬副事務局長からのメッセージ

2021年にエネルギー憲章事務局副事務局長の任命をいただきまして、9月に就任いたしました。着任後まだ間もありませんが、エネルギー憲章条約の大規模な改正を含む様々な事項に関する過渡期に携わることが出来まして、忙しく充実した日々を過ごしております。

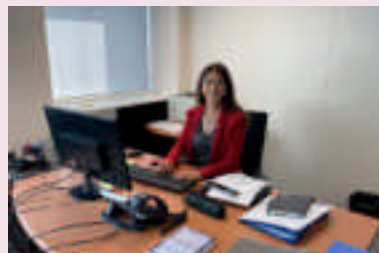
エネルギー憲章条約は一般的な知名度はさほど高くありませんが、エネルギー分野に特化した唯一の多国間条約であり、日本企業もそれに基づいて投資関係の仲裁を成功裡に収めた成果もある、有益な条約です。

エネルギー憲章事務局は条約の実務執行も担っており、エネルギー関係の国際、地域協力も他の国際機関や地域機関と共に推進しております。小規模の国際機関ではありますが、ヨーロッパ、中央アジア、アフリカからの職員がおり、多様な文化と言語に触れる機会のある職場であるのも醍醐味^{だいご}です。エネルギー転換、再生エネルギー関係の投資の促進などへの当条約の更なる貢献に尽力して参りたいと思っております。

今まで様々な国際機関で働く機会があり、世界各国からの素晴らしい同僚に数多く巡り合えた事は宝だと思っております。他の方々にも是非同様の経験をして頂きたく、国際機関の勤務を目指す方々が今後益々増える事を祈念しております。



加盟国とのエネルギー協力に関するフォーラムで（筆者中央）



エネルギー憲章事務局のオフィスで

国が自国の食料価格の高騰などを理由に穀物などの輸出規制を行い、一部の地域ではロックダウンによって物流が停滞するなど、サプライチェーンの混乱が発生した。また、国連食糧農業機関（FAO）¹³によると、経済の落ち込みやサプライチェーンの混乱による食料アクセスの低下に伴い、世界の栄養不足人口は2020年に前年から1億人以上増加し、8億人を上回ったおそれがあるとされている。特に経済的に脆弱な地域への影響が大きく、世界の栄養不足蔓延率（Prevalence of Undernourishment）は8.4%から9.9%に増加したと報告されている。世界の主要な穀物などの生産は、需要に対して十分な量が確保される見込みであるが、感染拡大の長期化による影響が懸念されることから、食料サプライチェーンの強靱化の重要性が指摘されている。

また、2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵略は、両国が世界有数の穀物などの輸出国であったことから、特に両国産穀物に多くを依存するアフリカ、中東、アジアの途上国を中心とする国々への安定的な穀物の供給に深刻な影響をもたらしたほか、世界各地で穀物の供給不足の懸念から取引価格が上昇し、食料品価格の高騰を招いている。このように、ロシアによるウクライナ侵略は、グローバル・サプライチェーンの混乱により引き起こされる食料安全保障の脆弱性を示し、新たな課題を浮き彫りにした。

ア 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

新型コロナの影響による食品の輸出規制やサプライチェーンの途絶、世界の飢餓人口が増加している状況などを踏まえ、2021年は、食料安全保障に対する国際的な関心が高まった。国際的な枠組みにおいても、国連の持続可能な開発目標であるSDGs目標2（飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する）を達成するために、食料の

生産、加工、輸送及び消費に関わる一連の過程からなる「食料システム」の変革に向けた議論が行われた。

2021年6月、イタリアにおいてG20外務・開発大臣会合が開催され、食料安全保障が単独のテーマとして取り上げられた。茂木外務大臣は、飢餓のない世界を実現するため、農業におけるイノベーションの促進、強靱な流通網の整備、食料の円滑な国際貿易の実現の重要性を主張した。会合では、新型コロナの影響からの「より良い回復」を目指すために、G20各国が協調することを表明する「食料安全保障、栄養及び食料システムに関するマテラ宣言」が採択された。

また、9月には、国連のグテーレス事務総長の呼びかけにより「国連食料システムサミット」が初めて開催された。150か国以上の首脳・閣僚級、国際機関、民間企業、市民社会の代表者などが参加する中、日本からは、菅総理大臣がビデオメッセージを発出し、食料生産性の向上と持続可能性の両立、自由で公正な貿易の維持・強化、各国・地域の気候風土、食文化を踏まえたアプローチの重要性を強調した。また、日本が12月に「東京栄養サミット2021」（221ページ 特集参照）を主催し、飢餓の撲滅を含め、国際社会が直面する世界の栄養改善に向けて、国際的な取組をリードしていく決意を表明した。

イ 国連食糧農業機関（FAO）との連携

日本は、国際社会の責任ある一員として、食料・農業分野における国連の筆頭専門機関であるFAOの活動を支えている。特に、日本は第3位の分担金負担国であり、主要ドナー国の一つとして、食料・農業分野での開発援助の実施や、食品安全の規格などの国際的なルール作りなどを通じた世界の食料安全保障の強化に大きく貢献している。また、日・FAO関係の強化にも取り組んでおり、年次戦略協議の実施や、国内における理解向上のためのシンポジウムな

¹³ FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations

どを実施している。

(3) 漁業（マグロ・捕鯨など）

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国である。海洋生物資源を持続可能な形で利用できるよう、関連する国際機関を通じて積極的に取り組んでいる。

日本は、鯨類について、科学的根拠に基づき持続可能な形で利用すべき海洋生物資源の一つとの立場をとっている。1982年に国際捕鯨委員会（IWC）¹⁴においていわゆる商業捕鯨モラトリアム¹⁵が可決されて以降、日本は、一部の鯨類について持続可能な形で利用できることを科学的に証明し、持続可能な捕鯨を再開するため、科学調査を通じて収集したデータを提供しつつ対話を進めてきた。しかし、鯨類の持続可能な利用を推進する国々といかなる捕鯨にも反対する国々との隔たりは大きく、IWCにおいて鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなったことから、日本は、2019年6月末に国際捕鯨取締条約（ICRW）¹⁶から脱退した。

2019年7月、日本は、十分な資源が存在することが明らかになっている大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開した。捕鯨業は、日本の領海及び排他的経済水域（EEZ）¹⁷に限定し、IWC科学委員会における最新の議論などを踏まえ、IWCで採択された方式に沿って算出された捕獲可能量の範囲内で行われている。日本は、科学調査や捕鯨業から得られたデータを提供するなど、科学的知見に基づく鯨類の国際的な資源管理に協力している。今後とも、科学的根拠に基づいた客観的な捕獲枠の設定や、国際機関との協力といった取組を着実に実施しつつ、水産資源の持続可能な利用を支持する国々と連携し

ていく。

今日、SDGs¹⁸にも掲げられる違法・無報告・無規制（IUU）¹⁹漁業への早急な対策が、国際社会として強く求められている。日本は、責任ある漁業国として、地域漁業管理機関（RFMO）²⁰における保存管理措置の策定やIUU漁船リストの作成に加え、途上国への能力強化のための支援などを通じ、IUU漁業対策に積極的に取り組んでいる。（253ページ 特集参照）

効果的なIUU漁業対策に向け、国際社会で連携して取り組んでいく観点から、日本は、様々な国際会議などにおける首脳・閣僚レベルでの政治的な決意の表明に取り組んでいる。日本が議長を務めた2019年G20大阪サミットの首脳宣言においてIUU漁業に対処する重要性を明記し、2021年には、G7、G20、APEC、東アジアサミットの首脳レベルの成果文書や、第27回日・EU定期首脳協議の共同声明においてIUU漁業対策の重要性が確認された。また、日本は、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否などの措置を採ることについて規定する違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）²¹を重視している。協定の実効性を高める観点から、第76回国連総会「持続可能な漁業決議」の採択を始めとした多国間協議などの場を通じ、未締結国に対して同協定の締結を働きかけている。

中央北極海では、地球温暖化による一部解氷を背景に、将来的に漁業が開始される際に無規制な操業が行われることを予防する必要がある。2018年に北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関により、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」が署名され、2021年6月に発効した。今後は締約国会合などを通じ、科学的調査などに関する共同計画の採択などが予定されて

14 IWC：International Whaling Commission

15 商業捕鯨モラトリアム（1982年IWC総会で可決）：商業目的のための鯨の捕殺頭数はゼロとする。遅くとも1990年までに、この決定の鯨資源に与える影響につき包括的な評価を行うとともに、この規定の修正及びゼロ以外の捕獲枠の設定につき検討する。

16 ICRW：International Convention for the Regulation of Whaling

17 EEZ：Exclusive Economic Zone

18 SDGs：Sustainable Development Goals

19 IUU：Illegal, Unreported and Unregulated

20 RFMO：Regional Fisheries Management Organization

21 PSMA：Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing

特集

外交課題としてのIUU漁業

違法・無報告・無規制 (IUU: Illegal, Unreported, Unregulated) 漁業とは、沿岸国の国内法や国際的な操業ルールに従わない無秩序な漁業活動のことで、その終了がSDGsのゴール14.4^{*1}にも掲げられるなど、国際社会全体で取り組まなければならない課題として認識が高まっています。昨今の日本海でのスルメイカのIUU漁業による被害は、日本の水産業界関係者のみならず、私たちの生活に直結する話題として大きな問題となりました。IUU漁業には様々なケースがあり、無許可で操業している場合、操業について適切に報告していない場合、無国籍の漁船による操業、地域漁業管理機関 (RFMO)^{*2}に加盟していない国・地域の漁船によるRFMO海域内での操業などがこれに当たります。

IUU漁業は、海洋生物資源の持続可能な利用を脅かすだけでなく、海上や沿岸国での様々な問題にも関連しています。例えば、IUU漁船上では、過酷な労働条件の下、船員に対する人権侵害や虐待が多発していることが報告されています。南米やアフリカでは、IUU漁船による過剰漁獲が沿岸国の経済を圧迫していることも指摘されています。また、IUU漁船は、麻薬の密輸や密航といった犯罪の温床になっているともいわれています。こうした諸問題の解決のためにも、IUU漁業防止に向けた措置を講じる必要があります。



IUU漁業船として報告されている漁船の一例。国旗や必要な船体情報の表示の欠如などが指摘されている。

このような背景を踏まえ、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)^{*3}、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)^{*4}、北太平洋漁業委員会 (NPFC)^{*5}などの日本が参加するRFMOや国際連合食料農業機関 (FAO)^{*6}などにおいても、IUU漁業対策のための新たな取組のための国際協力が進展しています。例えば、RFMO枠内では、衛星を用いた漁船の位置監視システムの導入やIUU漁船リストの作成を行っており、日本からも取締船などが収集した違法操業船の情報を提供するなど、積極的に貢献しています。

また、日本海のスルメイカを始めとする日本周辺におけるIUU漁業問題については、その解決のため、関係国・地域に対する働きかけを累次の機会に行ってきています。

二国間協力の文脈では、ODAを活用する形で違法操業の取締りを行うための漁業取締船や巡視船の供与、IUU漁業対策に関する研修といった開発途上国への支援も実施してきています。さらに、国際的なルール作りの観点では、2017年に「違法漁業防止寄港国措置協定 (PSMA)^{*7}」を締結し、未締結国に対して加入を働きかけています。2021年に行われた国際会議では、日本の粘り強い働きかけもあり、G20やG7、APECなどの首脳レベルの成果文書において、IUU漁業対策の重要性が盛り込まれました。さらにTPP11協定、日EU・EPA、日英・EPAといった国際約束にもIUU漁業対策への取組が明記されるなど、その対策の重要性の認識は政治的な文書にとどまらず、経済連携協定にも拡大しています。また、IUU漁業につながる補助金の撤廃などは、SDGsのゴール^{*8}に掲げられており、こうした補助金の禁止に向けて、現在WTOにおいて行われている漁業補助金交渉に日本は積極的に参加しています。このように日本は、様々な国際的枠組みにおいて、IUU漁業対策に向けた議論をリードしています。

このような外交的取組を推進するに当たっては、国民一人ひとりの意識も大切です。IUU漁業による水産物が市場に出回っており、知らないうちに消費されている可能性があることも指摘されています。

購入する魚介類の原産地が適切に表示されているかを確認してみたり、生態系に配慮した方法で漁獲されたことを示す水産エコラベルが表示された魚介類の購入を検討したりするなど、一人ひとりが海洋生物資源の持続可能性に配慮した消費行動を意識することが、IUU 漁業の抑止につながります。

- ※1 ゴール14.4：水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- ※2 RFMO：Regional Fisheries Management Organization
- ※3 ICCAT：International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas
- ※4 WCPFC：Convention for the Conservation and Management of Highly Migratory Fish Stocks in the Western and Central Pacific Ocean
- ※5 NPFC：North Pacific Fisheries Commission
- ※6 FAO：The Food and Agriculture Organization of the United Nations
- ※7 PSMA：Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing
- ※8 ゴール14.6：開発途上国及び後開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。

いる。

日本は、まぐろ類の最大消費国として、まぐろ類に関するRFMOに加盟し、年次会合などにおいて保存管理措置の策定に向けた議論を主導している。太平洋クロマグロについては、2021年の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）²²の年次会合において、日本から、科学的知見を踏まえ、資源の回復目標についての一定以上の達成率を維持する範囲で漁獲枠の増枠を提案した結果、大型魚の漁獲枠を15%増枠する措置が採択され、国際的な資源管理を通じた積極的な取組の成果が上がりつつある。大西洋クロマグロについては、近年の資源量の回復を受け、11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）²³の年次会合において、2022年までの総漁獲可能量（TAC）²⁴の増加が決定された。

サンマについては、資源量の減少を受けて、2021年2月、北太平洋漁業委員会（NPFC）²⁵の年次会合において、漁獲枠を40%削減する措置が合意された。一方、同措置の下で行われたサンマ漁の漁獲量は、過去最低を記録し、次回以降の会合に向けて資源管理を一層充実させ

ていくことが重要となっている。

ニホンウナギについては、日本主導の非公式協議において、7月、2020年に引き続きシラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定や、定期的に科学者会合を開催することが、日本、韓国、台湾の間で確認された。

(4) 対日直接投資

2014年から開催されている「対日直接投資推進会議」が司令塔として投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を吸い上げ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や支援措置など追加的な施策の継続的実現を図っていくこととしている。2015年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定した「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づき、2016年4月以降、外国企業は「企業担当制」²⁶を活用し、担当副大臣との面会を行っている。また、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」で掲げた、「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する（2012年比）」との目標の達成に向け取り組ん

²² WCPFC：Western and Central Pacific Fisheries Commission

²³ ICCAT：International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

²⁴ TAC：Total Allowable Catch

²⁵ NPFC：The North Pacific Fisheries Commission

²⁶ 日本に重要な投資を実施した外国企業が日本政府と相談しやすい体制を整えるため、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣などを相談相手につける制度

できた結果、2020年12月末時点の対日直接投資残高は39.7兆円となった。日本の対日直接投資残高の対GDP比は7.4%（2020年12月末時点）で、50%を超えるOECD諸国の平均値に対して依然として国際的に低水準にとどまっている。こうした状況下において、2021年6月の第9回対日直接投資推進会議では対日直接投資促進のための中長期戦略として、「対日直接投資促進戦略」が新たに定められ、KPIとして対日直接投資残高を2030年に80兆円と倍増、GDP比12%とすることを目指すことが決定された。

外務省としては、対日直接投資推進会議で決定された各種施策を実施するとともに、外交資源を活用し、在外公館を通じた取組や政府要人によるトップセールスも行い、対日直接投資促進に向けた各種取組を戦略的に実施している。2016年4月に126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」では、日本貿易振興機構（JETRO）とも連携しつつ、日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館が有する人脈を活用した対日投資の呼びかけ、対日直接投資イベントの開催などを行い、2020年度の各公館の活動実績は570件以上となった。

また、日本国内では、2021年3月に外務省主催（共催：経産省、協力：内閣府・JETRO）で、デジタル時代の投資の可能性と地方への投資誘致をテーマとして、グローバル・ビジネスセミナーを開催した。同セミナーでは、欧州・インド・米国のデジタル経済の動向、デジタル・イノベーションビジネス展開を通じた投資

拡大の展望のほか、同ビジネスにおける投資先としての日本、更には地方の魅力について、日本に進出しているアジア・米国・欧州企業関係者、在京大使館、駐日経済団体・商会議所関係者、政府・地方自治体関係者、有識者など約190名が参加し活発な議論が行われた。

(5) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に向けた取組

2020年12月の博覧会国際事務局（BIE）²⁷総会にて、大阪・関西万博の登録申請が承認されたことを受け、日本は正式に各国・国際機関に対する参加招請を開始した。外務省は、多くの国・機関の参加を目指し、招請活動に取り組んでいる。

2021年9月28日、「2025年日本国際博覧会室」を外務省経済局内に設置し、参加招請を始めとする大阪・関西万博に関する業務を行うこととなった。また、同日付けで2025年日本国際博覧会日本政府代表に羽田浩二氏（前駐フィリピン大使）が就任した。

国内外から多数の来場が見込まれる万博は、日本の魅力を世界に発信する機会であるとともに、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマの下、2030年を目標年とする「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組を加速化する重要な機会とすることを目指す。世界中の人に夢や驚きを与え、日本全体を元気にするような万博にするため、引き続きオールジャパンの体制で取り組んでいく。

²⁷ BIE : Bureau International des Expositions

第4節

日本への理解と 信頼の促進に向けた取組

1 戦略的な対外発信

(1) 戦略的対外発信の取組

外務省では、対外発信の最前線である在外公館の体制強化を図りつつ、①日本の政策や取組、立場の発信に一層力を入れるとともに、②日本の多様な魅力の発信及び③親日派・知日派の育成を推進するという3本の柱に基づいて戦略的に対外発信を実施している。日本の政策や取組、立場の発信については、主に国際社会の平和と安定及び繁栄や法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に対する日本の貢献への理解、歴史認識や領土・主権の問題に対する理解の促進などを念頭に取り組んでいる。具体的には、まず、総理大臣や外務大臣を始め政府関係者が、記者会見やインタビュー、寄稿、外国訪問先及び国際会議でのスピーチなどで日本の立場や考え方について積極的に発信してきている。また、在外公館においても、歴史認識や領土・主権を始め幅広い分野で、日本の立場や考え方について各国政府・国民及びメディアに対する発信に努めており、海外メディアによる事実誤認に基づく報道が行われた場合には速やかに在外公館や本省から客観的な事実に基づく申入れや反論投稿を実施し、正確な事実関係と理解に基づく報道がなされるよう努めている。加えて、政策広報動画などの広報資料を作成し様々な形で活用しているほか、ウェブサイトやソーシャルメディアを通じたオンラインでの情報発



政策広報動画「ハローキティが紹介する新型コロナナ下における共生社会」(2021年3月21日からYouTube外務省チャンネルで公開)



信にも積極的に取り組んでいる。日本の基本的立場や考え方への理解を得る上で、有識者やシンクタンクなどとの連携を強化していくことも重要である。こうした認識の下、外務省は海外から発信力のある有識者やメディア関係者を日本に招へいし、政府関係者などとの意見交換や各地の視察、取材支援などを実施している。さらに、日本人有識者の海外への派遣を実施しているほか、海外の研究機関などによる日本関連のセミナー開催の支援を強化している。

2021年は、引き続き新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が広がる中で、日本の状況や取組などについて国際社会から正確な理解が得られるよう、積極的な発信を行った。また、新型コロナによる制約を乗り越えるべく、オンラインでの取組にも力を入れ、特に海外の研究機関などとの連携事業や招へい・派遣事業では、オンライン形式のセミナー（ウェビナー）や交流事業など、人の往来を伴

わずに実施可能な取組を積極的に実施した。

さらに、いわゆる慰安婦問題を始めとする歴史認識、日本の領土・主権をめぐる諸問題などについても、様々な機会・ツールを活用した戦略的な発信に努めている。また、一部で旭日旗について事実に基づかない批判が見られることから、外務省ホームページに旭日旗に関する説明資料や動画を多言語で掲載するなど、旭日旗に関する正しい情報について、国際社会の理解が得られるよう様々な形で説明してきているところである¹。

日本の多様な魅力の発信については、対日理解を促進し親日感を醸成するという観点から、また、新型コロナ収束後の訪日観光促進にもつなげるべく、在外公館を中心に様々な広報文化事業を実施している。世界各地の在外公館や国際交流基金による文化事業及び第15回日本国際漫画賞を実施するとともに、日本各地の魅力をソーシャルメディアなども通じて積極的に発信した。新型コロナの感染拡大防止の観点から、世界各地で国境を越える人の移動や多人数の集まりを伴う多くの事業の実施を見合わせざるを得ない中、文化を通じた日本と世界のつながりを維持し、更に発展させていくため、オンラインを活用した特別プログラムも実施した。また、国内外の関係者と協力し、世界の有形・無形の文化遺産の保護への取組と、日本の文化・自然遺産の「世界遺産一覧表」及び「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載を推進した。親日派・知日派の育成については、人的・知的交流や日本語の普及に努め、「対日理解促進交流プログラム」を通じた日本と諸外国・地域間の青年交流、世界の主要国の大学・研究機関での日本研究支援を進めている。外交政策や国益の実現に資するべく、前述の3本の柱に基づく取組を引き続き戦略的かつ効果的に実施していく。

(2) ジャパン・ハウス

外務省は、日本の多様な魅力や政策・取組・立場の発信を通じ、これまで必ずしも日本に関心がなかった人々を含む幅広い層をひきつけ、親日派・知日派の裾野を一層拡大することを目的に、サンパウロ（ブラジル）、ロンドン（英国）及びロサンゼルス（米国）の3都市に戦略的対外発信拠点「ジャパン・ハウス」を設置している。

本活動を行うに当たっては、①政府、民間企業、地方公共団体などが連携してオールジャパンで発信すること、②現地のニーズを踏まえること及び③日本に関する情報が一度に入手できるワンストップ・サービスを提供することで、効果的な発信に努めている。

ジャパン・ハウスは、「日本を知る衝撃を世界へ」を標語として、各拠点が独自に企画する「現地企画展」に加え、日本で広く公募し、専門家による選定を経て3拠点を巡回する「巡回企画展」を開催し、現地・日本双方の専門家の知見をいかした質の高い企画を実施している。また、展示のみならず、講演、セミナー、ワークショップ、ウェビナー、物販、飲食、書籍、ウェブ、カフェなどを活用し、伝統文化・芸術、ハイテクノロジー、自然、建築、食、デザインを含む日本の多様な魅力や政策・取組・立場を発信している。2021年は、新型コロナ対策のため、各拠点とも一時休館や入場制限などの下での運営を余儀なくされたが、リアルの展示などに加え、オンライン発信を積極的に実施し、両者を駆使したハイブリッド方式での発信を展開した。2021年末には、3拠点の累計来館者数が380万人を超え、各都市の主要文化施設として定着しつつある。

(3) 諸外国における日本についての論調と 海外メディアへの発信

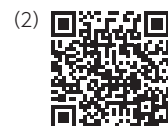
2021年の海外メディアによる日本に関する報道については、日米豪印首脳会合、国連気候

¹ 旭日旗に関する説明資料の外務省ホームページ掲載箇所はこちら：

(1) https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page22_003194.html

(2) 動画リンク：<https://www.youtube.com/watch?v=Oaehixu4luk>

『伝統文化としての旭日旗』（2021年10月8日からYouTube外務省チャンネルで公開）



変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）、日米関係、日中関係、北朝鮮への対応などの外交面に加え、新内閣発足を含む国内政治・経済のほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）、新型コロナに係る日本の対応や水際対策に関心が集まった。

外務省は、日本の政策・取組・立場について国際社会からの理解と支持を得るため、海外メディアに対して迅速かつ積極的に情報提供や取材協力を行っている。海外メディアを通じた対外発信としては、総理大臣、外務大臣へのインタビュー、外務大臣による定例の記者会見（オンラインでも日本語・英語のライブ配信を実施）、ブリーフィング、プレスリリース、プレスツアーなどによる在京特派員への取材機会・情報提供を行っており、外交日程を踏まえて、時宜を得た発信を行うことにより、戦略的かつ効果的な対外発信となるよう努めている。

2021年は新型コロナの影響を受け、総理大臣と外務大臣の外国訪問の機会は前年同様に限定的となったが、こうした中でも、菅総理大臣は、4月の米国訪問時に、米国主要誌のニューズウィーク誌による対面インタビューを通じ、日米同盟の重要性や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた日米間の協力強化などを訴えた。茂木外務大臣は、7月の中米カリブ諸国訪問に際し、スペイン語圏の主要な通信社であるEFE通信社による書面インタビューに応じ、中南米諸国との間での「包容力と力強さを兼ね備えた外交」の推進を訴えた。

このような形で、2021年には、総理大臣の寄稿・インタビューを計7件、外務大臣の寄稿・インタビューを計24件実施するとともに、外務報道官などによる海外メディアに対する発信、総理大臣及び外務大臣の外国訪問に際する、現地外国メディアへの記者ブリーフィングを実施した。

海外メディアの招へい事業については、新型コロナの流行下においても、二国間関係や政治、経済、文化などの幅広い分野における最新の日本事情の発信などを目的とし、外国の記者

に対しオンラインを中心に取材機会を設けた。東日本大震災から10年となる3月には、同震災直後に各国救援隊や医療団を受け入れた被災地自治体に当該国の記者がオンラインで取材する機会を複数件設けたほか、宮城県石巻市の被災者が同市で救援活動に従事したトルコ救援隊長とアバターロボットを介して再会する場面を撮影し、トルコ国営放送を通じて発信した（272ページ 特集3. 参照）。また、東京2020大会の事前広報や、ホストタウン交流に関する取材機会なども設け、世界各地で報じられた。また、10月末から11月にかけて、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害対策及び2025年大阪・関西万博広報の一環として、1年7か月ぶりに訪日記者招へいを実施した（「2020年ドバイ国際博覧会」開催国であるアラブ首長国連邦の記者）。

(4) インターネットを通じた情報発信

外務省は、日本の外交政策に関する国内外の理解と支持を一層増進するため、外務省ホームページやソーシャルメディアなどインターネットを通じた情報発信に積極的に取り組んでいる。2021年は前年に引き続き対面での外交活動が大幅に制限される中、外務大臣の定例記者会見のライブ配信のほか、国際会議におけるビデオメッセージをホームページやソーシャルメディアに掲載するなど、インターネットを通じた情報発信を行った。

外務省ホームページ（英語）については、広報文化外交の重要なツールと位置付け、領土・主権、歴史認識、安全保障などを含む日本の外交政策や国際情勢に関する日本の立場、さらには日本の多様な魅力などについて英語での情報発信を強化してきている。さらに、海外の日本国大使館、総領事館及び政府代表部のホームページやソーシャルメディアを通じ、現地語での情報発信も行っている。

2 文化・スポーツ・観光

(1) 概要

日本文化がきっかけとなって日本に関心を持つ外国人は大変多い。外務省及び国際交流基金は、諸外国で良好な対日イメージを形成し、日本全体のブランド価値を高めるとともに、対日理解を促し、親日派・知日派を育成し、新型コロナウイルス収束後の訪日観光客を増やすため、海外での日本文化の紹介や、スポーツ、観光促進を通じた様々な事業を行っている。例えば、「在外公館文化事業」では、茶道、華道、武道などの日本の伝統文化やアニメ、マンガ、ファッションといった日本の現代文化、日本の食文化など日本の魅力を幅広く紹介している。2021年も引き続き、新型コロナウイルスの流行により、集客を伴う事業の実施は困難であったが、各在外公館では、オンラインでの発信も活用し、多数の事業を実施した。

「日本ブランド発信事業」では、日本の国家ブランドを確立し、世界における日本のプレゼンスを強化するため、様々な分野の専門家を海外に派遣し、講演会や実演、ワークショップなどを通じて日本の経験・英知が結集された優れた文物を発信してきている。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、専門家の海外派遣は困難な状況が続いていることを踏まえ、オンライン形態による事業も取り入れながら日本の魅力を発信した。オンラインや動画配信などのツールを駆使し、引き続き日本の多様な魅力や強みの発信に努めていく。

また、2021年に開催された東京2020大会の機会を捉え、スポーツ分野での日本の存在感を一層示していくため、外務省は、「Sport for Tomorrow (SFT)」プログラムの一環として、各国での様々なスポーツ交流・スポーツ促進支援事業、国際協力機構（JICA）海外協力隊によるスポーツ指導者の派遣、文化無償資金協力を活用したスポーツ器材の供与や施設の整備を実施した。さらに、これらの取組を外務省「MofaJapan × SPORTS」と題するツイッターを通じて内外に発信した。また、東京2020大

会への参加国・地域との相互交流を図るホストタウンの取組を支援している。

次世代の親日層・知日層の構築や日本研究を通じた対日理解促進のため、外務省は、在外公館を通じて、日本への留学機会の広報や元留学生とのネットワーク作り、地方自治体などに外国青年を招へいする「JETプログラム」への協力、アジアや米国との青少年交流事業や社会人を招へいする交流事業、日本研究支援などを実施している。

海外における日本語の普及は、日本との交流の担い手を育て、対日理解を深めるとともに、諸外国との友好関係の基盤となるものである。また、2019年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、2020年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（閣議決定）が策定されるなど、日本語教育の重要性はますます高まってきている。外務省は、国際交流基金を通じて、日本語専門家の海外への派遣、海外の日本語教師に対する研修、日本語教材の開発などを行っている。また、日本における労働力不足を背景にして、2019年4月から在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されたが、就労目的での来日を希望する外国人に対する日本語教育という新たなニーズに対しても取組を行っている。

日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）などと協力し、世界の有形・無形の文化遺産の保護支援にも熱心に取り組んでいる。また、世界遺産条約や無形文化遺産保護条約などを通じ、国際的な遺産保護の枠組みの推進にも積極的に参加している（265ページ（7）参照）。

新型コロナウイルス流行下においてもオンラインなどの工夫を凝らしてこれら文化・スポーツ外交を推進し、日本の魅力を海外に発信することによって、将来の訪日観光客の増加にもつなげていく。

(2) 文化事業

各国・地域における世論形成や政策決定の基



Music Dayにおける和楽器演奏（6月21日、米国・ニューヨーク）



ゴイアス盆踊り（8月28日、ブラジル・ゴイアス州）



日本週間（10月6から23日、ガボン・リーブルビル）



そばばん大会（全国大会）（11月16日、トンガ・トンガタプ）

盤となる国民一人ひとりの対日理解を促進するとともに、日本のイメージを一層肯定的なものとするには、国際社会で日本の外交政策を円滑に実施していく上で重要である。この認識の下、外務省は、在外公館や国際交流基金を通じて多面的な日本の魅力の発信に努めている。在外公館では、管轄地域での対日理解の促進や親日層の形成を目的とした外交活動の一環として、多様な文化事業を行っている。例えば、茶道・華道・折り紙などのワークショップ、日本映画上映会、邦楽公演、武道デモンストレーション、伝統工芸品や日本の写真などの展示会、アニメ・マンガなどのポップカルチャーや日本の食文化などの生活文化も積極的に紹介するとともに、日本語スピーチコンテストや作文コンテストなどを企画・実施している。

2021年は、7月から9月にかけてエルサルバドルにおいて「オリンピック・パラリンピック月間」として東京2020大会を中心に、過去の大会も含めた情報や参加選手・競技を紹介す

る写真展を実施、またホストタウン（藤沢市）との交流促進の一環としてマスコット・キャラクターをモチーフとした絵画コンテスト及び展示会を行った。さらに大使館フェイスブックを通じて、東京2020大会に関する動画や情報を発信するとともに、現地の日本文化関連団体による文化紹介セミナーを実施したところ、事業期間中に配信した投稿への総リーチ数は68万件を超えた。

国際交流基金では、外務省・在外公館との連携の下、日本の文化や芸術を様々な形で世界各地に発信する文化芸術交流事業、日本語教育、日本研究の推進及び支援などを行っている。文化芸術交流事業としては、新型コロナの感染拡大を踏まえ、日本の舞台芸術作品を多言語で動画配信する「STAGE BEYOND BORDERS」など、基金本部・海外事務所によるオンラインでの文化発信・対話を行った。

また、2013年12月に安倍総理大臣（当時）が発表した「文化のWA（和・環・輪）プロ



国際交流基金舞台芸術作品動画配信シリーズ
「STAGE BEYOND BORDERS」
(オンライン配信中 写真提供:国際交流基金)



タイにおける日本文化紹介事業 (12月、タイ 写真提供:国際交流基金)

プロジェクト」の下、国際交流基金アジアセンターを通じた事業を、新型コロナの感染拡大を踏まえつつ、継続的に実施・調整をしている。2021年は、日本語教育のサポート及び日本文化の紹介を通じた交流事業のため、75人をタイ及びインドネシアに派遣した。文化芸術交流事業では、新型コロナの感染拡大を受けて、人の移動を伴わないオンライン等を活用した交流事業への助成や、東京国際映画祭と連携した「トークシリーズ@アジア交流ラウンジ」による日本とアジアの映画人の交流をハイブリッド形式で実施した。

日本国際漫画賞は、海外への漫画文化の普及と漫画を通じた国際文化交流に貢献する漫画家を顕彰することを目的として2007年に外務省が創設した。第15回目となる2021年は、76の国・地域から過去最多となる483作品の応募があり、オランダの作品が最優秀賞に輝いた。また、今回はアルメニア、北マケドニア、バーレーン、フィジー、ボツワナ、モルドバ及

びレバノンの7か国から初めて応募があった。

(3) 人物交流や教育・スポーツ分野での交流

外務省では、諸外国において世論形成・政策決定に大きな影響力を有する要人、各界で一定の指導的立場に就くことが期待される外国人などを日本に招き、人脈形成や対日理解促進を図る各種の招へい事業を実施している。また、教育やスポーツなどの分野でも、幅広い層での人的交流促進のために様々な取組を行っている。これらの事業は、相互理解や友好関係を増進させるだけではなく、国際社会での日本の存在感を高め、ひいては外交上の日本の国益増進の面でも大きな意義がある。

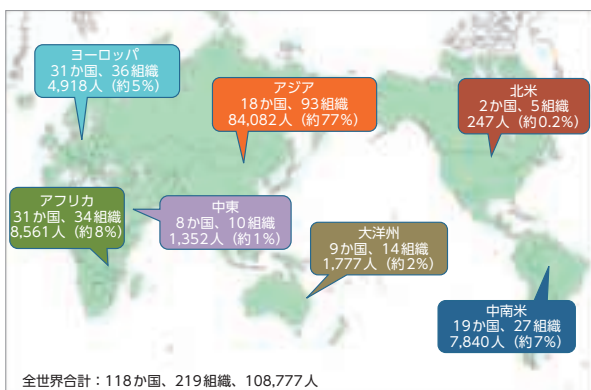
ア 留学生交流関連

外務省は、在外公館を通じ日本への留学の魅力や機会を積極的に広報するとともに国費外国人留学生受入れのための募集・選考業務、各国の「帰国留学生会」などを通じた元留学生との関係維持や親日派・知日派の育成に努めている。2021年3月、初となる帰国留学生総会がオンラインで開催され43か国から60人が参加した。同総会においては、各国の帰国留学生のベストプラクティスが共有されるとともに、懇親会を通じたネットワークの強化が図られた。

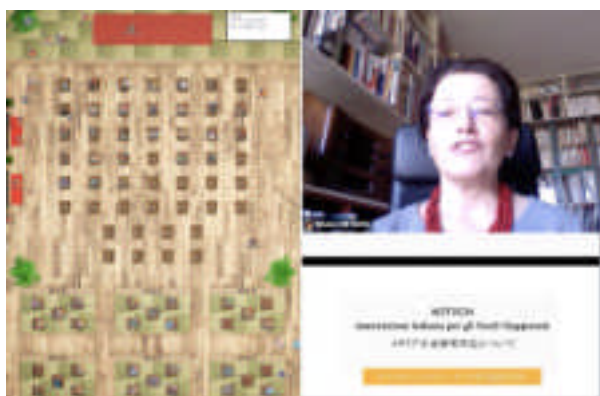
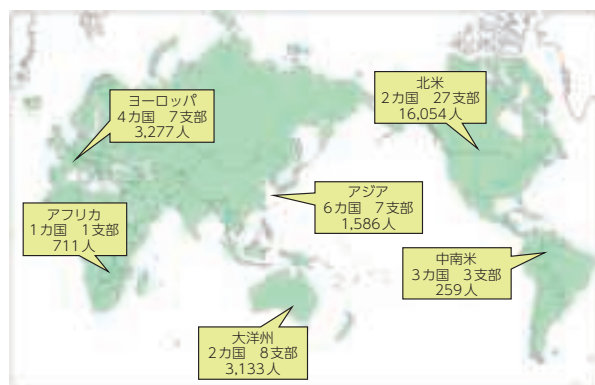
イ JETプログラム

外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る目的で1987年に開始された「JETプログラム」には、現在までに約7万人が参加し、全国に配置されてきている。このプログラムは、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の運営協力の下、地方自治体などが外国青年を自治体や学校で任用するものであり、外務省は、在外公館における募集・選考や渡日前オリエンテーション、18か国に存在する元JET参加者の会(JETAA、会員数約2万5,000人)の活動を支援している。JETAAは各国で日本を紹介する活動を行っており、数多くのJET経験者が親日派・知日派と

各地域の帰国留学生組織および会員数



元JET参加者の会 (JET Alumni Association) 支部数及び会員数



帰国留学生総会における活動報告 (オンライン)



日本へ出発前のJET参加者との歓送レセプション (11月、ジャマイカ・キングストン 写真提供：ジャマイカオブザーバー)

して各国の様々な分野で活躍するなど、JET参加者は日本にとって貴重な人的・外交的資産となっている。2021年は世界的な新型コロナウイルスの影響下ではあったが、参加予定者の一部が必要な対策をとった上で来日している。

ウ スポーツ交流

スポーツは言語を超えたコミュニケーションを可能とし、友好親善や対日理解の増進の有効な手段となる。東京2020大会の開催を前に、世界各国から日本への関心が高まる中、日本政府は、スポーツを通じた国際貢献策「Sport for Tomorrow (SFT)」を実施してきた。外務省は、2015年度から、「スポーツ外交推進事業」による選手やコーチの派遣・招へい、器材輸送支援、在外公館によるスポーツ関連レセプションなどのスポーツ交流を実施し、二国間関係の発展にも貢献している。2021年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、国際的な人の往来が制限されたため、器材輸送支援を通じた交



器材輸送支援により届けられたバドミントンラケットの寄贈式の様子 (10月、グアテマラ)

流が中心となった。これらの事業は、スポーツを活用した外交を推進し、親日派・知日派を育成することで、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するとともに、国際場裡における日本のスポーツ関係者の地位向上にもつながっている。

エ 対日理解促進交流プログラム

日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、二国間又は地域間関係の発展と日本の外交基盤拡充を念頭に、当プログラムは諸外国・地域の青年に、招へい・派遣・オンライン交流を通じて人的交流の機会を提供し、政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策といった分野における対日理解の促進を図るとともに、未来の親日派・知日派の発掘及び育成に努めている。新型コロナの影響が続く2021年は、オンライン交流プログラムを推進し上記地域の参加青年は、専門分野のウェビナー、意見交換、関連施設の視察に加え、東京2020大会のホストタウンや被災地などへのバーチャル訪問・ホームステイを含む日本文化体験などを行い、日本人とのネットワークを構築した。さらに、諸外国・地域の青年によるプログラムの学びや訪問先に関するSNSなどでの発信は、国際社会における対日理解の促進及び日本のイメージ向上に寄与している。

(4) 知的分野の交流

ア 日本研究

国際交流基金は、海外における日本の政治、経済、社会、文化などに関する様々な研究活動を複合的に支援している。国際交流基金の日本研究フェローシップ事業については、2020年は新型コロナの感染拡大により、世界各地で国際的な人の往来を伴う事業の実施を見合わせざるを得なかったが、2021年10月から水際対策に係る措置を遵守しつつ、海外の日本研究者の来日を再開しつつある。

また、21か国・地域の41か所の日本研究機関に対し、日本関係図書拡充、研究助成、オンラインなどを含むセミナー・シンポジウムの開催支援などを行ったほか、各国・地域の日本研究者や研究機関のネットワーク構築を促進するため、学会活動への支援なども行っている。

イ 知的交流

外務省は、国際交流基金を通じ、知的交流事業も実施している。具体的には、共通の国際的



日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム (JOI)
(9月28日、米国・メイビル州立大学 写真提供:国際交流基金)

課題をテーマとしたセミナー・シンポジウムを支援・共催し、海外の主要大学において現代日本に対する理解を深めるための講義などを行うプログラムに助成しているほか、米国の草の根レベルで日本の関心と理解を深めるため、日米草の根交流コーディネーター派遣 (JOI) 事業を実施するなど、様々な分野・レベルでの対話を通じて関係を強化し相互理解を深める交流事業などを企画・支援した。

ウ 日米文化教育交流会議 (CULCON:カルコン)

日米の官民の有識者が文化・教育交流・知的対話について議論するカルコンでは、その分科会の教育レビュー委員会が作成した日米間の留学生の動向に関する最終報告書が、4月、加藤良三カルコン委員長から菅総理大臣に提出された。10月には第29回日米合同会議がハイブリッド形式で開催され、人と人との交流が日米パートナーシップの重要な柱であることなどを



日米文化教育交流会議 (通称 カルコンCULCON)
(11月19日、官邸 写真提供:内閣広報室)

確認した共同声明が発出された。この共同声明は、11月、加藤委員長から岸田総理に提出された。

国際連合大学（UNU）との協力

UNUは日本に本部を置く唯一の国連機関であり、地球規模課題の研究及び人材育成を通じて国際社会に貢献しており、日本は様々な協力と支援を行ってきている。10月には沖大幹氏に代わり、白波瀬佐和子氏が国際連合大学上級副学長・国際連合事務次長補に就任した。UNUは、日本の大学や研究機関と連携し、平和、開発、環境など日本が重視する国際課題に取り組むことで、日本政府の政策発信にも貢献している。2017年以来、企業のSDGs推進を普及浸透させるための取組としてSDG企業戦略フォーラムを開催しており、同フォーラムに参加している日本企業約20社のうち、6社が「SDGsへの取組の評価が高い企業ランキング」のトップ20位にランクインするなど、同フォーラムの重要性及び貢献度は非常に高いといえる。また、大学院プログラムとして修士課程及び博士課程を開設しており、グローバルな人材育成プログラムの質の向上にも努めている。

(5) 日本語普及

日本経済のグローバル化に伴う日本企業の海外進出の増加や日本のポップカルチャーの世界的な浸透などにより、若者を中心に外国人の日本語への関心が増大している。海外において日本語の普及を一層進めることは、日本の国民や企業にとって望ましい国際環境作りにつながるものである。国際交流基金が2018年度に行った調査では、142の国・地域で約385万人が日本語を学習していることが確認された。また、同基金が実施する日本語能力試験は、2019年の受験応募者数（国内実施分を含む）は過去最多の約137万人となったが、2020年以降は新型コロナの感染拡大に伴い部分的な実施となっており、2021年の受験応募者数は約81万人に留まる状況となった。一方、これらの多くの国・地域では、多様化する日本語学習

への関心・ニーズに応える上で日本語教育人材の不足が大きな課題となっている。

外務省は、国際交流基金を通じて海外の日本語教育現場での多様なニーズに対応している。具体的には、日本語専門家の海外派遣、海外の日本語教師や外交官、公務員を対象とした研修、インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者への訪日前日本語予備教育、各国・地域の教育機関などに対する日本語教育導入などの働きかけや日本語教育活動の支援、日本語教材開発、eラーニングの運営、外国語教育の国際標準に即した「JF（国際交流基金）日本語教育スタンダード」の普及活動などを行っている。

また、日本における少子高齢化を背景とした労働力不足への対応として、2019年4月から新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始され、「外国人材の受入・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日「外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定」）に基づき、来日する外国人の日本語能力を測定する「国際交流基金日本語基礎テスト」（JFT-Basic）の実施（2021年までに、海外7か国及び日本国内において、累計受験者数は47,012人）や、その日本語能力を効果的に習得することを目的とした教材・カリキュラムの開発・普及、就労希望者に日本語教育を行う現地日本語教師の育成などの新しい取組を行っている。

(6) 文化無償資金協力

開発途上国での文化・スポーツ・高等教育振興、及び文化遺産保全に使用される資機材の購入や施設の整備を支援し、日本と開発途上国の相互理解や友好親善を深めるため、政府開発援助（ODA）の一環として文化無償資金協力を実施している。2021年は、一般文化無償資金協力2件（総額約2億1,960万円）、草の根文化無償資金協力12件（総額約9,730万円）を実施した。2021年は、一般文化無償資金協力ではテレビ番組制作機材の整備と自然・文化遺産保護施設のための展示機材の整備を実施、草

の根文化無償資金協力ではスポーツ振興と日本語普及分野での協力を重点的に実施した。

(7) 国連教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）を通じた協力

ユネスコは1951年に日本が戦後初めて加盟した国際機関である。日本は、教育、科学、文化などの分野におけるユネスコの様々な取組に積極的に参加し、1952年以降、日本は継続してユネスコ執行委員会委員国を務め、2021年11月に実施された同委員会委員国選挙でも再選された。また、日本はユネスコと協力して、開発途上国に対する教育、科学、文化面などの支援を行っている。

文化面では、世界の有形・無形の文化遺産の保護・振興及び人材育成分野での支援を柱として協力するとともに、文化遺産保護のための国際的枠組みにも積極的に参画している。1994年から継続するアンコールワット遺跡（カンボジア）修復保全支援事業、2003年から継続するバーミヤン遺跡（アフガニスタン）修復保全支援事業がその代表的な事例である。こうした事業においては、日本人の専門家が中心となって、現地の人々が将来は自らの手で遺跡を守ることができるよう人材育成を行うとともに、遺跡の保全管理計画の策定や、保存修復への支援を行ってきた。また近年、アフリカ諸国や小島嶼開発途上国に対しても、文化遺産保護と持続可能な開発の両立のための人材育成への支援を実施している。無形文化遺産保護についても、開発途上国における音楽・舞踊などの伝統芸能、伝統工芸などを次世代に継承するための事業、各国が自ら無形文化遺産を保護する能力を高めるための国内制度整備や関係者の能力強化事業に対し、支援を実施している。

また、映画監督の河瀬直美氏が日本人女性として初めてユネスコ親善大使に任命され、2021年11月にはユネスコ本部において任命式が行われた。同氏は、これまでの映画を通じた国際文化交流の経験などをいかし、文化及びクリエイティブ産業の発展とともに、同分野におけるジェンダー平等の実現に向けて活動する

ことも期待されている。

人文科学分野では、日本も議論に参加していたユネスコのAI（人工知能）の倫理に関する勧告が11月、第41回ユネスコ総会で採択された。

なお、同総会において再任されたアズレー事務局長は、非政治化のための改革及び組織改革を含むユネスコ強化に向けた「戦略的変革」を推進してきており、日本は一貫して事務局長を支持してきた。今後も引き続き、事務局長のリーダーシップの下で推進されるユネスコの活動に積極的に貢献していく。

ア 世界遺産条約

世界遺産条約は、文化遺産や自然遺産を人類全体の遺産として国際的に保護することを目的としており、日本は1992年にこの条約を締結した（2021年12月時点、締約国数は194か国）。この条約に基づく「世界遺産一覧表」に記載されたものが、いわゆる「世界遺産」である。建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」、文化と自然の両方の要素を持つ「複合遺産」に分類され、2021年12月時点、世界遺産一覧表には世界全体で1,154件が記載されている。

7月に開催された第44回世界遺産委員会拡大大会において、新たに文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」及び自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の記載が決定された結果、世界遺産一覧表に記載されている日本の世界遺産は文化遺産20件、自然遺産5件の計25件となった。11月に行われた第23回世界遺産条約締約国総会で、日本は世界遺産委員会委員国選挙に当選し、委員国に就任した。また、12月には文化審議会世界文化遺産部会が、2021年度推薦することが適切と思われる世界文化遺産の候補物件として、「佐渡島の金山」を選定すると答申したことを受け、2022年2月1日、閣議了解を経て、ユネスコに「佐渡島の金山」に関する推薦書を提出した。

イ 無形文化遺産保護条約

無形文化遺産保護条約は、伝統芸能や伝統工芸技術などの無形文化遺産について、国際的保護の体制を整えるものである（2021年12月時点、締約国数は180か国）。国内の無形文化財保護において豊富な経験を持つ日本は、この条約の運用制度改善を議論する政府間ワーキンググループ会合の議長を務め、開発途上国からの要望を取りまとめるなど議論を牽引した。現在、同条約に基づき作成されている「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」には、日本から計22件が記載されており、3月には、2022年の新規記載に向け、「風流踊」の提案書をユネスコに提出した。

ウ ユネスコ「世界の記憶」事業

ユネスコ「世界の記憶」事業は、貴重な歴史的資料などの保護とアクセス、関心の向上を目的に1992年に創設された。このうち、国際登録事業においては、2021年12月時点、429件が登録されている。

従来の制度では、加盟国が登録の検討に関与

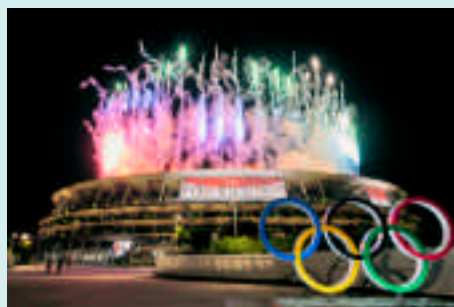
できる仕組みとなっておらず、また登録申請案件について、関係国間での見解の相違が明らかであるにもかかわらず、一方の国の主張のみに基づき申請・登録がなされ政治的対立を生むことは、ユネスコの設立趣旨である加盟国間の友好と相互理解の推進に反するものとなることから、2017年以降新規申請を凍結した上で同事業の包括的な制度改善が進められてきた。その結果、2021年4月のユネスコ執行委員会で新しい制度が承認された。新制度では、登録申請は加盟国政府を通じ提出することとなったほか、当事国からの異議申し立て制度を新設し、加盟国間で対立する案件については当事国間で対話を行い帰結するまで登録を進めないこととなった。制度改善が完了したことを受け、7月に新規の申請募集が再開された。日本からは11月、「浄土宗大本山増上寺三大蔵」（申請者：浄土宗、大本山増上寺）と「智証大師円珍関係文書典籍—日本・中国の文化交流史—」（申請者：園城寺、東京国立博物館）の2件の申請書をユネスコに提出した。

特集

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

—世界の人々の団結を象徴する大会—

2021年7月23日から8月8日まで2020年東京オリンピック競技大会が、8月24日から9月5日まで2020年東京パラリンピック競技大会が開催されました。2020年春、世界各地で新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が急拡大したことから、同年3月24日に安倍総理大臣とバハハ国際オリンピック委員会（IOC）会長との電話会談で大会の延期が合意され、その後のIOC理事会で正式に延期が決定されました。その後も新型コロナは収束せず、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の開催をめぐることは、開会直前に至るまで国内外で様々な意見がありました。東京2020大会関係者は、世界が新型コロナという大きな困難に直面する時だからこそ、世界が団結し、人類の努力と叡智^{えいせい}によって、難局を乗り越えていけることを日本から世界に発信したいとの強い思いを持ち、新型コロナの流行下で初の大規模国際スポーツ大会として、東京2020大会が開催されました。大会中は、各国選手の活躍に世界が熱中し、また、日本の優れた大会運営や、ボランティアを始めとする日本国民の協力によって大会が無事終了したことを評価する多くの声が聞かれました。大会期間中には、新型コロナの流行下にもかかわらず14か国・2国際機関から計18名の首脳級要人などが来日し、菅総理大臣を始めとする日本側要人と会談を行い、東京大会は外交の舞台ともなりました。



東京オリンピック競技大会開会式（7月23日、東京
写真提供：（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

■ 東京2020大会開催に関する国際社会からの主な評価

1 トルドー・カナダ首相

「世界的な新型コロナのパンデミックによるかつてない困難にもかかわらず成功裡^りの大会を開催した日本人々に感謝したい。」（8月9日、オリンピック閉幕に関する声明）

2 ケネディ元駐日米国大使

「五輪を開催するには最適の場所だったし、日本がとてもよくやっていて嬉しい。（中略）日本はとても素晴らしい仕事をした。」（8月2日、米国NBCテレビ「TODAY」インタビュー）

3 ロングボトム駐日英国大使

「コロナ禍でも、スポーツの持つ力を確認できた。（中略）日本が東京大会を開催してくれたことは世界に希望の光を与えてくれた。」（出典：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局作成動画「大会を契機とした取組とレガシー～TOKYO 2020～」）

4 英国ガーディアン紙

「東京の人々の配慮と親切は、この過酷な時代に必要なものを示す教訓だ。」（8月6日付電子版）

5 AP通信

「パラリンピックは、障がい者に対する国民認識を高め、利用しやすい公共空間を提供するなど、オリンピックよりも具体的なレガシーを日本に残すかもしれない。」（9月5日付電子版）

ここで紹介した評価はごく一部であり、この他にも各国首脳から総理へ大会開催に対する感謝状が送付されたほか、各国の市民からも在外公館に対して日本に対する感謝を表す多くのメッセージが寄せられました。このように、東京2020大会は、人類が大きな困難に立ち向かう中、世界の人々の団結を象徴する大会となりました。



英国市民から在英日本国大使館に寄せられた大会開催への感謝の手紙

コラム

日本の新たな世界遺産

—自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」と文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」—

ユニークな生き物が数多く生息する、南の島々。
豊かな自然の恩恵を受けた、北国の縄文遺跡群。

時間も場所もかけ離れたこの二つのスポットが、時を同じくして世界中の注目を浴びることとなりました。2021年7月、新たな世界遺産に登録されたのです。1年に2件の世界遺産が登録されるのは、日本では2011年以来10年ぶりのことでした。

日本は、1992年に世界遺産条約を締結してから、世界の国々や組織、そして日本の地域住民の方々と共に、日本を含む世界各国の文化遺産や自然遺産を人類全体の遺産として国際的に保護することに尽力してきました。

本コラムでは、日本の長年の努力が実を結び、世界遺産に登録されたこれら二つの貴重な遺産について紹介したいと思います。

一つ目は、自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」です。約1,200万年前から約200万年前に大陸から分離したこの4島では、海を渡ることができない陸上の生物たちが、独自の進化を遂げてきました。アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナなど、ここでしか出会うことのできない生物である「固有種」が数多く生息しているのはそのためです。様々な固有種や絶滅危惧種が生息する4島は、地球上の生物多様性を守るためにもかけがえのない場所であり、その価値が認められました。

二つ目は、文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」です。北海道、青森県、岩手県、秋田県に点在する17の遺跡で構成されています。縄文時代の紀元前1万3,000年頃から紀元前400年頃まで、この地に住んだ人々は、採集・漁労・狩猟による定住生活を営みつつ、祖先や自然を敬い、豊穰への祈りを捧げるなど祭祀・儀礼を通じた、細やかで複雑な精神文化を発達させていきました。1万年以上もの長い間、農耕に移行することなく定住社会が続いたというのは世界的に珍しいことで、今なお残る遺跡群はその貴重な証拠であると評価されたのです。

この二つの資産は、北は北海道、南は沖縄と、南北に長い日本列島の端と端に位置しており、日本がいかにか多彩で豊かな自然・文化を有しているかを世界へ発信する素晴らしい機会となりました。

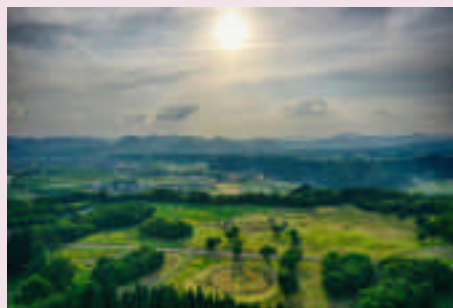
世界遺産登録までに求められるハードルは決して低くありませんが、それを一致団結して乗り越えてこられた地域住民の方々、地元自治体といった関係者の皆様に、改めて敬意を表したいと思います。

一方で、世界遺産の登録は、決してゴールではありません。むしろ登録されることで、保全管理に更に厳しい目が向けられることとなります。世界遺産委員会では世界遺産とは、「世界の素晴らしい遺産」であると同時に、「世界みんなで守るべき遺産」でもあり、そのバトンを次の世代へつないでいくためには、国民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。

今年（2021年）生まれた新たな世界遺産が、多くの人に愛され、次世代に受け継がれていくことを願っています。



ヤンバルクイナ（写真提供：環境省）



大湯環状列石
(秋田県鹿角市 写真提供：JOMON ARCHIVES)

特集

東日本大震災から10年を迎えて

10年前の2011年3月11日、日本は未曾有の災害に見舞われた。東日本大震災では、地震や津波により2万人以上の犠牲者が発生し、東京電力福島第一原子力発電所(以下「東京電力福島第一原発」という。)の事故処理は現在も続いている。

震災の発生直後から、日本は世界各地から数えきれないほどの支援と励ましをいただいた。多くの国や地域から支援物資や義援金が寄せられただけでなく、行方不明者の捜索や被災者の支援のために世界中の人々が被災地に駆けつけ、多くの日本人が世界各国・地域との強い「絆」を感じた。

震災から10年が過ぎ、まだ避難生活を送る住民の方々がおり、復興に向けた課題は残っている。しかし、復興に向けた支援を通じ、被災地は着実に前に進んでおり、世界との結びつきがこれまで以上に強くなっている。

例えば、東京電力福島第一原発事故後に55か国・地域が導入した日本産食品に対する輸入規制は、2021年末までに41か国・地域において撤廃され、福島県の農林水産物の輸出量は、2017年に震災前の水準を回復して以来、3年連続で過去最多を更新している(日本産食品に対する各国の輸入規制状況詳細は244ページ 第3章3節4(3)参照)。震災後10年を経てもなお日本産食品の輸入を規制する国や地域があることは大変

残念であり、外務省は、こうした国や地域に対して、科学的根拠に基づく早期の規制撤廃を働きかけるとともに、農林水産物の輸出拡大に向けて取り組んでいる。

また、水素エネルギーや再生可能エネルギーの研究開発拠点である福島水素エネルギー研究フィールドを始めとして、福島県における国際的な知的交流やビジネスの拠点、そしてイノベーションの源泉となるべき拠点の整備も進んでいる。

さらに、日本は、東日本大震災を通じて得た教訓を活かし、震災前から重視してきた防災に関する国際協力をこの10年の間に一層強化してきた。2015年には仙台で第3回国連防災世界会議¹を開催し、「より良い復興(Build back better)」という、国際社会が共通して取り組むべき考え方を提唱し、持続可能な開発目標(SDGs)に防災の視点を盛り込むことに貢献した。また、同年に「世界津波の日」を国連総会で決定することを主導し、国際的な防災教育の普及に向けて努力を続けている。近年、気候変動に伴う異常気象が頻発するなど、自然災害はより激しさを増しており、日本は、防災を通じた国際協力のより一層の強化に取り組んでいる。

以下では、震災から10年の節目を迎えた2021年に、外務省が行った様々な取組について紹介する。

1 外務大臣談話の発出と世界各国・地域における記念行事の開催

震災から10年の節目を迎えた3月11日、被災地の着実な復興の様子を伝えつつ、世界各国・地域に謝意を表明するため、外務大臣談話を発出した²。また、2021年は、震災直後から今日に

至るまで温かい支援と励ましを寄せていただいた国や地域において、震災後10年の節目を捉えた記念行事を開催した(270、271、272ページ コラム参照)。

1 第3回国連防災世界会議：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001128.html

2 外務大臣談話：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1_000938.html



世界各地へ感謝と友情のメッセージを伝える記念行事 ～まさかの時の友こそ真の友～

① 在米国公館からの活動紹介

3月、全在米公館は一丸となって、東日本大震災からの復興・復旧に大きな支援をしてくれた米国に感謝を表明する一連の事業を行いました。

共通のキャッチフレーズは「Unshakable Friendship(揺るぎない友情)」。このキャッチフレーズは多くの共感を呼び、米国政府機関や著名団体、一般市民に広く使用されました。被災地の方々や大使館員が寄せた感謝のビデオメッセージは合計約200万回再生され、広く拡散されました*1。また10年の節目となる3月11日には、米紙ニューヨーク・タイムズの全面広告に米国の「トモダチ作戦」を始めとする支援への感謝メッセージを掲載しました。

さらに在米国日本大使館は、震災から10年の節目に改めて米国への感謝を示すため、地元アーティストと協力して桜のオブジェを制作し、同オブジェは、3月、毎年春に開催される全米桜祭りに合わせてワシントンDC市内に設置されました。同オブジェは展示終了後に日本と関わりの深い大学などに寄贈され、日本の感謝と日米友好のシンボルとして多くの市民に親しまれています。

一連の事業は、新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン中心となりましたが、困難な時期だからこそ、「まさかの時の友こそ真の友」を体現する日米の友情が多くの人の心に響きました。



共通キャッチフレーズのロゴ



米国への感謝の気持ちを表した大使館員によるSNS投稿（在米国日本大使館Instagramより）



津波の犠牲になったテイラー・アンダーソンさんの母校であるバージニア州ランドルフ・メイコン大学への「桜のオブジェ」寄贈式典に富田駐米大使（写真左から2番目）らが出席している様子。テイラーさんは、宮城県石巻市の学校で指導助手をしていました。

*1 「Unshakable Friendship」の事業については以下参照
<https://www.us.emb-japan.go.jp/jicc/events/unshakable-friendship.html>



COLUMN

世界各地へ感謝と友情のメッセージを伝える記念行事
～まさかの時の友こそ真の友～

② 在オーストラリア日本国大使館からの活動紹介

日本人であれば誰もが鮮明に覚えているあの日から10年が経ちました。震災後の日本は、世界の多くの国からの支援に恵まれました。中でもオーストラリアは、当時のギラード首相による震災直後の東北訪問に始まり、国防軍による食料や高圧放水ポンプの輸送、警察・消防・救急隊による捜索救助などに極めて迅速に従事してくれました。緊急支援だけではなく、震災で親御さんを亡くした中学生及び高校生をオーストラリアに招待して一般家庭にホームステイさせてくれる取組は2012年から始まり、毎年続けました(2022年3月現在、新型コロナの影響により、一時中断)。

4月、日本として感謝の念を伝えるため、在オーストラリア日本国大使館は、約200名の緊急支援に従事した救援隊やホストファミリーなどの復興支援関係者を大使公邸にお招きしました。ギラード元首相からいただいたビデオメッセージには、ご自身の目で見た被災地の方々の自制と強靱^{じん}さが強調されていました。オーストラリアでホームステイした方々(参加当時は高校生)からは、震災後の数年間の記憶が無いと淡々と述懐しながらホストファミリーへの感謝が丁寧に述べられました。招待した方々には被災地の食材や東北の銘酒を召し上がっていただきました。オーストラリアでは現在、日本産食品の輸入規制措置は一切とられていません。震災直後、そしてその後の継続した支援は、両国の相互理解と信頼の成熟を物語っています。「私たちはオーストラリアが日本のためにしてくれたことを決して忘れません。」レセプションの冒頭挨拶で山上大使から繰り返しお伝えしました。



ギラード首相の南三陸町訪問 (2011年4月)
(写真提供: 南三陸町)

2 在外公館などを活用した取組 (被災地を含む日本の地域の魅力発信、製品の輸出促進、観光促進などの支援)

外務省は、在外公館などを活用しつつ、日本産食品の輸入規制撤廃の働きかけや、被災地を含む日本の地域の魅力発信、製品の輸出促進、観光促進などを支援する取組を実施している。2021年は、中国でオンラインを中心に実施した「地域の魅力海外発信支援事業」(2021年12月から2022年2月)や、ベトナムの在ホーチミン日本国総領事館が福島県などと協力して対面で実施したレセプション(2021年1月)において、福島県を含む日本の地域の魅力や特徴を現地に紹介した。在ホーチミン日本国総領事館によるイベントのブースでは、福島県産の日本酒やウイスキーを提供し、来場者から好評を得た。



福島県産日本酒・ウイスキー試飲ブース
(写真左中央は渡邊駐ホーチミン総領事)
(1月29日、在ホーチミン日本国総領事公邸)

世界各地へ感謝と友情のメッセージを伝える記念行事 ～まさかの時の友こそ真の友～

③ 公益財団法人日本台湾交流協会からの活動紹介

東日本大震災の際、隣人・台湾からは、200億円を超える義援金や温かい励ましが寄せられました。

日本台湾交流協会では、震災から10年の節目に改めて感謝の気持ちを伝えるため、3月に台北市内で12日間の「東北友情特別展」を行い、^{さいえいびん}蔡英文総統を含む約2万人もの人が来場しました。開幕式には、当時いち早く被災地に入り救助活動を行った消防隊員が出席し、被災地にエールを送りました。

会場には、震災翌日から手書きの壁新聞で情報を伝えた「石巻日日新聞」のパネル、東北の復興の様子を収めた写真、日本の多数の漫画家による感謝の色紙などが展示されました。「誰もが逃げ出す中、がれきだらけの街にやってきて一人ひとりに支援物資を配ってくれた台湾のボランティアの手の温もりを、忘れない」と涙ぐむ被災地の方のビデオメッセージを、訪れた人たちは真剣なまなざしで見つめていました。

この10年間、日本と台湾は自然災害などが発生する度に助け合ってきました。善意の循環による日台の友情の深まりを確かめ合うことのできた、心温まる12日間でした。



「東北友情特別展」(3月、台北)

また、戦略的対外発信拠点であるジャパン・ハウス ロンドンは、福島県や在英国福島県人会の協力により、特大の赤べこ(会津の民芸玩具)を館

内で展示するとともに、赤べこのショップでの販売やウェブサイトでの紹介などを行い、好評を博した(2021年3月)。

3 海外メディアに対する取材協力 (日本産食品の安全性や復興状況に関する正確な情報発信)

外務省は、海外メディアに対する取材協力を通じ、日本産食品の安全性や復興状況に関する正確な情報の発信に努めている。

2021年は、外務省の取材協力により、ユーロ・ニュース(欧州のニュース専門放送局)が東京電力福島第一原発事故後の安全・安心に向けた取組(除染の進捗、ALPS処理水³を含む廃炉の取組、IAEAの評価など)や地元経済の復興に向けた取組に焦点を当てつつ新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)が流行する中であっ



在京外国メディア関係者向けプレス・ツアー
(11月1から2日、東京電力福島第一原発の視察)

ても復興に向けた努力をひたむきに継続する福島の姿を紹介する特集番組を制作し、全13言語で放映・配信された。また、震災直後に救援隊を派遣した国や地域のメディアによる受入自治体関係者などへの取材にも協力した。

さらに外務省は、在京外国メディア向けプレスツアー事業や説明会、海外メディアの記者やテレビ番組制作チームの招へいを通じて、東京電力

福島第一原発の現況、廃炉作業、ALPS処理水の処分に係わる取組、日本産食品の安全性や被災地の復興状況などについての最新の情報提供や取材協力を実施している。2021年は、トルコ国営放送による震災10年関連の取材に協力したほか、韓国の報道機関関係者約60人を対象とし、復興の進捗状況などに関するオンライン・ブリーフィングなどを実施した。

3 ALPS(多核種除去設備(Advanced Liquid Processing System))などにより、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。

4 こおりやま広域圏視察ツアー（駐日外交団の福島訪問）

外務省は、11月に福島県郡山市と共催で、駐日外交団を対象とした「こおりやま広域圏視察ツアー」を実施した。13か国の駐日外交団が参加し、震災から10年となる福島県の復興の姿を、食や農業の現場を通じて感じ、また最先端医療技術の集積地としてのこおりやま広域圏の魅力に触れ、

市民と交流しながら現在の福島県についての理解を深めた。駐日外交団一行を福島県で歓迎した上杉謙太郎外務大臣政務官は、今回のツアーでの経験を母国や世界に向けて積極的に発信いただきたい、今回のツアー参加者を通じて、福島の魅力が広く世界に伝わることを願うと述べた。



福島県内のいちご農園を訪れた参加者
(11月26日、須賀川市)



福島県視察ツアー参加者と挨拶を交わす上杉外務大臣政務官
(11月25日、郡山市)

5 広報動画の制作（被災地の状況や日本政府の取組などに関する正確な情報発信）

外務省は、被災地の状況や日本政府の取組などに関する正確な情報を世界に発信することによって、国際社会において震災や復興の状況などが正しく理解され、風評被害の解消や日本のイメージの回復・向上につながるよう努めている。2021年には、被災地に支援を行った各国・地域

の人々と支援を受けた被災地の人々が、当時やその後の交流を振り返りつつ、復興に向かって歩み続ける東北を紹介する動画や、復興が進む福島の現在の姿を、自然や食、文化、地場産業に代表される豊かな観光資源と共に紹介する動画を制作・配信した。また、東京電力福島第一原発の廃炉の

取組の進捗について、日本によるALPS処理水の処分が国際慣行に沿ったものであり、安全で実現可能であることを、グロッシェー国際原子力機関（IAEA）事務局長や専門家のインタビューを通じて発信する動画を制作・配信した（7月）。

2021年7月から9月に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、「復興オリンピック・パラリンピック」と位置付けられた。外務省は、インフルエンサーを起用してホストタウンの魅力を発信する動画の制作などを通じ、「復興ありがとうホストタウン」の交流や魅力について海外への発信を行った。



福島安全・再生の歩み（2021年10月22日YouTubeで公開）
<https://www.youtube.com/watch?v=OHapAHuvo3M> 【日本語版】



6 原子力安全分野における国際社会との協力強化

11月、IAEAは、東京電力福島第一原発事故発生から10年の機会を捉え、専門家会議（ハイブリッド形式）をウィーンにおいて5日間にわたって開催した。

この会議は、震災後10年の間に、各国や国際機関がとった行動の教訓・経験を振り返り、今後の原子力安全の更なる強化に向けた道筋を確認することを目的として行われ、各国の規制当局、電力事業者、原子力専門家、有識者などの参加を得て、活発な意見交換が行われた。

グロッシェーIAEA事務局長の開会挨拶に続き、引原在ウィーン代表部大使が挨拶し、原子力安全の強化の重要性を述べつつ、日本における原子力安全の取組の状況を紹介した上で、日本は、原子力安全のための取組を継続していくとともに、IAEAと協力しつつ世界の原子力安全の強化に貢献していくと述べた。

本専門家会議のALPS処理水に関する特別セッションでは、萩生田光一経済産業大臣がビデオメッセージを寄せ、東京電力福島第一原発のALPS処理水の処分に関する基本方針について説明するとともに、IAEAからALPS処理水の安全性についてレビューを受け、その結果を幅広く発信していくと述べた。

その他、経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）は、3月に「福島第一原子力発電所事故から10年 進展と教訓、課題」と題した報告書を公表し、東京電力福島第一原発事故以降に国際社会とOECD/NEAが取り組んできた活動の紹介や、国際協力プログラムの将来的な活動の提案を行った。

第4章

国民と共にある外交

第1節	世界とのつながりを深める日本社会と日本人	276
第2節	海外における日本人への支援	291
第3節	国民の支持を得て進める外交	302

第1節

世界とのつながりを深める 日本社会と日本人

1 日本の成長と外国人材の受入れ

(1) 成長戦略とビザ（査証）制度

日本政府は、「観光先進国」への新たな国造りに向けて、2016年3月末、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、訪日外国人数については、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人という新たな目標を設定した。このビジョンでは、潜在的に観光客誘致の大きな市場である20か国・地域の中で、訪日に際してビザの取得が必要な中国、ロシア、インド、フィリピン及びベトナムの5か国に対し戦略的にビザ緩和を実施していくことが示された。これらを踏まえ、外務省はこれまで、人的交流の促進や二国間関係の強化などの観点から、各国との間で、申請書類の簡素化や発給対象者の拡大を含むビザ緩和を実施してきた。しかしながら、2021年の訪日外国人数は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大防止を目的として、日本と諸外国双方がとった水際対策措置の強化の影響などを受けて減少し、約25万人にとどまった。ビザ緩和は、人的交流の促進や日本経済の成長に一定の効果を与えることが見込まれるところ、国内外における新型コロナの状況を見極めつつ、今後も一層の取組を進めることが期待されている。

一方、犯罪者や不法就労を目的とする者、又は人身取引の被害者となり得る者などの入国を

未然に防止するため、水際対策の一環としてのビザ審査の厳格化も重要な課題である。外務省としては、「世界一安全な日本」を維持しつつ訪日外国人を増やすとともに、富裕層、リピーター及び若年層の誘客など、質量両面で観光立国に貢献していくことを目指し、二国間関係、外交上の意義などを総合的に勘案し、水際対策措置とのバランスを考慮しつつ、今後もビザの緩和を検討していく。

(2) 外国人材の受入れ・社会統合をめぐる取組

日本国内で少子高齢化や人口減少が進行しつつある中、中小・小規模事業者を始めとする各事業者の深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく特定技能制度が2019年4月に創設された。外務省は、法務省、厚生労働省及び警察庁と共に同制度の制度関係機関として、送出国との情報連携の枠組みなどを定める協力覚書の作成や同覚書に基づく二国間協議に参画しているほか、主要送出国の現地語による広報を行っている。

さらに、新たな外国人材の受入れ及び日本で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備については、政府一体となって総合的な検討を行うため外国人材の受入れ・共生に関する閣僚会議が設置されており、6月に「外国人

の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」が決定された。また、外務省では、「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム」を毎年開催しており、受入れに係る具体的課題や取組について国民参加型の議論の活性化に努めており、2022年3月、外務省と国際移住機関（IOM）の共催で同フォーラムを開催した。

2 国際社会で活躍する日本人

(1) 国際機関で活躍する日本人

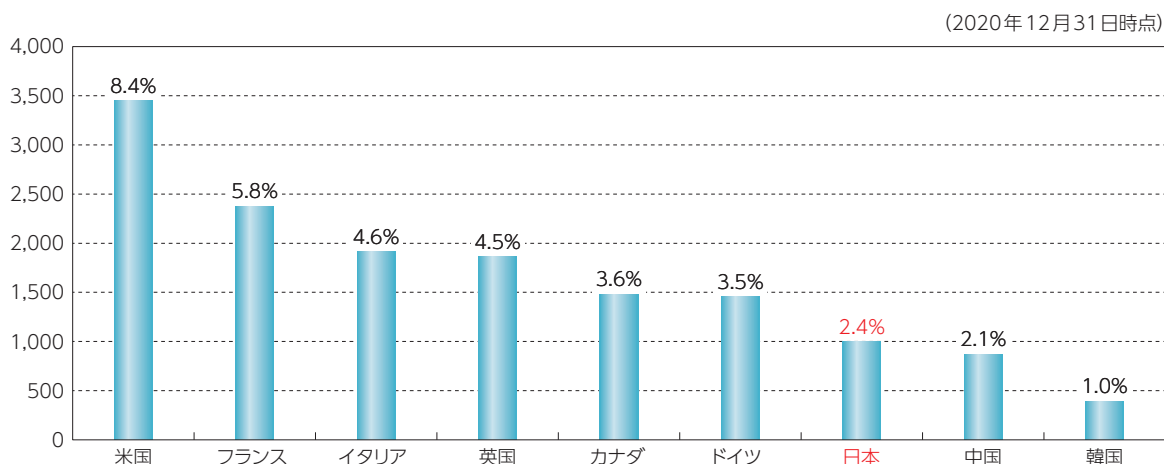
国際機関は、国際社会共通の利益のために設立された組織である。世界中の人々が平和に暮らし、繁栄を享受できる環境作りのために、様々な国籍の職員が集まり、それぞれの能力や特性をいかして活動している。新型コロナの世界的流行を始め、環境、気候変動、持続可能な開発、軍縮・不拡散、紛争予防・平和構築、食糧、エネルギー、防災、教育、労働、人権・人道、ジェンダーの平等など、それぞれの国が一国では解決することのできない地球規模の課題に対応するため、多くの国際機関が活動している。

国際機関が業務を円滑に遂行し、国際社会から期待される役割を十分に果たしていくために

は、専門知識を有し、世界全体の利益に貢献する能力と情熱を兼ね備えた優秀な人材が必要である。日本は、これら国際機関の加盟国として政策的貢献を行うほか、分担金や拠出金を拠出しているが、日本人職員の活躍も広い意味での日本の貢献と言える。また、より多くの優秀な日本人が国際機関で活躍することによって、国際社会における日本のプレゼンスが顔の見える形で一層強化されることが期待される。各日本人職員が担当する分野や事項、また、赴任地も様々であるが、国際社会が直面する諸課題の解決という目標は共通している（278、280ページコラム参照）。さらに、国際機関において職務経験を積み、世界を舞台に活躍できる人材が増加することは、日本の人的資源を豊かにすることにもつながり、日本の発展にも寄与する。

現在、国連（UN）を含む国際機関の要職で日本人が貢献している。8月に目時政彦氏がトップに選出された国連専門機関の万国郵便連合（UPU）を始め、世界税関機構（WCO）やアジア開発銀行（ADB）など多くの国際機関において、日本人が組織の長として活躍している（281ページ 特集参照）。さらに、日本は、長年にわたり、国際司法裁判所（ICJ）、国際海洋法裁判所（ITLOS）、国際刑事裁判所（ICC）といった国際裁判所に日本人判事を輩出してい

国連機関の国別職員数（国連調べ、専門職以上）



(注1) 本表は、任期1年以上の国際専門職以上の職員数
(注2) %は職員総数（41,270）に占める割合を示す。
(注3) 外務省調べとは算出方法が異なる。

出典：国連資料（CEB/2021/HLCM/HR/4）

る。グローバルな課題に取り組む上での国際機関の重要性を踏まえれば、日本と国際機関の連携強化につながる国際機関の長を含む要職の獲得は重要な課題である。一方、国際機関の長を含む要職は、一朝一夕に獲得できるものではなく、長期的視野に立ち、ふさわしい人材を育成し、きめ細かい対応をしていく必要がある。

現在、918人（2020年末時点、外務省調べ）の日本人が専門職以上の職員として世界各国にある国連関係機関で活躍しており、過去最多となった。日本人職員の更なる増加を目指し、日本政府は2025年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする目標を掲げており、その達成に向けて、外務省は、関係府省庁、大学や団体などと連携しつつ、世界を舞台に活躍・貢献できる人材の発掘・育成・支援を積極的に実施している。その取組の一環として、国際機関の正規職員を志望する若手の日本人を原則2年間、国際機関に職員として派遣し、派遣後の正規採用を目指すジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）の派遣制度（320ページ 資料編参照）や、将来の幹部

候補となり得る日本人に中堅以上の職務経験を提供し昇進を支援するための派遣制度を設けている。これらを通じて日本人職員を増やしていくことに加え、日本人職員の一層の採用・昇進に向けた国際機関との協議や情報収集にも取り組んでいる。

国際機関勤務を志望する日本人に対しては、国際機関人事センターのホームページやメールリングリスト、ソーシャルメディア（フェイスブック、ツイッター、リンクトインなど）、動画配信などを通じて国際機関の空席情報などの有用な情報を随時提供しているほか、応募に関する支援にも力を入れている。国際機関で働く魅力や就職方法を説明するセミナーのほか、国際機関の幹部職員や人事担当者が就職説明会をオンラインで実施するなど、広報に努めている。

外務省は、地球規模課題の解決に貢献できる高い志と熱意を持った優秀な日本人が一人でも多く国際機関で活躍できるよう、日本人職員の増加及び昇進支援に今後もより積極的に取り組んでいく。

コラム

国連の舞台を支えてきた日本人の声

国連機関で働く醍醐味 ―フィールドで働く大切さ―

国連教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）人事部長 小川和美

2015年の中央アフリカ共和国選挙前、国連平和維持活動MINUSCA^{*1}は暴力の脅威を懸念していました。なにしろ、その6週間ほど前にクーデター未遂事件があり、国連職員の大半は数週間にわたって宿泊施設に閉じこもり、残りの職員は装甲車で本部まで移動し、ヘルメットと防弾チョッキを常に横に置いていなければならなかったのですから。各政党の党首は、自分たちが暫定政府の後を継ぐことになると考えていたので、誰か一人でも負けるかもしれないと思えば、簡単にプロセスを不安定化させるだろうと懸念していたのです。

そこで、私が次長を務めていた政務局では、選挙における暴力の可能性を軽減するために、民主主義のプロセスや選挙運動のテクニックに関するセミナーを開催したり、政党の代表の行動規範を作成したりしました。また、政党の参加を促すために、マスコミ報道のアレンジも行いました。行動規範の公開



国連軍事監視団のマーティン・オカガ大尉と（筆者左 中央アフリカ共和国）

調印式も行いました。そして、MINUSCAの軍、警察、文民部門が力を合わせて、一度も重大な事件なしに選挙を実施することができたのです。

私がMINUSCAに赴任したのは、1994年に国連競争試験(National Competitive Recruitment Exam)を経て国連で働き始めて以来、12回目の赴任であり、6か国目の居住地となりました。私はそれまで、政治、人事、人権、広報、開発の分野で働く機会を得てきていました。

MINUSCAでの勤務の後、2019年からユネスコの人事部長として、最近、国連でのキャリアを成功させるための最適なプロフィールについて、頻りにアドバイスを求められるようになりました。国連で働く同僚なら、明確な答えが一つもないことはご存じでしょう。しかし、私の考えでは、おそらく最も重要な経験は、本部とフィールドの両方で働くことです。ニューヨークやジュネーブ、パリ、バンコクなどで働き始めた多くの職員は、定年までそこに留まり、国連が奉仕すべき受益者のもとで生活することなく、キャリアを終えています。多様性が重視される国連ですが、有効な仕事をするためには、共有できる目的を基に一致団結した活動を促す能力は大変重要な資質です。

私たち日本人は、国連のような組織で働くことに特に向いているのではないのでしょうか。入学当初から学校などで、共通の文化を持ち、共通のアプローチで問題に取り組むことの大切さを教わります。これは、多様性が重視される一方で、私たちの仕事に影響を及ぼすためには目的の一致が必要とされる国連において、重要な考え方です。また、私たちは、財政的にもプログラムのにも国際社会に積極的に貢献している加盟国の国民であるという幸運にも恵まれています。

このような幸運な立場にある私にとって、英語だけでなくフランス語でも仕事ができることは、より多くの機会を与えてくれる不可欠な能力の一つです。言語能力は重要であり、特に上級職になればなるほど、国連職員はより幅広いポジションで物事を考える柔軟性を身につけます。パリに本部を置くユネスコでは、管理職は少なくとも最低限のフランス語の理解力があることが前提となっています。日本人であること、そして国連の他の言語で仕事ができることは、私たち自身のキャリアにとってだけでなく、スタッフの多様性を常に求めるユネスコにとっても有益なことなのです。

この27年間はあっという間でした。難しい仕事もあれば、そうでない仕事もありました。しかし、私が国連で働き始めてからずっと変わらないことが一つあります。それは、これほど多くのチャレンジをもたらし、これほど多くの機会を与えてくれる仕事は他にないということです。その中でも、最も達成感があり、そしてキャリア形成にも役立った経験の多くは、冒頭のMINUSCAでの仕事のような、現場に軸を置いた様々な体験であったと思います。



MINUSCA 政務局のメンバーたちと
(筆者前列中央 中央アフリカ共和国)

※1 MINUSCA : United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in the Central African Republic (国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション)

コラム

国連の舞台を支えてきた日本人の声

「現場第一主義」を基本に —UNHCRの緊急援助活動とサポート体制—

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）緊急事態・保安・供給局長 下澤祥子

私は1991年に外務省国際機関人事センターのJPO派遣制度によって国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）メキシコ事務所に派遣されて以来、高等弁務官官房、モスクワ事務所、カブール事務所、中東北アフリカ局、イラク事務所、ブダペスト・グローバルサービス・センターなどに勤務してきました。2020年からジュネーブ本部で緊急事態・保安・供給局長を務めています。

UNHCRは国連人道機関として、現在8,240万人にのぼる難民と強制避難民を保護し、彼らが持続可能な解決を見出せるまで支援を行っています。世界における難民の数は増加の一途を辿っている中、私の主要な任務は、UNHCRの緊急対応を監督し、救援物資を含む物資供給のあらゆる側面においてサポートを行い、全世界のUNHCR職員、特に遠隔地や高リスクの現場に配置されている職員の安全を確保することです。

実効性と予測性を重視するUNHCRの緊急対応体制は、緒方貞子難民高等弁務官によって1990年代初頭に構築されました。それ以来、今日では訓練を受けた約150人のスタッフが72時間以内に出動できるよう常時待機するロースター制度を始め、強固な緊急対応メカニズムが維持されています。

2021年だけでもスーダン、エチオピア、アフガニスタン、コロンビアなどで発生した人道危機に300人近いこれらのスタッフが派遣されました。注目されるのは、この緊急派遣ロースター制度への登録は任意であるにもかかわらず、活動に加わる意欲のある世界中の職員から毎年、圧倒的な数の登録申し込みが寄せられることです。多くの職員のこのような意識と覚悟があるからこそ、我々は新たな人道的危機にも迅速に対応し、支援活動を続けることができると考えます。

現場を視察すると、非常に困難な治安・衛生状況下でUNHCRの緊急対応チームが懸命に働き、献身的に活動しているのを目の当たりにします。そうした中、私に与えられた任務は、要員の訓練と配備を迅速に行い、彼らが現地に到着した後にできるだけ効率的かつ安全に活動できるようサポートすることです。

中核となる救援物資は世界7か所の拠点に戦略的に備蓄されており、常時60万人に対応できる物量を有しています。2021年にはアフガニスタン、イエメン、スーダンなどへこれら物資が緊急空輸され、避難民への重要なライフラインとなりました。

今日、世界的に環境問題への意識が高まる中、私たちも人道支援をより持続可能で環境にやさしくする方法を模索し始めています。UNHCRは多年度戦略の一環として、現在使用している支援物資を、温室効果ガスの排出量削減が実行できる、より環境にやさしいものに段階的に置換していく計画をたてています。この新しい方針にもとづき、将来のUNHCRの緊急対応も、より環境に配慮したものとしていくことが期待されます。

UNHCRでの現場勤務は非常にやり甲斐のある仕事でした。難民との関わりの中で、避難を強制される民衆の辛苦やその破滅的な結末に向き合わなければならなかったことは多々あります。他方、そのような困難を克服し、ゼロから新しい生活を再建しようとする難民の強い回復力も何度も目の当たりにしました。UNHCRの職員の大半がそうであるように、私も現場のオペレーションにおいて学ぶことができました。本部で緊急事態・保安・供給局長を預かる現在の職務においても、常に「現場第一主義」を貫き、最前線で働く仲間をサポートしていきたいと考えています。



東スーダンの難民キャンプでエチオピア難民の子どもたちと



コロンビア、ククタ州の難民レセプションセンターで、パートナー機関からのブリーフを受ける筆者（写真中央）

特集

めとき
目時政彦・万国郵便連合（UPU）事務局長の選出

1874年に設立された万国郵便連合（UPU^{※1}、本部：スイス・ベルン）は、世界最古の国際機関の一つであり、国際郵便に関するルール作りを担っています。

世界のどこにいても安心・確実・迅速に郵便物を送り、また、受け取ることを確保するためには、世界共通の公正なルールに基づき、国際郵便網の整備を図っていく必要があります。特に新型コロナウイルス感染症の流行下では、日々の生活物資を運び、グローバルなサプライチェーンを支える国際郵便網の重要性はますます高まっています。UPUにおける国際協力を通じて、世界の郵便業務を改善し、国際郵便網の一層の発展を図っていくことは、世界全体にとって不可欠な取組です。

日本は、1871年の郵便業務開始から間もない1877年にUPUに加盟し、UPUへの最大拠出国の一つとして、資金、人材、政策などの各側面からの貢献を長年果たしてきました。そして、おりしも国連専門機関における日本人トップの不在が続く中、世界に誇る日本の郵便制度・業務から得られた知見をいかしたUPUへの貢献を通じて、国際的なルール作りに関する日本の存在感を一層高めるべく、日本有数の郵便専門家である目時政彦氏がUPUの事務局長選挙に立候補しました。

目時氏は、郵便及び外交の両分野で幅広い知見を有するのみならず、UPUの郵便業務理事会議長として問題解決・調整能力を長年発揮してきており、各国から高い評価を得ていました。その結果、2021年8月に行われた事務局長選挙において、目時氏が3人の候補者の中から圧倒的な支持を得て当選し、2022年1月に新事務局長に就任しました。

目時事務局長は、デジタル化が急速に進む新時代に対応し、郵便網のポテンシャルを最大化するためのUPU改革に向けた構想として、①郵便セクターにおける新たなビジネス機会の創出、②SDGsへの貢献、③意思決定の透明性確保、④加盟国及び他の国際機関との対話、の4点を掲げています。UPUを始めとする国際機関では、各国がそれぞれ異なる利害を抱えており、改革を進め、新たなルール作りを行うことは容易ではありません。そのような中で、目時事務局長は、加盟国間の対話を率先して促す姿勢を打ち出しています。

このような経験に裏打ちされたビジョンを掲げる目時事務局長の主導の下、国際郵便に関する新たなルール作りを着実に進めていくため、日本としてこの分野における経験、技術、人材などをいかしつつ、引き続きUPUの活動に積極的に貢献していく考えです。



目時政彦氏（写真提供：日本郵便）



目時氏当選の瞬間（8月25日、コートジボワール・アビジャン 写真提供：日本郵便）

※1 UPU：Universal Postal Union

(2) 非政府組織 (NGO) の活躍

ア 開発協力分野

政府以外の主体の力をいかし、オールジャパンでの外交を展開する観点から、開発途上国などに対する支援活動の担い手として、開発協力及び人道支援においてNGOが果たし得る役割は大きく増している。

外務省は、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に対する無償の資金協力（「日本NGO連携無償資金協力」）によりNGOを通じた政府開発援助（ODA）を積極的に行っており、事業の分野も保健・医療・衛生（母子保健、結核対策、水・衛生など）、農村開発（農業の環境整備・技術向上など）、障害者支援（職業訓練・就労支援など）、教育（学校建設など）、防災、地雷・不発弾処理など、幅広いものとなっている。2020年度は、アジア、アフリカ、中東、中南米など34か国・1地域で日本NGO連携無償資金協力事業を実施する日本のNGO（59団体）に対し、109件の資金供与を行った（284ページ コラム参照）。さらに、NGOの事業実施能力や専門性の向上、NGOの事業促進に資する活動支援を目的とする補助金（「NGO事業補助金」）を交付している。

また、政府、NGO、経済界との協力や連携により、大規模自然災害や紛争発生時に、より効果的かつ迅速に緊急人道支援活動を行うことを目的として2000年に設立されたジャパン・プラットフォーム（JPF）には、2021年12月末現在、43のNGOが加盟している。JPFは、2021年には、南アジア及びアフリカでの害虫被害緊急支援、モザンビークでのサイクロン・エロイーズ被災者支援、エチオピア紛争被

災者支援、ミャンマー避難民キャンプ大規模火災緊急対応、インドネシア及び東ティモールでのサイクロン・セロージャ被害者支援、モンゴル砂嵐災害被災者支援、新型コロナ・インド変異株危機対応支援、ガザ地区人道危機緊急対応、ハイチ地震避難民支援、モザンビーク北部紛争被災者支援プログラムなどを立ち上げたほか、バングラデシュ、南スーダン及び周辺国、ウガンダ、イエメン、ベネズエラ、アフガニスタン、イラク、シリア及び周辺国における難民・国内避難民支援を実施した。

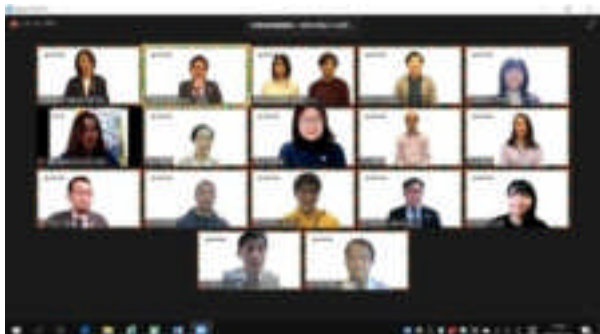
このように、開発協力及び人道支援の分野において重要な役割を担っているNGOを国際協力のパートナーとして位置付け、NGOがその活動基盤を強化して更に活躍できるよう、外務省と国際協力機構（JICA）は、NGOの能力強化、専門性向上、人材育成などを目的として、様々な施策を通じてNGOの活動を側面から支援している（2021年、外務省は、「NGO相談員制度」「NGOスタディ・プログラム」「NGOインターン・プログラム」及び「NGO研究会」の4事業を実施）。

NGOとの対話・連携の促進を目的とした「NGO・外務省定期協議会」は、新型コロナの感染拡大の影響により従来の日程を変更して、ODA政策全般に関する意見交換を行うODA政策協議会の臨時会合を3月に、NGO支援や連携策について協議する連携推進委員会の第1回会合を8月に、それぞれオンライン形式で開催した。また、持続可能な開発目標（SDGs）達成においては、あらゆるステークホルダーとの連携が不可欠であり、2016年9月から「SDGs推進円卓会議」においてNGOを含めた多様なステークホルダーとの活発な意見交換がなされてきた。2021年7月に行われたハイレベル政治フォーラム（HLPF）において発表した自発的国家レビュー（VNR）は市民社会の声も踏まえて作成され、円卓会議民間構成員による進捗評価も掲載された。また、HLPFでは市民社会と連携してサイドイベントも開催した。

さらに2020年10月6日から2021年3月



ケニアの栄養改善事業でおかゆを飲む子どもたち
（写真提供：(特活) HANDS)



「EARTH CAMP」で実施したNGO相談員パネルディスカッション

31日まで、新型コロナの感染拡大の影響により中止となった「グローバルフェスタ JAPAN」の代替として、外務省・JICA・国際協力NGOセンター（JANIC）の三者共催によるオンラインキャンペーン「EARTH CAMP」を実施した。

イ そのほかの主要外交分野での連携

人権に関する諸条約に基づいて提出する政府報告や「ビジネスと人権」に関する行動計画、子どもに対する暴力撲滅行動計画、国連安保理決議第1325号及び関連決議に基づく女性・平和・安全保障に関する行動計画とその実施についても、日本政府はNGO関係者や有識者を含む市民社会との対話を行っている。

また、通常兵器の分野では、地雷・不発弾被害国での地雷や不発弾の除去、危険回避教育プロジェクトの実施に際して、NGOと協力している。

さらに、核軍縮の分野でも、様々なNGOや有識者と対話を行っており、「非核特使」及び「ユース非核特使」の委嘱事業などを通じて、被爆者などが世界各地で核兵器使用の惨禍の実情を伝えるためのNGOなどの活動を後押ししている。2021年12月までに、101件延べ299人が非核特使として、また、37件延べ483人がユース非核特使として世界各地に派遣されている。

国際組織犯罪対策では、特に人身取引の分野において、NGOなどの市民社会との連携が不可欠であるとの認識の下、政府は、近年の人身取引被害の傾向の把握や、それらに適切に対処するための措置について検討すべく、NGOなどとの意見交換を積極的に行っている。

(3) JICA海外協力隊・専門家など

JICA海外協力隊（JICAボランティア事業）は、技術・知識・経験などを有する20歳から69歳までの国民が、開発途上国の地域住民と共に生活し、働き、相互理解を図りながら、その地域の経済及び社会の発展に協力・支援することを目的とするJICAの事業である。本事業が発足した1965年以降、累計で98か国に5万4,428人の隊員を派遣し（2021年3月末現在）、計画・行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーの9分野、約190職種にわたる協力を展開している。

帰国した協力隊参加者は、その経験を教育や地域活動の現場、民間企業などで共有するなど、社会への還元を進めており、日本独自の国民参加による活動は、受入国を始め、国内外から高い評価と期待を得ている。

隊員は2020年11月以降、新型コロナの感染状況などを考慮し、派遣条件が整った国から渡航を再開している。派遣の機会を待っている隊員の一部は、日本国内の地域が抱える課題解決に資する活動に従事することで、派遣国での活動に必要な実践的な経験や知識の習得に努めるとともに、日本国内の社会貢献に参画している（285ページコラム参照）。

JICA専門家は、専門的な知識、知見、技術や経験を有した人材を開発途上国の政府機関や協力の現場などに派遣し、相手国政府の行政官や技術者に対して高度な政策提言や必要な技術及び知識を伝えるとともに、協働して現地に適合する技術や制度の開発、啓発や普及を行う事業である。専門家は、開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処してくための総合的な能力向上を目指し、地域性や歴史的背景、言語などを考慮して活動している。また、専門家は、保健・医療や水・衛生といったベーシック・ヒューマン・ニーズ（人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの）を満たすための分野や、法制度整備や都市計画の策定などの社会経済の発展に寄与する分野など、幅広い分野で活動しており、開発途上国の経済及び

コラム

身近な食材で栄養改善と生計向上を —東ティモールで「ふりかけ」作り—

特定非営利活動法人 パルシック 伊藤淳子

東ティモール民主共和国はオーストラリアの北、インドネシアの東に位置する小さな島であるティモール島の東半分には位置しています。400年以上にわたるポルトガルの植民地支配、24年間に及ぶインドネシアの軍事支配を経て、2002年に独立を果たしたアジアで一番新しい国です。

東ティモールでは独立後、保健分野での健闘により5歳未満の子どもの死亡率が10年間で1,000人中126人から64人に下がりました。一方、5歳未満の子どもの半分以上が発育不良、14歳から60歳の女性の5人に2人が貧血症状にあり、栄養改善に向けた取組は、経済発展を続ける東ティモールにおいて重要な課題となっています。

東ティモールの食習慣は米、トウモロコシ、イモ類の炭水化物摂取に偏り、特に農村部ではタンパク質、脂質、その他栄養素が極端に欠乏しています。東ティモールは人口の7割以上が農漁村に暮らす農業国で、農林漁業は観光業と並んで開発の柱となっていますが、現行の農林漁業は主に自給用で、農作物や海産物の国内流通網が発達していません。島国であるにもかかわらず、魚の年間消費量は一人当たり平均2.7キログラム（輸入品を含めると6キログラム）と、世界平均の18キログラムと比較しても極端に少ない数字です。

パルシックは2002年から、東ティモール各地で獲れる農作物を加工して流通させることで農村部に暮らす人びとの生計向上を目指してきました。この経験をいかし、ディリ県アタウロ島にある東ティモール最大の漁業協同組合とその女性部会とともに、地域で獲れる魚やモリングアの葉などを利用した「ふりかけ」を生産し、これを一般市場や学校給食に導入して「ふりかけ」の生産及び流通を拡大することで、漁村の経済活動を活性化させると同時に栄養問題の改善に寄与したいと考えました。そして、2019年から日本NGO連携無償資金協力事業として、日本政府のODA資金の供与を受けた上で、「『ふりかけ』普及と食生活改善による栄養改善事業」を実施してきました。

アタウロ島での「ふりかけ」生産拠点では、194人の女性たちが「ふりかけ」の原料作りの研修に参加しました。アタウロ島の女性たちは獲れた魚を干して保存する習慣を持っていましたが、塩がきつく衛生状態もあまりよくなかったため、美味しくて安全なものを作る技術を研修で伝えました。女性たちは、身近に繁殖してこれまではヤギの餌になっていたモリングアやゴマが「ふりかけ」の原料として価値を持つことを知り、栽培や加工作業に大変意欲的です。

こうしてできた「ふりかけ」を、首都のディリ県及び山間部のエルメラ県の学校給食に導入し、給食調理担当者への料理教室や小学校4年生への栄養ワークショップなどと並行して、学校や家庭での献立作りにはいかしてもらおうと取り組んでいます。活動の端々で、東ティモールの女性たちが栄養バランスの取れた食事を家族に提供したい、という想いを持っていることを感じます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、2021年3月から学校の一斉休校や学校給食の停止など、思わぬ要因に阻まれていますが、身近な食材が収入の糧にも家庭での栄養改善にもつながるということを、女性たちと共有しながら活動を続けていきたいと思えます。



東ティモール産「ふりかけ」

工場で「ふりかけ」を生産する
アタウロ島の女性たち

学校給食で「ふりかけ」を食べる小学生

ベトナムにおける新型コロナウイルス感染症流行下でのボランティア活動

国際協力機構（JICA）青年海外協力隊員（職種：看護師） 大森美和

「私はあなたが帰ってくるのを待っています！」

私は2019年4月9日にベトナムに赴任しました。しかし、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）流行のため1年足らずで日本に一時帰国となりました。その後、約8か月の国内待機の末、2020年12月上旬に再赴任しました。国内待機中に私を支えてくれたのは配属先の同僚からの冒頭の言葉でした。

私の配属先はベトナム南部にあるロンアン省総合病院で、看護管理の仕事を行うという要請で派遣されており、一時帰国前は看護師が安全に看護業務を行えるように、看護監査などを実施していました。

配属先病院では、看護師数の不足や薬剤会計入力業務などの負担により看護師が多忙で、看護手順書があっても十分に周知されていない状況でした。そのため、医療安全について全職員を対象とした勉強会の開催、定期的な監査レポートの発行などを行いました。最初は十分に受け入れてもらえませんでした。職員と積極的に交流し人間関係を築いていく中で、徐々に信頼してもらえるようになりました。

しかし、活動もようやく軌道に乗り始めたところで一時帰国となりました。日本での一時帰国中は不安な気持ちもありましたが、同僚からのメッセージに励まされ、活動のための資料作成に励みました。

再赴任後は、新型コロナが流行している今だからこそできる活動をしたいと考え、JICA職員や派遣中の隊員と協力して感染予防啓発動画を作成しました。動画では、ベトナム人有名アーティストとベトナム保健省が協力して制作した新型コロナの啓発ソング「Ghen Co Vy」という曲に手洗いダンスを取り入れ、職員一同でパフォーマンスするなどして、同省が啓発している感染予防対策を周知しました^{*1}。この活動により配属先病院の職員が動画を通して手洗手順を復習するなどの効果を得ることができました。

また、配属先病院では、特に「5S」（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）活動にも取り組みました。職場環境を清潔に保つことは、細菌の増殖を防ぐことができるため感染対策でも重要と考えたからです。配属先では5S活動が数年前に導入されていましたが、十分に定着していなかったため、ポスター作成による啓発活動や看護師が業務で常に使用する点滴カートを清潔に保つための5S活動を行いました。各診療科の看護師長が5Sの重要性を理解し、率先して活動してください、他の職員も積極的に参加してくれるようになりました。

ベトナムでは、再赴任後も新型コロナ市中感染が再発生し、大都市ホーチミン市に隣接するロンアン省は厳戒態勢でした。



5Sの勉強会を開催しているところ（筆者右）
（1月13日、ベトナム・ロンアン省 写真提供：ロンアン省総合病院）



最終監査での集合写真（筆者右から3番目）
（3月25日、ベトナム・ロンアン省 写真提供：ロンアン省総合病院）



配属先にて最終活動報告（筆者後列右から6番目）
※写真撮影のためマスクを外しています。
（3月30日、ベトナム・ロンアン省 写真提供：ロンアン省総合病院）

緊迫感のある中での活動となりましたが、気を引き締めて活動にベストを尽くすことができました。

現在 JICA 海外協力隊の渡航再開が徐々に進んでいますが、まだ派遣の目途が立っていない方も数多くいます。その中で再赴任をさせていただいたことに感謝し、今後もボランティア活動で得た経験を社会に還元できるように尽力して参りたいと思います。私のボランティア活動を支えて下さった皆様に心より感謝申し上げます。

※1 JICAベトナム事務所Facebookで公開中。
<https://www.facebook.com/watch/?v=872043003611018>



社会の発展と日本との信頼関係の醸成に寄与している。

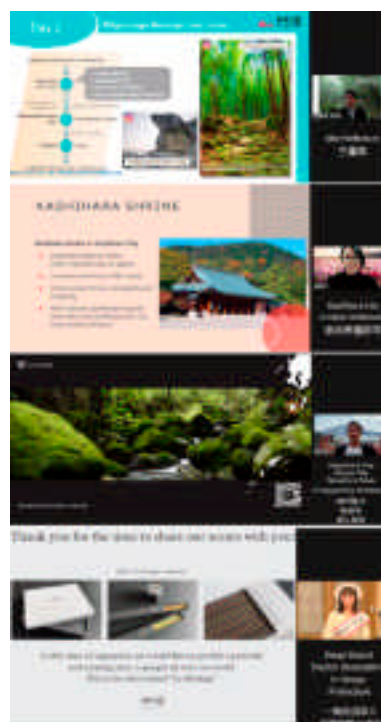
2020年度は新型コロナの世界的な拡大による影響で、新規で派遣した専門家は553人、活動対象国・地域は86か国に留まった。現地への渡航が困難なため国内に待機している専門家は、遠隔で現地と連絡をとりながら、業務を遂行している。

3 地方自治体などとの連携

外務省は、内閣の最重要課題の一つである地方創生にも積極的に取り組み、地方との連携による総合的な外交力を強化するための施策を展開している。

日本国内では、外務大臣が各都道府県知事と共催し、各国の駐日外交団や商工会議所・観光関係者などを外務省の施設である飯倉公館に招き、レセプションの開催やブースでの展示を通じて地方の多様な魅力を内外に広く発信する地方創生支援事業を展開している。しかしながら、2021年は、新型コロナの影響により実施を見送った。

また、外務省は地方自治体などと協力して、各国の駐日外交団や商工会議所、観光関連企業などの関係者に対して各地域の産業、観光、投資、企業誘致などの特徴や利点・魅力を発信する「地域の魅力発信セミナー」を、2008年以降2021年までに27回実施している。参加者からは、東京にいながらにして地方の魅力を直接体験できる貴重な場であるとして好評を得て



地域の魅力発信セミナー
 各自治体などからのプレゼンテーションの様子（10月28日、東京）

おり、地方自治体と外交団などの外国関連団体関係者とのネットワーク作りの促進にもつながっている。2021年は新型コロナの影響により、10月に初めてオンライン形式で実施し、約150名の参加を得た。奈良県^{かしはら}橿原市、鹿児島県鹿児島市・奄美市・屋久島町、三重県及び一般社団法人淡路島観光協会がそれぞれの観光地や歴史・文化・食などの魅力を紹介した後、外交団などの参加者が各団体の発表を視聴しながら、事前送付された特産品を試すなどして、各地域の魅力を五感で楽しみながら理解を深めた。

このほか、外務省と地方自治体との共催で、

各地方の魅力を現地で直接体験してもらうことを目的に駐日外交団が参加する「地方視察ツアー」を実施している。11月18日及び19日に実施した秋田県鹿角市^{かつの}へのツアーでは、駐日外交団から14名が参加した。各国大使を始めとする外交団は、世界文化遺産登録された縄文遺跡への訪問など地域が誇る歴史・文化施設などに直接足を運び、地域の伝統文化・伝統工芸体験なども通じて地域の魅力を堪能した。また、11月25日及び26日に実施した福島県こおりやま広域圏へのツアーでは、「最先端医療技術集結地のこおりやま広域圏」、「広域圏でみる東日本大震災・原子力災害からの復興の歩み」を主軸として、14名の参加者が医療、エネルギー、気候変動、農産業などに関連する各拠点を訪問し、市民とも交流しながら、東日本大震災後も発展を続ける福島県の今について理解を深めた。これまで、ツアーの実施をきっかけに参加国との交流・連携が始まった自治体や、参加外交団とのつながりを活用して同地域への来訪者増加を目指す自治体も出てきている。

さらに、外務省では地方自治体に対し、地域レベルの国際交流活動に密接に関係する最新の外交政策などに関する説明や意見交換の場を提供している。その一環として、3月、「地方連携フォーラム」をオンライン形式で開催した。外務省職員による「最近の日中関係・中国情勢」をテーマとした講演が実施され、パネルディスカッションでは「コロナ禍における地方の魅力海外発信戦略 ～今こそやるべきこと～」をテーマとして、「地方再生に向け、いま地域がやるべきこと」、「自治体・DMO¹の事例に見るコロナ禍で行うべきインバウンド向け情報発信とは？」及び「地域PRポイントの見つけ方と作り方」について外部有識者が講演を行い、活発なパネルディスカッションも行った。

海外での事業については、東日本大震災後の国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の



地方視察ツアーで秋田県鹿角市の世界文化遺産・大湯環状列石を視察する外交団（11月19日、秋田県鹿角市）



地方視察ツアーでコミュニティ福島を訪れ東日本大震災について説明を受ける外交団（11月26日、福島県三春町）

撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の商品の輸出促進、観光促進などを支援する総合的な広報事業である「地域の魅力海外発信支援事業」を、中国においてオンラインでの情報発信を含む形で実施した。同事業では、中国の消費者に、中国にいながらにして日本の観光・文化・食などの地域の魅力を一層体感してもらうべく、期間中、在中国日本国大使館の微博（中国SNSウェイボー）アカウントにて、67の自治体参加の下、日本各地の動画を配信した。また、中国各地で小売店、日本料理店、卸売業者など、各種団体が実施する日本料理や特産品に関するプロモーション・販促活動について、情報発信などの支援を行った。

また、在外公館施設を活用して自治体が地方の魅力発信することを通じて、地場産業や地域経済の発展を図る支援策である「地方の魅力発信プロジェクト」をアジア地域において計2

1 DMO : Destination Management/Marketing Organization 「観光地域づくり法人」



地方連携フォーラム
有識者によるパネルディスカッションの様子（3月2日、外務省）

件実施した。1月に在ホーチミン日本国総領事公邸で開催した福島県・山梨県・大分県魅力発信レセプションでは、3県がセミナー形式で特産品や観光地の魅力を説明し、試食・試飲ブースで、日本酒や焼酎、ぶり、椎茸、梨といった特産品を提供した。本イベントは、地元メディアでも取り上げられ、参加自治体の魅力が広く伝えられた。9月には、在瀋陽日本国総領事公邸が、富山県大連事務所と岩手県大連事務所の協力を得て「地方特産品ライブ配信PR事業」を実施し、オンライン形式で富山県からは高岡漆器、岩手県からは南部鉄器といった伝統工芸品とともに観光や文化についての紹介を行った。視聴者との質疑応答を含む双方向の交流も行い、延べ11,000人以上の視聴者が両県の魅力に理解を深めた。

加えて、例年天皇誕生日の時期に合わせて開催される「在外公館における天皇誕生日祝賀レセプション」で地方自治体の産品や催事などを紹介・発信する場を設けている。2021年は新型コロナウイルスの影響により開催取り止めや開催形式をオンライン形式に切り替えた公館が多くあった中でも、24の在外公館において延べ50の自治体による情報発信が実施された。

このほか、外務省では様々な取組を通じて日本と海外の間の姉妹都市交流や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホスト



地域の魅力海外発信支援事業で在中国日本国大使館のSNSアカウントから発信した岡山県のPR動画

タウン交流を始めとする日本の地方自治体と海外との間の交流を支援してきた。具体的には、在外公館長や館員が海外の姉妹都市提携先を訪問して、国際交流・経済交流関係担当幹部などと意見交換を行うことや、在外公館長の赴任前や一時帰国の際に地方都市を訪問し、姉妹都市交流やホストタウン交流に関する意見交換や講演を行うことで、地方の国際化を後押ししている（289ページ コラム参照）。また、日本の自治体と姉妹都市提携を希望している海外の都市などがある場合は、都道府県及び政令指定都市などに情報提供するとともに、外務省ホームページの「グローバル外交ネット」²で広報するなどの側面支援を行っている。

地方連携の取組を紹介する広報媒体としては「グローバル外交ネット」のほか、毎月1回メールマガジン「グローバル通信」³を配信し、加えて「ツイッター」⁴による投稿を行っている。これら広報媒体においては外務省の地方連携事業にとどまらず、各地方自治体が進める姉妹都

2 外務省ホームページ「グローバル外交ネット」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/page23_003047.html

3 地方連携推進室メールマガジン「グローバル通信」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/lpc/page25_001870.html

4 地方連携推進室
Twitter : <https://twitter.com/localmofa>



市交流やホストタウン交流、外国人の目から見た地方活性化、その他様々な国際交流に関するエピソードを紹介している。

また、各地の日本産酒類（日本酒、日本ワイン、焼酎・泡盛など）の海外普及促進の一環として、各在外公館における任国要人や外交団との会食で日本産酒類を提供したり、天皇誕生日祝賀レセプションなどの大規模な行事の際に日本酒で乾杯をするなど日本産酒類の紹介・宣伝に積極的に取り組んでいる。

さらに、開発途上国の急速な経済開発に伴い

ニーズが急増している水処理、廃棄物処理、都市交通、公害対策などについて、ODAを活用して日本の地方自治体の経験やノウハウ、また、これを支える各地域の中小企業の優れた技術や製品も活用した開発協力を進めるとともに、そうした開発途上国の開発ニーズと企業の製品・技術とのマッチングを進めるための支援を実施している。これらの取組は、地元企業の国際展開やグローバル人材育成にも寄与し、ひいては地域経済・日本経済全体の活性化にもつながっている。

コラム

心の中で咲き続けるホストタウン — 東京2020大会を終えて —

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開会式では、モルドバ選手団がホストタウンの一つである山形県鶴岡市産のシルク製スカーフ・チーフを着用し、また、ルワンダ選手団は岩手県八幡平市の特産であり、ホストタウン登録のきっかけにもなったリンドウの花を手に持って入場し、友好の証^{あかし}を示しました。また、エストニア選手団の入場時には、駐日大使館員が高速道路で自国の都市「サク」と同じ長野県佐久市の標識を見つけたことが姉妹都市提携・ホストタウン登録につながったことや、同国大統領（当時）が大会期間中に佐久市を訪問したエピソードもテレビ中継で紹介されました。

ホストタウンには最終的に185の相手国・地域に対して533自治体が登録されました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当初想定していた交流が困難となった中でも、各自治体は最大限の知恵を絞り、選手とのオンライン交流や応援メッセージ動画の発信、相手国と地元の料理を市民がアレンジして考案したおもてなしメニューの提供など、様々なアイデアを持ち寄って交流を続けてきました。

そのような交流は、人と人との心のつながりを作り出したのです。

ドイツのパラ陸上競技選手団を受け入れた長崎県島原市では、直接の交流ができない中でも応援の気持ちを届けようと、一人の市民がフルートによるドイツ国歌の演奏を思い立ち、競技場の練習を終える選手たちにその音色を響かせました。愛知県幸田町ではホストタウン相手国であるハイチの国家元首の御逝去直後に行われたオンライン交流で「ガンバレ！ハイチ！」と書かれたメッセージを掲げ、翌8月に発生したハイチ



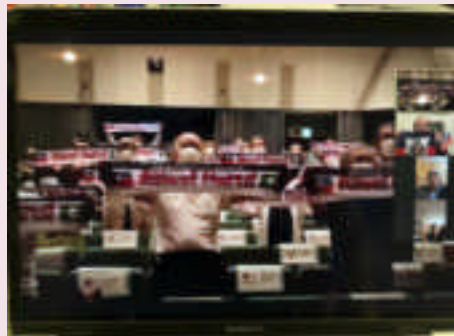
ケルスティ・カリユライドエストニア前大統領と柳田佐久市長（写真提供：Karli Saul）



競技場の外からフルートでドイツ国歌を演奏する島原市民（写真提供：島原市）

大地震後にはすぐに町役場に被災者義援金の募金箱を設置し、支援の手を差し伸べました。ギニアビサウの柔道女子代表選手を受け入れた岡山県総社市では、同国の子どもへ贈呈するため、市民から未使用の文房具を募るなど、大会後も相手国・地域の人々とつながりを求める動きが広がっています。

外務省においても、交流の機運を高めるため、相手国・地域を始め世界に対しホストタウン自治体の魅力を効果的に発信するため、各国出身のインフルエンサーを起用し、全国16の「ホストタウン魅力発信動画」^{※1}を制作しました。また、外務省の「対日理解促進交流プログラム」では、カリブ共同体（CARICOM：カリコム）の若手外交官・行政官が鹿児島県内の複数のホストタウンとオンラインで交流し、バーチャルツアー形式で各自治体を訪問して海岸の環境保全について意見交換を交わしたほか、ラオスの学生は三重県伊勢市と地方の魅力や農業・漁業の取組を話し合うなど、交流を深めています。さらに、在外公館が相手国の正確な情報を提供し、自治体間で緊密な調整を行うことで事前合宿受け入れにつなげたり、在外公館長が先頭に立って交流に参加し、大会後も相手国関係者と今後の発展について意見を交換するなど、積極的な後押しを行いました。



「頑張れハイチ!」を掲げる幸田町民（写真提供：幸田町）

このように、様々な交流の物語がホストタウン一つひとつにあります。そしてその物語は選手、住民、関係した方々の全員に残っていることでしょう。

東京2020大会の各閉会式は盛大な花火で締めくくられ、まさにホストタウン交流が花火と共に盛大に花開いたようでした。その花は、やがて種を実らせ、次のステージで新たな花を咲かせることで彩りを深めていくことでしょう。それを証明するかのように、各自治体からは、交流を末永く継続させていくため、相手国・地域との学術交流や姉妹都市の提携を模索する動き、ホストタウン自治体同士が連携して国際スポーツ大会で相手国の選手を共同応援する計画など様々なアイデアが出されています。このような交流の継続が、人と人との心の更なるつながりを生み出し、温かい未来を紡ぎ出していくことでしょう。一人ひとりが交流に携わることで、相手のことをもっと知りたい、もっと関わりたいという思いにつながり、この積み重ねこそがまさに国民一人ひとりに支えられたオールジャパンの外交に結び付くのです。

※1 インフルエンサーによるホストタウン魅力発信動画（外務省）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/page23_003415.html

北海道釧路市とベトナム、青森県西目屋村とイタリア、岩手県八幡平市とルワンダ、秋田県・大館市・仙北市・美郷町とタイ、山形県村山市とブルガリア、群馬県片品村とホンジュラス、新潟県十日町市とクロアチア、山梨県富士吉田市とフランス、長野県他6自治体と中国、島根県海士町・西ノ島町・知夫村（*1）とミクロネシア、佐賀県・佐賀市・嬉野市とオランダ・フィンランド（*2）、熊本県とインドネシア、沖縄県沖縄市とニュージーランド、宮城県岩沼市と南アフリカ、静岡県焼津市とモンゴル、愛媛県・松山市・砥部町とマレーシアの計16の動画を制作し、配信した。

（*1）動画制作後に島根県隠岐の島町も本ホストタウンに追加登録された。

（*2）佐賀県はオランダ・フィジー・ニュージーランド・タイ・フィンランド、佐賀市はオランダ・フィジー・ニュージーランド・フィンランド、嬉野市はオランダ・フィジー・ニュージーランドのホストタウン。



第2節

海外における日本人への支援

1 海外における危険と日本人の安全

(1) 2021年の事件・事故などとその対策

2021年の時点で、年間延べ約51万人¹の日本人が海外に渡航し、約134万人（2021年10月時点）の日本人が海外に居住している。このように海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

2020年以降は、日本人が犠牲となるテロ事件は発生していない一方、2021年も各地で多くのテロ事件が発生した。主なテロ事件としては、バグダッド（イラク）での連続自爆事件²（1月）、アトランタ（米国）でのマッサージ店襲撃事件（3月）、パルマ（モザンビーク）での襲撃事件（3月）、マカッサル（インドネシア）での自爆事件（3月）、パリ近郊（フランス）での警察署襲撃事件（4月）、ビュルツブルク（ドイツ）での刃物襲撃事件（6月）、カブール（アフガニスタン）の空港付近での自爆事件（8月）、コングスベル（ノルウェー）での弓矢などによる襲撃事件（10月）、リー・オン・シー（英国）での下院議員刺殺事件（10月）、リバプール（英国）でのタクシー爆発事件（11月）、カンパラ（ウガンダ）での連続自爆事件（11月）などが挙げられる。

近年、テロ事件は、中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する欧米やアジアでも発生している。欧米で生まれ育った者がインターネットなどを通じて国外のイスラム過激思想に感化され実行するテロ（ホームグロウン型）や、組織的背景が薄く単独で行動する「一匹狼」によるテロ（ローンウルフ型）、不特定多数の人が集まる日常的な場所（ソフトターゲット）を標的とするテロ事件が引き続き多く発生している。また、特に米国では、特定の人種や民族に対する憎悪を動機とした犯罪（ヘイトクライム）や、反政府的な思想を有する過激派などによる国内テロにも警鐘が鳴らされている。

2021年は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響が継続したため、海外渡航者数に大幅な増加は見られなかった。日本人の犯罪被害件数は、例年に比べて減少したものの、世界各地で日本人が犯罪被害を受ける事件などが発生している。

自然災害は、世界各地で発生しており、ドイツ西部及びベルギー南部を中心とした集中豪雨による洪水（7月）や、スペインのカナリア諸島における火山噴火（9月）などにより大きな被害が出た。

2021年は世界各地で政情不安などを受けた

¹ 出典：法務省「出入国管理統計」

² ここに掲げたもの以外にも、アフガニスタン、イラク、シリア、ソマリアなど、危険情報レベル4・3を発出している国・地域では、2021年中に複数の大規模なテロが発生している。

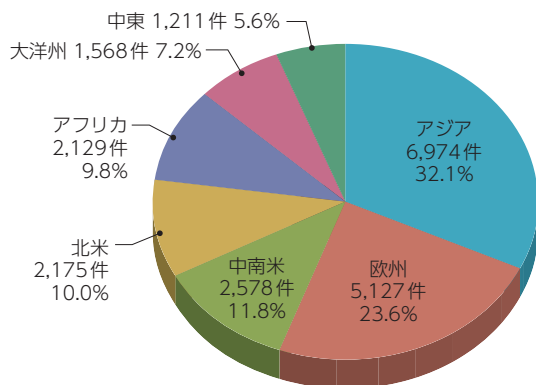
援護件数の多い在外公館上位20公館

順位	在外公館名	件数
1	在フィリピン日本国大使館	1,355件
2	在タイ日本国大使館	1,268件
3	在大韓民国日本国大使館	503件
4	在デンパサール日本国総領事館	449件
5	在バンクーバー日本国総領事館	430件
6	在カザフスタン日本国大使館	397件
7	在英国日本国大使館	387件
8	在ニューヨーク日本国総領事館	352件
9	在上海日本国総領事館	348件
10	在ブルガリア日本国大使館	339件

順位	在外公館名	件数
11	在メルボルン日本国総領事館	338件
12	在イタリア日本国大使館	305件
13	在德国日本国大使館	294件
14	在フランス日本国大使館	283件
15	在カタール日本国大使館	283件
16	在ジブチ日本国大使館	279件
17	在シドニー日本国総領事館	271件
18	在クロアチア日本国大使館	269件
19	在ノルウェー日本国大使館	267件
20	在エクアドル日本国大使館	266件

※大使館、総領事館、領事事務所等のうち、援護件数の多い上位20公館を掲載。

2020年海外邦人援護統計の地域別内訳



治安の悪化が見られ、危険情報やスポット情報、領事メールなどを通じて在留邦人に注意を呼びかけた。イスラエル・パレスチナ情勢悪化を受け、ガザ地区及び同地区との境界周辺の危険レベルを退避勧告に引き上げた（5月）が、その後の停戦を受け、元のレベルの渡航中止勧告に引き下げた（7月）。スーダンでは、軍による政府高官の拘束及びそれに対する抗議デモが発生したため、スポット情報や領事メールを发出して不要不急の外出は止めるなどの注意喚起を行った（9月）。エチオピアでは、政府軍と反政府軍との激しい戦闘が発生したため、全土の危険レベルを退避勧告に引き上げ、在留邦人の同国からの退避を強く促した（11月）。ウクライナでは、ロシアとの緊張が高まる中、全土の危機レベルを避難勧告まで引き上げるとともに、商用便による帰国を在留邦人に対して促した（12月から）。

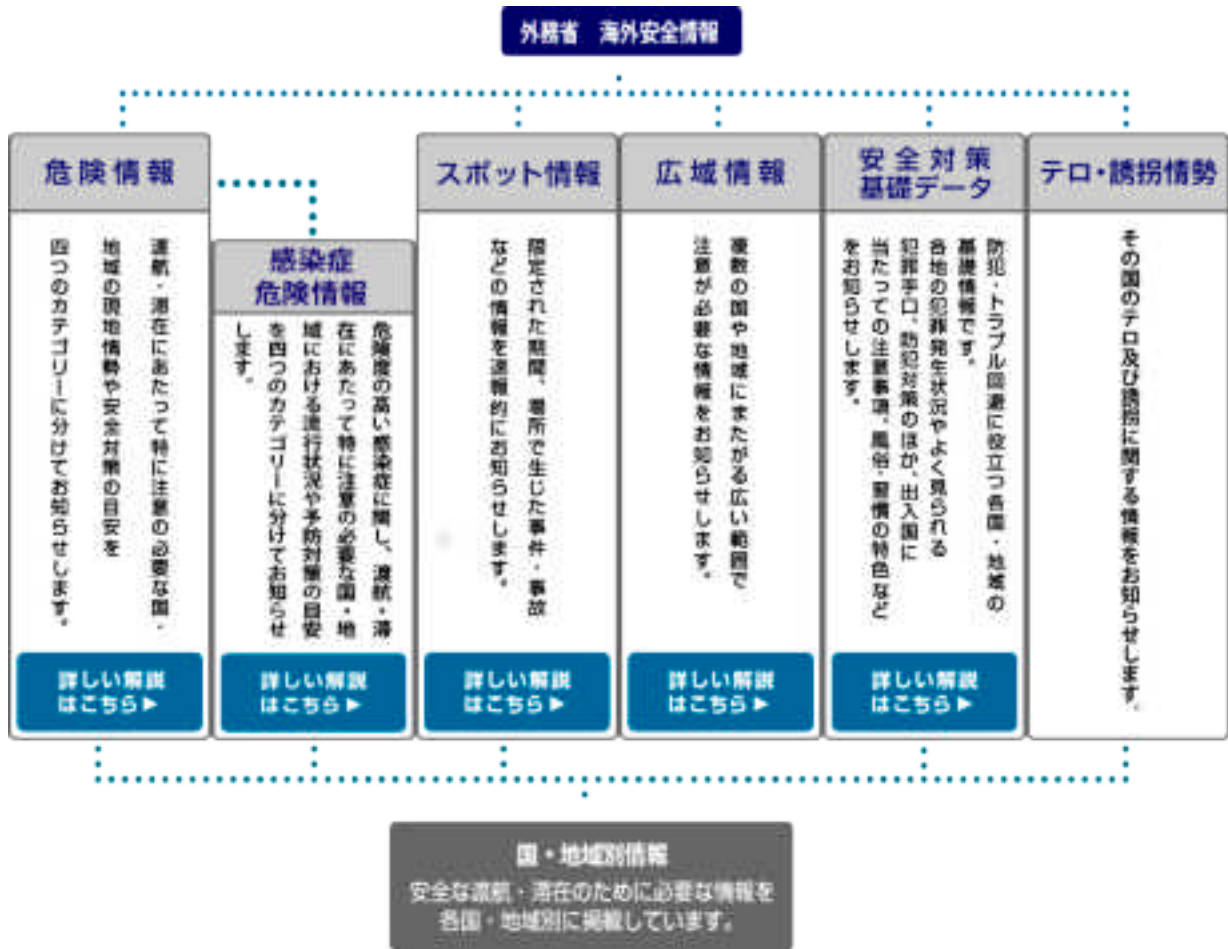
また、海外旅行中に発病し滞在先のホテルなどで急死した事例も2020年に引き続き報告された。これらの事故や疾病では、日本と比べて高額な医療費や搬送費用が発生したり、医療サービスが不十分なことや各国の検疫制度の違いなどにより対応が困難な事例も散見された。

外務省は、感染症や大気汚染など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を発出し、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

2019年末以降、新型コロナウイルスは、ワクチン接種の進展に伴い、感染の減少傾向が見られた地域もあった一方で、強い感染力を持つデルタ株やオミクロン株といった変異株の発生により、2020年に引き続き、2021年も世界的な感染拡大を見せた。これに対し、外務省は、感染症危険情報やスポット情報を機動的に发出するなど、ホームページやメールを通じて在留邦人及び渡航者に対し適時適切に情報発信・注意喚起を行っている（3ページ 巻頭特集2. 参照）。

その他の感染症については、エボラ出血熱の感染例がコンゴ民主共和国及びギニアで報告され、世界各地で麻疹が流行しているほか、中東では中東呼吸器症候群（MERS）の感染例が報告されている。ジカウイルス感染症、黄熱病、デング熱やマラリアといった蚊が媒介する感染症も世界各地で流行した。

海外安全ホームページに掲載されている主な海外安全情報（体系及び概要）



(2) 海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2020年に対応した日本人の援護人数は、新型コロナの影響により海外渡航者数に大幅な増加が見られなかったことから、延べ1万4,771人と減少したが、世界各地の日本国大使館・総領事館などにおいて、出国が困難となった在留邦人や渡航者の帰国支援や新型コロナ関連の情報発信を頻繁に行ったため、援護件数は2万1,762件と増加した。

日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。特に、新型コロナの影響が長期化し、各国の渡航者に対する入国・行動制限や、航空便の減便などの様々な制約も継続する中で、海外に渡航する日本人にとっては、感染症にテロという複合リスクに備えることが必要とされている。また、万が一海外でテロやその他事件・事故に遭遇した

場合の対応は、従来にも増して困難であることから、海外安全対策に万全を期すことが一層求められている。

こうした観点から、外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信を行い、安全意識の喚起と対策の推進に努めている。

具体的には、「海外安全ホームページ」上で必要な情報に容易にアクセス可能な特設ビューを追加した上で、各国・地域について最新の安全情報を発信しているほか、在留届を提出した在留邦人及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した短期旅行者などに対して渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールで配信している。

外務省は、セミナーや訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。2021年は、新型コロナの影響の長期化を踏まえた安全対策の必要性を周知するため、外務省主催の国内・在外



安全対策セミナーをオンラインで実施したほか、国内の各組織・団体などが日本全国各地で実施するセミナーにおいて外務省領事局職員が講師としてオンラインで講演を行った（在外で12回、国内で11回）。

また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を定期的開催している。新型コロナウイルス流行下においても、オンライン形式で開催するなど、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を継続している。

さらに、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を契機に、国際協力事業関係者や、安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企業、留学生、短期旅行者への啓発の強化を目的として作成した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」に、感染症とテロといった複合的リスクへの対策についてのエピソードと解説を追加し、啓発を引き続き推進した。

また、海外に渡航する日本人留学生に関しては、多くの教育機関で安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウや経験が十分に蓄積されていない実情を踏まえ、外務省員が大学などの教育機関で講演を実施しているほか、「在留届」の提出率向上のための協力依頼を行った。2021年は新型コロナ感染拡大の影響により、各教育

機関からの講演依頼は減少したものの、オンライン形式による安全対策講座の実施など、引き続き学生の安全対策の意識向上及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めていく。一部の留学関係機関とは「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェント及び留学生をつなぐ取組を進めている。

短期旅行者の安全対策としては、広報カードや小冊子「海外安全 虎の巻」の配布などを通じた上記「たびレジ」への登録促進を中心に広報活動に取り組んでいる。

「たびレジ」は2014年7月の運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動などにより、その登録者数は2021年11月時点675万人を突破した。

2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

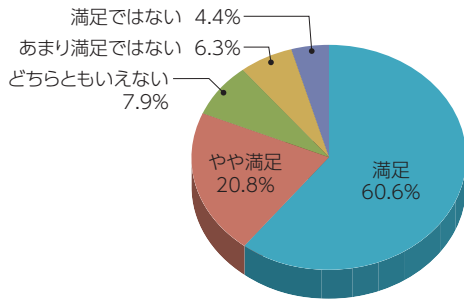
(1) 領事サービスの向上

海外の日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員の対応や業務実施状況などが在留邦人にどのように受け止められているかについてのアンケート調査を毎年実施している。2021年1月に145公館を対象とした調査では、18,349人からの有効な回答が得られ、在外公館が提供する領事サービスにおおむね満足しているとの評価が示された。一方、言葉遣いや態度が事務的に感じられるなど、職員の接客態度について改善を求める意見も寄せられており、このような利用者の声を真摯に受け止め利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく考えである。

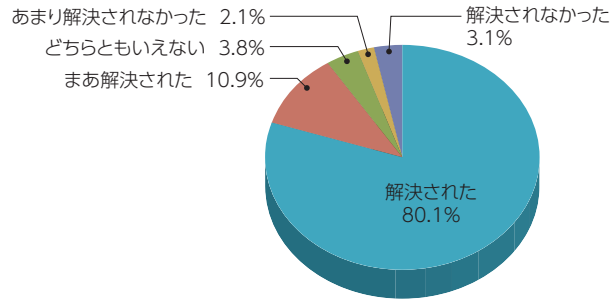
また、旅券、査証及び証明申請のオンライン化など領事手続きのデジタル化を進めるとともに、これらの手数料のキャッシュレス化を図り、利用者の利便性向上に努めていく。

領事サービス利用者へのアンケート調査結果 (2021年度：141公館)

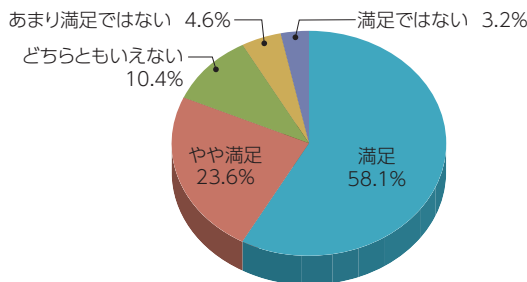
ご利用いただいた領事サービスを総合的にみて、満足度はいかがですか。



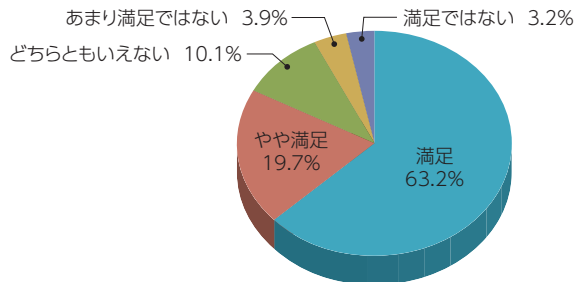
領事サービスを利用することであなたの問題(申請、届出、各種相談等)は解決されましたか。



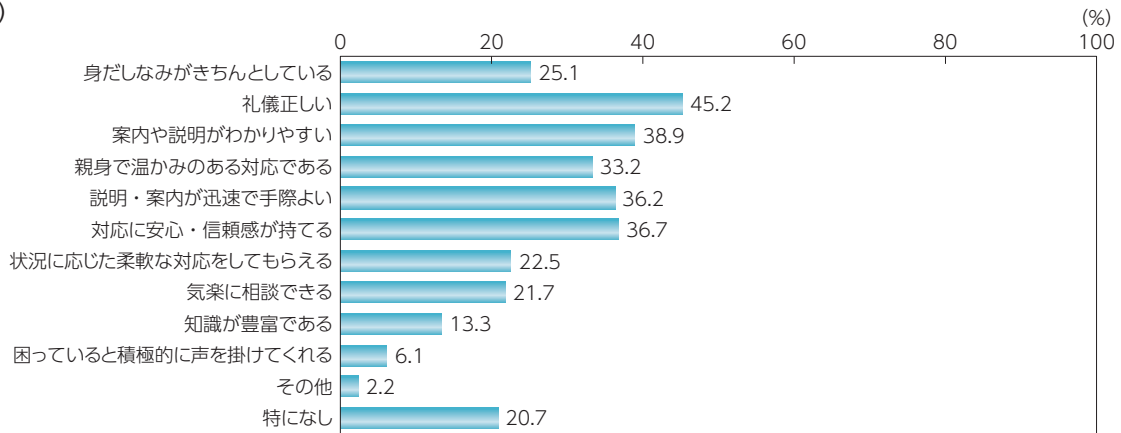
領事サービスの「業務知識・処理速度」について、どの程度満足していますか。



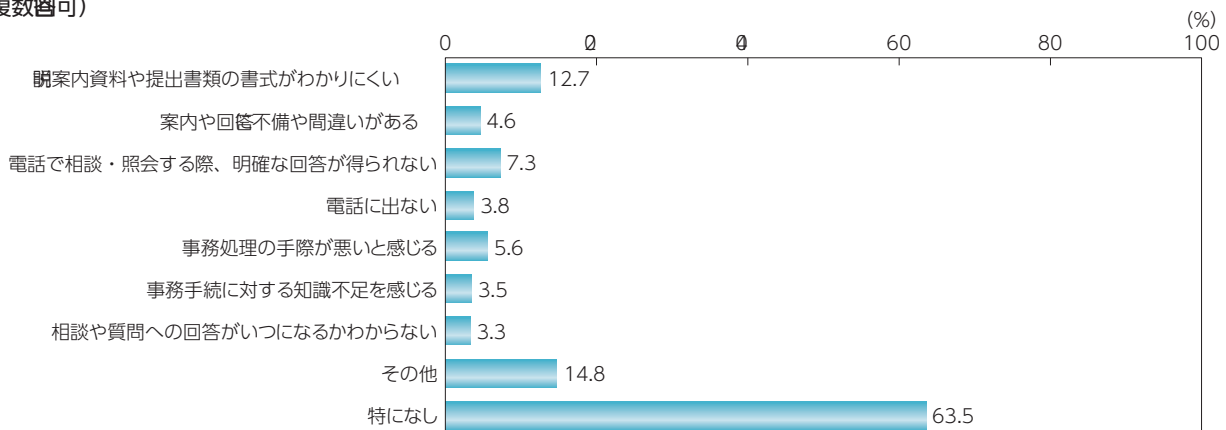
領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、どの程度満足していますか。



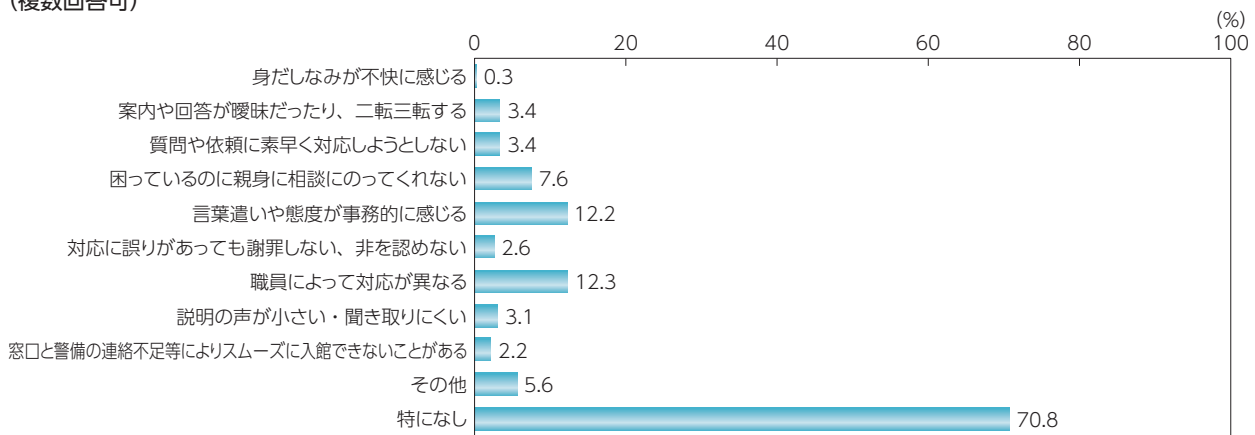
領事サービスにおける、スタッフの窓口や電話の対応で「良かった」と思えたことがあれば、下記からお選びください。(複数回答可)



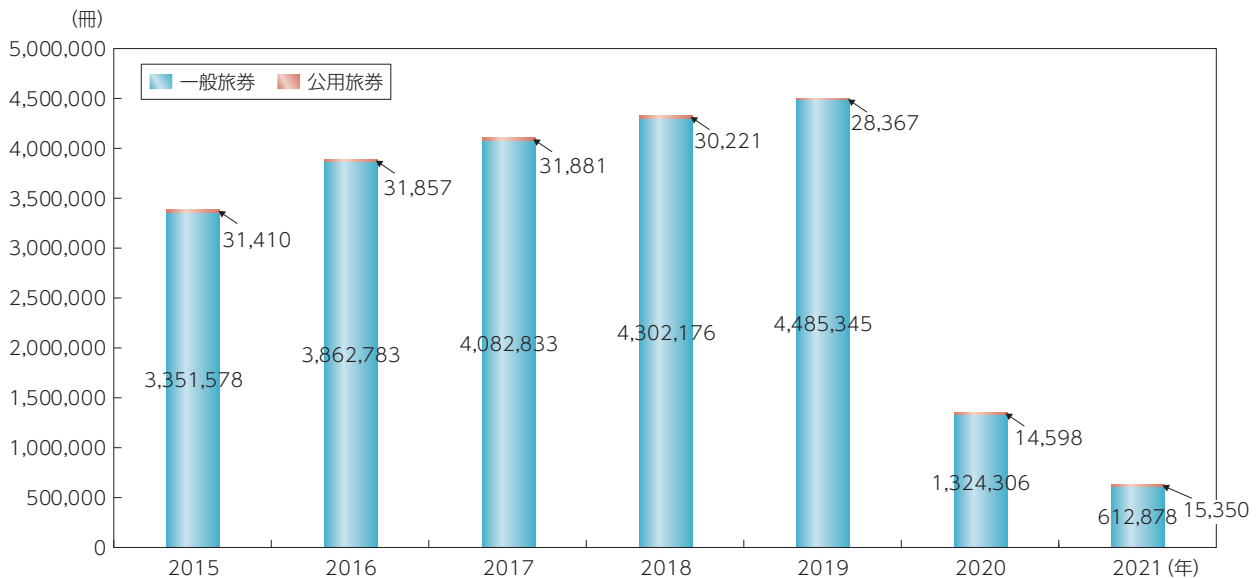
領事サービスの「業務知識・処理速度」について、改善が必要と感じたものがあれば、あてはまるものを全てお選びください。(複数回答可)



領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、改善が必要と感じたものがあれば、あてはまるものを全てお選びください。
(複数回答可)



旅券発行数の推移



(注) 公用旅券には、外交旅券も含む。

出展：2021年旅券統計（外務省旅券課）を基に作成

(2) 旅券（パスポート）：信頼性の維持と 利便性向上・業務効率化

2020年以降、新型コロナウイルスの感染拡大のため世界的に海外渡航者が減少したことにより、日本の旅券の発行数は引き続き低迷している。2021年の旅券発行数は63万冊であり、2020年比で53.1%減少した。また、有効な旅券の総数は12月末時点で約2,440万冊であり、2020年比で11.9%減少した。

2021年7月から市町村で発行開始した海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書は紙の証明書で日本の独自仕様であったが、同年12月から発行開始した2次元バーコード付証明書

(電子版)の海外用においては旅券が本物であることを認証するシステムを活用した国際民間航空機関(ICAO)のVDS-NC(制約のない可視化デジタル証印)規格が採用されている。

2020年12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、デジタル庁を始め関係省庁と緊密に連携しつつ、定期的な都道府県との協議や有識者による研究会などを通じ多様な関係者の意見を踏まえ、2023年3月末までに旅券のオンライン申請を開始すべく準備を進めている。具体的には、国内においてはマイナポータル(政府が運営するオンライン行政サービス)上に、申請サイトを作成し、顔写真

や署名はスマートフォンなどによる撮影及び提出を可能とすることで、戸籍謄抄本の提出が不要である旅券の切替え申請（更新）は原則として申請時に窓口に行く必要がなくなるようにする。また、同時にデジタル技術の活用などにより旅券業務の効率化も進め、併せてそのための法整備にも取り組む。

2024年度からは、戸籍電子証明書の参照が可能になることで、新規の申請も原則として窓口に行く必要がなくなるよう取り組んでいく。さらに、旅券の偽変造防止の向上のため、熱可塑性プラスチック基材にレーザー印字を行う次世代旅券を導入するとともに、マイナンバーカードを活用した本人確認などによる安全かつ確実な交付のためのシステム構築・制度設計に向け、希望者に対して配送による旅券の交付を可能とすることについての検討も開始した。

2022年1月に発表された英国民間会社のパスポート指標（査証（ビザ）を必要としない渡航先国数）において日本の旅券はシンガポールと同率で111位中の第1位となった。引き続き、旅券の信頼性を維持しつつ、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化に取り組んでいく。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月から、国外転出後に在外公館を通じて申請する従来の方法に加え、国外転出の届出と同時に市区町村窓口で申請することが可能になった。これにより、国外転出後に在外公館に赴く必要がなくなるなど、手続の簡素化が図られた。投票は「在外公館投票」、「郵便投票」又は「日本国内における投票」のいずれか一つを選択することができる。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含

め、在外公館投票事務も担う。2021年は第49回衆議院議員総選挙の実施に伴い、15回目となる在外公館投票を226公館・事務所で開催した。2022年には参議院議員通常選挙も予定されていることから、引き続き登録者数増加や在外公館投票に向けた広報活動などに取り組んでいく。

(4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事項の一つである。外務省では、義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師謝金、安全対策費などへの一部支援）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。

2021年には、新型コロナの拡大により児童・生徒数が減少したため、学校運営に影響を受けた日本人学校・補習授業校に追加的な支援を行った。また、海外で生活する3歳から18歳の子供が、感染症対策をとりながら学習できるよう、電子ライブラリーやオンライン学習サービスの提供を行う日本人会・日本人学校などへの支援についても2022年3月まで実施した。

イ 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、メールなどを通じ、広く提供している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣している（2021年度は新型コロナの影響により実施なし）。また、感染症や大気汚染が深刻となっている地域を対象にオンラインにて専門医による健康安全講話を実施している。

在外選挙

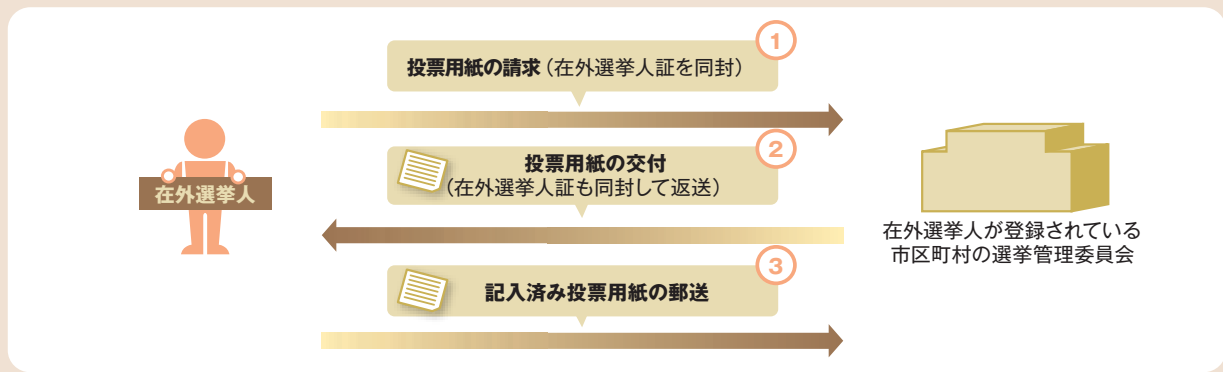
ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

㉔ 海外在留邦人・日系人への支援

2021年3月から12月の間、新型コロナウイルスの感染拡大により生活に支障が出ている海外の在留邦人・日系人を支援するため、感染拡大防止を目的としたPCR検査事業、マスク・消毒薬の配付を含む啓発事業など、また、ビジネス環境作りを目的とした法務・税務相談窓口事業など、在外の日本人会、日本商工会議所、日系人団体などが実施する事業への支援として、海外在留邦人・日系人の生活・ビジネス基盤強化事業を実施した。また、在留邦人などへの医療及び精神カウンセリングの提供事業についても2022年3月まで実施した。

㉕ その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、外国の運転免許証から日本の運転免許証へ切り替える際、外国運転免許証を持つ全ての人に対し、自動車などを運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験の一部（学科・技能）を免除している。一方、在留邦人が滞在国の運転免許証を取得する際に試験を課している国・州もあるため、日本と同様に手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。さらに、「孤独・孤立」で悩まれている方が相談できる団体を紹介している（301ページ コラム参照）。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2021年で153年目を迎えた。北米・中南米を中心として、全世界に約380万人以上の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経

済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は国際協力機構（JICA）と共に、200万人以上の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。また、2017年5月に外務大臣に提出された「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」の報告書を踏まえ、日系社会との更なる関係強化にも取り組んでいる。

これまでも、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなど、各国の在外公館が日系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との関係強化を図っている。

2021年は、新型コロナウイルスの影響のため第61回海外日系人大会がオンラインでの開催となり、それに伴い外務大臣主催の歓迎レセプションも中止となったが、2020年に行われたオンライン・フォーラム同様、茂木外務大臣からビデオメッセージが発出された。今後も移住者や日系人に対する支援を行うとともに、若い世代との協力を推し進め、これらの人々と日本との絆を強めていく考えである。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力などについて定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1

日に発効し、2021年12月末現在、日本を含む101か国がこの条約に加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局との連絡・協力をしながら、子を連れ去られた親と子を連れ去った親の両方に、問題解決に向けた支援を行っている。

ハーグ条約発効後2021年12月末までの7年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める申請を302件、子との面会交流を求める申請を166件、計468件の申請を受け付けた。日本から外国への子の返還が求められた事案のうち、55件において子の返還が実現し、43件において返還しないとの結論に至った。外国から日本への子の返還が求められた事案については、53件において子の返還が実現し、29件において返還しないとの結論に至った。

2021年3月には、ハーグ国際私法会議 (Hague

Conference on Private International Law) と共催し、アジア太平洋地域におけるハーグ条約に係る協力強化を目的として、「ハーグ条約に関するアジア太平洋ウェビナー」を開催し、12か国の裁判官や中央当局関係者が参加した。

また、幅広い層へハーグ条約を周知するため、ハーグ条約に関するリーフレット（電子版）を在外公館に送付するとともにウェブサイトへの掲載を行った。さらに、在留邦人向け啓発セミナー（オンライン形式）、国内の地方自治体や弁護士会などの関係機関向けセミナーの実施に加えて、ハーグ条約に関する啓発動画を作成し、外務省ホームページや動画共有プラットフォームに掲載するなど、広報活動に力を入れている。

(参考)ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付総件数(2021年12月末時点)

	返還 援助申請	面会交流 援助申請
日本に所在する子に関する申請	164	126
外国に所在する子に関する申請	138	40

コラム

在外邦人の孤独・孤立対策 —望まない孤独に国境はない—

特定非営利活動法人あなたのいばしょ理事長 おおぞらこうき 大空幸星

2月、日本では孤独・孤立対策担当大臣が設置され、孤独・孤立対策が始まりました。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が流行する前から、日本において自殺や児童虐待、家庭内暴力（DV）といった問題は深刻な状況でした。その背景の一つには、周りに頼りたくても頼れないという「望まない孤独」がありましたが、新型コロナにより「人とのつながり」が絶たれ、この「望まない孤独」の問題がより一層顕在化したのです。

私たちは24時間365日、年齢や性別を問わず、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口を開設し「望まない孤独」を抱える人たちからの相談を受け付けています。最も相談が増える夜間から深夜にかけては、私たちの活動に参加している海外在住のボランティア相談員が相談に応じることで、24時間の相談支援体制を構築しました。

政府が一体となって孤独・孤立対策に取り組むべきとの私たちの提案が美り、日本において孤独・孤立対策が始まった直後の3月、在外邦人子女から、親から虐待を受けているという相談が入りました。チャット相談という性質上、これまでも在外邦人からの相談が寄せられることはありましたが、緊急対応（児童相談所や警察などと連携した危機介入）が必要な相談は初めてでした。しかし、日本の児童相談所は在外邦人子女の虐待に対応することはできず、また、現地の言葉が分からないという相談者に対して、私たちも現地当局や支援団体に助けを求めよう促すこともできませんでした。また、私たちのような民間の相談窓口と、外務省や在外公館との間に連絡系統もなく、文字通り為す術がないという状況に陥ったのです。

自殺や児童虐待、DVといった問題は、当然、在外邦人にも発生します。言語や文化の壁、生活習慣の違いなどもあり、在外邦人は特に孤独や孤立に陥りやすい状況にあります。実際、在外邦人の死因の2番目は自殺です（出典：2020年外務省海外邦人援護統計）。外務省も在外公館を通じて様々な支援を展開していますが、在外邦人の孤独や孤立に取り組むには、民間団体との連携も含めた更なる対策強化の必要がありました。そこで私たちは、茂木外務大臣に対して、在外邦人の孤独・孤立対策の要望書を提出し、外務省として具体的対策の検討を始めるよう提案しました。その結果、7月から、外務省は私たちを含めた国内の五つの相談窓口と連携して、在外邦人に対してこれら相談窓口の案内を行い、緊急対応が必要な相談者に対しては、外務本省と私たち相談窓口との間に開設された連絡系統を利用して対応に当たることになりました。実際に緊急対応を行った事例もあり、在外邦人の孤独・孤立対策が徐々に成

果を上げています。本取組の開始後、私たちの窓口では月に約200名の在外邦人からの相談に対応していますが、例えば米国在住の邦人からの相談を、英国在住の邦人ボランティア相談員が相談に応じる場合もあります。「望まない孤独」に国境はありませんが、支援にもまた国境はありません。私たちが世界中に張り巡らせている相談員ネットワークと外務省との連携が在外邦人の望まない孤独の根絶のために更に効果を発揮するよう、引き続き相談支援に全力で取り組みます。



在外邦人の孤独・孤立対策について
茂木外務大臣に要望書を渡す筆者（右）



24時間稼働している東京の相談支援拠点の様子

第3節

国民の支持を得て進める外交

1 国民への積極的な情報発信

(1) 全般

外交政策を円滑に遂行するに当たっては、国民の理解と支持が必要不可欠であり、政策の具体的内容や政府の役割などについて、迅速で分かりやすい説明を行うことが重要である。このため、外務省は、各種メディア、講演会、刊行物などを活用し、機動的かつ効果的な情報発信に努めている。

(2) 国内メディアを通じての情報発信

外務省は、日本の外交政策などに対する国民の理解と支持を得るために、新聞・テレビ・インターネットなどの各種メディアを通じた迅速かつ的確な情報発信に努めている。効果的な情報発信のため、外務大臣及び外務報道官の定例記者会見の場を設けているほか、必要に応じ、臨時の記者会見を行っている。外務大臣の記者会見は、インターネットメディアを含む多種のメディアに開放されており、記者会見の様様については、記録や動画を外務省ホームページに掲載している。総理大臣や外務大臣の外国訪問に際しては、その内容・成果を速やかに伝えるため、訪問地からインターネットを活用した情報発信も行っている。また、個別の国際問題に関し日本の立場を表明する外務大臣談話や外務報道官談話、日々の外交活動などについて情報を提供する外務省報道発表を随時発出してい



林外務大臣記者会見（11月11日、東京）

会見による情報発信

外務大臣記者会見	101回
外務報道官記者会見	40回
合計	141回

(2021年1月1日から12月31日)

文書による情報発信

外務大臣談話	24件
外務報道官談話	50件
外務省報道発表	1,453件
合計	1,527件

(2021年1月1日から12月31日)

る。さらに、外務大臣、外務副大臣などの各種メディアへの出演やインタビューなどを通じて国民に対し外交政策を直接説明している。

(3) インターネットを通じた情報発信

外務省ホームページ（日本語及び英語版）では総理大臣や外務大臣の外交活動に関する情報

を迅速に発信するとともに、領土・主権、歴史認識、安全保障などに関する日本の外交政策や各国情勢に関する最新情報、基礎情報を提供している。

日本語ホームページでは、「世界一周何でもレポート」、「わかる！国際情勢」、「キッズ外務省」など、様々なコンテンツを幅広い層の国民に発信している。特に、「キッズ外務省」では、外務省の活動を分かりやすく説明する動画やクイズ、ニュースや新聞で取り上げられることの多い用語や国際問題について説明するQ & A

コーナーなどの若年層向けコンテンツを掲載している。

このほか、各種ソーシャルメディアを通じて様々な情報発信を行っている。2021年は前年に引き続き新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響により対面での活動が大幅に制限される中、外務大臣の定例記者会見のライブ配信のほか、国際会議におけるビデオメッセージをソーシャルメディアに掲載するなど、インターネットを通じた情報発信を行った。



外務省ホームページ : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>



外務省公式ツイッター : https://twitter.com/MofaJapan_jp



外務省公式フェイスブック : <https://ja-jp.facebook.com/Mofa.Japan>



キッズ外務省 : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/index.html>

外務省ホームページ



外務省公式フェイスブック



外務省公式ツイッター



キッズ外務省



(4) 国民との対話

外務省は、政務三役（外務大臣、外務副大臣、外務大臣政務官）や外務省職員が国民と直接対話を行う「国民と対話する広報」を推進している。

車座対話を通じて、12月に林外務大臣が国際機関の駐日事務所代表などを務める邦人職員と、同月に上杉謙太郎外務大臣政務官が国連大学施設内に所在する各国連機関の駐日事務所の邦人職員と、各機関の取組や日本との連携についてそれぞれ活発な意見交換を行った。

2月にオンライン形式で実施した、大学生などを対象とした外務省セミナー「学生と語る」では、鈴木隼人外務大臣政務官が開会挨拶を行ったほか、外務省員が各種講演を実施する中で多くの参加学生と意見交換を行った。また、8月にオンライン形式で実施した「こども霞が関見学デー」では、「こども記者会見」と題して、鈴木外務大臣政務官が小中学生からの外交

などに関する様々な質問に回答した。

外務省職員などを全国の国際交流団体、大学や高校に派遣する「国際情勢講演会」、「外交講座」、「高校講座」、大学生を対象とした「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」や「小中高生の外務省訪問」といった各種事業は、新型コロナの流行下、オンライン形式（一部対面形式）で実施した。これらの事業を通じて、外交政策や国際情勢についての理解促進や次世代の日本を担う人材育成に取り組んでいる。

また、オンライン形式による「ODA出前講座」を通じて、外務省職員が講師として多数の学校で日本のODA政策やその具体的取組を紹介している。加えて、外交専門誌『外交』の発行を通じて、日本を取り巻く国際情勢の現状、外交に関する各界各層の様々な議論を広く国民に紹介している。2021年は、ポスト・コロナ



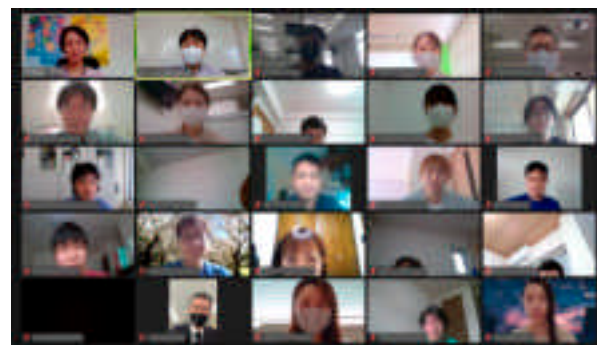
「こども霞が関見学デー」で、「こども記者」からの質問に答える鈴木外務大臣政務官（8月18日及び19日、外務省）



国際情勢講演会の様子（10月7日、日本国際連合協会福岡県本部）



外交講座の様子（6月28日、香川大学）



外交講座の様子（6月28日、香川大学）



外交専門誌『外交』

を見越した動きや気候変動、経済安全保障など多様な外交課題をテーマに取り上げ、内外の著名な有識者の論文などを数多く掲載した。

また、外務省の組織や外交政策に対する更なる理解を得るため、幅広い読者を想定し、分かりやすい各種パンフレットや動画を作成した。このほかにも、外務省ホームページの意見・感想コーナーを通じた広聴活動を行い、寄せられた意見は、外務省内で共有の上、政策立案などの参考としている。

(5) 外交記録公開及び情報公開の促進

外務省は、外交に対する国民の理解と信頼を一層促進するため、外交記録文書の迅速な移管と公開に積極的に取り組むとともに、外交史料利用の利便性向上にも努めている。

外務省では、外交史料館において、戦前の資料4万冊を含む12万点超の歴史資料を所蔵しており、1976年から、自主的な取組として戦後の外交記録を公開している。2010年5月には、「外交記録公開に関する規則」を制定し、①作成から30年以上経過した外交記録を原則公開するとともに、②外務副大臣又は外務大臣政務官が委員長を務め、外部有識者が参加する「外交記録公開推進委員会」を設置することで、外交記録公開の推進力を高め、透明性の向上に努めている。それ以来、2021年末までに移管・公開の手続を完了した外交記録ファイル数は約3万6,000冊に及ぶ。

さらに、外務省は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」に基づいて、日本の安全や他国との信頼関係、対外交渉上の利益、個人情報保護などに配慮しつつ、情報公開している。2021年には1,245件の開示請求が寄せられ、8万1,068ページの文書を開示した。

2 外交実施体制の強化

国際社会のパワーバランスが大きく変化し、日本を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさと不確実性を増し、新型コロナウイルス感染症

(以下「新型コロナ」という。)の世界的拡大により国際情勢が一層流動化する中、ポスト・コロナも見据えながら、普遍的価値に基づいた国際秩序の維持・発展のための外交を強力に推進するためには、外交実施体制の一層の強化が不可欠である。そのため外務省は、在外公館の数と質の両面の強化や外務本省の組織・人的体制の整備を進めている。また、外交の要諦は「人」という基本的な考えの下、限られた資源（人材、予算、時間）を「人」にしかできない外交活動に集中させることが不可欠との観点から、今後5か年にわたって強化すべき重点分野に沿って、デジタル化・業務合理化にも取り組んでいる。

大使館や総領事館などの在外公館は、海外で国を代表してプレゼンスを示し、外交関係の処理に携わるとともに、外交の最前線での情報収集・戦略的な対外発信などの分野で重要な役割を果たしている。同時に、邦人保護、日本企業支援や投資・観光の促進、資源・エネルギーの確保など、国民の利益増進に直結する活動も行っている。新型コロナへの対応については、感染症危険情報や各国・地域の感染状況、入国・移動の制限などの関連情報を、ホームページやメールなどを通じて適時適切に在外邦人に対し広く発信している。

2022年1月には、新たに在ダナン日本国総領事館（ベトナム）を開設した。その結果、2021年度の日本の在外公館（実館）数は、230公館（大使館153、総領事館67、政府代表部10）となっている。ダナンは、経済成長が著しく、日系企業数、在留邦人数共に増加している。また、ダナンは、南シナ海に面した安全保障上の要衝であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、東西経済回廊の起点として重要な戦略拠点の一つであるところ、ダナンに、安全保障及び経済の情報収集拠点を設けることで、同地域との関係を重層的に深化させていく。

2022年度には在キリバス日本国大使館を新設する予定である。キリバスは、太平洋島嶼国中最大、世界第12位の面積の排他的経済水域

特集

外務省外交史料館50年のあゆみ

外交史料館は、歴史的に重要な外交史料の整理保存・公開・編纂^{さん}や展示を行う外務省の施設です。1971年4月15日に開館し、2021年には開館50周年を迎えました。

外務省では、過去の交渉や先例を参照することの重要性が意識されてきました。省が設置された翌年の1870年に文書管理の部局を設置して以来、外交記録を整理して残すことに力が注がれました。かつて外務大臣を務めた石井菊次郎による「書類整備の完否は結局、外交の勝敗を決する」との言葉は、文書管理が外交の結果までを左右するという外務省の文書重視の姿勢を象徴しています。また、第一次世界大戦後、欧米諸国が外交文書集の刊行などによって外交経緯の公開に乗りだしましたが、外務省でも外交文書の公表が始まり、1936年に第一巻が刊行され、現在まで続く外交史料集『日本外交文書』の編纂事業^{さん}に受け継がれています。

こうした文書管理と公開の素地があり、第二次世界大戦終結後、外交史実への関心が高まったことから、外務省に残る戦前期の外交史料を閲覧するための施設として1971年に外交史料館が開館しました。その後1976年からは、自主的な取組として戦後外交記録の公開を開始したほか、2010年5月には、外務省独自の規則によって、作成・取得から30年が経過した記録の原則公開が規定されたことで、戦後外交記録の移管・公開が大きく進みました。開館当初の所蔵史料は幕末から昭和戦前期までの約5万点でしたが、今や11万点を超えています。所蔵史料は幕末に結ばれた日米修好通商条約から、沖縄返還や日中国交正常化といった戦後の外交交渉の記録にまで及び、より新しい時代の記録も続々と移管・公開されています。「公文書等の管理に関する法律」（2011年4月施行）では、公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置付けられ、外交史料館の所蔵史料には永久保存が義務付けられました。これら国民共有の知的資源を保存するため、館では日々、文書整理・環境管理・修復といった、地道な努力を積み重ねています。そうして今日まで引き継がれた史料が、日本外交の軌跡を示し、歴史を考えるための材料となっています。

外交史料館では、史料を保管するだけでなく、その積極的な利活用も意識しています。閲覧室でのレファレンス対応、『日本外交文書』の編纂刊行^{さん}、貴重史料を中心とした展示、時代の要請に応えたインターネット上でのデジタル公開などを通じて、広く史実に触れる機会を提供しています。歴史認識問題を和解に導くためにも、信頼性の高い史料を豊富に公開して、史実を検証することが重要です。日本の歴史を紡ぎ、国際親善の未来を創るために外交史料が果たす役割は、ますます大きくなります。今後とも、より多くの方々に外交史料館を利用していただけるような環境を整えつつ、来館をお待ちしています。



外交史料館正面

太平洋戦争直前の日米交渉に関する外務省記録
(このようなファイルを10万冊以上所蔵)幕末に結ばれた日米修好通商条約
(国の重要文化財)

外交史料館

〒106-0041 東京都港区麻布台1-5-3

開館時間：10時～17時30分

(土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月28日～翌年1月4日)および臨時の休館日として公示した日を除く(新型コロナウイルス感染症対策の観点から開館時間に変更がありえますところ、最新の開館状況や閲覧室の開室状況については、電話や外務省ホームページなどでご確認のうえ、ご来館ください。))

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/index.html>


(EEZ) を有する南太平洋の要衝であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、協力関係の深化が不可欠である。また、国際場裡において日本の立場を数多く支持するなど、重要なパートナーであり、現地に大使館を設けることで、引き続き良好な関係を維持、強化していくほか、様々な情報収集や緊急事態における各種支援などを一層効果的に行う体制を強化していくことが重要である。

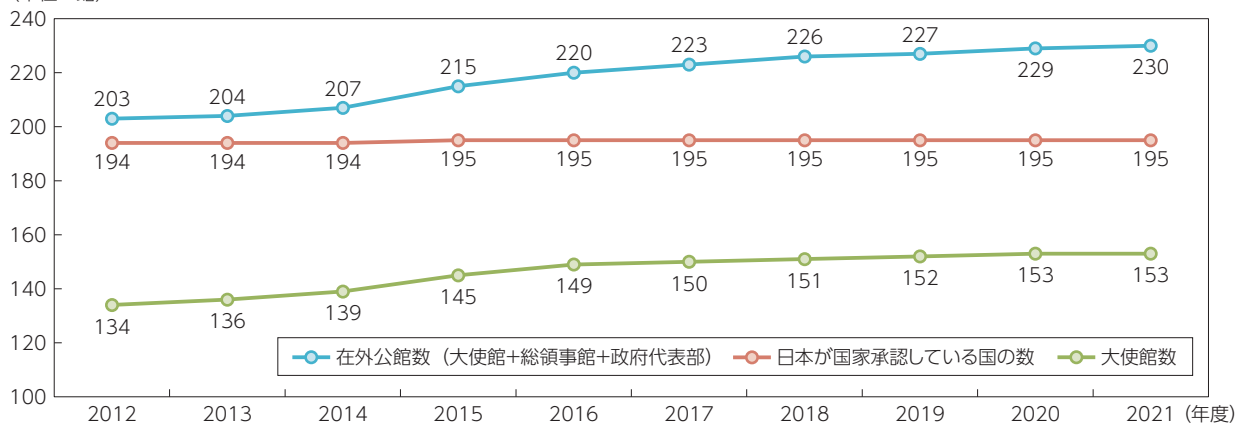
在外公館の増設と併せて、外務本省及び各在外公館で、外交を支える人員を確保・増強することが重要である。政府全体で厳しい財政状況に伴う国家公務員総人件費削減の方針がある中で、二国間関係・地域情勢への対応、積極的平和主義の展開、戦略的対外発信、経済外交の推進、地球規模課題への貢献、在外邦人保護・安全対策などに取り組むため、2021年度の外務省の定員数は6,430人となった(2020年度は6,358人)。しかしながら、依然として他の主

要国と比較して人員は十分とはいえず、引き続き日本の国力・外交方針に合致した体制の構築を目指すための取組を実施していく。なお、2022年度も、外交実施体制の強化が引き続き不可欠との考えの下、74人の定員増を行う予定である。

新型コロナを克服し、「力強さ」と「包容力」のある外交を推進するため、外務省は2021年度予算で7,097億円を計上した(うちデジタル関係予算(138億円)は内閣官房(その後デジタル庁)予算に計上)。また、2021年度補正予算に関しては1,464億円を計上した(うち41億円はデジタル庁予算に計上)。同予算においては、COVAXファシリティの途上国向け枠組みへの拠出金を計上した。これにより、6月のCOVAXワクチン・サミットにおいて日本が表明した8億ドルのプレッジを達成することになる。さらに、開発途上国における新型コロナの感染拡大防止を図るほか、人道状況の改

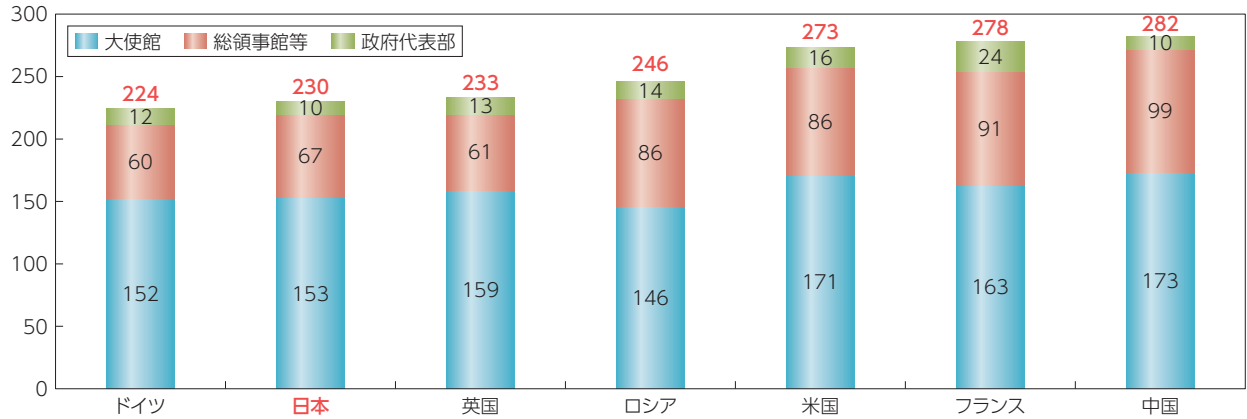
在外公館数の推移

(単位：館)



主要国との在外公館数の比較

(単位：館)

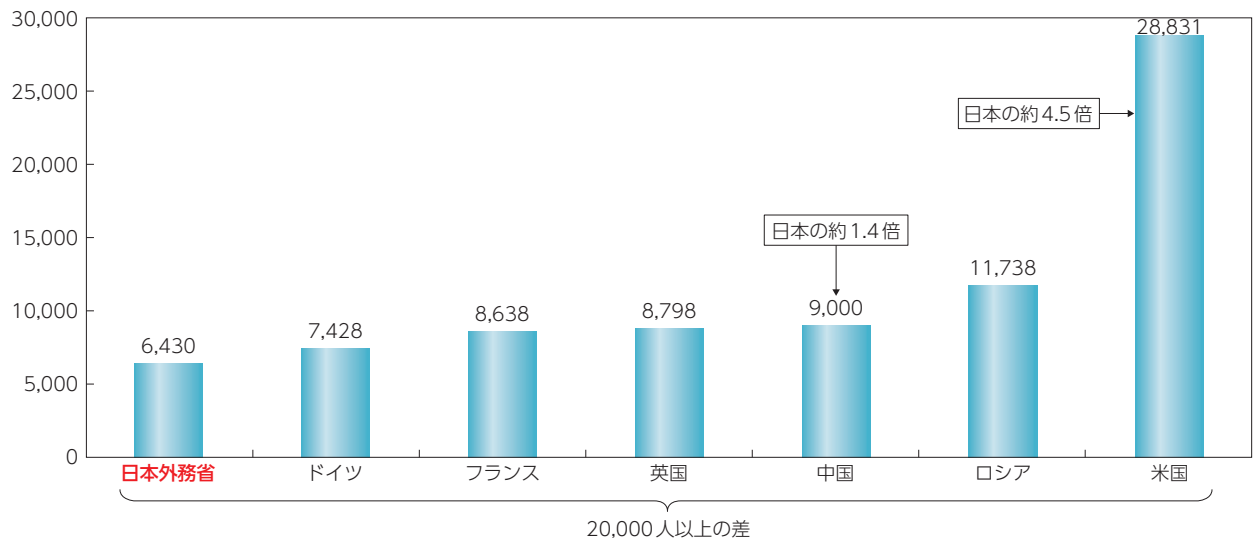


(注) 2022年1月現在

これら7か国の在外公館数 平均約252

主要国外務省との職員数比較

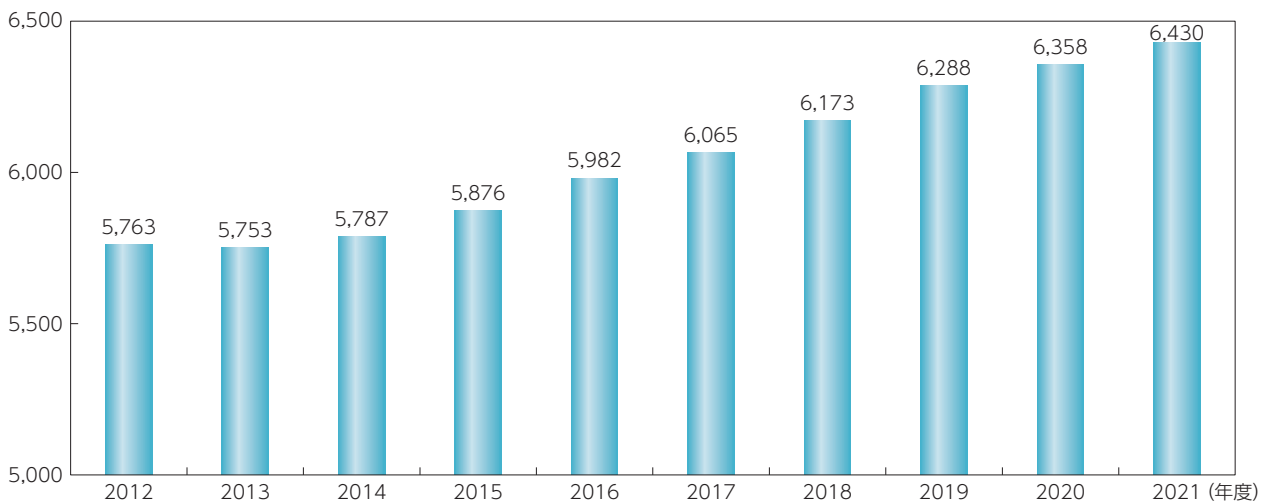
(単位：人)



※2021年度の調査結果などに基づくもの

外務省職員数の推移

(単位：人)



善などに向けた支援を行うべく、アジア・大洋州、中東、アフリカなどの開発途上国に対する支援や日本企業の海外進出支援などを中心に計上した。

2022年度当初予算政府案では、①コロナに打ち克ち、感染症対策を主導すること、②人間の安全保障を推進し、地球規模課題でリーダーシップを発揮すること、③同盟国・同志国などと連携し、国際社会における普遍的価値を守り抜くこと、④あらゆる外交ツールを用い、日本への理解と信頼を強固にすること、⑤デジタル化を進め、外交・領事実施体制を一層強化することを重点項目とし7,074億円を計上している（うちデジタル関係予算（170億円）はデジタル庁予算に計上）。この中では、新型コロナを始めとする感染症対策を主導するための予算や、気候変動を含む地球規模課題でリーダーシップを発揮するための予算を計上した。また、基本的人権といった普遍的価値の擁護に取り組むべく、同盟国・同志国などとの連携強化やODAの戦略的活用も含めた「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための予算を計上した。そのほか、戦略的対外発信の強化や、デジタル化の推進を含む外交・領事体制の強化のための予算などを計上した。

日本の国益増進のため、引き続き、一層の合理化への努力を行いつつ外交実施体制の整備を戦略的に進め、一層拡充していく。

3 外交における有識者などの役割

近年の変動著しい国際社会においては、民間有識者が、各国政府の公式見解にとらわれない国際的な政策論議を行い、それが国際世論や各国政府の政策決定に影響を及ぼすという状況がある。

各国の対外経済政策に大きな影響を持ってきたダボス会議、各国の著名な有識者や閣僚がアジアの安全保障について議論するアジア安全保

障会議（シャングリラ・ダイアログ）、欧州のみならず各地域及びグローバルな安全保障問題について広く議論が行われるミュンヘン安全保障会議、中東の安全保障をテーマとしたマナーマ対話などはこうした政策論議の代表的プラットフォームである。新型コロナの流行以降、このような会議を対面で行うことが困難な状況が続いているが、オンライン技術を活用することにより、世界中の有識者が容易に会議に参加できるという状況も生まれている。日本においても、このような主要会議に参画し、国際世論の醸成に貢献できるシンクタンク（調査研究機関）や研究者などを育成する重要性が高まっている。また、日本のシンクタンクが、これら主要会議に比肩する国際会議を開催することへの期待も高まっている。

このような背景の下、外務省は、日本のシンクタンクの外交・安全保障に関する活動を支援し、その情報収集・分析・発信・政策提言能力を高め、日本の総力を結集した全員参加型の外交を促進することを目的として、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度を実施している。これに加え、外務省は、2017年度から、日本の調査研究機関による領土・主権・歴史に関する調査研究・対外発信活動を支援する領土・主権・歴史調査研究支援事業補助金制度を運用しており、公益財団法人日本国際問題研究所¹が内外での一次資料の収集・分析・公開、海外シンクタンクと協力した公開シンポジウムの開催、研究成果の内外への発信などを実施している。2021年には、尖閣諸島の自然を学ぶことができる3Dコンテンツが領土・主権展示館などで公開されたほか、竹島問題に関して、国民世論を啓発し、国際社会の正しい理解を得るべく、韓国の古地図や古文書を根拠に韓国側の主張の誤りについて解説するウェビナーなどが実施された。同事業を通じ、日本の領土・主権・歴史に係る史料及び知見の蓄積や、国内外への発信強化が期待される。

¹ 公益財団法人日本国際問題研究所ホームページの関連箇所はこちら：<https://www.jiia.or.jp/jic/>



コラム

公邸料理人 ー外交の最前線の担い手としてー

公邸料理人とは、調理師としての免許を有する者又は相当期間にわたって料理人としての職歴を有する者で、在外公館長（大使・総領事）の公邸などにおける公的会食業務に従事する資格があると外務大臣が認めた者をいいます。在外公館は、任国政府などとの交渉・情報収集・人脈形成などの外交活動の拠点です。在外公館長の公邸において、任国政財官界などの有力者や各国外交団などを招待して会食の機会を設けることは、最も有効な外交手段の一つです。その際に高品質の料理を提供すべく、在外公館長は通常、専任の料理人を公邸料理人として帯同しています。

■ “ドバイと和食” さらなる高みを目指して

在ドバイ日本国総領事公邸料理人 鮫島直人

在ドバイ日本国総領事館の公邸料理人を務めております鮫島直人です。外務省に務める30年来の親友に薦められたことがきっかけで、公邸料理人として2020年9月にドバイに着任しました。私自身、旅行も含めて初めて体験する海外で、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）拡大の影響もあり少々不安はありましたが、ドバイの生活環境の良さもあって、仕事に励むことができます。



公邸前で

主な仕事内容は、公邸内でのゲストを迎えた会食や立食レセプションの食事の準備です。ドバイに着任してまず驚いたのは、想像していたよりも遥かに多くの食材が手に入ることです。ドバイは、世界の航空ハブとなっているので、現地で入手困難な食材を日本から空輸で入手できますし、日本食材を専門に扱うお店もあります。また、現地のスーパーでも醤油や米酢などの調味料が手に入ります。一方で、会食当日に使用する食材が流通事情で届かず、買い置き食材で急遽代用メニューを作成するなどヒヤリとさせられたこともありました。

日本との一番の違いは、ドバイがイスラム圏にあることです。そのため、アルコール類の取扱いはごく一部の酒販屋に限られていて、料理酒や味醂^{みりん}を入手するのが困難なことに加え、イスラム教徒のお客様を呼んだ会食などでは、ハラールという特別な処理を施した食材及びアルコール分や豚肉のエキスが入っていない調味料しか使えないことから、臨機応変に工夫しながら料理を作っています。例えば、煮物など日本料理で料理酒を使用する場合は、みりん風調味料を代用し、砂糖を普段より控えめにして味を調整しています。

また、日本と同じ野菜でも育った環境で品質が異なるといった気づきもありました。ドバイの気候は、11月から3月末までは日本の初夏のようですが、4月頃から気温が上昇し、8月から9月は日中40度以上、夜でも35度を越える日が毎



ドバイの魚市場で入手した「ハムール」のお造り（お皿の右側にあるのがハムールで、日本ではヒトミハタと呼ばれている）



鯛の塩釜焼き

日続きます。一方で、1年を通してほとんど雨は降りません。こうした気候環境から、日本では一般的に夏野菜と呼ばれるパプリカ、トマト、ナスなどが、ドバイでは1年中スーパーに並んでいます。しかし、こうした現地野菜には、とても皮が硬くて噛みきれないものや、種がほとんどの野菜などが多々あるので、その辺りに気を使いながら現地で食材を仕入れています。

会食やレセプションの際は、日本の食材の美味しさをゲストに伝えることを第一に心がけています。特に魚は、日本と同じ種類の魚が現地で売られていたとしても、魚自体の「旨味・美味しさ」が日本とは異なるように感じられます。このため、日本から直送された日本育ちの魚が持つ「美味しさ」をゲストに味わってもらうことによって、日本の良さを伝えようと毎回試行錯誤しています。

新型コロナの流行下ではありますが、私は公邸料理人として料理を振る舞う機会がある度に、「チャレンジ精神」と責任感を常に持ち、1日1日自身が成長していけるような日々を過ごそうと思っています。



賞詞交換会で鯛の塩釜焼きを振る舞う様子

外務省では、公邸料理人として共に外交に携わってくださる方を随時募集しています。御関心のある方はぜひ以下のURL、又はQRコードからお問い合わせください。

【国際交流サービス協会 <http://www.ihcsa.or.jp/zaigaikoukan/cook-1/>】



公邸料理人の活躍はSNSアカウント「外務省×公邸料理人 (Facebook、Twitter)」でも御覧いただけます。

Facebook :
<https://www.facebook.com/MofaJapanChef>

Twitter :
https://twitter.com/mofa_japan_chef



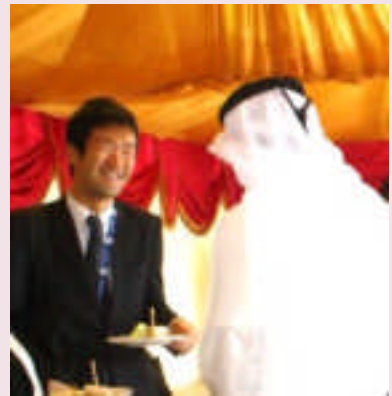
コラム

外交拠点・大使館を「創る」 — 宮繕技官の仕事 —

外務省には、外交に携わる仕事以外にも「在外宮繕」という仕事があることをご存じですか。日本の顔として外交活動の拠点や舞台となり、非常時には邦人保護の最後の砦^{とりで}となるのが、海外にある日本国大使館などの在外施設です。これら施設を設計・建設し、維持管理するのが在外宮繕であり、外交活動を陰ながら支えつつ、日本国民の生命を守る重責の一端を担っているとも言えます。ここでは、在外宮繕業務を担当する金子宮繕技官に在外宮繕の仕事について語っていただきました。

■ 長い海外勤務

私は学生時代から海外で働きたいという希望を持って外務省に入省し、勤続13年間のうち、9年間で海外で過ごしました。これまで赴任した国は、米国、イラン、カタール及びタイと歴史や文化も全く異なりますが、それぞれの国での思い出はかけがえのないものとなっています。各国で従事した建設プロジェクトの工事現場では、建築許可申請、工程管理、各種図面チェック、品質検査、資機材選定や輸入手続、ライフライン確保のため協議など、幅広い業務を行いました。担当業務を遂行する上では、私の専門である電気分野の知識だけでなく、建築や機械分野などの知見も求められますが、当初は技術的知識も経験も乏しく、図面を正しく読み取ることすらできずに悔しい思いをしたこともありました。しかしながら、ベテラン技官の上司、先輩から少しずつ学び、知識を身に付け、今日まで頑張ることができています。



起工式でカタール外務省関係者と歓談

■ 大使館を完成させるまでの道のり

私はカタール在勤中に大使館事務所の建設を担当しました。カタールでは日中の気温が40度を超えることもあり、厳しい気候風土における快適な室内環境を創出するため、設計段階から工夫を凝らし、直射日光を遮蔽する窓の形状としました。工事が始まると、厳しい環境下でいかに建設作業を進めるかが課題となり、その中でも最も難易度が高かったのはコンクリート工事でした。同工事は気温が下がる夜中に作業を行う必要があり、全てのコンクリートミキサー車に対して、品質試験などの確認作業を夜通し行うという日本では考えられない大変な経験もしました。

施工中の数々のトラブルを乗り越え、やっと建物が完成しても、竣工直後は何かしら不具合が頻発するため、休む暇はありません。しかし、初期不良が一段落した後は、工事に携わった施工業者や大使館員と完成の喜びを分かち合うことができました。また、建物の使用開始後、大使館員が新しい建物の明るい空間の中でこやかに勤務している姿を目にした時は、これまでの多くの苦労が報われた思いがしました。



完成したカタール日本国大使館



工事現場での施工業者との打ち合わせ風景

■ 大使館を「創る」仕事の魅力

海外で大使館などの在外施設の建設を担当することは決して楽な仕事ではありません。しかしながら、建築の文化、歴史、慣習が異なる国で、現地の人達と一緒にその国で後世に残り続ける日本の象徴とも言える建物を完成させた時の喜びは一生忘れられない経験です。そして、日本とその国の架け橋を自分の手で創る建築物で表現することができる、それが私たちの仕事ならではの楽しみです。今後もまだ見ぬ国の建設プロジェクトに携わって自分自身の成長にもつなげながら、また多くの「造る」苦労を忘れてしまうほどのあの「創る」感動を再び味わうことを楽しみにしています。

資料編

慰安婦問題 参考資料	314
旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料	316
国際機関などに対する拠出実績 令和2年度外務省拠出実績・国際機関などにおける2020年の日本の拠出割合	318
グローバルな課題の解決に向けて —国際機関で働くという選択肢—	320
外務省における採用情報	322
地方創生支援事業一覧	324

日韓両外相共同記者発表 (2015年12月28日)



(外務省ホームページ
掲載箇所はこちら)

1 岸田外務大臣

日韓間の慰安婦問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、日本政府として、以下を申し述べる。

(1) 慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。

(2) 日本政府は、これまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

(3) 日本政府は上記を表明するとともに、上記(2)の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

2 尹^{ユン}外交部長官

韓日間の日本軍慰安婦被害者問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として、以下を申し述べる。

(1) 韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上記1.(2)で表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日本政府の実施する措置に協力する。

(2) 韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。

(3) 韓国政府は、今般日本政府の表明した措置が着実に実施されるとの前提で、日本政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

元慰安婦等による大韓民国ソウル中央地方裁判所における 訴訟に係る判決確定について（外務大臣談話） （2021年1月23日）



（外務省ホームページ
掲載箇所はこちら）

- 1 元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、本年1月8日、ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払等を命じる判決を出し、本23日、同判決が確定しました。
- 2 国際法上、国家は主権を有し、互いに対等な存在であることから、原則として、外国の裁判権に服することはありません。日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本国政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきました。今般、ソウル中央地方裁判所が、主権免除の原則の適用を否定する判決を出したことは、国際司法裁判所判決でも示されている国際法に明らかに反するものです。
- 3 慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない（第2条）ことを定めており、この協定は、これまでの日韓関係の基礎となってきました。
- 4 また、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されています。日本国政府は、この合意の下で約束した措置を全て実施してきています。大韓民国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めているものであり、国際社会が韓国による合意の実施を注視している状況です。
- 5 この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできません。
- 6 日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めます。

[参考1] 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（1965年12月18日発効）

第二条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

（中略）

- 3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

[参考2] 2015年12月28日の慰安婦問題に関する日韓合意
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001667.html



[参考3] 慰安婦問題についての我が国の取組（PDF）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000472256.pdf>



このほかの関連資料については
外務省ホームページ参照
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



大韓民国による日韓請求権協定に基づく仲裁に応じる義務の不履行について (外務大臣談話) (2019年7月19日)



(外務省ホームページ
掲載箇所はこちら)

- 1 日韓両国は、1965年の国交正常化の際に締結された日韓基本条約及びその関連協定の基礎の上に、緊密な友好協力関係を築いてきました。その中核である日韓請求権協定は、日本から韓国に対して、無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力を約束する(第1条)とともに、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題は「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない(第2条)ことを定めており、これまでの日韓関係の基礎となってきました。
- 2 それにもかかわらず、昨年一連の韓国大法院判決が、日本企業に対し、損害賠償の支払等を命じる判決を確定させました。これらの判決は、日韓請求権協定第2条に明らかに反し、日本企業に対し一層不当な不利益を負わせるものであるばかりか、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできません。
- 3 我が国は、国際社会における法の支配を長く重視してきました。国家は国内事情のいかなを問わず国際法に基づくコミットメントを守ることが重要であるとの強い信念の下、昨年の韓国大法院の判決並びに関連の判決及び手続により韓国が国際法違反の状態にあるとの問題を解決する最初の一步として、本年1月9日に日韓請求権協定に基づく韓国政府との協議を要請しました。
- 4 しかしながら、韓国政府がこの協議の要請に応じず、また、韓国大法院判決の執行のた

めの原告による日本企業の財産差押手続が進む中、何らの行動もとらなかったことから、5月20日に韓国政府に対し、日韓請求権協定第3条2に基づく仲裁付託を通告し、仲裁の手続を進めてきました。しかしながら、韓国政府が仲裁委員を任命する義務に加えて、締約国に代わって仲裁委員を指名する第三国を選定する義務についても、同協定に規定された期間内に履行せず、日韓請求権協定第3条の手続に従いませんでした。

- 5 このことにより、5月20日に付託した日韓請求権協定に基づく仲裁委員会を設置することができなかったことは、極めて遺憾です。
- 6 昨年の一連の韓国大法院判決並びに関連の判決及び手続による日韓請求権協定違反に加え、今般、同協定上の紛争解決手続である仲裁に応じなかったことは、韓国によって更なる協定違反が行われたことを意味します。
- 7 日本政府としては、こうした状況を含め、韓国側によって引き起こされた厳しい日韓関係の現状に鑑み、韓国に対し、必要な措置を講じていく考えです。
- 8 本件の解決には、韓国が度重なる国際法違反の状態を是正することが必要であり、韓国に対し、そのための具体的な措置を直ちに講ずるよう、改めて強く求めます。

[参考1] 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(1965年12月18日発効)

第二条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締

約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条 (a) に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

(中略)

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第三条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁

委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

[参考2] 旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐるこれまでの経緯と日本政府の立場（ファクトシート）

日本語（PDF）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000499946.pdf>

英語（PDF）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000499948.pdf>



このほかの関連資料については外務省ホームページ参照

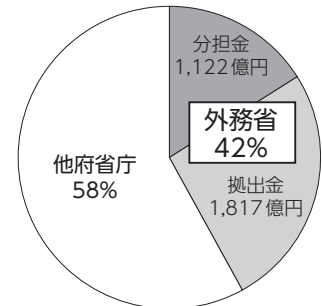
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html



国際機関などに対する拠出実績 令和2年度外務省拠出実績・国際機関などにおける2020年の日本の拠出割合

令和2年度（令和2年4月から令和3年3月）は、日本政府から国際機関などに対し、約6,998億円の分担金・拠出金を拠出した。このうち、外務省所管分は約42%を占め、内訳は分担金約1,122億円、拠出金約1,817億円。外務省所管の拠出額上位50機関は下表のとおり。

なお、各機関の拠出金受領総額に占める日本の割合については、下表の[参考]参照。[参考]では、国際機関の2020年財政報告などのデータ（注：多くは暦年会計を採用しており、日本の会計年度のデータとは異なる。）に基づき、各機関の拠出金全体に占める日本政府全体の拠出額（外務省に加え、他省庁拠出分や無償資金協力なども含む）の割合を示した。



順位	外務省所管の分担金・拠出金の拠出先国際機関など	令和2年度外務省拠出総額 (千円)	分担金		拠出金	
			外務省所管分担金 (千円)	2020年日本政府の分担率 (%) *1	外務省所管拠出金 (千円)	[参考] 2020年国際機関における日本政府の拠出割合 (%) *2
1	国際連合 (UN) *3	88,281,194	88,253,562	8.56%	27,632	-
2	国連開発計画 (UNDP)	31,294,876		-	31,294,876	8.98%
3	国連児童基金 (UNICEF)	20,331,532		-	20,331,532	5.10%
4	世界エイズ・結核・マラリア対策基金	19,996,600		-	19,996,600	-
5	GAVI ワクチンアライアンス	15,413,489		-	15,413,489	6.47%
6	世界食糧計画 (WFP)	12,528,231		-	12,528,231	2.32%
7	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	11,737,783		-	11,737,783	2.64%
8	国連食糧農業機関 (FAO)	6,408,606	4,533,194	8.57%	1,875,412	-
9	国際原子力機関 (IAEA)	6,285,901	3,845,398	8.35%	2,440,504	10.12%
10	アジア欧州財団	5,707,422		-	5,707,422	-
11	東南アジア諸国連合 (ASEAN)	5,478,000		-	5,478,000	非公表
12	国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS)	5,237,094		-	5,237,094	4.94%
13	国際移住機関 (IOM)	4,655,478	526,517	9.16%	4,128,961	2.41%
14	国連人口基金 (UNFPA)	4,016,034		-	4,016,034	2.33%
15	国連教育科学文化機関 (UNESCO) *2	3,948,888	3,204,076	11.05%	744,812	3.89%
16	国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	3,694,566		-	3,694,566	3.52%
17	赤十字国際委員会 (ICRC)	3,645,891		-	3,645,891	1.39%
18	経済協力開発機構 (OECD)	3,092,728	3,050,853	9.40%	41,876	9.24%
19	国際刑事裁判所 (ICC)	2,999,399	2,999,399	15.69%	0	-
20	国連工業開発機関 (UNIDO)	2,376,922	1,142,126	14.10%	1,234,796	9.30%
21	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関	2,330,240		-	2,330,240	-
22	国際機関職員派遣信託基金 *5	2,323,321		-	2,323,321	100%
23	国連人間居住計画 (UN-Habitat)	2,238,964		-	2,238,964	10.80%
24	国連開発計画・グローバルヘルス技術振興基金連携事業拠出金 (GHIT)	2,200,000		-	2,200,000	100%
25	国連薬物犯罪事務所 (UNODC) *3	1,882,168		-	1,882,168	9.87%
26	対日理解促進交流プログラムの国際機関など *4	1,846,806		-	1,846,806	100%
27	UNEP オゾン事務局 (モントリオール議定書多数国間基金)	1,782,178		-	1,782,178	14.64%

国際機関などに対する拠出実績令和2年度外務省拠出実績・国際機関などにおける2020年の日本の拠出割合

順位	外務省所管の分担金・拠出金の拠出先国際機関など	令和2年度外務省拠出総額(千円)	分担金		拠出金	
			外務省所管分担金(千円)	2020年日本政府の分担率(%) ^{*1}	外務省所管拠出金(千円)	[参考]2020年国際機関における日本政府の拠出割合(%) ^{*2}
28	世界銀行 ^{*6}	1,375,000		—	1,375,000	—
29	世界保健機関 (WHO)	1,261,475		—	1,261,475	4.73%
30	包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBTO)	1,246,721	1,246,721	8.76%	0	—
31	ユニットエイド	1,093,050		—	1,093,050	0.60%
32	国連開発調整オフィス	1,057,911		—	1,057,911	6.00%
33	ドイツ復興金融公庫 ^{*2}	1,008,600		—	1,008,600	12.00%
34	経済協力開発機構国際エネルギー機関 (IEA) ^{*2}	987,116	360,800	13.31%	626,316	19.80%
35	世界貿易機関 (WTO)	895,358	868,587	3.93%	26,771	2.03%
36	アジア生産性機構 (APO)	803,668	563,235	42.72%	240,432	99.19%
37	教育のためのグローバル・パートナーシップ	784,560		—	784,560	0.09%
38	化学兵器禁止機関 (OPCW) ^{*2}	766,816	713,212	8.64%	53,604	—
39	国際労働機関 (ILO)	756,943		—	756,943	1.90%
40	国連人道問題調整事務所 (OCHA) ^{*3}	688,250		—	688,250	2.12%
41	国際家族計画連盟 (IPPF)	658,026		—	658,026	6.58%
42	国連防災機関 (UNDRR) ^{*3}	602,008		—	602,008	11.07%
43	国連人間の安全保障ユニット ^{*3}	598,868		—	598,868	100%
44	国連地雷対策サービス部 (UNMAS) ^{*3}	525,107		—	525,107	2.97%
45	国際農業研究協議グループ (CGIAR)	381,536		—	381,536	0.92%
46	気候変動枠組条約事務局 (UNFCCC)	370,543		—	370,543	10.21%
47	国連活動支援局 ^{*3}	312,000		—	312,000	100%
48	汎米保健機構	300,000		—	300,000	1.37%
49	東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター	283,021		—	283,021	(義務的拠出金) 100% (任意拠出金) 87.5%
50	紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金	246,000		—	246,000	—

(留意事項)

- *1 外務省が分担金を支払っている国際機関の分担率についてのみ記載 (他府省庁のみが分担金を支払っている場合は記載していない。)
- *2 日本と国際機関などの会計年度の違いから、令和2年度の日本政府機関からの拠出が国際機関などの2020年会計年度の収入として扱われず、2020年の日本政府の拠出割合として反映されていない場合もある。これに該当する機関は、国連教育科学文化機関 (UNESCO) (第15位)、ドイツ復興金融公庫 (第33位)、経済協力開発機構・国際エネルギー機関 (IEA) (第34位) 及び化学兵器禁止機関 (OPCW) (第38位)
- *3 国際連合 (UN) については事務局の規模が大きいため、国際連合通常予算分担金、同平和維持活動分担金 (第1位) 及び事務局内の信託基金とそれ以外の分担金・拠出金の拠出先を区別して記載。これに該当する拠出先は、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) (第25位)、国連人道問題調整事務所 (OCHA) (第40位)、国連防災機関 (UNDRR) (第42位)、国連人間の安全保障ユニット (第43位)、国連地雷対策サービス部 (UNMAS) (第44位) 及び国連活動支援局 (第47位)。なお、国連人間の安全保障ユニット及び国連活動支援局に対する拠出は、それぞれ「国連人間の安全保障基金拠出金」及び「国連活動支援局拠出金」であり、日本のみの拠出であることから拠出割合が100%となっている。
- *4 対日理解促進交流プログラムの国際機関など (第26位) は以下の11機関
東南アジア諸国連合 (ASEAN)、モーリーン・アンド・マイク・マンスフィールド財団、日韓学術文化青少年交流共同事業体、公益財団法人日中友好会館、財団法人中華経済研究院、南太平洋大学 (USP)、南アジア地域協力連合 (SAARC)、ラテンアメリカ社会科学研究所、欧州異文化学習連盟 (EFIL)、カナダ・アジア太平洋財団、AFS Intercultural Programs India
- *5 国際機関職員派遣信託基金 (第22位) は国際機関を志望する若手日本人を日本政府 (外務省) の経費負担により原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより、正規職員への途を開くことを目的としたジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO) 派遣のための基金
- *6 世界銀行 (第28位) に対する拠出は、アフガニスタン復興信託基金として外務省から拠出したものを反映

グローバルな課題の解決に向けて ―国際機関で働くという選択肢―

「グローバルな課題の解決に取り組みたい」と考えたことはありませんか？ 国連を始めとする国際機関は、貧困、紛争、難民、人権、感染症、環境問題といった国際社会が直面する様々な課題に取り組んでおり、国際機関で活躍する日本人職員数は年々増加しています。

外務省国際機関人事センターでは、国際機関を志す日本人の方々に積極的に支援しています。

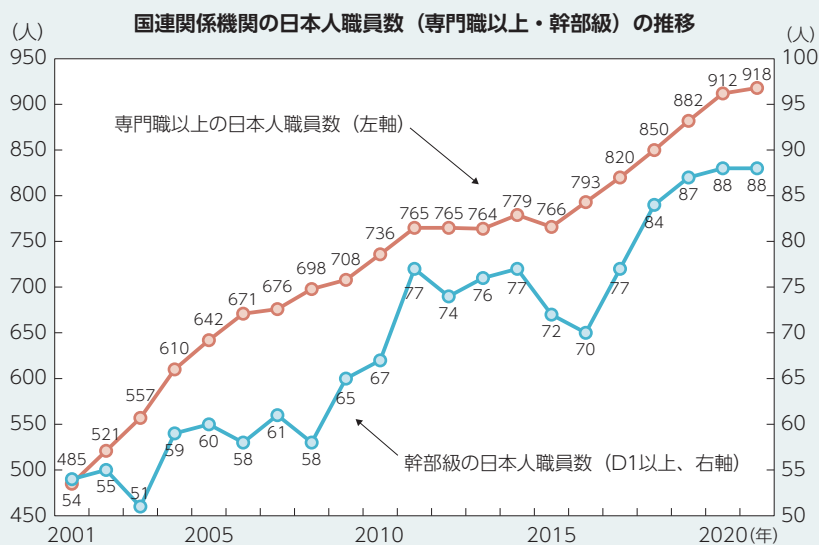
日本人が国際機関の専門職員を

目指すには、主に次の三つの方法があります。

- ・国際機関による公募への直接応募
- ・日本政府を通じてのジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度への応募
- ・国際機関によるヤング・プロフェッショナル・プログラム（YPP）への応募（国連事務局、経済協力開発機構（OECD）、世界銀行）

ここでは比較的若い日本人の方が国際機関職員を目指す上で非常に有効な手段であるJPO派遣制度について紹介します。JPO派遣制度は、各国際機関が各国政府の費用負担を条件に若手人材を受け入れる制度です。外務省では1974年から同制度を通じて若手人材の派遣を行っています。任期は原則として2年で、派遣先の国際機関で職員として勤務しながら、正規採用を目指します。派遣者の選考は基本的に年1回のJPO派遣候補者選考試験を通じて行われます。応募資格は、(1) 35歳以下、(2) 修士号を取得又は取得見込みかつ2年以上の職務経験があり、(3) 英語で仕事ができ、(4) 将来も国際機関で働く意思を有する、(5) 日本国籍を有する方です。応募資格の詳細は外務省国際機関人事センターのウェブサイト（下記）で最新の募集要項を参照してください。最近では同制度の下、毎年50人から60人程度が派遣され、JPOの任期中の更なる就職活動の結果、JPOとしての派遣終了後も7割以上の方が国際機関の職員として勤務を続けています。国連関係機関で働く918人（2020年末時点、外務省調べ）の日本人職員（専門職以上）の約半数がJPO出身となっており、多くの方がJPOから国際機関でのキャリアを始めています。

「国際機関の仕事」というと開発や人道支援というイメージが強いかもしれませんが、求められる人材はそれだけではありません。会計や人事、法務、広報やICTの専門家など、幅広い人材が必要とされています。外務省国際機関人事センターのウェブサイトでは、国際機関で活躍する様々な日本人職員の方々の体験談を参照できるので、是非ご覧ください。



(注1) 前年12月31日時点。2013年以前は1月1日時点（外務省調べ）
 (注2) 「幹部級の日本人職員数」は「専門職以上の日本人職員数」の内数

外務省国際機関人事センター ウェブサイト <https://www.mofa-irc.go.jp/>



〈JPO 経験者の声〉

内田 朋宏 国連人口基金 (UNFPA) ニューヨーク本部財務局ファイナンスアナリスト(会計士)

2018年、私は会計士としてオーストラリアの監査法人で現地上場企業や日系企業子会社の監査業務に従事していました。そんな折、JPO派遣制度の募集広告に触れ、会計士でも国連組織で活躍する場所があるということを知りました。会計監査業務は企業の財務諸表の公正妥当性を合理的な範囲で保証することにより、市場参加者間での経済活動促進に寄与します。このような会計士の役割は、国連のコンテキストにおいては、拠出金使途情報の透明性を高めることによりドナーからの信頼醸成に寄与したり、これを担保するための内部統制システム構築の現場においても発揮されます。地球規模で展開する国連の活動や新たな知識習得の機会に魅力を感じ、2019年にUNFPAにJPOとして着任、その後2021年からは正規職員として勤務しています。UNFPAは「すべての妊娠が望まれ、すべての出産が安全に行われ、全ての若者の可能性が満たされる社会」の実現に向けて150か国以上で活動を行っている国連機関です。その財務局では、あらゆる地域での活動が円滑に、かつ一定の財務透明性を担保して行われるように後方業務を担っています。銀行システムの存在しない地域での活動や、海外からの送金が制限された制裁地域での活動など、財務局で直面する課題は日々様々であり、毎日が刺激的です。国際情勢に応じて日々変化する活動内容に対応しつつ、今後とも貢献していけるように精進していきたいと考えています。



コロナ禍での職場風景 (筆者右から3人目)

〈日本人職員が5人以上いる国際機関〉

国際機関名	職員数	国際機関名	職員数
ADB (アジア開発銀行)	142	ITU (国際電気通信連合)	9
AIT (アジア工科大学院)	6	OECD (経済協力開発機構)	81
AJC (日本アセアンセンター)	10	UN Women (国連女性機関)	10
AMRO (ASEAN+3 マクロ経済研究所)	6	UN (国連事務局)	210
APO (アジア生産性機構)	9	UNDP (国連開発計画)	64
CGIAR (国際農業研究協議グループ)	20	UNESCO (国連教育科学文化機関)	52
ERIA (東アジア・ASEAN 経済研究センター)	15	UNFCCC (国連気候変動枠組条約事務局)	7
FAO (国連食糧農業機関)	55	UNFPA (国連人口基金)	14
GFATM (世界エイズ・結核・マラリア対策基金)	11	UNHCR (国連難民高等弁務官事務所)	69
IAEA (国際原子力機関)	39	UNICEF (国連児童基金)	96
IBRD (国際復興開発銀行)	170	UNIDO (国連工業開発機関)	14
ICAO (国際民間航空機関)	8	UNJSPF (国連合同職員年金基金事務局)	6
ICC (国際刑事裁判所)	9	UNOPS (国連プロジェクト・サービス機関)	6
ILO (国際労働機関)	41	UNRWA (国連パレスチナ難民救済事業機関)	5
IFC (国際金融公社)	43	WCO (世界税関機構)	10
IMF (国際通貨基金)	65	WFP (国連世界食糧計画)	50
IOM (国際移住機関)	36	WHO (世界保健機関)	56
ITER (イーター機構)	32	WIPO (世界知的所有権機関)	23

※外務省調べに基づき、日本人職員5人以上の機関を記載 (専門職相当以上、2020年末時点)

※アジア開発銀行 (2020年12月時点)、世界銀行グループ (国際復興開発銀行 (2021年6月時点)、国際金融公社 (2021年6月時点)、国際通貨基金 (2021年4月時点) における日本人職員数は財務省調べ (専門職相当以上)

外務省における採用情報

皆さんは外務省の仕事と聞いて、どんな内容を想像しますか？「外交」の目的は、国際社会の中で日本の安全と繁栄を確保し、国民の生命と安全を守ること。それは、「国家」の存在意義そのものと言っても過言ではありません。

相互依存が深まる世界の中で、日本の将来は、国際社会全体の未来と不可分に結びついています。その中で、いかに日本が国際社会の一員としての責任を果たしつつ、自国の利益を追求していくか。安全保障や経済外交、情報収集、ポスト・コロナを含む国際的なルール作りへの参加や交渉、海外の日本人の保護、日本の魅力や政策の発信にいかに努めるか。尽きることのない困難かつ多様な課題に対応すべく、外務省は世界各地で昼夜を問わず日々業務を行っています。

外務省は、1869年（明治2年）に創設されて以降、名称を変えることなく現在まで日本の外交の歴史を紡いできました。古くは、明治の英傑と呼ばれた人々が躍動し、数々の歴史を変えてきました。

そして現在に至るまで、国のために尽くす情熱と使命感、それを支える知性、人間としてのタフさと誠実さ、さらには、あくなき向上心を持った外交官たちが立ち止まることなく成長しています。我々と一緒に、国際社会の舞台で「国の代表」として一生をかけて挑戦を続けたいという方は、ぜひ外務省の扉を叩いてください。



■ 総合職職員

外務省の総合職職員は、本省・在外の様々な地域・分野のポストを経験して、管理職さらには幹部職員として活躍することが期待されています。総合職職員については、原則として、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、中国語、アラビア語（年によっては朝鮮語が含まれる）の中の一つが研修語として指定されます。

■ 外務省専門職員

外務省専門職員は、高い語学力を有し、関連する国・地域、あるいは条約、経済、経済協力、軍縮、広報文化などの分野で実践的な知見と経験に基づく能力を発揮しつつ活躍することが期待されています。外務省専門職員については、原則として、40数言語の中の一つが研修語として指定されます。

■ 一般職職員

外務省の一般職職員は、会計、文書管理、通信事務、領事事務、在外公館施設管理などの業務を通し、国内外で、日本の外交を力強く支えています。

※最新・詳細の採用情報については当省ホームページの採用情報ページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/index.html>)、外務省学生向けTwitter (https://twitter.com/Mofa_student)、外務省学生向けFacebook (<https://www.facebook.com/Mofa.student>) を御確認下さい。



HP



Twitter



Facebook

採用に関するよくある質問（総合職職員及び外務省専門職員）

Q：どのような人材が求められていますか？

A：厳しい国際社会の中で日本の利益を追求していくため、(1) 国民のために働きたいという強い意志と責任感を持つこと、(2) 未知の課題に積極的に取り組むチャレンジ精神を持つこと、(3) 冷静に考え、かつ、機動的に動くことができることが求められています。

Q：英語ができないと外務省には入れないのでしょうか？

A：採用選考は学力、適性などを総合的に勘案し、人物本位で行っています。外務省職員として活躍するために英語力は重要ですので、外務省としては、官庁訪問や外務専門職試験の際に、TOEFL又はIELTSのスコアを提出することを推奨しています。優れたスコアは高い語学能力を示すものとして評価されます。一方、英語力のみによって採用の可否を決めることはありません。外務省は多様な人物を求めており、語学力が不十分であっても、高い能力と意欲が評価されて採用され、入省後に語学力と外交官としての素養を得て活躍している職員も少なくありません。なお、英語以外に得意言語があれば、当該語学の公的な語学試験のスコアの提出を推奨しています。

Q：留学経験・海外生活経験がないのですが、採用されますか？

A：採用選考は学力、適性などを総合的に勘案し、人物本位で行っています。留学経験・海外生活経験については、その経験を通して何を会得したかが重要であり、経験の有無のみをもって採用の可否を判断することはありません。なお、外務省では、採用

後、本省での研修及び勤務を経て2～3年間の在外語学研修の機会が与えられます。この研修の機会に高いレベルの語学力を得、かつ、外交官としての素養を身につけることが求められます。

Q：理系区分でも採用されますか？

A：外務省は、その業務が多岐にわたることから、多様な人材を求めており、国家総合職試験区分や出身学部にとらわれず、人物本位で採用選考を行っています。

Q：配属や転勤の希望はありますか？

A：本人の能力、適性、希望などを総合的に考慮し、配属先が決定されます。おおむね2年から3年ごとに配属先が変わりますので、様々な仕事を通してより多くの知識や経験を得る機会があります。

Q：育児と両立できますか？

A：育児休業、フレックスタイム制、テレワークなどの各種制度を積極的に活用しやすい雰囲気醸成されていますので、育児を行いながらも大いに実力を発揮できる職場です。



地方創生支援事業一覧

1 駐日外交団による地方視察ツアー

実施日	共催自治体	視察先・プログラム
11月18日-19日	秋田県鹿角市	<ul style="list-style-type: none"> ・祭り展示館（道の駅かづのあんとらあ） ・みそ付たんぼ作り体験（道の駅かづのあんとらあ） ・花輪スキー場ジャンプ台 ・史跡尾去沢鉱山 ・発荷峠展望台 ・道の駅おおゆ ・大湯環状列石・大湯ストーンサークル館 ・鹿角紫根染・茜染体験（コモッセ）
11月25日-26日	福島県郡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしま医療機器開発支援センター ・猪苗代湖 ・野口英世記念館 ・産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所 ・郡山市ふれあい科学館スペースパーク ・コミュタン福島 ・日本調理技術専門学校 ・おざわ農園 ・仁井田本家

2 地域の魅力海外発信支援事業

実施日	開催地	参加自治体	事業内容など
2021年12月1日 から 2022年2月28日	中国各地 (オンラインでの 情報発信を含む)	[PR動画配信] 67自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・大使館のSNSアカウントで、自治体のPR動画を配信 ・小売店、日本料理店、卸売業者などの販促活動を連携事業として情報発信

3 地方の魅力発信プロジェクト

	関係公館	利用施設	共催者	行事内容
1月29日	在ホーチミン 日本国総領事館	総領事公邸	福島県 山梨県 大分県	セミナー形式で各県の魅力や特徴を説明し、試食・試飲ブースで各地の日本酒や焼酎、ぶりや椎茸などを提供。複数の地元紙や日系テレビ局にも取り上げられた。
9月25日	在瀋陽 日本国総領事館	総領事公邸	富山県大連事務所 岩手県大連事務所	ライブ配信形式で、富山県と岩手県の伝統工芸品を始めとした両県の観光や文化が紹介された。アプリやSNSを通じ、延べ11,000人以上の視聴者に両県の魅力が届けられた。